

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園
運営維持管理業務
民間競争入札実施要項

平成30年4月

国土交通省関東地方整備局

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
1.1. 対象施設及び対象業務の概要	1
1.1.1 対象施設の概要	1
1.1.2 開園期間及び時間	2
1.1.3 入園料	2
1.1.4 施設目的	3
1.1.5 対象業務の概要	4
1.2. 業務内容	8
1.2.1 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	8
1.2.2 施設・設備維持管理業務	8
1.2.3 植物管理業務	8
1.2.4 収益施設等管理運営業務	9
1.3. サービスの質の設定	10
1.3.1 包括的な質の設定	10
1.3.2 個別業務の質の設定	11
1.3.3 創意工夫の発揮可能性	13
1.3.4 モニタリング方法	14
1.3.5 委託費の支払い方法	15
1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項	16
2. 実施期間に関する事項	20
3. 入札参加資格に関する事項	21
3.1. 入札参加資格について	21
3.2. 企業の業務実績に関する要件	23
3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件	25
3.4. 共同体での入札について	29
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	30
4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）	30
4.2. 入札実施手続	32
4.2.1 提出書類	32
4.2.2 申請書類の内容	33
4.2.3 企画書の内容	33
4.2.4 収益施設運営計画書	33
4.2.5 ヒアリングの実施	34
4.2.6 その他	34
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サー	

ビスを実施する者の決定に関する事項.....	35
5.1. 事業者決定に当たっての質の評価項目の設定.....	35
5.1.1 基本項目審査.....	35
5.1.2 提案項目審査.....	35
5.1.3 加算点項目審査.....	35
5.2. 事業者決定に当たっての評価方法.....	38
5.2.1 事業者の決定方法.....	38
5.2.2 総合評価の方法.....	38
5.2.3 留意事項.....	41
5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて.....	41
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	42
7. 事業者に使用させることができる国有財産に関する事項.....	43
7.1. 施設.....	43
7.2. 設備.....	43
8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して 報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サー ビスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する 事項.....	44
8.1. 報告について.....	44
8.1.1 業務計画書の協議と承諾.....	44
8.1.2 業務責任者及び業務の関係者.....	44
8.1.3 業務報告書.....	44
8.1.4 検査・監督体制.....	44
8.2. 調査への協力.....	44
8.3. 指示について.....	45
8.4. 秘密の保持.....	45
8.5. 個人情報の取り扱い.....	45
8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置.....	45
8.6.1 業務の開始及び中止.....	45
8.6.2 公正な取り扱い.....	45
8.6.3 金品等の授受の禁止.....	45
8.6.4 法令の遵守.....	46
8.6.5 安全衛生.....	46
8.6.6 記録・帳簿書類等.....	46
8.6.7 権利の譲渡.....	46
8.6.8 権利義務の帰属等.....	46
8.6.9 一般的損害.....	46
8.6.10 再委託又は下請負の取り扱い.....	46
8.6.11 契約解除.....	47
8.6.12 契約解除時の取り扱い.....	47

8.6.13	契約内容の変更	48
8.6.14	契約の解釈	48
8.6.15	業務計画書の提出	48
8.6.16	業務計画書の変更	48
8.6.17	業務の引き継ぎへの対応	48
8.6.18	業務評定について	48
9.	事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	50
10.	対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	51
10.1.	調査方法	51
10.2.	実施状況に関する調査の時期	51
10.3.	調査方法及び項目	51
10.4.	関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会への報告	51
11.	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	52
11.1.	対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告	52
11.2.	関東地方整備局の監督体制	52
11.3.	事業者が負う可能性のある主な責務等	52
11.3.1	罰則等	52
11.3.2	会計検査について	52

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省関東地方整備局（以下「関東地方整備局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 29 年 7 月 11 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1. 対象施設及び対象業務の概要

1.1.1 対象施設の概要

(1) 対象施設

施設名称 国営武蔵丘陵森林公園
 所在地 埼玉県比企郡滑川町及び熊谷市
 敷地面積 304ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営武蔵丘陵森林公園（以下「本公園」という。）の供用区域であり、その面積は、平成30年4月現在304haである。

(2) 施設概要

対象となる施設は、本公園の供用区域に位置する各公園施設であり、本実施要項表1に示すとおりである。

詳細は、別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」、別紙3「収益施設一覧」を参照のこと。

表1 主な対象施設一覧

ゾーン名	面積 (ha)	名称	主要施設
南地区	2.4	南口広場	日本庭園、噴水、滝、流水、芝生広場 (6,471m ²)
	7.2	花木園	サクラ約1,000本、ウメ約700本、他四季の花木等
			芝生広場 (9,368m ²)、水生植物池 (水面積1,102m ²)
			噴水、雅の休憩所、モニュメント
	2.6	展望広場	芝生広場 (13,487m ²)、 <u>展望レストラン</u>
	0.9	林間広場	芝生広場 (3,010m ²)
	6.4	運動広場	芝生広場 (12,508m ²)、草地広場 (38,554m ²)
			ぼんぼこマウンテン (大995m ² 小34m ²)
			花畑 (10,118m ²) 雨天多目的施設 (490m ²)
	0.8	(旧) 遊戯広場	芝生広場 (1,035m ²)
10.3	疎林地帯	幅100m、延長1km、芝生広場 (9,189m ²)、滝・流れ、ディスクゴルフコース	
3.3	駐車場	<u>南入口駐車場</u> 、 <u>中央入口第2駐車場</u>	
95.9	その他	沼、園路、雑木林、他	
中央地区	1.0	中央口広場	洋風庭園、噴水、花壇、池畔デッキ
	0.6	中央レストラン広場	芝生広場 (1,723m ²)、舗装広場、 <u>中央レストラン</u>
	0.9	記念広場	芝生広場 (6,386m ²)、サークルテラス、日時計
	2.8	彫刻広場	彫刻9体、芝生広場 (10,181m ²)、池
	1.4	溪流広場	芝生広場 (3,503m ²)、溪流
	2.6	都市緑化植物園・見本園	見本園 (針葉樹、カエデ)
	2.5	駐車場	<u>中央入口第1駐車場</u> 、 <u>中央入口第3臨時駐車場</u>
	28.5	その他	沼、園路、雑木林、他

北地区	5.3	わんぱく広場	水遊び場 (10,000m ² : 内水面積 2,500m ²)
			むさしキッズドーム (4,000m ²)
			冒険コース (39,000m ² : 24種)
	17.8	都市緑化植物園・見本園	見本園 (紅黄葉樹、公園・庭園樹、街路樹、花木、ハーブガーデン、ロックガーデン、湿地性植物他)
	0.4	北口広場	苗圃 (4箇所) 芝生広場、自然探勝路 (延長 1.2km)
	0.8	ドッグラン	フリーエリア、小型犬エリア、休憩スペース、他
	0.3	北休憩広場	休憩所、花壇、芝生広場 (701m ²)
	0.4	西口広場	花壇 (35.4m ²)、西口管理棟
	2.9	駐車場	西入口駐車場、北入口駐車場
	102.4	その他	沼、園路、雑木林、他
計	304		

下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設 (以下「収益施設」という。)を示す。

※このほかに自動販売機を設置する。

1.1.2 開園期間及び時間

本公園の開園期間及び時間は、本実施要項表 2 に示すとおりである。

表 2 開園期間及び時間

エリア	期間	開園時間
供用区域	3月1日～10月31日	9:30～17:00
	11月1日～11月30日	9:30～16:30
	12月1日～2月末日	9:30～16:00

※休園日は12月31日及び1月1日、1月の第3、第4月曜日

※開園時間は行催事により変更する場合がある (別紙 17「開園時間延伸状況」参照)。

※繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者 (以下「事業者」という。)が関東地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得て休園とすることができる。

1.1.3 入園料

本公園の入園料は、本実施要項表 3 に示すとおりである。

表 3 入園料

区分	大人 (15歳以上 65歳未満の者)	シルバー (65歳以上の者)
個人 (1回)	450円	210円
団体 (1回)	290円	210円
年間パスポート (1年間)	4,500円	2,100円
2日間通し券	500円	250円
2日間通し券 (団体)	350円	250円

※1 上記料金、及び次の※6、※7は平成30年度 (1年間) の試行を予定している。平成31年度以降に変更となった場合は、別途通知する。

※2 入園料は変更する場合がある。変更した場合には別途通知する。

- ※3 中学生以下は無料。
- ※4 身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付添の方1名は無料。
- ※5 団体は、小学生以上の者20名以上（上記手帳及び年間パスポートを提示した方を含む）を対象とする。
- ※6 公共交通機関や旅行会社等が販売する旅行商品に団体料金を適用する。
なお、実施にあたっては、公共交通機関、旅行会社等と事業者、国の3者により覚書を締結すること。
- ※7 年間パスポートは、以下の国営公園で使用し入園が可能である。また、発行した公園が以下の国営公園であれば、国営武蔵丘陵森林公園で使用し、入園が可能である。
 1. 滝野すずらん丘陵公園
 2. 国営みちのく杜の湖畔公園
 3. 国営常陸海浜公園
 4. 国営昭和記念公園
 5. 国営アルプスあづみの公園
 6. 国営越後丘陵公園
 7. 国営明石海峡公園
 8. 国営備北丘陵公園
 9. 国営讃岐まんのう公園
 10. 国営海の中道海浜公園
- ※8 無料入園日：原則として、以下のとおり無料入園日を設けることとし、各年度の日付は概ね1ヶ月前までに通知する。
 - ・春の都市緑化推進運動：4月1日～6月30日【期間中1日】
 - ・秋の都市緑化月間等：10月1日～11月7日【期間中2日】
 - ・みどりの日：5月4日【1日】
 - ・敬老の日：9月第3月曜日【1日】

※満65歳以上の者のみ無料

1.1.4 施設目的

国営武蔵丘陵森林公園（以下「本公園」という。）は、明治百年記念事業の一環として、自然を失いつつある都市の住民が緑を通じて人間性を回復する場を確保するため、明治百年を記念するに相応しいものとして、国民の総意をこめて、首都近郊の武蔵丘陵に整備し、昭和49年7月に開園した全国で初めての国営公園である。

本公園の計画面積は約304haで、埼玉県比企郡滑川町及び熊谷市場井に位置している。本公園は、南地区、中央地区、北地区の3つに区分され、「明治の偉業をたたえる記念事業の一環として、自然を失いつつある都市の住民が緑を通じて人間性を回復する場を確保するため、国は明治百年を記念するにふさわしいものとして、国民の総意をこめて首都近郊武蔵丘陵に国営公園を設置して、ながく後世に伝えることとする。」を理念とし、以下の基本方針の基に総合的に整備、管理、運営を進めてきている。

- ① 国民各層が四季を通じて利用できる公園とする。
- ② 森林公園としてふさわしい環境を保持しながら、屋外レクリエーションの施設を考慮する。
- ③ 現存の地形及び植生を十分配慮するとともに、池沼は原則として改造しない。
- ④ 現存の文化財を原則として保存する。
- ⑤ 来園者の自動車は園内を通さない形態とする。
- ⑥ 公園施設については、都市公園法に準拠する。

本公園では、理念及び基本方針の下、平成 28 年度～32 年度の 5 年間における整備及び管理運営の基本的な考え方として、4 つの重点目標、6 つの管理運営方針を設定している。

- 重点目標 1) 園内施設の戦略的な維持管理・更新
- 重点目標 2) 人口減少・高齢化に対応したサービスの提供及び自然環境の保全
- 重点目標 3) 地域圏の産業・観光投資を誘発する地域づくりの推進
- 重点目標 4) 切迫する巨大地震等に対するリスクの低減

管理運営方針①定期的な点検管理の実施

管理運営方針②失われつつある里山の自然環境の保全活用

管理運営方針③学習・研究の場の提供

管理運営方針④四季折々の森や里山の楽しみ方の提供

管理運営方針⑤多様な主体及び地域との連携

管理運営方針⑥防災拠点としての活用

昭和 49 年度の開園時から平成 29 年度までの公園利用者数累計は約 4,250 万人であり、平成 29 年度には約 89 万人の方々に利用されている。

事業に当たっては、上記 6 つの管理運営方針の下に永続的な需要喚起と公園利用者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである。(詳細は、別紙 4 「国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理基本方針」(以下「基本方針」という。)を参照のこと。)

1.1.5 対象業務の概要

(1) 対象業務の構成

本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について企画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営等多岐にわたる業務を総合的な調整の下、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

このうち、飲食・物販施設、駐車場等、公園利用者へのサービス向上に資する収益

施設については、関東地方整備局からの委託費で運営維持管理を行うものではなく、事業者が独立採算で運営維持管理を行うものである。収益施設におけるサービス提供が、委託費による公園の運営維持管理と両輪をなす事業として、互いに相乗効果を発揮し、公園利用者にとって利便性が高く魅力のある公園管理が展開されるよう、事業者の創意工夫を期待するものである。

さらに、委託費で行う業務に加え、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局の許可を受けた上で、事業者の提案により施設使用料、土地使用料又は建物使用料（以下、「土地使用料等」という。）を納めて独立採算により公園施設の設置・管理運営を行う事業（臨時の飲食・物販施設等の設置・管理運営や行催事を行う事業を含む）（以下「自主事業」という。）について、効果的に行われることを期待する。

本業務は、委託費により行う「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」と、事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営及び自主事業（以下「収益施設等設置管理運営業務」という。）により構成される。なお、会計上の注意として、事業者は、委託費を収益施設等設置管理運営業務の実施に用いてはならない。ただし、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」を実施する上で、収益施設等設置管理運営業務と調整する業務については、委託費を充当して差し支えない。

また、委託費で行う事業と独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。

さらに本業務は、利用指導の一環として、都市公園法の許認可に係る前段階の調整、関東地方整備局が行う各種行事への対応を実施する等、行政と連携を行うものである。

これら多岐にわたる業務は相互に密接に関連するものであり、公園の円滑な運営維持管理のため、総合的な調整の下に実施されるものである。なお、建設業法上の改築工事、施設保全業務、庁舎清掃業務、庁舎警備業務、光熱水費の支払い等は本業務には含まれず、関東地方整備局が別途行う。

本業務の実施に当たっては、都市公園関係法令等を踏まえた公園管理のための専門的知識を有し、また一定のサービス水準の維持及び公園利用者の安全確保のため、上記業務を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる管理体制を整えることが必要である。

(2) 対象業務項目

本業務に含まれる対象業務は下記のとおりである。各業務に当たっては、公園利用者が安全・快適に利用できるよう、適切に実施することとする。

1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
- ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等
- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等
- ・発災時の利用者避難誘導（大規模災害等発生により国が公園を防災拠点として使用する場合に、入園者の避難誘導、備品及び展示装置等の移動等、国の円滑な活動を支援）

② 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等

③ 植物管理業務

- ・芝生管理、中低木管理、高木管理、林地管理、草地管理、花壇管理、草花管理 等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

2) 収益施設等設置管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）

① 収益施設運営業務

- ・飲食・物販施設、駐車場等の管理運営

② 自主事業

- ・飲食・物販施設等の設置・管理運営

利用者サービスの向上のため本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に基づき施設を新設し管理運営する場合は、本業務の実施期間を超えて10年間を限度として実施することができるものとする。この場合、契約期間終了後（継続して契約した場合は除く）は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新（共同体の場合は構成員単独への承継）も可能である。

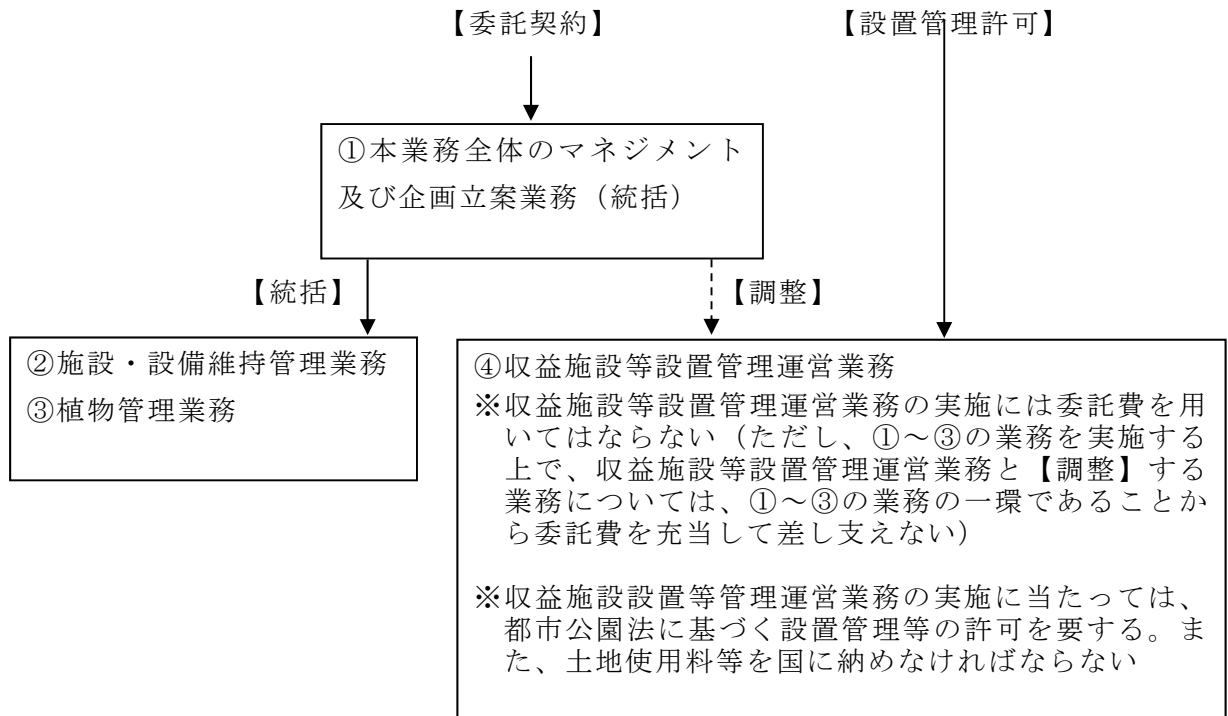
また、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならない。ただし、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）に、所有する資産を国又は国が指定する第三者と個別の協議により、適正価格で譲渡できるものとし、この場合には原状回復は不要とする。

- ・臨時飲食・物販施設等の設置・管理運営

（詳細は、別紙5「H30-34 国営武蔵丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、別紙6～8（「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園公園運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案）」（以下「個別仕様書

(企画立案)」という。)～「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務項別仕様書(植物管理)」(以下「個別仕様書(植物管理)」という。)、別紙9「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園収益施設等管理運営規定書」(以下「管理運営規定書」という。)を参照のこと。)

(3) 業務全体像



1.2. 業務内容

1.2.1 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

(1) マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整の下相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料の徴収事務、関東地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。(詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。)

(2) 企画運営管理

利用促進のための行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む)や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。さらに、都市緑化植物園については、楽しみながら効果的に都市緑化について学べるよう管理運営を行うこと並びに都市緑化推進のための普及啓発に関する業務を行う。(詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。)

1.2.2 施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。さらに、貴重種が生息している水景施設については、生物多様性の観点から適切な水質保全を行う。(詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙7「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務個別仕様書(施設・設備維持管理)(以下「個別仕様書(施設・設備)」という。)を参照のこと。)

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。(詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

1.2.3 植物管理業務

公園利用者に対して四季折々変化する里山の緑・花や紅葉等の観賞による人間性回

復の場を提供するため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。さらに、都市緑化植物園内の資源等を活用した見本園や花壇等の植物管理（希少植物の育成、苗圃管理を含む）を行う。（詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙8「個別仕様書（植物管理）」を参照のこと。）

1.2.4 収益施設等設置管理運営業務

本実施要項 1.2.1～1.2.3の業務と連携して公園利用者サービスの向上を図るため、飲食・物販施設、駐車場等の収益施設の管理運営を行わなければならない。また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことができる。自主事業のうち、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に限っては、別添 54（「自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲」）に定める範囲において、本業務の実施期間を超えて10年間を限度として、飲食・物販施設等を新設し、管理運営することができる。

具体的には、都市公園法第5条、第6条又は第12条の手続きを行った上で、各施設の土地使用料等を関東地方整備局に支払い、別紙3「収益施設一覧」で示す施設の管理運営、繁忙期における臨時飲食・物販施設・臨時駐車場等の設置・管理運営及び飲食・物販施設等の新設・管理運営を行い、収益施設等の運営において得た利益は事業者の収入とする。また、収益施設のうち、別紙3「収益施設一覧」で示す施設は原則公園の開園日時に常時営業するものとする。なお、各施設の利用料金については、レンタサイクル施設及び園内交通施設は、関東地方整備局の指定する料金を上限とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする。その他収益施設の利用料金等については、関東地方整備局と協議の上定めるものとする（収益施設の詳細は、別紙3「収益施設一覧」及び別紙9「管理運営規定書」を参照のこと。）。

事業者からの提案に基づく飲食・物販施設等の新設を行った場合、本業務契約期間終了後（継続して契約した場合は除く）は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新（共同体の場合は構成員単独への承継）も可能である。また、本業務の契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならない。ただし、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）に、所有する資産を国又は国が指定する第三者と個別の協議により、適正価格で譲渡できるものとし、この場合には原状回復は不要とする。

1.3. サービスの質の設定

本業務の実施に当たり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）は以下のとおりとする。

1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は本実施要項表 4 のとおりとする。

表 4 包括的な質

【平成 30 年度（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで）】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質（2月から3月）
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	・年間の公園利用者数【87千人以上】
	利用者満足度の確保	・公園の運営に関する「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の回答比率 ^{※2} 【95%以上】
	公園特性を生かした植物管理	・「都市緑化植物園」に関する「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の回答比率 ^{※3} 【95%以上】
	多様な利用プログラムの提供	・利用プログラム（「学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校等）対象の環境学習プログラム」及び「都市緑化植物園で実施するガイドツアー」）の開催回数【18回以上】

【平成 31 年度～平成 33 年度】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質（4月から翌年の3月）
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	・年間及び四半期ごとの公園利用者数（日本スリーデーマーチ実施日のうち、森林公園有料区域内に入園した日本スリーデーマーチ参加者を除く）（次の数値以上【年間：821千人、第1四半期：310千人、第2四半期：153千人、第3四半期：244千人、第4四半期：113千人】）
	利用者満足度の確保	・公園の運営に関する「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の年間及び四半期ごとの回答比率 ^{※2} （次の数値以上【年間：95%、各四半期：95%】）
	公園特性を生かした植物管理	・「都市緑化植物園」に関する「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の年間及び四半期ごとの回答比率 ^{※3} （次の数値以上【年間：95%、各四半期：95%】）
	多様な利用プログラムの提供	・利用プログラム（「学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校等）対象の環境学習プログラム」及び「都市緑化植物園で実施するガイドツアー」）の年間開催回数【119回以上】
	情報受発信	・マスコミによる年間報道件数 ^{※4} 【825件以上】

【平成 34 年度分（平成 34 年 4 月から平成 34 年 12 月まで）】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質（4 月から 12 月）
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	・年間及び四半期ごとの公園利用者数（日本スリーデーマーチ実施日のうち、森林公園有料区域内に入園した日本スリーデーマーチ参加者を除く）（次の数値以上【年間：708 千人、第 1 四半期：310 千人、第 2 四半期：153 千人、第 3 四半期：244 千人】）
	利用者満足度の確保	・公園の運営に関する『非常に満足』及び『まあまあ満足』の年間及び四半期ごとの回答比率 ^{※2} （次の数値以上【年間：95%、各四半期：95%】）
	公園特性を生かした植物管理	・「都市緑化植物園」に関する『非常に満足』及び『まあまあ満足』の年間及び四半期ごとの回答比率 ^{※3} （次の数値以上【年間：95%、各四半期：95%】）
	多様な利用プログラムの提供	・利用プログラム（「学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校等）対象の環境学習プログラム」及び「都市緑化植物園で実施するガイドツアー」）の年間開催回数【91 回以上】
	情報受発信	・マスコミによる年間報道件数 ^{※4} 【690 件以上】

※1：公園利用者数の集計方法は別紙 12 による。なお、単位は「千人」とし、小数点以下は四捨五入とする。

※2：年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙 13）の Q10 における「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答の合計の比率。なお、小数点以下は四捨五入とする。

※3：年間及び四半期毎の「都市緑化植物園に関するアンケート調査票」（別紙 13）の Q7 の回答者のうち、「非常に満足」及び「まあまあ満足」とした人の割合の平均値。

※4：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1 番組につき 1 カウントとする。

・財団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが熊谷市・滑川町域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については 1 紙／回につき 1 カウントとし、雑誌・情報誌については、1 冊／回につき 1 カウントとする。ただしホームページ等インターネット記事掲載は除く。

・事件、事故等の報道件数は除く。

1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質の最低水準は、別紙 5 「共通仕様書」及び別紙 6～8（「個別仕様書（企画立案）」～「個別仕様書（植物管理）等」）による。ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項 4.2.3 参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

(1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整の下相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入等を行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。(詳細は、別紙6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。)

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い本公園の認知度を向上すること。(詳細は、別紙7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

(2) 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。(詳細は、別紙7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。(詳細は、別紙7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

(3) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。(詳細は、別紙8「個別仕様書(植物管理)」を参照のこと。)

(4) 収益施設等管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理の下、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。(詳細は、別紙9「管理運営規定書」を参照のこと。)

1.3.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、事業者の創意工夫を反映し、本公園が国民に提供する空間・サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率の向上、経費削減等）に努めるものとする。

(1) 企画提案

事業者は、別途定める様式に従い、本公園が国民に提供する空間・サービスの包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の向上の観点から、以下の事項を提案し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。また、業務計画書の承諾に当たり、関東地方整備局が実施を認めない提案がある場合は、その実施前までに代替案を検討するよう指示することがある。この場合でも、原則として、企画書に記載した目標の変更は認めない。

- ① 目標とする公園利用者数の確保に関する提案
- ② 利用者満足度の確保に関する提案
- ③ 公園特性を活かした植物管理に関する提案
- ④ 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案
- ⑤ 多様な利用プログラムの提供に関する提案
- ⑥ 情報受発信に関する提案
- ⑦ 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案
- ⑧ 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案
- ⑨ 緊急時及び非常時の対応に関する提案
- ⑩ 自主事業に関する提案
- ⑪ 収益施設の運営に関する提案

(2) 各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

事業者は、下記に示す業務の最低の水準（本実施要項 1.3.2 参照）として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。

- ① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
- ② 施設・設備維持管理業務
- ③ 植物管理業務
- ④ 収益施設等管理運営業務

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所を示すとともに、改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。ただし、業務計画書の承諾に当たり、関東地方整備局が提案の実施を認めない場合がある。

(3) 収益施設運営実績書及び計画書

事業者は、各収益施設の運営実績及び運営計画を具体的に記述し「収益施設運営実績書」（様式 1 - 9）及び「収益施設等運営計画書」（様式 3）を提出すること。

1.3.4 モニタリング方法

関東地方整備局は、包括的な質及び個別業務の質について、その実施状況を確認するため、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに、その達成状況について本実施要項表 5 に示すモニタリング調査を実施する。なお、モニタリング調査の結果は、関東地方整備局により公表されることがある。

表 5 モニタリング調査

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
公園利用者数の確保	・本公園全体の年間及び四半期ごとの公園利用者数	・管理月報の確認（毎月実施）	関東地方整備局
利用者満足度の確保	・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する『非常に満足』及び『まあまあ満足』の回答比率	・アンケート調査（毎月実施）	関東地方整備局
公園特性を活かした植物管理	・「都市緑化植物園」に関する『非常に満足』及び『まあまあ満足』の回答比率	・アンケート調査（毎月実施）	関東地方整備局
多様な利用プログラムの提供	・利用プログラムの開催回数	・管理月報の確認（毎月実施）	関東地方整備局
情報受発信	・マスコミによる報道件数	・管理月報の確認（毎月実施）	関東地方整備局
個別業務の質	・「1.3.2 個別業務の質の設定」に記載した内容の確保	・管理月報の確認（毎月実施）	関東地方整備局

関東地方整備局は、公園利用者を対象として、別紙 13「公園の利用に関するアンケート調査票」によりアンケート調査を毎月（原則平日・休日各 1 日）実施する。サンプル数は年間（4 月から翌年 3 月まで）で 5,000 件程度とし、アンケート調査は、ゲート及び対象施設周辺等の主要箇所 10 箇所において、対面式で行う予定である。なお、平成 30 年度は平成 31 年 2 月から 3 月まで、平成 34 年度は平成 34 年 4 月から平成 34 年 12 月までを対象とする。

1.3.5 委託費の支払い方法

(1) 公園運営維持管理業務

- a) 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
- b) 関東地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害その他の事業者の責に帰すことができない事由によると関東地方整備局が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
- c) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。
- d) 会計法第22条、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員等の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求はできないものとする。
ただし、事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合（注）は改善計画書は不要とする。

（注）事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合とは以下の場合である。

- ・震災等大規模な自然災害の影響が認められる場合
 - ・募集時には計画のなかった主要施設の長期間使用中止があった場合
 - ・その他、事業者の責任に拠らない事由が発生し、関東地方整備局が認めた場合
- e) 事業者の運営維持管理の責任に拠らないと関東地方整備局が判断した風水害による長期閉園その他の事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

(2) 収益施設等管理運営業務

収益施設や自主事業の運営において得た利益は事業者の収入とし、各施設の土地使用料等（詳細は、別紙9「管理運営規定書」を参照のこと。）を関東地方整備局に支払うものとする。土地使用料等については、許可後、歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知から20日以内に納入しなければならない。

（別紙9「管理運営規定書」を参照のこと。）なお、関東地方整備局は、経済情勢の変動その他特に必要があると認める場合には、土地使用料等を改定することができる。

1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

本業務を実施するに当たり、別紙5「共通仕様書」及び別紙6（「個別仕様書（企画立案）」等）に記載のあるものを除き、公園利用者が使用する消耗品、本業務を行ううえで事業者が使用する消耗品や付属品については支給しない。また、関東地方整備局から貸与する物品（詳細は、別紙21「提供物品一覧」を参照のこと。）については、事業者の責めに帰すべき事由により毀損した場合は原状復旧を事業者の負担により行った上で、関東地方整備局へ返却するものとする。この場合、原状復旧に要する費用に委託費を充当することはできない。

(2) 光熱水費

関東地方整備局は、事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水費を無償で提供するものとする（収益施設等設置管理運営業務の実施に係るものを除く。）。

光熱水費については、基本的に園内に係わる全ての使用について、一括して供給会社より請求されるため、事業者は調査職員（本実施要項8.1.4参照）の指示に従い、以下の作業を行うものとする。

- ① 個別にメーターを設置する等、収益施設等設置管理運営業務の実施にかかるものの使用量が切り分けられるようにし、調査職員の指示する日に各メーターを確認し、毎月の使用量の集計表を作成するものとする。
- ② 関東地方整備局、事業者、その他の光熱水費を負担すべきものの詳細な負担金額計算を行ない、その明らかにした算定表を、集計表とともに調査職員に指示された期日までに提出するものとする。
- ③ その他、光熱水費の使用から支払に至る諸般の事務処理について、調査職員の指示に従い、また協力するものとする。

(3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から②のいずれかに該当する場合には関東地方整備局が負担し、それ以外の法令変更等による増加費用及び損害については事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃
- ② 消費税（地方消費税を含む）その他の税制度（法人税その他事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の税率及び課税対象の変更並びに税制度（事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の新設

(4) 収益施設等設置管理運営業務に関する留意事項

収益施設等設置管理運営業務に関し、企画書において提案された内容については、当該事業が公園利用に相応しくない場合等、その実施を許可しない場合があるため、本業務の契約段階で関東地方整備局に協議するものとする。

事業者が関東地方整備局との協議の後に、自主事業を実施する場合には、あらため

て関東地方整備局から必要な許可を得なければならない。その際、事業者は関東地方整備局に対して土地使用料等を納める必要がある場合がある。

(5) 事業者と関東地方整備局の責任分担

事業者と関東地方整備局の責任分担は、本実施要項表 6 に示すとおりとする。

表6 事業者と関東地方整備局の責任分担

項目	内 容	関東地方 整備局	事業者	
			運営 維持 管理	収益 施設
料金徴収業務	入園料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務 （徴収料金は、関東地方整備局に納付）		○	/
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理し ている施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び公園利用者から の苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	ただし、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	/
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		/	◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		/
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	/
施設・物品等の 修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理 が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が1件当たり100万円を超えない場合かつ 年間修繕費用1,600万円（税抜き）【平成31～33年度】、 266万円（税抜き）【平成30年度分】、1,333万円（税抜き） 【平成34年度分】※を超えない場合（上記①を除く。）		○	/
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用。		/	◎
	上記3項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場 合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策運営要領に基づく警戒体制 以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表に おいて「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた 場合に、公園を一時閉園する等して行わなければならない施設、 設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合に は、対応を協議するものとする。	○		
	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を 与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による 公園利用者の怪我等）		◎	◎
	共通仕様書第31条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
第三者への損害	上記2項目以外の場合	○		
	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与え た場合		◎	◎
	上記以外の場合	○		

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成26年～平成28年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙38「建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

(6) 資料等の作成・提出の指示

本業務の遂行上、必要に応じて関東地方整備局は事業者から業務状況を把握するための資料及び資料に付随するデータの作成及び提出を指示することがある。事業者が関東地方整備局に対して提供した資料及び資料に付随するデータの著作権（本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じたもの並びに事業者に権利が帰属しないものを除く。）はすべて、事業者に属する。ただし、事業者は、関東地方整備局に対して、本業務の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用する。

(7) 広報・行催事経費について

広報・行催事経費への委託費の支出に当たっては、本公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報・行催事として相応しいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限るものとする。

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成 31 年 2 月 1 日～平成 35 年 1 月 31 日

ただし、以下の場合、実施期間中であっても、契約を打ち切る場合がある。

- a) 関東地方整備局の検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されておらず、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行ったにもかかわらず、事業者が業務改善計画書の提出を怠る、あるいは、承諾に足り得ない、又は改善内容の履行が十分に図られない等、本業務の履行が著しく困難と判断されるとき。
- b) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- c) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- d) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- e) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

3. 入札参加資格に関する事項

3.1. 入札参加資格について

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

- a) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。
- b) 予決令第 70 条の規定に該当する者でないこと。
- c) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- d) 開札日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（本実施要項 4.2.2 に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、本実施要項 4.1. に示す「企画書・収益施設運営計画書の受付期限」に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。）
- e) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- f) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- g) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
- h) 関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。
- i) 守秘義務の遵守等について社内の規則で明記していること。
- j) 国営昭和記念公園事務所で平成 29 年度に実施の「H 2 9 昭和・武蔵公園運営維持管理実施要項他改善検討業務」の受託者である株式会社プレック研究所及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。なお、「資本面・人事面で関係がある」とは本実施要項 3.1. f) ①・②に該当することをい

う。

- k) 国営昭和記念公園事務所で平成 30 年度に実施予定の「H 3 0 国営昭和記念公園他運営維持管理履行確認等業務」の受託者である株式会社 UR リンテージ又は「H 3 0 昭和・武蔵・有明公園運営維持管理に関するモニタリング調査他業務」の受託者である株式会社エイト日本技術開発東京支店及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。なお、「資本面・人事面で関係がある」とは本実施要項 3. 1. f) ①・②に該当することをいう。

3.2. 企業の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて次頁に示す「表 7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表7 企業の業務実績等に関する要件

	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	②施設・設備維持管理業務	③植物管理業務	④収益施設等設置管理運営業務
	・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に必要な要件	・施設・設備維持管理業務に必要な要件	・植物管理業務に必要な要件	・収益施設等設置管理運営業務に必要な要件
業務実績※1	下記に示す業務（平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る）において1件以上の実績を有していること（申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成31年1月31日までの業務実績を含む）			
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務（本実施要項1.2.1参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務（本実施要項1.2.2参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務（本実施要項1.2.3参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務（本実施要項1.2.4参照）の実績（収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績）を1件以上有すること
	1)地区公園、特殊公園、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している都市公園（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園等） 2)レクリエーション施設※2 又は観光・商業施設※3 で、園地※4管理を行っている施設			
注意事項	共同体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする	共同体等の一員（代表者以外）としての実績も認める		
保有資格者			1級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること	

※1：業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。）

※2：レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの（例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等）

※3：観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売等多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの（例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等）

※4：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。（移動可能なプランター等の植物管理は含まない。）

3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて次頁に示す「表 8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表8 配置予定者の業務実績等に関する要件

	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)	②施設・設備維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者	④収益施設等設置管理運営業務の業務責任者
業務	下記に示す同種又は類似業務(平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成31年1月31日までの業務経験を含む)			
同種業務の経験※1	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること
	1)都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している10ha以上の都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園等) 2)レクリエーション施設 ^{*4} 又は観光・商業施設 ^{*5} で、2ha以上の園地 ^{*6} 管理を行っている施設			
	ア)延べ2年以上の総括責任者 ^{*2} の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者 ^{*3} の経験 ウ)総括責任者 ^{*2} 又は業務責任者 ^{*3} の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)又は技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	エ)延べ2年以上の業務責任者 ^{*3} の経験 オ)延べ3年以上の業務経験		
類似業務の経験	下記の3)～5)のいずれかを対象としたマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.1(1)、(2)、1.2.2～1.2.4参照)のいずれかに関する業務の実績を有し、かつ下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～5)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～5)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること

	<p>3) 都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している4ha以上の都市公園（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園等）</p> <p>4) 都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園</p> <p>5) レクリエーション施設^{※4} 又は観光・商業施設^{※5} で、園地^{※6}管理を行っている施設</p>			
	<p>ア) 延べ2年以上の総括責任者^{※2} の経験</p> <p>イ) 延べ3年以上の業務責任者^{※3} の経験</p> <p>ウ) 総括責任者^{※2}又は業務責任者^{※3}の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者</p>	<p>エ) 延べ2年以上の業務責任者^{※3} の経験</p> <p>オ) 延べ3年以上の業務経験</p>		
資格	—	—	1級造園施工管理技士	—
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者^{※3} は、平成31年2月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること（雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）で確認する）。なお、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。 ・上記①の業務責任者^{※3} 1名を総括責任者^{※2} とすること。 ・共同体にあっては、上記①の総括責任者^{※2} は代表企業に所属する者とする。 ・総括責任者^{※2}及び総括責任者以外の業務責任者^{※3}は、原則、実施期間中専任（※7）とする。なお、病気・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者^{※2}又は総括責任者以外の業務責任者^{※3}を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。 ・総括責任者^{※2} は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者^{※3} は他業務の業務責任者^{※3} を兼務することができる。 ・開園期間中は、上記①の業務責任者（総括責任者^{※2}）が勤務する場合を除き、上記②～④の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め上記①～④が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず上記①の業務責任者（総括責任者^{※2}）が勤務する場合を除き、上記②～④の業務責任者を2人以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、上記①～④の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。（ただし、事故等やむを得ない事由により事前に承諾を得られない場合を除く。） ・主な業務従事（勤務）場所は、国営武蔵丘陵森林公園管理事務所（別添3）とすることを想定している。 			

- ※1：業務の経験は、契約書等により実施が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績となる。）
- ※2：総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。収益施設等設置管理運営業務を行う場合及び収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。
- ※3：業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。なお、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者を補佐する者の経験は、業務責任者の経験とみなす。
- ※4：レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの（例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等）

- ※5：観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売等多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)
- ※6：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)
- ※7：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。

3.4. 共同体での入札について

本業務は、本実施要項 3.2. で定める要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務を包括的に管理すること。

- a) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
 - ア) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
 - イ) 施設・設備維持管理業務
 - ウ) 植物管理業務
 - エ) 収益施設等設置管理運営業務
- b) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記 a) ア) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業とする。
- c) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、関東地方整備局はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- d) 共同体の代表企業及び構成員は、本実施要項 3.1. a) から k) の全ての要件を満たすこと。
- e) 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

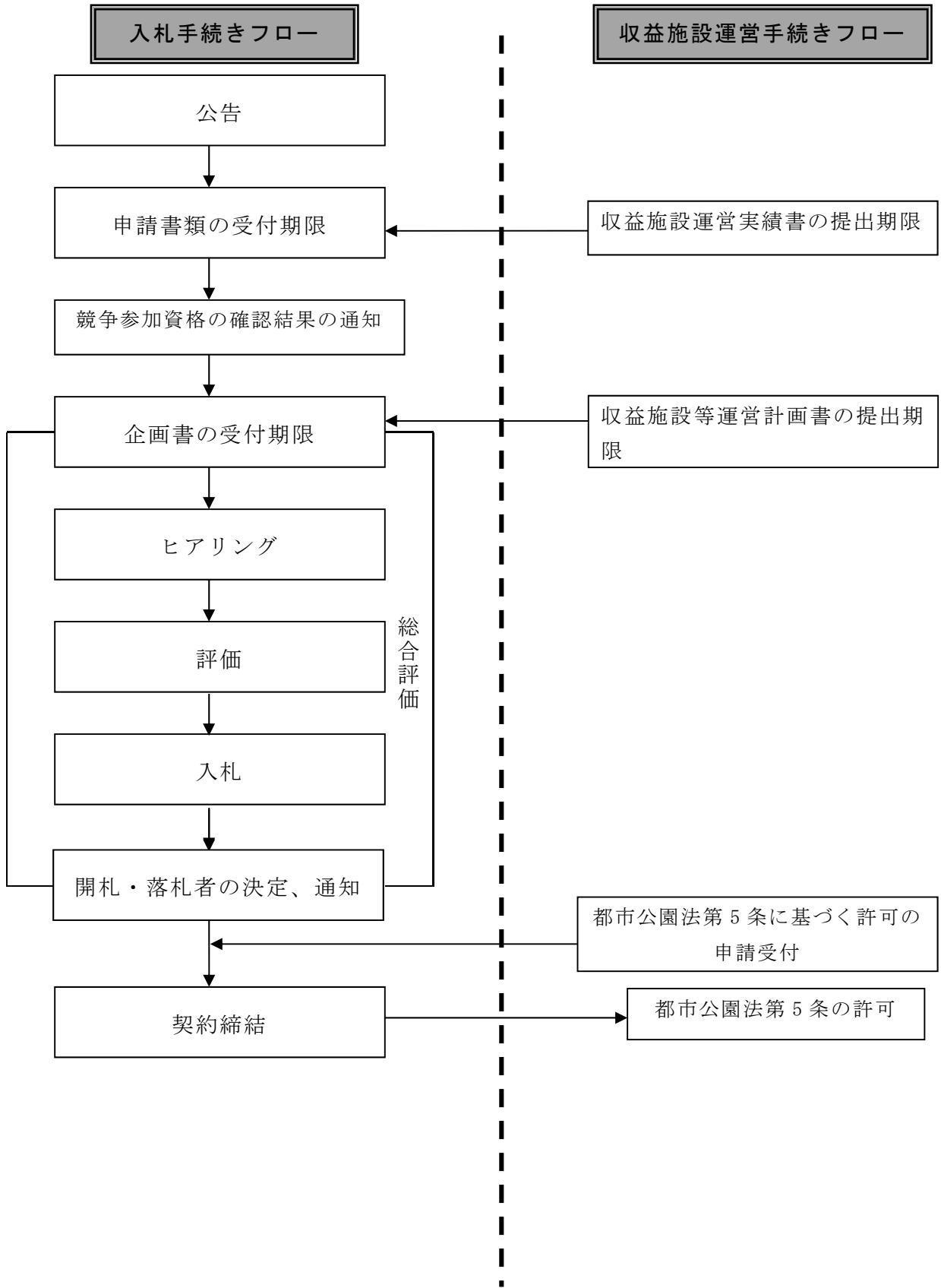
- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ① 公告 | : 平成 30 年 4 月 27 日 |
| ② 現場見学可能期間 | : 平成 30 年 4 月 27 日～平成 30 年 9 月 20 日 |
| ③ 入札等に関する質疑応答 | : 平成 30 年 4 月 27 日～平成 30 年 9 月 14 日 |
| ④ 申請書類の受付期限 | : 平成 30 年 6 月 1 日 |
| ⑤ 競争参加資格の確認結果の通知 | : 平成 30 年 6 月 21 日 |
| ⑥ 企画書・収益施設等運営計画書の受付期限 | : 平成 30 年 7 月 30 日 |
| ⑦ ヒアリング | : 平成 30 年 8 月 20 日（予備日：8 月 21 日） |
| ⑧ 評価 | : 平成 30 年 7 月 30 日～平成 30 年 9 月中旬 |
| ⑨ 入札 | : 平成 30 年 9 月 21 日 |
| ⑩ 開札 | : 平成 30 年 9 月 25 日 |
| ⑪ 落札予定者の決定 | : 平成 30 年 10 月下旬 |
| ⑫ 契約締結 | : 平成 30 年 11 月下旬 |

※ 現場見学と併せて関連資料を閲覧することができる。ただし、閲覧資料は検討過程のものであり、本業務の実施条件として提示するものではない。

※ 現場見学は予約制とする。公平性を保つため質問については後日文書により対応する。

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務

一般競争（総合評価落札方式）手続きフロー



4.2. 入札実施手続

4.2.1 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務に係る入札金額（ただし、収益施設等設置管理運営業務に要する費用は含まない。）を記載した書類（以下「入札書」という。）、申請書類並びに、企画書及び収益施設等運営計画書（以下、「企画書等」という。）を提出する。

上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（収益施設等設置管理運営業務に要する費用は含まない）の108分の100に相当する金額を記載すること。なお、提出された申請書類及び企画書等は、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。

4.2.2 申請書類の内容

① 競争参加資格確認申請書（様式1-1）

② 企業の業務実績（様式1-2）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

③ 業務責任者の業務実績（様式1-3）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書等（任意書式）を添付すること。

※必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。

④ 守秘性に関する要件（様式1-4）

※守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

⑤ 業務実施体制（様式1-5）

※組織図（業務実施のための管理機構）を添付すること。（任意書式）

⑥ 実施方針（様式1-6）

※年間業務計画書を添付すること。（任意書式）

⑦ 再委託又は下請負の予定（様式1-7）

⑧ 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式1-3に添付のこと）

⑨ 申請書類提出時に雇用関係が無い場合の念書等（任意書式）

⑩ 業務経歴証明書（様式1-8）

⑪ 収益施設運営実績書（様式1-9）

⑫ 共同体で参加する場合の協定書の写し

⑬ 誓約書（様式 1 - 10）

4.2.3 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5. で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、標準評価項目等の詳細については本実施要項表 9 を参照のこと。

① 表紙（様式 2 - 1）

② 企画提案

- ア) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案（様式 2 - 2 - 1）
- イ) 利用者満足度の確保に関する提案（様式 2 - 2 - 2）
- ウ) 公園特性を活かした植物管理に関する提案（様式 2 - 2 - 3）
- エ) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案（様式 2 - 2 - 4）
- オ) 多様な利用プログラムの提供に関する提案（様式 2 - 2 - 5）
- カ) 情報受発信に関する提案（様式 2 - 2 - 6）
- キ) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案（様式 2 - 2 - 7）
- ク) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案（様式 2 - 2 - 8）
- ケ) 緊急時及び非常時の対応に関する提案（様式 2 - 2 - 9）
- コ) 自主事業に関する提案（様式 2 - 2 - 10）
- カ) 収益施設の運営に関する提案（様式 2 - 2 - 11）

なお、本業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。開始年月の記載のない提案は初年度から実施するものとする。また、企画提案によって設計数量を変更する場合には、必ず③の改善提案も行うこと。

③ 改善提案（様式 2 - 2 - 12）

業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案を行う場合、提案を行う内容を明確にし、提案を行う理由、提案の内容・数量、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合には、該当工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所をそれぞれ示すこと。改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。

④ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組（様式 2 - 2 - 13）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定があるか。該当することを証明する資料を添付すること。

4.2.4 収益施設等運営計画書

様式 3 「収益施設等運営計画書」を提出する。

4.2.5 ヒアリングの実施

a) 企画書に関するヒアリング

ヒアリングでは、実施方針及び企画書等に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより、提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。

ア 実施場所：関東地方整備局

イ 実施期間：別途通知

ウ ヒアリング時間：別途通知

エ 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

4.2.6 その他

a) 競争参加資格の確認及び企画書等の評価は、申請書類及び企画書等の資料提出期限の日をもって行うものとする。

b) 申請書類及び企画書等の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

c) 関東地方整備局は、提出された申請書類及び企画書等の資料を、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。

d) 提出された申請書類及び企画書等の資料は、返却しない。

e) 提出期限以降における申請書類及び企画書等の資料差し替え及び再提出は認めない。

f) 様式1-10（第2面）及び電磁記録媒体（CD-R等）を提出するものとする。また、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。詳細は様式1-10を参照すること。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価は、関東地方整備局が行うが、客観性を確保するため、第三者の有識者で構成される関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会の意見を聴取し、評価を行うものとする。なお、入札参加者は企画書と同時に、収益施設等運営計画書を提出し、落札後、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置管理許可申請を行わなければならない。

5.1. 事業者決定に当たっての質の評価項目の設定

事業者を決定するための評価は、提出された企画書等の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（基本項目審査）、また、効果的なものであるか等（提案項目審査）について行うものとする。（本実施要項表9を参照のこと。）

5.1.1 基本項目審査

基本項目審査においては、入札参加者に対して、本実施要項表9の基本項目について審査を行う。各項目ごとに業務が可能な最低水準を満たしている場合には基礎点を与える（基礎点計50点）。さらに、実施体制に係る項目においては、最低水準を超える部分についてその内容に応じ得点を与える（加算点計10点）。なお、最低水準を1つでも満たしていない項目がある場合は失格とする。

5.1.2 提案項目審査

提案項目審査においては、基本項目審査の全ての項目で業務が可能な最低水準を満たした入札参加者に対して、本実施要項表9の提案項目について審査を行う（加算点計180点）。

様々な公園施設の維持管理と収益施設等の運営を一元的に行うことが必要であり、サービス水準（質）の向上や公園利用者の安心安全を確認することを目的としている。なお、提案内容については、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し得点を与える。各加算点の数値はサービスの質の向上の観点から重要度に応じて配点している。

5.1.3 加算点項目審査

加算点項目審査においては、表9のとおり審査を行う（加算点計3点）。

なお、共同体の場合については、代表企業の認定状況について評価を行う。（代表企業とは3.4.b)に規定する企業をいう。）

表9 標準評価項目及び得点配分

項目	区分	項番	評価項目	得点配分		様式
				基礎点	加算点	
基本項目	業務共通					
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/10	0~5	様式 1-2~ 1-8
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	0/5	
	2) 業務に対する認識	3	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10	—	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10	—	
3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、関東地方整備局の要求水準(実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか	0/10	—	様式 2-2-1 ~ 2-2-12	
提案項目	企画提案					
	1) 目標とする公園利用者数の確保	6	本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~15	様式 2-2-1
	2) 利用者満足度の確保	7	年間及び四半期ごとの公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度数の確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~15	様式 2-2-2
	3) 公園特性を活かした植物管理	8	本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然資源等を活用した魅力のある花修景や風景の演出に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~10	様式 2-2-3
	4) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理	9	年間及び四半期ごとの「都市緑化植物園」に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保や機能を発揮させるための維持管理方法について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~10	様式 2-2-4
	5) 多様な利用プログラムの提供	10	本公園の意義や役割、機能を踏まえ、また本公園の様々な資源等を活用した利用プログラムの開催回数目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~10	様式 2-2-5
	6) 情報受発信	11	マスコミ報道件数の目標を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~10	様式 2-2-6
	7) 地域との連携活動・市民との協働活動	12	周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~15	様式 2-2-7
	8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法	13	本公園の特性を踏まえた上で、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理及び運営管理について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、公園スタッフ(職員、臨時職員、アルバイト、その他関係従事者)に関する事故を未然に防ぐ取組について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~15	様式 2-2-8
9) 緊急時及び非常	14	具体的な緊急事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提	—	0~15	様式	

	時の対応		案されているか。また、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないためのハード面・ソフト面での対応策について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。			2-2-9
	10) 自主事業の提案	15	自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。	—	0~20	様式 2-2-10
	11) 収益施設の運営に関する提案	16	公園利用者サービスの質的な向上に向けた運営について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~20	様式 2-2-11 様式 3
	従来の実施方法に対する改善提案					
	12) 各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案	17	質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらを実施可能な体制であるか。	—	0~25	様式 2-2-12
加算点項目	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組					
	13) 認定状況	18	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性活躍推進法、次世代法、又は若者雇用促進法に基づく認定を受けているか。	—	0~3	様式 2-2-13
合計得点				0~50	0~193	

- ※ 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き革に係る基準を満たす者に限る。）又は同法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）策定している企業（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る。）をいう。
- ※ 2 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※ 3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

5.2. 事業者決定に当たっての評価方法

5.2.1 事業者の決定方法

- a) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記 5.2.2 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- c) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き事業者を決定するものとする。

5.2.2 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る本実施要項表 9 により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

$$(\text{評価値}) = (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点})$$

(2) 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$(\text{価格評価点}) = (\text{価格点}) \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$$

なお、価格点は 30 点とする。

(3) 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、本実施要項表 9 の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は 60 点とする。

$$(\text{技術評価点}) = 60 \times (\text{技術点}) / (\text{技術点の満点})$$

なお、本業務における技術点の満点は 243 点(基礎点 50 点+加算点 193 点)とする。

(4) 基本項目審査の評価方法

基本項目審査については、本実施要項表 10 の評価基準を満たしているかによって評価する。

表 10 実施体制の様式 1-5-2 の加算点は、提案内容に対する具体性、実現性等を総合的に勘案して、原則として本実施要項表 11 の 3 段階評価に基づいて評価をする。

表 10 基本項目審査の評価基準

区分	評価項目	評価基準
実施体制	<p>各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)</p>	<p>提案する運営内容に対して提案する職務区分・人数が適切に明示されている。(様式1-5-1) なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。(様式1-5-2) ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案がなされている。 (組織面、費用面の対応が適切に明示されている。)</p>
	<p>提案された内容が実施可能な体制であるか。</p>	<p>提案する職務区分ごとに休憩時間、休日を考慮した労働時間の設定が行われている。 現地体制及び繁忙期の現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を含め適切に明示されている。(様式1-5-1) なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。(様式1-5-3) ・緊急時における代替性等の確保の観点から、申請書類の提出期限の日時点で、申請した総括責任者以外に同一企業内に表8に示す総括責任者の業務実績を有している者(代替総括責任者)が1名以上在籍し、申請した総括責任者に事故等があった場合、速やかに配置できる体制が確保されている。なお、代替総括責任者は、本業務の実施期間中、専任規定のある工事又は業務には従事することはできない。(本業務は除く)</p>
業務に対する認識	<p>本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。</p>	<p>年間業務計画(様式1-6添付)に記載された業務内容が、仕様書に定める業務内容と適合している。</p>
	<p>本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。</p>	<p>企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。</p>
現行基準レベルの質の確保の実態	<p>各業務の提案内容は、要求水準(本実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか。</p>	<p>仕様書に定める管理水準を満足させる企業の業務実績、配置予定者の業務経験の明示があり、これらを踏まえた様式2-2-1~2-2-12の提案内容について実現性が高いものとなっている。</p>

(5) 提案項目審査の評価方法

提案項目審査は以下のとおりとする。

提案項目審査の企画提案のうち、包括的な質に関する提案項目については、提案した数値（目標値）とその実現性について、それぞれ評価を行い、その合計点を評価点とする。ただし、実現性が乏しい場合は目標値が高くても加算しない（0点）ものとする。

上記以外の提案項目審査は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して原則として本実施要項表 11 の 3 段階評価に基づいて評価する。なお、①関係法令に違反する提案、②入園料、使用料等を増減させる提案、③開園日時を変更させる提案（主催イベント等仕様書で明示してあるものは除く）については、内容の如何に問わず評価しないものとする。

表 11 基本項目審査（様式 1-5-2）及び提案項目審査における評価基準と評価係数

評価基準		評価係数
優	全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.00
良	一定の評価ができる提案がなされているが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.50
可	特に評価すべき提案が見られない。	配点×0.00

(6) 加算点項目審査の評価方法

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組の評価は下記のとおり区分して評価する。

- ① えるぼし認定企業（第 3 段階）（3 点）
- ② えるぼし認定企業（第 2 段階）、プラチナくるみん認定企業又はユースエール認定企業（2 点）
- ③ えるぼし認定企業（第 1 段階）又はくるみん認定企業（旧認定基準、新認定基準）（1 点）
- ④ 一般事業主行動計画の策定（0.5 点）
- ⑤ 認定なし（0 点）

※注

- ・ えるぼし認定企業：女性活躍推進法第 9 条の認定を受けた企業（ただし、第 1 段階及び第 2 段階の認定については、労働時間等の働き方に係る基準を満たさない場合は評価しない。）
- ・ くるみん認定企業：次世代法第 13 条の認定を受けた企業
旧認定基準：次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準（同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置含む）
新認定基準：次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令

第 31 号) による改正後の認定基準

- ・プラチナくるみん認定企業：次世代法第 15 条の 2 の特例認定を受けた企業
- ・ユースエール認定企業：若者雇用促進法第 12 条の認定を受けた企業
- ・一般事業主行動計画の策定：女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 300 人以下の企業に限る。）
- ・「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて評価する。
- ・共同体の場合については、代表企業の認定状況について評価を行う。

5.2.3 留意事項

関東地方整備局は、事業者が決定したときは、遅滞なく、事業者の氏名若しくは名称、落札金額、事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施状況に関する情報は、別紙 10～47 とおりである。

7. 事業者で使用させることができる国有財産に関する事項

7.1. 施設

別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」、別紙3「収益施設一覧」による。

7.2. 設備

- a) 使用できる設備については、本業務に係る建物・設備全てとする（別紙20「提供施設一覧」を参照のこと）。
- b) 本業務に支障を来さない範囲において、事業者は施設内に本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

8.1. 報告について

8.1.1 業務計画書の協議と承諾

別紙5「共通仕様書」による。

8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙5「共通仕様書」による。

8.1.3 業務報告書

別紙5「共通仕様書」による。

8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるに当たり、調査職員の検査・監督体制は次のとおりとする。

(1) 調査職員

① 総括調査員

国営昭和記念公園事務所長（予定）

② 主任調査員

国営昭和記念公園事務所副所長（代表）（予定）

国営昭和記念公園事務所総務課長（予定）

国営昭和記念公園事務所国営武蔵丘陵森林公園出張所長（予定）

国営昭和記念公園事務所国営武蔵丘陵森林公園出張所建設監督官（予定）

③ 調査員

国営昭和記念公園事務所国営武蔵丘陵森林公園出張所管理第一係長（予定）

国営昭和記念公園事務所国営武蔵丘陵森林公園出張所管理第二係長（予定）

(2) 検査・監督体制

- a) 事業者は、各年度ごとの業務を完了したときは、遅延なく、当該年度の完了報告書、清算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以下「完了報告書等」という）に成果物を添えて、関東地方整備局に提出すること。
- b) 関東地方整備局は、事業者からの成果物、完了報告書等を受理したときは、その日から10日以内に支出負担行為担当官関東地方整備局長が指定した職員により検査を行うものとする。

8.2. 調査への協力

- a) 調査職員は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しく

は関係者に質問することができる。

- b) 立ち入り検査をする調査職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3. 指示について

関東地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

8.5. 個人情報の取り扱い

別紙 5 「共通仕様書」第 8 章による。

8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

8.6.1 業務の開始及び中止

- a) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- b) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め関東地方整備局の承諾を受けなければならない。

8.6.2 公正な取り扱い

- a) 事業者は、本業務の実施に当たって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- b) 事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならな

い。ただし、収益施設等設置管理運営業務として行う場合等、関東地方整備局から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第4条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第5条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第6条による部分開示や第7条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第9条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から30日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

8.6.7 権利の譲渡

本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、関東地方整備局が承継するものとする。また、事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9.に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、関東地方整備局の責に帰すべき事由により生じたものについては、関東地方整備局が負担する。

8.6.10 再委託又は下請負の取り扱い

a) 事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託又は下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・業務における総合的企画立案、業務遂行管理、入園料の收受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで関東地方整備局の承諾を受けなければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

d) 事業者は、上記 b) 及び c) により再委託を行う場合には、事業者が関東地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

e) 上記 b) から d) までに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

8.6.11 契約解除

関東地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8.6.12 契約解除時の取り扱い

- a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、関東地方整備局は事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として関東地方整備局の指定する期間に納付しなければならない。

- c) 関東地方整備局は、事業者が前項の規定による金額を関東地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- d) 関東地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8.6.13 契約内容の変更

関東地方整備局は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、関東地方整備局及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と関東地方整備局が協議するものとする。

8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について関東地方整備局と協議の上、承諾を得なければならない。

8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について関東地方整備局と協議を行い、関東地方整備局の承諾を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、関東地方整備局と協議し書面にてこれを定めるものとする。

8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、共通仕様書 33 条に規定する必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

8.6.18 業務評定について

本業務においては関東地方整備局が、毎年度（平成 31～33 年度）業務終了後に当該年度の業務評定（以下、「単年度評価」という）を実施するとともに、3 年目（平成 33 年度）の業務終了後に 3 年間を通しての業務評定（以下、「3 箇年評価」という）を実施する。なお、平成 30 年度分については、単年度評価を実施しない。評定については事業者へ通知し、関東地方整備局ホームページ等により公表するものとする。（詳細は、別紙 48「業務評定」を参照のこと。）なお、評定については、本公園の国営公

園運営維持管理業務の次回入札時における評価事項の一つとし、単年度評価が2回以上「不可」の実績となり、かつ3箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時において、5.1. 表9 評価項目及び得点配分の加算点の合計得点から15点を減点する。

なお、評価にあたっては、運営維持管理の責任によらない事由を考慮する。

9. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に应ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 関東地方整備局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、関東地方整備局は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について関東地方整備局の責めに帰すべき理由が存する場合は、関東地方整備局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- b) 事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について関東地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は関東地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

10.1. 調査方法

関東地方整備局は、事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

10.2. 実施状況に関する調査の時期

関東地方整備局は、10.3の調査項目に関する内容について、総務大臣が評価（平成33年7月を予定）を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について平成33年3月31日時点における状況を調査する。

10.3. 調査方法及び項目

本実施要項「1.3. サービスの質の設定」により設定した事項。

10.4. 関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会への報告

関東地方整備局は、上記の調査についてとりまとめた本業務の実施状況等について、上記の評価を行うために、平成33年6月を目途に総務大臣及び監理委員会に提出するものとする。関東地方整備局は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

11.1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

11.1.1. 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

関東地方整備局は、事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立ち入り検査、指示等を行った場合は、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要等を監理委員会へ報告することとする。

11.1.2. 関東地方整備局の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8.1.4 により行う。

11.1.3. 事業者が負う可能性のある主な責務等

11.1.3.1 罰則等

- a) 本業務における入園料の管理に従事する者は、刑法（明治 40 年法第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- b) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・本実施要項 8.1.1.による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項 8.1.4 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ・正当な理由なく、本実施要項 8.3.による指示に違反した者
- c) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 b)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記 b)の刑を科されることとなる。

11.1.3.2 会計検査について

事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は関東地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園
運営維持管理業務

別紙資料

平成30年4月

国土交通省関東地方整備局

実施要項に関連する別紙・様式

分類	資料No	資料名	頁番号
業務の内容を示す書類	別紙1	主要公園施設一覧	別紙 1
	別紙2	主要建築物一覧	別紙 2
	別紙3	収益施設一覧	別紙 3
	別紙4	国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理基本方針	別紙 4
	別紙5	H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書	別紙 14
	別紙6	H30-34国営武蔵丘陵森林公園 運営維持管理業務 個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案)	別紙 42
	別紙7	H30-34国営武蔵丘陵森林公園 運営維持管理業務 個別仕様書(施設・設備維持管理)	別紙 63
	別紙8	H30-34国営武蔵丘陵森林公園 運営維持管理業務 個別仕様書(植物管理)	別紙 86
	別紙9	H30-34国営武蔵丘陵森林公園収益施設等設置管理運営規定書	別紙 107
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙10	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 178
	別紙11	精算報告書	別紙 184
	別紙12	公園利用者数(団体、パスポート含む)	別紙 186
	別紙13	公園利用者アンケート	別紙 189
	別紙14	イベント実績	別紙 195
	別紙15	広報・報道実績	別紙 218
	別紙16	ホームページアクセス件数	別紙 220
	別紙17	開園時間延伸状況	別紙 221
	別紙18	混雑時の状況	別紙 222
	別紙19	無料シャトルバスの運行日等	別紙 240
	別紙20	提供施設一覧	別紙 242
	別紙21	提供物品一覧	別紙 244
	別紙22	購入物品一覧	別紙 253
	別紙23	リース物件一覧	別紙 257
	別紙24	備品以外の残存物品一覧	別紙 258
	別紙25	貸与車両の使用状況・維持管理状況	別紙 259
	別紙26	危機管理対応実績・報告①<事故対応等>	別紙 273
	別紙27	危機管理対応実績・報告②<自然災害、火災>	別紙 277
	別紙28	職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置	別紙 278
	別紙29	統括責任者による外部会議への出席	別紙 281
	別紙30	苦情、要望等対応処理	別紙 282
	別紙31	紙媒体(種類、発行部数)	別紙 313
	別紙32	記者投げ込み実績	別紙 315
	別紙33	レンタルサーバー維持管理費実績	別紙 317
	別紙34	公園利用者は無償で貸与している物品一覧	別紙 318
	別紙35	巡視計画書	別紙 319
	別紙36	都市緑化植物園年報	別紙 323

従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙37	インターン・地域活動	別紙	359
	別紙38	建物・工作物に係る修繕履歴(修繕箇所、費用等)	別紙	360
	別紙39	清掃場所、箇所、内容、方法及び頻度等	別紙	366
	別紙40	緑のリサイクル	別紙	371
	別紙41	産業廃棄物(排出量、経費)	別紙	372
	別紙42	薬剤、肥料、土壌改良材リスト	別紙	373
	別紙43	薬剤散布(位置、数量、時期、頻度等)	別紙	375
	別紙44	マツ枯れ等防止薬剤樹幹注入 実績	別紙	376
	別紙45	植物性廃棄物の取扱(発生・処理・活用量等)	別紙	377
	別紙46	収益施設利用者数、売り上げ等	別紙	378
	別紙47	臨時物販施設等一覧	別紙	398
その他	別紙48	業務評定	別紙	400
様式	様式1-1	競争参加資格確認申請書	別紙	401
	様式1-2	企業の業務実績	別紙	402
	様式1-3	業務責任者の業務実績	別紙	403
	様式1-4	守秘性に関する要件	別紙	404
	様式1-5	業務実施体制	別紙	405
	様式1-6	実施方針	別紙	410
	様式1-7	再委託または下請負の予定	別紙	412
	様式1-8	業務経歴証明書	別紙	414
	様式1-9	収益施設運営実績書	別紙	415
	様式1-10	誓約書	別紙	419
	様式2-1	表紙(企画書)	別紙	425
	様式2-2-1~11	企画提案	別紙	426
	様式2-2-12	改善提案	別紙	438
	様式3	収益施設等運営計画書	別紙	442

主要公園施設一覧

ゾーン名	名称	面積(m ²)	主要施設
南地区	南口広場	24,300	日本庭園、噴水、滝、流水、芝生広場(6,471m ²)
	花木園	72,000	サクラ約 1,000 本、ウメ約 700 本、他四季の花木等
			芝生広場(9,368m ²)、水生植物池(水面積 1,102m ²)
			噴水、雅の休憩所、モニュメント
	展望広場	26,000	芝生広場(13,487m ²)、展望レストラン
	林間広場	8,800	芝生広場(3,010m ²)
	運動広場	64,400	芝生広場(12,508m ²)、草地広場(38,554m ²)、
			ぽんぽこマウンテン(大 995m ² 小 34m ²)
			花畑(10,118m ²)雨天多目的施設(490m ²)
	(旧)遊戯広場	8,400	芝生広場(1,035m ²)
疎林地帯	102,500	幅 100m、延長 1km、芝生広場(9,189m ²)、滝・流れ、ディスクゴルフコース	
駐車場	32,681	南入口駐車場、中央入口第2駐車場	
その他	959,152	沼、園路、雑木林、他	
中央地区	中央口広場	10,400	洋風庭園、噴水、花壇、池畔デッキ
	中央レストラン広場	6,000	芝生広場(1,723m ²)、舗装広場、中央レストラン
	記念広場	9,300	芝生広場(6,386m ²)、サークルテラス、日時計
	彫刻広場	28,300	彫刻9体、芝生広場(10,181m ²)、池
	溪流広場	14,000	芝生広場(3,503m ²)、溪流
	都市緑化植物園・見本園	26,000	見本園(針葉樹、カエデ)
	駐車場	25,485	中央入口第1駐車場、中央入口第3臨時駐車場
	その他	284,990	沼、園路、雑木林、他
北地区	わんぱく広場	53,000	水遊び場(10,000m ² :内水面積 2,500m ²)
			むさしキッズドーム(4,000m ²)
			冒険コース(39,000m ² :24種)
	都市緑化植物園・見本園	177,500	見本園(紅黄葉樹、公園・庭園樹、街路樹、花木、ハーブガーデン、ロックガーデン、湿地性植物他)苗圃(4箇所)
	北口広場	4,000	芝生広場、自然探勝路(延長 1.2km)
	ドッグラン	7,577	フリーエリア、小型犬エリア、休憩スペース、他
	北休憩広場	2,500	休憩所、花壇、芝生広場(701m ²)
	西口広場	3,900	花壇(35.4 m ²)、西口管理棟
駐車場	28,873	西入口駐車場、北入口駐車場	
その他	1,023,830	沼、園路、雑木林、他	
計		3,040,000	

主要建築物一覧

種 類	数	設 置 箇 所
管理事務所	1	南口(1,113.74m ²)
管理棟	7	都市緑化植物園(683.10m ²)、西口(688.70m ²)、他5箇所
券売所(駐車場券売所 含)	11	南口、南口自転車持込道、中央口、北口他7箇所
レストラン	2	展望レストラン(908.11m ²)、中央レストラン(187.66m ²)
サイクリングセンター	4	南(332.72m ²)、中央(200.00m ²)、西(248.80m ²)
休憩所	8	南口、運動広場、彫刻広場、水遊び場(H30年度以降改修予定)、 北自転車、疎林あずまや、溪流広場、 水遊び場休憩棟(H32年度以降設置予定)
あずまや	18	日本庭園付近、ふれあい広場上、林間広場、運動広場、三叉路広場、 紅黄葉樹見本園他12箇所
便所	39	南口、日本庭園付近、花木園、三叉路広場他 35 棟(内多目的トイレ設 置 31 箇所)
記念塔	1	疎林地帯(高さ 33.725m)
展示棟	1	都市緑化植物園(327.00m ²)
資料館	1	都市緑化植物園(1,166.57m ²)
温室	2	ミスト温室・育苗温室
その他	39	野外ステージ、多目的ドーム、車庫、倉庫、ポンプ室、作業棟など

収益施設一覧

公園施設の名称			許可面積(予定)(㎡)
駐車場	①	南入口駐車場	13,031
	②	中央入口駐車場	(第1)4,194
			(第2)8,514
			(第3:臨時駐車場)19,957
	③	西入口駐車場	18,306
④	北口駐車場	6,628	
サイクリング施設	①	南入口自転車管理棟	246
	②	中央入口自転車管理棟	394
	③	西入口自転車管理棟	189
飲食施設	①	中央レストラン※	172
	②	展望休憩所レストラン※	490
物販施設	①	南入口休憩所売店	60
	②	運動広場管理棟売店	26
	③	溪流広場売店	42
	④	水遊び場売店 (H33年度以降撤去予定)	21
	⑤	南入口自転車管理棟売店	44
	⑥	西入口管理棟内売店	88
	⑦	西入口自転車管理棟売店	41
	⑧	中央口管理棟売店	78
	⑨	植物園売店	70
	⑩	水遊び場休憩棟売店 (H32年度以降設置予定)	19
園内交通施設	①	停留所	4
	②	車庫	252
野外炊飯広場※	①	屋内(管理棟)	14
	②	屋外(ストックヤード)	
自動販売機			
コインロッカー			

※野外炊飯広場、展望休憩所レストラン付帯のバーベキューコーナーは、裁量施設。

※南入口駐車場については、上記面積以外に 2,233㎡は維持管理業務委託受託者駐車場として提供するが、繁忙日には臨時駐車場(収益施設)として使用することを妨げない。

国営武蔵丘陵森林公園 運営維持管理基本方針

平成30年4月

目 次

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ	1
1. 1 公園建設の基本理念及び基本方針	1
1. 2 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的	1
1. 3 運営維持管理基本方針の位置づけ	2
1. 4 運営維持管理基本方針の対象	2
2. 運営維持管理の基本方針	3
2. 1 国営武蔵丘陵森林公園の公園づくりの基本理念	3
2. 2 今後の運営維持管理の基本方針	3
3. 運営維持管理の重点事項	7

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

1. 1 公園建設の基本理念及び基本方針

国営武蔵丘陵森林公園は、明治の偉業をたたえる記念事業の一環として、武蔵野の面影を残すロケーションを活かしつつ国土交通省（旧：建設省）が整備し、昭和 49 年 7 月に開園した全国で第 1 号の国営公園である。

昭和 41 年に閣議決定された「明治百年記念準備会議の設置」を経て、明治百年記念事業の一環として武蔵丘陵に国営森林公園を設置することが昭和 43 年に閣議決定されており、同時期に以下の基本理念及び基本方針が策定され、現在でも引き継がれているところである。

【国営武蔵丘陵森林公園建設の基本理念】

明治百年を迎え、この一世紀におけるわが国のめざましい発展の基礎を築いた「明治」の歴史的偉業をたたえ、その遺産から新たな創意と英知を学びとり、次の百年に望む抱負と決意とを表明して、国は、明治百年事業を全国民的規模において行うこととした。

この記念事業の一環として、自然を失いつつある都市の住民が緑を通じて人間性を回復する場を確保するため、国は明治百年を記念するにふさわしいものとして、国民の総意を込めて、首都近郊の武蔵丘陵に国営森林公園を設置して、ながく後世に伝えることとする。

【国営武蔵丘陵森林公園建設の基本方針】

1. 基本的事項

- 1) 国民各層が四季を通じて利用できる公園とする。
- 2) 森林公園としてふさわしい環境を保持しながら、屋外レクリエーションの施設を考慮する。
- 3) 現存の地形および植生を十分に考慮するとともに、池沼は原則として改造しない。
- 4) 現存の文化財を原則として保存する。
- 5) 来園者の自動車は園内を通さない形態とする。
- 6) 公園施設については都市公園法に準拠する。

1. 2 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営武蔵丘陵森林公園は、東京都心部から北西へ約 60km に位置し、東西約 1Km、南北約 4Km、面積約 304ha（ヘクタール）の広さをもっている。武蔵丘陵特有の緩やかな傾斜面が連なる丘陵地である。開園から平成 29 年度末までの入園者数は約 4,250 万人であり、平成 29 年度は約 89 万人／年が来園している。

国営武蔵丘陵森林公園では、昭和 49 年 7 月に一般供用を開始して以来、昭和 55 年に計画面積約 304ha が概成し、平成 29 年に公表した「国営武蔵丘陵森林公園整備・管理運

営プログラム」に基づき、老朽化に対応した改修と維持管理を進めているところである。

以上のような背景を踏まえ、今後の国営武蔵丘陵森林公園における維持管理の基本的な考え方を示す「運営維持管理基本方針」を策定した。

1. 3 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、日本で第1号の国営公園である国営武蔵丘陵森林公園が、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ①運営維持管理の基本方針
- ②運営維持管理の重点事項

1. 4 運営維持管理基本方針の対象

基本方針は、既に供用している全園を対象としたものである。

今後の維持管理においては、レストランや駐車場等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な維持管理に努めるものとする。

2. 国営武蔵丘陵森林公園における運営維持管理の基本方針

2. 1 国営武蔵丘陵森林公園の公園づくりの基本理念

国営武蔵丘陵森林公園では、これまで、上述した基本理念・基本方針に基づく公園づくりを進めてきた。今後は、社会情勢の変化などを背景として整備及び運営維持管理を進めていくこととなるが、基本理念・基本方針については共通した考え方として今後も継承していく。

2. 2 今後の運営維持管理の基本方針

国営武蔵丘陵森林公園は、その存在価値や利用価値を、継承・連携・発信していくことにより、良好な自然的条件を有効利用し、多様なレクリエーションの需要に対応する都市公園としての役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進等に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に価値があることである。この存在価値は、市場原理になじみにくく、持続的に維持しなければならない根元的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を継承・連携・発信していくためには、国営武蔵丘陵森林公園を運営維持管理・利用する多様な主体（国、運営維持管理事業者、NPO、ボランティア、入園者等）が、今後の国営武蔵丘陵森林公園のあるべき目標・将来像を共有し、国営武蔵丘陵森林公園のさらなる魅力向上に向けた取組を推進していく必要がある。

そのため、今後の国営武蔵丘陵森林公園における運営維持管理の基本的な方針として、以下に示す3つの基本方針を設定した。

基本方針 1) 森林・里山の広がりある空間を活かした、国民各層が四季を通じて利用する屋外レクリエーションの場とする。

- ・ 国民各層が四季を通じて、広がりのある広場や遊具、水遊び場等を利用して、屋外レクリエーションを楽しむ場を提供
- ・ 森林・里山の環境の中で、ウォーキングやジョギング、サイクリング等を楽しむ場の提供
- ・ 収益施設の適切な運営と自主事業の推進
- ・ 広がりある空間スケールや長い園路延長を活かして、ウォーキングやマラソン、自転車競技のイベント誘致を促進

【国営武蔵丘陵森林公園の実績】

- ・ 広大な芝生広場、ぽんぽこマウンテン等の遊具、水遊び場等、子どもたちに人気の遊具・遊戯施設
- ・ 園路や自転車道等を利用したウォーキング、ジョギング、サイクリング利用
- ・ 日本スリーデーマーチや完走マラソン大会、自転車競技イベントを実施



【むさしキッズドーム】



【水遊び場】



【ぽんぽこマウンテン】



【ウォーキング】



【サイクリングロード】



【完走マラソン大会】

基本方針 2) 都市住民が緑あふれる環境の中で都市緑化の意義や技術を学ぶ場とする。

- ・ 都市緑化に関する知識や技術の普及・啓発
- ・ 都市緑化に関する情報の収集・蓄積・発信
- ・ 四季折々の花や紅葉等の演出

【国営武蔵丘陵森林公園の実績】

- ・ 緑化相談や研修会・講習会を通じた都市緑化技術の普及・啓発
- ・ 多様な花や新緑・紅葉など四季を感じさせる環境を提供
- ・ 貴重植物の保存・栽培、記録と情報発信



＜ポーター花壇＞



＜カエデ見本園＞

【花木見本園】



＜ヤマユリ＞



＜サクラソウ＞

【貴重植物】

<p>○</p> <p>■ 研修会・講習会</p> <p>都市緑化に関する研修会や講習会を園内の植物や施設(資料館・研修室・苗圃など)で行っています。</p> 	<p>○</p> <p>■ 緑化相談</p> <p>「緑」に関する質問・疑問について、直接または電話などでお答えいたします。お気軽にお問い合わせください。</p>  <p>お問い合わせ時間 9:30~17:00</p>	<p>○</p> <p>■ 調査研究・写真記録</p> <p>園内で観察された動植物や希少種を対象として、写真による記録や科学的調査を行っています。</p> 	<p>○</p> <p>■ 自生植物の保護・増殖</p> <p>ヤマユリ・ヤマツツジなど園内に自生する植物の保全・管理に関する調査・研究を行っています。</p> 
--	---	--	---

【都市緑化植物園での活動】

基本方針3) 森林・里山の自然・文化環境の維持・保全と環境学習の機会を充実する。

- ・ 多様な生物の生育・生息環境の維持・保全により生物多様性確保へ貢献
- ・ 各種ボランティアとの協働を図り、市民参加の森林・里山づくりを推進
- ・ 教育機関を対象とした様々な環境学習プログラムの企画・提供

【国営武蔵丘陵森林公園の実績】

- ・ 年間延べ約 2,000 人の公園ボランティア活動による、市民参加の森林・里山づくり
- ・ NPO、公園ボランティア等と連携した年間約件の環境学習プログラムの実施
- ・ 生態系に配慮した樹林の適切な維持管理



＜山野草ボランティア＞



＜雑木林ボランティア＞

【公園ボランティアと活動状況】



【森林公園における環境学習活動】



補生保全のための
刈り残しマーキング



昆虫等の隠れ家を刈り残す(エハッティング)



シュンラン
絶滅危惧種
林内照度の確保のため間伐、下草刈りによる育成環境の改善



クツムシ
絶滅危惧種
保護のため最小限支障となるクズ等の除去による生育環境の保全

【生態系に配慮した管理】

3. 運営維持管理の重点事項

2. で定めた基本方針を基に、今後の国営武蔵丘陵森林公園の運営維持管理にあたり重点的に取り組む事項を整理した。

(1) 定期的な点検管理の実施

園内施設の定期的な点検を確実に実施し、結果を公表（見える化）することにより、確実にメンテナンスサイクルを回すことが出来る体制を構築し、入園者の安全・安心を確保します。

(2) 個別施設ごとの長寿命化計画の策定・実施

園内施設の長寿命化計画に基づき、維持管理・更新等に係るコストの縮減・平準化を図り、施設の老朽化対策を確実に行えるよう、取り組みを推進します。

(3) 失われつつある里山の自然環境の保全活用

園内の自然環境保全することで美しい里山の風景・景観を維持し、これからの日本の里山管理の在りようをリードすると共に、地域のエコロジカルネットワークの拠点としての生物多様性の確保、野生生物の生息・育成環境の確保に貢献していきます。

(4) 学習・研究の場の提供

体験型の環境学習や自然観察会を開催し、多くの方が自然の大切さや役割、緑化技術を学ぶ場を提供します。

(5) 少子高齢化に対応したサービス提供

少子高齢化の進展や余暇活動のニーズの高まりに対応するため、園内の園路及び広場等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進、休憩や移動等のサービス水準の高度化、健康増進のための施設整備を進めます。

(6) 四季折々の森や里山の楽しみ方の提供

国民各層の誰もが安心・便利に使える公園、起伏のある地形や管理された森林・里山ならではの季節感を味わい様々な楽しみ方が出来る公園として利用者の視点に立ったサービス向上を図ることで利用者満足度の向上、利用促進を図ります。

(7) 多様な主体及び地域との連携

多様な主体の参画・協働による公園の効率的かつ効果的な管理運営や、周辺地域と連携した観光客誘致などを進めます。

(8) 個性を活かした魅力づくりと利便性の向上

園内で実施する各種イベントについて、里山環境を活かした日本の伝統文化や景観等を体験できる魅力あるものとし、併せて園内表示の多言語化やピクトグラム採用により、外国人利用者なども含めた、誰でも使いやすい公園の環境整備を目指し、利便性の向上を図ります。

(9) 防災拠点としての機能強化

首都直下地震等大規模地震発生時の円滑な救援・復旧活動を支援するため、災害対策

用車両本部として緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）をはじめとした救援部隊が、災害時に当公園を拠点に活動できるよう整備を進めます。

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務
共通仕様書

平成30年4月
国土交通省関東地方整備局

第1章 総則

第1条 目的

国営武蔵丘陵森林公園（以下「本公園」という。）は、明治百年記念事業の一環として、埼玉県比企郡滑川町及び熊谷市楊井にまたがる東西約1km、南北約4km、面積約304haの丘陵地に計画され、自然を失いつつある都市の住民が緑を通じて人間性を回復する場を確保するため、国土交通省（旧：建設省）が明治百年を記念するに相応しいものとして、国民の総意をこめて、首都近郊の武蔵丘陵に整備し、昭和49年7月に開園した全国で初めての国営公園（口号）である（別添1「公園平面図」参照）。

本公園では、「緑を通じて人間性を回復する場の提供」をテーマに、以下の3つの基本方針の下に総合的に整備、管理、運営を進めている（別紙4「国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理基本方針」参照）。

基本方針1）森林・里山の広がりある空間を活かした、国民各層が四季を通じて利用する屋外レクリエーションの場とする。

基本方針2）都市住民が緑あふれる環境の中で都市緑化の意義や技術を学ぶ場とする。

基本方針3）森林・里山の自然・文化環境の維持・保全と環境学習の機会を充実する。

昭和49年の開園時から平成29年度までの公園利用者数累計は、約4,250万人であり、平成29年度には年間約89万人の方々に利用されている。

本業務は、本公園において、国の組織である国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所国営武蔵丘陵森林公園出張所との調整の下で、豊かな緑につつまれた広い公共空間と里山の自然環境保全に配慮した公園として、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、公園利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、本公園全般にわたり、公園資産を保全、増進させることを目的とする。

第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務のうち、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

1. 「関東地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。
2. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、主任調査員及び調査職員を総称していう。
3. 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
4. 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
5. 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。
6. 「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。
7. 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第12条及び第5条又は第6条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。
8. 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を

行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。

9. 「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条第 2 項及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）第 11 条第 2 項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のこと。
10. 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
11. 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設運営者が関東地方整備局に納める公園の土地又は建物の使用に係る料金のこと。
12. 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地又は建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき関東地方整備局から金額を通知し、事業者が関東地方整備局に納める料金のこと。
13. 「業務責任者」とは、本共通仕様書第 13 条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備の維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するものこと。
14. 「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者をもってそれにあてること。
15. 「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
16. 「管理物件」とは、別添 1「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、又は、管理許可を受け、若しくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
17. 「国事務所」とは、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所国営武蔵丘陵森林公園出張所のこと。
18. 「管理事務所」とは、別添 3「管理事務所図」に示す建築物を指す。
19. 「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
20. 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
21. 「改修」とは、性能又は機能を従前より向上させるような措置を行うこと。
22. 「保守」とは、機器等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
23. 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
24. 「指示」とは、関東地方整備局又は調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。また、関東地方整備局長が事業者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときには、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）第 27 条第 1 項に基づき、必要な措置をとらせることをいう。
25. 「通知」とは、関東地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、又は事業者が関東地方整備局若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

26. 「報告」とは、事業者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
27. 「承諾」とは、事業者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
28. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、関東地方整備局又は調査職員と事業者が対等の立場で合議することをいう。
29. 「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
30. 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
31. 「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
32. 「勧告」とは、関東地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
33. 「命令」とは、関東地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。

第3条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第4条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。なお、業務期間中に基準等の改定・更新等が行われた場合には、最新の基準等に準拠するものとする。

1. 都市計画法
2. 都市公園法
3. 道路交通法
4. 景観法、屋外広告物条例
5. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
6. 消防法（消防庁）
7. 建築基準法
8. 労働基準法、労働安全衛生法
9. 下水道法
10. 水道法
 11. 水質汚濁防止法
 12. 浄化槽法
 13. 食品衛生法

14. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
15. 大気汚染防止法
16. 騒音規制法
17. 振動規制法
18. 個人情報の保護に関する法律
19. 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
20. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
21. 電気事業法及びこれに基づく政令等
22. 電気設備に関する技術基準を定める省令
23. 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
24. 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
25. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
26. 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
27. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
28. 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
29. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
30. 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
31. プールの安全標準指針（文部科学省、国土交通省）
32. プール等取締条例及び施行規則（東京都）
33. プールの安全・衛生の管理（東京都福祉保険局）
34. 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
35. 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
36. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
37. 公園のユニバーサルデザインマニュアル
（財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編）
38. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）
39. 国土交通本省委託契約取扱要領（別添2）
40. レッドリスト（2015）（環境省自然環境局）
41. 埼玉県レッドデータブック
42. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
43. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
44. 猛禽類保護の進め方（改定版）（環境庁自然保護局野生生物課編）
45. 土木工事標準仕様書
46. 土木工事施工管理基準
47. 工事記録写真撮影基準
48. 電気通信設備工事標準仕様書
49. 機械設備工事標準仕様書
50. 測量・調査・設計業務必携
51. 土木工事必携

- 5 2. 土木工事施工管理の手引き
- 5 3. 河川法
- 5 4. 建設業法
- 5 5. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 5 6. 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 5 7. 遺失物法
- 5 8. 鉄道事業法
- 5 9. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 6 0. 警備業法
- 6 1. 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
- 6 2. 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）
- 6 3. その他、関係諸法令

第5条 事業者の義務

1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について企画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整の下、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
5. 事業者は、本業務の実施に当たって、関東地方整備局又は調査職員と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第6条 関東地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するに当たり、事業者と関東地方整備局の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、関東地方整備局と事業者の間で十分に協議の上、決定するものとする。

事業者と関東地方整備局の責任分担一覧

項目	内 容	関東地方 整備局	事業者	
			運営 維持 管理	収益 施設
料金徴収業務	入園料等(収益施設運営に係るものを除く)の徴収業務 (徴収料金は、関東地方整備局に納付)		○	/
公園施設の管理	公園施設の管理(都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。)		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	関東地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、 訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	ただし、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	閉園日時の変更(事業者による提案)に伴う経費の増減		○	/
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		/	◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		/
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	/
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合(事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。)(以下この表において「①」という。)		◎	◎
	修繕に係る費用が1件当たり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用 1600 万円(税抜き)【平成 31～33 年度】、266 万円(税抜き)【平成 30 年度分】、1333 万円(税抜き)【平成 34 年度分】※を超えない場合(上記①を除く)。		○	/
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕に係る費用。		/	◎
	上記3項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等(災害対策運営要領に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態)の不可抗力(以下この表において「②」という。)により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園する等して行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合(事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等)		◎	◎
	共通仕様書第 31 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
	上記2項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎
	上記以外の場合	○		

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 26～28 年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙 38 「建物・工作物に係る修繕履歴(修繕箇所、費用等)」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

第7条 公共サービス改革法第27条第1項に基づく指示

関東地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、公共サービス改革法第27条第1項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

第8条 契約の解除

関東地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

1. 公共サービス改革法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
2. 繰り返し法令違反を行ったとき。
3. 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
4. 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第2章 業務内容

第9条 運営維持管理基本方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、別紙4に記載する運営維持管理の基本方針及び重点事項に則り、本業務の遂行に努めなければならない。

第10条 基本事項

1. 事業者は、本業務の実施に当たっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、本共通仕様書第1条の3つの基本方針に沿った管理運営を行うものとする。
 - 1) 森林公園の貴重な自然資源である里山の自然環境保全に配慮した維持管理の実施及び環境学習や総合学習（総合的な学習の時間）への積極的な対応を行う。
 - 2) 安全で快適な利用がされるように利用指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の活性化を図るために公園利用者ニーズに的確に対応した利用促進策を展開する。
 - 3) 市民参加を推進するため、園内のボランティア活動への支援・指導に努める。
 - 4) 乳幼児連れの公園利用者、障害者、高齢者等への適切な対応等を図る。
 - 5) 地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民等との連携を図る。
 - 6) 様々な管理技術の駆使や、効率的な管理運営等を通じて、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
 - 7) 災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、発災時には避難地又は、災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。
 - 8) 植物性発生材の堆肥化や塵芥のリサイクル等、園内での資源の有効活用に配慮する。
 - 9) 良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
 - 10) 利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第11条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営武蔵丘陵森林公園

所在地 埼玉県比企郡滑川町、熊谷市

敷地面積 約304ha

注) 本業務の対象敷地は国営武蔵丘陵森林公園の供用区域であり、平成30年4月現在、敷地面積全て供用している。

※別添1「公園平面図」を参照すること。

2. 履行期限

平成31年2月1日から平成35年1月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、業務開始に備えなければならない。

第12条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園日、開園時間、入園料については原則として官報告示に従う。

開園日・開園時間

期間	開園時間
3月31日～10月31日	9:30～17:00
11月1日～11月30日	9:30～16:30
12月1日～2月末日	9:30～16:00

※休園日は12月31日及び1月1日、1月の第3、第4月曜日

※開園時間は行催事等により変更する場合がある（別紙17「開園時間延伸状況」参照）。

※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得て休園とすることができる。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は概ね1ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／4月1日～6月30日【期間中1日】

秋の都市緑化月間等／10月1日～11月7日【期間中2日】

みどりの日／5月4日【1日】

敬老の日／9月第3月曜日【1日】 ※満65歳以上の者のみ無料

第13条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする（別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」参照）。

<業務内容>

1. 公園施設維持管理業務（委託費により行う業務）

1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・本業務全体のマネジメント及び企画立案
- ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等
- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視
- ・発災時の利用者避難誘導（大規模災害等発生により国が公園を防災拠点として使用する場合に、入園者の避難誘導、備品及び展示装置等の移動等、国の円滑な活動を支援） 等

2) 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等

3) 植物管理業務

- ・芝生管理、中低木管理、高木管理、林地管理、草地管理、花壇管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

1. 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整の下相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、地方

整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う（詳細は別紙6「個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案）」を参照のこと）。

2) 企画運営管理

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。さらに、都市緑化植物園については、楽しみながら効果的に都市緑化について学べるよう管理運営を行うこと並びに都市緑化推進のための普及啓発に関する業務を行う（詳細は別紙6「個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案）」を参照のこと）。

2. 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検等

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行うこと。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。さらに、貴重種が生息している水景施設については、生物多様性の観点から適切な水質保全を行う（詳細は別紙7「個別仕様書（施設・設備維持管理）」を参照のこと）。

2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔に保つこと。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとること。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する（詳細は別紙7「個別仕様書（施設・設備維持管理）」を参照のこと）。

3. 植物管理業務

公園利用者に対して四季折々変化する里山の緑・花や紅葉等の観賞による人間性回復の場を提供するため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。さらに、都市緑化植物園内の資源等を活用した見本園や花壇等の植物管理（希少植物の育成、苗圃管理を含む）を行う（詳細は別紙8「個別仕様書（植物管理）」を参照のこと）。

第14条 業務実施体制

1. 国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、必要に応じて下記の資格要件を備えている職員を配置する等本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員に提出するものとする。

<事業者が保有する必要がある資格>

- ・ 1級造園施工管理技士

- ・その他、関連する施設管理等に必要となる法令に定める資格
- 2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 3. 本業務全体のマネジメント及び企画立案、企画運営管理、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置することとする。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。
- 4. 開園期間中は、総括責任者が勤務する場合を除き、本共通仕様書第 13 条 1) ～ 3) の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも 2 名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本共通仕様書第 13 条 1) ～ 3) 及び収益施設等設置管理運営業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお主な業務従事（勤務）場所は、管理事務所（別添 3「管理事務所図」参照）とすることを想定している。
- 5. この他、国庫に納入する入園料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するものとするが、経理担当者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第 15 条 業務計画書

1. 事業者は、契約締結日の 14 日前までに、企画書に基づく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を関東地方整備局に提出し、協議の上、承諾を得なければならない。
2. 「業務計画書」の策定に当たっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 運営維持管理運営の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。
変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員と協議する。なお、次年度以降の実施内容に変更がある場合は、次年度の業務開始 14 日前までに変更業務計画書を提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。
4. 「業務計画書」を変更した場合は、四半期別必要経費内訳書にその結果を反映した上で、数量、単価を記載し、変更内容の積算根拠を明確にする。

<業務計画書に記載が必要な項目>

- ・年間管理運営計画（月別）
- ・年間行事計画書（月別）
- ・年間広報計画（月別）
- ・年間ボランティア活動計画（月別）
- ・企画提案された実施方針（月別）（別紙提出様式1－6「実施方針」参照）
- ・業務実施体制（資格証明書の写しを含む）（別紙提出様式1－5「業務実施体制」により作成）
- ・業務実施のための管理機構及び職務分担
- ・実施計画書（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・四半期別必要経費内訳書（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・再委託承諾申請書（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃）
- ・植物管理作業
- ・収益施設運営計画（別紙提出様式3「収益施設運営計画書」参照）
- ・公園内巡視作業
- ・入園料徴収及び公園利用者への利用指導
- ・安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
- ・公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- ・市民参加による公園運営（ボランティア）
- ・環境への配慮

第16条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実にできるよう、報告書等を調査職員に毎月及び四半期ごとに提出する。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、当該年度の完了報告書、精算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以上、各正本1通、副本1通）に成果物（年度内に実施した運営維持管理実績を示す実施状況等の記録書一式）を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、関東地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。
4. 本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員が指示するものを電子データで納品する。

<毎月提出が必要な項目>

- 1) 「管理月報」(勤務実績簿を含む)(提出期限は翌月の10日 別添様式1「管理月報」)
- 2) 「事業連絡会議報告書」(毎月5日まで)
- 3) 運営管理実施方針(毎月5日まで)
- 4) 電気メーター集計表及び算定表(毎月初め)
- 5) 水道メーター集計表及び算定表(毎月初め)
- 6) ガスメーター集計表及び算定表(毎月初め)
- 7) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告(提供物品使用実績報告書)(毎月初め)
- 8) 上記以外の発注者で指定した報告事項(適宜)

<四半期ごとに提出が必要な項目>

- 1) 「管理四半期報」(提出期限、四半期翌月の15日 別添様式2「管理四半期報」)

<当該年度の完了報告で提出が必要な項目>

- 1) 「完了報告書」(別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 2) 「精算報告書」(別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 3) 「委託費経費内訳報告書」(別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 4) 「残存物件報告書」(別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 5) 「実施状況等の記録書」

<実施状況等の記録書に添付が必要な項目> ※事業者において記録・作成した原本を提示

- 1) 作業日誌
- 2) 保守点検の記録
- 3) 作業実施数量の記録
- 4) 作業記録者写真
- 5) 安全衛生点検の記録
- 6) 修繕等の記録
- 7) 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- 8) その他関東地方整備局が指定した報告事項の記録

<電子納品>

- 1) 電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)」(以下「ガイドライン」)及び関東地方整備局の「電子納品に関する手引き(案)」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2) 最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式(電子媒体納品書)に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データをCD-R又はDVD-Rで2部提出する。なお、書面における署名又は捺印の取扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。
- 3) 受発注者相互にCD-R又はDVD-Rの内容を確認した上でCD-R又はDVD-Rを提出するとする。
- 4) 「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 5) 上記によりがたい場合は、調査職員と協議するものとする。

第17条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、関東地方整備局等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務完了後5年間保管する。なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・ 作業日誌
- ・ 保守点検の記録
- ・ 作業実施数量等の記録
- ・ 作業記録写真
- ・ 安全衛生点検の記録
- ・ 修繕等の記録
- ・ 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・ その他、関東地方整備局が指定する記録

第18条 モニタリング業務

1. 事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、以下に掲げる調査を行うことができる。なお、調査を行う場合には、第19条の関東地方整備局が行うモニタリング調査との調整を図り、公園利用者の負担とならないように留意するとともに、調査を行った場合、その結果について関東地方整備局に報告すること。

1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施する等事業者の工夫により、確実に把握すること。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、あらかじめ関東地方整備局に提出した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

第19条 関東地方整備局が行うモニタリング調査

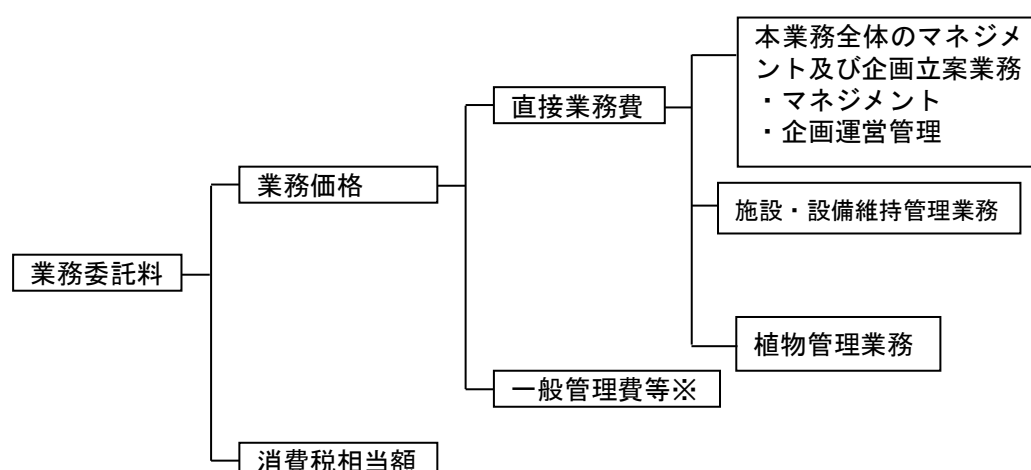
1. 関東地方整備局は、事業者で実施するモニタリング業務（前条）とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する（別紙13「公園利用者アンケート」参照）。
2. 事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、前項の調査の実施に協力するものとする。

第3章 委託費の支払い

第20条 委託費代金の支払い

1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下、「実施要項」という。）1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 関東地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査した上で、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害その他の事業者の責に帰すことができない事由によるものを除き、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
3. 各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。
4. 会計法第22条、予算令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
5. 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
6. 各業務の積算体系は、以下のとおりである。

<積算体系>



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第4章 公園内の安全管理

第21条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行に当たり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行う等、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、関東地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、調査職員と協議の上、消毒液を設置する等、適切な措置・対応を行うこと。
3. 事業者は、本業務の履行に当たっては消防法に準拠するとともに、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等を遵守すること。
4. 事業者は、関東地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。作成した消防計画は調査職員へ提出し、承諾を得ること（別添20「国営武蔵丘陵森林公園消防計画」参照）。
5. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
6. 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

第22条 安全確保

1. 本業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じた後、調査職員に報告する。
3. 設備に異常を認めるときは、危険防止に必要な措置を調査職員に提出の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるとともに、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書様式（別添8「利用サービス業務日誌等（事故情報記録）」参照）等により調査職員に報告するものとする。
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所（図示）
 - 3) 事故発生の概要（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因等）
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
 - 6) 事故処理の概略
 - 7) 再発防止策等

第23条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出するものとする。
2. 事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を設置し、救急担当職員を配置する。そのうちの主たる箇所に開園中は看護師又は救急技能認定証の交付を受けた救急担当者を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急救護講習等を受けた者を配置すること。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めるときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行う等、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故について直ちに調査職員に報告し、その指示に従うこととする。なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、又は30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする（別添10「事故報告様式」）。
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第24条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う等臨機の措置をとらなければならない。この場合において、「閉園判断基準」（別添7）等に基づき、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ関東地方整備局と協議しなければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。なお、災害防止には、緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）が防災拠点として本公園を使用する場合を含む。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
4. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
5. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。
6. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
7. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。
8. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事務所が定める危機管理マニュアル（別添11参照）に基づき、事業者の役割・行動・体制（業務継続計画（BCP）を含む）等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員に提出し、承諾を得るものとする。

9. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。
10. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
11. 大規模災害発生時に、本公園を広域避難所として開設する場合には、その開設・運営が円滑に実施されるよう、事業者は、第8項において作成したマニュアルに基づき、公園利用者の案内や備品の移動等を行う。なお、東海地震、東南海・南海地震等においては、国土交通省の災害対応に従うものとする。

第5章 協議・調整等

第25条 関東地方整備局の要請への協力

1. 調査職員から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、関東地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、関東地方整備局が毎月1回開催する公園関係者の国営武蔵丘陵森林公園事業連絡会議（以下「事業連絡会議」という。）及び安全パトロールに参加するものとする。事業連絡会議では、前月分の運営状況、公園利用者からの意見等を整理したものについて報告する。なお、国営武蔵丘陵森林公園事業連絡会議等で使用した書類は、電子データとして、調査職員へ提出する。
4. 事業者は、管理業務を円滑に実施するため、前項に規定する事業連絡会議以外に、必要に応じ調査職員及び管理運営に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催するものとする。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができるものとする。
5. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は関東地方整備局の指示により立会等に協力する。
6. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員に報告するよう、努めるものとする。

第26条 別途工事等との調整

1. 国事務所の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言並びに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応について、調査職員と調整すること。

第27条 関東地方整備局との協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議する。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めることができる。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、関東地方整備局と協議を行う。
4. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

第28条 その他の調整・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な以下の調整を適切に行い、結果等については、必要に応じて報告する。

1. 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との調整
2. その他園内施設の運営者との調整
3. 持込イベント等の利用調整

第29条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは関東地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは事業者において行う。

第6章 雑則

第30条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して又は本業務における主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任又は請負が業務の一部であり、書面により調査職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

1. 「主たる部分」とは、本業務における総合的企画立案、業務遂行管理、入園料金の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等をいうものとする。
2. 事業者は業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）ときは、原則としてあらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする（別紙提出様式1-7「再委託又は下請負の予定」参照）。
3. 事業者が関東地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
4. 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
5. 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
6. 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいうものとする。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額100万円未満のものをいう。
7. なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
8. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第31条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

第32条 提供施設等の取扱い

1. 建築物及び物品の無償貸与

本業務の遂行に必要な、関東地方整備局が保有する国の施設等を事業者は無償で貸与する。提供

施設等については事業者にて適正に管理すること。なお、その取扱いについては、別添 14「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務実施に要する提供施設等の取扱いについて（案）」による。

2. 物品の管理及び取得について

本業務の遂行に必要な物品については適正に管理を行うこととし、損傷・盗難・亡失等が発生した場合は調査職員に報告すること。また、本業務の遂行に必要な備品（取得価格（消費税込み）が5万円以上のもの）を購入する場合は、事前に調査職員と協議をすること（別添 15「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務実施における備品等の取扱いについて（案）参照」）。

3. 残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で関東地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を関東地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。また、関東地方整備局より提供された備品については、5万円未満のものであっても残数を報告する。

その他、残存する備品の取扱いについては、別添 15「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務実施における備品等の取扱いについて（案）」による。

4. 事業者は、国事務所の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運營業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
5. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、国事務所の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行うこと。
6. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、国事務所と協議の上、承諾を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、国事務所の確認を得なければならない。
7. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。
8. 施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・設備等に貼付し、常に管理すること。

第33条 本業務の引き継ぎ

1. 事業者は、契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者（以下「新たな事業者」という。）に対し、誠意をもって、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

1) 運営・利用者サービスに関する事項

年間パスポートの登録情報、利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等

2) 施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必

要な事項、清掃記録 等

- 3) 動植物管理に関する事項
芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録 等
 - 4) 収益施設運営に関する事項
運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項 等
 - 5) 広報宣伝に関する事項
マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページの更新方法 等
 - 6) イベントに関する事項
主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項
 - 7) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項
ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等
 - 8) 国への提出資料に関する事項
都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録 等
 - 9) その他
救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録 等
2. 不可抗力その他、関東地方整備局や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と事業者は管理の継続の可否について協議すること。
 3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（本共通仕様書第14条記載）を維持すること。
 4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。
 5. 契約が完了するとき、又は解除になる場合には、新たな事業者に対し、業務が引き継がれる前3ヶ月間、準備室（別添3「管理事務所図」の引継期間貸与部分）を貸与する。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は関東地方整備局が負担する。

第34条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成21年7月1日法律第66号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議すること。

第35条 調査等への対応

事業者は、関東地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第36条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条に

より、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は関東地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第37条 愛称の使用

共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、愛称を設定の上使用することができる。

第7章 コンプライアンス

第38条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 「国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」における情報セキュリティについて第8章の規定に沿って、情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、又はその職員その他の本業務に従事している者若しくは従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。

第8章 個人情報の取扱いについて

第39条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第40条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第41条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第42条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第43条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第44条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第45条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うものとする。本業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第46条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために発注者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務に係る契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、関東地方整備局又は調査職員が、廃棄又は消去等別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第47条 管理の確認等

関東地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、関東地方整備局が必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第48条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定する等管理体制を定めなければならない。

第49条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第50条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務
個別仕様書

【本業務全体のマネジメント及び企画立案】

平成30年4月
国土交通省関東地方整備局

第1編 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

第2条 基本事項

1. 運営維持管理を総括する業務責任者の責任の下実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する場合は、「業務入園について」（別添 16 参照）に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るよう努めること。
8. 持込可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」（別添 17 参照）に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両運行許可証を前面に提示し、「安全運転走行心得」及び「安全運転の心得」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には主園路（大園路）は 20km/h 以下、その他園路は 10km/h 以下とする。
9. 作業に係る車両の持込は最小に留め、公園利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
10. 本公園内にある沼、かんがい用工作物（樋門、樋管等）及びかんがい用水を使用する場合には、関連する熊谷市、滑川町、又は水利権者と調整するものとする。
11. 関東地方整備局が主催又は共催により行う行催事のうち、本公園の設置趣旨を踏まえ、本公園の行催事として相応しいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限り、委託費の支出を認めるものとする。
12. 関東地方整備局長の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙 9 「収益施設等設置管理運営規定書」参照）。

第2章 業務のマネジメント及び企画立案業務

第3条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整の下相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、関東地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

また、公園の入園料等は、国の収入となることに留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って適切に行うこと。

第4条 業務の企画立案

国営武蔵丘陵森林公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標をさだめるとともに企画立案を行うものとする。

第5条 マネジメント業務

1. 「国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理基本方針」（別紙4参照）を踏まえ、統一的な方針の下、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。

業務全般の監理に当たっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から国営武蔵丘陵森林公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。

2. 関東地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

3. 収益施設等設置管理運営業務が、他の維持管理業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行うこと。

4. 「公園利用者数（団体、パスポート含む）」（別紙12参照）に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員に「入園者数報告様式」（別添21参照）により報告すること。

第6条 入園料等の徴収

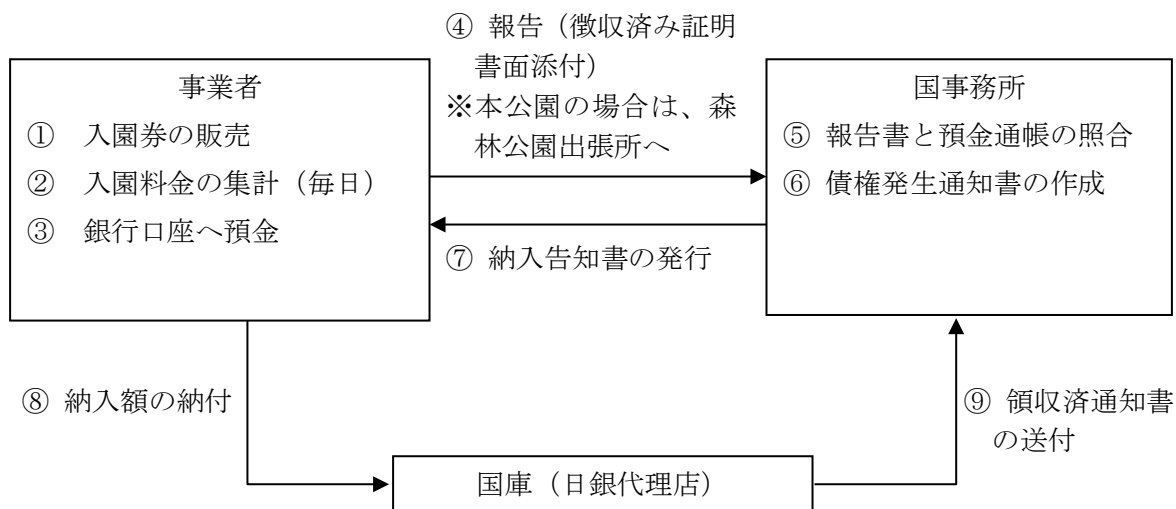
1. 事業者は、中央口、南口、西口及び北口の各ゲート及びその他調査職員の指定する場所において、所定の入園料金を徴収するものとする。また、券売機の管理、消耗品の補充、入園券の作成を行うとともに、必要なつり銭、両替金を準備すること。

2. 事業者は、「パスポートの運用について」（別添33）に基づき、調査職員の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収するものとする。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講じるものとする。なお、入園券を購入した公園利用者に対して、同日中に年間パスポートの販売を行う場合は、調査職員の指定する場所にて差額販売を行うこと。

3. 年間パスポート購入者の登録情報は、関係法令及び別紙5「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維

持管理業務 共通仕様書」第8章に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に管理すること。

4. 年間パスポート購入者が、年間パスポートを不携帯の場合は、別途入園料の徴収は行わず、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、適切な措置を講じること。
5. 事業者は、手売り入園券を作成する場合は、関東地方整備局長の承諾を得て作成し、関東地方整備局長の確認を得た上でこれを販売するまでの間保管し、破損等により廃棄が生じた場合には、その原因と併せて随時報告するものとする。
6. 事業者は、毎月15日及び月末日までの徴収済みの入園料を集計し、徴収済みを証する書類を添えて国事務所に書面により報告し、関東地方整備局長の所属歳入徴収官の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。
7. 国庫に納入する入園料等は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料等の専用口座）で管理を行うこととし、公園利用者数、日々の売り上げた券、手売り入園券の残数、廃棄等の件数及び入園料は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理すること（別添19「入園料徴収フロー」参照）。なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。
8. 入園料と駐車料金等その他の料金を同時に徴収する場合、入園料については前項に掲げる事項に基づき適切に管理すること。
9. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳を提示された方とその付き添いの方1名は無料入園ができるので、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとること。
10. 上記に定めのない料金体系については、調査職員の指示によるものとする。



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年2回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。

第7条 その他国庫に納入する収入

事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

第8条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（国内における保管・輸送を対象）に加入すること。

第9条 繁忙日対応

1. 繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。
2. 行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況の把握等から、事前に繁忙日や利用者数を予想し、調査職員や関係者との調整を含めた事前準備を行う。
3. 繁忙日が予想される場合は、巡視や案内・誘導、入園料徴収等が円滑に行われるよう、適切に人員配置を行う（別紙28「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照）。
 - 1) 入園ゲート周辺及び駐車場の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行う巡視・警備員や入園料徴収等の人材を配置する。
 - 2) 利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等の流れを作成し、その体制を整える。
4. 不足が予想される駐車場やトイレ、ごみ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等を行う（別紙18「混雑時の状況」参照）。
 - 1) 利用者数を想定し、臨時駐車場の使用判断について、収益施設等設置管理運営業務との調整を行うこと。
 - 2) 利用者数を想定し、トイレやごみ箱等の臨時設置の判断について、施設・設備維持管理業務等と調整を行うこと。
 - 3) 利用者数を想定し、循環水・中水について濁水等が発生しないよう施設・設備維持管理業務と調整を行うこと。

第2編 企画広報

第1章 行催事企画運営

第15条 管理水準

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる利用プログラム（イベント・行事から構成される行催事を含む）について、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して適切に実施する。また、主催・共催以外で、都市公園法第12条に基づき第三者が本公園で実施を希望する行催事等について、別に定める手続き等に沿って適切に行うこと。

第16条 年間行事計画の作成

事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行事計画を作成する（別紙5「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書」第15条参照）。年間行事計画は、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。

第17条 行催事の企画立案

行催事を円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員と密接に連絡調整の上、提出するものとする（別添26「行催事実施計画書例」参照）。

第18条 行催事の開催・運営

行催事の目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する行催事の開催・運営を行うものとする。

また、行催事の開催に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

1. 官公署への連絡、届出

行催事の主催時には、必要に応じ、警察・消防等行政機関との調整のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

2. 事故防止対策

別紙5「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書」第4章各条に掲げる園内の安全管理に留意するほか、参加者の誘導整理、救護、緊急連絡等、事故防止対策には特に注意する。

また、大型の行催事的主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。なお、けが人、病人等が発生した場合は、適切に対処し、調査職員に報告すること。

3. 災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時は、迅速に必要な人員を確保し、行催事の開催の可否の判断を行うとともに、行催事の参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行うこと。

4. 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

5. 地域連携の継承

別添22「継続必要性の高いイベント対応」に示す大型イベント、地域連携イベント等について、

地方公共団体等との地域連携を継承するものとする。

第19条 提出書類

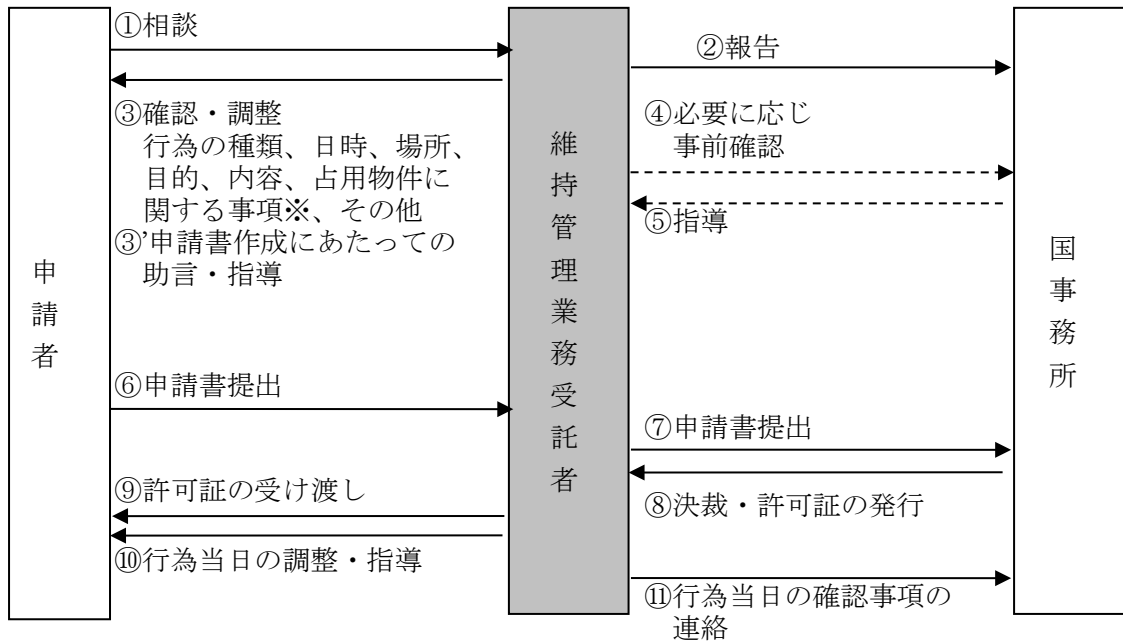
事業者は、調査職員が指定する主要な行催事について、別添 23「許認可事務」に掲げる書類、その他指示する図書について、開園時間の延長を伴うものは2ヶ月前、伴わないものは1ヶ月前を目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の1週間前までに調査職員に提出するものとする。

第20条 行為の許可申請の調整等

主催・共催以外で、都市公園法第12条に基づき第三者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。）の開催に際しては、別紙5「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書」第28条に示す調整を行う等、調査職員の指示に従い、必要な調整を行うものとする。

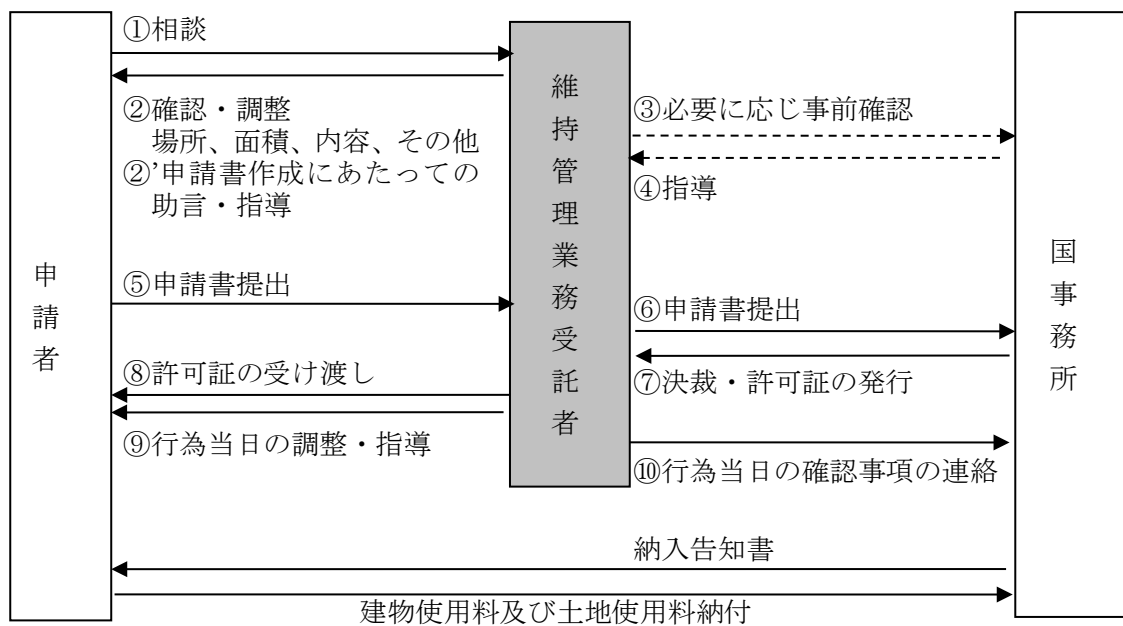
1. 事業者は、持込イベントの実施を希望する者（以下「申請者」）からの相談窓口として「日時、規模、内容、繁忙日対策、安全対策、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等」を確認・調整し、必要に応じ調査職員に事前確認を行うこと（別添18「団体、持込イベント、ロケーション、資料館利用の手続き」参照）。
2. 事業者は、他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて申請者と確認・調整するものとする。なお、必要に応じて、国事務所の同席を求めた上で申請者と調整を行う。
3. 事業者は、申請者から許可申請に必要な書類の提出を受け、国事務所に提出を行うものとする（別添23「許認可事務」参照）。
4. 事業者は、国事務所において発行された許可証を申請者に受け渡すものとする。

<都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



※占有物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）。

<都市公園法第6条に基づく占有の許可に関する手続きフロー>



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする。

第21条 その他（主催・共催）

1. 行催事開催の前に、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行うこと。また、行催事終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。
2. 行催事の実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意する。
3. 行催事の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
4. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、以上を確認した場合、速やかに調査職員に連絡し、その対処について報告する。
5. 行催事の実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
6. 公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
7. 行催事を開催する関係者については、アルバイト等を含むスタッフ全員が名札を着用すること。
8. 本仕様書に定める行催事の実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。ただし、実施に当たっては、調査職員に事前に承諾を得た上で、実施するものとし、その徴収額と経費については、本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、記録し保存する。

第2章 公園ボランティア活動の支援・調整

第22条 管理水準

市民のボランティア活動（以下「活動」という。）を促進するため、事業者が既存のボランティア活動の実態を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行うものとする。

第23条 ボランティア活動の内容

ボランティアの活動の内容は以下の表のとおりである（別添27「ボランティア活動」参照）。

ボランティア名	活動内容
山野草ボランティア	・本公園の南地区の「野草コース」において、山野草をふやす作業（播種、育苗、定植等）及びそれらを育てるための環境整備（植栽地の除草や落ち葉かき等）等を実施
雑木林ボランティア	・本公園に広がる雑木林の維持管理や育成 ・常緑樹や枯れ木、篠竹などの伐採、散策路の柵や落ち葉をため込む堆肥ボックスの設置 ・一般来園者を対象とした里山イベントのサポート 等
環境学習ボランティア	・里山の自然を活かして行われる環境学習の参加者への指導やサポート（クラフトの指導、自然観察の案内等） 等
植物園ボランティア	・3つの班（花壇班、展示班、イベント班）による活動 ＜花壇班＞ ・花壇（展示棟前・ハーブガーデン・ボーダー花壇）の管理 ＜展示班＞ ・展示棟でのハーブや木の実、枝などを材料とした作品の展示 ＜イベント班＞ ・ガイドツアー・企画展等、植物園で開催するイベントの企画、準備、実施 等

第24条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

前条以外に新たにボランティア活動を行う場合には、事業者は、本公園において、活動を希望する個人又は団体を対象とした公園ボランティア規約案を作成し、調査職員と協議する（別添27「ボランティア活動」参照）。

第25条 調査職員との協議等

1. 事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、国営武蔵丘陵森林公園里山サポータークラブ規約（別添27「ボランティア活動」参照）に基づき、ボランティアの募集及び窓口等の業務を行うものとする。
2. 事業者は、国営武蔵丘陵森林公園里山サポータークラブ規約に基づき、調査職員と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理を行うこととする。年間活動計画については、業務計画書として提出し、承諾を得るものとする。また、各年度末に、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第26条 ボランティア登録の抹消

関東地方整備局は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行うものとする。

1. 登録者より登録取消しの申出があったとき
2. 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
3. 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第27条 関東地方整備局の支援内容

関東地方整備局は、状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うことができるものとする。

1. 駐車料、入園料、及び園内交通施設料金の免除
2. その他、ボランティア活動の実施に必要であると考えられる支援

第3章 広報

第28条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行う。

第29条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員と密接に連絡調整した上で策定、提出し、承諾を得ることとする。

第30条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等を作成し、園内で配布や掲示等を行うものとする。一般を対象とした広報媒体の場合は、原稿作成時に調査職員に提出する。

第31条 情報提供

事業者は、本公園の自然や施設等の資源や行催事等について、ダイレクトメールによる広報活動や、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。

第32条 広報に係る素材等

1. 事業者は、広報媒体を作成する際、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を使用することができる。使用の際は、原稿作成時等事前に調査職員に提出することとする。
本公園のロゴ（名称）等は、別添28「グラフィックマニュアル」に従って使用するものとする。
なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権の無体財産権については、関東地方整備局が承継するものとする。
2. 事業者は、関東地方整備局から提供を受けたパンフレット等の電子媒体について修正等を行った場合は、調査職員に提出する。また、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出することとする。

第33条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行うものとし、その内容を調査職員に報告するものとする（別添29「マスコミ取材報告様式」参照）。なお、行政機関からの視察の申込みについては、調査職員に報告するものとする。

第34条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、事業者が所有・管理するサーバー又はレンタルサーバーに格納して公開することとし、事業者はレンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払うものとする。

第35条 ホームページによる情報発信

1. 事業者は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページ上で発信する情報について別紙5「H30-34 国営武

蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書」第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び関東地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。また、ホームページアクセシビリティについても留意して作成する。

2. 事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽等）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
3. 他人の著作物を国営武蔵丘陵森林公園ホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
4. 収益施設や行催事等で作成したホームページは、国営武蔵丘陵森林公園ホームページよりアクセスできるようにリンクを張るものとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。
5. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に受発注者間で協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第36条 掲載情報の更新・修正・訂正・記録保存

1. 事業者は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権の無体財産権については、関東地方整備局が承継するものとする。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 事業者は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。
4. 事業者は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページの作成・更新等を行った場合は、そのデータを記録・保存し、業務完了時に調査職員に提出するものとする。データ形式は HTML ファイル及びその附属ファイルを基本とするが、詳細は受発注者間で協議するものとする。

第37条 アクセス解析

アクセス解析を行い、その結果を月1回調査職員に報告するものとする。

第38条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNSを含む）は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。
2. 本仕様書によるもののほか、国営武蔵丘陵森林公園ホームページの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員と協議の上定めることとする。

第3編 利用サービス等

第1章 公園利用者への利用指導

第39条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図ることとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、また電話対応、園内放送、障害者・高齢者等の公園利用者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、公園利用者への利用サービスに関する業務全般を行う。

第40条 一般事項

1. 公園利用者へ受付であることが容易に理解されるよう必要な表示や案内を行うこと。
2. 事業者は、公園利用者への利用指導及び利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。
3. 遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行うこと。
4. 自転車利用者がサイクリングコース外を走行していないか、また歩行者がサイクリングコース内に立ち入っていないか、監視及び利用指導を行うこと。
5. 公園規則から逸脱している者、他の公園利用者著しく迷惑をかける者等については、指導を行う。なお、指導に従わない者に対しては統括責任者が退園を命じることができるものとする。
6. ペット同伴者のマナー遵守や他の公園利用者とのトラブルが発生しないよう、ペット同伴者の注意事項の配布や適切な掲示、利用指導、ペット持込における同伴同意書への記入及び提出の手続を行うこと（別添31「ペット対応」参照）。
7. ぼんぼこマウンテン及び水遊び場、溪流広場下流部、冒険コース、その他において、多くの利用者数が予想される場合は、監視員を配置し利用指導を行う等、利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するように努めること。

第2章 公園利用者等へのサービス業務

第41条 管理水準

1. 公園利用者等に直接接する業務であり、公園利用者等が快適に楽しめるよう心掛け、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

第42条 公園利用者等への利用案内

1. 園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、各ゲート、案内所等にて公園利用者の問い合わせに対応すること。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応すること。なお、必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこととする。
2. 公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行うこと。
4. 運営維持管理業務において作成する園内案内マップを希望する公園利用者等に配布すること。
5. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
6. 障害者及び高齢者等の補助を行うこと。
7. 公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー、シルバーカー、手押し車、杖、リヤカー、老眼鏡の貸出を行うこと。

第43条 団体利用調整

1. 団体での公園利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする（別添 18「団体、持込イベント、ロケーション、資料館利用の手続き」、別添 32「団体下見対応」参照）。
2. 団体での広場使用について、調整を行うものとする。
3. 雨天時には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行う。

第44条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
2. 事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者に届けるように指導すること。
3. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。
4. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員と協議すること。

第3章 園内巡視

第45条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第46条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は巡視計画書を作成し、調査職員に事前に提出しの承諾を受けなければならない（別紙35「巡視計画書」参照）。
2. 巡視業務には、通常巡視、繁忙日巡視、休園日警備、時間外巡視、異常時巡視、困障巡視、水遊び場監視がある。
3. 巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行うものとする。
 - 1) 巡視ルートは、別添34「巡視ルート等」のとおりとし、これに従って1日2回巡視するものとする。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。
 - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。
 - 3) 巡視員は、小規模な修理用具を携帯し、必要に応じて処置するものとする。
 - 4) 巡視員は、都市公園法第11条に定める禁止行為を発見した場合、第12条に定める行為を許可を得ずに行っていることを発見した場合には適切な指導をするものとする。

第47条 園内巡視

1. 通常期、閑散期

園内巡視は、繁忙期及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、点検確認、利用指導及び作業を行うものとする。

- 1) 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠又は施錠。
- 2) 園内における公園利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導。
- 3) 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。
- 4) 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告。
- 5) 事件、事故又は災害等が発生した場合の適切な処置と報告（別添8「利用サービス日誌等」事故情報記録参照）。
- 6) 園内不審物の有無の確認。
- 7) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物を発見した場合、遺失物法に基づき適切に管理。
- 8) 植物、施設及び清掃状況等の点検。
 - ①芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
 - ②「都市公園の樹木の点検・診断に関する診断（案）」に基づく樹木の異常の有無
 - ③園路、広場・サイクリングコースの路面、及びこれらの路側、法面、排水桝、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無
 - ④門、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、運動施設の異常の有無
 - ⑤電気、放送、給排水設備、塵芥処理施設等の異常の有無
 - ⑥清掃の状況

- ⑦落石・災害・事故等不測の事態発生の有無
- ⑧野犬、蛇、蜂等公園利用者に危険性、不快感を与える動物の駆除
- ⑨緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等）
- ⑩迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡

2. 最繁忙期、繁忙期

繁忙日巡視は、行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から事前に多くの公園利用者が予想される日において、適切な人員配置を行い、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等の巡視を行うものとする。

第48条 休園日巡視

休園日巡視は、休園日において、園内全体の見回りを行い、不法侵入者の取締り、事故及び災害の予防並びに管理棟、売店等の施設内、器物の盗難防止の措置を行うものとする。

第49条 時間外巡視

時間外巡視は、閉園後に不法侵入者の取締り、事故及び災害の予防並びに管理棟、売店等の施設、器物の破損の有無等の点検を行うとともに、盗難防止等についても注意し、巡視を行うものとする。

第50条 異常時巡視

異常時巡視は、園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行うものとする。

- 1. 園内の被害状況
- 2. 利用障害等の状況

第51条 囲障巡視

囲障巡視は、囲障（L=17.7km）、仮門、仮柵等について、原則年に2回（2人1組で2日間）行うものとする。

第52条 水遊び場監視

水遊び場等監視は、水遊び場機械運転期間（4月下旬～9月下旬）における利用指導、幼児・児童等の安全指導、機械設備の起動・停止及び運転状況の確認等を行うものとする。

第53条 溪流広場下流部監視

溪流広場下流部監視は、溪流広場下流部水遊び期間（4月下旬～9月下旬）における利用指導、幼児・児童等の安全指導、機械設備の起動・停止及び運営状況の確認を行うものとする。

第54条 管理事務所内警備

- 1. 事業者は、警備装置が常に正常な機能を維持しているか確認すること。また、機械警備の異常を発見した場合には、調査職員に報告するものとする。なお、保守契約については、関東地方整備局が別途行う。

2. 事業者は、警備装置が異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは、調査職員に報告するものとする。

第55条 報告等

巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡視業務日報（写真帳含む）及び巡回報告書（写真帳含む）に記録する。事業者は記録を保存するものとする。

また、重大な事件・事故又は災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受けるものとする（別添8「利用サービス業務日誌」、別添10「事故報告様式」参照）。

第4編 都市緑化植物園管理

第56条 管理水準

都市緑化植物園においては、都市住民の都市緑化意識の高揚、植栽知識の普及等を図り、都市緑化の推進に資することを目的とし、緑や花に関する情報等の提供・普及や都市緑化植物の保存等の業務を適切に行う。

第57条 年間活動計画の作成

事業者は、都市緑化植物園全体の年間活動計画を策定し、事前に調査職員に提出した上で承諾を得ること。

第58条 講習会・実習・研修・講演会等の実施・受入

1. 事業者は、インターンの受入期間を設定した上で募集を行い、博物館実習及びインターンシップ研修等を行うこと。
2. 知的障害者更生施設の地域活動を受入れるとともに、園内活動については、ボランティアと連携し、指導等を行うこと。
3. 学校等（小学校、中学校等）を対象とした環境学習については、必要に応じて補助を行うこと。
4. 公園利用者を対象として、展示期間を中心に講演会を行うこと。

第59条 展示

1. 見本園及び展示棟において、本公園内の植物資源や最新の都市緑化技術の紹介等、本公園の利用促進及び都市緑化の普及を目的とした展示を行うこと。
2. 展示にあわせた園内の案内、講演会等を行うこと。

第60条 ガイドツアー

事業者は、園内の見頃の植物等を紹介・案内するガイドツアーを行うこと（別添 25「行催事について」参照）。

第61条 情報発信

1. 事業者は、都市緑化植物園のマップや活動内容等を紹介するガイドマップを作成し、園内で配布すること。
2. 事業者は、イベント・行事の開催等に併せて、見頃の植物を紹介するマップ等を作成し、配布すること。

第62条 緑化相談窓口

1. 事業者は、園内の植物に対する問い合わせに加えて、植栽知識の普及等に向けて、植栽樹種の選択、植栽方法、病虫害防除等、都市緑化全般に対する問い合わせにも対応するものとする。
2. 回答が難しい問い合わせに対しては、全国各所の緑の相談所との連携や既往論文等の活用により、回答するよう努める。
3. 問い合わせの内容は、記録することとする。

第63条 植物分譲

1. 事業者は、植物の分譲を希望する者に対して、植物分譲願及び使用目的等の資料の提出を求め、調査職員と協議の上、分譲の可否を判断すること（別添 35「植物分譲願」参照）。
2. 事業者は、分譲した植物を活用した論文等の成果物の提出を分譲先に求めること。

第64条 ボランティア育成・管理

ボランティアの知識の向上等を目的とした講習会の開催や活動日調整等、ボランティアの育成・管理を行う。

第65条 情報交換

事業者は、公益社団法人日本植物園協会の正会員としての活動を行うとともに、調査職員が要請する事業・会議（関東拠点園連絡会議、都市緑化植物園（緑の相談所）連絡会議等）への参加・協力・実施を行うものとする。

第66条 園内植物の最新情報の把握

ホームページへの掲載を目的とした、サクラソウやヤマユリ等、本公園における植物の最新情報等の把握を行うこと。

第67条 資料の収集・保存

1. 都市緑化や里山関連の図書等の資料を収集するとともに、図書は分類規約に則った方法で分類し、適切に管理するものとする。なお、分類・収集した資料を処分する場合は、調査職員の指示により行うこと。
2. 動植物のポジフィルム等の記録及び標本室において保存している植物、昆虫、哺乳類・鳥類標本等の資料については、現状の状態を維持するために、適切な管理を行うこと。
3. 年度毎に「都市緑化植物園年報」（別紙 36）を作成し提出すること。

第68条 植物管理の補助

植物管理の中で、展示棟前広場、ボーダー花壇、ハーブガーデン、水性植物の池において、生息する動植物に配慮した管理が行われるよう補助すること。

第69条 貴重植物管理の補助

1. ムラサキ（絶滅危惧 IB）について、ポット苗を用いた保存栽培や染色等に使用する木製のプランターを用いた栽培についての補助を行う（別添 37「ムラサキ管理マニュアル（案）」参照）。
2. 本公園内において、希少かつ観賞価値の高いヤマユリ、リンドウ、ホタルカズラの管理の補助を行うこと。
3. 伝統的な園芸植物であるサクラソウ、ツバキ、ウメについて、保存するよう努めること。なお、サクラソウについては、品種の保存を目的とした株分け等の管理の補助を行うこと（別添 36「サクラソウ管理マニュアル（案）」参照）。

第70条 植物園調査

1. 生物多様性に配慮した樹林地の景観管理技術に資するため、園内樹林地景観タイプ・構成要素の調査を実施すること。
2. 園内のヤマユリの生育箇所のうち、特に修景効果が高いと考えられる区画において、今後植生管理を検討する際の基礎データとなるヤマユリの個体数調査を実施すること。
3. 本公園をフィールドにした大学や各種団体の論文等に関わる調査研究、研究者・技術者の育成のための実習の受け入れを行うこと。

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務
個別仕様書
【施設・設備維持管理】

平成30年4月

国土交通省関東地方整備局

第1編 総則

第1条 適用

本編は、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工に当たって、公園管理業務の特性を踏まえ、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書（別紙5参照）、国営武蔵丘陵森林公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書（別紙5参照）、国営武蔵丘陵森林公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示無きもの又は疑義が生じた場合は、関東地方整備局の指定する調査職員と事前に協議するものとする。

第4条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出し、承諾を得なければならない。また、業務実施体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

第5条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2項により関東地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第6条 基本事項

1. 施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする（別紙21「提供物品一覧」、別添14「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務実施に要する提供施設等の取扱いについて（案）」参照）。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。

8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
9. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
10. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員に報告すること。
11. 維持・修繕作業の前に周囲の建物や施設工作物、各種設備、樹木等に損傷を与えないように養生を行うこと。
12. 作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行うこと。
13. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。
14. 本清掃作業に必要な消耗品については、支給しない。
15. 清掃において、大規模な行催事が行われる期間等の繁忙期には、清掃回数を増やす等、常に清潔な状態を維持すること。

第7条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 持込可能な車種及び車両の通行については、別添17「園内車両入園規則」に基づき、走行速度を主園路（大園路）は20km/h以下、その他園路は10km/h以下とし、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両通行許可証等を前面に提示し、事業者が定める「安全運転走行心得」及び「安全運転の心得」を遵守して走行するものとする。
3. 作業に係る車両の持込は最小に留め、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 持込可能な車種及び走行可能ルートについては、別添17「園内車両入園規則」に基づくものとする。
5. 作業中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
6. 作業中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。

第8条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定すること。
なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行うこと。

第9条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、速やかに調査職員に報告すること。

第10条 大規模な修繕

大規模な修繕は関東地方整備局において行うので、詳細は調査職員との協議によるものとする。

第2編 維持修繕・保守点検

第1章 建物維持修繕

第11条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、予防保全を含めた善良なる管理を行うものとする。

第12条 作成書類

1. 作業計画書

事業者は、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等については、別紙5「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書」第15条で示す書類のほか、作業計画書（工程表含む）を作業前に作成して調査職員に提出すること。

2. 事業者は、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

1) 作業記録写真

施工後、速やかに作成すること。

2) その他調査職員が指示する書類

適宜作成すること。

第13条 管理事務所修繕

都市緑化植物園管理棟、展示棟、資料館、管理事務所、南口・中央口・西口・北口管理棟等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が行う（別添38「建物に係る点検整備（位置図）管理棟位置図」参照）。

1. 外観については、美観の維持に努め、塗装面等の防錆、防錆等の点検を行う。

2. 自動ドアについては、原則年4回保守点検を実施するものとする。

第14条 休憩所等修繕

南口・西口・中央口北休憩所、シェルター、四阿等について、公園利用者が直接かかわる施設であることに留意し、日常、適宜目視、触診、打診等による巡回点検を実施し、破損箇所については小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う（別添38「建物に係る点検整備（位置図）休憩所・車庫倉庫位置図」参照）。

第15条 車庫・倉庫等修繕

車庫、植物園作業棟、作業棟、倉庫について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う（別添38「建物に係る点検整備（位置図）休憩所・車庫倉庫位置図」参照）。

第16条 便所修繕

園内の便所について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

また、冬季は、凍結防止措置を実施し、配管・衛生器具の機能維持に努めること。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。

第17条 予防保全

各建物の排水機能の維持及び漏水等の予防のため、屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去すること。また、施設周辺に堆積した落ち葉、枯れ枝等についても必要に応じて除去すること。

第18条 その他建物修繕

建物の維持修繕において、本個別仕様書第13条から第16条までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第2章 建物設備維持修繕

第19条 管理水準

空調設備及び昇降機等の機能を常に安全かつ良好に維持するため軽微な修繕及び点検を行うものとする。

第20条 空調設備保守点検

園内の建物内に設置されている空調設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、夏前及び冬前の年2回、専門技術者による点検を行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は関東地方整備局が別途行う（別添 39「工作物に係る点検整備（位置図）空調設備設置個所位置図」参照）。

第21条 昇降機等設備保守点検等

園内の建物内に設置されている昇降機等設備について、国土交通省が定めた「建築保全業務共通仕様書」に基づき点検を行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。

第22条 消防設備維持修繕等

園内に設置されている消防設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと（別添 39「工作物に係る点検整備（位置図）消防設備位置図」参照）。

第23条 その他

建物設備の維持修繕において、本個別仕様書第19条から第22条までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第3章 園路広場維持修繕工

第24条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第25条 園路・広場維持修繕等

園路・階段、舗装、サイン・ファニチャー、手摺・柵等について、日常、適宜巡回点検し、腐敗・破損箇所の小規模な修繕を適切に行うこと。

第4章 遊具維持修繕工、その他修繕

第1節 遊具維持修繕工

第26条 管理水準

遊具について、劣化や（社）日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行うこと。

点検業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

1. 安全性の確保
2. 機能の保持
3. 美観に配慮した形姿の維持

第27条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、（社）日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2. 「点検担当者」は、（社）日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。
3. 「同等と認めた者」とは、（社）日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員が認めた者をいう。
4. 「作業」とは、遊具の点検をいう。
5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう（ただし、地震、火災等の災害によるものを除く）。
6. 「日常点検」とは、目視診断、触手診断、聴音診断等により、遊具の異常、劣化等の有無を調べるために日常的に行う点検をいう。
7. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形並びに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
8. 「SP表示認定企業」とは、（社）日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、（社）日本公園施設業協会が定めた規格「S：2008QMS-SP表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると（社）日本公園施設業協会に認定された企業をいう。
9. 「SP点検済シール」とは、「SPマーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第28条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、「遊具に関する安全規準 JPFA-SP-S：2014」に基づく規準診断等

を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第29条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第30条 点検の種類

点検には、「日常点検」「定期点検」がある。

事業者は各点検の内容とその必要性を正しく理解した上で業務計画書を立案し、調査職員に承諾を受けてから点検を実施しなければならない。

第31条 診断の方法

遊具の点検は、点検表を作成し、診断することで安全性を確認すること。

診断方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 目視診断
遊具の外観・形状を観てその劣化状態を診断する方法
2. 触手診断
遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法
3. 聴音診断
遊具の可動部を動かし、発生する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法
4. 打音診断
遊具を点検ハンマー等で軽打し、異音の有無を判断し、その劣化状態、亀裂、ボルトの緩み等を診断する方法
5. 揺動診断
遊具本体を揺り動かし、仕様に対応できるかを診断する方法（複合系遊具の場合は単体ごとに行う）
6. JPFA 検査器具による判定
JPFA が開発した器具で遊具の規準（JPFA-SP-S：2014）に適合しているかを調べる
7. ノギスによる測定（JIS 認定商品を使用する）
8. メジャーによる測定（JIS 認定商品を使用する）
9. 傾斜計による測定

第32条 作成書類

1. 作業計画書
業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた定期点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員に提出すること。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱と処置方法、連絡手順について記載すること。
2. 事業者は、次の各号に掲げる書類を作成すること。また、業務完了時には、実施状況等の記録書として添付すること。
 - 1) 定期・精密点検記録簿

点検実施後、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S : 2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき速やかに作成すること。

2) 写真帳

客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況を写真に記録すること。

写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるように、点検実施後、速やかに写真帳に整理すること。

3) その他調査職員が指示する書類

適宜作成

第33条 遊具日常点検等

1. 日常点検を行う者は、遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、合わせて設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。
2. 点検頻度は、遊具毎に日1回以上実施する。また、遊具維持修繕の担当職員による点検を月1回実施する。
3. 点検対象遊具は、以下のとおりとする。

名称
元気もりもり号
すべり台
ステップ階段
丸太つり橋
ロープ橋
三角橋
くさり橋
ターザン滑車
ネットマウンテン
へいきんだい
ピラミッドロープ
空中散歩
ぴよんぴよんとび
壁のぼり
グラグラ円盤
丸太ぶらんこ
ぶらさがりロープ
ターザンジャンプ
斜面ジャンプ台
ゆらゆらうんてい

ブランコ滑車
くさり登り
ねっとくぐり
ローラー滑台
むさしキッズドーム
ぼんぼこマウンテン

4. 公園内巡視時に日常点検を行う者は、点検箇所や点検方法をよく理解した上で、別添 42「日常点検表」（国営武蔵丘陵森林公園わんぱく広場利用指導日誌）により日常点検を実施すること。
5. 事業者は、対象となる遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、日常点検記録簿を精査した上、保管しておく。
6. 点検履歴については、遊具履歴書を作成、追記、修正をすること。
7. 台風や豪雨等の異常気象時や震度 5 以上の地震発生により、遊具に異常箇所が生じるおそれのある場合に、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行うものとする。また、遊具の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似遊具等で事故があった場合も点検を行うものとする。

第 3 4 条 遊具詳細点検

1. 事業者は、遊具の健全性に関する判定を行い、報告書を作成するまでの定期点検を完了させるために必要な管理体制を確立し、品質管理、工程管理、安全管理、法令遵守等の業務管理を行う。
2. 事業者は、点検責任者を定め調査職員に事前に提出することとする。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
3. 事業者は、点検を行う月日及び時間等を記した作業計画書を作成し、調査職員の承諾を得た上で、作業計画書により実行する。
4. 点検対象遊具は、日常点検に準ずる。
5. 遊具の点検内容は、（一社）日本公園施設業協会が「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ、調査職員に報告する。
6. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は（一社）日本公園施設業協会認定の、JPFA 点検器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。
7. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
8. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせることで総合的な機能判定を行うこと。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員と協議をしておくこと。
9. 定期点検は、年 1 回実施すること。
10. 点検技術者が行った点検により「SP 点検済シール」を貼付出来ると認められた遊具には点検実施時期を明記した SP 点検済シールを貼付し、点検済みであることを表示する。

第 3 5 条 遊具維持修繕等

点検により確認された破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。

第36条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者の遊具利用への影響が無いように十分な安全対策を講ずること。
2. 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員へ報告すること。
3. 点検で異常が発見された場合、若しくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員に速やかに報告する。
4. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等がある場合は携帯して作業に従事する。
5. 本仕様書に記載されていない事項については、(社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S : 2014」を参考にすること。

第2節 その他修繕

第37条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第38条 工作物その他修繕等

園路広場及び遊具以外の工作物について、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと（別添39「工作物に係る点検整備（位置図）」参照）。

第5章 電気設備維持修繕

第39条 管理水準

使用電力量を計測するとともに、別添 39「工作物に係る点検整備（位置図）電気設備位置図」に示す電気設備（分電盤、照明設備、監視カメラ設備等）、変電所、非常用発電所、常用発電機等の電気設備について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため、適時巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕を適切に行うものとする。

第40条 電気設備維持修繕等

1. 事業者は、月1回、調査職員が指示する日に各電気メーターの確認を行うこと。調査職員の指示による負担金割合の算定方法に従い、電気メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を作成し、翌月の月初めまでに調査職員に提出すること。
2. 分電盤・配電盤等や照明設備及び別添 39「工作物に係る点検整備（位置図）電気設備位置図」に示す施設について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を行う。なお、分電盤については、年1回絶縁測定を行う。
3. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行うこと。
4. 落雷があった場合には、翌日の開園までに電気設備の巡回点検を行うこととする。
5. 休園日に電気設備において異常が発生した場合は、法定点検の受託者等と連携して、適切な措置を講じること。

第6章 汚水・排水施設維持修繕

第41条 管理水準

園内の汚水・排水施設について、施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び小規模修繕を行うものとする（別添39「工作物に係る点検整備（位置図）汚水処理設備平面図」参照）。

第42条 汚水・排水施設維持修繕

1. 日常、適宜巡回点検し、分電盤のブザー音の確認等を行い、異常があれば小規模な修繕又は補充を適切に行う。なお、法定点検は関東地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。
2. 台風や大雨が予想される場合は、巡回点検を行うとともに、適切な対策を講じるものとする。
3. 事業者は、繁忙期においては、汚水・排水施設の稼動状況を確認するとともに、法定点検の受託者等と連携し、汚水・排水施設の処理能力に沿った調整を行うこと。
4. 事業者は、降雨時等に雨水ます等の状況及び土砂の堆積の有無を目視により確認し、必要に応じて堆積物の除去等を行う。

第7章 給水施設維持修繕

第43条 管理水準

本公園の全施設の使用水量を計測するとともに、別添 39「工作物に係る点検整備（位置図）水道設備位置図」に示す給水施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため点検及び小規模な修繕を行うものとする。

第44条 給水施設維持修繕等

1. 日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。
2. 事業者は、1日2回（開園前1回、閉園後1回）、水道メーターの確認を行うこと。調査職員の指示による負担金割合の算定方法に従い、水道メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を作成し、翌月の月初めまでに調査職員に提出すること。
3. 滅菌装置について、逆流止め玉弁及びサイホンブレーカーの動作や薬剤残量等の確認を行うこと。
4. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を行う。
5. 冬季の園内給水施設凍結による断水及び器具の破損を防止するため、水抜き等の凍結防止作業や一部の水飲み・手洗いの閉栓作業を行うものとする。
6. 繁忙期は、配水管の水圧が低下しないよう、適切な措置を講じること。
7. 夏季及び冬季においては、使用水量を調整する等の適切な措置を講じ、機能の維持に努めること。

第8章 水景施設水質管理

第45条 管理水準

本公園の水景施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。なお、水遊び場及び溪流広場下流部流れについては、常に安全かつ良好に維持するため、関係法令を遵守するとともに、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年5月28日健発第0528003号厚生労働省健康局長通知)に準じ、供用期間中は以下の水質を保つよう管理を行うこと。

項目	基準値	測定回数
水素イオン濃度	pH 値 5.8 以上 8.6 以下であること	毎月1回以上
濁度	2度以下であること	
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下であること	
大腸菌	検出されないこと	
一般細菌	200CFU/ml 以下であること	
遊離残留塩素濃度	0.4 mg/l以上であること。また、1.0mg/L 以下であることが望ましい。塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1 mg/l以上0.4 mg/l以下であること。また、亜塩素濃度は1.2 mg/l以下であること。	毎日午前中1回以上 及び午後2回以上
総トリハロメタン	暫定目標値としておおむね 0.2 mg/l以下が望ましい	毎年1回以上

※利用者が多数である場合等汚染負荷量が大い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

第46条 作成書類

1. 作業計画書（工程表含む）

事業者は、調査職員が指示する主要な水景施設については、業務計画書に基づき作業着手前までに作業計画書を作成し、調査職員に提出すること（別添39「工作物に係る点検整備（位置図）水循環設備位置図」参照）。

2. 実施状況の記録

事業者は、調査職員が指示する主要な水景施設については、下記の書類を作成すること。また、業務完了時には、実施状況等の記録書として添付すること。

- 1) 作業記録写真----- 作業終了後速やかに作成
- 2) 点検報告書----- 作業終了後速やかに作成
- 3) 適合確認検査簿----- 作業終了後10日以内に作成
- 4) 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後速やかに作成
- 5) その他調査職員が指示する書類----- 適宜作成

第47条 水景施設保守点検等

業務計画書に基づいて、次の各号に示す水景施設の巡視・点検を行う。

1. 運転前及び運転中に毎時1回、電気系統、バルブの開閉、水位、異音の確認等の点検を行う。
2. 巡視・点検結果は、点検報告書として作成し保存する。

3. 水質検査の結果、残留塩素濃度が基準値を下回る場合は、固形塩素剤を投入する等、必要な措置を速やかに行うこと。
4. 埼玉県東松山保健所の水質検査等が実施される時は、協力すること。
5. その他、南入口噴水、中央入口噴水、雅の広場噴水、ハーブガーデン噴水、疎林滝流れ、水遊び場、溪流広場上流部、下流部流れのポンプ設備及びろ過設備については、年1回、稼動時に専門技術者による点検を行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は関東地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。

第9章 その他設備維持修繕等

第48条 管理水準

本公園の水循環設備、放送設備、電話設備等について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び修繕を行うものとする。

第49条 水循環設備維持修繕等

日常、園内の循環水ポンプ場、循環水配管等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検は関東地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする（別添39「工作物に係る点検整備（位置図）水循環設備位置図」参照）。

第50条 放送設備保守点検等

日常、園内の放送設備、スピーカー、配線等について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を年1回行い、破損箇所の小規模な修繕等を適切に行うこと（別添39「工作物に係る点検整備（位置図）放送設備位置図」参照）。

第51条 電話設備維持修繕等

日常、園内の電話設備、配線等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕等を適切に行うこと（別添39「工作物に係る点検整備（位置図）電話設備位置図」参照）。

第52条 その他設備維持修繕等

電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、水循環設備、放送設備、電話設備以外の設備について、必要に応じて適宜巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。

第3編 清掃

第53条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要がある、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行うものとする。

第54条 休養施設・遊戯施設等清掃

1. 日常清掃

- 1) 公園利用者が直接触れる箇所については、雨滴、鳥の糞、クモの巣、ゴミ等の汚れが無いよう水拭き等の清掃を行い、必要に応じて薬液類を使用し洗浄することで清潔に保つこと。また、清掃の際にささくれ、がたつき、腐食等の危険箇所及び破損を発見した場合には、速やかに調査職員に報告すること。
- 2) 壁、軒下、床、扉、窓、柱、等は、掃き掃除、拭き掃除を行い、清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。また、落書き、破損等が発見した場合には、速やかに調査職員に報告すること。
- 3) 水飲み場の排水機能及び衛生を維持するため、排水溝に堆積した落ち葉、砂利等の夾雑物を除去すること。
- 4) 清掃箇所及び実施頻度は下表のとおりとし、各施設の汚れ具合等により業務責任者の判断により適宜清掃回数を設定できるものとする。なお、1日1回未満とする場合、調査職員と協議するものとする。協議の際には、一定の気象条件、利用条件、期間等を定めることによる包括協議も可能とし、以降は同一条件下においては、その証明と合わせて報告とできるものとする。

清掃箇所	実施頻度
四阿、南口休憩所、西口、中央口休憩所、 植物園展示棟、植物園管理棟研修室	日・祝日;1回/日、平日;1回/週
管理事務所	1回/月

2. 定期清掃

床面シートの清掃（ポリッシャーまたはスチーム洗浄後のスクイージーによる汚水除去、水モップによる拭き上げ、ワックス塗布、拭き上げ等）のほか、タイルやジュータン、天井、照明器具、展示物、網戸等を対象とした室内清掃を行うこと。

第55条 便所清掃

1. 日常清掃

- 1) 清掃中は、便所の利用者の利便性に特に配慮し、可能な限り利用者を優先すること。
- 2) 衛生器具（便器、手洗い器等）、壁、天井、床、ブース、扉、窓、その他建具、鏡、照明器具等を適切な方法で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
- 3) トイレトペーパー及び石鹼水が常時あるように補充すること。
- 4) 汚物入れの清掃等を行うこと。
- 5) 実施頻度は下表のとおりとする。

実施頻度	
最繁忙期(4月～5月)	土・日・祝日;1回/日、平日;2回/週
繁忙期(10月～11月)	1回/日
通常期(6月～7月、3月)	土・日・祝日;1回/日、平日;1回/週
通常期(8月)	1回/日
通常期(9月)	土・日・祝日;1回/日、平日;1回/週
閑散期(12月～2月)	土・日・祝日;1回/日、平日;1回/週

※状況により回数増減

6) 繁忙期に設定される仮設トイレについては、利用状況を確認の上、清掃及び水・トイレットペーパーを補充すること。

2. 定期清掃

衛生器具（便器、手洗い器等）、壁、軒下、天井、床、ブース、扉、窓、鏡、照明器具等の汚れを除去すること。

第56条 工作物清掃

1. 日常清掃

- 1) 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園路（園地含む）や側溝等の工作物をきれいな状態に保つこと。
- 2) U型溝、排水枡等の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった落ち葉、土砂等を除去すること。
- 3) くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行うこと。
- 4) 池等の水面のごみや落ち葉、藻等を網等で随時除去すること。
- 5) 実施頻度は下表のとおりとする。なお、清掃箇所は別紙39「清掃場所、箇所、内容、方法及び頻度等」を参照すること。

実施頻度	
最繁忙期(4月～5月)	1回/日
繁忙期(10月～11月)	1回/日
通常期(6～9月、3月)	2回/週
閑散期(12月～2月)	1回/週

2. 定期清掃（池・水遊び場等の洗浄）

- 1) ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類や夾雑物、汚泥を除去し、底部、側面部、景石等の高圧洗浄機を使用した洗浄作業及びブラッシングを行うこと。
- 2) 底部、側面部、景石等の汚れを所定箇所へ処理した後、給水及びポンプを始動すること。
- 3) 清掃箇所、実施内容及び実施頻度等は下表のとおりとする。なお、水遊び広場及び溪流広場下流部では、夏休み期間中は週1回を目安に以下の表の回数を行うこと。

清掃箇所	実施頻度
南入口噴水	6回／年
中央入口噴水	8回／年
雅の広場噴水	1回／年
疎林滝流れ	1回／年
溪流流れ	15回／年
日本庭園流れ	6回／年
水遊び場	15回／年

4) 汚水ポンプ等の汚水・汚泥は、浄化槽法その他関係法令に従って汲み取るとともに清掃を行うこと。

3. 定期清掃（園路・広場の舗装部等の洗浄）

- 1) 藻や土砂等による汚れが顕著な部分の高圧洗浄機を使用した洗浄作業を行うこと。
- 2) 外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、適切な機能が発揮されるように清掃を行うこと。
- 3) 清掃箇所、実施内容及び実施頻度等は下表のとおりとする。

清掃内容等	実施頻度
路面清掃(路面清掃車)	120回／年
高圧洗浄機清掃	30回／年

4)) 大規模な行催事で利用する前や台風直後、落葉の時期等に行うものとする。清掃箇所や実施頻度については、行催事情報や現状を勘案して実施するものとする。

第57条 ごみ回収

1. 園内各所に存在するごみ箱から所定の集積箇所に運搬するものとし、ごみは、市町の分別区分に従って分別を行うこと。なお、大規模な行催事や花の見頃の繁忙期等、大量のごみの発生が予想される場合は、臨時ごみ箱を設置し、公園利用者に分別指導を行うことについて妨げない。
2. ここでいうごみとは園路上の落ち葉、枯れ枝等も含むものとする。
3. ごみ運搬箇所については、別途指定するものとする。
4. 公園利用者に対してごみの持ち帰りを推奨する等し、ごみの減量に努めること。

第58条 除雪等

1. 降雪時等に、本公園の機能を維持するために、玄関周り、出入口周り、園路等において、機械及び人力による除雪を行う。
2. 事業者は、除雪作業を円滑に実施できるよう無積雪時の状態を確実に把握し、路面や縁石等各工作物に損傷を与えないようにしなければならない。

第59条 廃棄物処理

事業者は、排出される一般廃棄物及び産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和

45 年 12 月 25 日法律第 137 号) 及び関係法令に従って、適正に処理すること (別紙 41 「産業廃棄物 (排出量、経費)」)。

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務
個別仕様書
【植物管理】

平成 3 0 年 4 月

国土交通省関東地方整備局

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務のうち、植物管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工に当たって、公園管理業務の特性を踏まえ、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書（別紙5）、国営武蔵丘陵森林公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書（別紙5）、国営武蔵丘陵森林公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に照査し、次の各号に掲げる事項のほか明示無きもの又は疑義が生じた場合は、関東地方整備局の指定する調査職員と事前に協議するものとする。

また、管理年度内にあっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員に提案し、協議の上、変更理由を明記し、業務計画書の変更を行うことも可能である。

1. 植物について補植を要する事態が生じたとき。
2. 既存木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。
3. 公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

第4条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2項により関東地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第5条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の試行業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第6条 基本事項

1. 植物管理業務を総括する業務責任者の責任の下実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。

4. 園内外に生息・生育する貴重種（別添 50「貴重種一覧」参照）に影響を与えないように十分に留意して実施するとともに、貴重種の生息・生育に適した環境を保全するものとする。
5. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。
6. 提供物品（別紙 21「提供物品一覧」参照）は事業者に貸与するが、物品類の修理等（微小なものは除く）は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。
7. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
8. 植生状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議の上、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
9. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
10. ボランティアによる植物管理が円滑に活動できるように支援すること。
11. 植物管理と一体となった行催事では、企画運営管理及び施設・設備維持管理等と総合的な調整の下、相互連携を保ち、公園利用者の安全確保に努めるものとする。

第7条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については、別添 17「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、別途発行する車両通行許可証を前面に提示し、事業者が定める「安全運転走行心得」及び「安全運転の心得」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には主園路（大園路）は 20km/h 以下、その他園路は 10km/h 以下とする。
3. 作業に係る車両の持込は最小に留め、公園利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 持込可能な車種及び走行可能ルートについては、別添 17「園内車両入園規則」に基づくものとする。
5. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示する等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
6. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するとともに、園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。
7. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第8条 利用サービス

1. 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合は、必要に応じて公園利用調整を行うこと。
2. 公園利用者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
3. 業務責任者を含めた全ての作業従事者は調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
4. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

5. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示するものとする。

第2章 芝生管理

第9条 管理水準

芝生による良好な景観及び来園者が安心して利用できる空間の維持のため、芝生内にある石、ゴミ、実生木、つる性植物、外来種等の支障物を除去するとともに、以下に示す管理水準を満たす芝刈り等を行うこと（別添43「芝生管理区域図」参照）。

ランク	A		
管理目標	庭園内にある芝生地で、修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、利用率も高い芝生地		
管理水準			
芝刈高	3～5cm 程度		
雑草混入	可能な限り混入なし		
茎葉密生度	高い		
標準実施回数	(単位;回/年)		
芝刈(標準刈込回数)	4 ～ 6		
対象地	南入口 A、南入口 B、展望広場 A、展望広場 B、運動広場 A、梅林 A、記念塔周辺 A、花木園 A、花木園 B、林間広場 A、疎林広場 A、公園庭園樹見本園 A、針葉樹見本園 A、かえで見本園 A、溪流広場 A、彫刻広場 A、彫刻広場 B、彫刻広場 C、ハーブガーデン A、ボーダー花壇 A、花木見本園 A、テニスコート周辺 A、北入口 A、北入口 B、西入口 B、記念広場 C	南入口 C 公園庭園樹見本園 B、中央入口 B、生垣見本園 A、北休憩広場 A	西田沼 A、南入口 D、南入口 E、展望広場 C、疎林広場 B、針葉樹見本園 B、中央入口 A、記念広場 B、溪流広場 B、ドックラン A、西入口 A、西入口 C

ランク	B		
管理目標	広場内の芝生や施設周りの芝生地で、休憩やレクリエーション利用等、動的利用も多い芝生地		
管理水準			
芝刈高	5～7cm 程度		
雑草混入	一部混入容認		
茎葉密生度	高いが一部空隙あり		
標準実施回数	(単位;回/年)		
芝刈(標準刈込回数)	2 ～ 4		
対象地	資料館 A	記念広場 A	中央入口 C

※ 芝刈工以外の項目については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

第10条 芝刈工

1. 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高は管理水準を目安とするが、大幅に変更する場合は、調査職員と協議する。
4. 縁切りは、寄せ植え、施設等にはふく茎が侵入しないよう、寄植類にあっては、樹冠の垂直投影線より 10cm 程度外側で垂直に切り込み、せん除する。
5. 原則として刈り取った芝は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、刈り跡

はきれいに清掃する。

6. 芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。
7. NPO 等関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第 1 1 条 芝生地除草工

1. 芝生を傷めないよう、人力による抜根除草とする。
2. 抜き取った雑草は、収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
3. 除根後に穴を生じた場合は、必要に応じて目土（目砂）の充填を行う。

第 1 2 条 芝生施肥工

1. 過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
2. 施肥を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面が濡れているときは行わない。
3. 施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認するとともに、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。

第 1 3 条 芝生目土掛工

1. 目土は植物の根、ガレキ等がなく必要に応じて、ふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良材及び肥料を混入する場合は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。
2. 目土は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
3. 芝草の生育適期を選んで施工し、併せて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。

第 1 4 条 芝切工

1. 芝の更新を促すため、レーキ、ホーク等で芝生面を丁寧に回数多く引っかき、ほふく茎や根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉、枯茎（サッチ）を除去する。
2. 発生した枯葉、枯茎等は速やかに処理するとともに、ブラッシング跡はきれいに清掃する。

第 1 5 条 芝生雑工

1. 芝生雑工については業務責任者の判断する作業（部分的な養生、芝生保護材設置、灌水、施肥散布等）を実施するものとする。
2. エアレーションは、芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。
3. 転圧は、芝生面の不陸整正や芝生の根と床土を活着させるために、開始から仕上げまでは連続して行う。

4. 灌水は、芝草の生育状況を確認した上で、適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとし、既存の灌水設備等を使用し、業務責任者が適切と判断した灌水量を芝生全面に行きわたるよう、均一に散水する。
5. 芝の補植を行う際は、以下の項目に留意すること。
 - 1) 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘した上、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行うものとする。
 - 2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水するものとする。
 - 3) 播種は、施工箇所を刈取・集草し、必要に応じて土壌改良材を散布の後、種子を散布の後、種子を均等に播き付けるものとする。その後、目土散布を行ったのち、速やかに灌水を行う。

第3章 中低木管理

第16条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行うこと（別添44「中低木管理区域図」参照）。

管理目標	対象地の個々の中低木の目的(鑑賞、遮蔽・境界、緑陰)に留意した管理を行う		
	花やその樹形等を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている中低木	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ中低木	既存木及び法面等保全や緑を保持することが目的の中低木
	鑑賞	遮蔽・境界	緑陰
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する	基本的に自然樹形であるが、樹種の特長等を考慮し、剪定工を設定する 枯損枝、支障枝等は撤去する	自然樹形とし、枯損枝、支障枝等は撤去する
標準実施回数	(単位;回/年)		
刈込み(寄植剪定)	1回/年		
対象地	南入口駐車場、南口広場、日本庭園、山田城跡、花木園(桜)、花木園(梅)、椿園、西田沼付近、南サイクリングセンター、展望広場、林間広場、運動広場、大野草園、遊戯広場、疎林地帯、野草コース、中央バググヤード、中央口広場、中央レストラン、中央サイクリングセンター、山田大沼、記念広場、溪流広場、三叉路広場、ウォーターランド、西サイクリングセンター、水遊び場、キッズドーム、冒険コース、西口広場、西入口駐車場、大沼、資料館、カエデ見本園、針葉樹見本園、彫刻広場、紅黄葉樹見本園、公園庭園樹見本園、植物園展示棟、街路樹見本園、湿地性見本園、生垣見本園、花木見本園、ハーブ畑、ドッグラン、キャンプ場予定地、北展望所、リサイクルセンター、ネイチャートレイル、旧北サイクリングセンター、北口広場、北入口駐車場		

※ 中低木剪定以外の項目については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

第17条 中低木剪定工

1. 一般事項

- 1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。
- 3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。
- 4) 数年の期間において刈込みを実施する場合は、第1回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。
- 5) 刈り取った枝葉は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。
- 6) 剪定に当たっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 7) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告するものとする。

2. 寄植剪定

- 1) 各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈込む。
- 2) 刈り取った枝葉が樹冠内等に残らないよう速やかに処理するとともに、寄植の周辺をきれいに清掃すること。

3. 生垣剪定(機械・人力)

- 1) 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、天端を揃える。
- 2) 枝葉の空いた部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。

第18条 中低木地除草工

1. 抜根除草

- 1) 既存植物を傷めないよう除草器具等を用いて根ごと取り除く。
- 2) 抜き取った雑草は収集し、必要に応じて指定の箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

2. 人力除草

- 1) 既存植物を傷めないよう鎌等を用いて根際より刈り取る。
- 2) 抜き取った雑草は、収集し、必要に応じて指定の箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

第19条 中低木施肥工

1. 一般事項

- 1) 施肥量は、過去の実績を踏まえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う（別紙42「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）。
- 2) 溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

2. 寄植施肥

- 1) 寒肥は生垣の両側に縦穴を1箇所ずつ計2箇所1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。立て穴の深さは20cm程度とする。
- 2) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm程度のみぞを掘り、みぞ底に所定の肥料を敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。
- 3) 縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外周とする。

3. 低木施肥

- 1) 1本立ち及び小規模な寄植えの場合、輪肥・壺肥を主体とし、使用する施肥の標準的な施肥量について、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。
 - ①輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。
 - ②壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
- 2) 列植の場合、寄植施肥に準ずる。
- 3) 群植、大規模な寄植えの場合、有機質肥料については、1㎡当たり3箇所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。

第20条 中低木防除工

1. 剪定防除

- 1) アメリカシロヒトリ、チャドクガ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、必要に応じて指定の場所に集め、速やかに焼却処分あるいは土中に埋める。
- 2) 剪定方法は、中低木剪定工に準ずる。

2. 薬剤散布

- 1) 病虫害が発生した又は発生が予見される場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における農薬散布に留める。
- 2) 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員と協議の上、適切な処置を講ずる。
- 3) 散布方法は、調査職員と協議の上、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
- 4) 散布日は、調査職員と協議の上、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
- 5) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫被害部分部を中心にむらなく散布する。
- 6) 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものかからないよう、十分注意して行う。
- 7) 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
- 8) 事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に1)～7)の事項を調査職員と協議することができる。調査職員が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、2)～4)中の「調査職員と協議」は「調査職員に事前に提出」に読み替えるものとする。

第21条 中低木雑工・巡回工

1. 中低木雑工・巡回工は、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月、国土交通省）を踏まえ行う。
2. 中低木雑工・巡回工については、業務責任者の判断する以下の作業を実施するものとする。
 - 1) 植木の手入れやその他業務責任者が判断する管理作業
 - 2) 支障木の手入れやその他業務責任者が判断する管理作業
3. 中低木補植を行う際は、以下の項目に留意すること。
 - 1) 樹高300cm未満の樹木を対象とする。
 - 2) 補植は、隣接樹木の枝葉根部を損傷しないよう注意して、なじみよく現状に復するものとする。
 - 3) 植栽を実施するに当たり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく攪拌して混入するものとする。
 - 4) 補植後は、十分に灌水し、根元周辺を整正する。
4. マルチングを行う際は、以下の項目に留意すること。
 - 1) マルチング材は所定量をむらなく均一に敷き均すものとする。
 - 2) 使用するマルチング材及び敷き均し量、厚さについては業務責任者が判断し、定めるものとする。

第4章 高木管理

第22条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと（別添45「高木管理区域図」参照）。

ランク	A	B	C
管理目標	花やその樹形を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている高木	園路や広場、敷地の境界、遮へい、防火帯となる植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木	既存木に近い高木
	鑑賞	鑑賞、緑陰、防災、遮へい	緑陰
管理水準	抑制管理を中心とし、個々の樹木に適した樹形を常に維持するためのきめ細かい管理を実施。 花木においては花つきがとくに良好な状態を保つ。	自然成長を前提としつつ、障害除去を行う程度の保護管理を実施	原則として自然樹形
標準実施回数	(単位:回/年)		
剪定	適宜	適宜	適宜
対象地	日本庭園、花木園、梅林、椿園、公園庭園見本園、花木見本園	展望広場、西口広場、ポーター花壇、ドックラン	A,B 以外の高木

※ 高木管理については、必要に応じて業務責任者が判断し、状況により適宜行うものとする。

第23条 高木剪定工

1. 一般事項

- 1) 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- 2) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
- 3) 剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- 4) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。
- 5) 花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。
- 6) 剪定した枝葉は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、樹木周辺をきれいに清掃する。
- 7) 剪定に当たっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 8) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告するものとする（別添50「貴重種一覧」参照）。
- 9) サイクリングロードや園路沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけが等ないよう努めること。
- 10) 調査職員の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努めること。

2. 弱剪定

- 1) 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りの

バランス等を考慮しつつ切除することをいう。

- 2) 主として剪定すべき枝は、①枯枝、②成長の止まった弱小の枝、③著しく病害虫におかされている枝、④通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝、⑤折損によって危険をきたす恐れのある枝、⑥樹冠、樹形及び生育上不必要な枝。
- 3) 病害虫枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
- 4) 枝、弱小枝等はその枝の付け根から少し距離をおいて切りとる。
- 5) 園路沿い等の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一を図りつつ剪定する。

3. 強剪定

- 1) 強剪定とは弱選定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。
- 2) 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。
- 3) 古枝の先端部が大きなこぶとなっているもの、また割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

第24条 高木施肥工

施肥量は、過去の実績を踏まえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う（別紙 42「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）。

1. 輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20cm 程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。
2. 車肥：樹木主幹から車輪の輻のように放射線状にみぞを掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは 15～20cm 程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。
3. 壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20cm 程度とする。
4. 移植後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の 5 倍にくるように掘る。

第25条 高木雑工・巡回工

1. 高木木雑工・巡回工は、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成 29 年 9 月、国土交通省）を踏まえ行う。
2. 高木雑工・巡回工については、以下の作業を実施するものとする。
 - 1) サクラ伐採除根、資材運搬、堆肥切り返し等業務責任者の判断する作業
 - 2) 植木手入れやその他業務責任者の判断する管理作業
 - 3) サクラの手入れ・生垣整理やその他業務責任者の判断する管理作業
3. ヤゴ取りは、やご（ひこばえ）、幹ぶき（胴ぶき）を剪定鋏、鋸等で剪定するものとする。

第5章 林地管理

第26条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす樹林地管理を行うこと（別添46「林地管理区域図」参照）。

区分		自然遷移林	庭園林	自然観察林	ローテーション管理林	竹林
国樹林（間伐は）	立木密度（本/100m）	—	3～5本	5～20本	20本程度	30本程度
	間伐施工時期	—	冬期/20本毎	冬期/20本毎	冬期/20本毎	冬期/5年
下草	下草高（標準最高草丈）	—	30cm以下に維持	70cm以下に維持	—	—
	施工時期	—	夏期1回	冬期1回	—	—
主な対象エリア		主に北地区、その他園内全域	日本庭園、疎林地帯、彫刻広場、わんぱく広場	園内全域	湿地性見本園北斜面、第5苗圃周辺、梅林北側等	園内全域

※ 下草刈りについては、上記を標準に状況により適宜行うものとする。

第27条 林地除草工

1. 林地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。
2. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈り取るものとする。
3. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げるものとする。また、それにかからんでいる性の雑草もきれいに除去するものとする。
4. 案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。
5. 調査職員が残すよう指示した樹木、草花類は刈り取らないよう注意して施工するものとする。
6. 水際のアシ、ヨシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について調査職員の指示に従うこと。
7. 刈草は、指定の場所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。
8. 施工に当たり、本公園の別添5「植物管理計画（案）」を参考に自生動植物の育成や繁殖、景観や利用実態に配慮して施工することとする。
9. NPO等、関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第28条 林地病虫害防除工（薬剤投与）

1. 薬剤投与は、マツ類のマツノザイセンチュウ等の予防のために行うものであり、対象樹木は主として景観的に重要なマツ類とし、まとめて調査職員に協議の上決定する（別紙44「マツ枯れ等防止薬剤注入実績」参照）。

2. 対象樹木の決定にあたっては、継続的なローテーション管理を行う必要があることから、投与する薬剤の効果年数等を考慮し、本業務期間内における作業計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
3. 対象樹木にマーキングを行い、薬剤を投与するものとする。
4. 樹幹注入作業は、公園利用者の安全に支障のない日時に行うものとする。
5. 薬剤の注入穴は、薬剤に合った穴をあけ、薬もれ、脱落等がないよう注意するものとする。
6. 投与後は速やかに容器を回収し、関係法令に基づき、適正に処理すること。また、注入穴はコルク、癒合剤等で埋めるものとする。

第29条 林地雑工・林地巡回工

1. 林地雑工については業務責任者の判断する作業（園外支障木処理、枯枝除去等）を実施するものとする。
2. 林地巡回工（普通作業員）にて、支障枝除去・若竹除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

第6章 草地管理

第30条 管理水準

草地性植物の生育環境の保全するため、草地内にある石、ゴミ、実生木、つる性植物、外来種等の支障物を除去する草地管理を行うとともに、以下に示す管理水準を満たす草地除草を行うこと（別添47「草地管理区域図」参照）。

ランク	A	B
草高(最高草丈)及び施工基準	20 cm以下に維持	50 cm以下に維持
標準実施回数	(単位;回/年)	
刈込(標準刈込回数)	2 ~ 3	
主な対象エリア	北入口 S1、花木園、第2運動横、南入口、花木園斜面、西口管理用道路、彫刻 B、南駐車場入口脇、南倉庫周辺、梅林 A・B・C・D・E、中央入口 A・B・C、北入口駐車場周辺、公園庭園樹見本園 A・D・E・F・G・I・K、針葉樹見本園 A・B・C・D・E、生垣見本園 A・C、花木見本園 A・B・C、南大園路	林間広場、北休憩所、紅黄葉見本園 A・C・D・E、キッズドームトイレ浄化槽、日本庭園横、展望レストラン脇、展望污水处理、サイク栗谷沼三角地、中央サイクルセンター、記念広場、記念広場入口、西口ひろば周辺 A・B、西入口 A、西入口周辺、西口駐車場周り、西口駐車場県道側、ドックラン入口、竹林四阿、ドックラン、北展望台、北四阿、北休憩広場、北サイクルセンター、北入口、北入口ゲート裏、彫刻 A・C・D・E、展示棟周辺、彫刻売店前、西口ひろば周辺、南入口 A・B・C・D・E、山田城北脇、南口トイレ付近、南サイク C・B、展望広場、中央入口 D、西入口 B、西入口 C、溪流広場 A、竹林1前サイク沿い、平成の森、栗林、栗林横、カエデ見本園 A・B・C・D・E・F・G、ボーダー花壇 A・B、ロックガーデン、花木見本園、街路樹見本園、中央第2駐車場周り、南入口 F、南中園路東側、南サイクコース往路、南サイクコース復路、北中園路、北小園路北西地区、中央サイクコースコース、西サイクコースコース、北サイクコースコース、囲障南地区、囲障北地区

ランク	C
草高(最高草丈)及び施工基準	防火対策及び境界沿いの点検が実施できる施工
標準実施回数	(単位;回/年)
刈込(標準刈込回数)	1
主な対象エリア	疎林地帯 A・B、日本庭園前、栗谷沼、栗谷沼周辺、栗谷沼前、栗谷沼沿い、中央バックヤード方面、中央バックヤード、山田大沼、山田大沼サイクコース、サイクコース 3.9km、サイクコース 6.35km、中央橋付近、サイク第2折返しカーブ内側、リサイクルセンター、運動広場調整池脇、分山田トイレ浄化槽、ふれあい広場芝生地域、南口休憩所脇、中央レストラン周辺、北休憩所 B、彫刻広場向い、資料館 A・C、浄化槽周辺、西口管理用道路下 A、溪流広場 C、耐湿地性見本園、受水槽周辺、花畑横、南サイク A、ボーダー花壇 D、柳谷沼付近、記念広場芝生地脇、記念広場トイレ、山田城跡、西田沼、梅林横、梅林 F、ふれあい広場、椿園 A、大園路沿い(北地区)、大園路沿い(南地区)、展望広場 C・D、遊戯広場奥、運動広場展望四阿、運動広場、運動広場調整池、あざみくぼ沼、フライングディスクコース4コース、分山沼、後谷沼東側斜面、後谷沼廻り、中央入口2、県道吹上、中央入口1、中央サイクセンター裏、山田大沼上沼、中央入口3、てべ沼、第3苗圃、ドックラン下、北休憩広場横、旧北サイクリングセンター上、旧北サイクリングセンター横、サイクコースコース 4.6km、サイクコースコース 5.4km、追山沼、彫刻広場1・2・6、西谷沼周辺、笹沼周辺、とんぼ沼、天神沼、南中園路西側、南小園路東側、南小園路西側、南サイク持込道、北代園路、北園路彫刻広場、北園路オートキャンプ跡、中央臨時入口道、北小園路ネイチャートレイル、栗谷沼園路沿い、椿園 B、あざみくぼ園路沿い、記念広場入口2、運動広場調整池跡沿い、栗谷沼園路沿い横、中央入口第1駐車場フェンス沿い、大沼園路脇、配電塔周

※ 草地管理については、上記を標準に状況により業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

第31条 草地除草工

1. 施工に当たり、本公園の「植物管理計画（案）」（別添5）を参考に自生動植物の育成や繁殖、景観や利用実態に配慮して施工することとする。
2. 除草を行う直前には、草地内にある石、ごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。
3. 刈高は管理水準を目安とするが、業務責任者の判断で適切な高さを検討して実施する。
4. 刈込回数及び頻度については、草地の状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。
5. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、その周辺も刈残しのないよう仕上げるものとする。また、それにかからんでいるつる性の雑草もきれいに除去するものとする。
6. 案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。
7. 別添50「貴重種一覧」に記載した草花類は刈り取らない注意して施工するものとする。
8. 水際のヨシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について必要に応じて調査職員の指示に従うこと。
9. 刈草は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。
10. NPO等関係者とのコミュニケーションを密にすることに留意する。

第7章 花壇管理

第32条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす花壇管理を行うこと（別添48「草花管理区域図」参照）。なお、花壇管理においては、行催事の開催時期等に十分留意すること。

ここで、花見頃期間とは、花壇において、七分咲きしている期間（毎週金曜日を基準とした一週間）をいう。

対象エリア名称	目的・目標	花見頃期間(週)
南口噴水前花壇、雅の広場花壇、南口周辺FP、南口サイクリングセンター周辺 FP、展望レストラン FP、中央口花壇、溪流広場花壇、西口花壇、植物園前花壇、中央口 FP、中央サイクリングセンターFP、中央レストラン FP、溪流広場 FP、西口周辺 FP、水遊び場周辺 FP、北口 FP、ドッグラン FP	公園利用者を出迎えるシンボル空間であり、一年を通して、花見頃となるよう、留意すること。	いずれかの花壇で、1年のうち40週程度を確保すること。

第33条 花苗材料一般

1. 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な形姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第34条 花壇植栽工

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 花苗の植え付けの際のデザインについては、調査職員に報告を行い、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りするなどし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付ける。
3. 同じ花壇に植栽する場合、同じ種類の花苗はできるだけ草丈、株立ちの均一なものを選び、開花期に咲き揃うように同じ高さに植えるものとする。
4. 草花面は床土をシャベル等により30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
5. 肥料は、指定の施肥量を、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。
6. 植え付け後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がる等、植え付けが確実でないものは植え直しをする。
7. 抜き取った草花は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するものとする。

第35条 花壇施肥工

1. 元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う（別紙42「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）。

第36条 花壇巡回工

1. 花壇巡回工については、以下の作業を実施するものとする。

- 1) 花がら摘み、ピンチ（切り戻し）、摘心、除草、誘因、枯葉除去等の軽作業
 - 2) 耕耘、病虫害防除やその他業務責任者の判断する管理作業
2. 灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう行う。灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水が行きわたるよう浸透させる。

第8章 草花管理

第37条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草花管理を行うこと（別添48「草花管理区域図」参照）。なお、草花管理においては、行催事の開催時期等に十分留意すること。

ここで、花見頃期間とは、草花地において、七分咲きしている期間（毎週金曜日を基準とした一週間）をいう。

対象エリア名称	目的・目標	花見頃期間(週)
花木園、運動広場花畑、ハーブ畑、公園庭園樹見本園、西口広場、南口、南口斜面、野草コース(北側)、梅林、野草園、運動広場斜面、運動草地斜面、運動広場スギの木立ゾーン、中央緑化ブロック、溪流広場、北休憩広場、針葉樹見本園、公園庭園樹見本園、花木園見本園、西ロプール跡地、ボーダー花壇、ハーブガーデン、中央バックヤード、リサイクルセンター	季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行うこと。	それぞれの花の適期に基づく。

第38条 草花材料一般

1. 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な形姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

第39条 草花耕耘工

1. 古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、必要に応じて指定の場所に運搬処理する。
2. 草花面は床土をシャベル又はトラクター等により20～30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。

第40条 草花植栽工

1. 花苗、球根の植え付けの際のデザインについては、調査職員に報告を行い、草花面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りするなどし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付ける。
2. 植え付け後、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がる等、植え付けが確実でないものは植え直しする。

第41条 草花除草工

1. 原則として人力による抜根除草とする。
2. 抜き取った雑草は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、除草後はきれいに清掃する。
3. 根に付着した土を除いた後収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するものとする。

第42条 草花刈込工

1. 肩掛式草刈機及びハンドガイド式草刈機により、株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈込み及び施工時期については十分注意して決定する。
2. 刈取った草花は、きれいに収集し、清掃した上で、必要に応じて調査職員の指示する場所に運搬・

堆積する等適切に処理する。

第43条 草花施肥工

1. 元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う。

第44条 草花防除工

草花病虫害防除工は、中低木防除工（薬剤散布）に準ずる。

第45条 草花雑工・巡回工

1. 草花雑工については、業務責任者の判断する以下の作業を実施するものとする。
 - 1) 花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去育苗、掘上げ、補植、移植、株分け等
 - 2) 資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、株分け、花苗植付けに伴う割付、柵及び鉄ピンの設置・撤去やその他業務責任者の判断する管理作業
 - 3) 花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘因、支柱設置、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・球根植付、補植・移植、軽微な灌水、間引き、1年草抜取・刈取、球根掘上げ、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車両運転補助、柵及び鉄ピンの設置・撤去補助、マルチングやその他業務責任者の判断する管理作業
2. 花畑巡回工については、業務責任者の判断する以下の作業を実施するものとする。
 - 1) 資材・発生材運搬及び灌水に伴う車輛運転、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、株分け、花苗植付けに伴う割付、柵及び鉄ピンの設置・撤去
 - 2) 花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘因、支柱設置、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、柵及び鉄ピンの設置・撤去補助、マルチングその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時機を失しないよう行う。灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水が行きわたるよう浸透させる。

第9章 特殊管理

第46条 対象

本章は、貴重植物管理及びリサイクル工について、適用する。

第47条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす特殊管理を行うこと。

ムラサキ（絶滅危惧 IB）等の貴重種について、適切に管理を行い、保存すること。

また、リサイクル工のうち堆肥づくりについては、植物管理で発生する枝葉や刈り草等を植栽地の土壌改良等を目的として堆肥化を行い、植栽地の土壌改良に使用できる品質を確保すること。

第48条 貴重植物管理

1. ムラサキ（絶滅危惧 IB）について、ポット苗を用いた保存栽培を行う。なお、染色等に根を使用する場合は、取り外し可能な木製のプランターを用いる等、別途栽培すること（別添 37「ムラサキ管理マニュアル（案）」参照）。
2. 本公園内において、希少かつ観賞価値の高いヤマユリ、リンドウ、ホタルカズラ他調査職員が指示する植物について、保存するよう努めること（別添 50「貴重種一覧」参照）。
3. 伝統的な園芸植物であるサクラソウ、ツバキ、ウメ他調査職員が指示する植物について、保存するよう努めること。なお、サクラソウについては、株分けを行い、品種の保存を行うこととする（別添 36「サクラソウ管理マニュアル（案）」参照）。

第49条 リサイクル工

1. 園内で発生した全ての植物性発生材については、原則としてリサイクルに努める（別紙 45「植物性廃棄物の取扱」参照）。
2. 堆肥づくりは、落葉や芝刈屑等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、堆肥製造過程における温度管理や水分管理、熟成期間等に留意し、適切に行うものとする。

**H30-34 国営武蔵丘陵森林公園
収益施設等設置管理運営規定書**

平成30年4月

目次

はじめに

第1編 国営武蔵丘陵森林公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第1章 総則	1
第2章 マネジメント（運営管理）	15
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）	20
第4章 安全衛生管理	22
第5章 施設管理	31
第6章 財産管理	33

第2編 国営武蔵丘陵森林公園収益施設等設置管理運営個別規定書

第1章 駐車場	35
第2章 レンタサイクル施設	41
第3章 飲食・物販施設	47
第4章 園内交通施設	52
第5章 野外炊飯広場	59
第6章 自動販売機	63
第7章 コインロッカー	65
第8章 自主事業等における行催事	67

はじめに

本規定書は、国営武蔵丘陵森林公園の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、園内交通施設、野外炊飯広場、自動販売機、コインロッカーの管理運営業務及び自主事業において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取り纏めたものである。

国営武蔵丘陵森林公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考にされたい。

第1編 国営武蔵丘陵森林公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営武蔵丘陵森林公園

所在地 〒355-0802 埼玉県比企郡滑川町山田1920

敷地面積 304ha 注)

注) 対象敷地は国営武蔵丘陵森林公園（以下「本公園」という。）の供用区域であり、その面積は、平成30年4月現在304haである。

うち収益施設許可面積は約73,043㎡（予定）

■対象となる収益施設（別紙3「収益施設一覧」、別添52「収益施設運営対象区域図」参照）。

なお、対象となる自主事業施設は別途定めるものとする。

公園施設の名称			許可面積(予定)(㎡)	備考
1	駐車場	① 南入口駐車場	13,031	左記面積以外に、2,233㎡は維持管理業務受託者駐車場として提供するが、繁忙日には臨時駐車場(収益施設)として使用することを妨げない。
		② 中央入口駐車場	(第1)4,194	
			(第2)8,514	
			(第3:臨時)19,957	
③ 西入口駐車場	18,306			
		④ 北入口駐車場	6,628	
2	サイクリング施設	① 南入口自転車管理棟	246	
		② 中央入口自転車管理棟	394	
		③ 西入口自転車管理棟	189	
3	飲食施設	① 中央レストラン※	172	
		② 展望休憩所レストラン※	490	
4	物販施設	① 南入口休憩所売店	60	
		② 運動広場管理棟売店	26	
		③ 溪流広場売店	42	
		④ 水遊び場売店	21	
		⑤ 南入口自転車管理棟売店	44	
		⑥ 西入口管理棟内売店	88	
		⑦ 西入口自転車管理棟売店	41	
		⑧ 中央口管理棟売店	78	
		⑨ 植物園売店	70	
5	園内交通施設	① 停留所	4	
		② 車庫	252	
6	野外炊飯広場※	① 屋内(管理棟)	14	
		② 屋外(ストックヤード)		
7	自動販売機			
8	コインロッカー			

※野外炊飯広場、展望休憩所レストラン付帯のバーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

2. 履行期限

管理運営期間は、平成 31 年 2 月 1 日から平成 35 年 1 月 31 日までとするが、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、関東地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。

施設等運営者は、収益施設等設置管理運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、開業に備えなければならない。

第 2 条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、園内交通施設、野外炊飯広場、自動販売機、コインロッカーの管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第 5 条、第 6 条又は第 12 条の手続きを行った上で実施しなければならない。

第 3 条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、別紙 4 に記載する本公園の設置目的や基本テーマ、運営維持管理基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

第 4 条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「関東地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務の発注者のことをいう。
2. 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
3. 「国事務所」とは、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所のこと。
4. 「自主事業」とは、事業者からの提案により、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可を受け、土地使用料等を納めた上で、独立採算により繁忙期における

- 臨時の飲食・物販施設の設置・管理運営や行催事（広報を含む）、飲食・物販施設を新設し、管理運営を行う事業のこと。
5. 「自主事業施設」とは、自主事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては都市公園法都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可を受けた上で都市公園法施行令第都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めて独立採算により運営管理を行う施設のこと。
 6. 「施設等運営者」とは、収益施設及び自主事業施設（以下「収益施設等」という。）の管理運営に関する許可を受けた事業者のこと。
 7. 「調査職員」とは、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務において、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者が指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
 8. 「維持管理業務受託者」とは、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園の運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
 9. 「収益施設等設置管理運営業務責任者」とは、施設等運営者として本規定書第 2 編「国営武蔵丘陵森林公園収益施設等設置管理運営個別規定書」に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
 10. 「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設等を個別に監理する者であり、主に各収益施設等の利用指導や事故報告等を担当する業務従事者のこと。
 11. 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。
 12. 「施設利用者」とは、収益施設等を利用する者のこと。
 13. 「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。
 14. 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。
 15. 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
 16. 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内若しくは建築施設内に設置されているもののこと。
 17. 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
 18. 「指示」とは、本規定書の定めに基づき、関東地方整備局又は調査職員が施設等運営者に対し、本業務の実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。また、関東地方整備局が維持管理業務受託者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認められるときに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 27 条第 1 項に基づき、必要な措置をとらせること。
 19. 「通知」とは、関東地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、又は事業者が関東地方整備局若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 20. 「承諾」とは、施設等運営者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意すること。

- 2 1. 「協議」とは、書面により本規定書の協議事項及び関東地方整備局が指示する事項について、関東地方整備局又は調査職員と施設等運営者が対等な立場で合議すること。
- 2 2. 「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断すること。
- 2 3. 「報告」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。
- 2 4. 「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 2 5. 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差替えるものとする。
- 2 6. 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
- 2 7. 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、公園の土地又は建物の使用にかかる料金を施設等運営者が関東地方整備局に納める料金のこと。
- 2 8. 「建物使用料及び土地使用料」とは、前項「施設使用料」のうち使用料金の定めのない公園の土地又は建物を使用する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき関東地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が関東地方整備局に納める料金のこと。
- 2 9. 「修繕」とは、施設、設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 3 0. 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
- 3 1. 「改修」とは、施設、設備又は備品等の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 3 2. 「保守」とは、施設、設備又は備品等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 3 3. 「点検」とは、施設、設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第 5 条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、関東地方整備局に都市公園法第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可申請を行うものとする。基本的には、「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設等運営計画書」別紙（提出様式 3）及び本規定書に記載されている条件によるものとする。ただし、申請された事業内容が本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。なお、臨時売店については、本規定書第 2 編第 3 章第 35 条「繁忙

期の対応」に基づき関東地方整備局の許可を受けた設置場所、設置期間に限り、営業を行うことができる（別紙47「臨時物販施設等一覧」参照）。

2. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可の変更を要する場合は、関東地方整備局と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行うものとする。ただし、本規定書第2編第79条に基づく協議が整った場合を除く。
3. 施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令で必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

第6条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び関東地方整備局の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

第7条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。なお、業務期間中に基準等の改定・更新等が行われた場合には、最新の基準等に準拠するものとする。

1. 都市公園法
2. 建築基準法
3. 消防法
4. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
5. 水道法
6. 電気事業法
7. 高圧ガス保安法
8. ボイラー及び圧力容器安全規則
9. 食品衛生法
10. 官公法
11. 下水道法
12. 浄化槽法
13. 環境基本法
14. 大気汚染防止法
15. 水質汚濁防止法
16. 騒音規制法
17. 振動規制法
18. 悪臭防止法
19. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
20. 地球温暖化対策の推進に関する法律
21. リサイクル法（容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法）
22. エネルギー使用の合理化に関する法律

- 23. 温泉法
- 24. 公衆浴場法
- 25. 旅館業法
- 26. 風俗営業法
- 27. 鉄道法
- 28. 建設業法
- 29. 労働基準法
- 30. 警備業法
- 31. 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 32. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 33. 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 34. 移動等円滑化の促進に関する基本方針
- 35. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- 36. 公園のユニバーサルデザインマニュアル
- 37. 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
- 38. 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 39. 個人情報保護に関する法律
- 40. 遺失物法
- 41. 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 42. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
- 43. その他、関係諸法令

第8条 施設等運営者の義務

1. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに関東地方整備局に報告しその指示に従うものとする。
2. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮するとともに、国営武蔵丘陵森林公園設置の意義を踏まえて行動すること。
3. 施設等運営者は、収益施設等の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
4. 施設等運営者、繁忙日には、利用者数を想定し、臨時駐車場の確保や早期開場、行催事開催時には、園内交通施設の運行休止やルート・運行時間の変更等を行わなければならない。
5. 施設等運営者は、関東地方整備局が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、関東地方整備局の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
6. 施設等運営者は、関東地方整備局が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力、行催事開催時に営業時間の変更、要人案内等に対して、関東地方整備局や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。

7. 施設等運営者は、関東地方整備局から公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
8. 管理運営要領の策定及び管理運営に際して、同じ国営公園内において異なる施設を管理する施設等運営者や維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
9. 別添4「持込禁止物品」を参考に、収益施設の運営にあたること。
10. 施設等運営者は、本業務の実施に当たって、常に関東地方整備局と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第9条 景観への配慮

施設等運営者は、収益施設の運営、特に臨時売店等の自主事業を含む飲食施設や物販施設の設置・管理運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

第10条 関東地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するに当たり、関東地方整備局と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、関東地方整備局と施設等運営者の間で十分に協議の上決定するものとする。

関東地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	関東地方整備局	施設等運営者
		○	○
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設等設置管理	供用区域内の設置管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物及び国所有園内交通施設の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止する等して行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○

公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者に損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第 31 条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
関東地方整備局又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、関東地方整備局又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※ 1 事故の処理に当たり、必要のあるときは、関東地方整備局は施設等運営者に協力する。

※ 2 収益施設に関する備品を対象とする。

第 1 1 条 公租公課

- 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
- 施設等運営者は、地方税法第 73 条第 7 項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について関東地方整備局に協力するものとする。

第 1 2 条 運営日時等

- 収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては関東地方整備局との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる。（下記を参照）。

開園期間及び開園時間

期間	開園時間
3 月 31 日～10 月 31 日	9:30～17:00
11 月 1 日～11 月 30 日	9:30～16:30
12 月 1 日～2 月末日	9:30～16:00

※休園日は 12 月 31 日及び 1 月 1 日、1 月の第 3、第 4 月曜日

※開園時間は行催事等により変更する場合がある（別紙 17「開園時間延伸状況」参照）。

※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得て休園とすることができる。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は概ね 1 ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／4 月 1 日～6 月 30 日【期間中 1 日】

秋の都市緑化月間等／10 月 1 日～11 月 7 日【期間中 2 日】

みどりの日／5 月 4 日【1 日】

敬老の日／9 月第 3 月曜日【1 日】 ※満 65 歳以上の者のみ無料

2. 関東地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
3. 関東地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わないものとする。
4. 施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ関東地方整備局と協議を行った上で、協議の結果を記載した文書にて申請しなければならない。

第13条 提供品目及び利用料金

1. 飲食施設や物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては公園利用者の要望等に配慮して定めるものとする。
2. 各施設の利用料金については、駐車場は、関東地方整備局の指定する料金を上限とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする。その他収益施設の利用料金等については、関東地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。なお、施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に関東地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。
3. 施設等運営者が、本規定書に基づき収益施設等の管理運営を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

第14条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設について

毎月の施設使用料については、歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

関東地方整備局は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。なお、風水害その他の事業者の責に帰することができない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、関東地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	税込み施設使用料（円／月）
国営武蔵丘陵森林公園収益施設 1式	約 552 万

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【参考：個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

公園施設の名称		税込み施設使用料（千円／月）	
1	駐車場	① 南入口駐車場	約 650(3月約 652)
		② 中央入口第1駐車場	約 209(3月約 211)
		③ 中央入口第2駐車場	約 380(3月約 377)
		④ 中央入口第3駐車場(臨時)	約 786(3月約 783)
		⑤ 西入口駐車場	約 913(3月約 909)
		⑥ 北口駐車場	約 261(3月約 258)
2	サイクリング施設	① 南入口自転車管理棟	約 210
		② 中央入口自転車管理棟	約 347
		③ 西入口自転車管理棟	約 152
3	飲食施設	① 中央レストラン	約 175
		② 展望休憩所レストラン	約 505
4	物販施設	① 南入口休憩所売店	約 79
		② 運動広場管理棟売店	約 25
		③ 溪流広場売店	約 40
		④ 水遊び場売店	約 22
		⑤ 南入口自転車管理棟売店	約 45
		⑥ 西入口管理棟内売店	約 111
		⑦ 西入口自転車管理棟売店	約 42
		⑧ 中央口管理棟売店	約 102
		⑨ 植物園売店	約 60
5	園内交通施設	① 停留所	約 50
		② 車庫	約 150
6	野外炊飯広場	—	
7	自動販売機	—	
8	コインロッカー	—	
9	公衆電話	—	

※1 施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33. 1. 7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

※2 施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。

※3 施設等運営者の企画提案等により収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。

2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地又は建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から 20 日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

【参考：個別施設毎の建物使用料及び土地使用料について】

	公園施設	税抜き施設使用料（円／回）
1	臨時売店	（都度告知）
2	自動販売機	（都度告知）
3	コインロッカー	（都度告知）
4	野外炊飯広場	（都度告知）
5	展望レストラン付帯 バーベキュー施設	（都度告知）

※1 平成 28 年の土地使用料は最大 3 円／月・㎡、建物使用料は最大 23 円／日・㎡であった。

※2 [建物の占有] 及び [土地の占有で占有期間が 1 ヶ月に満たない場合] は、別途消費税が課される。

※3 建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33. 1. 7 蔵管第 1 号) に基づき算定し、毎年 9 月 1 日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

第 15 条 経費等の負担

1. 施設等運営者の負担範囲

- 1) 通常の飲食・物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。
- 2) 施設等運営者が管理する収益施設等に係る法定点検については原則施設等運営者が点検を行うものとし、関東地方整備局が実施する法定点検との役割分担について協議の上、実施時期を関東地方整備局に報告すること。点検結果については遅滞なく関東地方整備局に書面により報告すること。
- 3) 上記以外に定めのない費用については、関東地方整備局と協議を行い、協議録を保管するとともに書面をもって負担等を定めるものとする。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で関東地方整備局の指示の下維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担するものとする。

2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置する等、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガス、その他メーターが設置できない場合は関東地方整備局と協議するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

る。

4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に関東地方整備局又は維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、関東地方整備局と費用分担ルール及び費用分担結果の関東地方整備局との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第16条 コンプライアンス

1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、公共サービス法第54条により罰則の適用がある。
- 2) 関東地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと（共通仕様書第8章の規定参照）。

2. 個人情報保護

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第17条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により関東地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない（別紙提出様式1-7「再委託又は下請負の予定」参照）。
2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から指名停止を受けていないこととする。
4. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により関東地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより関東地方整備局に損害を及ぼしたときは、関東地方整備局に対して、その損害を賠償するものとする。
6. 施設等運営者は、前項の規定により関東地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めに

より第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに関東地方整備局に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により関東地方整備局に報告するものとする。

第18条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設等を運営するに当たっては、許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設管理者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、関東地方整備局に書面により承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第19条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、関東地方整備局の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

第20条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設等の管理運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、関東地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、関東地方整備局は都市公園法第5条2項の許可を取り消すことがある。

第21条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、又は関東地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、関東地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに収益施設等を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當若しくは関東地方整備局が特定物品の残置を希望した場合及び本規定書第2編第79条に該当する場合施設等運営者及び国又は国が指定する第三者との個別協議を行った上で、関東地方整備局の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
 - 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。

- 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
 - 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行う等、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、関東地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するか又は施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。
 4. 不可抗力その他、関東地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、関東地方整備局が書面により指示することとする。

第22条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、又は不可抗力の場合は、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取又は立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第23条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものも含む）、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第24条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、関東地方整備局の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、関東地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第25条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項又は疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、関東地方整備局と協議の上、決定することとする。

第2章 マネジメント（運営管理）

第26条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は許可を受けた後に、関東地方整備局が指定した様式による関係書類を関東地方整備局に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が関東地方整備局に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後関東地方整備局に了解を得て提出するものとする。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、関東地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は、必要に応じて関東地方整備局と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 関東地方整備局と収益施設等設置管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、関東地方整備局と施設等運営者の間で書面により調整又は協議を行う。
- 4) 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに関東地方整備局と協議する。

3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、関東地方整備局に書面により報告するものとする。
 - ① 管理運営要領・・・・・・・・・・許可日より14日以内に提出
 - ② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の10日迄に提出
 - ③ 業務打合せ簿・・・・・・・・・・打合せ毎に終了後速やかに提出
 - ④ 施設保守定期点検等の実施結果報告・・・・・・・・点検後速やかに提出
 - ⑤ その他関東地方整備局が指示する書類・・・・・・・・適宜提出

第27条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置する等本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の計画立案及びマネジメントを担当する収益施設等設置管理運営業務責任者を配置しなければならない。
4. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。

5. 開園期間中は、維持管理業務の統括責任者が勤務する場合を除き、業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等設置管理運営業務責任者が勤務しない場合については、業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。
6. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者と常に調整し、業務を遂行する。
 - 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者について
 - ① 施設等運営者は、業務における収益施設等設置管理運営業務責任者を定め、関東地方整備局に通知するものとする。
 - ② 収益施設等設置管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。
 - 2) 適切な業務従事者の配置について
 - ① 収益施設等設置管理運営業務責任者は、施設担当責任者及び業務従事者の業務量が適切となるよう配慮すること。
 - ② 関東地方整備局は、必要に応じて収益施設等設置管理運営業務責任者、施設担当責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について書面により報告を求めることができる。

第28条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より14日以内に企画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
 - ① 業務内容（商品、価格及びサービス内容、イベント企画等）
 - ② 業務の実施方針
 - ③ 業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④ 業務の実施体制
 - ⑤ 連絡体制（緊急時含む）
 - ⑥ その他（業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定に当たっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。
- 3) 施設等運営者は、収益施設等の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合は、監督職員と協議の上関東地方整備局に変更した管理運営要領を提出し、許可を得ること。

2. 管理運営報告書

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、関東地方整備局に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分し

て整理すること。(別添 55「収益施設収支状況報告」参照)

- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月 10 日までに書面により関東地方整備局に報告すること。
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、関東地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに関東地方整備局の指示に従い、誠実に対応すること。
- 4) 関東地方整備局は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

3. 施設の修繕等

- 1) 施設等運営者が、収益施設等の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に関東地方整備局に書面により報告するものとする。ただし、施設利用者の安全確保等の観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に関東地方整備局と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、関東地方整備局と事前に関東地方整備局と書面により協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い関東地方整備局又は第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設等運営者は、関東地方整備局の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、関東地方整備局に対して買取請求を行わないものとする。

4. 価格・サービス内容の決定・変更

施設等運営者は、管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に関東地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。

5. 施設等運営者の変更

- 1) 新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

6. 広告物の掲出

施設等運営者は、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ関東地方整備局に提示し書面により承諾を得るものとし、掲出物については許可区域内とする。なお、施設等運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、関東地方整備局と書面により協議を行うこと。

- 1) 収益施設等の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ち過ぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。併せて、国営武蔵丘陵森林公園の

施設であることを明示すること。

さらに、企画商品等の企画名称に国営武蔵丘陵森林公園の名称を冠したものとし、その名称を企画商品名称と同程度以上の大きさとする（別添 28「グラフィックマニュアル」参照）。

- 2) 収益施設等の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。
- 3) 施設等運営者は、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広報物はもちろんのこと、協賛する国営武蔵丘陵森林公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広告物より目立ち過ぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。
- 4) 施設等運営者は、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、併記される国営武蔵丘陵森林公園の名称より小さく表示すること。

7. 施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を関東地方整備局に書面により提出しなければならない。

- 1) 施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
- 2) 施設が損傷、破損又は滅失したとき。
- 3) 施設内で事故等が発生したとき又はそのおそれがあるとき。
- 4) 施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
- 5) 施設等運営者に対して破産の申立て、又は更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければならない。

1. 関係機関等との協議。
2. その他施設の運営者との協議。

第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは関東地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設等運営者において行う。

第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事又は別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、関東地方整備局と調整すること。

第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、関東地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設等ごとに整理・保管し、施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

第33条 再調査等の依頼

関東地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心掛け、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心掛けるものとする。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。
5. 作業に係る車両や商品納入車両の乗り入れは最小限に留め、また開園時間中の乗り入れも最小限に留めること。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする（別添 17「園内車両入園規則」参照）。

第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認又は引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに書面をもって報告すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。
5. 団体での施設利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

第36条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者へ届け出ること。

第37条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、収益施設等において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や注文書等意見等の聴取や記録に取り組みなければならない。
2. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文等の意見を集約し、関東地方整備局に書面により報告しなければならない。
3. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に策定し、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で広報活動を行う。
4. 施設等運営者がホームページ等による情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運營業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運營業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホーム

ページに掲載することは可能である。ただし、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、ホームページとは別に設置することとし、そのホームページを維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。なお、データを収納するサーバー及びリンクする他のホームページについて、事前に関東地方整備局と協議を行う。

5. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営武蔵丘陵森林公園ホームページ上で発信する情報について、共通仕様書第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び関東地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
6. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽等）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に関東地方整備局と協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページ等やポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページ等を発見した場合には、関東地方整備局に報告をした上で、当該ホームページ等管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

第4章 安全衛生管理

第39条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、収益施設等における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 2) 本業務の履行に当たり、適切な措置・対応を行う等、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、関東地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 3) 施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、関東地方整備局が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 4) 施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、関東地方整備局に報告するものとする。
- 5) 異常を確認した場合、速やかに関東地方整備局に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 6) 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に関東地方整備局と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに関東地方整備局に提出するものとする。また、業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
- 7) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

2. 安全確保

- 1) 本業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。
- 2) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を関東地方整備局に書面により報告の上講じ、事故の発生を防止しなければならない。
- 3) 車両の運転については関東地方整備局発行の許可書を前面に掲示し、許可書裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両移動の際には主園路（大園路）は20km/h以下、その他は10km/h以下とする。また、作業に係る車両の持込は最小に留め、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする（別添17「園内車両入園規則」参照）。
- 4) 公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、作業実施中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
- 5) 作業実施中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
- 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には

応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請する等、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

- 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに関東地方整備局に報告する。
- 5) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

4. 災害時、異常時等の対応

- 1) 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う等臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者はあらかじめ関東地方整備局の書面による承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2) 前項の場合においては、施設等運営者は、そのとった措置の内容を関東地方整備局に速やかに書面により報告する。
- 3) 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
- 4) 台風、豪雨等の災害発生時に関東地方整備局の指示した箇所巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
- 5) 関東地方整備局は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
- 6) 関東地方整備局の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設等運営者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。なお、関東地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 7) 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、関東地方整備局に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
- 8) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、又は休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第1編第6条に基づき適切な措置・対応を行うこと。
- 9) 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、施設等運営者は関東地方整備局の指示により立会等に協力する。

第40条 点検等

1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を関東地方整備局に提出の上、書面により承認を受けること。
- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。

3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく関東地方整備局に書面により報告すること。

2. 定期点検

1) 施設等運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。

2) 下記の表に掲げる施設の定期点検項目について、原則として施設等運営者が行うが、別途関東地方整備局が行う点検との役割分担について協議の上実施し、両者が不可分のものについては費用を按分する。協議内容については関東地方整備局が書面により残すものとする。

3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定するものとする。

■施設の定期点検項目（1）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
外部	屋根	○	・周期は別に定める。
	外壁	○	・周期は別に定める。
	ひさし（車寄せ）・とい	○	・周期は別に定める。
	軒天井・ひさし下端	○	・周期は別に定める。
	外部床	○	・周期は別に定める。
	屋外階段	○	・周期は別に定める。
	バルコニー	○	・周期は別に定める。
	外部建具	○	・周期は別に定める。
	外部用自動ドア	○	・周期は別に定める。
	エキスパンションジョイント金物	○	・周期は別に定める。
内部	内壁・柱・はり	○	・周期は別に定める。
	内部天井	○	・周期は別に定める。
	内部床	○	・周期は別に定める。
	内部階段	○	・周期は別に定める。
	内部建具	○	・周期は別に定める。
	内部用自動ドア	○	・周期は別に定める。
構造部	構造体・基礎	○	・周期は別に定める。
電灯・動力設備	照明器具（蛍光灯）	○	
	分電盤・開閉器箱	○	
	制御盤	○	
	幹線	○	
受変電設備	配電盤等（内部機器を除く。）	○	
	変圧器	○	
	交流遮断機	○	
	断路器	○	
	計器用変成器	○	
	避雷器	○	
	高圧負荷開閉器	○	
	高圧カットアウト	○	
	高圧電磁接触器	○	
	力率改善装置	○	
	指示計器・保護継電器	○	
	低圧開閉器類	○	
	特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS、C-GIS）	○	
その他の特別高圧関連機器	○		

■施設の定期点検項目（2）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
自家発電設備	自家発電設備	○	
直流電源設備	共通事項	○	
	整流装置	○	
	蓄電池	○	
交流無停電電源設備	共通事項	○	
	交流無停電電源設備（簡易型を除く。）	○	
	交流無停電電源設備（簡易型）	○	
太陽光発電設備	太陽光発電設備	○	・周期は別に定める。
風力発電設備	風力発電設備	○	
通信・情報設備	構内情報通信網設備	○	
	構内交換設備	○	
	拡声設備	○	
	誘導支援設備	○	
	映像・音響設備	○	
	情報表示設備	○	
	テレビ共同受信設備	○	
	テレビ電波障害防除設備	○	
	監視カメラ設備	○	
	駐車上管制設備	○	
入退室管理設備	○		
外灯	外灯	○	
航空障害灯	航空障害灯	○	
雷保護設備	雷保護設備	○	
構内配電線路・構内通信線路	構内配電線路・構内通信線路	○	
温熱源機器	鋳鉄製ボイラー・鋳鉄製簡易ボイラー	○	
	鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー	○	
	無圧式温水発生機・真空式温水発生機	○	・加圧能力が 174kW (150,000kcal/h) 以上 : 6 M
	温風暖房機	○	・【周期 1 M（運転期間中）】点検の実施如何は別に定める。
冷熱源機器	チリングユニット	○	
	空気熱源ヒートポンプユニット	○	
	遠心冷凍機	○	
	吸収冷凍機	○	
	直だき吸収冷温水器	○	
	小型吸収冷温水機ユニット	○	
	パッケージ形空気調和機	○	
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	○	
氷蓄熱ユニット	○		
空気調和等関連機器	オイルタンク	○	
	熱交換器・ヘッダー・密閉型隔膜式膨張タンク	○	・【周期 1 M（小型及び第 2 種圧力容器）】点検の実施如何は別に定める。
	還水タンク・開放型膨張タンク	○	

■施設の定期点検項目（3）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
空気調和等関連機器	冷却塔	○	・周期は別に定める。
	ユニット形空気調和機・コンパクト型空気調和機	○	
	ファンコイルユニット・ファンコンベクター	○	
	空気清浄装置	○	・ろ材の交換は別に定める。 ・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	ポンプ	○	・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	送風機	○	・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	天井扇・有圧換気扇	○	
給排水衛生機器	受水タンク・高置タンク（高架タンク）	○	・【大地震時想定】長期点検の実施如何は別に定める。
	受水タンク・高置タンク（高架タンク）の清掃	○	・周期は別に定める。
	貯湯タンク	○	
	貯湯タンクの清掃	○	
	汚水槽・雑排水槽	○	
	汚水槽・雑排水槽の清掃	○	
	ポンプ	○	・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	ガス湯沸器	○	・周期は別に定める。
	電気温水器	○	・周期は別に定める。
	循環ろ過装置	○	・周期は別に定める。（水質検査を除く）
衛生器具	○	・周期は別に定める。	
ダクト及び配管	ダクト	○	・周期は別に定める。
	配管	○	・【大地震時想定】長期点検の実施如何は別に定める。
水質管理	空調機器用水	○	
	ボイラー用水	○	
	飲料水（給水設備）	○	
浄化槽	点検・保守	○	
	清掃	○	
	水質に関する検査	○	
井戸	井戸	○	
雨水利用システム	雨水利用システム	○	
中央監視制御装置	中央監視制御装置		
	自動制御装置		
消防用設備等		○	・機器点検：6M
建築基準法関係防災設備	非常用照明装置	○	
	防火戸・防火シャッター	○	
	防火ダンパー	○	
	排煙設備	○	

■施設の定期点検項目（４）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
エレベーター	点検共通事項	○	・稼動頻度に応じて、「高稼働」の周期を選択して別に定める。(油圧式、非常用を除く) ・【遠隔監視装置、遠隔点検装置】適用は別に定める。
	ロープ式エレベーター	○	
	油圧式エレベーター	○	
	機械室なしエレベーター	○	
	非常用エレベーター	○	
エスカレーター	エスカレーター	○	
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機	○	
工作物	鉄塔	○	
	設備架台・囲障（ルーバー等）	○	
	煙突	○	
外構	敷地	○	・周期は別に定める。
	へい		・周期は別に定める。
	門		・周期は別に定める。
	排水枡・マンホール・側溝・街きよ	○	・周期は別に定める。
植栽・緑地	植栽・緑地		
執務環境測定	空気環境測定	○	
ねずみ・昆虫等の防除		○	

■関係法令

法令名	参照条項	条件の有無	条件に関わる参照条項
建築基準法	第十二条	○	第六条、別表第一
			【令】 第十四条の二、第十六条
官公庁施設の建設等に関する法律	第十一条、第十二条	○	官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令
消防法	第十四条の三の二	○	【危険物の規制に関する政令】 第七条の三、第八条の五
	第十七条、第十七条の三の二、第十七条の三の三	× (公共建築)	【令】 第六条、第七条、第三十五条、第三十六条、別表第一
人事院規則 10-4	第十五条、第三十二条、第三十四条	×	別表第七、別表第八
事務所衛生基準規則	第九条、第十条	×	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第四条	○	第二条
			【令】 第一条
高圧ガス保安法	第三十五条、第三十五条の二	○	【一般高圧ガス保安規則】 第七十九条、第八十三条
			【冷凍保安規則】 第四十条、第四十四条

水道法	第三十四条の二	○	第三条
			【令】 第二条
電気事業法	第三十九条、第四十二条	○	第三十八条
			【令】 第五十条
ガス事業法	第四十条の二	×	第二条
			【則】 第一百七条
浄化槽法	第七条、第八条、第九条、 第十条、第十一条	×	第二条
ボイラー及び圧力 容器安全規則	第三十二条、第六十七条	○	第一条
			【労働安全衛生法施行令】 第一条

※ [条件の有無] ○：義務付けする施設、設備等について、規模等の条件が付されているもの

3. 自主点検

- 1) 自主点検は、下記の表に掲げる項目のうち該当するものについて、施設等運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

■施設の自主点検項目

大項目	中項目	小項目
建築	建築	建築
電気設備	電灯・動力設備	電灯・動力設備
	受変電設備	受変電設備
	自家発電設備	自家発電設備
	直流電源設備	直流電源設備
	交流無停電電源設備	交流無停電電源設備
機械設備	温熱源機器	運転・監視記録
		铸铁製ボイラー・鋼製ボイラー
		真空式温水発生機・無圧式温水発生機
		温風暖房機
	冷熱源機器	運転・監視記録
		冷熱源機器
	空気調和等関連機器	空気調和等関連機器
	給排水衛生機器	給排水衛生機器
循環ろ過装置		
監視制御設備	中央監視制御設備	中央監視制御装置
搬送設備	昇降機	昇降機

4. 日常点検

- 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこ

と。

- 2) 建築物等について、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持するための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
- 3) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損又は滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに関東地方整備局に報告するものとする。

5. スタッフ管理・研修

- 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
- 3) 施設等運営者は、関東地方整備局が実施又は要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
- 4) 施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 5) 建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図るため、除塵、拭き、清浄、ごみの収集等の作業により汚れを除去することによって、快適な環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資するよう管理すること。
- 6) 車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに当公園事務所発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする（別添 17「園内車両入園規則」参照）。

第41条 危機管理

1. 事故・災害

1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、関東地方整備局に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

2) 予防対策

- ①施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は関東地方整備局に書面により報告するものとする。
- ②施設等運営者は常に整理整頓を行い、危険箇所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

3) 初期対応

- ①施設等運営者は、関東地方整備局の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
- ②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに関東地方整備局に報告し、

臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるとともに、再発防止のための必要な措置をとる。

③その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告様式（別添 10「事故報告様式」参照）等により関東地方整備局に報告するものとする。

- 一 事故発生日時
- 二 事故発生場所（図示）
- 三 事故発生の概要（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因等）
- 四 事故の程度
- 五 人身事故の場合は、医師の診断結果
- 六 事故処理の概略
- 七 再発防止など改善策等

④重大事故等緊急を要すると判断される場合については、上記様式によらず直ちに関東地方整備局に報告すること。

2. 異常事態対策

- 1) 施設等運営者は、関東地方整備局が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
- 2) 施設等運営者は、異常な事案が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに関東地方整備局へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第5章 施設管理

第42条 基本事項

1. 施設等運営者は、消耗品交換や自ら実施する修繕工事の実施に際して、許可を受けた範囲内及びその周辺の環境を良好に維持することを心掛けなければならない。
2. 施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
3. 設備及び管理備品は施設等運営者の注意義務で管理すること。

第43条 清掃等

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内及びにその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設等運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者並びに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

第44条 工事等

1. 施設等運営者は、消耗品の交換や自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に関東地方整備局と協議を行ない、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに関東地方整備局に提出するものとする。また業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設等運営者が、消耗品の交換や施設等運営者が自ら修繕工事を実施する際には、施設利用者並びに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行ない、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その工事実施範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることを注意するものとする。

第45条 安全管理

1. 施設等運営者は、収益施設等に係る清掃や修繕工事を実施するに当たり、常に施設利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に施設周辺の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 施設等運営者は、収益施設等に係る清掃や修繕工事に関連する工事車両の運転について、国事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、公園利用者並びに施設利用者への影響を最小限にする目的から、持込車両の最小化や誘導員の適宜配置、迷惑とならない場所への速やかな移動を心掛けるものとする（別添17「園内車両入園規則」参照）。
3. 施設利用者や公園利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、作業実施中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。

4. 作業実施中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第6章 財産管理

第46条 台帳管理

1. 施設等運営者が施行した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第47条 備品の取扱い

1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。ただし、業務開始時に関東地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で関東地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を関東地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、関東地方整備局が定める規定等による。

2. 特定備品の取扱い

施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。ただし、「本章 第21条 業務の完了・引継、原状回復等」に記載があるとおり、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、「本章 第22条 立退料等の不請求」にあるとおり、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。なお、下記引継方針に従い、次期施設等運営者に資産を引き渡す場合は、原状回復を行わなくてもよいものとする。この場合、資産の処分については、施設等運営者が責任を負うものとする。

＜特定備品に関する引継方針＞

1) 自転車に関する方針

① 自転車引継に関する方針

現施設等運営者より、現在使用している自転車を全台有償で引継ぐものとする。また、次期施設等運営者に対しても同様に、自転車全台を有償で引継ぐものとする。

② 自転車購入に関する方針

計画的に自転車の更新を行うため、契約期間内に保有自転車の40%以上を新車で揃えるものとする。ただし、更新する自転車は自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、TSマーク認定（後述）から外れた自転車、故障や事故で安全性が確保できない自転車については随時更新をするものとする。なお、特殊自転車（二人乗り自転車等）については、公的機関認定の対象外、及びTSマーク認定の整

備対象外であることから、関東地方整備局の許可を得た上で購入をするものとする。

TS マークとは：公益財団法人日本交通管理技術協会発行、年1回自転車安全整備士が点検・整備をすることで自転車の安全性が認定されるもの。1年間の付帯保険付。

③自転車の安全管理に関する方針

貸出自転車は、毎年自転車安全整備士による点検・整備を行い、TS マーク認定を受けなければならない。

④自転車管理台帳に関する方針

施設等運営者は、一台ごとの購入日、修繕履歴等を記載した自転車管理台帳を作成し管理を行うこととする。なお、自転車管理台帳は次期施設等運営者に引継ぐものとする。

3. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

第48条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、関東地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當である場合及び自主事業として飲食・物販施設を新設した場合、国又は国が指定する第三者と個別の協議により、適正価格で譲渡できるものとし、この場合には原状回復は不要とする。
2. 不可抗力その他、関東地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（本規定書第1編第27条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等で明らかの場合、その費用は施設等運営者が負担する。

第2編 国営武蔵丘陵森林公園収益施設等設置管理運営個別規定書

第1章 駐車場

第1条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第2条 施設の利用目的

駐車場及び臨時駐車場は、公園利用者の国営武蔵丘陵森林公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内に限り保管する場所を提供することを施設の目的とする。

第3条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途提示する。

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

施設名称	大	型	普	通	原付・自動二輪	
南入口駐車場※	10	台	437	台	6	台
中央入口駐車場第一	5	台	115	台	10	台
〃 第二	0	台	212	台		
西入口駐車場第一	0	台	235	台	0	台
〃 第二	11	台	342	台		
北口駐車場	11	台	260	台	15	台

■運営対象施設一覧（臨時駐車場）

区域	施設名称	確保規模（普通車相当の最大数）	備考
園内	中央入口第三駐車場	406 台	公園利用者の安全確保を配慮

※南入口駐車場：上に示す台数以外に106台(普通)を維持管理業務受託者駐車場として提供するが、繁忙日には臨時駐車場(収益施設)として使用することを妨げない。

第4条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で駐車場の管理運営にあたらせるものとする。

第5条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、臨時駐車場については、施設等運営者の裁量により運営日時を定めることができるが、繁忙日等駐車場の不足が見込まれる等当該駐車場を運営する必要性が高い日は、利用者数を想定した上で、営業しなければならない。
2. 施設等の運営は、原則として開園時間に利用者が入園できる営業時間とし、発券時間は本公園の開園時間の30分前から閉園時間の1時間前程度とすることが望ましい。
3. 繁忙日等において駐車場入り口付近の渋滞など近隣交通に支障をきたさないよう早期に入庫させることは妨げない。
4. 繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、関東地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。

5. 行催事の開催等により、必要が認められるときは、関東地方整備局より営業日時の変更の指示を行うことがある。

第6条 利用料金

利用料金は、下表と同程度とする。臨時駐車場の利用料金も同様である。なお、消費税が10%に改定された場合の利用料金は、下表の括弧書きと同程度とする。

■利用料金一覧

車種	利用料金		備考
	一般	パスポート提示	
大型（1回）	1,650円 (1,680円)	—	車体総重量8トン以上、最大積載量5トン以上、又は乗車定員が30人以上の自動車。
普通（1回）	620円 (630円)	500円 (520円)	上記以外の自動車。
原付・自動二輪（1回）	260円 (260円)	200円 (210円)	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	無料	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている心身障害者の方若しくは同乗者の方の手帳提示。

■夜間開園時の利用料金一覧

車種	利用料金		備考
	平日	休日	
大型（1回）	400円	500円	車体総重量8トン以上、最大積載量5トン以上、又は乗車定員が30人以上の自動車。
普通（1回）	200円	300円	上記以外の自動車。
原付・自動二輪（1回）	無料	無料	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	無料	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健手帳の交付を受けている心身障害者の方若しくは同乗者の方の手帳提示。

第7条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 駐車場の運営に関すること。
 - 2) 駐車場の維持管理に関すること。
 - 3) 駐車場の安全管理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第8条 施設の運営

1. 駐車場の運営
 - 1) 施設等運営者は、南入口駐車場、中央入口駐車場（第2、第3；臨時）、西入口駐車場及び北口駐車場においては、料金ブースに必要な人員を配置し、駐車場利用料金の徴収及び領収書の発行、回数券の販売及び領収書の発行等を行う。
 - 2) 施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある中央入口第1駐車場においては、

駐車場利用料金の徴収を駐車場管理機器の精算機において1日1回以上行うものとし、回収に当たっては十分注意を払い行うものとする。その際、つり銭を補充する等の金銭管理を行うこと。ただし、繁忙期においては、南入口駐車場、中央入口駐車場（第2、第3；臨時）、西入口駐車場及び北口駐車場と同様の徴収を行う。

- 3) 原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場することとするが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録すること。なお、残車両所有の施設利用者から、退出の申し出があった場合は、適切に対処すること。
- 4) 駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行うこと。
- 5) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて関東地方整備局と協議することとする。

2. 繁忙期の対応

- 1) 駐車場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、本公園内外に臨時駐車場を確保するとともに、警備、案内・誘導員を増員する等、事前に必要な措置を講じるものとする。
- 2) 施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。

3. 臨時駐車場の確保

- 1) 繁忙期においては、関東地方整備局の指定する園内の中央入口第3駐車場を臨時駐車場とし、確実に施設利用者の駐車スペースを確保しなければならない。なお、臨時駐車場を運営する場合は、事前に都市公園法第5条に基づく許可申請を行うものとする。
- 2) 臨時駐車場の使用は、常設駐車場が満車となる状態を見計らって、開始する。
- 3) 臨時駐車場への案内は、臨時駐車場の使用時に限定して、看板を設置し、利用者の指導を行う。特に歩行者や入園者の安全確保には細心の注意を行う。
- 4) 臨時駐車場の安全管理として、臨時駐車場の出入口部及び駐車スペース（駐車行為）に安全誘導員を適宜配備する。
- 5) 臨時駐車場の使用時は、一般園地との範囲区分が明確となるよう、移動看板及び簡易柵等を設置する。また、特に公園利用の混雑が予想されるときは、ハンドマイクによる誘導も行うものとする。
- 6) 維持管理業務受託者駐車場として提供する南入口駐車場 2,233 m²は、繁忙日において臨時駐車場として使用することを妨げないが、当該箇所を臨時駐車場（収益施設）として使用する場合は、都市公園法5条2項の許可申請を行うこと。なお、収益施設として使用する場合の使用料については日割りとする。

4. 利用制限等

- 1) 次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を制限することができるものとする。
 - ① 駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。
 - ② 危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

第9条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、南入口駐車場、中央入口駐車場（第2、第3；臨時）、西入口駐車場及び北口駐車場においては、以下の施設・設備等の維持管理等を行う。また、中央入口第1駐車場における繁忙期における対応も以下のとおりとする。
 - 1) 施設等運営者は、南入口駐車場、中央入口駐車場（第2、第3；臨時）、西入口駐車場及び北口駐車場においては、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
 - 2) 施設等運営者は、駐車場施設・設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないよう、消防法等の関係法令を遵守し、日常的な保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うこと。
2. 施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある中央入口第1駐車場においては、以下の施設・設備等の維持管理等を行う。
 - 1) 駐車場管理機器については、関東地方整備局が施設等運営者に貸与するが、施設等運営者は、日常的な保守・点検を行うことで適切な維持管理を行うこと。なお、当該施設・設備の保守・点検については、関東地方整備局が別途実施する。
 - 2) 営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障・損傷等がないか、正常に作動するかを確認するとともに、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場機器の電源を確実に切る。
 - 3) 機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復する。
 - 4) 駐車場機器について万一故障が発生し、直ちに回復する見込みのないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行う。このとき、料金計算は料金計算機を使用する等の方法により、迅速かつ確実に行い、入出場車両に支障をきたさないようにする。
 - 5) その他の駐車場の施設・設備についても、施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
 - 6) 施設等運営者は、その他の駐車場施設・設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないよう、消防法等の関係法令を遵守し、日常的な保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うこと。
3. 駐車場内にある植栽地及び草地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙8「個別仕様書（植物管理）」に準じて実施すること。

第10条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。
2. 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、駐車場の全部又は一部を休止することができるものとする。
3. 管理上必要があると認められるときは、駐車場の出入口の全部又は一部を閉鎖することが

できるものとする。

4. 駐車場内において、災害や事故が発生し、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取るものとする。
5. やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者への的確に告知するとともに関東地方整備局に報告するものとする。
6. 緊急車両等の入出場については適宜協力をするものとする。
7. 施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施するものとする。また、事件、事故又は災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行うものとする。

第11条 緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、本規定書第1編第4章「安全衛生管理」を参照し対応することとする。

第12条 費用負担

1. 駐車場運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 駐車場の満車表示等施設利用者の利便に資する移動式看板（既設の看板の更新も含む）他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むものとする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、管理備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。
4. 関東地方整備局の職員や業務等で入園する業務入園者からは、駐車料を徴収することはできない（別添16「業務入園について」参照）。

第13条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。
 - 2) 車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を

賠償すること。

3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第14条 施設利用上の注意

1. 施設利用者に対し、以下の各号について看板等において注意を促すものとする。
 - 1) 場内での車両通行速度は、時速 20km を超えないこと。
 - 2) 場内での追い越しをしないこと。
 - 3) 喫煙又は火気の取扱いをしないこと。
 - 4) 標識又は係員の指示に従うこと。
 - 5) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。
 - 6) 公害防止の為、エンジンを空ぶかししないこと。
 - 7) 施設、他の車両及びその取付物等への損害、又はその他の事故を目撃した時は施設等運営者へ速やかに連絡すること。
 - 8) 施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行うこと。
 - 9) 「車いす使用者用駐車スペース」は該当車両がいつでも利用できるよう、一般施設利用者は利用を控えること。
 - 10) その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしないこと。

第2章 レンタサイクル施設

第15条 総則

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第16条 施設の目的

レンタサイクル施設は、国営武蔵丘陵森林公園において施設利用者への自転車等の貸出を行うことを施設の目的とする。また、自動二輪車等を持ち込む等施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

第17条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

施設名称	現行運営台数(参考)	備考
南口サイクリングセンター	305台	普通車、前かご・後かご付、子供用、MTB
西口サイクリングセンター	456台	普通車、前かご・後かご付、子供用、MTB
中央口サイクリングセンター	420台	普通車、前かご・後かご付、子供用、MTB

第18条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上でレンタサイクル施設の管理運営にあたらせるものとする。

第19条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。
2. 施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とし、発券時間は本公園の開園時間から閉園時間の1時間前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。
3. 繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、関東地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

第20条 利用料金

1. レンタサイクル施設は、広大な当公園の利用にあたっての利用者の主要な移動手段であることを鑑み、その利用料金は施設利用者の負担軽減の観点から、1日の利用料金については、下表に定める額を上限とする。また、3時間料金、超過料金等の一定時間を対象とし

た料金設定の有無は施設等運営者の裁量とする。なお、消費税率が10%に改定された場合の利用料金の上限額は、下表の括弧書きのとおりとする。

■現行利用料金一覧

区分	利用料金	備考
大人（15歳以上）	1日…520円（530円）	
小人（小・中学生）	1日…310円（320円）	

第21条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 自転車の貸出に関すること。
 - 2) サイクリング施設の維持管理に関すること。
 - 3) 自転車の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。
3. 自転車の貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えられと考えられる場合は、関東地方整備局と協議を行う。

第22条 施設の運営

1. サイクリングセンターの運営
 - 1) 施設等運営者は、各サイクリングセンターに必要な人員を配置し、自転車貸出に伴う利用料金の徴収及び領収書の発行、自転車の貸出、自転車の整備等を行う。
 - 2) 施設等運営者は、別紙6「個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案）」第3編第3章園内巡視の結果、若しくはその他の手段により、自転車の貸出開始前にサイクリングコースに異常がないか確認を行うこととする。
 - 3) 施設等運営者は、貸出自転車について本規定書第2編第24条に基づく点検を行い、異常のないことを確認した上で貸し出すものとする。
 - 4) 施設等運営者は、閉園後全ての自転車が返却されているか台数確認を行い、不足している場合はサイクリングコース等の探索を行い、未返却車両がないか確認をするものとする。
 - 5) 施設等運営者は、待ち時間が長時間になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、待機場所を設置する等、事前に必要な措置を講じるものとする。
 - 6) 施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて、導線を工夫する等円滑な誘導に努めること。
 - 7) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて関東地方整備局と協議すること。
2. 利用制限等
 - 1) 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ①危険物を持込、その他、秩序を乱し風俗を害する恐れのある者。
 - ②関東地方整備局が定める制限事項に違反する者。

- ③自転車に乗れない者。

第23条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。
 - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
 - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第24条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に自転車を利用されるよう心掛け、常に自転車を正常な状態で維持するため、日常点検、定期点検、一斉点検を行う。
2. 日常点検、定期点検、一斉点検については、下記頻度等により実施する。
 - 1) 日常点検：自転車貸出時、及び返却時に毎回、車両及びその周辺等の点検を行い、良好な環境維持に努めること。
 - 2) 定期点検：概ね四半期ごとに1回、繁忙期前後で全保有車両を順次点検し、安全な環境整備に努めること。
 - 3) 一斉点検：年1回、自転車安全整備士の資格者により TS マークの点検を、全保有車両を対象に行い、有効期限が切れないよう注意すること。
3. 施設等運営者は、日常点検として、自転車を貸出時及び自転車返却時に次の各号をはじめ安全に関する項目について、点検を行うこととする。
 - 1) 貸出時
 - ①目視による車両の汚れの点検。
 - ②目視・触検によるタイヤの空気圧、スポークの不具合、ブレーキの動作確認、ハンドルの歪み、チェーンの緩み等の点検。
 - ③自転車の注意事項や操作方法等の説明を行う。特に、超過料金、ヘルメット着用及びスピード出しすぎ注意、逆走禁止の安全走行についての案内は確実に伝えること。
 - ④サドルの高さ調整を行うこと。
 - ⑤施設利用者に不都合がないかを確認後、貸出を行うこと。
 - 2) 返却時
 - ①施設利用者から走行中に不都合がなかったかを確認すること。
 - ②施設利用者から指摘があった場合は、その部分及び関連部分を点検すること。
 - ③「自転車業務日報」を定め、点検結果を転記すること。
4. 施設等運営者は、定期点検として、全保有車両を順次、次の各号に示す点検項目に従い点検を行うこととする。なお、点検の実施は、平日及び閑散期とする。
 - 1) フレーム・前ホーク : 目視・打検による点検。
 - 2) ハンドル : 目視・触検・作動による点検。
 - 3) タイヤ・スポーク : 目視・触検による点検。
 - 4) ギヤクランク : 目視・触検による点検。

- 5) ペダル : 目視・触検・作動による点検。
 - 6) ブレーキ : 目視・触検・作動による点検。
 - 7) チェーン : 目視・触検・作動による点検。
 - 8) サドル : 目視・触検・作動による点検。
 - 9) スタンド : 目視・触検・作動による点検。
 - 10) 鍵 : 目視・触検・作動による点検。
 - 11) 子供乗せ用かご : 目視・触検・作動による点検。
 - 12) ボルト : 目視・触検による点検。
 - 13) 変速機 : 作動による点検。
 - 14) その他 : その他、異常箇所があった場合に、異常箇所を追加点検。
5. 点検後は以下の各号に示す処理を行う。
- 1) 点検時に異常があった場合、自転車修理カードを添付し、貸出禁止とする。また、異常のある車両は他の車両と分けて1箇所まとめておく。
 - 2) 異常箇所等の修繕については、軽微なものは担当者が行い、専門技術を要するものは自転車安全整備士の資格者が行うこと。
 - 3) 修理終了後、確認を行った後、貸出禁止を解除すること。
6. 点検の結果は、「自転車業務日報」を定めた上で、転記する。
7. その他、繁忙期においても、前項までに示す点検等項目を確実にを行うものとし、日常点検を担当する者の技術力向上のため、自転車安全整備士による点検講習を受講する。

第25条 緊急時の対応

- 1. 次の各号の時は、施設等運営者は、貸出を一時中止・変更又は休止するものとし、関東地方整備局に報告するものとする。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びサイクルセンター前に営業休止の掲示を行う等公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候又は自然災害のため、走行に危険が予想されるとき。
 - 2) 事故等の不測の事態が生じたとき。
 - 3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。
 - 4) 関東地方整備局又は維持管理業務事業者の総括責任者の指示のあったとき。
- 2. 施設等運営者は、前項の規定により自転車貸出を中止したときは、再開の前にサイクリングコースに異常のないことを確認しなければならない。
- 3. サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行うものとする。

第26条 費用負担

- 1. 貸出に供する自転車及び一輪車の購入費用。
貸出に供する自転車及び一輪車については、すべて施設等運営者の費用によるものとする。なお、準備する台数は施設利用者が快適に利用できる台数（最大5万人/日）とする。その際、自転車等については、原則として台数の構成（普通車50%、子ども同乗機能つき自

転車 20%、子供用自転車 20%、マウンテンバイク 10%) の比率を保つこと。台数の構成比率に関しては、施設利用の増進の観点から、施設等運営者と関東地方整備局の協議により変更可能である。また、貸出に供する自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、購入後に TS マーク（財団法人日本交通管理技術協会）の取得をした自転車は、TS マーク取得基準に適合しなくなった時点で新車に更新を行うものとする。なお、TS マーク対象外の自転車については、購入後 5 年を経過した段階で随時新車に更新をするものとする。なお、タンデム車（二人乗り自転車）等の特殊自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定対象外であることから、関東地方整備局の許可を得た上で購入をするものとする。

2. レンタサイクル施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、券売機を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、ヘルメット、修理に必要な備品類（タイヤチューブ等）、空気入れ等本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で必要な数を準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
4. 前項までに記載の設備・備品に関する修理や劣化等による交換費用についても、施設等運営者の負担とする。
5. 施設利用者の不適切な使用により、レンタル自転車を破損（パンクを含む）又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。
6. 施設等運営者は、業務終了時には本規定書第 1 編第 6 章「財産管理」第 47 条に記載のとおり、保有する自転車を次期施設等運営者に引き継ぐものとする。

第 27 条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失あるいは貸出自転車の整備不良等に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第 28 条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 自転車を使用しようとするときは、あらかじめ試乗し、ハンドル・ブレーキ・その他の装置が確実に操作でき整備が良好であることを確認すること。
2. 乗車中又は使用中に自転車の装置について不良箇所が発生したときは、直ちに乗車を停止すること。
3. 安全運転をすること。
4. 備え付けのヘルメットを着用すること。
5. 乗車又は使用中に故意又は過失の有無に関わらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を関東地方整備局に対して行わないこと。
6. 自転車の使用を終了したときは、所定の場所に返還すること。
7. スピードの出しすぎ、逆走等の無謀運転、酒気帯び運転、その他施設利用者及び公園利用者等に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
8. 危険箇所、不適切な場所での使用・駐輪をしないこと。
9. 公園利用者等の通行障害となるような行為をしないこと。
10. 自転車の構造・装置等の改造及び変更をしないこと。

第3章 飲食・物販施設

第29条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う繁忙期の臨時的飲食・物販施設の設置・管理運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第30条 施設の利用目的

飲食・物販施設は、国営武蔵丘陵森林公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第31条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<飲食施設>

施設名称	営業場所
中央レストラン※	武蔵丘陵森林公園内中央地区ゾーン
展望休憩所レストラン※	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン

<物販施設>

施設名称	営業場所
南入口休憩所売店	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン
運動広場管理棟売店	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン
溪流広場売店	武蔵丘陵森林公園内中央地区ゾーン
水遊び場売店	武蔵丘陵森林公園内北地区ゾーン
南入口自転車管理棟売店	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン
西入口管理棟売店	武蔵丘陵森林公園内北地区ゾーン
西入口自転車管理棟売店	武蔵丘陵森林公園内北地区ゾーン
中央口管理棟売店	武蔵丘陵森林公園内中央地区ゾーン
植物園売店	武蔵丘陵森林公園内北地区ゾーン

※展望休憩所レストラン付帯のバーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

第32条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

第33条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、飲食施設については2日/月を目安として定休日の設定ができるものとするが、必ず1店舗以上は運営すること。さらに、定休日が祝日及び繁忙期にあたる場合については原則全店舗運営とする。

■飲食施設の定休日一覧

施設名称	定休日
中央レストラン	毎月2日程度

展望休憩所レストラン	毎月2日程度
------------	--------

■物販施設の休業期間一覧

施設名称	休業期間
南入口休憩所売店	特に設けない
運動広場管理棟売店	特に設けない
溪流広場売店	夏季（6月～8月）及び冬季（12月～3月上旬）の平日は休業
水遊び場売店	12月～2月は休業
南入口自転車管理棟売店	冬季（12月～3月上旬）の平日は休業
西入口管理棟内売店	特に設けない
西入口自転車管理棟売店	冬季（12月～3月上旬）の平日は休業
中央口管理棟売店	特に設けない
植物園売店	特に設けない

2. 臨時施設については、関東地方整備局と協議の上、決定すること。
3. 定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は関東地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出するものとする。
4. 施設等運営者は、以下の営業時間を原則とする。ただし、施設利用者へのサービス提供を安定的に行うことを前提に、施設利用者の状況に応じて営業時間の短縮又は延長する場合、関東地方整備局と協議をすることとする。
5. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

■営業時間

<飲食施設>

10：30～閉園時間1時間前（オーダーストップ営業終了30分前）

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間等の営業時間延長の場合は、飲食施設毎に協議するものとする。

<物販施設>

（年間常設売店）

9：30～閉園時間30分前（各ゲート売店は閉園時間まで）

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間等の営業時間延長の場合は、協議するものとする。

第34条 利用料金

1. 施設利用者へ提供する商品は提案された内容とするが、販売価格は関東地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図る等、満足度の向上に努めること。見直しを行う際は、関東地方整備局と事前に協議すること。

■サービス内容等一覧

<飲食施設>

施設名称	現行販売品目（参考）
------	------------

中央レストラン	<p>飲食</p> <p>麺類（うどん、そば、ラーメン、パスタ等）、お子様セット、ご飯類（カレーライス、カツカレー等）、パスタ類、アイスクリーム、酒類、ソフトドリンク等</p>
展望休憩所レストラン (野外炊飯施設付帯)	<p>飲食</p> <p>麺類（うどん、そば、ラーメン等、パスタ類）、ご飯類（季節弁当、カレーライス、カツカレー等）、アイスクリーム、酒類、ソフトドリンク等</p> <p>バーベキュー</p> <p>バーベキュー用食材の提供（肉、野菜、味噌汁、ご飯等）</p>

<物販施設>（参考）

- ①物販；飲物、パン、弁当、菓子、雑貨、玩具、氷菓、お土産、加工食品等
- ②飲食；焼きそば、ピラフ、おにぎり、アメリカンドッグ、アイスクリーム等

第35条 繁忙期の対応

設置等運営者は、繁忙期の管理運営に当たっては、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、臨時売店を開設することができる。なお、開設に当たっては、事前に開設時間及び販売品目等について、別途、都市公園法第5条に基づく許可を受けた上で、土地使用料又は建物使用料を納めなければならない。

第36条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 飲食・物販施設の運営に関すること。
 - 2) 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
 - 3) 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第37条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1. 施設に係る清掃及び塵芥処理。
2. 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
3. その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第38条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、関東地方整備局に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成に当たっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある

者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。

その他、下痢を起こしている等体調不良者は出勤させてはならない。

- 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは随時取り替えること。
- 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年2回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく関東地方整備局に報告すること。
4. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
 - 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
 - 2) 毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリ、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。
 - 3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
 - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ごみ箱の点検を行うこと。
 - 5) 毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭等を確認すること。
 - 6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
 - 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、関東地方整備局、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。
 - 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
 - 9) 運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年2回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととする等、二次感染の防止に努めること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により関東地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、関東地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、関東地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、関東地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第39条 費用負担

1. 飲食施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第40条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第41条 施設利用上の注意

1. 次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。
 - 1) 危険物を持込、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
 - 2) 公園で定める制限事項に違反する者。
 - 3) ペット等の動物同伴。ただし、食品等が汚染されるおそれがない場合及び身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬の同伴については除く。
 - 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第4章 園内交通施設

第42条 総則

施設等運営者は、園内交通施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分に確保した上で、園内交通施設の運営・運行管理について、その責任体制を明確にし、適正な運営と運行の安全を図るものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第43条 施設の利用目的

園内交通施設は、別図に示す所定のルートにおいて、高齢者や身体の不自由な方等公園利用者の公園内の移動を補助するための園内交通施設の運行を目的とする（別添 53「園内交通基本ルート図」参照）。

第44条 運営対象施設

運営対象施設の仕様は次のとおりである。車両の仕様は、施設等運営者の提案によるものとし、関東地方整備局と協議した上で、車両の導入を行うこととする。

■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
園内交通施設(車庫、停留所)	武蔵丘陵森林公園内

第45条 責任者の選任

施設等運営者は、園内交通施設の運行にあたり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内交通施設の運行にあたらせるものとする。

第46条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、以下の運休日を除くものとする。

■運休日

公園の休園日及び車輛定期点検日、荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合。

2. 園内の運行は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。
3. 繁忙日等対応、及びイベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、関東地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出することとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

第47条 利用料金

- 園内交通施設は、高齢者、障害者、幼児連れの家族等の園内移動のための施設であることを鑑み、その利用料金は施設利用者の負担軽減の観点から、下表に定める額を上限額とする。また、団体を対象とした料金の設定の有無は施設等運営者の裁量とする。なお、消費税率が10%に改定された場合の利用料金の上限額は、下表の括弧書きのとおりとする。

■利用料金一覧

種類	区分	利用料金	備考
一般券(1回)	大人(15歳以上)	300円 (310円)	
	小人(3歳以上15歳未満)	150円 (150円)	
1日フリーパス券	3歳以上	500円 (510円)	当日限り有効

第48条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行うものとする。

- 園内交通施設の運行及び利用料金の徴収、領収書の発行に関すること
- 園内交通施設の維持管理に関すること
- 園内交通施設の安全管理に関すること
- 園内交通施設の利用に伴う苦情処理に関すること
- 前各号に掲げる業務に付随すること

第49条 施設の運営

- 施設等運営者は、園内交通施設の運営を行うに当たり、あらかじめ定めた期間において運行ルートを変更するものとする。
- 園内交通施設の運行ルート・停留所は以下のうち、通年では「通常」コースで運行する。ただし、行催事等による運行への影響等管理上必要があるときは、運行ルート・停留所を変更することができるが、その場合、施設等運営者は、関東地方整備局と事前に協議し、書面により提出するものとする。なお、繁忙期間には、通常コースに加え、外周コースの運行を行わなければならない。

■ルート運行の期間区分

期間	期間の内容	停留所の案内表示
通常期間	臨時期間以外	
(臨時)繁忙期間		<ul style="list-style-type: none"> ・停留所に変更ルート表示を行う。 ・使用しない停留所は、カバーをかけた上、通常期間以外のルート運行中の掲示を行う。 ・追加が必要になる停留所は仮設とし、あわせて利用者の利便性を高めるため仮設誘導案内板を設置する。

※繁忙期間については、具体の日付について、施設等運営者から関東地方整備局へ届出を行う。

※イベント期間においては、運行コース・停留所について、施設等運営者から関東地方整備局へ届出を行う。

■運行コース・停留所

コース	停留所	コース図
南口→西口→中央口	南口→展望広場下→野草コース入口→中央橋→西口→溪流広場上→植物園前→中央口	別途提示する。
中央口→西口→南口	中央口→植物園前→溪流広場上→西口→中央橋→野草コース入口→展望広場下→南口	別途提示する。

3. 運行コースにおいて、管理用園路は 15 km/h 以内、園路は 10 km/h 以内で走行する。繁忙期等施設利用者数に応じて、弾力的な変更を行い施設利用者の利便を確保しなければならない。また、行催事等に応じて運行間隔及び時刻表を変更することができるが、その場合、関東地方整備局と事前に運行間隔等について協議するものとする。また、公園の利用状況によっては、公園利用者の安全に万全を期するよう、さらに減速して運行することとする。

第50条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 施設に係る清掃
 - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
 - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第51条 安全管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 営業開始前の準備
 - 1) 園内交通施設の安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて関東地方整備局に提出するものとする。なお、作成に当たっては関係法令を遵守すること。
 - 2) 施設等運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。
3. 営業期間中の管理運営
 - 1) 施設等運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。
4. 営業終了後の対応
 - 1) 施設等運営者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の翌日から5年間保存すること。
5. 運行管理者は、以下に示す点検検査等を行い、園内交通施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止並びに安全かつ快適な運行を図るよう努めるものとする。
 - 1) 始業終業点検。
 - 2) 身だしなみチェック。

- 3) 清掃チェック。
 - 4) 1ヶ月点検。
 - 5) 納品業者への指導管理。
 - 6) 定期点検（1年次）。
 - 7) 消防避難訓練。
6. 点検検査に当たっては、次の各号に掲げる注意事項を守り安全作業に心掛けることとする。
ただし、毎日点検については安全作業に十分心掛け、下記にはよらない。
- 1) 作業服及び安全帽を必ず着用すること。
 - 2) 靴は必要に応じ安全靴、又はこれと同等以上のものを着用すること。
7. 施設等運営者は点検表（又は運行日誌）の様式を作成し、運行予定日には、運転者及び車掌は毎日園内交通施設の運行開始前に試運転を行うとともに、点検表（又は運行日誌）により始業終業点検を行い、異常のないことを確認する。また、実施の記録を点検表（又は運行日誌）に記載する。点検の上、異常が発見された場合は速やかに運行管理者に報告の上、異常の処置を行う。なお、点検項目は以下のとおりである。
- 1) 乗降口扉に破損はないか。座席、床、ボディー等に破損はないか。
 - 2) エンジン音に異常はないか。
 - 3) ブレーキの効きは十分か。
 - 4) ハンドルのあそびに異常はないか。
 - 5) タイヤの摩耗は正常範囲か。
 - 6) バンパー等車体に損傷はないか。
 - 7) ミラーその他機器に異常はないか。
 - 8) 放送設備は正常に働くか。
8. 身だしなみチェックリストを作成した上で、これに基づいて、当日従事する者全員を対象として、身だしなみのチェックを行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めること。
9. 運転者及び車掌は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表（又は運行日誌）に記載する。
10. 運行管理者は標準検査項目及び1ヶ月点検表を作成し、これに基づいて1ヶ月点検を行い安全運行に努める。また、1ヶ月点検表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに関東地方整備局に報告し、異常の処置を行う。
11. 納品業者（修理業者含む）へ公園諸規則遵守の指導を行い、許可証の有無、許可証番号、氏名、納品経路の確認を適時行う。
12. 年1回、下記検査項目に基づき検査項目1ヶ年検査表を作成の上、これにより定期検査（1年次）を行う。また、1ヶ年検査表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに関東地方整備局に報告し、異常の処置を行う。

■ 1ヶ月検査の内容一覧

検査項目	検査内容	備考
構造物	1. シャーシー等のリベット、ボルトの弛み等の良否 2. 各取付部の摩耗、欠損等の有無 3. 消火器、報知機等作動の良否	
放送設備 信号・通信	1. 電線の腐食、支持物等の損傷の有無及び取付状態の良否	
車体・搬器	1. 軸取付部の各組立ボルトの弛み及び外部の状態、異常の有無 2. タイヤの摩耗、欠損の有無、作動の良否 3. 各車軸、取付部等の給油状態の良否	
駆動装置 制御装置	1. エンジン・プラグの異常の有無 2. 各軸受組立部の摩耗及び異常の有無 3. 制御片の摩耗及び制動片と制動輪の間隔等の良否 4. 接続部の摩耗作用の良否	必要により油の取替
制御回路	1. バッテリーの接続状態、バッテリー液の状態、各端子の取付等異常の有無 2. 各計器類の作用の良否	

- 1 3. 公園利用者及び施設利用者の安全な誘導とともに迅速に消化活動が行えるよう本業務に従事するスタッフ全員を対象に年1回、消防避難訓練を行う。
- 1 4. 次の各事項に該当する場合は、設備の一部、又は全般にわたりその状態及び作用について、臨時検査を行う。
 - 1) 製作又は購入したとき。
 - 2) 一時休止後使用を再開したとき。
 - 3) 災害その他運転事故が生じたとき。
 - 4) 重要な改造又は、修理をしたとき。
 - 5) その他必要があるとき。
- 1 5. 次の各事項に該当する場合は、試運転を行う。
 - 1) 始業前。
 - 2) 諸点検をしたとき。
 - 3) その他必要があるとき。
- 1 6. 第6項に規定する点検検査等の実施の記録は、1ヶ月毎に取りまとめ関東地方整備局に提出し、確認を得るものとする。
- 1 7. 施設等運営者は、前項に規定する点検検査等の記録を3年以上保存するものとする。
- 1 8. 施設等運営者は、車輛ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存するものとする。

第52条 研修

施設等運営者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させるため研修を年1回以上行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

1. 園内交通施設に関する一般知識。
2. 園内交通施設の運行及び点検の方法。
3. 悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。
4. 故障時に講ずべき措置。

5. 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。
6. 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。
7. 国営武蔵丘陵森林公園についての一般知識。
8. 園内交通施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。
9. 関係法令その他必要な事項。

第53条 緊急時の対応

1. 施設等運営者は次の各号に該当するときは運行を一時中止・変更、又は休止するものとし、関東地方整備局に報告するものとする。また、施設等運営者は、園内交通施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。なお、運行の一時中止・変更又は休止する際には公園利用者及び施設利用者に対する確に告知することとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想される時。
 - 2) 公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められるとき。
 - 3) 事故又は故障等により運転不能のとき。
 - 4) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想される時。
 - 5) その他関東地方整備局の指示があったとき。

第54条 費用負担

1. 園内交通施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、園内交通施設への車両の導入、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用を始めとする運営に関する設備・備品等（建物を除く）の費用、園内交通施設の安全対策に要する費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第55条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 運転手等の安全指示に従うこと。
2. 運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。

3. 他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
4. 強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。
5. 子供（6歳未満）が単独で乗車しないこと。
6. 手回り品・危険物（別添4「持込禁止物品」参照）を所持して乗車しないこと。

第5章 野外炊飯広場

第56条 総則

野外炊飯広場の運営については義務付けを行わない。ただし、運営を行う際には施設等運営者は、野外炊飯広場の管理運営に際して、本章及び関係法令等を遵守し、利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定に記載のない事項又は本規定に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第57条 施設の目的

野外炊飯広場は、国営武蔵丘陵森林公園において施設利用者へのバーベキュー器具の貸出及び食材等飲食物の提供を施設の目的とする。

第58条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
野外炊飯広場	武蔵丘陵森林公園内南地区ゾーン

第59条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、野外炊飯広場の管理運営にあたらせるものとする。

第60条 運営日時

運営日時は提案された内容とする。なお、運営日時を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に関東地方整備局と協議し、書面により提出するものとする。

<参考> 現行の運営日時

■営業日

3月1日～11月末日までの土、日、祝日

なお、定休日以外に休業する場合は、事前に関東地方整備局と協議するものとする。

■営業時間

11:00～16:00

施設の利用については事前予約制とし、1回の利用時間は4時間以内とする。

第61条 利用料金

1. 施設利用者へ提供する器具貸出品目及び価格、飲食品目は提案された内容とするが、価格は、関東地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。
2. 施設利用者が、バーナー、木炭、すべての火気類、大型テント、タープを公園内に持ち込むことは不可とする。ただし、調理用器具類及び食材の持込は可能とする。

■＜参考＞サービス内容等一覧

施設名称	販売・貸出品目（参考）
野外炊飯広場	器具貸出 鉄板、炭火焼き用バーベキューグリル、フライ返し・トングセット、包丁・まな板セット、ザル・ボールセット、折りたたみテーブル、タープ（小）、炭等 飲食提供 バーベキュー用食材（牛肉、豚肉、肉加工品、カット野菜、ライス、お新香、調味料等）、酒類、ソフトドリンク等

第62条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 利用に伴う受付・調整に関すること。
 - 2) バーベキュー器具の貸出に関すること。
 - 3) バーベキュー用食材の提供に関すること。
 - 4) 野外炊飯広場の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 5) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、野外炊飯広場の全部又は一部の利用を中止することができるものとする。
3. 野外炊飯広場の利用を中止することが、施設利用者へ影響が与えらるる場合は、関東地方整備局と協議を行う。

第63条 施設の運営

1. 予約受付
 - 1) 施設等運営者は、野外炊飯広場の利用について、予約を受け付け、先着順で予約調整を行うこと。
 - 2) 施設等運営者は、予約受付のための専用の電話、FAXを用意すること。
2. 器材貸出、食材販売
 - 1) 施設等運営者は、野外炊飯広場利用者のために、器材貸出及び食材の販売を行うこと。
 - 2) 天候の変化に対応するため、雨よけテント等を準備しておくこと。なお、テントの貸出は無償で行うものとする。
3. 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて関東地方整備局と協議すること。
4. 利用制限等
 - 1) 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ①危険物を持込、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者
 - ②公園で定める制限事項に違反する者
 - ③付添者を伴わない中学生未満の者
 - ④その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第64条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維

持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理（掃き掃除は毎日、舗装面洗浄は月1回実施）
- 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第65条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、関東地方整備局に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成に当たっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしている等体調不良者は出勤させてはならない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは随時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年2回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく関東地方整備局に報告すること。
4. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、業務従事者の身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
 - 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
 - 2) 毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリ、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。
 - 3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
 - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ごみ箱の点検を行うこと。
 - 5) 毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭等を確認すること。
 - 6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
 - 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、関東地方整備局、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。
 - 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
 - 9) 運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年2回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととする等、二次感染の防止に努めること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により関東地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うとき

は、関東地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、関東地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、関東地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第66条 費用負担

1. 野外炊飯広場運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、貸出に供するバーベキュー器具を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
3. 施設利用者の不適切な使用により、バーベキュー器具を破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第67条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 指定された場所以外では、バーベキューを行わないこと。また、直火での利用は行わないこと。
2. 穴、溝等を勝手に掘らないこと。
3. バーベキュー終了後は、利用した場所及び器具を清掃の上、園外から持ち込んだごみについては持ち帰ること。

第6章 自動販売機

第68条 設置箇所、販売内容・料金等

1. 自動販売機での販売は、缶、ペットボトル、紙パック又は紙コップの飲料品（乳飲料を含む）、ヌードル、アイスクリーム等を想定している。
2. 自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
3. 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
4. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
5. 設置箇所及び設置台数は施設等運営者の提案によるものとする。

■設置箇所一覧 参考；平成29年度実績

設置箇所	設置する自動販売機の種別
管理事務所	飲料（缶及びペットボトル）
南口	飲料（缶及びペットボトル）
南サイク	飲料（缶及びペットボトル）
疎林	飲料（缶及びペットボトル）
運動広場	飲料（缶及びペットボトル、アイスクリーム）
旧中央サイク	飲料（缶及びペットボトル）
溪流広場	飲料（缶及びペットボトル）
三叉路	飲料（缶及びペットボトル）
西サイク	飲料（缶及びペットボトル）
冒険コース	飲料（缶及びペットボトル、アイスクリーム）
キッズドーム	飲料（缶及びペットボトル）
水遊び場	飲料（缶及びペットボトル）
西口	飲料（缶及びペットボトル）
植物園	飲料（缶及びペットボトル）
中央口	飲料（缶及びペットボトル）
北休憩所	飲料（缶及びペットボトル）
北口	飲料（缶及びペットボトル）
ドッグラン	飲料（缶及びペットボトル、アイスクリーム）
花木園	飲料（缶及びペットボトル）
展望広場休憩所	飲料（缶及びペットボトル）
南口休憩所	飲料（缶及びペットボトル）
中央レストラン	飲料（缶及びペットボトル）

第69条 費用負担

1. 自動販売機運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
 その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に関東地方整備局と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の関東地方整備局との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、関東地方整備局及び維持管理業務受託者と確認を行った上

で、費用分担を行うこと。

3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第70条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として1箇所に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で「安全設置」すること。

第71条 責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を選任した上で、自動販売機の管理運営にあたらせるものとする。

第72条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置に当たっては、事前に関東地方整備局と協議し、必要な手続きを実施した上で設置すること。
3. 販売商品等については事前に関東地方整備局と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、関東地方整備局の指示に従うこと。

第7章 コインロッカー

第73条 設置箇所等

1. 施設等運営者は、コインロッカーを下記の箇所に設置し、管理すること。

■運営対象施設一覧

施設名称	コインロッカー
運動広場休憩所	6台
水遊び場休憩所	5台

※1台当たり10口

2. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
3. 利用料金は、関東地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

■<参考>現行利用料金一覧

施設名称	利用料金	備考
コインロッカー	100円	1回、1日

第74条 費用の負担

1. コインロッカー運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、コインロッカーの購入、設置、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、コインロッカーの安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. コインロッカーの売上金回収等に要する経費は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
4. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第75条 コインロッカーの維持管理

1. 売上金回収等の金銭管理等、コインロッカーの管理については、施設等運営者が行うこと。
2. コインロッカーの清掃を実施するとともに、衛生管理については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
3. コインロッカーを設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で「安全設置」すること。

第76条 担当責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を選任した上で、コインロッカーの運営管理にあたらせるものとする。

第77条 その他留意事項

1. コインロッカーの設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. コインロッカーの設置に当たっては、事前に関東地方整備局と協議し、必要な手続きを実施した上で設置すること。
3. コインロッカーを第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
4. 忘れ物等残存物の発見をしたときは、所定の手続きを行い、できる限りの便宜をはかること。

第8章 自主事業における行催事等

第78条 自主事業における行催事等

1. 事業者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことができる。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
4. 調査職員と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
5. 事業者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないよう、十分に調整を図って対応すること。
6. 事業者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を関東地方整備局に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、事業者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
7. 事業者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
8. 事業者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法施行令第20条に基づく都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。
9. 事業者は、自主事業の実施に当たり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 1) 事業者は、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示）。この場合、埼玉県の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示できない。
 - 2) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 3) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
10. 事業者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

第79条 自主事業における飲食・物販施設等の新設・管理運営

施設等運営者は、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴うものに限っては、別添54（自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲）に定める範

圃において、施設を新設し、本業務の実施期間を超えて、10年間に上限として管理運営することができる。この場合、管理運営の方法については、本規定書に記載する各種収益施設の方法に準じるものとする。なお、自主事業においても他の収益施設同様に、都市公園法第5条に基づく許可を受けた上で、土地使用料を収めなければならない。

新たに飲食・物販施設を設置した場合、本業務契約期間終了後（継続して契約した場合は除く）は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新（共同体の場合は構成員単独への承継）も可能である。

また、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならない。

ただし、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）に、所有する資産を国又は国が指定する第三者と個別の協議により、適正価格で譲渡できるものとし、この場合には原状回復は不要とする。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分	587,520	584,388	584,388
		成果報酬等			
		旅費その他			
計 (a)					
参考値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a) + (b)					

(注意事項)

委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
植物管理	135,775	135,775	135,775
建物管理	5,701	5,701	5,701
工作物管理	12,404	12,404	12,404
清掃	52,636	52,555	52,776
運営管理	119,592	119,488	119,513
公園管理	168,506	166,076	165,876
一般管理費	49,383	49,099	49,052
消費税	43,520	43,288	43,288
小計	587,520	584,388	584,388

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
常勤職員		0	0	0
非常勤職員		0	0	0
(平成 30 年度の業務従事者に求められる知識・経験等)				
1. 知識、経験に関する要件 同種又は類似業務の実務経験 2. 技術力に関する要件 ○植物管理業務の業務責任者 ・1級造園施工管理技士				
(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)				
・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(平成27年) 1. 知識、経験に関する要件				
	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)	②施設・設備維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者	④収益施設等管理運営業務の業務責任者
業務の経験※1	下記に示す同種又は類似業務(平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験に有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成27年3月31日までの業務経験を含む)	下記(1)～(2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記(エ)又は(カ)のいずれかの経験を有すること	下記(1)～(2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記(エ)又は(カ)のいずれかの経験を有すること	下記(1)～(2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記(エ)又は(カ)のいずれかの経験を有すること
類似業務の経験	下記(4)～(5)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記(7)～(9)のいずれかの経験を有すること 又は、下記(3)～(5)のいずれかを対象としたマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.1(1)、(2)、1.2.2～1.2.4参照)のいずれかに関する業務の実績を有し、かつマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務のいずれかに関する下記(イ)又は(ロ)のいずれかの経験を有すること	下記(4)～(5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記(エ)又は(カ)のいずれかの経験を有すること	下記(4)～(5)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記(エ)又は(カ)のいずれかの経験を有すること	下記(4)～(5)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記(エ)又は(カ)のいずれかの経験を有すること
資格	—	—	1級造園施工管理技士	—
2. 技術力に関する要件 ・1級造園施工管理技士				
(業務の繁閑の状況とその対応)				
なし				
(注記事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営維持管理業務の人員のみ(収益施設はのぞく) ・ 平成 27、28 年度では委託企業の職員 25 名のほか発券改札関係等パートが適宜従事していた。職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置(別紙 28 のとおり) ・ 従事者に求める知識や技術は、平成 27 年時の資格要件である。 				

3 従来の実施に要した施設及び設備（委託事業者に対して供与した施設・設備）								
<ul style="list-style-type: none"> 主要公園施設一覧（別紙1）及び主要建築物一覧（別紙2）、提供物品一覧（別紙20）及び建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）（別紙35）を参照。 								
（注記事項）								
<ul style="list-style-type: none"> 運営維持管理業務の費用のみ（収益施設等監理運営業務に係る施設・設備はのぞく）。 								
4 従来の実施における目的の達成の程度								
■年間指標								
	平成27年度		平成28年度		平成29年度*			
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績		
年間公園利用者数※1（人） （うち、3DAYマーチ）		889,793人 (44,317)		843,565人 (19,485)		363,740人 (-)		
「非常に満足」または「満足」の回答比率（%）	公園の運営「満足」※2	52.7%		59.3%		49.6%		
	都市緑化植物園「非常に満足」※3	41.2%		39.9%		39.5%		
	収益施設「非常に満足」※4	41.5%		44.4%		43.6%		
マスコミによる報道件数※5（件）		1,090件		897件		182件		
ホームページの総アクセス件数（件）		1,706,026件		1,657,636件		613,759件		
利用プログラムの開催（開催回数及び延べ参加人数）				174回		134回		
				9,108人		6,492人		
■四半期指標								
	平成27年度							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
年間公園利用者数※1（人） （うち、3DAYマーチ）		314,393		165,174		284,689 (44,317)		125,537
「非常に満足」または「満足」の回答比率（%）	公園の運営「満足」※2	52.6%		51.3%		53.4%		53.1%
	都市緑化植物園「非常に満足」※3	53.2%		31.2%		41.7%		34.5%
	収益施設「非常に満足」※4	40.4%		44.0%		40.3%		41.8%
	平成28年度							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
年間公園利用者数※1（人） （うち、3DAYマーチ）		296,726		130,571		288,445 (19,485)		127,823
「非常に満足」または「満足」の回答比率（%）	公園の運営「満足」※2	60.4%		56.9%		60.2%		59.4%
	都市緑化植物園「非常に満足」※3	43.3%		43.6%		40.8%		23.3%
	収益施設「非常に満足」※4	45.4%		42.6%		46.2%		42.0%
	平成29年度（～7月）							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
年間公園利用者数※1（人） （うち、3DAYマーチ）		325,658		38,082				
「非常に満足」または「満足」の回答比率（%）	公園の運営「満足」※2	49.6%		46.8%				
	都市緑化植物園「非常に満足」※3	41.1%		45.6%				
	収益施設「非常に満足」※4	46.3%		44.4%				

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。
運営管理の重点事項を選定している。

2. (目標値・計画値の設定根拠)

現在は設定しない。

3. (実績の計算・把握の方法)

実施要項1.3.4.モニタリング方法による。

受託者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。

4. 表中の注記は以下のとおり。

※1 ; 公園利用者数の集計方法は、別紙12による。

※2 ; 年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」(別紙13)のQ11で公園の環境質及び収益施設に関する項目を除く関東地方整備局が指定する設問。

具体的には、「⑥小さな子供連れ利用への配慮の良さ」、「⑦公園内の清潔さ、清掃状態の良さ」、「⑨スタッフの対応・サービスの良さ」の回答者のうち、「満足」とした人の割合の平均値。

※3 ; 年間及び四半期毎の都市緑化植物園での「公園の利用に関するアンケート調査」のQ7の回答者のうち、「非常に満足」とした人の割合。

※4 ; 年間及び四半期毎のレストラン、サイクルセンターの2種の収益施設での「公園の利用に関するアンケート調査」のQ7の回答者のうち、「非常に満足」とした人の割合の平均値。

※5 ; マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による広報はカウントできるものとする。

・テレビ(NHK・民放)・ラジオ(AM、FM)の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

・財団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが滑川町及び熊谷市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

※平成29年度のデータは、4月から7月までのデータをもとに集計。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法

- ・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ・公園特性を生かした植物管理、多様な利用プログラムの提供、情報の受発信の充実を一元的に検討し、利用者数及び満足度の向上を目標としている。

(注記事項)

- ・公園利用者数(団体、パスポート含む)(別紙12)、公園利用者アンケート(別紙13)、イベント実績(別紙14)、広報・報道実績(別紙15)、ホームページアクセス件数(別紙16)。

【業務区分表】

	業務内容	業務細目	現状(24-26年度)			民間競争入札(27年度以降)			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土交通省	A(受託者)	A以外の業者	国土交通省	B(受託者)	B以外の業者	
国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務	① マネジメント及び 企画立案業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	② 施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検等		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	③ 植物管理業務	植物管理		○			○		通年
	④ 収益施設等運営業務	収益施設運営		○			○		通年
		自主事業		○			○		通年

精算報告書

【H27】

平成 27 年度 国営武蔵丘陵森林公園

(単位：円)

経費区分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A) - (B)	実行比率 (B) / (A)
直接経費				達成率
植物管理	135,775,488	135,837,995	-62,507	100.05%
建物管理	5,701,000	6,553,087	-852,087	114.95%
工作物管理	12,404,320	14,695,263	-2,290,943	118.47%
清掃	52,636,330	54,210,953	-1,574,623	102.99%
運営管理	119,592,792	115,786,810	3,805,982	96.82%
公園管理	168,506,400	166,718,199	1,788,201	98.94%
直接業務費計	494,616,330	493,802,307	814,023	
一般管理費等	49,383,670	49,383,670	0	
消費税相当額	43,520,000	43,454,878	65,122	
業務費計	587,520,000	586,640,855	879,145	99.85%

【H28】

精算報告書

平成28年度 国営武蔵丘陵森林公園

(単位:円)

経費区分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額 (A) - (B)	実行比率 (B)/(A)
直接経費				
植物管理	135,775,488	137,609,469	-1,833,981	101.35%
建物管理	5,701,000	6,632,146	-931,146	116.33%
工作物管理	12,404,320	14,750,497	-2,346,177	118.91%
清掃	52,554,880	51,970,088	584,792	98.89%
運営管理	119,488,612	116,838,036	2,650,576	97.78%
公園管理	166,076,400	164,200,464	1,875,936	98.87%
直接業務費計	492,000,700	492,000,700	0	
一般管理費等	49,099,300	49,099,300	0	
消費税相当額	43,288,000	43,288,000	0	
業務費計	584,388,000	584,388,000	0	100.00%

公園利用者数（団体・パスポート含む）

【H27】

入園者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
有 料	南口	13,848	23,840	8,818	5,374	6,591	16,014	15,129	23,356	6,944	5,554	18,130	13,036	156,634
	中央口	12,456	20,827	6,689	4,367	4,615	15,945	20,357	37,496	22,363	5,706	5,993	10,607	167,421
	西口	17,573	32,385	11,714	12,246	23,159	23,685	18,100	11,946	5,629	9,546	5,749	14,290	186,022
	北口	1,043	2,423	525	335	422	2,264	1,298	1,028	487	727	645	923	12,120
	計	44,920	79,475	27,746	22,322	34,787	57,908	54,884	73,826	35,423	21,533	30,517	38,856	522,197
年 間 パ ス	大人	982	1,284	916	806	995	1,112	1,214	1,163	1,168	1,064	1,158	1,140	13,002
	小人	53	83	35	40	71	137	194	146	175	105	99	117	1,255
	シルバ ー	715	852	640	637	544	695	937	904	770	836	909	965	9,404
	計	1,750	2,219	1,591	1,483	1,610	1,944	2,345	2,213	2,113	2,005	2,166	2,222	23,661
無料入園者	42,179	104,838	9,675	10,212	14,784	20,124	34,177	66,141	13,567	7,979	7,502	12,757	343,935	
(うち3DAYマーチ)								44,317						
(うち身障者)	1,292	1,986	741	701	826	1,243	1,590	2,027	1,132	720	974	1,118	14,350	
合計	88,849	186,532	39,012	34,017	51,181	79,976	91,406	142,180	51,103	31,517	40,185	53,835	889,793	
有料内訳（人）														
一般大人	24,678	47,878	16,194	13,708	20,816	35,960	31,376	42,800	21,485	12,512	13,486	22,523	303,416	
一般小人	9,541	14,628	5,010	4,402	9,150	14,941	9,298	9,300	7,135	4,846	3,138	8,746	100,135	
一般シルバー	5,266	6,850	2,284	2,743	2,296	3,300	7,166	9,988	3,312	1,873	5,138	4,904	55,120	
団体大人	2,602	5,998	2,083	646	1,154	1,363	1,329	6,276	2,908	1,979	6,975	1,364	34,677	
団体小人	2,660	3,759	2,120	572	1,299	2,211	5,604	4,671	485	187	1,312	1,039	25,919	
団体シルバー	173	362	55	251	72	133	111	791	98	136	468	280	2,930	
年 間 パ ス	大人	107	102	52	42	54	63	72	72	41	86	84	82	857
	小人	10	25	5	11	13	61	51	16	14	5	8	21	240
	シルバ ー	61	52	39	34	18	35	53	50	21	33	59	69	524
	計	178	179	96	87	85	159	176	138	76	124	151	172	1,621

【H28】

入園者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
有 料	南口	19,719	31,432	7,582	8,435	6,097	7,218	17,211	27,775	5,396	5,467	16,071	15,685	168,088
	中央口	14,903	28,937	6,312	7,564	4,925	6,768	24,255	37,604	27,138	5,186	6,380	13,978	183,950
	西口	18,750	38,445	13,307	16,182	22,960	11,535	17,252	15,014	6,485	7,536	5,353	16,527	189,346
	北口	1,209	3,595	779	608	458	531	1,461	1,410	641	760	685	1,377	13,514
	計	54,581	102,409	27,980	32,789	34,440	26,052	60,179	81,803	39,660	18,949	28,489	47,567	554,898
年 間 パ ス	大人	1,276	1,423	984	1,176	864	857	1,493	1,229	1,213	1,196	1,167	1,555	14,433
	小人	126	191	90	80	127	99	137	120	83	71	79	166	1,369
	シルバー	947	944	718	797	535	671	1,000	1,003	781	757	992	1,057	10,202
	計	2,349	2,558	1,792	2,053	1,526	1,627	2,630	2,352	2,077	2,024	2,238	2,778	26,004
無料入園者	34,279	61,446	9,332	11,840	13,326	6,918	41,824	42,500	15,420	5,718	6,528	13,532	262,663	
(うち3DAYマーチ)								19,485						
(うち身障者)	1,389	2,306	757	941	896	778	1,558	2,032	1,192	672	966	1,233	14,720	
合計	91,209	166,413	39,104	46,682	49,292	34,597	104,633	126,655	57,157	26,691	37,255	63,877	843,565	
有料内訳（人）														
	一般大人	31,488	62,273	17,022	19,752	21,526	14,257	34,630	45,872	25,105	10,572	12,807	27,394	322,698
	一般小人	10,855	16,370	5,372	6,353	9,349	3,885	10,443	11,574	8,698	4,072	3,121	10,451	100,543
	一般シルバー	7,862	12,827	2,256	4,663	2,441	3,107	7,000	9,328	3,322	1,637	5,104	6,488	66,035
	団体大人	1,492	7,387	1,417	773	339	1,561	2,093	7,328	1,510	2,090	5,848	1,729	33,567
	団体小人	2,623	3,259	1,855	877	732	3,121	5,623	6,882	955	516	1,066	1,265	28,774
	団体シルバー	261	293	58	371	53	121	390	819	70	62	543	240	3,281
年 間 パ ス	大人	143	145	78	68	50	43	91	65	63	78	96	140	1,060
	小人	35	40	15	10	13	13	20	8	8	4	8	45	219
	シルバー	81	64	32	50	13	32	57	42	33	31	72	81	588
	計	259	249	125	128	76	88	168	115	104	113	176	266	1,867

【H29】

入園者数（人）		4月	5月	6月	7月	合計
有料	南口	19,969	23,846	7,811	5,794	57,420
	中央口	17,305	22,668	7,213	5,401	52,587
	西口	21,837	32,386	12,795	14,184	81,202
	北口	1,613	2,882	740	451	5,686
	計	60,724	81,782	28,559	25,830	196,895
年間パス	大人	1,632	1,457	1,345	1,165	5,599
	小人	193	137	123	197	650
	シルバー	1,094	905	1,030	991	4,020
	計	2,919	2,499	2,498	2,353	10,269
無料入園者		36,165	101,083	9,429	9,899	156,576
(うち3DAY マーチ)						
(うち身障者)		1,630	1,829	1,067	809	5,335
合計		99,808	185,364	40,486	38,082	363,740
一般大人		34,993	50,844	17,315	14,879	118,031
一般小人		13,092	12,657	5,622	5,146	36,517
一般シルバー		8,964	10,908	2,806	3,642	26,320
団体大人		1,888	4,412	708	877	7,885
団体小人		1,619	2,612	1,981	963	8,289
団体シルバー		168	349	127	323	7,175
年間パス	大人	152	104	101	73	430
	小人	34	19	19	13	85
	シルバー	103	71	59	42	275
	計	289	194	179	128	790

※平成 29 年度については 7 月分まで掲載

*公園利用者数カウント方法

開園状況	カウント方法
通常開園日	自動改札機の券売数。 障害者の場合は改札口の係りがカウンターで集計。
入園無料日	改札口の係りが利用者別にカウンターで集計。

平成29年 月 日 時間 : (場所: 南口・中央口・西口)

国営武蔵丘陵森林公園 公園の利用に関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。 国営武蔵丘陵森林公園出張所

Q1. あなたのお住まいを教えてください(ご記入下さい)。
 都・道・府・県 市・区・町・村

Q2. あなたの性別を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。
 1 男性 2 女性

Q3. あなたの年齢を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 小学生 | 2 中学生 | 3 15～18歳 | 4 19～29歳 | 5 30～39歳 |
| 6 40～49歳 | 7 50～59歳 | 8 60～64歳 | 9 65～69歳 | 10 70歳以上 |

Q4. 本日はどなたと来園されましたか(該当するもの1つに○をつけて下さい)。

- | | | | | |
|---------|---------|---------|----------|-------|
| 1 一人 | 2 友人・知人 | 3 カップル | 4 ご夫婦 | 5 ご家族 |
| 6 学校の団体 | 7 地域の団体 | 8 職場の団体 | 9 その他() | |

Q5. 主に利用した交通機関を教えてください(該当するもの1つに○をつけて下さい)。

- | | | | | |
|-------|--------|--------|----------|-------|
| 1 鉄道 | 2 路線バス | 3 貸切バス | 4 自家用車 | 5 バイク |
| 6 自転車 | 7 タクシー | 8 徒歩 | 9 その他() | |

Q6. ご来園までの所要時間を教えてください(該当するもの1つに○をつけて下さい)。

- | | | | | |
|---------|-----------|-------------|-------------|-------|
| 1 30分以内 | 2 30分～1時間 | 3 1時間～1.5時間 | 4 1.5時間～2時間 | 5 2時間 |
|---------|-----------|-------------|-------------|-------|

Q7. 本日、国営武蔵丘陵森林公園を利用された、おおよそ/予定の時間をお聞かせください

入園時間	時	分	～	退園時間	時	分
------	---	---	---	------	---	---

Q8-1. この公園にはどのくらいの頻度でいらっしゃいますか(該当するもの1つに○をつけて下さい)。

- | | | | |
|-----------|----------------|----------|------------|
| 1 ほぼ毎日 | 2 週に2～3回程度 | 3 週に1回程度 | 4 月に2～3回程度 |
| 5 月に1回程度 | 6 年に数回(だいたい 回) | 7 年に1回程度 | |
| 8 数年に1回程度 | 9 今回がはじめて | | |

Q8-2. 年間パスポートがあることをご存じですか(該当するものに○をつけて下さい)。

- | | | |
|---------------|----------------|--------|
| 1 知っており、持っている | 2 知っているが持っていない | 3 知らない |
|---------------|----------------|--------|

Q9-1. 今日、この公園に来たきっかけを教えてください(3つまで選んで○をつけて下さい)。

- | | | |
|--------------------|-----------------------|----------------|
| 1 イベントをやっているから | 2 景色がいいから(花に関するものを除く) | 3 料金が安いから |
| 4 広々としているから | 5 花がきれいだから | 6 一日中遊べるから |
| 7 バーベキューができるから | 8 近くにきたから | 9 友人・家族に誘われたから |
| 10 子供を安心して遊ばせられるから | 11 楽しい遊具があるから | 12 スポーツができるから |
| 13 自然観察ができるから | 14 サイクリングができるから | |
| 15 ドッグランがあるから | 16 その他() | |

Q9-2. この公園でのボランティア活動(植物保全活動やガイドなど)への参加について、興味はありますか

- | | | | |
|------|--------|---------|--------|
| 1 ある | 2 少しある | 3 あまりない | 4 全くない |
|------|--------|---------|--------|

Q10. この公園に満足されましたか(該当するものに○をつけて下さい)。

- | | | | |
|---------|----------|--------|---------|
| 1 非常に満足 | 2 まあまあ満足 | 3 やや不満 | 4 非常に不満 |
|---------|----------|--------|---------|

Q11. この公園を利用された感想をお尋ねします（利用後の感想で該当するものに○をつけて下さい）。

	利用後の感想			
	満足だった	まあまあ満足だった	やや不満だった	非常に不満だった
① 自然や緑の豊かさ	1	2	3	4
② 芝生や樹木の手入れの良さ	1	2	3	4
③ 季節を彩る花の演出、手入れの良さ	1	2	3	4
④ 子供の遊び場としての安心感、安全性	1	2	3	4
⑤ 高齢者・障害者の利用への配慮の良さ	1	2	3	4
⑥ 小さな子供連れ利用への配慮の良さ	1	2	3	4
⑦ 公園内の清潔さ、清掃状態の良さ	1	2	3	4
⑧ イベントの楽しさ	1	2	3	4
⑨ スタッフの対応・サービスの良さ	1	2	3	4
⑩ レストラン・売店の良さ	1	2	3	4
⑪ 全般的な管理の状態の良さ	1	2	3	4

Q12-1. 今日、この公園でご利用になった施設は何ですか。また特に満足した施設は何ですか

（利用した全ての施設の番号に○、特に満足した施設の番号に◎をつけて下さい（いくつでも））。

1	花木園	8	疎林地帯	15	ドッグラン	22	南口広場
2	展望広場	9	冒険コース	16	サイクリングコース	23	中央口広場
3	野草コース	10	水遊び場	17	マラソンコース	24	西口ひろば
4	運動広場	11	野外炊飯広場	18	クロスカントリーコース	25	園内バス
5	ふれあい広場	12	溪流広場	19	レストラン・売店	26	トイレ
6	運動広場 花畑	13	彫刻広場	20	ぼんぼこマウンテン	27	その他
7	公園・庭園樹見本園	14	都市緑化植物園	21	むさしキッズドーム		()

Q12-2. 不満だった施設があった場合、その理由を教えてください。

施設番号	理由
------	----

Q13. 国営武蔵丘陵森林公園を利用して、お気づきの点がありましたらお聞かせ下さい。（いくつでも○）

1 公園内の案内標識がわかりにくい	2 駐車場が少ない・混雑している	3 飲食店が少ない
4 トイレが清潔ではない	5 トイレの設備が使いづらい	6 休憩場所(木陰やベンチ)が少ない
7 園内バスが混雑している	8 レストラン・売店が混雑している	9 サイクルセンターが混雑している
10 広すぎて移動が大変	11 イベントを増やしてほしい	12 坂や段差が歩きにくい
13 公園までの案内がわかりにくい	14 マナーの悪い来園者が多い	15 ホームページがわかりにくい
16 特になし	17 その他	()

Q14-1. 中央地区（カエデ園）の紅葉は観賞されましたか

（該当するものに○をつけて下さい）。

1 観賞した

2 観賞していない・知らない

Q14-2. 中央地区（カエデ園）の紅葉を観賞された方にお聞きします。

満足されましたか

（該当するものに○をつけて下さい。不満の場合はその理由もご記入ください）。

1 非常に満足	2 まあまあ満足	3 やや不満	4 非常に不満
---------	----------	--------	---------

※やや不満、非常に不満の理由 ()

Q15. 今回来園にあたって、公園の情報を何でお知りになりましたか（3つまで選んで○をつけて下さい）。

1 新聞記事	2 テレビ	3 ラジオ	4 雑誌・情報誌（雑誌名：_____）	5 チラシ
6 ポスター	7 道路の看板	8 駅の看板・情報板	9 電車の車内広告	10 市町村の広報誌
11 キャンペーン（会場名_____）	12 公園公式ホームページ	13 公園メールマガジン		
14 Twitter	15 Facebook	16 Instagram	17 Google+	18 YouTube
19 14～18以外のインターネット情報（各種レジャー情報サイト等）				
20 知人・家族に聞いて	21 以前から知っていた	22 その他（_____）		

Q16. この公園へまた来たいと思いますか（該当するものに○をつけて下さい）。

1 定期的に来たい	2 たまには来たい	3 イベント等があれば来たい
4 ついでに機会があれば来たい	5 もう来たくない	

Q17. 公園を利用して満足した点・良かった点、またはお気づきの点がありましたらご記入ください。

（要望等のご意見は、出来るだけ場所なども具体的に記入いただければ幸いです。）

入りきらない場合は、裏面へお書きください。

ご協力ありがとうございました。

国営武蔵丘陵森林公園 サイクルセンターに関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。 国営武蔵丘陵森林公園出張所

Q1. あなたのお住まいを教えてください(ご記入下さい)。

_____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村

Q2. あなたの性別を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1 男性 2 女性

Q3. あなたの年齢を教えてください(一つ選んで○をつけて下さい)。

1 小学生 2 中学生 3 15~18歳 4 19~29歳 5 30~39歳
6 40~49歳 7 50~59歳 8 60~64歳 9 65~69歳 10 70歳以上

Q4. 本日はどなたと来園されましたか(一つ選んで○をつけて下さい)。

1 一人 2 友人・知人 3 カップル 4 ご夫婦 5 ご家族
6 学校の団体 7 地域の団体 8 職場の団体 9 その他(_____)

Q5. この公園には度々いらっしゃいますか(一つ選んで○をつけて下さい)。

1 週に1回以上 2 月に2~3回程度 3 月に1回程度 4 年に数回
5 年に1回程度 6 数年に1回程度 7 今回がはじめて

Q6. 今日は何を借りられましたか(該当する自転車を一つ選んで○をつけて下さい)。

1 普通自転車(大人用) 2 マウンテンバイク(大人用) 3 子供用自転車 4 一輪車
5 電動アシスト自転車(試験導入) 6 その他(_____)

Q7. 公園内のレンタサイクル、サイクルセンター、サイクリングコースは満足できましたか(一つ選んで○をつけて下さい)。

1 非常に満足 2 まあまあ満足 3 やや不満 4 非常に不満

Q8. 以下の点について満足されましたか(該当するものを選んで○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入ください)。

	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	「やや不満」、「非常に不満」の理由
【自転車・施設】自転車やヘルメット等の質・量は充実していましたか。使いたい自転車はありましたか	1	2	3	4	
【レンタル料金】内容に見合った値段でしたか。 大人3時間で410円(30分ごとに70円超過料金)、または大人1日券520円 小人3時間で260円(30分ごとに30円超過料金)、または小人1日券310円	1	2	3	4	
【スタッフの対応】挨拶、言葉づかい、身だしなみ、接客・方法の説明は満足できましたか	1	2	3	4	
【安全・安心】コース上の安全柵、誘導案内や注意喚起の看板等は安全面で役に立ちましたか。	1	2	3	4	
【その他】貸出・返却時にお待たせしましたか。	1	2	3	4	

Q9. 公園内のレンタサイクル、サイクルセンターをまた利用したいと思いますか(一つ選んで○をつけて下さい)。

1 また利用したい 2 たまには利用したい
3 もう利用したくない 4 わからない

Q10. 電動アシスト自転車が本格的に導入された場合、利用したいと思いますか(一つ選んで○をつけて下さい)。

1 利用したい(820円) 2 利用したくない 3 わからない

Q11. お気づきの点がありましたらご記入下さい。(要望等のご意見は、出来るだけ場所なども具体的にご記入いただければ幸いです。)

ご協力ありがとうございました。

国営武蔵丘陵森林公園 レストランに関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。 国営武蔵丘陵森林公園出張所

Q 1. あなたのお住まいを教えてください (ご記入下さい)。

_____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村

Q 2. あなたの性別を教えてください (該当するものに○をつけて下さい)。

1 男性 2 女性

Q 3. あなたの年齢を教えてください (一つ選んで○をつけて下さい)。

1 小学生 2 中学生 3 15~18 歳 4 19~29 歳 5 30~39 歳
6 40~49 歳 7 50~59 歳 8 60~64 歳 9 65~69 歳 10 70 歳以上

Q 4. 本日はどなたと来園されましたか (1つ選んで○をつけて下さい)。

1 一人 2 友人・知人 3 カップル 4 ご夫婦 5 ご家族
6 学校の団体 7 地域の団体 8 職場の団体 9 その他 (_____)

Q 5. この公園には度々いらっしゃいますか (1つ選んで○をつけて下さい)。

1 週に1回以上 2 月に2~3回程度 3 月に1回程度 4 年に数回
5 年に1回程度 6 数年に1回程度 7 今回がはじめて

Q 6. このレストランを利用した理由は何ですか (1つ選んで○をつけて下さい)。

1 以前に利用して、気に入ったから 2 雰囲気が良い、落ち着けそうだから
3 飲食したいメニューがあったから 4 便利な場所(近く)にあったから
5 なんとなく(明確な理由は無い) 6 その他 (_____)

Q 7. このレストランは満足できましたか (1つ選んで○をつけて下さい)。

1 非常に満足 2 まあまあ満足 3 やや不満 4 非常に不満

Q 8. 以下の点について満足されましたか (該当するものを選んで○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入ください)。

	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	「やや不満」、「非常に不満」の理由
【味・量】おいしかったですか。量が少なすぎ(多すぎ)ではなかったですか。	1	2	3	4	(不満だったメニューもご記入ください)
【金額】内容に見合った値段でしたか。	1	2	3	4	(不満だったメニューもご記入ください)
【スタッフの対応】挨拶、言葉づかい、身だしなみ、接客は満足できましたか	1	2	3	4	
【施設・メニュー】メニューの種類は満足できましたか。調味料や食器等は充実していましたか。	1	2	3	4	
【清潔感】汚れているなど衛生面で不愉快な思いはしませんでしたか	1	2	3	4	
【その他】注文してからお待たせしませんでしたか。落ち着けましたか。	1	2	3	4	

Q 9. このレストランをまた利用したいと思いますか (1つ選んで○をつけて下さい)。

1 また利用したい 2 たまには利用したい
3 もう利用したくない 4 わからない

Q 10. お気づきの点がありましたらご記入下さい。

ご協力ありがとうございました。

国営武蔵丘陵森林公園 「紅葉見ナイト」に関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。 国営武蔵丘陵森林公園出張所

Q 1. あなたのお住まいを教えてください（ご記入下さい）。

_____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村

Q 2. あなたの性別を教えてください（該当するものに○をつけて下さい）。

1 男性 2 女性

Q 3. あなたの年齢を教えてください（該当するものに○をつけて下さい）。

1 小学生 2 中学生 3 15～18 歳 4 19～29 歳 5 30～39 歳
6 40～49 歳 7 50～59 歳 8 60～64 歳 9 65～69 歳 10 70 歳以上

Q 4. 本日はどなたと来園されましたか（該当するもの 1 つに○をつけて下さい）。

1 一人 2 友人・知人 3 カップル 4 ご夫婦 5 ご家族
6 学校の団体 7 地域の団体 8 職場の団体 9 その他（_____）

Q 5. この紅葉見ナイトには度々いらっしゃいますか（該当するもの 1 つに○をつけて下さい）。

1 毎年、年数回 2 毎年、年 1 回 3 数年に 1 回程度 4 今回が初めて

Q 6. この紅葉見ナイトにいらっしゃったきっかけは何ですか（該当するもの 3 つまで○をつけてください）。

1 ライトアップや竹・間伐材のオブジェがキレイだから
2 イベント（アートフェスタ、森の妖精スタンプラー、フォレストコンサートなど）をやっているから
3 近くにきたから 4 料金が安いから
5 友人・家族に誘われたから 6 以前来たことがあり、キレイだったから
7 その他（_____）

Q 7. この紅葉見ナイトは満足できましたか（該当するものに○をつけて下さい）。

1 非常に満足 2 まあまあ満足 3 やや不満 4 非常に不満

Q 8. 以下の点について利用後の感想をお尋ねします（利用後の感想で該当するものに○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入ください）。

	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	「やや不満」「非常に不満」の理由
① ライトアップやイルミネーションの演出の良さ、キレイさ	1	2	3	4	
② 公園内の清潔さ、清掃状態の良さ	1	2	3	4	
③ イベントの楽しさ	1	2	3	4	
④ スタッフの対応・サービスの良さ	1	2	3	4	
⑤ レストラン・売店の良さ	1	2	3	4	
⑥ 全般的な管理の状態の良さ	1	2	3	4	

Q 9. この紅葉見ナイトにまた来たいと思いますか（該当するものに○をつけて下さい）。

1 是非また来たい 2 たまに来たい 3 もう来たくない 4 わからない

Q 10. お気づきの点がありましたらご記入下さい。（できるだけ場所など具体的に記入いただければ幸いです。）

ご協力ありがとうございました。

平成 29 年 月 日 時間 :

国営武蔵丘陵森林公園 都市緑化植物園に関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。 国営武蔵丘陵森林公園出張所

Q 1. あなたのお住まいを教えてください（ご記入下さい）。

_____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村

Q 2. あなたの性別を教えてください（該当するものに○をつけて下さい）。

1 男性 2 女性

Q 3. あなたの年齢を教えてください（一つ選んで○をつけて下さい）。

1 小学生 2 中学生 3 15～18 歳 4 19～29 歳 5 30～39 歳
6 40～49 歳 7 50～59 歳 8 60～64 歳 9 65～69 歳 10 70 歳以上

Q 4. 本日はどなたと来園されましたか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 一人 2 友人・知人 3 カップル 4 ご夫婦 5 ご家族
6 学校の団体 7 地域の団体 8 職場の団体 9 その他（_____）

Q 5. この都市緑化植物園には度々いらっしゃいますか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 週に1回以上 2 月に2～3回程度 3 月に1回程度 4 年に数回
5 年に1回程度 6 数年に1回程度 7 今回がはじめて

Q 6. この都市緑化植物園を利用した理由は何ですか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 花やみどりを観賞するため・写真撮影のため
2 展示棟内のイベントや工作等に参加するため・展示会を観賞するため
3 展示棟内のショップを利用するため 4 休憩するため（トイレ利用等）
5 なんとなく（明確な理由は無い） 6 その他（_____）

Q 7. この都市緑化植物園は満足できましたか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 非常に満足 2 まあまあ満足 3 やや不満 4 非常に不満

Q 8. この都市緑化植物園展示棟内の展示には満足できましたか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 非常に満足 2 まあまあ満足 3 やや不満 4 非常に不満

Q 9. 以下の点について利用後の感想をお尋ねします（利用後の感想で該当するものに○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入ください）。

	利用後の感想				「やや不満」、 「非常に不満」の理由
	満足だった	まあまあ満足だった	やや不満だった	非常に不満だった	
【手入れの良さ】花やみどりの手入れが良く、キレイだったか	1	2	3	4	
【花やみどりの充実さ、演出】花やみどりが充実し、キレイに演出して楽しめたか	1	2	3	4	
【解説】解説サインは分かりやすかったか	1	2	3	4	
【スタッフの対応】挨拶、言葉づかい、身だしなみ、接客・案内は満足できたか	1	2	3	4	
【清潔感】汚れているなど衛生面で不愉快な思いをしたか	1	2	3	4	
【その他】混雑していて見られなかった、見えなかったことはあったか	1	2	3	4	

Q 10. この都市緑化植物園をまた利用したいと思いますか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 また利用したい 2 たまに利用したい 3 もう利用したくない 4 わからない

Q 11. お気づきの点がありましたらご記入下さい。（要望等のご意見は、出来るだけ場所なども具体的にご記入いただければ幸いです。）

ご協力ありがとうございました。

イベント実績

平成27年度 イベント一覧(環境学習プログラム・植物園(展示)を除く)

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
4/4~5	お花見コンサート	体験	0	0	2日間雨天中止
2015/4/11	ロープで木登り	体験	0	0	雨天中止
2015/4/12	快適ウォーキング教室	体験	12	1	
2015/4/13	ノルディックウォーキング	体験	0	0	都合中止
2015/4/17	写真教室	体験	9	1	
2015/4/18	たけのこ堀	体験	81	1	
4/25,26	乗馬トレッキング	体験	471	2	
2015/4/25	たけのこ堀	体験	75	1	
4/25,26,29	フィールドビンゴ	体験	235	3	
2015/4/29	昔なつかし昭和あそび	体験	505	1	
2015/5/2	さくらそう講演会	体験	32	1	
5/2~6	フィールドビンゴ	体験	414	5	5/2~6
2015/5/5	OLを楽しもう	体験	667	1	
2015/5/6	ポピー花摘み体験	体験	429	1	
2015/5/6	快適ウォーキング教室	体験	13	1	
2015/5/9	ロープで木登り	体験	58	1	
5/9,10,16,17,23,24(16日中止)	グラススキー	体験	188	5	16日中止
2015/5/10	チューリップ掘り取り	体験	900	1	
2015/5/15	写真教室	体験	12	1	
5/16,17,23,24	森林ヨーガ教室	体験	26	4	
2015/5/23	ウォーキング講習会	体験	15	1	
2015/5/30	お饅頭をつくろう	体験	29	1	
6/7,20,27,28	森のワークショップ	体験	14	3	7日は参加者0
2015/6/8	ノルディックウォーキング	体験	0	0	都合中止
2015/6/13	ロープで木登り	体験	54	1	
2015/6/13	OLを楽しもう	体験	295	1	
2015/6/13	わん!だふるホリデー	体験	14	1	
2015/6/14	自然観察会	体験	33	1	
2015/6/14	快適ウォーキング教室	体験	11	1	
2015/6/19	写真教室	体験	9	1	
6/20,21,27,28	森林ヨーガ教室	体験	31	4	6/20,21,27,28
2015/6/20	里山体験塾(梅ジャム作り)	体験	14	1	
2015/6/27	里山体験塾(七夕飾り作り)	体験	11	1	
2015/6/28	フォレストマラソンin埼玉	体験	735	1	
7/18~8/30	ホネ骨ミュージアム	展示(その他)		1	新規
7/18、19,20	森林ヨーガ教室	体験	17	3	7/18、19,20
2015/7/3	ノルディックウォーキング教室	体験	2	1	
2015/7/4	ウォーキング講習会	体験	15	1	
2015/7/4	わん!だふるホリデー	体験	3	1	
2015/7/11	里山体験塾(流しうどんに挑戦)	体験	35	1	
2015/7/11	ロープで木登り	体験	57	1	
2015/7/11	エディブルフラワー講習会	体験	10	1	
2015/7/11	親子で楽しむ自然育児教室	体験	12	1	4組
2015/7/20	オオムラサキ観察会	体験	47	1	
2015/7/20	快適ウォーキング教室	体験	13	1	
2015/7/25	里山体験塾(夜の森探訪)	体験	59	1	
2015/7/26	OLを楽しもう	体験	106	1	
7/18~8/16	ビートルランド	体験	1723	1	7月31日までの利用者数
7/18~8/30	クイズラリー(ダークモリスの秘密を探せ)	体験	0	0	8月に一括計上
7/18~8/30	ホネ骨ミュージアム	展示(その他)		0	7月にカウント済み 23609人
7/18~8/16	ビートルランド	体験	10924	0	8/1からの利用者数
7/18~8/30	クイズラリー(ダークモリスの秘密を探せ)	体験	4256	1	7.8月分一括計上
8/1,2、8,9	ヨーガ教室	体験	22	4	
8/1,2、8,9,11,13、15	早朝ヨーガ	体験	126	7	
2015/8/1	ナイトヨーガ	体験	15	1	
8/8,23	ロープで木登り	体験	106	2	
2015/8/2	里山体験塾(夜の森探訪)	体験	0	0	雨天中止
2015/8/8	親子で楽しむ自然育児教室	体験	21	1	
2015/8/8	藍染体験	体験	15	1	
8/10、12,14,16,22、23	早朝太極拳	体験	94	6	
2015/8/10	森の工作教室(新聞紙エコバック)	体験	2	1	
8/13,14,23	アートフェスタ	体験	102	3	
8/13,14	里山体験塾(竹の水鉄砲)	体験	56	2	
2015/8/15	里山体験塾(夏休み工作教室)	体験	39	1	
2015/8/16	里山体験塾(夏休み工作教室)	体験	33	1	

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
2015/8/17	森の工作教室(新聞紙エコバック)	体験	0	0	雨天中止
2015/8/18	森の工作教室(お魚パラダイス)	体験	19	1	
2015/8/21	お花の撮り方教室	体験	11	1	
2015/8/22	夜の鳴く虫観察会	体験	68	1	
2015/8/23	快適ウォーキング教室	体験	11	1	
2015/8/24	森の工作教室(新聞紙エコバック)	体験	68	1	
2015/8/25	森の工作教室(おきあがりこぼし作り)	体験	27	1	
2015/8/27	森の工作教室(ガラスフォトフレーム)	体験	17	1	
2015/8/29	里山体験塾(工作教室)	体験	23	1	
8/29.30	ヒマワリ摘み取り	体験	25	1	29雨天中止
2015/8/30	里山体験塾(工作教室)	体験	24	1	
9/12.23	ツリーイング	体験	159	2	
9/19.20.21.22	グラススキー	体験	236	4	
2015/9/26	お月見饅頭づくり	体験	25	1	
2015/9/19	葉っぱを使ってプリントしよう	体験	7	1	
2015/9/5	ワンダフルホリデー	体験	33	1	
2015/9/14	ノルディックウォーキング	体験	14	1	
2015/9/18	写真教室	体験	9	1	
2015/9/20	オリエンテーリングを楽しもう	体験	601	1	
9/12.22	ウォーキング教室	体験	33	2	
2015/9/21	防災・交通安全イベント	体験	2300	1	
9/12.13.19.20.21	森林ヨーガ教室	体験	63	5	
2015/10/10	ツリーイング	体験	81	1	
10/10、11	乗馬トレッキング	体験	245	2	10/10、11
2015/10/24	お月見饅頭づくり	体験	25	1	
2015/10/4	ノルディックウォーキング	体験	8	1	
2015/10/8	沼まつり	体験	500	1	
2015/10/18	和紙グライダー作り教室	体験	25	1	
2015/10/10	森林ヨーガ教室	体験	75	5	10/10.11.12.17.18
2015/10/16	写真教室	体験	8	1	
2015/10/17	苔玉づくり	体験	29	1	
2015/10/18	快適ウォーキング	体験	18	1	
2015/10/25	自然観察会	体験	34	1	
2015/10/24	点灯式	体験	130	1	
2015/10/24	大竹夏紀ライブペイント	体験	200	2	10/24.25
2015/10/27	ガラストポ玉教室	体験	1	1	
2015/10/18	谷津田米おにぎりの振る舞い	体験	350	1	
2015/10/31	ナイトツリーイング	体験	29	1	
10/1~12/6	空間インスタレーション	展示(その他)		1	新規
10/31~11/8	菊花展	展示(その他)		1	新規
10/24~12/27	大竹夏紀 森のアート展	展示(その他)		1	新規
10/24~12/27	ガラスのアート展示	展示(その他)		1	新規
10/30~11/30	新聞でつくるぬくもりエコバッグ展	展示(その他)		1	新規
10/24~12/27	アートフェスタ~さとやまアートピクニック	展示(その他)		1	新規
2015/11/1	アートフェスタワークショップ	体験	24	1	
2015/11/1	フォレストナイトコンサート	体験	200	1	
2015/11/3	フォレストナイトコンサート	体験	150	1	
2015/11/8	フォレストナイトコンサート	体験	0	1	雨天中止
2015/11/21	フォレストナイトコンサート	体験	350	1	
2015/11/22	フォレストナイトコンサート	体験	300	1	
2015/11/23	フォレストナイトコンサート	体験	20	1	
2015/11/28	フォレストナイトコンサート	体験	200	1	
2015/11/29	フォレストナイトコンサート	体験	200	1	
2015/11/9	ノルディックウォーキング	体験	8	1	
2015/11/7	ウォーキング講習会	体験	13	1	
2015/11/7	星空観察会	体験	0	0	曇のため中止
2015/11/15	アートフェスタワークショップ	体験	11	1	
2015/11/22	アートフェスタワークショップ	体験	12	1	
2015/11/3	新聞エコバッグ作り	体験	8	1	
2015/11/23	新聞エコバッグ作り	体験	8	1	
2015/11/30	新聞エコバッグ作り	体験	9	1	
2015/11/10	とんぼ玉教室	体験	7	1	
2015/11/17	とんぼ玉教室	体験	4	1	
2015/11/20	写真教室	体験	12	1	
2015/11/24	とんぼ玉教室	体験	6	1	
2015/11/21	エコキャンドル作り	体験	35	1	
2015/11/22	エコキャンドル作り	体験	38	1	
2015/11/23	快適ウォーキング	体験	15	1	
2015/11/28	アイスカービングショー	体験	500	1	
2015/11/28	うどん作り	体験	54	1	

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
2015/11/15	手すき和紙体験	体験	4	1	
2015/11/17	ナイト太極拳	体験	0	0	雨天中止
2015/11/29	ナイトヨーガ	体験	14	1	
2015/11/14	アウトドアパーク	体験	240	1	雨天
2015/11/15	アウトドアパーク	体験	1327	1	雨/晴れ
2015/11/28	しんりん太極拳教室	体験	3	1	
2015/11/14	親子で楽しむ自然育児教室	体験	19	1	*8家族
10/24~12/6	セルフクラフトもみじ万華鏡	体験	547	0	10月で回数カウント11月販売数
2015/12/1	とんぼ玉教室	体験	7	1	
2015/12/5	炭火焼き体験	体験	144	1	
2015/12/6	炭火焼き体験	体験	150	1	
2015/12/6	ノルディックウォーキング	体験	8	1	
2015/12/12	親子で楽しむ自然育児教室	体験	30	1	10家族(30名)
2015/12/12	トークショウ	体験	300	1	
2015/12/12	ツリーイング	体験	62	1	
2016/12/13	しんりん太極拳教室	体験	4	1	
2015/12/13	ガーデンエンジェルズリース作り	体験	8	1	
2015/12/18	写真教室	体験	11	1	
2016/12/19	里山体験塾(クリスマスリースを作ろう)	体験	17	1	
2016/12/19	光アート写真に挑戦	体験	33	1	
2016/12/20	森のワークショップ(お正月飾り)	体験	5	1	
2016/12/20	光アート写真に挑戦	体験	36	1	
2016/12/23	光アート写真に挑戦	体験	0	0	雨天中止
2016/12/23	快適ウォーキング	体験	6	1	
12/23~ 12/25	キャンドルカップに願いを込めて	体験	150	2	12/23中止
2016/12/26	里山体験塾(ミニ門松)	体験	30	1	
10/24~12/6	森の妖精スタンプラリー	体験	9866	1	10,11,12月一括計上
2016/12/5	フォレストナイトコンサート	体験	150	1	11/8振替分
2016/12/19	フォレストナイトコンサート	体験	150	1	
2016/12/20	フォレストナイトコンサート	体験	150	1	
2016/12/23	フォレストナイトコンサート	体験	0	0	雨天中止
2016/12/24	フォレストナイトコンサート	体験	50	1	
2016/12/25	フォレストナイトコンサート	体験	50	1	追加開催
2016/12/19	星空観察会	体験	50	1	
2016/12/20	星空観察会	体験	50	1	
2016/12/23	星空観察会	体験	0	0	雨天中止
2016/1/11	ノルディックウォーキング	体験	5	1	
2016/1/16	まゆ玉つくり	体験	8	1	
2016/1/17	快適ウォーキング	体験	12	1	
2016/1/23	しんりん太極拳	体験	0	0	雪中止
2016/1/23	バームクーヘンを作ろう	体験	7	1	
2016/1/30	ウォーキング講習会	体験	0	0	雪中止
2016/1/17	自然観察会	体験	80	1	
2/6~7	梅の枝プレゼント	体験	120	2	
2016/2/7	ノルディックウォーキング	体験	3	1	
2016/2/11	完走マラソン	体験	3734	1	
2016/2/14	快適ウォーキング	体験	7	1	
2016/2/20	竹を使ってご飯を炊こう	体験	0	0	雨天中止
2016/2/21	キッズクロカン	体験	440	1	
2016/2/27	アイスカービングショー	体験	629	1	
2016/2/27	しんりん太極拳	体験	11	1	
2/27, 28	里山体験塾(コキアでほうきを作ろう)	体験	28	2	
2016/3/5	お花見団子作り	体験	30	1	
2016/3/5	雪だるまがやってくる	体験	128	1	
2016/3/6	ノルディックウォーキング	体験	10	1	
2016/3/12	ツリーイング	体験	61	1	
2016/3/13	親子でそば打ち体験	体験	18	1	
2016/3/19	オリジナルピザを作ろう	体験	0	1	
2016/3/19	ハッピーズプリングパーク	体験	148	1	
2016/3/20	ハッピーズプリングパーク	体験	2703	1	
2016/3/21	ハッピーズプリングパーク	体験	2025	1	
2016/3/20	自然観察会	体験	23	1	
2016/3/20	快適ウォーキング	体験	16	1	
2016/3/21	里山体験塾(冬の生き物探しガイドツアー)	体験	21	1	
2016/3/26	しんりん太極拳	体験	8	1	
2016/3/26	ウォーキング講習会	体験	6	1	
2016/3/27	お花見コンサート	体験	119	1	
~5/8	森林公園写真展	展示		1	

件数合計	241 件
参加人数合計	55088 人

平成28年度 イベント一覧(環境学習プログラム・植物園(展示)を除く)

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
4月10日	里山マイスター講座	体験	7	1	
4月16日	里山体験塾「タケノコ掘り体験」	体験	39	1	
4月23日	里山体験塾「タケノコ掘り体験」	体験	30	1	
4月29日	里山体験塾「昔懐かし昭和あそび」	体験	511	1	
4月2日	お花見コンサート(POPS)	体験	54	1	
4月3日	お花見コンサート(和太鼓)	体験	206	1	
4月10日	森林ヨーガ教室	体験	8	1	
4月10日	快適ウォーキング「春の花ウォーキング」	体験	14	1	
4月23日	しんりん太極拳	体験	11	1	
4月29日	フラワーフェアリルを探そう	体験	700	1	
4月30日	フラワーフェアリルを探そう	体験	800	1	
4月30日	ツリーイング教室	体験	78	1	
4月23日	乗馬トレッキング	体験	180	1	
4月24日	乗馬トレッキング	体験	144	1	
5月3日	サクラソウ講演会	体験	17	1	
5月11日	里山マイスター講座	体験	9	1	
5月22日	里山マイスター講座	体験	9	1	
5月1日	フラワーフェアリルを探そう	体験	700	1	
5月3日	フラワーフェアリルを探そう	体験	700	1	
5月4日	フラワーフェアリルを探そう	体験	600	1	
5月5日	フラワーフェアリルを探そう	体験	600	1	
5月7日	フラワーフェアリルを探そう	体験	400	1	
5月8日	フラワーフェアリルを探そう	体験	300	1	
5月1日	フォレストコンサート	体験	80	1	
5月3日	フォレストコンサート	体験	200	1	
5月5日	フォレストコンサート	体験	70	1	
5月7日	フォレストコンサート	体験	50	1	
5月3日	しんくん、りんちゃんと記念撮影	体験	55	1	
5月4日	しんくん、りんちゃんと記念撮影	体験	62	1	
5月5日	しんくん、りんちゃんと記念撮影	体験	86	1	
5月3日	オリエンテーリングを楽しもう	体験	334	1	
5月7日	ツリーイング	体験	51	1	
5月8日	快適ウォーキング	体験	23	1	
5月8日	ポピー摘み取り体験	体験	410	1	
5月14日	ヨモギ団子作り	体験	36	1	
5月14日	グラススキー	体験	25	1	
5月15日	グラススキー	体験	54	1	
5月21日	グラススキー	体験	13	1	
5月22日	グラススキー	体験	51	1	
5月28日	グラススキー	体験	19	1	
5月29日	グラススキー	体験	31	1	
5月15日	森林ヨーガ教室	体験	36	1	
5月22日	葉っぱあいうえウォーキング	体験	2	1	
5月27日	写真教室	体験	17	1	
5月28日	わんだふるホリデー	体験	35	1	
5月29日	しんりん太極拳	体験	15	1	
6/11	里山体験塾(田んぼ体験)	体験	26	1	
6/11	里山マイスター講座	体験	11	1	
6/18	里山体験塾(梅ジャム)	体験	17	1	
6/4	オリエンテーリングを楽しもう	体験	197	1	
6/11	ツリーイング	体験	32	1	
6/12	ヨーガ教室	体験	26	1	
6/18	葉っぱあいうえウォーキング	体験	14	1	
6/18	トイレアートワークショップ	体験	38	1	
6/18	夏の涼階段を作ろう	体験	32	1	

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
6/18	似顔絵ワークショップ	体験	27	1	
6/18	ふおとらぼ	体験	5	1	
6/19	快適ウォーキング	体験	15	1	
6/19	里山マイスター講座	体験	4	1	
6/19	フォレストコンサート	体験	120	1	
6/25	しんりん太極拳	体験	7	1	
6/26	初夏の生き物観察会	体験	38	1	
6/25	七夕飾り	体験	25	1	
6/26	七夕飾り	体験	34	1	
7/12	西口階段アート	展示(その他)		1	
7/23~9/4	SATOYAMAアート展(~9/4)	展示(その他)		1	
7/23~9/4	ムシ虫ミュージアム(~9/4)	展示(その他)		1	
7/29~	涼感水槽展示	展示(その他)		1	
7/6	里山マイスター講座	体験	7	1	
7/23	里山体験塾「夜の森探検」	体験	42	1	
7/25	里山マイスター講座	体験	5	1	
7/30	里山体験塾「夜の森探検」	体験	48	1	
7/2	モンテッソーリ	体験	14	1	
7/9	わんだふるホリデー	体験	0	1	
7/23	フォレストコンサート	体験	300	1	
7/23	木登り体験~ツリーイング教室	体験	48	1	
7/23	びーとるランド(~8/14)	体験	1412	1	
7/23	クイズラリー	体験		1	
7/23	ナイトヨーガ	体験	15	1	
7/24	オリエンテーリング	体験	279	1	
7/24	快適ウォーキング	体験	65	1	
7/29	写真教室	体験	17	1	
7/30	夏休み工作教室(新聞エコバッグ)	体験	21	1	
7/30	早朝ヨーガ	体験	25	1	
7/30	ナイトヨーガ	体験	17	1	
7/31	早朝太極拳	体験	28	1	
	ムシ虫ミュージアム(~9/4)	展示(その他)		0	
	西口階段アート	展示(その他)		0	
	SATOYAMAアート展(~9/4)	展示(その他)		0	
	涼感水槽展示	展示(その他)		0	
8/7	里山体験塾「竹の水鉄砲」	体験	19	1	
8/13	里山体験塾「竹の水鉄砲」	体験	12	1	
8/20	里山体験塾「夏休み工作」	体験	10	1	
8/21	里山体験塾「夏休み工作」	体験	15	1	
8/28	里山マイスター講座	体験	3	1	
8/1	びーとるランド(~8/15)	体験	1867	0	
	クイズラリー(~9/4)	体験		0	
8/2	工作教室	体験	3	1	
8/6	早朝ヨーガ	体験	25	1	
8/7	早朝ヨーガ	体験	23	1	
8/9	工作教室	体験	41	1	
8/10	早朝ヨーガ	体験	21	1	
8/11	早朝太極拳	体験	31	1	
8/11	リルリルセルフ工作(~9/4)	体験		1	
8/12	早朝太極拳	体験	19	1	
8/12	工作教室	体験	70	1	
8/13	早朝太極拳	体験	15	1	
8/14	早朝太極拳	体験	19	1	
8/14	カブトムシ教室:90名(AM 58名、PM 32名)	体験	90	1	
8/17	工作教室	体験	39	1	
8/19	工作教室	体験	18	1	
8/21	快適ウォーキング	体験	17	1	
8/23	工作教室	体験	5	1	

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
8/26	工作教室	体験	5	1	
8/26	写真教室	体験	20	1	
	早朝太極拳	体験	0	0	
	ツリーイング	体験	0	0	
	早朝太極拳	体験	0	0	
	ふれあい水族館	体験	0	0	
	ツリーイング	体験	0	0	
	ふれあい水族館	体験	0	0	
	ムシ虫ミュージアム(～9/4)	展示(その他)		0	
	西口階段アート	展示(その他)		0	
	SATOYAMAアート展(～9/4)	展示(その他)		0	
	涼感水槽展示	展示(その他)		0	
9/17	里山体験塾「葉っぱプリント」	体験	15	1	
9/18	里山マイスター講座	体験	2	1	
9/1	クイズラリー(7/23～9/4)	体験	7563	0	
9/10	モンテッソーリ教室:7組28名	体験	28	1	
9/11	森林ヨーガ教室	体験	33	1	
9/17	グラススキーに挑戦	体験	27	1	
9/18	葉っぱあいうえうウォーキング	体験	4	1	
9/23	写真教室	体験	14	1	
9/25	しんりん太極拳	体験	10	1	
10/1	草月流空間インスタレーション(～12/29)	展示(その他)		1	
10/8	発泡スチロール立体アート展(～12/4)	展示(その他)		1	
10/8	森林公園アートフェスタ(～12/29)	展示(その他)		1	
10/30～11/13	第40回菊花展(～11/13)	展示(その他)		1	
10/2	里山体験塾「田んぼ体験稲刈り」:22名	体験	22	1	
10/15	里山体験塾「田んぼ体験脱穀」:9名	体験	9	1	
10/16	里山マイスター講座 3人	体験	3	1	
10/8	ツリーイング教室:18名	体験	18	1	
10/8	ハロウィンワークショップ(ステッキ):50名	体験	50	1	
10/9	森林ヨーガ教室:33名	体験	33	1	
10/9	ハロウィンワークショップ(マント):51名	体験	51	1	
10/9	フォレストコンサート(中山うり):250名	体験	250	1	
10/10	ブルーサルビア摘み取り:499名	体験	499	1	
10/10	ハロウィンワークショップ(マント):59名	体験	59	1	
10/15	ハロウィンワークショップ(マント):55名	体験	55	1	
10/16	葉っぱあいうえうウォーキング:15名	体験	15	1	
10/22	しんりん太極拳教室:12名	体験	12	1	
10/22	ツリーイング教室:58名	体験	58	1	
10/22	オリエンテーリングを楽しもう:263名	体験	263	1	
10/22	ハロウィンワークショップ(ランタナ):60名	体験	60	1	
10/23	快適ウォーキング:29名	体験	29	1	
10/23	ハロウィンワークショップ(マント):60名	体験	60	1	
10/23	沼まつり:44名	体験	44	1	
10/23	ウナギのつかみ取り大会:12名	体験	12	1	
10/23	みんなの交通安全教室:120名	体験	120	1	
10/29	ハロウィンワークショップ(ステッキ):60名	体験	60	1	
10/29	フェイスペインティング:50名	体験	50	1	
10/29	ナイトツリーイング:32名	体験	32	1	
10/30	ハロウィンワークショップ(ランタナ):60名	体験	60	1	
10/30	アートフェスタワークショップ:14名	体験	14	1	
10/30	フェイスペインティング:55名	体験	55	1	
10/30	フォレストコンサート(馬喰町バンド、ドンタカハシ):150名	体験	150	1	
11/1	草月流空間インスタレーション(10/1～12/29)	展示(その他)		0	
11/1	第40回森林公園菊花展(10/31～11/13)	展示(その他)		0	

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
11/3	現代アート展～カラハリからの贈りもの～(～12/4)	展示(その他)		1	
11/12	里山体験塾「竹ごはんづくり」	体験	23	1	
11/19	里山体験塾「もみじランブシェード」	体験	12	1	
11/20	里山体験塾「もみじランブシェード」	体験	18	1	
11/3	森の妖精クイズラリー(～12/4)	体験		1	
11/3	フォレストコンサート	体験	100	1	
11/5	フォレストコンサート	体験	300	1	
11/6	コキア抜き取りプレゼント	体験	391	1	
11/6	フォレストコンサート(竹原ピストル)	体験	850	1	
11/12	アウトドアパーク	体験	4125	1	
11/13	アウトドアパーク	体験	10430	1	
11/13	菊の切り花プレゼント	体験	296	1	
11/13	フォレストコンサート	体験	250	1	
11/13	アートフェスタWS(スノードーム)	体験	38	1	
11/19	フォレストコンサート	体験	20	1	
11/19	紙アプリお絵描きアクアリウム	体験	73	1	
11/20	フォレストコンサート	体験	350	1	
11/20	葉っぱーあいうえウォーキング	体験	16	1	
11/20	紙アプリお絵描きアクアリウム	体験	108	1	
11/22	紙アプリお絵描きアクアリウム	体験	50	1	
11/23	フォレストコンサート:大妻嵐山吹奏楽	体験	220	1	
11/23	快適ウォーキング	体験	15	1	
11/23	紙アプリお絵描きアクアリウム	体験	55	1	
11/25	写真教室	体験	13	1	
11/25	紙アプリお絵描きアクアリウム	体験	11	1	
11/26	フォレストコンサート	体験	250	1	
11/26	自然と親しむモンテッソーリ教育	体験	27	1	
11/26	紙アプリお絵描きアクアリウム	体験	120	1	
11/27	しんりん太極拳教室	体験	16	1	
11/19	オリエンテーリングを楽しもう	体験	0	0	
11/21	紙アプリお絵描きアクアリウム	体験	0	0	
11/24	紙アプリお絵描きアクアリウム	体験	0	0	
11/27	フォレストコンサート	体験	0	0	
11/27	サンドアートパフォーマンス	体験	0	0	
12/1	草月流空間インスタレーション(10/1～12/29)	展示(その他)		0	
12/1	現代アート展～カラハリからの贈りもの～(～12/4)	展示(その他)		1	
12/1	森林公園アートフェスタ2016(～12/29)	展示(その他)		1	
12/1	ヤジマキミオの発泡スチロールアート展(～12/29)	展示(その他)		1	
12/1	ひょうたんライトアート展(～12/29)	展示(その他)		1	
12/11	里山体験塾「お正月かざり作り」:14名	体験	14	1	
12/11	里山マイスター講座:5名	体験	5	1	
12/17	里山体験塾「ミニ門松づくり」:19名	体験	19	1	
12/1	森の妖精クイズラリー 紅葉ver(～12/4):550名	体験	550	1	
12/10	トークショー&点灯セレモニー:600名	体験	600	1	
12/10	森の妖精クイズラリー イルミver(～12/29):3,500名	体験	3500	1	
12/10	わん!だふるホリデー:11頭20名	体験	20	1	
12/11	ひょうたんライト教室:33名	体験	33	1	
12/16	写真教室:16名	体験	16	1	
12/17	ひょうたんライト教室:30名	体験	30	1	
12/18	夜の森クリスマスコンサート:60名	体験	60	1	
12/23	夜の森クリスマスコンサート:70名	体験	70	1	
12/23	快適ウォーキング:18名	体験	18	1	
12/23	森のキャンドルナイト ワークショップ:50名	体験	50	1	
12/23	冬の星空観察会:250名	体験	250	1	
12/24	夜の森クリスマスコンサート:70名	体験	70	1	

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
12/24	森のキャンドルナイト ワークショップ: 50名	体験	50	1	
12/24	冬の星空観察会:300名	体験	300	1	
12/25	夜の森クリスマスコンサート:70名	体験	70	1	
12/25	森のキャンドルナイト ワークショップ: 50名	体験	50	1	
12/25	冬の星空観察会:300名	体験	300	1	
1/8	里山マイスター講座:2名	体験	2	1	
1/14	里山体験塾「ミニどんど焼き」:20名	体験	20	1	
1/18	里山マイスター講座:4名	体験	4	1	
1/28	里山体験塾「コキアのほうきづくり」:4名	体験	4	1	
1/22	快適ウォーキング:18名	体験	18	1	

件数合計	208 件
参加人数合計	47409 人

平成27年度 イベント一覧(環境学習)

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
4月7日	群馬国際アカデミー	環境学習	120	1	
4月30日	行田市立中央小学校	環境学習	78	1	
4月21日	瑞穂町立瑞穂第二小学校	環境学習	108	1	
5月14日	鴻巣市立笠原小学校	環境学習	36	1	
5月15日	筑波大学付属視覚特別支援学校小学部	環境学習	56	1	
5月20日	滑川町立滑川幼稚園	環境学習	108	1	
5月22日	さいたま市立大宮西小学校	環境学習	174	1	
5月23日	株式会社アフエクシオン	環境学習	80	1	
5月25日	滑川町立滑川幼稚園	環境学習	106	1	
5月26日	上尾市立瓦葺小学校	環境学習	86	1	
5月28日	行田市立西小学校	環境学習	84	1	
5月29日	桶川市立川田谷小学校	環境学習	38	1	
6月1日	鴻巣市立常光小	環境学習	61	1	
6月2日	川口市立上青木小	環境学習	112	1	
6月4日	桶川市立朝日小	環境学習	99	1	
6月5日	北本市立西小	環境学習	121	1	
6月11日	桶川市立東小	環境学習	136	1	
6月14日	東京ドルフィンクラブ桜台スクール	環境学習	52	1	
6月16日	鴻巣市立共和小	環境学習	43	1	
6月17日	川口市立青木中央小	環境学習	0	0	雨天中止
6月18日	川口市立柳崎小	環境学習	0	0	雨天中止
7月22日	入西地域交流センター	環境学習	15	1	
8月1日	滑川町チャレンジキッズ	環境学習	55	1	
8月3日	つるまき子ども会	環境学習	15	1	
9月4日	志木市立志木小学校	環境学習	114	1	
9月6日	ガールスカウト渋谷区連合会	環境学習	100	1	
9月8日	上尾市立上尾小学校	環境学習	98	1	
9月14日	鶴ヶ島市立杉下小学校	環境学習	115	1	
9月15日	箕田小学校	環境学習	42	1	
9月16日	赤見台第2小学校	環境学習	119	1	
9月18日	さいたま市立上小小学校	環境学習	0	0	雨天中止
9月25日	馬室小学校	環境学習	96	1	
9月26日	滑川町チャレンジキッズ	環境学習	68	1	
9月30日	鴻巣市立下忍小学校	環境学習	81	1	
9/23~9/30	セルフプログラム(環境学習)	環境学習	28	1	
10月1日	鴻巣市立田間宮小学校	環境学習	113	1	
10月2日	さいたま市立馬宮東小学校	環境学習	61	1	
10月2日	吉見町立西小学校	環境学習	28	1	
10月7日	吉見町立三保谷小学校	環境学習	31	1	
10月7日	北本市立北小学校	環境学習	76	1	
10月8日	北本市立東小学校	環境学習	83	1	
10月9日	北本市立石戸小学校	環境学習	44	1	
10月10日	滑川町チャレンジキッズ	環境学習	68	1	
10月14日	鴻巣市立赤見台第1小学校	環境学習	57	1	
10月15日	桶川市立加納小学校	環境学習	65	1	
10月17日	滑川チャレンジキッズ	環境学習	48	1	
10月19日	北本市立中丸小学校	環境学習	80	1	
10月20日	鴻巣市立大芦小学校	環境学習	53	1	
10月21日	鴻巣市立松原小学校	環境学習	117	1	
10月22日	さいたま市立与野八幡小学校	環境学習	128	1	
10月25日	イオンチアーズクラブ	環境学習	19	1	
10月26日	行田市中央学童保育室	環境学習	36	1	
10月27日	桶川市立桶川西小学校	環境学習	129	1	
10月30日	北本市立南小学校	環境学習	79	1	
10月30日	蕨市立東小学校	環境学習	44	1	

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
10月31日	重症心身障がい児家族の会にじいろ	環境学習	39	1	
10/1~10/31	セルフプログラム(環境学習)	環境学習	102	1	
11月5日	行田市立太田東小学校	環境学習	34	1	
11月6日	さいたま市立常盤北小学校	環境学習	44	1	
11月7日	ガーデンウェディング	環境学習	60	1	ピザ作り
11月9日	朝霞第6小学校	環境学習	0	0	雨天中止
11月10日	川島町立中山小学校	環境学習	76	1	
11月11日	上尾市立大石南小学校	環境学習	125	1	
11月12日	川口市立鳩ヶ谷小学校	環境学習	144	1	
11月26日	新座市立野寺小学校	環境学習	104	1	
11月26日	さいたま市立大宮東小学校	環境学習	136	1	
11月28日	滑川町チャレンジキッズ	環境学習	60	1	
12月12日	チャレンジキッズ滑川	環境学習	34	1	
12月13日	ますみ保育園	環境学習	0	0	雨天中止
12/12~12/30	セルフプログラム(環境学習)	環境学習	342	1	
1/2~1/29	セルフプログラム(環境学習)	環境学習	34	0	12月に回数カウント済み
1月30日	ますみ保育園	環境学習	0		雨天中止
2月6日	ますみ保育園	環境学習	21	1	
2/7~2/29	セルフプログラム(環境学習)	環境学習	39	1	
3月13日	ガールスカウト埼玉県第2団	環境学習	26	1	
3月19日	館林市教育委員会大島公民館	環境学習	30	1	
3月21日	新潟交通(自然観察ウォーキング)	環境学習	23	1	
3月27日	カワイ音楽教室	環境学習	44	1	
3月30日	たけのこ学童	環境学習	40	1	
3/2~3/3	セルフプログラム(環境学習)	環境学習	9	1	

件数合計	73 件
参加人数合計	5569 人

平成28年度 イベント一覧(環境学習)

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
4月1日	加藤さんグループ	環境学習	13	1	
4月6日	ウィルキッズフィールド戸田	環境学習	115	1	
4月22日	立教小学校	環境学習	126	1	
4月22日	瑞穂第2小学校	環境学習	97	1	
4月24日	チューリップ球根掘り取り	環境学習	51	1	
4月27日	行田市立南小学校	環境学習	58	1	
	セルフガイドプログラム	環境学習	284	1	
5月10日	行田市立中央小学校	環境学習	61	1	
5月11日	川越市立初雁中学校	環境学習	23	1	
5月15日	重症心身障がい児家族の会にじいろ	環境学習	40	1	
5月16日	滑川町立滑川幼稚園	環境学習	101	1	
5月17日	滑川町立滑川幼稚園	環境学習	101	1	
5月22日	プレス工業株式会社	環境学習	47	1	
5月24日	川口市立青木中央小学校	環境学習	180	1	
5月26日	桶川市立朝日小学校	環境学習	72	1	
5月27日	桶川市立川田谷小学校	環境学習	48	1	
5月31日	さいたま市立大宮西小学校	環境学習	166	1	
5/1~5/8	セルフプログラム(さくらそうカードづくり)	環境学習	582	0	4月でカウント済み
6/2	行田市立西小学校	環境学習	82	1	
6/3	上尾市立瓦葺小学校	環境学習	79	1	
6/9	桶川市立桶川東小学校	環境学習	118	1	
6/10	川口市立柳崎小学校	環境学習	86	1	
6/14	川口市立上青木小学校	環境学習	133	1	
6/18	ハーブサシェづくり	環境学習	24	1	
6/18	森のピザ作り	環境学習	26	1	
6/19	森のピザ作り	環境学習	35	1	
6/19	きのこのキーホルダー作り	環境学習	34	1	
6/13~6/30	セルフプログラム(きのこぬりえ)	環境学習	61	1	
7/8	鴻巣市立吹上小学校ほか特別支援級	環境学習	54	1	
7/10	川越南公民館	環境学習	72	1	
7/17	須賀町子ども会	環境学習	35	1	
7/31	三井住友海上グループ	環境学習	26	1	
8/1	ジェクサーフィットネスクラブ	環境学習	87	1	
8/5	青少年赤十字比企地区協議会	環境学習	100	1	
8/6	なめがわチャレンジキッズ	環境学習	73	1	
8/11	毛呂山町役場	環境学習	16	1	
8/22	中丸書道教室(台風接近)	環境学習	0	0	雨天中止
9/6	鴻巣市立屈巣小学校	環境学習	71	1	
9/8	鴻巣市立鴻巣南小学校	環境学習	0	0	台風のため延期
9/13	鴻巣市立箕田小学校	環境学習	63	1	
9/15	鴻巣市立小谷小学校	環境学習	48	1	
9/16	川口市立東本郷小学校	環境学習	42	1	
9/16	滑川町立月の輪小学校	環境学習	93	1	
9/16	ちいさな森の花屋さん	環境学習	7	1	
9/17	ちいさな森の花屋さん	環境学習	24	1	
9/21	行田市立南河原、北河原小学校	環境学習	62	1	
9/21	戸田市立笹目東小学校	環境学習	131	1	
9/24	なめがわチャレンジキッズ	環境学習	70	1	
9/26	鴻巣市立下忍小学校	環境学習	99	1	
9/27	朝日アウトドア教養講座	環境学習	30	1	
9/28	志木市立志木小学校	環境学習	123	1	
9/29	上尾市立上尾小学校	環境学習	104	1	
9/29	千葉市緑化推進協議会	環境学習	58	1	
10/1	なめがわチャレンジキッズ:50名	環境学習	50	1	

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
10/4	鴻巣市立田間宮小学校:91名	環境学習	91	1	
10/5	北本市立北小学校:72名	環境学習	72	1	
10/6	北本市立東小学校:100名	環境学習	100	1	
10/7	さいたま市立高宮東小学校:73名	環境学習	73	1	
10/10	日本万歩クラブ:76名	環境学習	76	1	
10/11	さいたま市立大宮東小学校:123名	環境学習	123	1	
10/12	鴻巣市立赤見台第一小学校:54名	環境学習	54	1	
10/16	小さな森の花屋さん:21名	環境学習	21	1	
10/18	北本市立中丸小学校:79名	環境学習	79	1	
10/19	小さな森の花屋さん:15名	環境学習	15	1	
10/20	北本市立石戸小学校:66名	環境学習	66	1	
10/21	北本市立南小学校:67名	環境学習	67	1	
10/22	小さな森の花屋さん:45名	環境学習	45	1	
10/25	桶川市立加納小学校:66名	環境学習	66	1	
10/25	桶川市立日出谷小学校:70名	環境学習	70	1	
10/25	埼玉県いきがい大学:22名	環境学習	22	1	
10/26	吉見町立西小学校:30名	環境学習	30	1	
10/27	桶川市立西小学校:120名	環境学習	120	1	
10/28	鴻巣市立広田小学校:79名	環境学習	79	1	
10/31	北本市立西小学校:99名	環境学習	99	1	
11/1	川口市立南鳩ヶ谷小学校	環境学習	0	0	雨天中止
11/2	さいたま市立与野八幡小学校	環境学習	127	1	
11/2	吉見町立北小学校	環境学習	18	1	
11/4	さいたま市立常盤北小学校	環境学習	42	1	
11/8	川口市立鳩ヶ谷小学校	環境学習	125	1	
11/9	行田市立太田小学校	環境学習	28	1	
11/11	新座市立野寺小学校	環境学習	110	1	
11/16	滑川町立宮前小学校	環境学習	450	1	
11/19	子ども大学くまがや	環境学習	62	1	
11/21	鴻巣市立鴻巣南小学校	環境学習	74	1	
11/26	初等教育研究所	環境学習	6	1	
12/3	ますみ保育園保護者会:40名	環境学習	40	1	
12/7	川島町立中山小学校:56名	環境学習	56	1	
12/10	なめがわチャレンジキッズ:60名	環境学習	60	1	
12/15	埼玉大学教育学部附属特別支援学校高等部:11名	環境学習	11	1	
12/17	ミニプログラム(松ぼっくりツリーをつくろう):22名	環境学習	22	1	
12/18	埼玉学園大学:28名	環境学習	28	1	
1/15	カールスカフト埼玉県第5回:14名	環境学習	14	1	

件数合計	88 件
参加人数合計	7022 人

平成27年度 イベント一覧(展示(植物園))

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
～4/12	椿・その魅力展(4月分)	展示(植物園)			前年度継続のためカウントしない
4/18～5/6	さくらそう展(4月分)	展示(植物園)		1	
4/25～6/14	春のガーデニング展(4月分)	展示(植物園)		1	
4/25～6/14	ポタニカルアート展(4月分)	展示(植物園)		1	
5/30～7/26	エディブルフラワー展(5月分)	展示(植物園)		1	
4/25～6/14	春のガーデニング展(5月分)	展示(植物園)		0	4月にカウント済み
4/25～6/14	ポタニカルアート展(5月分)	展示(植物園)		0	4月にカウント済み
4/18～5/6	さくらそう展(5月分)	展示(植物園)		0	4月にカウント済み
4/25～6/14	春のガーデニング展(6月分)	展示(植物園)		0	4月にカウント済み
4/25～6/14	ポタニカルアート展(6月分)	展示(植物園)		0	4月にカウント済み
5/30～7/26	エディブルフラワー展(6月分)	展示(植物園)		0	5月にカウント済み
5/30～7/26	エディブルフラワー展(7月分)	展示(植物園)		0	5月にカウント済み
7/4～8/2	やまゆり展	展示(植物園)		1	新規
7/4～8/2	やまゆり展	展示(植物園)		0	7月にカウント済み
8/1～9/23	こわいけど気になる生き物展	展示(植物園)		1	新規
9/12～10/25	特殊緑化技術展	展示(植物園)		1	新規
8/1～9/23	こわいけど気になる生き物展	展示(植物園)		0	8月にカウント済み
10/3～25	やってみたい盆栽展	展示(植物園)		1	新規
11/1～29	カエデその魅力展	展示(植物園)		1	
12/12～1/24	冬の森の木の実展&鳥展	展示(植物園)		1	新規
12/12～1/24	冬の森の木の実展&鳥展	展示(植物園)		0	12月に回数カウント済み
1/30～3/13	森林公園巨木百選展	展示(植物園)		1	
1/30～3/13	森林公園巨木百選展	展示(植物園)		0	1月に回数カウント済み
3/19～4/17	ツバキ、その魅力展	展示(植物園)		1	

件数合計	12 件
参加人数合計	- 人

平成28年度 イベント一覧(展示(植物園))

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
4月23日	さくらそう展(~5/8)	展示(植物園)		1	
5/14~6/5	ハーブ展	展示(植物園)		1	
5/14~6/5	ハーブ展	展示(植物園)		0	5月でカウント済み
6/11~7/13	出会えるきのこと展	展示(植物園)		1	
6/11~7/13	出会えるきのこと展	展示(植物園)		0	
7/9~7/31	里山の宝石 やまゆり展(~7/21)	展示(植物園)		1	
8/6~8/28	森林公園のいきもの展(~8/28)	展示(植物園)		1	
9/3	小さな秋のガーデニング展(~9/25)	展示(植物園)		1	
10/1	インテリアプランツ展(~10/30)	展示(植物園)		1	
11/5	ミニ展示 紅葉を楽しむ (11/5~27)	展示(植物園)		1	
12/3	LOVE & リース展 (~1/9)	展示(植物園)		1	
1/1	LOVE & リース展 (~1/9)	展示(植物園)		0	前回カウント済み

件数合計	9 件
参加人数合計	- 人

平成27年度 専門家ガイドツアー

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
4月9日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	20	1	
4月11日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	20	1	
4月25日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	23	1	
4月26日	専門家ガイドツアー	ガイドツアー	15	1	
5月6日	春の山野草ガイド	ガイドツアー	25	1	
5月9日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	18	1	
5月13日	外部依頼ガイドツアー(厚木)	ガイドツアー	20	1	
5月13日	外部依頼ガイドツアー(横浜)	ガイドツアー	30	1	
5月16日	専門家ガイドツアー	ガイドツアー	14	1	
5月19日	外部依頼ガイドツアー(横浜)	ガイドツアー	27	1	
5月19日	外部依頼ガイドツアー(横須賀)	ガイドツアー	19	1	
5月19日	外部依頼ガイドツアー(町田)	ガイドツアー	28	1	
5月20日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	14	1	
5月21日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	60	1	
5月23日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	26	1	
5月24日	専門家ガイドツアー	ガイドツアー	7	1	
5月24日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	16	1	
5月30日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	20	1	
6月5日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	19	1	
6月6日	専門家ガイドツアー	ガイドツアー	22	1	
6月9日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	43	1	
6月13日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	35	1	
6月22日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	33	1	
6月24日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	20	1	
6月25日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	17	1	
6月27日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	14	1	
7月4日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	6	1	
7月11日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	28	1	
7月15日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	90	1	
7月18日	専門家ガイドツアー	ガイドツアー	38	1	
7月19日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	206	1	
7月21日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	77	1	
7月22日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	30	1	
7月22日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	2	1	
7月25日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	10	1	
7月30日	外部依頼ガイドツアー	ガイドツアー	15	1	
8月8日	植物園ガイドツアー(中級)	ガイドツアー	14	1	
8月22日	植物園ガイドツアー(中級)	ガイドツアー	14	1	
8月1日	植物園ガイドツアー(初級)	ガイドツアー	4	1	
8月18日	植物園ガイドツアー(初級)	ガイドツアー	1	1	
9月3日	植物園初級ガイドツアー	ガイドツアー	16	1	
9月12日	季節の見どころ紹介	ガイドツアー	16	1	
9月19日	植物園初級ガイドツアー	ガイドツアー	25	1	
9月20日	植物園初級ガイドツアー	ガイドツアー	20	1	
9月23日	植物園初級ガイドツアー	ガイドツアー	41	1	
9月26日	季節の見どころ紹介	ガイドツアー	16	1	
10月3日	専門家ガイドツアー	ガイドツアー	25	1	
10月7日	季節の見どころ紹介	ガイドツアー	2	1	
10月10日	季節の見どころ紹介	ガイドツアー	42	1	
10月11日	専門家ガイドツアー	ガイドツアー	8	1	
10月13日	季節の見どころ紹介	ガイドツアー	10	1	
10月15日	史跡・歴史ガイドツアー	ガイドツアー	20	1	
10月18日	季節の花の案内	ガイドツアー	13	1	
10月19日	季節の花の案内	ガイドツアー	35	1	
10月20日	季節の花の案内	ガイドツアー	74	1	
10月24日	季節の見どころ紹介	ガイドツアー	27	1	
11月14日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	4	1	
11月28日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	43	1	
11月1日	今が見ごろガイドツアー	ガイドツアー	160	1	
11月10日	今が見ごろガイドツアー	ガイドツアー	8	1	
11月21日	今が見ごろガイドツアー	ガイドツアー	16	1	
11月21日	今が見ごろガイドツアー	ガイドツアー	18	1	
11月23日	今が見ごろガイドツアー	ガイドツアー	29	1	
11月29日	今が見ごろガイドツアー	ガイドツアー	3	1	
12月12日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	24	1	
12月26日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	14	1	
12月13日	著名人ガイドツアー	ガイドツアー	8	1	
1月9日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	22	1	
1月23日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	6	1	
2月13日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	47	1	
2月27日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	33	1	
3月5日	専門家ガイドツアー	ガイドツアー	25	1	
3月12日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	22	1	

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
3月26日	植物園ガイドツアー	ガイドツアー	16	1	

件数合計	74 件
参加人数合計	2028 人

平成28年度 専門家ガイドツアー

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
4月2日	専門家ガイド(ツバキ)	ガイドツアー	29	1	
4月2日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	12	1	
4月7日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	92	1	
4月8日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	23	1	
4月9日	じっくりガイド	ガイドツアー	25	1	
4月17日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	41	1	
4月20日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	34	1	
4月20日	じっくりガイド	ガイドツアー	20	1	
4月23日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	68	1	
5月7日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	132	1	
5月8日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	25	1	
5月8日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	12	1	
5月9日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	15	1	
5月11日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	11	1	
5月14日	じっくりガイド	ガイドツアー	34	1	
5/14~5/31	今が見ごろガイドセルフガイド	ガイドツアー	246	1	
5月19日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	12	1	
5月22日	専門家ガイド	ガイドツアー	7	1	
5月26日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	74	1	
5月27日	今が見ごろガイド	ガイドツアー	42	1	
5月28日	じっくりガイド	ガイドツアー	21	1	
6/1~6/20	今が見どころガイド	ガイドツアー	104	0	
6/5	専門家ガイド	ガイドツアー	24	1	
6/11	じっくりガイド	ガイドツアー	18	1	
6/11	今が見どころガイド(きのこ)	ガイドツアー	33	1	
6/14	今が見どころガイド(きのこ)	ガイドツアー	17	1	
6/25	じっくりガイド	ガイドツアー	24	1	
7/2	専門家ガイド(きのこ)	ガイドツアー	45	1	
7/8	今が見ごろガイド	ガイドツアー	11	1	
7/9	じっくりガイド	ガイドツアー	12	1	
7/9	今が見ごろガイド(セルフ)	ガイドツアー	8	1	
7/16	専門家ガイド(やまゆり)	ガイドツアー	48	1	
7/16	今が見ごろガイド(やまゆりと折り紙)	ガイドツアー	40	1	
7/17	専門家ガイド(やまゆり)	ガイドツアー	41	1	
7/17	今が見ごろガイド(園芸同好会)	ガイドツアー	18	1	
7/17	専門家ガイド(やまゆり)	ガイドツアー	48	1	
7/19	今が見ごろガイド(やまゆりと折り紙)	ガイドツアー	14	1	
7/23	じっくりガイド	ガイドツアー	56	1	
7/26	今が見ごろガイド(生きがい入学熊谷校)	ガイドツアー	20	1	
7/27	今が見ごろガイド(新神木健保会)	ガイドツアー	26	1	
9/10	じっくりガイド(ツリフネソウ)	ガイドツアー	30	1	
9/11	専門家ガイド(オータムガーデン)	ガイドツアー	22	1	
9/22	専門家ガイド(秋のキノコガイド)	ガイドツアー	35	1	
9/24	じっくりガイド(イヌシヨウマ)	ガイドツアー	11	1	
10/8	じっくりガイド(オケラ):31名	ガイドツアー	31	1	
10/22	じっくりガイド(センブリ):26名	ガイドツアー	26	1	
11/2	今が見ごろガイド(東村山市福寿子苑会)	ガイドツアー	17	1	
11/2	今が見ごろガイド(浦安市民大学)	ガイドツアー	30	1	
11/5	今が見ごろガイド(第39回日本スリーデーマーケット実行委員会)	ガイドツアー	120	1	
11/12	じっくりガイド(りんどう)	ガイドツアー	34	1	
11/13	今が見ごろガイド(高崎市山の会)	ガイドツアー	20	1	
11/18	今が見ごろガイド(深谷市緑の王国)	ガイドツアー	22	1	
11/19	専門家ガイド(カエデ)	ガイドツアー	11	1	
11/23	専門家ガイド(カエデ)	ガイドツアー	33	1	
11/26	じっくりガイド(サザンカ)	ガイドツアー	28	1	

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
11/27	専門家ガイド(植物画)	ガイドツアー	9	1	
11/29	今が見ごろガイド(松山高校同窓会)	ガイドツアー	20	1	
12/10	じっくりガイド(コウシンバラ):19名	ガイドツアー	19	1	
12/11	専門家ガイド(リース作り):29名	ガイドツアー	29	1	
12/10	じっくりガイド(ローズマリー):24名	ガイドツアー	24	1	
1/14	じっくりガイド(ツバキ):12名	ガイドツアー	12	1	
1/28	じっくりガイド(スイセン):30名	ガイドツアー	30	1	

件数合計	61 件
参加人数合計	2195 人

平成27年度 自主イベント一覧

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
4/25,26,29	ふれあい移動動物園	体験	2,561	3	
4/25,26,29	わくわく青空縁日	体験	971	3	
5/2～6	ふれあい移動動物園	体験	5,369	5	5/2～6
5/2～6	わくわく青空縁日	体験	2,779	5	5/2～6
5月23日	サンドウィッチ教室	体験	32	1	
6月6日	親子でケーキのデコレーション	体験	21	1	
6月20日	サンドウィッチ教室	体験	47	1	
8/1,2、 8,9,15,16,22,23、 29、30	園内バスなりきり記念撮影	体験	177	8	29、30雨天中止
8/12,13,14	熱気球搭乗体験	体験	453	2	13雨天中止
8月22日	サンドウィッチ教室	体験	59	1	
8月30日	フォカッチャ教室	体験	36	1	
10月31日	富良野自然塾	体験	51	1	
10/24～12/6	セルフクラフトもみじ万華鏡	体験	136	1	
11月14日	クラフトマーケット	体験	0	0	雨天中止
11月15日	クラフトマーケット	体験	200	1	
11月28日	親子でデコレーション	体験	25	1	
10/24～12/6	セルフクラフトもみじ万華鏡	体験	547	0	10月で回数カウント11月販売数
10/24～12/6	セルフクラフトもみじ万華鏡	体験	291	0	10月で回数カウント12月販売数
1月9日	ベジタブルマラソン	体験	991	1	

件数合計	36 件
参加人数合計	14,746 人

平成28年度 自主イベント一覧

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
4月23日	親子でケーキデコレーション	体験(自主)	88	1	
4月29日	みんなのふれあい動物園	体験(自主)	778	1	
4月29日	わくわく青空縁日	体験(自主)	436	1	
4月30日	みんなのふれあい動物園	体験(自主)	1078	1	
4月30日	わくわく青空縁日	体験(自主)	832	1	
5月1日	ふれあい動物園	体験(自主)	990	1	
5月3日	ふれあい動物園	体験(自主)	1291	1	
5月4日	ふれあい動物園	体験(自主)	646	1	
5月5日	ふれあい動物園	体験(自主)	1157	1	
5月7日	ふれあい動物園	体験(自主)	429	1	
5月8日	ふれあい動物園	体験(自主)	485	1	
5月1日	わくわく青空縁日	体験(自主)	744	1	
5月3日	わくわく青空縁日	体験(自主)	1028	1	
5月4日	わくわく青空縁日	体験(自主)	470	1	
5月5日	わくわく青空縁日	体験(自主)	890	1	
6/11	JAF交通安全イベント	体験(自主)	486	1	
7/30	園内バス車掌なりきり記念撮影	体験(自主)	35	1	
7/31	園内バス車掌なりきり記念撮影	体験(自主)	19	1	
8/6	園内バス車掌なりきり記念撮影	体験(自主)	38	1	
8/7	園内バス車掌なりきり記念撮影	体験(自主)	31	1	
8/10	熱気球搭乗体験	体験(自主)	167	1	
8/11	熱気球搭乗体験	体験(自主)	251	1	
8/12	熱気球搭乗体験	体験(自主)	244	1	
8/13	園内バス車掌なりきり記念撮影	体験(自主)	21	1	
8/14	園内バス車掌なりきり記念撮影	体験(自主)	25	1	
8/21	園内バス車掌なりきり記念撮影	体験(自主)	5	1	
8/27	親子でケーキのデコレーション:23組92名	体験(自主)	92	1	
10/16	ガーデンウェディング:140名	体験(自主)	140	1	
11/26	親子でケーキのデコレーション	体験(自主)	90	1	
12/3	あつあつ炭火焼き体験:138名	体験(自主)	138	1	
12/4	あつあつ炭火焼き体験:209名	体験(自主)	209	1	
1/14	第5回ベジタブル森林公園マラソン:795名	体験(自主)	795	1	

件数合計	32 件
参加人数合計	14128 人

平成27年度 持込イベント一覧

日付	イベント名	申請者	参加者数	回数	備考
2015/4/1～ 3/31	セグウェイ自然体験ツアー	NPO法人インフォメーションセンター	800	1	
4月25日	ポピー畑乗馬トレッキング	光前牧場	200	1	
8月29日	クロスカントリー&マラソン大会	(株)グッドスポーツ	800	1	
6月28日	フォレストマラソンIN埼玉	(株)グッドスポーツ	800	1	
5月24日	写真教室・撮影会	キャノンマーケティングジャパン(株)	150	1	
6月14日	オリエンテーリング練習会	NPO法人日本オリエンテーリング協会	30	1	
10月11日	埼玉サイクリングフェスティバル2015	埼玉県民生生活部スポーツ振興課	250	1	
11月1日	第38回日本スリーデーマーチ	スリーデーマーチ実行委員会	30,000	1	
11月22日	キッズクライマー資格認定講座	NPO法人ツリーマスタークライミングアカデミー	20	1	
1月9日	フォレストマラソンIN埼玉	(株)グッドスポーツ	950	1	
8月22日	セグウェイ自然体験早朝ツアー	NPO法人インフォメーションセンター	10	1	
10月10日	コキア畑乗馬トレッキング	光前牧場	200	1	
12月6日	インラインスケート競技会	NPO法人日本ローラースポーツ連盟	250	1	

件数合計	13 件
参加人数合計	34,460 人

平成28年度 持込イベント一覧

日付	イベント名	区分	参加者数	回数	備考
10/15	花畑乗馬トレッキング:175名(餌やり: 81名)	体験(持込)	175	1	
10/16	花畑乗馬トレッキング:256名(餌やり: 135名)	体験(持込)	256	1	
10/29	フォレストマラソン in 埼玉 2016:167組 201名	体験(持込)	201	1	
11/5	第39回日本スリーデーマーチ	体験(持込)	22	1	

件数合計	4 件
参加人数合計	654 人

広報・報道実績

月	平成 27 年度 報道件数				計
	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	
4 月	38	0	5	20	63
5 月	62	0	10	13	85
6 月	144	0	5	17	166
7 月	159	0	6	30	195
8 月	47	0	5	26	78
9 月	48	0	3	20	71
10 月	22	0	5	15	42
11 月	146	0	3	41	190
12 月	42	0	7	22	71
1 月	15	0	3	8	26
2 月	8	0	7	29	44
3 月	25	1	5	28	59
計	756	1	64	269	1090

月	平成 28 年度 報道件数				計
	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	
4 月	26	0	7	44	77
5 月	44	1	5	40	90
6 月	12	0	5	45	62
7 月	13	0	2	64	79
8 月	15	0	4	40	59
9 月	15	0	3	59	77
10 月	16	1	3	49	69
11 月	10	2	4	59	75
12 月	24	1	2	53	80
1 月	9	0	3	38	50
2 月	13	0	6	55	74
3 月	31	2	5	67	105
計	228	7	49	613	897

月	平成 29 年度 報道件数				計
	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	
4 月	50	0	5	52	107
5 月	11	0	4	37	52
6 月	8	2	8	53	71
7 月	16	0	9	40	65
計	85	2	26	182	

※平成 29 年度については 7 月分まで掲載

主な報道先

- ・テレビ： NHK、テレビ埼玉
- ・ラジオ： FM NACK5、TBS ラジオ
- ・新聞： 埼玉新聞、讀賣新聞
- ・雑誌： シティリビング、埼玉よみうり新聞、ぽど、NHK 出版

ホームページアクセス件数

月	平成 27 年度 HPアクセス件数	平成 28 年度 HPアクセス件数	平成 29 年度 HPアクセス件数
4 月	161,257	209,926	184,525
5 月	214,611	250,189	226,627
6 月	103,410	114,412	95,877
7 月	116,187	118,070	106,730
8 月	131,969	132,422	-
9 月	176,346	132,839	-
10 月	191,262	162,943	-
11 月	198,631	177,231	-
12 月	110,394	95,327	-
1 月	76,192	67,961	-
2 月	98,647	74,043	-
3 月	127,120	122,273	-
計	1,706,026	1,657,636	613,759

開園時間延伸状況

【H27】

エリア	期間	延伸理由	開園時間
南口エリア	平成27年7月25日、 8月1日、2日、22日	涼風まつり(夜間イベント)	17:00～21:00
西口ひろば	平成27年8月1日、2日、8日、9日、 10日～16日、22日、23日、29日、 30日	涼風まつり(早朝イベント)	6:00～9:30
中央口～都市緑化植物園	平成27年10月24日～ 平成27年10月31日	紅葉見ナイト開催	17:00～20:30
	平成27年11月 1日～ 平成27年11月30日		16:30～20:30
	平成27年12月 1日～ 平成27年12月 6日		16:00～20:30
中央口～都市緑化植物園、針葉樹園	平成27年12月12日～ 平成27年12月27日	スターライトクリスマス開催	16:00～20:00
西口周辺(西口ひろば)	平成28年1月9日	第4回ベジタブル森林公園マラソン	7:30～9:30
南口、中央口、運動広場	平成28年2月11日	完走マラソン大会	7:30～9:30
南口、運動広場	平成28年2月21日	第15回キッズ・クロスカントリーリレー大会	8:30～9:30

【H28】

エリア	期間	延伸理由	開園時間
南口エリア	平成28年7月23日、30日、8月6日、 27日	涼風まつり(夜間イベント)	17:00～20:30
西口エリア	平成28年7月30日、31日、8月6日、 7日、10日～14日、20日、21日	涼風まつり(早朝イベント)	6:30～9:30
中央口～カエデ見本園～都市緑化植物園	平成28年10月 8日～平成28年10 月30日の土日祝日	森のハロウィンナイト開催	17:00～20:30
	平成28年11月 3日～平成28年11 月30日	紅葉見ナイト開催	16:30～20:30
	平成28年12月 1日～平成28年12 月 4日		16:00～20:30
	平成28年12月10日～平成28年12 月29日	スターライトイルミネーション開催	16:00～20:30
西口周辺(西口ひろば)	平成29年1月14日	第5回ベジタブル森林公園マラソン	7:00～9:30
南口、中央口、運動広場	平成29年2月11日	完走マラソン大会	7:30～9:30
南口、運動広場	平成29年2月19日	第16回キッズ・クロスカントリーリレー大会	8:30～9:30

混雑時の状況

平成 27 年度 G W 報告

1 入園者数・駐車台数・貸自転車比較

※4/29、5/4：入園料無料、5/5：小人のみ入園料無料

(1) 期間中比較

H25				H26				H27				入園者数			駐車台数			レンタサイクル		
日	曜日	天候	最高気温	日	曜日	天候	最高気温	日	曜日	天候	最高気温	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27
4月27日	土	晴	19.7	4月26日	土	晴	26.0	4月25日	土	晴	24.7	5,145	5,839	5,497	870	919	915	1,047	2,018	985
4月28日	日	晴	20.8	4月27日	日	晴	26.3	4月26日	日	晴	25.7	18,679	11,390	9,115	2,439	1,574	1,413	2,241	155	1,893
4月29日	月	晴	24.1	4月29日	火	曇	21.6	4月29日	水	晴	25.5	33,558	12,125	27,249	2,659	1,063	1,935	2,192	1,175	2,349
5月3日	金	晴	21.1	5月3日	土	晴	29.2	5月3日	日	晴	28.3	17,899	19,214	19,848	2,125	1,086	2,376	2,193	2,376	2,871
5月4日	土	晴	22.1	5月4日	日	晴	25.2	5月4日	月	晴・曇	28.7	55,389	67,560	65,857	3,145	2,823	2,854	2,492	3,001	2,924
5月5日	日	晴	24.9	5月5日	月	曇	20.1	5月5日	火	晴/曇	24.1	38,512	14,465	21,067	2,957	1,550	1,991	2,543	2,117	2,552
5月6日	月	晴/曇	26.8	5月6日	火	曇	16.2	5月6日	水	曇/晴	25.5	11,757	11,574	11,240	1,706	1,450	1,501	1,944	1,792	2,221
計												189,916	142,167	159,873	15,891	11,061	12,987	14,652	12,634	15,795

(2) 無料開園日比較

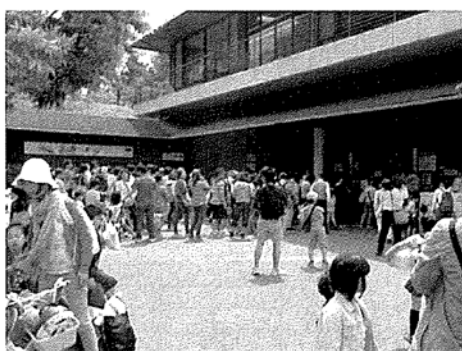
H25				H26				H27				入園者数			駐車台数			レンタサイクル		
日	曜日	天候	最高気温	日	曜日	天候	最高気温	日	曜日	天候	最高気温	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27
4月29日	月	晴	24.1	4月29日	火	曇	21.6	4月29日	水	晴	25.5	33,558	12,125	27,249	2,659	1,063	2,376	2,192	1,175	2,871
5月4日	土	晴	22.1	5月4日	日	晴	25.2	5月4日	日	晴・曇	28.7	55,389	67,560	65,857	3,145	2,823	2,854	2,492	3,001	2,924
5月5日	日	晴	24.9	5月5日	月	曇	20.1	5月5日	月	曇/晴	24.1	38,512	14,465	21,067	2,957	1,550	1,991	2,543	2,117	2,552
計												127,439	94,150	114,173	8,761	5,436	7,223	7,227	6,293	8,347

(3) 入園者状況

- ・GW期間中は比較的天候にも恵まれ、気温の高い日が多かった。
- ・駐車場、入園の開門を早めて混雑の緩和を図った。
- ・昨年4/29は天候が悪く入園者数減の要因となったが、今年度は昨年の2倍以上の入園者があった。
- ・大きな事故やトラブルなどはなかった。



5/4 中央口開園待ち



5/5 西口券売機列

*各ゲート・駐車場満車・サイクリング自転車貸出時刻について

3 主なイベント実施状況

イベント名	実施日	参加人数
みんなのふれあい移動動物園	4/25、26、29、5/3～5/6	9,939名
わくわく青空緑日	4/25、26、29、5/3～5/6	3,750名
ポピー畑の乗馬トレッキング	4/25、26	471名
昔懐かし昭和あそび	4/29	505名
さくらそう講演会	5/2	32名
オリエンテーリングを楽しもう	5/5	667名
ポピー摘み取り体験	5/6	429名



移動動物園



わくわく青空緑日



昔懐かし昭和あそび



さくらそう講演会



オリエンテーリングを楽しもう



ポピー摘み取り体験

9 園内状況



冒険コース



西口ひろば



水あそび場



ぼんぼこマウンテン



4000万人達成



記念品配布

平成 28 年度 GW 報告

1 入園者数・駐車台数・貸自転車台数比較

※4/29、5/4：入園料無料、5/5：小人のみ入園料無料

(1) 期間中比較 (対象日 4/29、30、5/1、3、4、5)

	4月29日		4月30日		5月1日		5月3日		5月4日		5月5日		合計
H27	水・祝		木		金		日・祝		月・祝		火・祝		
H28	金・祝		土		日		火・祝		水・祝		木・祝		
H27	晴	27,249	晴	3,307	晴	2,097	晴	19,848	晴・曇	65,857	曇/晴	21,067	139,425
H28	晴	20,211	晴	14,152	晴	16,020	晴	22,257	雨/晴	22,863	晴	27,028	122,531
差		▲ 7,038		10,845		13,923		2,409		▲ 42,994		5,961	▲ 16,894

H27				H28				入園者数		駐車台数		貸自転車	
日	曜日	天候	最高気温	日	曜日	天候	最高気温	H27	H28	H27	H28	H27	H28
4月29日	水	晴	25.5	4月29日	金	晴	19.1	27,249	20,211	1,929	1,411	2,352	1,756
4月30日	木	曇	26.6	4月30日	土	晴	23.1	3,307	14,152	221	1,710	323	2,560
5月1日	金	晴	29.3	5月1日	日	晴	26.4	2,097	16,020	293	1,969	368	2,776
5月3日	日	晴	28.3	5月3日	火	曇/晴	26.2	19,848	22,257	2,378	2,461	2,871	3,175
5月4日	月	晴・曇	28.7	5月4日	水	晴	31.2	65,857	22,863	2,851	2,003	2,924	2,342
5月5日	火	曇/晴	24.1	5月5日	木	晴	28.8	21,067	27,028	1,986	2,635	2,556	3,037
計								139,425	122,531	9,658	12,189	11,394	15,646
差引増減									▲ 16,894		2,531		4,252

(2) 無料開園日比較

H27				H28				入園者数		駐車台数		貸自転車	
日	曜日	天候	最高気温	日	曜日	天候	最高気温	H27	H28	H27	H28	H27	H28
4月29日	水	晴	25.5	4月29日	金	晴	19.1	27,249	20,211	1,929	1,411	2,352	1,756
5月4日	月	晴・曇	28.7	5月4日	水	晴	31.2	65,857	22,863	2,851	2,003	2,924	2,342
5月5日	火	曇/晴	24.1	5月5日	木	晴	28.8	21,067	27,028	1,986	2,635	2,556	3,037
計								114,173	70,102	6,766	6,049	7,832	7,135
差引増減									▲ 44,071		▲ 717		▲ 697

(3) 入園者状況

- ・前半 4/29～30 は大気が不安定で急な強い雨や雷雨に注意が必要と予報が出ており、4/29 は前日夜までの雨と、強風注意報が発令され終日北風が強くなり気温も低かったことで、来園意識を鈍らせたと思われる。
- ・後半に期待されたが、5/4 の朝にかけて西日本や東日本を中心に非常に激しい雨が降るおそれがあると予報が出ており、朝方に雨が止んで天気が急速に回復したが、風が強くなり、出足が遅くなった分影響したと思われる。そのため、5/4 は大幅な入園者減となってしまった。
- ・駐車場及び入園の開門を早めて混雑の緩和を図ったことから、クレーム等はなかった。
- ・大きな事故やトラブルもなかった。

2 各ゲート・駐車場・サイクル状況

()書きはH27年度

4月29日(祝)晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:15(9:15)				
駐車場	開場時間	8:35(8:30)	8:35(8:30)	—	8:35(8:30)	8:35(8:30)
	満車時間	—	—(11:05)	—	12:05	—
	解除時間	—	—(14:08)	—	14:25	—
サイクル	貸出終了	—	—(12:35)		—(12:35)	—
	待ち時間	—	—(2H)		—(2H)	—

4月30日(土)晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:10				
駐車場	開場時間	8:30	8:30	—	8:30	8:30
	満車時間	—	10:45	—	—	—
	解除時間	—	14:30	—	—	—
サイクル	貸出終了	11:13	11:07		—	—
	待ち時間	2H	2H		—	—

5月1日(日)晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:10				
駐車場	開場時間	8:30	8:30	—	8:30	8:30
	満車時間	13:20	10:16	—	11:01	—
	解除時間	13:42	14:36	—	14:41	—
サイクル	貸出終了	—	11:28		11:01	—
	待ち時間	—	1.5H		2H	—

5月3日(祝)曇/晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:10(9:10)				
駐車場	開場時間	8:35(8:30)	8:35(8:30)	—	8:35(8:30)	8:35(8:30)
	満車時間	—	10:07(10:28)	—	11:10(10:08)	—
	解除時間	—	15:22(14:23)	—	15:22(14:35)	—
サイクル	貸出終了	10:40(10:55)	11:14(10:55)		10:30(10:40)	11:14
	待ち時間	2H(2H)	2H(2H)		2H(2H)	2H

5月4日(祝)晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:15(9:10)				
駐車場	開場時間	8:40(8:30)	8:40(8:30)	—(11:45)	8:40(8:30)	8:40(8:30)
	満車時間	—(12:25)	11:47(9:45)	—(14:10)	11:45(9:45)	—
	解除時間	—(14:35)	14:18(14:27)	—	15:00(14:20)	—
サイクル	貸出終了	—(10:30)	—(10:00)		—(10:00)	—(10:30)
	待ち時間	—(3H)	—(3H)		—(3H)	—(2H)

5月5日(祝)晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:00(9:10)				
駐車場	開場時間	8:10(8:30)	8:10(8:30)	11:27(10:25)	8:10(8:30)	8:10(8:30)
	満車時間	12:15	9:40(10:00)	—	10:53(10:30)	—
	解除時間	14:40	14:25(14:10)	—	14:05(14:30)	—
サイクル	貸出終了	10:00(10:25)	10:29(10:25)		10:29(10:25)	10:00
	待ち時間	2H(2H)	2H(2H)		2H(2H)	2H

3. 主なイベント実施状況

イベント名	実施日	参加人数
みんなのふれあい移動動物園	4/29～5/1、5/3～5/5、5/7～5/8	6,369名
わくわく青空緑日	4/29～5/1、5/3～5/5	4,400名
フラワーフェアリルを探そう スタンプラリー	4/29～5/1、5/3～5/5、5/7～5/8	4,800名
昔懐かし昭和あそび	4/29	511名
さくらそう講演会	5/3	17名
オリエンテーリングを楽しもう	5/3	334名
ポピー摘み取り体験	5/8	410名
ツリーイング教室	4/30、5/7	129名
フォレストコンサート	5/1、5/3、5/5、5/7	約400名
ポピー畑の乗馬トレッキング (持込イベント)	4/23、24	324名



移動動物園



わくわく青空緑日



昔懐かし昭和あそび



さくらそう講演会



オリエンテーリングを楽しもう



ポピー摘み取り体験



フォレストコンサート



ポニー乗馬トレッキング



フラワーフェアリルを探そう



ツリーイング教室

4. スタッフの配置

- 職員（管理センター、植物園） 平均 40 名/日
 - 常勤/臨時パートアルバイト 平均 100 名/日 合計 140 名/日
- ※スタッフ（アルバイト含む）を増員し、お客様対応の充実を図った。

5. 各施設の状況

(1) ゲート

- ・南口は自転車専用持込口をオープンし、歩行者と自転車利用者との混雑緩和を図った。
- ・当日の状況によりゲートの開門時間を国と協議し、9:00~9:30 間で臨機に対応した。

(2) レストラン関係

- ・展望レストランではお弁当販売、中央レストランではワンプレートランチとケータリングカー配置により時間を要さない施策をとったため、昨年のような時間待ちの苦情はなかった。

(3) 駐車場関係

- ・当日の状況により、駐車場の開場を国と協議し、8:15~8:30 間で臨機応変に対応した。
- ・警備員を南（2~4 名）、西（3~5 名）、中央駐車場（3~7 名）配置し、整理誘導にあたりとともに、ピーク時には、センターの職員が場内の縦列駐車誘導を行うなどできる限り混雑緩和に努めた。
- ・また、中央第3 駐車場を早めにオープンする体制をとったため、大きな混乱はなかった。

(5/5のみ) 183台

- ・さらに、通行車両や駐車場間の県道を横断する歩行者の誘導を行なうことにより、入口周辺の渋滞緩和・利用者の安全確保に努めた。



西口駐車場前



中央口駐車場前

(4) ぼんぼこマウンテン

- ・期間中 4名の巡視員（利用安全サービス係員適時巡回、警備員 3名）を配置し、園内放送・看板での注意喚起に加えて、巡視員・警備員による利用指導を行った。
- ・また、期間中は終日大人（高校生以上）の利用制限を行い安全管理の徹底を図った。（制限については、園内放送・公園HP掲載・園内掲示にて事前案内を実施）



(5) わんぱく広場

- ・期間中 5名の巡視員を配置（利用サービス係員 2名、警備員 3名を配置）し、迅速な怪我人対応など救護体制の拡充を図った。
- ・なお、冒険コース NO.1 遊具「元気もりもり号」と、水遊び場売店前大園路には、例年、利用が集中し、園内バスとの接触事故防止対策として、監視員を常駐させ監視強化を図った。



(6) サイクリングコース

- ・朝、夕の定期巡回に加え、コース内の混雑する駐輪場（P2ぼんぼこマウンテン駐輪場、西口ひろば前駐輪場）に警備員を配置して、サイクコース内歩行禁止指導、園内利用案内、自転車を降りた後のコース内への飛び出し注意や接触等による事故防止に努めた。



P2駐輪場



西口ひろば前

(7) 園内バス

- ・4/29～5/1、5/3～5 は臨時ダイヤで運行し、昨年と同様に「西口～中央口」「西口～南口」方面の2方面に分けて運行した。
- ・また、西口の混雑緩和の対応として西口の発券処理係を配置しスムーズな乗車を行った。
- ・「西口～南口」方面の園内バス混雑緩和を図るため、「西口公園外～運動広場東門」園外シャトルバスの運行を行った。



園内バス西口待ち状況

(8) 混雑情報の発信

- ・園内バス運行情報のほか、レンタサイクル、駐車場の混雑状況をスマートフォンから確認できるシステムを構築・運用し、問合せやクレームの軽減を図った。

(運用期間：4/29～5/5 ※5/2除く アクセス数13,170)



6. 管理運営上の課題

今年度大きな事故・トラブルなどはなかったが、以下今後の課題・検討事項と思われる。

(1) イベント

- ・西口で実施していた「ふれあい動物園」や「青空緑日」は好評であったが、動物園は参加者数が減少したため、次年度は出展内容を見直すと共に、新たなアトラクションの追加などにより、目新しさも追加していきたい。
- ・フラワーフェアルのスタンプラリーは想定以上に好評であった。今までは女の子向けのイベントが少なかったことやテレビ放映との相乗効果により、人気が出たものと思われる。
- ・フォレストコンサートは、会場と時間帯の見直しが必要。中央口噴水前は、お客さまが滞留する場所ではないため、特に午前中の集客に苦慮した。また、直射日光が当たる場所であったため、大変暑く観覧条件も良くなかった。また、音響機器にも悪影響が出る状況であったため、テントを張るなどの対応は必須。次年度は、植物園前の休憩スペースでの開催が適切と感じた。
- ・ポピーの摘み取り体験は、貸出用ハサミの数を増やし、午後の部は整理券対応としたことで、昨年のように長時間お待たせすることなく開催できた。(読売新聞の取材あり)

(2) 駐車場整理

- ・西口駐車場は遊具やイベント会場が集中しているため、他の駐車場よりも渋滞の列ができた。
- ・早めに臨時駐車場（第3駐車場）を開場し、渋滞緩和を図った。
- ・近郊住民や警察からの苦情等はなかった。

(3) レンタサイクル

- ・新規自転車導入による貸出自転車台数の増を行い、待ち時間減・解消を図った。
- ・全てのサイクルで待ち時間が発生した。

(4) 園内バス運行

- ・展望広場・野草コース各バスの停留所のお客さまを満車通過でピックアップできなかったことにより待ち時間が増加しクレームを受けた。運動広場⇄西口間の臨時バス案内強化とともに、途中バス停に停車せず各ゲート間のみの運行も検討したい。

7. 事故、迷子等

①事故記録

- ・ハチ刺され
 - ・認知症保護
 - ・駐車場内運転手ハンドル操作ミスによる接触事故
 - ・サイクリングコース 2.9k 地点でスピード出しすぎ転倒
 - ・サイクリングコース 1.3k 地点下り坂でハンドル取られ転倒
- 計 5 件

②救護等 総数 17 件

4/29 : 1 件、4/30 : 2 件、5/1 : 4 件、5/3 : 3 件、5/4 : 3 件、5/5 : 4 件

(サイクコース 4 件、ぼんぼこ 4 件、水遊び場 2 件、冒険 1 件、キッズ 1 件、その他 5 件)

③迷子件数 総数 82 件

4/29：4 件、4/30：5 件、5/1：11 件、5/3：20 件、5/4：14 件、5/5：28 件

8 テロ対策

4/18 付指示のあった「国営公園におけるテロ対策の徹底について」を受け、GW期間中次のとおり対応した。

- ・水遊び場、冒険コース、ほんぼこマウンテンなど利用者の多い施設に警備員を配置した。
- ・公園巡視員は、「園内巡視」の腕章をつけ、園内巡視にあたった。
- ・各ゲートに東松山警察署から提供うけた「警察官重点警戒場所」を掲示した。
- ・東松山警察署と連携し、GW期間中公園周辺及びゲート周辺の警邏にあたっていただいた。



1 入園者数・駐車台数・貸自転車台数比較

※4/29、5/4：入園料無料、5/5：小人のみ入園料無料

(1) 期間中比較

H28		H29		入園者数		駐車台数		貸自転車	
日	曜日	火	曜日	H28	H29	H28	H29	H28	H29
4月29日	金	4月29日	土	20,211	21,936	1,411	1,704	1,756	1,874
4月30日	土	4月30日	日	14,152	12,046	1,710	1,924	2,560	2,331
5月1日	日	5月1日	月	16,020	847	1,969	203	2,776	99
5月2日	月	5月2日	火	3,299	3,010	652	639	533	450
5月3日	火	5月3日	水	22,257	17,662	2,461	2,216	3,175	2,884
5月4日	水	5月4日	木	22,863	68,058	2,003	3,083	2,342	3,032
5月5日	木	5月5日	金	27,028	28,898	2,635	2,568	3,037	3,036
5月6日	金	5月6日	土	2,663	10,821	526	1,788	327	2,446
5月7日	土	5月7日	日	7,267	8,533	1,294	1,579	1,332	2,087
5月8日	日			8,187		1,382		1,789	
計				143,947	171,811	16,043	15,704	19,627	18,239
差引増減					27,864		▲ 339		▲ 1,388

(2) 無料開園日比較

H28				H29				入園者数		駐車台数		貸自転車	
日	曜日	天候	最高気温	日	曜日	天候	最高気温	H28	H29	H28	H29	H28	H29
4月29日	金	晴	19.1	4月29日	土	晴/雨	24.1	20,211	21,936	1,411	1,704	1,756	1,874
5月4日	水	晴	31.2	5月4日	木	晴	25.0	22,863	68,058	2,003	3,083	2,342	3,032
5月5日	木	晴	28.8	5月5日	金	晴	28.8	27,028	28,898	2,635	2,568	3,037	3,036
計								70,102	118,892	6,049	7,355	7,135	7,942
差引増減									48,790		1,306		807

(3) 入園者状況

- ・GW期間中は天候にも恵まれ、ネモフィラ、アイスランドポピー、ルピナスの3大花畑も同時に見頃を迎えたことや、GW直前にテレビの生中継で告知ができたことなどから、多くのお客様をお迎えすることができた。特に連休中日の5/4、5/5を中心に混雑し、5/4は無料開園日となった平成19年度以来過去最高の68,058人の利用があった。
- ・国と協議により駐車場及び入園の開門を早めて混雑の緩和を図ったことから、道路の渋滞やクレーム等はなかった。
- ・5/4に他の駐車場が満車になり南口に車が集中したことから入場待ちの列ができ、近隣住民からクレームがあったが、料金徴収場所を増やす等の対応を行い大きなトラブルにはならなかった。



2 各ゲート・駐車場・サイク状況

4月29日 (祝)晴/雨 ()書きはH28年度

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:15(9:15)				
駐車場	開場時間	8:30(8:35)	8:30(8:35)	-(一)	8:30(8:35)	8:30(8:35)
	満車時間	-(一)	11:20(一)	-(一)	11:10(12:05)	-(一)
	解除時間	-(一)	13:35(一)	-(一)	13:35(14:25)	-(一)
サイク	貸出終了	12:05(一)	-(一)		-(一)	-(一)
	待ち時間	2h(一)	-(一)		-(一)	-(一)

4月30日 (土)晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:15(9:10)				
駐車場	開場時間	8:30(8:30)	8:30(8:30)	-(一)	8:30(8:30)	8:30(8:30)
	満車時間	-(一)	10:55(10:45)	-(一)	11:10(一)	-(一)
	解除時間	-(一)	13:45(14:30)	-(一)	14:20(一)	-(一)
サイク	貸出終了	-(11:15)	11:50(11:07)		10:22(一)	11:45(一)
	待ち時間	-(2h)	2h(2h)		2h(一)	2h(一)

5月3日 (日)晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:10(9:10)				
駐車場	開場時間	8:20(8:35)	8:20(8:35)	-(一)	8:20(8:35)	8:20(8:35)
	満車時間	13:45(一)	10:15(10:07)	-(一)	11:00(11:10)	-(一)
	解除時間	15:05(一)	14:43(15:22)	-(一)	15:01(14:35)	-(一)
サイク	貸出終了	10:25(10:40)	11:22(11:14)		10:15(10:30)	10:25(11:14)
	待ち時間	2h(2h)	3h(2h)		2h(2h)	2h(2h)

5月4日 (祝)晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:00(9:15)				
駐車場	開場時間	8:10(8:40)	8:10(8:40)	11:00(一)	8:10(8:40)	8:10(8:40)
	満車時間	11:30(一)	9:41(11:47)	-(一)	10:00(11:45)	11:33(一)
	解除時間	14:32(一)	15:03(14:18)	-(一)	15:03(15:00)	15:00(一)
サイク	貸出終了	10:11(10:30)	10:11(10:00)		10:11(10:00)	10:11(10:30)
	待ち時間	2h(3h)	3h(3h)		2h(3h)	2h(3h)

5月5日 (祝)晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:00(9:00)				
駐車場	開場時間	8:10(8:10)	8:10(8:10)	-(11:27)	8:10(8:10)	8:10(8:10)
	満車時間	11:55(12:15)	9:40(9:40)	-(一)	10:40(10:53)	-(一)
	解除時間	15:05(14:40)	14:35(14:25)	-(一)	15:00(14:05)	-(一)
サイク	貸出終了	10:05(10:25)	10:11(10:25)		10:03(10:25)	9:47(一)
	待ち時間	2h(2h)	2h(2h)		2h(2h)	2h(一)

5月6日 (祝)晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:15(一)				
駐車場	開場時間	8:30(8:30)	8:30(8:30)	-(一)	8:30(8:30)	8:30(8:30)
	満車時間	-(一)	11:44(11:35)	-(一)	11:08(一)	-(一)
	解除時間	-(一)	14:26(13:50)	-(一)	14:30(一)	-(一)
サイク	貸出終了	-(一)	-(10:58)		10:35(10:58)	-(一)
	待ち時間	-(一)	-(2h)		2h(2h)	-(一)

5月7日 (祝)晴

場所	開園時間	南	中央	中央第3	西	北
各ゲート		9:15(一)				
駐車場	開場時間	8:45(一)	8:45(一)	-(一)	8:45(一)	8:45(一)
	満車時間	-(一)	12:58(一)	-(一)	12:12(一)	-(一)
	解除時間	-(一)	13:45(一)	-(一)	14:00(一)	-(一)
サイク	貸出終了	-(一)	-		10:56(一)	-(一)
	待ち時間	-(一)	-		2h(一)	-(一)

3. 主なイベント実施状況

イベント名	実施日	参加人数
江戸の花「さくらそう展」	4/22～5/7	自由観覧
リルリルフェアリルを探そう！	4/22～5/28	2,624名（5/7まで）
ナインポットミニ乗車体験	4/22・23・4/29・30・5/3～7	171名
みんなのふれあい移動動物園	4/29・30、5/3～7	6,813名
わくわく青空縁日	4/29・30、5/3～5	3,364名
森の音楽会	4/30・5/3～5	850名
昔懐かし昭和あそび	4/29	539名
アウトドアアクティビティコーナー	5/3～5	1,817名
ポピー摘み取り体験	5/7	400名



さくらそう展



リルリルフェアリルを探そう



ナインポットミニ乗車体験



ふれあい移動動物園



わくわく青空縁日



森の音楽会



昔懐かし昭和あそび



アクティビティコーナー



ポピー摘み取り体験

4. 各施設の状況

(1) ゲート

- ・南口は（4/29、5/3～5）自転車専用持込口をオープンし、歩行者と自転車利用者との混雑緩和を図った。
- ・当日の状況によりゲートの開門時間を国と協議し、9：00～9：30間で臨機に対応した。
- ・5/5、南口入園券売機が1台使用できない状況（部品が無く修理不能）となり、一時的に購入待ちの列が発生したが、手売券を発売し混雑解消を図った。

(2) 駐車場関係

- ・当日の状況により駐車場の開場を国と協議し、8：10～8：30間で臨機応変に対応した。
- ・警備員を南、中央、西の各駐車場に配置し、整理誘導にあたるとともに、ピーク時には、センターの職員が場内の縦列駐車誘導を行うなどできる限り混雑緩和に努めた。
- ・また、5/4は中央第3駐車場を早めにオープンする体制をとったため、大きな混乱はなかった。
- ・さらに、通行車両や駐車場間の県道を横断する歩行者の誘導を行なうことにより、入口周辺の渋滞緩和・利用者の安全確保に努めた。



西口駐車場前



中央口駐車場前

(3) ぼんぼこマウンテン

- ・期間中巡視員（利用安全サービス係員適時巡回、警備員）を配置し、園内放送・看板での注意喚起に加えて、巡視員・警備員による利用指導を行った。
- ・また、期間中は終日大人（高校生以上）の利用制限を行い安全管理の徹底を図った。（制限については、園内放送・公園HP・園内掲示にて事前案内を実施）
- ・ぼんぼこマウンテン近くにアクティビティコーナーを新たに開設し、混雑緩和に有効であった。



警備員による監視



利用状況（5/4）

(4) わんぱく広場

- ・期間中巡視員（利用サービス係員、警備員）を配置し、迅速な怪我人対応など救護体制の拡充を図った。また、冒険コースNO.1遊具「元気もりもり号」と水遊び場売店前大園路には、例年利用が集中するため、園内バスとの接触事故防止対策として、監視員を常駐させ監視強化を図った。



(5) サイクリングコース

- ・朝、夕の定期巡回に加え、コース内の混雑する駐輪場（P2ぼんぼこマウンテン駐輪場、西口ひろば前駐輪場）に警備員を配置して、サイクコース内歩行禁止指導、園内利用案内、自転車を降りた後のコース内への飛び出し注意や接触等による事故防止に努めた。



西口サイク前



P2駐輪場

(6) レストラン・売店関係

- ・展望レストランではテイクアウトも可能な丼物の販売、中央レストランではカレープレートやケータリングカー配置増により時間を要さない施策をとったため、時間待ちの苦情はなかった。



展望レストラン



ケータリング売店

(7) 園内バス

- ・4/29.30、5/3～7は臨時ダイヤで、「西口～中央口」「西口～南口」方面の2方面に分けて運行した。昨年、展望広場及び野草コース各バスの停のお客様を満車通過でピックアップできず待ち時間が増加しクレームを受けた点を踏まえ、今年は停車するバス停を絞った結果、大きな遅れやクレームもなく、スムーズな運行ができた。また、南・西口の混雑緩和の対応として、南・西口の発券処理係を配置しスムーズな乗車を行った。
- ・「西口～南口」方面の園内バス混雑緩和を図るため、「西口公園外～運動広場東門」園外シャトルバスの運行を行った。(4/29.30、5/3～7)

※中央口からのバリアフリー園路が開通し、西口方面など園内バスを使用しないで徒歩での距離短縮、時間短縮ができるようになったことも混雑緩和として効果が大きいと思われる。



園内バス待ち状況



路線バス運行状況

(8) 混雑情報の発信

- ・公園ホームページにて、混雑予測やGW期間中の営業体制の案内を事前に掲載したほか、駐車場・レンタサイクル・パークトレインの混雑状況を随時更新し、問合せやクレームの軽減を図った。その他、駐車場周辺道路に満・空車表示の看板を3基設置した。

5. 事故、迷子等

①事故記録 総数4件

- ・サイクリングコース1.1km付近を走行中、気分不良となり転倒
- ・サイクリングコース10.1km付近を走行中、前の自転車を避けようとして転倒
- ・サイクリングコース5km付近を走行中、同伴者に接触して転倒
- ・園内散策中に転倒（脳梗塞既往症あり）

②救護等 総数15件

4/29：2件、5/3：2件、5/4：6件、5/5：4件、5/6：1件

(サイクコース5件、ぼんぼこ1件、水遊び場2件、冒険2件、その他5件)

③迷子件数 総数165件

4/29：11件、4/30：6件、5/3：14件、5/4：50件、5/5：41件、5/6：40件、5/7：3件

6. テロ対策

4/13 付指示のあった「国営公園におけるテロ対策の徹底について」を受け、GW期間中次のとおり対応した。

- ・水遊び場、冒険コース、ぼんぼこマウンテンなど利用者の多い施設に警備員を配置した。
- ・公園巡視員は、「園内巡視」の腕章をつけて園内巡視を実施した。
- ・各ゲートに東松山警察署から提供を受けた「警察官重点警戒場所」を掲示した。
- ・東松山警察署と連携し、GW期間中公園周辺及びゲート周辺の警邏にあたっていただいた。



7. 総括

昨年の反省点を踏まえて事前の対策を実施したことや、監視カメラの整備により駐車場やゲート等の混雑状況をリアルタイムで把握できたため、大きな混雑や事故・トラブル等は発生せず、安全にお客様をお迎えすることができた。また、SNS等に寄せられたご意見では、花をはじめ、園内の施設やイベント等に大変満足したという感想を多く頂戴している。

H27 夜間開園シャトルバス運行台数

期 日	曜日	台数	
10月24日	土	1	
10月25日	日	1	
10月31日	土	1	
11月1日	日	2	
11月2日	月	1	
11月3日	祝	2	
11月4日	水	1	
11月5日	木	1	
11月6日	金	1	
11月7日	土	2	
11月8日	日	0	雨天中止
11月9日	月	1	
11月10日	火	1	
11月11日	水	1	
11月12日	木	1	
11月13日	金	1	
11月14日	土	0	雨天中止
11月15日	日	2	
11月16日	月	1	
11月17日	火	1	
11月18日	水	1	
11月19日	木	1	
11月20日	金	1	
11月21日	土	3	
11月22日	日	3	
11月23日	祝	2	
11月24日	火	1	
11月25日	水	1	
11月26日	木	1	
11月27日	金	1	
11月28日	土	3	
11月29日	日	2	
11月30日	月	1	
12月1日	火	1	
12月2日	水	1	
12月3日	木	1	
12月4日	金	1	
12月5日	土	2	
12月6日	日	2	
12月12日	土	1	
12月13日	日	1	
12月19日	土	1	
12月20日	日	1	
12月23日	祝	1	
12月24日	木	1	
12月25日	金	1	
12月26日	土	1	
12月27日	日	1	
合計		60	

H28 夜間開園シャトルバス運行台数

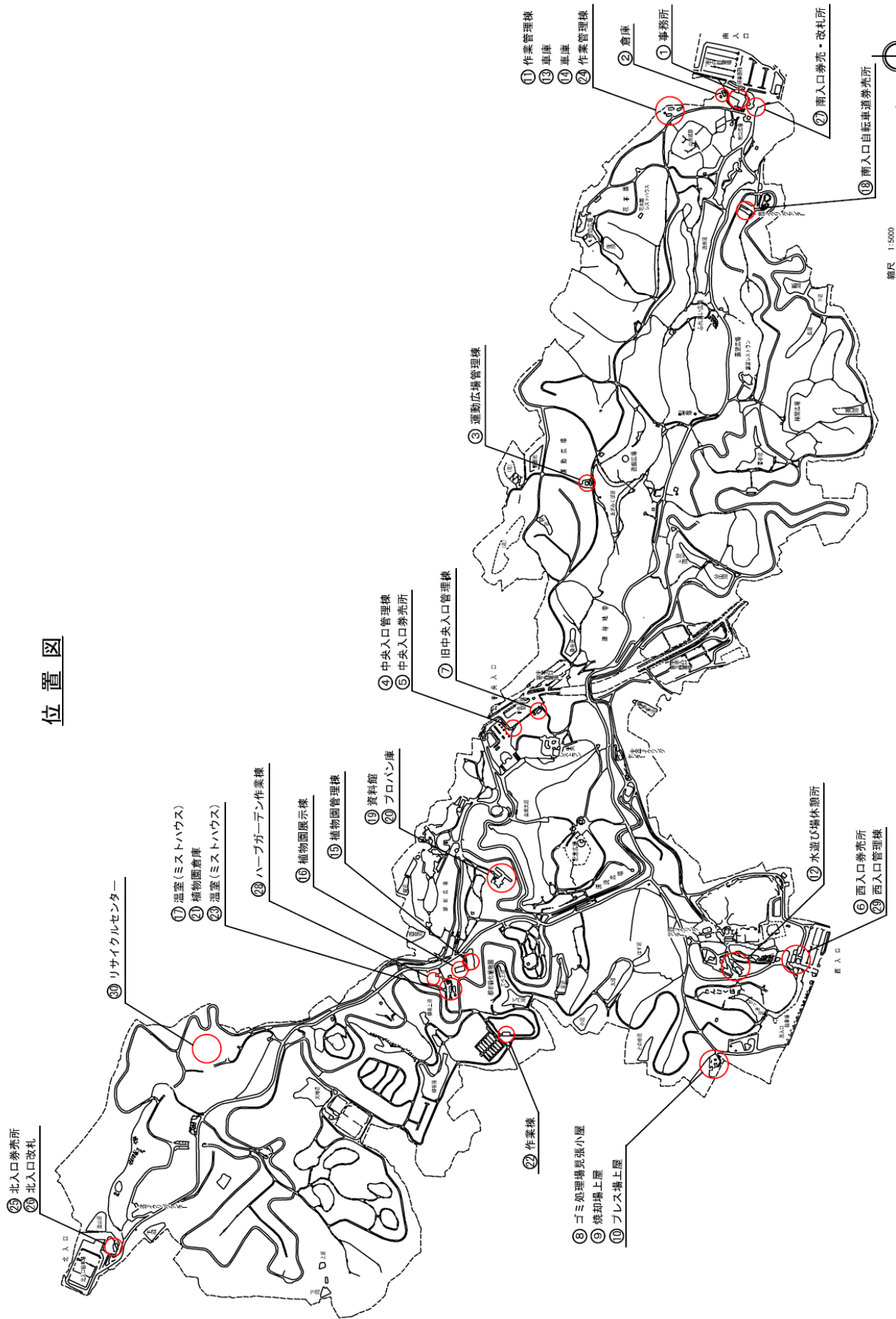
期 日	曜日	台数
■ハロウィン		
10月8日	土	1
10月9日	日	1
10月10日	月	1
10月15日	土	1
10月16日	日	1
10月22日	土	1
10月23日	日	1
10月29日	土	1
10月30日	日	1
■紅葉見ナイト		
11月3日	木	2
11月4日	金	1
11月5日	土	2
11月6日	日	2
11月11日	金	1
11月12日	土	2
11月13日	日	2
11月18日	金	1
11月19日	土	2
11月20日	日	2
11月23日	水	2
11月25日	金	1
11月26日	土	2
11月27日	日	0
12月2日	金	1
12月3日	土	2
12月4日	日	2
■スターライト		
12月10日	土	1
12月11日	日	1
12月17日	土	1
12月18日	日	1
12月23日	金	1
12月24日	土	1
12月25日	日	1
合 計		43

雨天中止


提供施設一覧表（建築物）

施設名	建築番号	用途	構造	単位	数量	面積(m ²)	備考
管理施設	1	事務所	鉄筋コンクリート	棟	1(一部)	420	
管理施設	2	倉庫	軽量鉄骨	棟	1	88	
管理施設	3	運動広場管理棟	コンクリートブロック	棟	1(一部)	23	
管理施設	4	中央入口管理棟	木造二階建	棟	1	226	
管理施設	5	中央入口券売所	アルミサンドイッチパネル	棟	1	12	
管理施設	6	西入口券売所	アルミサンドイッチパネル	棟	1	5	
管理施設	7	旧中央入口管理棟	補強コンクリートブロック	棟	1	74	
管理施設	8	ゴミ処理場見張小屋	プレハブ	棟	1	20	
管理施設	9	焼却場上屋	鉄骨	棟	1	21	
管理施設	10	プレス場上屋	鉄骨	棟	1	29	
管理施設	11	作業管理棟	軽量鉄骨パイプ	棟	1(一部)	72	
休養施設	12	水遊び場休憩所	軽量鉄骨パイプ	棟	1(一部)	8	
管理施設	13	車庫	軽量鉄骨	棟	1(一部)	87	
管理施設	14	車庫	軽量鉄骨	棟	1	48	
教養施設	15	植物園管理棟	鉄筋コンクリート	棟	1	683	
教養施設	16	植物園展示棟	鉄筋コンクリート	棟	1	317	
教養施設	17	温室(ミストハウス)	耐食アルミ合金型材	棟	1	108	
管理施設	18	南入口自転車道券売所	アルミサンドイッチパネル	棟	1	5	
教養施設	19	資料館	鉄筋コンクリート	棟	1	1,166	
管理施設	20	プロパン庫	コンクリートブロック	棟	1	6	
管理施設	21	植物園倉庫	プレハブ	棟	1	33	
管理施設	22	作業棟	軽量鉄骨プレハブ	棟	1	224	
教養施設	23	温室(ミストハウス)	耐食アルミ合金型材	棟	1	108	
管理施設	24	作業管理棟	プレハブ	棟	1	25	
管理施設	25	北入口券売所	鉄骨プレハブ	棟	1(一部)	58	
管理施設	26	北入口改札	鉄骨プレハブ	棟	1	3	
管理施設	27	南入口券売・改札所	木造平屋建	棟	1	63	
管理施設	28	ハーブガーデン作業棟	木造平屋建	棟	1	23	
管理施設	29	西入口管理棟	鉄筋コンクリート	棟	1(一部)	46	
管理施設	30	リサイクルセンター	軽量鉄骨プレハブ	棟	1	368	

位置図



提供物品一覧






番号		品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所	備考
1		運搬車	ニッサンキャ ラバン CBA- SGE25 10人乗 り	台	1	H19.11.9	事務所 敷地内 駐車場	熊谷 300 ま 55
2		軽自動車	スズキキャリ ィ三転ダンプ LE-DA63T	台	1	H17.1.21	事務所 敷地内 駐車場	熊谷 480 あ 3183
3		軽自動車	ニッサン GBD- 72V660 (キャリ ア付)	台	1	H18.12.26	事務所 敷地内 駐車場	熊谷 480 う 4464
4		軽自動車	ニッサン GBD- 72V660	台	1	H18.12.26	事務所 敷地内 駐車場	熊谷 480 う 4465
5		軽自動車	ホンダバモス ホビオ GBD- HJ1	台	1	H21.2.18	事務所 敷地内 駐車場	熊谷 480 か 9522
6		軽自動車	ニッサンクリ ッパーバン GBD -U72V	台	1	H21.2.18	事務所 敷地内 駐車場	熊谷 480 か 9398
7		小型特殊用 途自動車バ キューム車	いすゞエルフ PDG-NPR75N バ キューム車	台	1	H20.3.11	塵芥処 理場	熊谷 800 す 1544
8		都市路面清 掃車	KC-NKR66E2N	台	1	H11.3.30	塵芥処 理場	熊谷 88 す 5176
9		トラック	いすゞエルフ 2t 2.6t 付	台	1	H15.2.12	事務所 敷地内 駐車場	熊谷 100 さ 5381
10		トラック	三菱シキャ ンターガッツ 1.5t 積 CBF- FB-700A	台	1	H18.2.3	事務所 敷地内 駐車場	熊谷 400 そ 4635
11		原付自転車	スーパーカブ カスタム	台	1	H20.3.19	食堂前 駐輪場	滑川町あ 7351
12		原動機付自 転車	ホンダスーパ ーカブ	台	2	H11.8.4	食堂前 駐輪場	滑川町あ 5628、5630
13		原動機付自 転車	ホンダスーパ ーカブカスタ ム	台	1	H21.2.23	食堂前 駐輪場	滑川町あ 7477
14		原動機付自 転車	スズキアドレ ス V50G	台	2	H21.2.23	利用サ ービス 車庫	滑川町あ 7478、 7480、7481
15		移動用エン ジン発動機	ホンダ EU28iS 型	台	3	H20.3.31	事務所 車庫倉 庫	

番号		品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所	備考
16		映写機	エルモ 16m/m AA	台	1	S52.12.2	植物園	
17		映写台	エルモ 16m/m 格納式	台	1	S52.12.2	植物園 研修室	
18		LED 電工表示 板	LE20	基	2	H19.2.23	作業棟	中央ロ グハウス 休憩棟倉 庫
19		オーガー		台	1	H17.1.12	事務所 横倉庫	
20		刈払機	小松ゼノア HA340E	台	2	H7.3.15	作業棟	
21		缶プレス機	YP-3L 型	台	1	H2.4.1	塵芥処 理場	

番号		品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所	備考
22		急速充電器	JBC-210-A	個	3	H19. 3. 30	事務所 内1階事 務室	
23		空中線（アンテナ）	150MHZ 帯 八木型 3 素子	基	1	H10. 2. 25	事務所 建物	
24		車椅子	カワムラサイ クル KA-22- 40DX	台	18	H13. 3. 16	南 (5) 中央 (5) 西 (5) 北 (3)	
25		硬貨計算機	ローレル	台	3	H20. 3. 25	事務所 内集計 室、中央 口、西口	
26		硬貨選別収 納機		台	1	H20. 2. 8	事務所 内集計 室	
27		作業車	フォークリフ ト FG30	台	1	H17. 3. 3	塵芥処 理場	



番号		品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所	備考
28		充電器	100V/12V	個	2	H10. 2. 25	事務所内 1階事務 室、集計 室	NEC
29		水中ポンプ		台	1	H14. 3. 27	事務所横 倉庫	
30		スピーカー マイク	290326-1D	個	1	H19. 3. 30	事務所内	携帯無線 NECに取付 け
31		耐火庫	1780×880× 657	個	1	S54. 3. 22	事務所内 集計室	
32		チェーンソー	G405AVS18 吋	台	1	S63. 3. 22	事務所横 倉庫	
33		チェーンソー	小松ゼノア G340AV	台	2	H7. 3. 15	事務所横 倉庫	

番号		品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所	備考
34		チェーンソー	G2500T	台	1	H17. 2. 14	事務所 横倉庫	
35		チェーンソー	G2500EZ	台	1	H17. 2. 14	事務所 横倉庫	
36		チェーンソー	G4500	台	1	H17. 2. 14	事務所 横倉庫	
37		超短波無線 電話移動局 装置	携帯型	台	24	H19. 3. 30	事務所 内 1 階 事務室	ICOM
38		直流電源	100V/12V	個	1	H10. 2. 25	事務所 内 1 階 事務室	車載型と 同梱
39		展示ケース		個	1	H20. 3. 14	植物園 研修室	

番号		品目	規格	単 位	数 量	購入年月日	設置場 所	備 考
40		テント	ワンタッチテ ント 1818 型	基	1	H21. 3. 17	事務所 横倉庫	
41		テント	ワンタッチテ ント 2436 型	基	1	H21. 3. 17	事務所 横倉庫	
42		テント	ワンタッチテ ント 3030 型	基	5	H21. 3. 17	事務所 横倉庫	
43		電熱加工装 置	H320K5	台	1	H18. 3. 20	事務所 内 1 階 事務室	
44		動力噴霧器		台	1	H17. 3. 10	事務所 横倉庫	
45		トラクター ショベル	クボタトラク ター GB130BARF1 (13 馬力)	台	1	H14. 3. 27	植物園 第二苗 圃	

番号		品目	規格	単 位	数 量	購入年月日	設置場 所	備 考
46		発電機	ポータブルタイプ EP900-1S	台	1	H17.3.4	植物園 第二苗 圃物置 内	
47		発電機	DCA13SPK	台	1	H18.3.31	西口倉 庫	
48		パネル	4W56AC-FM89	枚	15	H21.3.19	中央口2 枚、中央 口サイ ク12枚、 中央売 店1枚	
49		バルーン型 照明機	LB1140B-G	台	1	H18.3.31	西口倉 庫、中央 口、リサ イクル センタ ー	
50		バルーン投 光機	LB1130-FBG-F G2400S5LE	台	4	H19.2.1 H19.3.1	西口倉 庫、中央 口、リサ イクル センタ ー	
51		パンフレッ トスタンド	COT-F3	台	4	H19.3.19	各入口	

番号		品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所	備考
52		ブルドーザー		台	1	H14. 3. 12	リサイクルセンター	
53		プロジェクター	エプソン EMP-1715SP	台	1	H20. 3. 28	事務所内1階事務室	
54		ヘッジトリマー	コマツゼノア HT751Hpro	台	1	H16. 11. 17	植物園第二苗圃	
55		ボート	ジョン F1236 (12FT)	台	1	S62. 3. 19	植物園第二苗圃	
56		ボート	LOWE L1032	隻	1	H20. 3. 31	植物園第二苗圃	
57		薪割り機	ゼノア LS080	台	1	H16. 3. 22	リサイクルセンター	

番号		品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所	備考
58		無線電話装置	150MHZ 帯単信 携帯型	台	7	H10. 2. 25	事務所内 1階事務 室	NEC
59		ラミネート マシン	LPV-6507	台	1	H17. 2. 28	事務所内 1階事務 室	リースで 対応予定
60		ルームエア コン（金庫 室）	S50DTSV-W	台	1	H15. 3. 25	事務所内 集計室	
61		ワイヤレス アンプ	WX-281CA	台	1	H19. 3. 23	植物園研 修室	
62		ワンタッチ アーチテン ト	2k×3k : 3550 ×5310	台	2	H19. 3. 20	作業棟	

購入物品一覧

別紙22

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
1	流し台	1000×550×800mm サンウェーブB5 S-1200右	基	1	S49.7.10	事務所食堂
2	戸棚	WS-323	台	1	S49.7.20	事務所内救護室
3	机	6号幕付 AM-261M	基	1	S49.7.30	事務所内救護室
4	冷蔵庫	R-196TD 日立156L	台	1	S50.10.4	事務所内救護室
5	流し台	サンウェーブ B5 S-1200左	基	1	S50.12.1	事務所食堂
6	図書	日本植物誌	冊	1	S51.5.20	植物園
7	流し台	L-120	基	1	S51.6.17	水遊び場案内所
8	応接セット	F3型5点セット	組	1	S52.3.8	植物園
9	最新園芸大辞典	全8冊	組	1	S52.8.11	植物園
10	総説芝生と芝草		冊	1	S52.9.6	植物園
11	樹木の設計 緑の創造		冊	1	S53.1.19	植物園
12	冷蔵庫	日立-R 208TS	台	1	S53.1.31	植物園管理棟 給湯室
13	調剤天秤	木屋1020A 秤量50g	基	1	S53.9.1	植物園管理棟 実験室
14	図書	汚泥の緑農地還元肥料化対策資料集	冊	1	S53.12.22	植物園
15	リターンカルチ	MR-V3	台	1	S54.2.2	植物園第二苗圃 圃作業棟
16	カードケース	15引出セット	台	1	S55.3.12	植物園資料室
17	さく葉箱		台	2	S55.7.3	植物園第3研修室
18	耐火庫	ライオン No.303 880×657×1380	台	1	S56.1.28	事務所内集計室
19	図書	日本植生誌3四国	組	1	S57.9.3	植物園
20	図書	日本産鳥類図鑑	冊	1	S57.9.3	植物園
21	図書	原色日本産ツツジ・シャクナゲ大辞典	冊	1	S57.9.3	植物園
22	フィールドスコープ	ニコン 20倍	基	1	S57.9.16	植物園
23	図書	都市樹木大図鑑	冊	1	S58.1.7	植物園
24	図書	日本の野性ラン	冊	1	S58.2.17	植物園
25	図書	原色日本のラン	冊	1	S58.2.17	植物園
26	図書	日本植生誌4中国	冊	1	S58.3.25	植物園
27	保管庫(引戸)	イトーキ HS-3920	台	1	S58.3.30	植物園第二苗圃 圃作業棟
28	保管庫(引戸)	イトーキ HS-2920	台	1	S58.3.30	植物園第二苗圃 圃作業棟
29	物置	MBT-70 窓両サイド付	台	1	S58.12.24	事務所外
30	中量ラック(物品棚)	プラス 1856M 1500×600×1800	台	2	S59.2.7	事務所外
31	硬貨計算機台		台	1	S59.10.2	事務所内集計室
32	日本植生誌	近畿第5巻	組	1	S59.10.2	植物園
33	さく葉箱		台	1	S59.11.20	植物園
34	さく葉箱		台	1	S59.12.19	植物園
35	昆虫採集標本押入棚		台	1	S59.12.19	植物園
36	図書	日本植生誌(中部)	組	1	S60.8.2	植物園
37	図書	日本植生誌関東編	組	1	S61.6.27	植物園
38	採集標本押入棚		台	1	S61.12.14	植物園管理棟 資料室
39	図書	図説熱帯植物集成	冊	1	S62.3.26	植物園
40	図書	ホータス、サード HORUS THIRD	冊	1	S62.5.14	植物園
41	標本押入棚		台	1	S62.9.1	植物園
42	図書	日本園芸植物標準色票	冊	1	S63.2.19	植物園
43	耐火金庫	D66-DX	台	1	S63.3.9	事務所内1階 事務室
44	日本植生誌	東北編	組	1	S63.6.24	植物園
45	日本植生誌	北海道編	組	1	S63.6.24	植物園
46	廻診車	SK-123型	台	1	H1.1.18	事務所内救護室
47	ウォールキャビネット	UW40B UW100B UW100H	台	9	H1.1.28	事務所内1階 事務室
48	ローキャビネット	SK-1260	台	7	H1.1.28	事務所内1階 事務室
49	換気扇	VD-18ZS	基	1	H1.2.7	事務所内1階 事務室

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
50	キャビネット	08-331 CB-6	台	5	H1.2.23	事務所内1階事務室
51	ファイリングキャビネット	05-736 A4-3	台	2	H1.2.23	事務所内1階事務室
52	ホワイトボード	SW-36SY	個	1	H1.2.23	事務所内1階センター長室
53	ローカウンター	SK-662L	台	1	H1.2.23	事務所内1階事務室
54	ローカウンター	SK-632L	台	1	H1.2.23	事務所内打合せ室
55	ローキャビネット	SK-1240	台	3	H1.2.23	事務所内1階事務室
56	椅子	LS-603N	脚	1	H1.2.23	事務所食堂
57	引き違い書庫	SC-353R SS353R	台	1	H1.2.23	事務所内1階センター長室
58	踏台	09-849 2型	脚	1	H1.2.23	事務所内1階事務室
59	放送台	22-331 WI-450	台	1	H1.2.23	事務所内1階事務室
60	日本植生誌	沖縄、小笠原	組	1	H1.4.28	植物園
61	昆虫採集標本押入棚	両開	台	1	H1.9.26	植物園
62	昆虫採集標本押入棚	片開	台	1	H1.9.26	植物園
63	造園学雑誌	1号~4号	組	1	H1.12.19	植物園
64	フィールドスコープ	ニコン20X レンズ付	基	5	H2.1.13	植物園管理棟
65	硬貨計算機	TSAE	基	1	H2.5.16	事務所内集計室
66	机	5号	台	1	H2.5.22	北口管理棟
67	緑のデザイン		冊	1	H2.9.1	植物園
68	フィールドスコープ		基	1	H3.1.5	事務所内1階事務室
69	特注木製大型戸棚	引戸	台	1	H3.1.25	植物園
70	スチールキャビネット	CB-6	台	1	H3.3.1	植物園
71	円形テーブル	プラスRT-20	台	1	H3.3.1	植物園
72	机	DS-2号	台	1	H3.3.1	植物園
73	更衣ロッカー	L-12	台	1	H3.3.1	植物園
74	更衣ロッカー	L-13	台	1	H3.3.1	植物園
75	椅子	CR-G153K B3W	脚	4	H4.3.7	事務所内1階事務室
76	応接椅子	CE-340KS	脚	5	H4.3.7	事務所内1階応接室
77	応接椅子	CE-346KS	脚	1	H4.3.7	事務所内1階応接室
78	応接椅子	CE-347KS	脚	1	H4.3.7	事務所内1階応接室
79	机	SD-BN168D AYM	台	4	H4.3.7	事務所内1階事務室
80	机	SD-BN12S3 AYM	台	4	H4.3.7	事務所内1階事務室
81	長テーブル	AT-60M	台	4	H4.3.7	事務所食堂
82	軽量棚	7段(1800×1800×600)	台	2	H4.3.13	植物園
83	軽量棚	6段(2400×1200×450)	台	2	H4.3.13	植物園
84	日本カエル図鑑		冊	1	H4.3.13	植物園
85	椅子	CR-G153 KB3W	脚	1	H4.4.9	植物園
86	机	SD-BN168 DAYM	台	1	H4.4.9	植物園
87	サイドボード	MG-105 SIDKN	台	1	H4.11.17	事務所内1階応接室
88	ロッカー(スチール)	プラス LK-22 グレー	台	1	H4.11.17	植物園第二苗圃作業棟
89	ロッカー(スチール)	プラス LK-13	台	1	H4.12.1	事務所内1階男子更衣室
90	食器棚	BK-W11 アイボリー	台	1	H4.12.8	事務所内1階事務室
91	椅子	CR-G341D	脚	1	H5.2.2	事務所内センター長室
92	机	SD-BN168 D33AY	台	3	H5.2.2	植物園
93	机	SD-BN128 S3P	台	3	H5.2.2	事務所内1階事務室
94	机	SD-BN128 3AY	台	11	H5.2.2	事務所1階事務室(8台)、
95	机	MG-104D1	台	1	H5.2.2	事務所1階センター長室
96	脇机	SD-BN48 E3AY	台	8	H5.2.2	事務所1階事務室
97	フラワーランド スケーピング		冊	1	H5.2.27	植物園
98	改訂版 新日本植物誌	顕花編	冊	1	H5.2.27	植物園
99	改訂版 新日本植物誌	シダ編	冊	1	H5.2.27	植物園
100	外装仕上げ及び防水の補修 改修技術シリーズ	1~10編	組	1	H5.3.4	事務所内1階事務室
101	円形テーブル	プラス RT-20	台	2	H5.3.16	植物園

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
102	フラワーランド スケーピング	花葉会編	冊	1	H5.8.2	事務所内1階 事務室
103	椅子	CR-G153KB3-W	脚	2	H6.3.19	事務所内1階 事務室
104	片袖机	SD-BN128S3AY	台	3	H6.3.19	事務所内1階 事務室
105	両袖机	SD-BN168D33AY	台	2	H6.3.19	事務所内1階 事務室
106	脇机	SD-BN48E3AY	台	5	H6.3.19	事務所内1階 事務室(4)
107	椅子	CK-G153K	脚	1	H6.4.1	植物園
108	両袖机	SD-BN168DAYM	台	1	H6.4.1	植物園
109	洗濯機	NA-F50A2	基	1	H6.6.25	事務所内浴室
110	8ミリビデオ	CCD-TR2000	個	1	H7.3.17	事務所内1階 事務室
111	ロッカー	LK-12	台	2	H7.4.20	植物園(1)、 事務所内1階
112	机	SD-BN128S3P	台	1	H7.4.20	植物園
113	グリラー	RGP-62A	基	1	H8.2.16	事務所食堂
114	コンロ	マルゼン MG260B	基	2	H8.2.16	事務所食堂
115	組立式テント	パビヨン R	組	2	H8.3.5	作業棟
116	ワンタッチグランドテント		組	1	H8.3.22	作業棟
117	ニコンフィールドスコープ	11A30倍接眼レンズ付	基	1	H8.7.4	事務所内1階 事務室
118	双眼鏡	8×16×40CFズーム	基	1	H8.7.4	事務所内1階 事務室
119	双眼鏡	エスパンオ 10×40DCF	基	1	H8.7.4	事務所内1階 事務室
120	ネイチャースコープ ファーブル	ニコン	基	2	H9.1.21	事務所内1階 事務室
121	カッティングマシン	マックスLC-200C	台	1	H9.3.26	事務所内1階 事務室
122	キーボード	マックスLC-100K II	台	1	H9.3.26	事務所内利用 サービス室
123	洗濯機	2槽式VHM45	台	1	H9.8.10	資料館
124	耐火金庫	T-24型 030-0240	台	1	H9.8.10	事務所内集計 室
125	パンフレット台	マガジンスタード CR-MD340	台	1	H9.12.5	中央口
126	テント	組立式	基	2	H10.3.17	作業棟
127	日本で育つ「熱帯花木植栽辞典」		冊	1	H10.7.31	植物園
128	萬葉植物辞典		冊	1	H10.9.5	植物園
129	園芸用棚	2段-67	台	20	H11.2.25	植物園
130	ラミネーター	H320Z	基	1	H11.3.27	事務所内1階 事務室
131	椅子	プラス651-434	脚	1	H11.5.20	事務所内利用 サービス室
132	花卉園芸の事典		冊	1	H11.9.22	植物園
133	はしご(三脚脚立)	グリーンステップGK-360	脚	1	H12.1.8	植物園第二苗 圃作業棟
134	日本産蝶類幼虫成虫図鑑		冊	1	H12.2.1	植物園
135	刈払機	ゼノアBC340FW	台	2	H12.3.25	植物園第二苗 圃作業棟
136	椅子	CR-GM129KAB5	脚	2	H12.10.5	事務所内1階 事務室(1)、
137	机	両袖机 コクヨSD-168D	台	1	H12.10.5	事務所内1階 事務室
138	カメラ	ニコンF60D	基	1	H13.2.1	事務所内1階 事務室
139	椅子	CR-MP22KW-D	脚	1	H13.10.1	事務所内1階 事務室
140	パンフレットスタンド(ラック)	PR-53型	基	1	H14.3.1	中央口
141	パンフレットスタンド(ラック)	PR-53型	基	2	H14.3.1	南口(1)、北 口(1)
142	タイピンマイク	WM-3100 KB-026	個	1	H14.3.6	運動広場倉庫
143	拡声器	130M KB-019	個	1	H14.3.6	事務所内1階 倉庫
144	リヤカー	750×1050 ソリットタイヤ	台	4	H14.3.23	事務所内利用 サービス室
145	パソリナホットスターター	CT-5H GK-0231-02	台	1	H14.3.27	植物園
146	ピペタスアキュ	CLASSIC 990800(充電用アダプタ付)	基	1	H14.3.27	植物園管理棟 実験室
147	片袖机	SD-BSE127LC3F11	台	2	H14.7.1	事務所内利用 サービス室
148	保管庫	S-316F1N	台	1	H14.7.1	事務所内利用 サービス室
149	脇机	SD-BSE47EC3F11N	台	2	H14.7.1	事務所内利用 サービス室
150	灌水ホース(スーパーケミカルホース)	φ40mm×L30mm	基	5	H14.7.12	事務所横倉庫
151	蜂防護服	アンチホーネット 靴26.0cm	個	1	H14.7.18	事務所横倉庫
152	クォーツ精密自記式温湿度計	3-3122-01 いすず	基	1	H15.1.15	植物園第一苗 圃ミスト室内
153	光環境測定器一式(データ解析装置)	パソコン 他	基	1	H15.1.15	植物園

番号	品目	規格	単位	数量	購入年月日	設置場所
154	書籍「緑の環境設計」		冊	1	H15.2.8	植物園資料室
155	書籍「アーバンガーデニング」		冊	1	H15.3.19	植物園資料室
156	発電機	ホンダHP1600SV-A1	基	1	H15.4.19	事務所横倉庫
157	蜂防護服	アンチホーネット 靴26.0cm	個	1	H15.10.15	事務所横倉庫
158	ポータブルアンプ	スピーカー KZ-25ダイバーシティチューナーユニット WTU-1820	基	1	H16.1.17	事務所内1階 倉庫
159	エンジンブロワ	ゼノアEBZ4800	基	2	H16.2.9	事務所横倉庫
160	サニタリーロッカー	SA-80P	台	1	H16.3.30	事務所1階女 子トイレ
161	折りたたみテーブル用台車	TD-600	台	4	H17.1.15	運動広場倉庫
162	折りたたみ椅子用台車	SCW-30CT	台	2	H17.1.15	運動広場倉庫
163	両袖机	SD-MXC147DV3F11	台	2	H17.3.16	植物園
164	脇机	SD-MXC46EV3F11	台	2	H17.3.16	植物園
165	エンジンブロワ	コマツゼノア HB2311EZ型	基	2	H18.1.12	植物園第二苗 圃作業棟
166	テント	KW/3W(2.4m×2.4m)	基	3	H18.2.20	事務所内1階 倉庫
167	テーブルベンチ	中村製作所 GFPT-112	基	10	H18.5.3	植物園展示棟 前他
168	ムラサキ樹脂封入標本	17cm×30cm×3.5cm	個	1	H18.9.30	植物園展示棟
169	両開き書庫	コクヨ S-D3305F1NN	台	1	H19.1.30	事務所内1階 事務室
170	ゴミ集積箱	三甲 ダストボックス #700	台	2	H19.3.14	リサイクルセ ンター
171	フィールドスコープ	ビクセン ジオマ65Sセット	台	2	H19.3.15	事務所内1階 事務室
172	椅子	コクヨ SD-BSN127LC3	脚	1	H19.3.19	事務所内1階 事務室
173	片袖机	コクヨ SD-BSN127LC3	台	1	H19.3.19	事務所内1階 事務室
174	書籍	FLORA OF JAPAN全6巻 講談社刊	組	1	H19.3.20	植物園資料室
175	書籍	日本のユリ 誠文堂新光社刊	冊	1	H19.3.26	植物園資料室
176	書籍	宮内庁蔵版 椿花図譜 講談社刊	冊	1	H19.3.26	植物園資料室
177	書籍	日本の森林 林野庁出版	冊	1	H19.3.26	植物園資料室
178	3連ロッカー	コクヨ LK-3F1	台	1	H19.5.18	植物園管理棟
179	引き違い書庫(ガラス扉)	コクヨ S-D5355GF1N	台	1	H19.5.18	植物園管理棟
180	引き違い書庫(スチール扉)	コクヨ S-D3355F1N	台	1	H19.5.18	植物園管理棟
181	両開き保管庫	コクヨ S-D3305F1NN	台	1	H19.5.18	植物園管理棟
182	吸殻入れ	(置き式)・AW-W10(改)	基	5	H19.5.31	園内各所
183	担架	ANS24	基	2	H20.3.16	水遊び場 (1)、巡視車
184	カウンター型書庫	プラス ハイカウンター SK-3560	台	2	H20.3.26	事務所内1階 事務室
185	両開き書庫	コクヨ S-D3305F1NN	台	1	H20.3.26	事務所内1階 事務室
186	脇机	コクヨ SD-BSN47EC3	台	1	H20.3.31	事務所内1階 事務室
187	ビデオカメラ	Canon iVIS FS10	台	2	H20.11.19	事務所内1階 事務室
188	引き違い書庫(ガラス扉)	コクヨ S-D3355GF1N	台	1	H21.3.13	植物園資料室
189	引き違い書庫(スチール扉)	コクヨ S-D3355F1N	台	1	H21.3.13	植物園資料室
190	ブルーレイレコーダー	シャープ BDHD22	台	1	H21.3.29	事務所内1階 事務室
191	液晶テレビ	シャープ LC32DX1(B)	台	1	H21.3.29	事務所内1階 事務室
192	収納庫	カインズオリジナル収納庫 S-115H	台	1	H21.12.17	植物園展示棟 横
193	コクヨMSシュレッター	MS-V2310CL T02476	台	1	H22.2.22	事務所内1階 事務室
194	タカショー 竹垣二段雲	FKP-18Y	基	2	H22.2.22	植物園
195	サンワ 診察台	レザーカバー ピンク 14-5004	台	1	H22.4.27	中央口管理棟
196	タカショー バタムベンチ	PFS-B1T	台	2	H23.2.16	植物園
197	タカショー コスタソーレカフェテーブル	HU-1065T	台	3	H23.2.16	植物園

リース物件一覧

区分	品名	数量	リース料月額/台
車 両	ホンダスーパーカブ 滑川町あ8350	1	4,600
	ホンダトゥデイ 滑川町あ8347	1	3,500
	日産クリッパー 熊谷480せ608	1	10,000
	マツダスクラムバン 熊谷480す6405	1	12,900
	マツダスクラムトラック 熊谷480す6406	1	12,600
	マツダスクラムバン 熊谷480す6858	1	13,300
	キャリーダンプ 熊谷480せ8485	1	25,900

区分	品名	数量	リース料月額/台
OA機器	IP無線システム	1	3,200
	GISデータなど	1	53,500
	パソコン	31	5,400

区分	品名	数量	リース料月額/台
集計時使用物品	硬貨計算機	2	8,100
	紙幣計算機	1	5,000
	硬貨選別収納機	1	2,000

区分	品名	数量	リース料月額/台
救命用品	AED	8	5,000

備品以外の残存物品一覧

名 称	数 量	備 考
スポットライト(32W)	100	企画G
パイプイス	100	企画G
ムカデコード	100	企画G
カラーコーン	100	企画G
コーンバー	100	企画G
サクラソウ用正規鉢	1,100	植物園G

貸与車両の使用状況・維持管理状況

【H27】

貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告書

H27年4月分 (自 1日) (至30日)

借受人 管理センター長
作成者

(H27. 4月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要 総走行キロ数	H27年度 総走行キロ数
						稼働回数	運転日数	運転時間					
日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	総務	連絡用	312	34	19	24 h 30 m	46.89			48,394	312
日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			195	40	16	9 h 45 m	49.00	ガソリンはリース熊谷480す6406に使用		98,784	195
5500から移行	リース	熊谷480す64-06	企画運営	雑管理	441	40	24	32 h 45 m	57.65			448	441
日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65			1,120	71	29	83 h 40 m	106.01			97,429	1,120
日産 パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06	利用・安全サ	園内巡視等	470	24	21	40 h 35 m	70.00	ガソリンはリース熊谷480す6858に使用		177,254	470
2606から移行	リース	熊谷480す68-58			184	10	10	18 h 25 m	30.00			228	184
スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89	利用・安全サ	園内巡視等	38	3	1	3 h 50 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6505に使用		207,879	38
2889から移行	リース	熊谷480す64-05			918	60	25	68 h 57 m	91.10			960	918
三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	369	30	19	21 h 10 m	77.64			53,985	369
いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81			99	8	6	18 h 55 m	0.00			32,095	99
日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98	施設	雑管理	886	88	30	43 h 50 m	81.10			47,504	886
日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			291	28	17	19 h 15 m	27.28			60,496	291
スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	施設	雑管理	464	33	18	31 h 10 m	32.00			75,943	464
いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,474	0
いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76	施設	園路清掃	590	17	17	51 h 0 m	407.89			38,050	590
日産 パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92			286	71	30	14 h 30 m	40.00			156,814	286
ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	連絡用	528	101	29	26 h 10 m	26.91			39,915	528
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32			149	17	17	8 h 30 m	22.71			114,612	149
スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8347に使用		7,568	0
ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			18	2	2	2 h 0 m	0.00			56,840	18
ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	246	21	19	22 h 45 m	6.86			52,537	246
スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8350に使用		10,593	0
スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	222	5	5	8 h 0 m	4.00			11,076	222
ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			172	19	12	10 h 30 m	1.87			10,542	172
ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	施設	雑管理	484	30	18	53 h 50 m	5.91			10,238	484
スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481			52	12	12	4 h 50 m	0.00			5,039	52
7478から移行	リース	滑川町あ8347	利用・安全サ	園内巡視等	383	26	20	31 h 5 m	8.94			386	383
7350から移行	リース	滑川町あ8350			701	40	23	48 h 45 m	12.72			704	701

貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告書

H27年5月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H27. 5月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要 総走行キロ数	H27年度 総走行キロ数
						稼働回数	運転日数	運転時間					
日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	総務	連絡用	505	62	28	66 h 40 m	92.70			48,899	817
日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6406に使用		98,784	195
5500から移行	リース	熊谷480す64-06	企画運営	雑管理	688	67	30	62 h 0 m	54.68			1,136	1,129
日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65			774	46	20	51 h 20 m	51.45			98,203	1,894
日産 パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6858に使用		177,254	470
2606から移行	リース	熊谷480す68-58			556	36	30	58 h 25 m	28.00			784	740
スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6505に使用		207,879	38
2889から移行	リース	熊谷480す64-05			1,026	67	29	72 h 35 m	80.45			1,986	1,944
三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	443	36	22	33 h 15 m	38.58			54,428	812
いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81			39	4	4	4 h 40 m	0.00			32,134	138
日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98	施設	雑管理	954	90	31	123 h 20 m	79.00			48,458	1,840
日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			423	34	19	34 h 31 m	26.00			60,919	714
スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	施設	雑管理	310	32	19	36 h 45 m	19.42			76,253	774
いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,474	0
いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76	施設	園路清掃	650	22	20	54 h 35 m	417.65			38,700	1,240
日産 パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92			314	79	30	27 h 20 m	18.73			157,128	600
ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	連絡用	517	114	31	32 h 30 m	55.74			40,432	1,045
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32			200	20	20	10 h 50 m	21.79			114,812	349
スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8347に使用		7,568	0
ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			6	2	2	1 h 0 m	0.00			56,840	24
ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	83	9	8	7 h 20 m	0.00			52,620	329
スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8350に使用		10,593	0
スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	487	15	14	28 h 0 m	7.70			11,563	709
ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			125	15	11	22 h 10 m	1.80			10,667	297
ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	施設	雑管理	725	40	23	72 h 25 m	14.03			10,963	1,209
スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481			78	11	11	11 h 30 m	4.00			5,117	130
7478から移行	リース	滑川町あ8347	利用・安全サ	園内巡視等	888	59	30	90 h 30 m	20.48			1,274	1,271
7350から移行	リース	滑川町あ8350			967	56	26	83 h 55 m	14.45			1,671	1,668

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H27年6月分 (自 1日) (至30日)

借受人 管理センター長
作成者

(H27. 6月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量		稼働状況		使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要	H27年度 総走行キロ数	H27年度 総走行キロ数
					走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間						
車 輛	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	総務	連絡用	344	51	22	70 h 50 m	76.57	2,000	タイヤ取替	49,243	1,161
	日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース熊谷480す6406に使用	98,784	195
	5500から移行	リース	熊谷480す64-06			601	62	27	70 h 35 m	27.00			1,737	1,730
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480す44-65	企画運営	雑管理	607	41	20	58 h 30 m	68.94			98,810	2,501
	日産 パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース熊谷480す6858に使用	177,254	470
	2606から移行	リース	熊谷480す68-58			581	69	30	42 h 22 m	58.70			1,365	1,321
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース熊谷480す6505に使用	207,879	38
	2889から移行	リース	熊谷480す64-05			1,323	80	29	98 h 5 m	112.75			3,309	3,267
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35			企画運営	雑管理	416	33	19	58 h 55 m	68.14		
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	32	3	3	8 h 30 m	0.00	4,200	タイヤ取替	32,166	170
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			1,015	105	30	120 h 35 m	113.30			49,473	2,855
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480す44-64			495	45	25	64 h 15 m	59.93			61,414	1,209
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			458	32	21	52 h 3 m	31.62			76,711	1,232
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,474	0
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			391	13	13	31 h 0 m	169.28	24,600	作業油取替	39,091	1,631
日産 パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	292	63	23	19 h 55 m	46.17	3,400	エンジンオイル・エレメント取替	157,420	892	
ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22			578	110	29	42 h 5 m	27.98			41,010	1,623	
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32			123	20	20	7 h 40 m	0.00			114,935	472	
原 付 バ イ ク	スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース滑川町あ8347に使用	7,568	0
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			1	1	1	0 h 30 m	0.00			56,847	25
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			16	2	2	2 h 10 m	0.00			52,636	345
	スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース滑川町あ8350に使用	10,593	0
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	291	13	12	27 h 50 m	8.30			11,854	1,000
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			118	14	10	25 h 30 m	2.04			10,785	415
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			314	29	18	41 h 15 m	4.39	21,000	タイヤ交換	11,277	1,523
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	95	13	13	14 h 50 m	0.00			5,212	225
	7478から移行	リース	滑川町あ8347			891	56	25	90 h 10 m	16.79			2,165	2,162
	7350から移行	リース	滑川町あ8350			568	37	22	52 h 50 m	9.00			2,239	2,236

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H27年7月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H27. 7月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量		稼働状況		使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要	H27年度 総走行キロ数	H27年度 総走行キロ数
					走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間						
車 輛	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	総務	連絡用	315	68	26	38 h 25 m	52.70			49,558	1,476
	日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース熊谷480す6406に使用	98,784	195
	5500から移行	リース	熊谷480す64-06			714	69	30	80 h 11 m	56.58			2,451	2,444
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480す44-65	企画運営	雑管理	968	62	25	78 h 5 m	81.91			99,778	3,469
	日産 パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース熊谷480す6858に使用	177,254	470
	2606から移行	リース	熊谷480す68-58			639	70	31	48 h 40 m	58.00			2,004	1,960
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース熊谷480す6505に使用	207,879	38
	2889から移行	リース	熊谷480す64-05			962	57	24	79 h 15 m	81.50			4,271	4,229
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35			企画運営	雑管理	667	33	25	102 h 20 m	71.60		
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	86	8	7	8 h 25 m	0.00			32,252	256
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			1,255	100	31	149 h 30 m	144.07			50,728	4,110
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480す44-64			509	37	21	50 h 12 m	29.34	2,285	バンク修理	61,923	1,718
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			547	37	22	66 h 8 m	66.96	26,440	タイヤ交換	77,258	1,779
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,474	0
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			310	8	8	30 h 0 m	235.00			39,401	1,941
日産 パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	405	81	28	24 h 55 m	50.38			157,825	1,297	
ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22			599	135	31	40 h 25 m	53.05	30,552	タイヤ交換	41,609	2,222	
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32			146	17	17	83 h 0 m	20.00			115,081	618	
原 付 バ イ ク	スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース滑川町あ8347に使用	7,568	0
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			2	1	1	1 h 0 m	0.00			56,849	27
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			13	2	2	1 h 40 m	0.00			52,649	358
	スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース滑川町あ8350に使用	10,593	0
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	313	14	13	27 h 0 m	7.80			12,167	1,313
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			220	26	16	46 h 35 m	1.70			11,005	635
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			638	39	21	73 h 54 m	11.48			11,915	2,161
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	97	14	13	21 h 40 m	3.53			5,309	322
	7478から移行	リース	滑川町あ8347			709	53	24	64 h 15 m	17.40			2,874	2,871
	7350から移行	リース	滑川町あ8350			770	44	21	75 h 10 m	10.00			3,009	3,006

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H27年8月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H27. 8月分)

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量		稼働状況		使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要 総走行キロ数	H27年度 総走行キロ数	
						走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間						
車 輛	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	総務	連絡用	394	76	30	32 h 45 m	90.21			49,952	1,870	
	日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6406に使用		98,784	195	
	5500から移行	リース	熊谷480す64-06			785	79	31	88 h 55 m	58.13			3,236	3,229	
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480す44-65	企画運営	雑管理	1,037	63	28	70 h 0 m	104.72			100,815	4,506	
	日産 パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6858に使用		177,254	470	
	2606から移行	リース	熊谷480す68-58			672	69	29	54 h 15 m	55.70			2,676	2,632	
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6505に使用		207,879	38	
	2889から移行	リース	熊谷480す64-05			837	67	25	69 h 40 m	85.09			5,108	5,066	
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35			企画運営	雑管理	580	41	24	93 h 55 m	82.08			56,091
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	雑管理	44	6	5	14 h 20 m	0.00			32,296	300	
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			1,036	96	31	117 h 10 m	109.70			51,764	5,146	
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480す44-64			493	36	23	46 h 50 m	56.58			62,416	2,211	
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			405	29	19	51 h 18 m	31.59			77,663	2,184	
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,474	0	
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			528	9	9	25 h 45 m	187.33	365,000	サクションフード給交換修理		39,929	2,469
	日産 パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	211	61	22	20 h 50 m	70.26			158,036	1,508	
	ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22			571	123	31	45 h 20 m	48.16			42,180	2,793	
	三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32			231	23	23	106 h 45 m	21.78			115,312	849	
原 付 バ イ ク	スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8347に使用		7,568	0	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			21	2	2	6 h 15 m	2.03	30,350	エンジン修繕他		56,870	48
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			7	1	1	1 h 10 m	0.00			52,656	365	
	スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8350に使用		10,593	0	
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	248	11	9	19 h 0 m	4.00			12,415	1,561	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			104	14	10	21 h 0 m	2.00			11,109	739	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 6	滑川町あ7477			381	25	15	35 h 40 m	9.12			12,296	2,542	
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	145	16	16	27 h 30 m	3.88			5,454	467	
	7478から移行	リース	滑川町あ8347			830	54	24	74 h 25 m	16.10	1,625	オイル交換		3,704	3,701
	7350から移行	リース	滑川町あ8350			680	48	24	62 h 45 m	8.31	4,625	タイヤチューブ交換		3,889	3,886

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H27年9月分 (自 1日) (至30日)

借受人 管理センター長
作成者

(H27. 9月分)

	提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量		稼働状況		使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要 総走行キロ数	H27年度 総走行キロ数	
						走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間						
車 輛	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	総務	連絡用	412	72	29	74 h 45 m	76.60			50,364	2,282	
	日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00			0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6406に使用		98,784	195	
	5500から移行	リース	熊谷480す64-06			759	71	28	64 h 5 m	80.24			3,995	3,988	
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480す44-65	企画運営	雑管理	1,250	83	29	100 h 5 m	112.56			102,065	5,756	
	日産 パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6858に使用		177,254	470	
	2606から移行	リース	熊谷480す68-58			645	76	30	55 h 40 m	59.88			3,321	3,277	
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6505に使用		207,879	38	
	2889から移行	リース	熊谷480す64-05			997	69	25	92 h 20 m	103.40			6,105	6,063	
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35			企画運営	雑管理	779	47	26	102 h 55 m	126.81			56,870
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	雑管理	139	8	8	14 h 20 m	67.84			32,435	439	
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			941	92	29	126 h 40 m	77.52	26,440	タイヤ交換		52,705	6,087
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480す44-64			370	30	19	59 h 52 m	31.77			62,786	2,581	
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			450	31	19	48 h 15 m	33.19			78,113	2,634	
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,474	0	
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			414	11	11	40 h 10 m	251.72	114,359	クラッチ交換修繕		40,343	2,883
	日産 パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	249	62	23	17 h 45 m	41.65			158,285	1,757	
	ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22			797	122	30	60 h 30 m	63.72			42,977	3,590	
	三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32			185	20	20	94 h 30 m	20.10			115,497	1,034	
原 付 バ イ ク	スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8347に使用		7,568	0	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			23	3	3	4 h 20 m	0.34			56,893	71	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			5	4	3	0 h 55 m	0.00			52,661	370	
	スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8350に使用		10,593	0	
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	181	9	9	21 h 40 m	4.00			12,596	1,742	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			222	21	15	35 h 20 m	3.40			11,331	961	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			359	28	17	50 h 5 m	6.39			12,655	2,901	
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	119	16	16	27 h 30 m	4.55			5,573	586	
	7478から移行	リース	滑川町あ8347			691	46	22	70 h 55 m	16.27			4,395	4,392	
	7350から移行	リース	滑川町あ8350			554	36	17	49 h 20 m	10.00			4,243	4,240	

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H27年10月分 (自1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H27. 10月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量		稼働状況		使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要	H27年度 総走行キロ数	H27年度 総走行キロ数
					走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間						
車輦	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	総務	連絡用	663	83	23	113 h 10 m	185.14			51,027	2,945
	日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00		5500から移行	リース	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6406に使用	98,784	195
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480す64-65	企画運営	雑管理	1,221	76	30	175 h 0 m	86.54			5,216	5,209
	日産 バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06		2606から移行	リース	971	67	27	71 h 0 m	86.59			103,036
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6858に使用		177,254	470
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89		2606から移行	リース	605	75	31	47 h 45 m	58.30			3,926
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89	企画運営	雑管理	1,215	95	30	110 h 55 m	97.02			207,879	38
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35		2889から移行	リース	721	47	26	124 h 50 m	115.51			7,320
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	149	11	10	18 h 30 m	0.00			32,584	588
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	1,069	100	31	134 h 7 m	106.99			53,774	7,156
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64		雑管理	497	39	23	65 h 7 m	57.22			63,283	3,078
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83		雑管理	423	29	20	48 h 50 m	30.57			78,536	3,057
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		パキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,474	0
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	589	18	18	48 h 30 m	408.88			40,932	3,472
	日産 バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	372	95	31	32 h 5 m	27.02			158,657	2,129
ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22	雑管理		826	129	31	68 h 55 m	51.26			43,803	4,416	
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32	雑管理		260	24	24	120 h 0 m	24.13	1,000	バンク修理	115,757	1,294	
原付バイク	スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8347に使用		7,568	0
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630		雑管理	37	7	6	8 h 10 m	0.00			56,930	108
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628		雑管理	23	2	2	1 h 35 m	0.00			52,684	393
	スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350		園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8350に使用		10,593	0
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	217	12	9	24 h 40 m	3.90			12,813	1,959
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351		雑管理	206	27	15	38 h 5 m	3.50			11,537	1,167
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477		雑管理	447	33	21	55 h 30 m	7.59			13,102	3,348
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	118	14	14	24 h 30 m	0.00			5,691	704
	7478から移行	リース	滑川町あ8347	利用・安全サ	園内巡視等	845	53	23	83 h 40 m	17.89			5,240	5,237
	7350から移行	リース	滑川町あ8350		園内巡視等	678	36	20	63 h 10 m	10.61			4,921	4,918

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H27年11月分 (自1日) (至30日)

借受人 管理センター長
作成者

(H27. 11月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量		稼働状況		使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要	H27年度 総走行キロ数	H27年度 総走行キロ数
					走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間						
車輦	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	総務	連絡用	681	73	25	89 h 29 m	138.85	5,360	オイル交換	51,708	3,626
	日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00		5500から移行	リース	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6406に使用	98,784	195
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480す64-65	企画運営	雑管理	1,346	107	30	174 h 5 m	84.15			6,562	6,555
	日産 バネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06		2606から移行	リース	876	72	30	68 h 50 m	82.51			103,912
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース熊谷480す6858に使用		177,254	470
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89		2606から移行	リース	744	84	30	49 h 15 m	62.50			4,670
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89	企画運営	雑管理	1,181	109	30	111 h 40 m	92.93			207,879	38
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35		2889から移行	リース	690	50	24	135 h 51 m	108.97			8,501
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	69	6	5	5 h 40 m	0.00			32,653	657
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	995	90	30	110 h 55 m	79.00			54,769	8,151
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64		雑管理	269	30	19	42 h 34 m	23.01			63,552	3,347
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83		雑管理	346	22	18	38 h 15 m	33.81			78,882	3,403
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		パキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,474	0
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	154	5	5	14 h 0 m	61.59			41,086	3,626
	日産 バネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	438	92	30	32 h 40 m	87.20			159,095	2,567
ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22	雑管理		606	102	30	39 h 5 m	48.38			44,409	5,022	
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32	雑管理		170	17	17	76 h 30 m	22.33	3,910	オイル交換	115,927	1,464	
原付バイク	スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8347に使用		7,568	0
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630		雑管理	12	2	2	2 h 30 m	0.00			56,942	120
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628		雑管理	24	2	2	2 h 10 m	0.00			52,708	417
	スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350		園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00	ガソリンはリース滑川町あ8350に使用		10,593	0
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	173	11	11	28 h 50 m	3.90			12,986	2,132
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351		雑管理	144	15	12	23 h 15 m	1.87			11,681	1,311
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477		雑管理	261	21	16	38 h 40 m	6.43			13,363	3,609
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	89	14	14	23 h 30 m	4.24			5,780	793
	7478から移行	リース	滑川町あ8347	利用・安全サ	園内巡視等	695	46	22	78 h 55 m	17.67			5,935	5,932
	7350から移行	リース	滑川町あ8350		園内巡視等	682	43	22	61 h 25 m	7.75			5,603	5,600

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H27年12月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H27. 12月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量		稼働状況		使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要	H27年度 総走行キロ数	H27年度 総走行キロ数	
					走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間							
車輦	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	総務	連絡用	401	64	26	61 h 14 m	153.50	2,000	タイヤ入替	52,109	4,027	
	日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00		連絡用	0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース熊谷480す6406に使用	98,784	195	
		5500から移行	リース	熊谷480す64-06	企画運営	雑管理	1,168	79	30	180 h 45 m	83.32		7,730	7,723	
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480す44-65	利用・安全サ	園内巡視等	雑管理	995	79	27	86 h 45 m	121.30		104,907	8,598	
	日産 パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			雑管理	0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース熊谷480す6858に使用	177,254	470
		2606から移行	リース	熊谷480す68-58	園内巡視等	雑管理	800	83	30	55 h 40 m	26.00		5,470	5,426	
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89	利用・安全サ	園内巡視等	雑管理	0	0	0	0 h 0 m	0.00		207,879	38	
		2889から移行	リース			熊谷480す64-05	園内巡視等	雑管理	988	81	30	68 h 57 m	99.36	7,250	タイヤ修理
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	685	39	26	21 h 10 m	117.29			58,966	5,350	
	いすゞ エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	46	4	4	18 h 55 m	64.15	6,600	タイヤ入替	32,699	703	
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	967	94	30	43 h 50 m	83.30			55,736	9,118	
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480す44-64		雑管理	395	34	20	19 h 15 m	48.81			63,947	3,742	
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83		雑管理	442	40	22	31 h 10 m	30.62	22,400	タイヤ交換	79,324	3,845	
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,474	0	
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	527	15	15	51 h 0 m	280.25			41,613	4,153	
日産 パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	486	101	30	14 h 30 m	64.92			159,581	3,053		
ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22		連絡用	616	113	30	26 h 10 m	71.06			45,025	5,638		
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	208	18	18	8 h 30 m	22.05			116,135	1,672		
原付バイク	スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	雑管理	0	0	0	0 h 0 m	0.00		7,568	0	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			園内巡視等	68	9	8	2 h 0 m	2.00			57,010	188
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	施設	雑管理	雑管理	35	4	2	22 h 45 m	2.15		52,743	452	
	スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00		ガソリンはリース滑川町あ8350に使用	10,593	0
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	雑管理	92	8	8	8 h 0 m	3.80		13,078	2,224	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			雑管理	122	15	9	10 h 30 m	3.00			11,803	1,433
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			雑管理	506	24	19	53 h 50 m	9.96			13,869	4,115
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	72	10	10	4 h 50 m	0.00			5,852	865	
		7478から移行	リース	滑川町あ8347	利用・安全サ	園内巡視等	雑管理	737	46	27	31 h 5 m	16.58		6,672	6,669
		7350から移行	リース	滑川町あ8350			園内巡視等	674	45	25	48 h 45 m	13.25			6,277

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年1月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H28. 1月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量		稼働状況		使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要	H27年度 総走行キロ数	H27年度 総走行キロ数	
					走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間							
車輦	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	総務	連絡用	355	66	22	44 h 5 m	52.50			52,464	4,382	
	日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00		連絡用	0	0	0	0 h 0 m	0.00			98,784	195	
		5500から移行	リース	熊谷480す64-06	企画運営	雑管理	468	30	16	60 h 15 m	29.80		8,198	8,191	
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480す44-65	利用・安全サ	園内巡視等	雑管理	1,063	76	30	118 h 25 m	109.71	3,860	オイル交換	105,970	9,661
	日産 パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00			177,254	470
		2606から移行	リース	熊谷480す68-58	園内巡視等	雑管理	723	86	28	58 h 25 m	60.30		6,193	6,149	
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89	利用・安全サ	園内巡視等	雑管理	0	0	0	0 h 0 m	0.00		207,879	38	
		2889から移行	リース			熊谷480す64-05	園内巡視等	雑管理	909	70	29	90 h 5 m	76.17		10,398
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	347	19	12	38 h 35 m	77.25	76,200	タイヤ交換	59,313	5,697	
	いすゞ エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	運搬	146	9	8	25 h 0 m	0.00			32,845	849	
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	835	84	29	103 h 10 m	92.50	21,200	タイヤ交換	56,571	9,953	
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480す44-64		雑管理	464	37	21	64 h 10 m	50.72	24,800	オイル・タイヤ交換	64,411	4,206	
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83		雑管理	533	31	18	86 h 40 m	59.73			79,857	4,378	
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	40	1	1	9 h 0 m	0.00	5,500	オイル交換	3,514	40	
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	193	7	7	27 h 0 m	106.74	194,800	油圧ポンプモーター換装	41,806	4,346	
日産 パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92	植物園	連絡用	260	62	22	19 h 25 m	0.00			159,841	3,313		
ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22		連絡用	692	128	30	57 h 35 m	53.10			45,717	6,330		
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	89	10	10	47 h 30 m	0.00			116,224	1,761		
原付バイク	スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	利用・安全サ	園内巡視等	雑管理	0	0	0	0 h 0 m	0.00		7,568	0	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			園内巡視等	0	0	0	0 h 0 m	0.00			57,010	188
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	施設	雑管理	雑管理	0	0	0	0 h 0 m	0.00		52,743	452	
	スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			園内巡視等	67	7	7	16 h 0 m	3.37			10,593	0
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	雑管理	0	0	0	0 h 0 m	0.00		13,145	2,291	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			雑管理	98	14	11	15 h 25 m	1.50			11,901	1,531
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			雑管理	315	19	14	58 h 20 m	8.02			14,184	4,430
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	18	7	7	4 h 0 m	0.00			5,870	883	
		7478から移行	リース	滑川町あ8347	利用・安全サ	園内巡視等	雑管理	234	21	13	30 h 25 m	5.70		6,906	6,903
		7350から移行	リース	滑川町あ8350			園内巡視等	565	33	18	58 h 15 m	9.73			6,842

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年2月分 (自 1日) (至29日)

借受人 管理センター長
作成者

(H28. 2月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量		稼働状況		使用燃料(L)	維持修理費(円)	主な修理箇所及び取替部品名	摘要	H27年度	
					走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間					総走行キロ数	総走行キロ数
車 輛	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	植物園	連絡用	478	98	28	50 h 5 m	100.80			52,942	4,860
	日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00	総務		0	0	0	0 h 0 m	0.00			98,784	195
	5500から移行	リース	熊谷480す64-06	企画運営	雑管理	671	52	28	93 h 40 m	56.23			8,869	8,862
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,162	78	29	106 h 0 m	121.52			107,132	10,823
	日産 パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			0	0	0	0 h 0 m	0.00			177,254	470
	2606から移行	リース	熊谷480す68-58			800	79	29	58 h 45 m	73.69			6,993	6,949
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			0	0	0	0 h 0 m	0.00			207,879	38
	2889から移行	リース	熊谷480す64-05			1,040	81	29	88 h 50 m	100.33			11,438	11,396
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35			企画運営	雑管理	500	20	16	62 h 0 m	36.28	8,040	オイル交換
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	雑管理	179	7	6	19 h 20 m	0.00	14,500	オイル交換外	33,024	1,028
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			733	78	27	85 h 20 m	79.10	3,860	オイル交換	57,304	10,686
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			164	19	17	27 h 25 m	0.00			64,575	4,370
	スズキ 軽ダンブ	KT-1603	熊谷480あ31-83			435	33	19	46 h 5 m	61.89	3,400	オイル交換	80,292	4,813
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,514	40
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			421	15	14	41 h 0 m	236.94	22,440	オイル交換外	42,227	4,767
	日産 パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92			0	0	22	0 h 0 m	0.00			159,841	3,313
	5892から移行	リース	熊谷480せ608			355	53	23	43 h 20 m	34.62			4,119	355
	ホンダ バモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	雑管理	874	149	28	75 h 5 m	69.54	3,260	オイル交換	46,591	7,204
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32	224			21	21	88 h 15 m	0.00			116,448	1,985	
スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	0			0	0	0 h 0 m	0.00			7,568	0	
原 付 バ イ ク	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630	利用・安全サ	園内巡視等	26	3	3	5 h 20 m	1.80	18,960	点検整備	57,036	214
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			42	7	5	5 h 30 m	0.00	37,910	点検整備	52,785	494
	スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			0	0	0	0 h 0 m	0.00			10,593	0
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	143	10	6	19 h 30 m	3.00	10,757	点検整備	13,288	2,434
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			265	25	13	36 h 30 m	3.21	39,322	点検整備	12,166	1,796
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			391	32	19	57 h 50 m	7.45	29,410	点検整備	14,575	4,821
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481			57	8	6	2 h 40 m	0.00	25,600	点検整備	5,927	940
	7478から移行	リース	滑川町あ8347	利用・安全サ	園内巡視等	312	20	16	32 h 25 m	6.94	32,821	点検整備	7,218	7,215
	7350から移行	リース	滑川町あ8350			456	32	20	49 h 15 m	7.55	20,000	点検整備	7,298	7,295

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年3月分 (自 1日) (至31日)

借受人 ター長
作成者

(H28. 3月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量		稼働状況		使用燃料(L)	維持修理費(円)	主な修理箇所及び取替部品名	摘要	H27年度	
					走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間					総走行キロ数	総走行キロ数
車 輛	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	植物園	連絡用	482	101	31	58 h 25 m	90.30			53,424	5,342
	日産 キャラバン	TA-402	熊谷58ち55-00	総務		0	0	0	0 h 0 m	0.00			98,784	195
	5500から移行	リース	熊谷480す64-06	企画運営	雑管理	689	62	28	121 h 50 m	28.43			9,558	9,551
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,212	85	29	106 h 40 m	107.92			108,344	12,035
	日産 パネットセレナ	TT-564	熊谷44ま26-06			0	0	0	0 h 0 m	0.00			177,254	470
	2606から移行	リース	熊谷480す68-58			757	83	31	63 h 35 m	48.54			7,750	7,706
	スズキ エブリイ	KT-1301	熊谷40る28-89			0	0	0	0 h 0 m	0.00			207,879	38
	2889から移行	リース	熊谷480す64-05			1,160	90	30	101 h 10 m	80.09			12,598	12,556
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35			企画運営	雑管理	357	27	21	101 h 50 m	85.49		
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	施設	雑管理	123	8	7	11 h 30 m	77.20			33,147	1,151
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			861	90	30	100 h 0 m	81.00			58,165	11,547
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			445	33	22	47 h 58 m	29.73			65,020	4,815
	スズキ 軽ダンブ	KT-1603	熊谷480あ31-83			433	31	22	71 h 50 m	31.00			80,725	5,246
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,514	40
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			457	18	18	49 h 30 m	235.42			42,684	5,224
	日産 パネットセレナ	TT-604	熊谷44ま58-92			0	0	22	0 h 0 m	0.00			159,841	3,313
	5892から移行	リース	熊谷480せ608			630	57	25	59 h 59 m	62.48			4,749	985
	ホンダ バモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	雑管理	726	130	31	71 h 5 m	49.45			47,317	7,930
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32	318			24	24	115 h 15 m	42.71			116,766	2,303	
スズキ アドレス	森林公園 8	滑川町あ7478	0			0	0	0 h 0 m	0.00			7,568	0	
原 付 バ イ ク	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630	利用・安全サ	園内巡視等	28	5	5	5 h 10 m	2.48			57,064	242
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628			55	5	5	6 h 40 m	0.00			52,840	549
	スズキ アドレス	森林公園 6	滑川町あ7350			0	0	0	0 h 0 m	0.00			10,593	0
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	108	6	6	10 h 0 m	0.00			13,396	2,542
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351			126	14	11	20 h 5 m	2.00			12,292	1,922
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			729	43	24	95 h 40 m	13.06			15,304	5,550
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481			98	7	7	7 h 20 m	4.14			6,025	1,038
	7478から移行	リース	滑川町あ8347	利用・安全サ	園内巡視等	456	32	18	52 h 45 m	11.15			7,674	7,671
	7350から移行	リース	滑川町あ8350			594	39	23	56 h 55 m	6.61			7,892	7,889

【H28】

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年4月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H28. 4月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び 取替え部品名	摘要 総走行キロ数	H28年度 総走行キロ数	
						稼働回数	運転日数	運転時間						
四輪車	日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	682	69	30	73 h 20 m	24.95		5,431	682	
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65			1,136	79	29	94 h 35 m	91.53		109,480	1,136	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58	利用・安全サ	園内巡視等	739	82	30	59 h 50 m	59.06		8,489	739	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05			1,032	72	30	111 h 10 m	95.56		13,630	1,032	
	マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			668	59	27	100 h 45 m	59.05		10,226	668	
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	411	28	18	74 h 40 m	41.34		60,581	411	
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	植物	運搬	150	12	11	17 h 0 m	0.00		33,297	150	
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64		雑管理	518	39	25	50 h 30 m	63.03		65,538	518	
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	植物・施設	雑管理	499	36	20	68 h 25 m	25.75		81,224	499	
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	916	93	30	99 h 40 m	77.38		59,081	916	
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44	施設	バキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00		3,514	0	
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	860	24	24	72 h 45 m	531.94		43,544	860	
	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55		連絡用	423	86	29	54 h 25 m	52.31		53,847	423	
	ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園		585	110	29	43 h 45 m	53.70		47,902	585	
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	190	19	19	95 h 0 m	18.64		116,956	190		
原付バイク	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	133	12	12	16 h 5 m	2.77		52,973	133	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			65	6	4	10 h 10 m	1.50		57,129	65	
	ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347			600	42	23	66 h 15 m	12.22		8,274	600	
	ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			642	42	21	65 h 50 m	10.21		8,534	642	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	132	15	8	19 h 10 m	1.50		12,424	132	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	458	30	20	62 h 45 m	8.82		15,762	458	
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	4	1	1	0 h 30 m	0.00	17,000	カギ修理	6,029	4
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	0	0	0	0 h 0 m	0.00		13,396	0	

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年5月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H28. 5月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び 取替え部品名	摘要 総走行キロ数	H28年度 総走行キロ数
						稼働回数	運転日数	運転時間					
四輪車	日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	721	74	29	59 h 28 m	48.01		6,152	1,403
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65			1,136	85	29	88 h 0 m	92.07		110,616	2,272
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58	利用・安全サ	園内巡視等	659	75	30	50 h 20 m	52.92		9,148	1,398
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05			804	57	23	62 h 15 m	42.03		14,434	1,836
	マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			703	57	27	123 h 50 m	54.99		10,929	1,371
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	499	29	26	140 h 30 m	76.85		61,080	910
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	植物	運搬	128	10	8	12 h 40 m	0.00		33,425	278
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64		雑管理	517	41	26	49 h 10 m	30.42		66,055	1,035
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	植物・施設	雑管理	556	38	25	69 h 20 m	29.00		81,780	1,055
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	886	97	31	99 h 0 m	79.70		59,967	1,802
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44	施設	バキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00		3,514	0
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	493	15	15	41 h 0 m	226.23		44,037	1,353
	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55		連絡用	466	82	31	70 h 40 m	89.93		54,313	889
	ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園		528	123	31	47 h 10 m	26.05		48,430	1,113
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32		雑管理	199	17	17	85 h 0 m	13.89		117,155	389	
原付バイク	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	92	8	8	8 h 30 m	0.00		53,065	225
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			294	23	13	36 h 5 m	5.50		57,423	359
	ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347			793	61	28	74 h 50 m	17.69		9,067	1,393
	ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			736	46	22	63 h 0 m	12.89		9,270	1,378
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	190	22	13	31 h 5 m	3.41		12,614	322
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	544	31	22	67 h 25 m	8.81		16,306	1,002
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	34	9	9	5 h 50 m	0.00		6,063	38
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	204	10	7	14 h 30 m	7.70		13,600	204

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年6月分 (自 1日) (至30日)

借受人 管理センター長
作成者

(H28. 6月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要 総走行キロ数	H28年度 総走行キロ数	
						稼働回数	運転日数	運転時間						
四輪車	日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	378	73	23	44 h 10 m	25.00		6,530	1,781	
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65			1,134	72	28	84 h 45 m	89.96		111,750	3,406	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58	利用・安全サ	園内巡視等	713	77	28	51 h 35 m	59.50		9,861	2,111	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05			971	78	26	85 h 15 m	105.32		15,405	2,807	
	マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			638	53	29	108 h 30 m	27.93		11,567	2,009	
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	298	20	15	55 h 30 m	60.00		61,378	1,208	
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	植物	運搬	92	6	6	9 h 30 m	0.00	8,980	ルームランプ修理	33,517	370
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			600	35	21	75 h 5 m	60.00		66,855	1,635	
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	植物・施設	雑管理	494	35	23	78 h 10 m	66.48		82,274	1,549	
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			823	89	30	103 h 20 m	85.70		60,790	2,625	
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44	施設	バキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00		3,514	0	
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			410	13	13	33 h 30 m	240.00		44,447	1,763	
	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55			332	77	30	43 h 20 m	48.51		54,645	1,221	
	ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	連絡用	596	121	30	56 h 0 m	58.42		49,026	1,709	
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32			167	21	21	105 h 0 m	17.24		117,322	556		
原付バイク	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	37	3	2	4 h 0 m	0.00		53,102	262	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			177	16	8	15 h 35 m	3.20		57,600	536	
	ホンダ トウデイ	リース	滑川町あ8347			639	41	21	57 h 0 m	11.63		9,706	2,032	
	ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			615	48	22	55 h 35 m	12.01		9,885	1,993	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	124	13	9	18 h 0 m	2.03		12,738	446	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	378	24	19	52 h 45 m	6.43		16,684	1,380	
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	40	7	7	9 h 0 m	0.00		6,103	78	
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	26	1	1	4 h 0 m	0.00		13,626	230	

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年7月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H28. 7月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要 総走行キロ数	H28年度 総走行キロ数	
						稼働回数	運転日数	運転時間						
四輪車	日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	773	80	31	69 h 50 m	52.97		7,303	2,554	
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65			1,010	68	27	70 h 50 m	96.94		112,760	4,416	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58	利用・安全サ	園内巡視等	641	76	31	46 h 20 m	52.09		10,502	2,752	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05			892	66	26	70 h 55 m	73.48		16,297	3,699	
	マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			878	68	31	102 h 45 m	86.34		12,445	2,887	
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	402	22	17	78 h 40 m	42.10		61,780	1,610	
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	植物	運搬	233	12	9	47 h 12 m	79.83		33,750	603	
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			545	36	23	66 h 20 m	61.01		67,200	2,180	
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	植物・施設	雑管理	412	24	17	57 h 0 m	32.41		82,686	1,961	
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			769	84	31	87 h 25 m	79.00		61,559	3,394	
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44	施設	バキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00		3,514	0	
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			247	7	7	19 h 0 m	113.08		44,694	2,010	
	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55			401	90	31	45 h 35 m	108.00		55,046	1,622	
	ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	連絡用	670	125	31	55 h 50 m	55.79		49,696	2,379	
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32			167	19	19	95 h 0 m	20.02		117,489	723		
原付バイク	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	113	9	8	8 h 50 m	3.60		53,215	375	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			304	21	15	27 h 20 m	8.65		57,904	840	
	ホンダ トウデイ	リース	滑川町あ8347			555	49	23	55 h 5 m	11.58		10,261	2,587	
	ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			998	57	23	75 h 50 m	13.98	2,100	バンク修理	10,883	2,991
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	126	17	14	19 h 55 m	1.40		12,864	572	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	442	27	20	61 h 10 m	7.38		17,126	1,822	
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	22	6	4	4 h 10 m	3.85	13,400	バッテリー交換他	6,125	100
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	257	9	9	15 h 0 m	3.90		13,883	487	

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年8月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H28. 8月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要 総走行キロ数	H28年度 総走行キロ数
						稼働回数	運転日数	運転時間					
日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	921	89	31	92 h 5 m	55.58			8,224	3,475
日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65			1,052	72	28	77 h 0 m	122.35			113,812	5,468
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58	利用・安全サ	園内巡視等	614	79	31	46 h 15 m	61.00			11,116	3,366
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05			1,097	86	29	93 h 10 m	114.40			17,394	4,796
マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06	企画運営	雑管理	714	52	26	102 h 35 m	54.42			13,159	3,601
三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35			293	20	16	65 h 5 m	66.82			62,073	1,903
いすゞ エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	植物	運搬	103	8	7	28 h 30 m	0.00			33,853	706
日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			573	36	20	62 h 30 m	60.47			67,773	2,753
スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	植物・施設	雑管理	340	24	17	46 h 30 m	34.00	10,000	ヒンジ修繕	83,026	2,301
日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			868	95	31	102 h 45 m	89.44			62,427	4,262
いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44	施設	パキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,514	0
いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			500	13	13	46 h 0 m	288.08			45,194	2,510
日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55			379	81	31	39 h 5 m	47.36			55,425	2,001
ホンダ ハモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	連絡用	651	121	31	52 h 5 m	54.39			50,347	3,030
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32			133	16	16	80 h 0 m	17.19			117,622	856
ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	51	3	3	3 h 10 m	0.00			53,266	426
ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			284	26	12	21 h 0 m	5.40			58,188	1,124
ホンダ トウデイ	リース	滑川町あ8347			732	54	25	67 h 35 m	17.53			10,993	3,319
ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			775	58	24	72 h 15 m	12.91			11,658	3,766
ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	156	20	13	27 h 10 m	3.10			13,020	728
ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	546	27	19	58 h 40 m	10.61			17,672	2,368
スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	80	11	9	13 h 0 m	0.00			6,205	180
スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	384	18	13	51 h 30 m	12.00			14,267	871

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年9月分 (自 1日) (至30日)

借受人 管理センター長
作成者

(H28. 9月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及 び取替え部品名	摘要 総走行キロ数	H28年度 総走行キロ数
						稼働回数	運転日数	運転時間					
日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	709	71	69	43 h 43 m	56.10			8933	4,184
日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65			936	59	74	44 h 40 m	88.92			114,748	6,404
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58	利用・安全サ	園内巡視等	661	81	53	55 h 55 m	58.00			11,777	4,027
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05			1,139	87	100	55 h 55 m	98.83			18,533	5,935
マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06	企画運営	雑管理	873	55	118	40 h 40 m	73.52			14,032	4,474
三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35			494	27	87	15 h 15 m	66.58			62,567	2,397
いすゞ エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	植物	運搬	178	10	16	10 h 10 m	76.37	73,200	荷台床板修繕	34,031	884
日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			414	36	58	10 h 10 m	26.00			68,187	3,167
スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	植物・施設	雑管理	310	23	38	30 h 30 m	29.81	18,480	エアコン他修繕	83,336	2,611
日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			851	91	95	40 h 40 m	83.44			63,278	5,113
いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44	施設	パキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00			3,514	0
いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			811	21	60	30 h 30 m	410.36	50,800	フードリフト他修繕	46,005	3,321
日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・・55			422	75	63	0 h 0 m	98.11			55,847	2,423
ホンダ ハモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	連絡用	667	112	57	12 h 12 m	54.65			51,014	3,697
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32			226	16	79	30 h 30 m	18.16			117,848	1,082
ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	80	8	8	15 h 15 m	3.30			53,346	506
ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			79	9	6	5 h 5 m	0.00			58,267	1,203
ホンダ トウデイ	リース	滑川町あ8347			822	60	77	25 h 25 m	15.08			11,815	4,141
ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			699	45	56	25 h 25 m	10.81			12,357	4,465
ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	216	28	28	5 h 5 m	3.63			13,236	944
ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	571	26	72	45 h 45 m	8.87			18,243	2,939
スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	38	6	5	30 h 30 m	0.00			6,243	218
スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	444	17	49	30 h 30 m	7.60			14,711	1,315

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年10月分 (自1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H28.10月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び 取替部品名	摘要		H28年度	
						稼働回数	運転日数	運転時間				総走行キロ数	総走行キロ数		
四輪車両	日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	929	100	29	72 h 55 m	58.95			9862	5,113	
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,087	79	30	86 h 10 m	76.10			115835	7,491	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58			735	82	30	58 h 10 m	59.25			12512	4,762	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05	1,181	96	31	101 h 30 m	77.08			19714	7,116			
	マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06	企画運営	雑管理	931	66	28	149 h 59 m	60.17			14963	5,405	
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35			811	33	23	180 h 5 m	116.62			63378	3,208	
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	植物	運搬	141	8	6	16 h 40 m	0.00			34172	1,025	
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			雑管理	421	37	25	63 h 57 m	30.30			68608	3,588
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	植物・施設	雑管理	274	26	17	54 h 25 m	31.00			83610	2,885	
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			雑管理	882	98	30	100 h 55 m	57.20			64160	5,995
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44	施設	バキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00			3514	0	
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			園路清掃	637	18	18	49 h 45 m	350.78			46642	3,958
	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	植物園	連絡用	576	93	31	102 h 0 m	87.00	5,360	オイル交換	56423	2,999	
	ホンダ バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			雑管理	725	117	31	54 h 0 m	55.99			51739	4,422
三菱 ミニキャブ	KT-601	熊谷40ほ16-32	雑管理		145	16	16	78 h 30 m	0.00			117993	1,227		
スズキ 軽ダンプ	リース	熊谷480せ84-85	雑管理		64	7	7	30 h 10 m	0.00			134	64		
原付バイク	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	94	7	7	9 h 50 m	0.00			53440	600	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			147	16	11	12 h 25 m	2.01			58414	1,350	
	ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347	701	61	27	70 h 50 m	14.87			12516	4,842			
	ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350	860	73	27	83 h 35 m	13.79			13217	5,325			
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	264	27	19	37 h 10 m	3.49			13500	1,208	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	640	25	19	87 h 50 m	10.94			18883	3,579	
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	26	5	5	2 h 50 m	3.85			6269	244	
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	449	19	17	55 h 0 m	11.40			15160	1,764	

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年11月分 (自1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H28.11月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び 取替部品名	摘要		H28年度	
						稼働回数	運転日数	運転時間				総走行キロ数	総走行キロ数		
四輪車両	日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	732	98	28	63 h 20 m	49.47			10594	5,845	
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,105	98	28	87 h 55 m	127.12			116940	8,596	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58			793	88	30	50 h 50 m	52.86			13305	5,555	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05	1,275	120	30	108 h 30 m	112.51			20989	8,391			
	マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06	企画運営	雑管理	1,175	79	30	201 h 29 m	76.96			16138	6,580	
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35			674	28	21	128 h 30 m	123.61			64052	3,882	
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	植物	運搬	64	3	2	9 h 30 m	0.00	55,500	クレーン部分修理	34236	1,089	
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64			雑管理	560	45	25	82 h 20 m	59.00			69168	4,148
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	植物・施設	雑管理	338	29	16	44 h 20 m	0.00			83948	3,223	
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98			雑管理	1,011	99	30	111 h 25 m	109.65			65171	7,006
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44	施設	バキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00			3514	0	
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76			園路清掃	791	21	21	72 h 0 m	516.85	46,400	プロア駆動シャフト修理	47433	4,749
	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	植物園	連絡用	661	102	29	73 h 35 m	140.00	68,600	スタッドレスタイヤ交換	57084	3,660	
	ホンダ バモス	KT-2003	熊谷480か95-22			雑管理	657	123	30	54 h 55 m	58.53			52396	5,079
スズキ 軽ダンプ	リース	熊谷480せ84-85	雑管理		171	19	19	85 h 30 m	0.00			305	235		
ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ		園内巡視等	76	9	7	10 h 55 m	3.00			53516	676	
ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630		91		14	7	8 h 15 m	2.40			58505	1,441		
ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347	701	61	27	73 h 5 m	15.92			13194	5,520				
ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350	758	57	25	65 h 35 m	13.92			13975	6,083				
ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	266	30	18	36 h 45 m	4.21			13766	1,474		
ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	315	21	14	49 h 0 m	6.36	19,500	タイヤ・バッテリー等交換	19198	3,894		
スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	74	11	11	5 h 10 m	0.00			6343	318		
スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	429	11	11	69 h 0 m	11.90			15589	2,193		

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H28年12月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H28. 12月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び取 替え部品名	摘要 総走行キロ数	H28年度 総走行キロ数
						稼働回数	運転日数	運転時間					
日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	622	73	24	69 h 30 m	32.00	33.000	スタッドレスタイヤ交換	11216	6,467
日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,072	71	31	92 h 25 m	96.06			118012	9,668
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58			858	88	29	64 h 0 m	60.73				14163
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05	企画運営	雑管理	1,272	116	30	114 h 40 m	129.57			22261	9,663
マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			892	56	30	159 h 55 m	75.39				17030
三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	植物	運搬	591	26	20	124 h 45 m	75.91			64643	4,473
いすゞ エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81			76	5	5	5 h 0 m	0.00	151.597	スタッドレスタイヤ交換等		34312
日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64	施設	雑管理	478	46	23	67 h 51 m	60.00			69646	4,626
スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			287	25	19	41 h 45 m	32.04				84235
日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98	施設	雑管理	966	92	30	110 h 45 m	76.00			66137	7,972
いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00				3514
いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76	植物園	連絡用	408	12	12	44 h 30 m	240.77			47841	5,157
日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55			496	90	29	57 h 0 m	101.90				57580
ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	雑管理	738	131	30	62 h 25 m	57.03			53134	5,817
スズキ 軽ダンプ	リース	熊谷480せ84-85			278	20	20	80 h 0 m	52.09				583
ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	67	6	6	8 h 45 m	0.00			53583	743
ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			12	3	2	0 h 55 m	0.00				58517
ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347	施設	雑管理	568	47	27	50 h 30 m	15.15			13762	6,088
ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			501	32	20	36 h 40 m	7.82				14476
ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	植物	雑管理	160	19	12	25 h 35 m	3.30			13926	1,634
ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			322	26	18	40 h 40 m	6.51				19520
スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	44	6	5	3 h 40 m	0.00			6387	362
スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480			249	10	9	36 h 30 m	8.00				15838

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H29年1月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H29. 1月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び取 替え部品名	摘要 総走行キロ数	H28年度 総走行キロ数
						稼働回数	運転日数	運転時間					
日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	462	43	24	47 h 35 m	50.00			11678	6,929
日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,247	83	30	101 h 25 m	134.23	12,360	バッテリー・オイル・ワイパー交換	119259	10,915
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58			804	99	29	71 h 5 m	83.92				14967
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05	企画運営	雑管理	1,193	91	30	107 h 20 m	104.72			23454	10,856
マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			576	43	23	72 h 18 m	47.49				17606
三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	植物	運搬	350	9	8	58 h 0 m	41.50	48,700	パワーウィンドウ修理	64993	4,823
いすゞ エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81			99	5	4	12 h 0 m	65.00				34411
日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64	施設	雑管理	428	39	24	64 h 0 m	32.00	6,110	オイル・ワイパー交換	70074	5,054
スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			421	32	21	68 h 55 m	61.78				84656
日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98	施設	雑管理	883	92	30	107 h 10 m	107.72			67020	8,855
いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00				3514
いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76	植物園	連絡用	381	14	14	40 h 0 m	225.81	255,400	作業装置修理	48222	5,538
日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55			598	83	29	41 h 25 m	70.34				58178
ホンダ パモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	雑管理	765	141	29	61 h 5 m	80.40			53899	6,582
スズキ 軽ダンプ	リース	熊谷480せ84-85			149	16	16	64 h 0 m	0.00				732
ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	88	9	8	8 h 20 m	2.93			53671	831
ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			1	1	1	0 h 15 m	0.00				58518
ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347	施設	雑管理	366	35	22	39 h 30 m	7.46			14128	6,454
ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			473	35	21	43 h 20 m	7.13				14949
ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	植物	雑管理	116	16	10	19 h 35 m	1.50			14042	1,750
ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			475	24	19	74 h 0 m	8.58				19995
スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	81	10	9	10 h 0 m	3.83			6468	443
スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480			161	10	10	36 h 0 m	3.80				15998

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H29年2月分 (自 1日) (至28日)

借受人 管理センター長
作成者

(H29. 2月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び取 替え部品名	摘要 総走行キロ数	H28年度 総走行キロ数
						稼働回数	運転日数	運転時間					
日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	509	46	20	46 h 5 m	29.00			12187	7,438
日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,054	64	28	81 h 40 m	99.10			120313	11,969
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58			741	92	28	60 h 25 m	56.76			15708	7,958
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05	企画運営	雑管理	1,213	91	28	102 h 15 m	107.48			24667	12,069
マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			417	29	19	59 h 3 m	22.02			18023	8,465
三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	植物	運搬	401	16	12	57 h 40 m	77.51			65394	5,224
いすゞ エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81			96	6	5	11 h 10 m	0.00	10,760	オイル・ワイパー交換	34507	1,360
日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64	施設	雑管理	428	48	22	53 h 30 m	30.00			70502	5,482
スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			雑管理	431	35	19	58 h 35 m	30.00	4,900	オイル・ワイパー交換	85087
日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98	施設	雑管理	827	81	28	110 h 30 m	81.68	6,110	オイル・ワイパー交換	67847	9,682
いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			パキューム	24	1	1	1 h 0 m	0.00	5,500	オイル交換	3538
いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76	植物園	園路清掃	388	11	11	30 h 0 m	235.47	13,110	オイル・ワイパー他交換	48610	5,926
日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55			連絡用	358	77	28	49 h 40 m	99.98			58536
ホンダ バモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	雑管理	884	121	26	56 h 14 m	55.60	5,510	オイル・ワイパー交換	54783	7,466
スズキ 軽ダンプ	リース	熊谷480せ84-85			雑管理	206	19	19	76 h 0 m	22.46			938
ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	65	6	6	7 h 0 m	0.00			53736	896
ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			1	1	1	0 h 30 m	0.00			58519	1,455
ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347	施設	雑管理	402	31	19	32 h 15 m	8.34			14530	6,856
ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			404	36	18	40 h 25 m	8.01			15353	7,461
ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	211	23	14	32 h 30 m	3.31			14253	1,961
ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	406	31	19	47 h 30 m	7.06			20401	5,097
スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	124	14	12	27 h 30 m	0.00			6592	567
スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	225	10	10	20 h 0 m	7.70			16224	2,828

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H29年3月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H29. 3月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業 内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び取 替え部品名	摘要 総走行キロ数	H28年度 総走行キロ数
						稼働回数	運転日数	運転時間					
日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	524	51	25	53 h 15 m	28.79			12711	7,962
日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,265	82	30	98 h 50 m	100.25	26,600	タイヤ交換	121578	13,234
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58			659	81	26	50 h 40 m	25.99			16367	8,617
マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05	企画運営	雑管理	1,109	93	31	97 h 20 m	76.05			25776	13,178
マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			705	53	25	93 h 20 m	54.36			18728	9,170
三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	植物	雑管理	326	19	14	64 h 13 m	40.27	20,540	オイル・ワイパー交換、 キーシリンダ脱着	65720	5,550
いすゞ エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81			運搬	138	8	7	24 h 0 m	0.00			34645
日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64	施設	雑管理	519	46	25	57 h 25 m	62.51			71021	6,001
スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			雑管理	422	32	23	65 h 40 m	30.00			85509
日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98	施設	雑管理	747	83	31	89 h 10 m	54.70			68594	10,429
いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			パキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00			3538
いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76	植物園	園路清掃	237	6	6	28 h 0 m	105.28	13,110	オイル・ワイパー交換、ラ イ交換	48847	6,163
日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55			連絡用	333	81	31	37 h 10 m	53.00			58869
ホンダ バモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	雑管理	596	131	31	44 h 26 m	57.95			55379	8,062
スズキ 軽ダンプ	リース	熊谷480せ84-85			雑管理	184	21	21	100 h 40 m	22.82			1122
ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	89	9	8	9 h 35 m	3.30			53825	985
ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			120	15	7	15 h 20 m	2.52			58639	1,575
ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347	施設	雑管理	577	47	26	67 h 40 m	13.46			15107	7,433
ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			500	42	20	54 h 30 m	7.15	11,000	タイヤバンク修理	15853	7,961
ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	177	17	12	25 h 25 m	1.50			14430	2,138
ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	322	22	18	51 h 40 m	6.24			20723	5,419
スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	12	2	2	1 h 0 m	0.00			6604	579
スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	297	15	14	31 h 50 m	4.30			16521	3,125

【H29】

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H29年4月分 (自 1日) (至30日)

借受人 管理センター長
作成者

(H29. 4月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び 替え部品名	摘要 総走行キロ数	H29年度 総走行キロ数	
						稼働回数	運転日数	運転時間						
四輪車	日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	617	51	22	55 h 55 m	24.16		13328	617	
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,065	78	28	94 h 10 m	96.06		122643	1,065	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58			737	92	60	63 h 50 m	57.14		17104	737	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05			1,129	94	27	85 h 45 m	92.00		26905	1,129	
	マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			663	55	27	99 h 40 m	54.71		19391	663	
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	369	23	17	67 h 5 m	39.95		66089	369	
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	植物	運搬	140	10	9	20 h 0 m	73.72	6,000	タイヤ履き替え	34785	140
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64		雑管理	437	44	24	59 h 50 m	30.00		71458	437	
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	植物・施設	雑管理	307	23	16	49 h 40 m	31.00		85816	307	
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98	施設	雑管理	904	84	29	120 h 45 m	82.00		69498	904	
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44		バキューム	0	0	0	0 h 0 m	0.00		3538	0	
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	625	16	16	48 h 30 m	355.36		49472	625	
	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	植物園	連絡用	375	75	30	40 h 14 m	47.02	2,000	タイヤ履き替え	59244	375
	ホンダ バモス	KT-2003	熊谷480か95-22		雑管理	501	104	30	43 h 27 m	53.77		55880	501	
スズキ 軽ダンプ	リース	熊谷480せ84-85		雑管理	126	15	15	75 h 0 m	20.82		1248	126		
原付バイク	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	110	8	8	10 h 30 m	0.00		53935	110	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			112	9	5	12 h 40 m	2.26		58751	112	
	ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347			604	49	22	69 h 45 m	12.86		15711	604	
	ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			548	56	20	53 h 10 m	7.40		16401	548	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	195	19	13	36 h 20 m	3.49		14625	195	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	522	29	20	79 h 10 m	8.01		21245	522	
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	85	15	13	19 h 50 m	4.09		6689	85	
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	571	27	20	66 h 30 m	15.67	10,000	後輪タイヤ交換	17092	571

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H29年5月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H29. 5月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び 替え部品名	摘要 総走行キロ数	H29年度 総走行キロ数	
						稼働回数	運転日数	運転時間						
四輪車	日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	680	68	27	55 h 56 m	52.41		14008	1,297	
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,275	88	30	102 h 35 m	115.36		123918	2,340	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58			650	89	31	55 h 40 m	58.57		17754	1,387	
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05			851	74	29	69 h 15 m	62.33		27756	1,980	
	マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			870	84	31	117 h 48 m	56.51		20261	1,533	
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	企画運営	雑管理	450	22	15	84 h 50 m	68.95		66539	819	
	いすゞ エルフ(ユック)	TT-1461	熊谷100さ53-81	植物	運搬	37	5	5	32 h 36 m	0.00		34822	177	
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64		雑管理	651	53	26	82 h 25 m	57.43	2,000	タイヤ履き替え	72109	1,088
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83	植物・施設	雑管理	652	41	25	65 h 30 m	30.00	2,000	タイヤ履き替え	86468	959
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98		雑管理	912	95	30	116 h 45 m	94.11		70410	1,816	
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44	施設	バキューム	2	1	1	1 h 0 m	0.00		3540	2	
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76		園路清掃	447	10	10	34 h 30 m	229.81		49919	1,072	
	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55	植物園	連絡用	461	68	31	71 h 23 m	99.99		59705	836	
	ホンダ バモス	KT-2003	熊谷480か95-22		雑管理	592	111	31	72 h 5 m	28.35		56472	1,093	
スズキ 軽ダンプ	リース	熊谷480せ84-85		雑管理	225	15	15	75 h 0 m	19.47		1473	351		
原付バイク	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	189	20	9	12 h 45 m	4.81		54124	299	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			402	41	17	47 h 45 m	10.92		59153	514	
	ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347			471	38	19	45 h 10 m	9.33		16182	1,075	
	ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			715	50	20	59 h 10 m	9.60		17116	1,263	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	施設	雑管理	395	44	23	67 h 40 m	6.30		15020	590	
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477	植物	雑管理	640	32	22	77 h 25 m	10.87		21885	1,162	
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	67	16	12	13 h 50 m	0.00		6756	152	
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480	施設	雑管理	573	21	14	57 h 10 m	12.00		17665	1,144	

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H29年6月分 (自 1日) (至30日)

借受人 管理センター長
作成者

(H29. 6月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び取 替え部品名	摘要 総走行キロ数	H29年度 総走行キロ数
						稼働回数	運転日数	運転時間					
四輪車	日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	552	46	22	49 h 50 m	52.00		14560	1,849
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	1,086	75	28	76 h 10 m	90.14	1,300 プレーキランプ交換	125004	3,426
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58			711	86	30	56 h 50 m	54.39		18465	2,098
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05	企画運営	雑管理	1,057	89	28	87 h 0 m	80.62		28813	3,037
	マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			753	67	26	81 h 5 m	56.36		21014	2,286
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	植物	運搬	217	22	14	36 h 35 m	38.74		66756	1,036
	いすゞ エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81			255	10	7	22 h 20 m	0.00		35077	432
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64	植物・施設	雑管理	443	37	19	55 h 35 m	55.00		72552	1,531
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			516	39	23	75 h 25 m	31.13		86984	1,475
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98	施設	雑管理	934	80	27	137 h 0 m	79.00		71344	2,750
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00		3540	2
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76	植物園	連絡用	336	12	11	24 h 50 m	184.46		50255	1,408
	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55			518	78	30	62 h 57 m	54.40	13,100 プレーキランプ交換等	60223	1,354
	ホンダ バモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	雑管理	581	123	30	51 h 44 m	51.20		57053	1,674
スズキ 軽ダンプ	リース	熊谷480せ84-85	244			19	19	95 h 0 m	19.08		1717	595	
原付バイク	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	109	11	7	10 h 5 m	3.21	11,900 点検・オイル交換等	54233	408
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			307	31	16	31 h 55 m	3.07	11,000 点検・オイル交換等	59460	821
	ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347	施設	雑管理	535	39	19	56 h 45 m	10.21	24,890 点検・タイヤ交換等	16717	1,610
	ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			554	49	21	51 h 40 m	7.54	11,450 点検・オイル交換等	17670	1,817
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	植物	雑管理	245	25	19	36 h 45 m	2.80		15265	835
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			505	23	18	72 h 40 m	8.50		22390	1,667
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	92	14	11	11 h 55 m	4.40		6848	244
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480			666	16	13	68 h 30 m	16.30		18331	1,810

貸与車輛の稼働実績、燃料使用実績報告書

H29年7月分 (自 1日) (至31日)

借受人 管理センター長
作成者

(H29. 7月分)

提供物品名	提供物品番号	登録番号	所属	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			使用燃料 (L)	維持修理費 (円)	主な修理箇所及び取 替え部品名	摘要 総走行キロ数	H29年度 総走行キロ数
						稼働回数	運転日数	運転時間					
四輪車	日産 クリッパー	リース	熊谷480せ608	総務	連絡用	606	63	27	52 h 32 m	32.00		15166	2,455
	日産 クリッパー	KT-1802	熊谷480う44-65	利用・安全サ	園内巡視等	956	66	27	68 h 55 m	89.59		125960	4,382
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す68-58			627	92	31	53 h 40 m	30.20		19092	2,725
	マツダ スクラムバン	リース	熊谷480す64-05	企画運営	雑管理	959	66	24	68 h 20 m	84.33	42,990 ドアミラー交換他	29772	3,996
	マツダ スクラムトラック	リース	熊谷480す64-06			924	71	28	117 h 43 m	54.08		21938	3,210
	三菱 キャンター ガッツ	TT-1754	熊谷400そ46-35	植物	運搬	502	24	18	52 h 19 m	59.57		67258	1,538
	いすゞ エルフ(ユニック)	TT-1461	熊谷100さ53-81			90	7	7	10 h 0 m	0.00		35167	522
	日産 クリッパー	KT-1801	熊谷480う44-64	植物・施設	雑管理	451	36	21	54 h 20 m	30.06		73003	1,982
	スズキ 軽ダンプ	KT-1603	熊谷480あ31-83			659	42	26	89 h 25 m	60.21		87643	2,134
	日産 クリッパー	KT-2004	熊谷480か93-98	施設	雑管理	859	79	30	138 h 55 m	84.75		72203	3,609
	いすゞ エルフトラック	TT-1939	熊谷800す15-44			0	0	0	0 h 0 m	0.00		3540	2
	いすゞ エルフトラック	CU-1003	熊谷88す51-76	植物園	連絡用	380	12	11	31 h 0 m	187.28		50835	1,788
	日産 キャラバン	TA-1902	熊谷300ま・55			587	95	31	67 h 2 m	159.97		60810	1,941
	ホンダ バモス	KT-2003	熊谷480か95-22	植物園	雑管理	623	127	31	61 h 19 m	58.07		57676	2,297
スズキ 軽ダンプ	リース	熊谷480せ84-85	162			15	15	75 h 0 m	0.00		1879	757	
原付バイク	ホンダ スーパーカブ	森林公園 1	滑川町あ5628	利用・安全サ	園内巡視等	84	7	7	8 h 45 m	0.00		54317	492
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 2	滑川町あ5630			331	34	17	30 h 35 m	6.99		59791	1,152
	ホンダ トゥデイ	リース	滑川町あ8347	施設	雑管理	706	52	21	74 h 5 m	14.05		17423	2,316
	ホンダ スーパーカブ	リース	滑川町あ8350			983	76	27	87 h 25 m	13.04		18653	2,800
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 3	滑川町あ7351	植物	雑管理	128	12	9	16 h 55 m	3.30		15393	963
	ホンダ スーパーカブ	森林公園 4	滑川町あ7477			866	29	23	96 h 30 m	12.86		23256	2,533
	スズキ アドレス	森林公園 5	滑川町あ7481	植物園	連絡用	96	18	13	12 h 25 m	0.00		6944	340
	スズキ アドレス	森林公園 7	滑川町あ7480			639	25	14	53 h 5 m	15.30		18970	2,449

危機管理対応実績・報告①<事故対応等>

【H27】

件

	事故	事件	病気 (急性症状)	病気	車両事故	その他	計
4月	3		1				4
5月	4		2				6
6月	2				1		3
7月							0
8月	1						1
9月	1	1	2			1	5
10月	1						1
11月	2						2
12月							0
1月	1						1
2月	1						1
3月			1				1
計	16	1	6	0	1	1	25

【H28】

件

	事故	事件	病気 (急性症状)	病気	車両事故	その他	計
4月			1				1
5月	2	1		1	1	1	6
6月	3						3
7月			2				2
8月	1	1					2
9月							0
10月	1	1					2
11月	1	1	1	1			4
12月		1					1
1月		1					1
2月							0
3月	2	1					3
計	10	7	4	2	1	1	25

【H29 ※7月まで】

件

	事故	事件	病気 (急性症状)	病気	車両事故	その他	計
4月		1					1
5月	4	2		1			7
6月							0
7月	1						1
8月							0
9月							0
10月							0
11月							0
12月							0
1月							0
2月							0
3月							0
計	5	3	0	1	0	0	9

平成27年度

●事故

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2015/4/3 16:01	事故	負傷	打撲	水遊び場	お客様	2	男
2015/4/29 14:45	事故	負傷	右側頭部を打撲	サイクリングコース	お客様	39	女
2015/4/29 15:45	事故	負傷	自転車同士の接触による転倒、右ひざ下げが、出血	サイクリングコース	お客様	46	女
2015/5/3 13:00	事故	負傷	自転車転倒事故、右肘脱臼の疑い	サイクリングコース	お客様	7	男
2015/5/10 16:58	事故	負傷	下顎裂傷	西口広場大園路	お客様	3	男
2015/5/18 15:25	事故	負傷	右足首骨折の疑い	ぼんぼこマウンテン	お客様	35	男
2015/5/24 13:23	事故	負傷	自転車から転倒	サイクリングコース	お客様	41	男
2015/6/1 14:30	事故	負傷	10歳男の子の額打撲	ぼんぼこマウンテン	お客様	10	男
2015/6/14 11:59	事故	負傷	額を負傷	冒険コース	お客様	8	男
2015/8/15 15:38	事故	施設等破損	転倒事故、右肩を強打、負傷	サイクリングコース	お客様	33	男
2015/9/19 12:53	事故	負傷	サイクリング中の転倒による右ひじ負傷(骨折)	サイクリングコース	お客様	6	男
2015/10/1 13:00	事故	負傷	手押し車で歩行中に転倒・頭部負傷	北口エリア	お客様	83	女
2015/11/1 13:55	事故	負傷	アスレチック利用中に誤って右側頭部を打撲	冒険コース	お客様	8	男
2015/11/21 9:10	事故	施設等破損	駐車場ゲートバーが車両に接触	中央口駐車場	-	-	-
2016/1/9 14:10	事故	発症	マラソン参加者の体調不良	西口広場	お客様	44	男
2016/2/2 11:01	事故	負傷	学校マラソン大会前の準備中、転倒し右ひざ打撲、裂傷	運動広場	お客様	16	女

●車両事故

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2015/6/28 13:35	車両事故	施設等破損	駐車場入口のポールに車両が接触、破損	中央第2駐車場	-	-	-

●事件

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2015/9/25 8:40	事件	盗難	自動販売機荒らし	南口休憩所売店	-	-	-

●病気(急性症状)

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2015/4/12 10:40	病気(急性症状)	発症	気分が悪く、吐き気、高血圧による救急車搬送	中央口駐車場	お客様	69	男
2015/5/4 16:00	病気(急性症状)	発症	熱中症の疑い	冒険コース	お客様	11	女
2015/5/10 10:39	病気(急性症状)	発症	意識昏倒	運動広場	お客様	41	男
2015/9/20 15:45	病気(急性症状)	発症	持病の痙攣発作	冒険コース	お客様	3	女
2015/9/23 12:30	病気(急性症状)	発症	めまいの症状(来園者が直接要請)	運動広場	お客様	34	女
2016/3/8 10:40	病気(急性症状)	発症	自転車走行中に意識昏睡し転倒	南口駐車場	お客様	59	男

●その他

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2015/9/12 11:00	その他	負傷	ハチによる後頭部虫刺され	西田沼(西口)	お客様	36	男

平成28年度

●事故

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2016/5/5 11:45	事故	負傷	サイクリング中のスピード出し過ぎによる転倒事故	サイクリングコース	お客様	65	女
2016/5/5 14:40	事故	負傷	サイクリング中のスピード出し過ぎによる転倒事故	サイクリングコース	お客様	7	男
2016/6/11 15:30	事故	負傷	スピード出し過ぎによりサイクリングコースから滑落	サイクリングコース	お客様	12	男
2016/6/26 12:50	事故	負傷	スピードの出し過ぎによりハンドル操作を誤り転倒	サイクリングコース	お客様	6	女
2016/6/26 16:20	事故	負傷	遊具でジャンプ中に背筋を負傷	ぼんぼこマウンテン	お客様	42	男
2016/8/21 12:30	事故	負傷	自転車操作不慣れにより転倒	サイクリングコース	お客様	50	男
2016/10/15 13:00	事故	盗難	テントで就寝中、荷物を盗難	西口広場	お客様	35	男
2016/11/22/13:35	事故	負傷	運転操作ミスによる自転車転倒事故	サイクリングコース	お客様	79	女
2017/3/11/10:30	事故	負傷	遊具ネットに足が引っ掛かり転倒、右手首負傷	むさしキッズドーム	お客様	12	男
2017/3/16/13:25	事故	負傷	自分の自転車で転倒、左まぶたを負傷	中央口	お客様	4	男

●車両事故

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2016/5/3 10:30	車両事故	その他	お客様の操作ミスにより他者の駐車車両に接触	南口駐車場	-	-	-

●事件

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2016/5/12 9:20	事件	盗難	自動販売機荒らしによる金銭盗難	都市緑化植物園	-	-	-
2016/8/13 7:00	事件	盗難	自動販売機荒らしによる金銭盗難(5台)	西口エリア3ヶ所	-	-	-
2016/10/11 15:05	事件	負傷	遊具でバランスを崩し左ひざを負傷	ぼんぼこマウンテン	お客様	12	男
2016/11/18 8:57	事件	盗難	自動販売機荒らしによる金銭盗難(2台)	中央口、中央レストラン	-	-	-
2016/12/7/8:28	事件	盗難	自動販売機荒らしによる金銭盗難(3台)	溪流広場、植物園	-	-	-
2017/1/30/8:40	事件	盗難	自動販売機荒らしによる金銭盗難(3台)	溪流広場、植物園	-	-	-
2017/3/14/11:45	事件	死亡	林の中で自殺者発見(警察に自殺予告があり捜索)	西口大沼付近	その他	不明	男

●病気

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2016/5/15 10:05	病気	発症	園内散策中の体調不良(意識昏倒)	都市緑化植物園	お客様	60	女
2016/11/15 12:55	病気	痙攣	レストラン食事中に体調不良(アレルギーとは無関係)	展望広場レストラン	お客様	3	男

●病気(急性症状)

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2016/4/30 10:00	病気(急性症状)	その他	蜂刺されによる体調不良	水遊び場	お客様	35	女
2016/7/24 15:00	病気(急性症状)	発症	下腹部痛みによる救急車搬送	南口ゲート	お客様	17	男
2016/7/29 16:10	病気(急性症状)	発症	乳児が痙攣を発症	西口ゲート	お客様	1	男
2016/11/8 12:15	病気(急性症状)	発症	学校マラソン完走後、過呼吸による体調不良	運動広場	お客様	17	女

●その他

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2016/5/1 16:00	その他	その他	認知症らしき女性を保護	都市緑化植物園	お客様	60	女

平成29年度 ※7月まで

●事故

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2017/5/3/11:00	事故	負傷	お客様不注意による自転車転倒事故	サイクリングコース1.1K付近	お客様	32	男
2017/5/4/9:30	事故	負傷	お客様不注意による自転車転倒事故	サイクリングコース10.1K付近	お客様	48	女
2017/5/4/14:15	事故	負傷	お客様不注意による自転車転倒事故	サイクリングコース5K付近	お客様	31	女
2017/5/24/16:25	事故	負傷	気分が悪いため自家用車で休憩中、体調が急変	中央駐車場	お客様	38	男
2017/7/14/13:40	事故	破損	収益納品業者車両の後方確認ミスにより、駐車中の原付バイク(国貨与品)と接触・破損	水遊び場臨時売店付近	-	-	-

●事件

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2017/4/4/8:55	事件	盗難	自動販売機荒らしによる金銭盗難(5台 148,380円)	運動広場、中央レストラン、旧中央サイクリングセンター	-	-	-
2017/5/8/5:01	事件	盗難	自動販売機荒らしによる金銭盗難(3台 58,140円)	運動広場	-	-	-
2017/5/25/8:15	事件	破損	駐車場ブースの窓ガラスが割られ不審者が侵入(金銭等盗難なし)	南口駐車場	-	-	-

●病気

発生日時	分類	種類	被害の程度	発生場所	被害者の属性		
					分類	年齢	性別
2017/5/4/15:40	病気	負傷	脳梗塞疑いの高齢者が園内で転倒・負傷(ドクターヘリで搬送)	溪流広場上、紅黄葉樹園前付近	お客様	77	男

危機管理対応実績・報告②<自然災害、火災>

【H27】

災害発生日	災害種別	地震震度	災害件名	事後点検概要
2015/5/25	地震	震度4	埼玉県北部を震源とするマグニチュード5.6の地震	14:35 5班編成による園内一斉点検開始

【H28】

災害発生日	災害種別	地震震度	災害件名	事後点検概要
2016/8/22	台風		台風9号	台風通過後に事後点検
2017/1/15	降雪		積雪によるサイクリングコースの閉鎖	

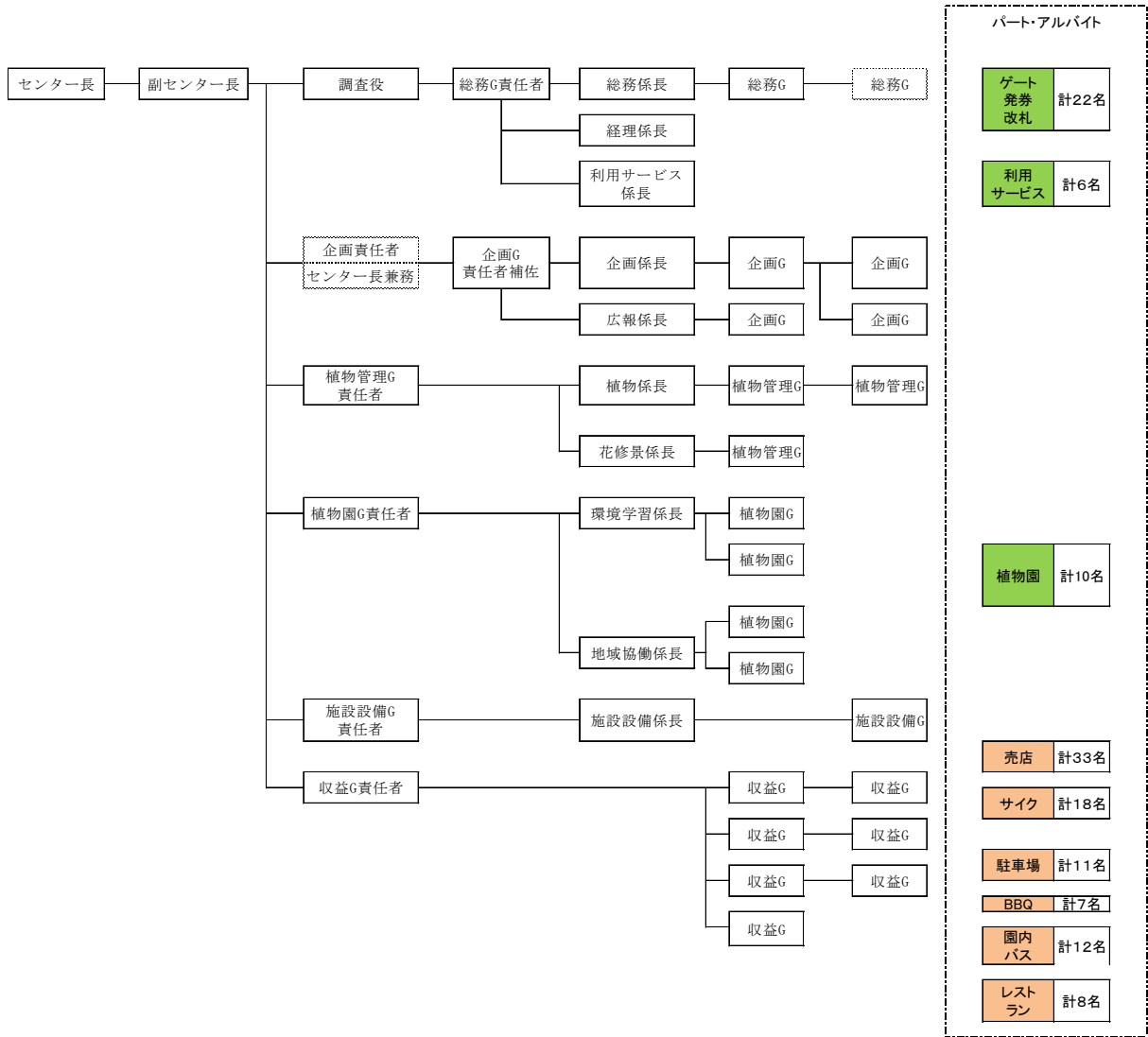
【H29】

災害発生日	災害種別	地震震度	災害件名	事後点検概要
2017/9/18	台風		台風18号の影響によるサイクリングコースの利用中止	10:50 サイクリングコースの清掃作業を完了し点検を終了。11時より利用開始を決定 11:52 各施設にサイクリングコースの利用開始を連絡 11:00 サイクリングコース利用開始
2017/10/22	台風		台風21号による午前中閉園	7:00 園内を4班に分け点検開始。 7:50 点検終了。サイクリングコース落ち枝、冠水で終日利用規制。園内数カ所で倒木、冠水の被害。 8:00 国へ結果報告。午前中は閉園したい旨、報告。 8:35 午前中閉園決定 12:00 をめどに開園予定 12:00 より開園 ただし、サイクリングコース落ち枝、冠水で終日閉鎖。冒険コース、ぽんぽこマウンテン終日利用不可。

職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置

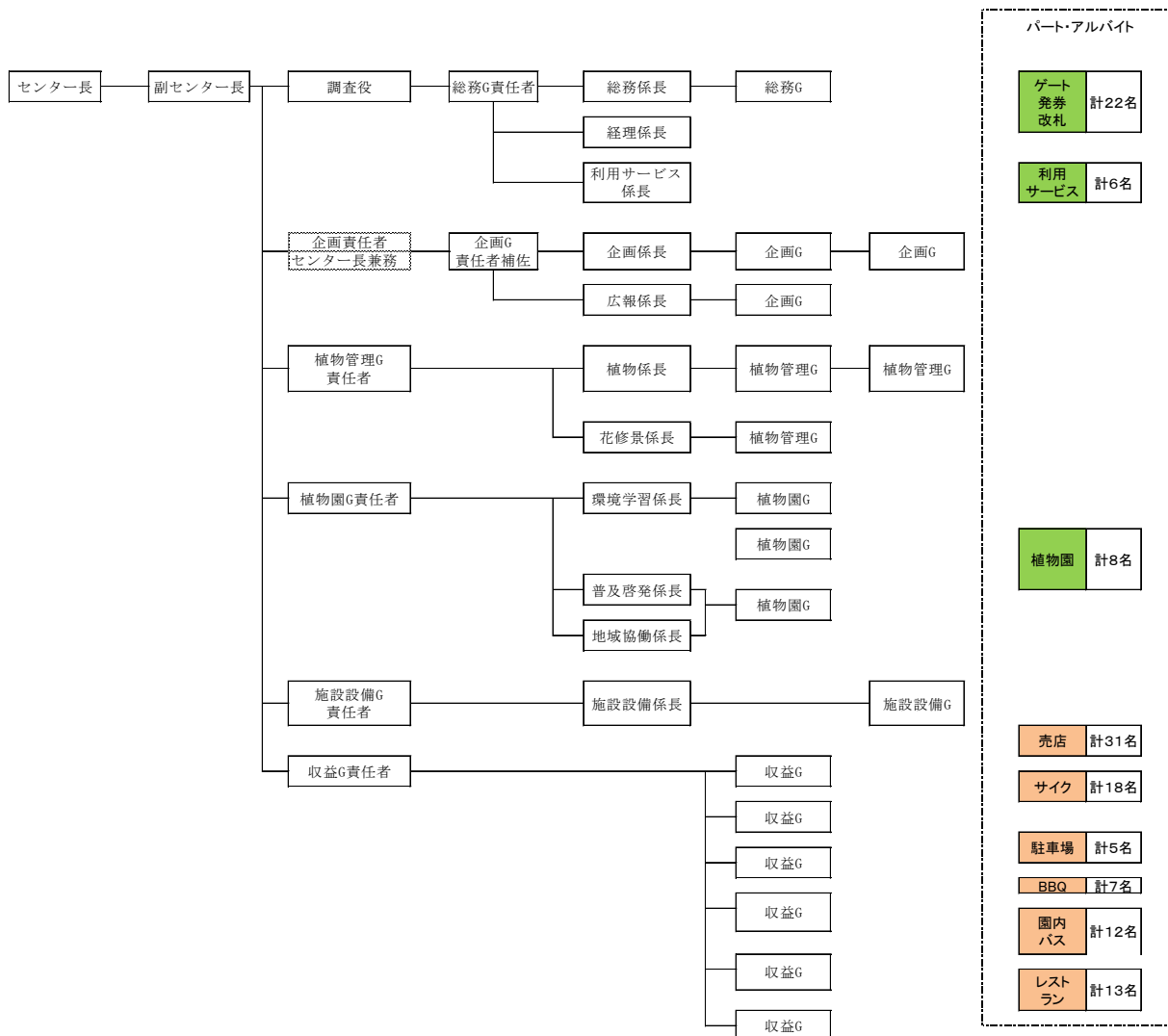
【H27・H28】

森林公園センター組織図 (H27・H28)



【H29】

森林公園センター組織図 (H29)



■配置人数基準表

(人)

		平日	土曜日	日・祝	繁忙日
南口	発券・改札	2	2	3	5
	駐車場	1	1	1	2
中央口	発券・改札	1	3	3	4
	駐車場	1	1	2	3
西口	発券・改札	1	3	3	3
	駐車場	1	1	2	3
北口	発券・改札	1	1	1	2
	駐車場		1	1	1
南サイク	貸自転車	1	1	2	3
	売店		1	1	1
中央サイク	貸自転車	1	3	3	4
西サイク	貸自転車	1	2	3	4
	売店		1	2	2
北サイク	貸自転車	0	0	0	2
南口休憩所売店		1	1	1	2
運動広場売店		1	2	2~3	5
中央口売店		1	2	2~3	4
植物園売店		1	2	2~3	4
溪流広場売店		1	2	2~3	4
西口売店		1	2	2~3	4
水遊び場売店		1	1	2~3	5
展望レストラン		1	3	3~4	5
中央レストラン		1	3	3~4	5

※繁忙日：GW、その他連休、無料開園日等

※日祝、繁忙日以外の日曜、祝日

※人数は臨時職員、アルバイト等の総数

※南口最繁忙日は、自転車持込口を含む

総括責任者による外部会議への出席

- 1、事業連絡会議 毎月第3木曜日 国、管理センターの連絡会議
- 2、カウ対策協議会 年2回（7月、2月）埼玉県、関係機関、国、管理センター
- 3、動植物検討会 毎月第4水曜日 国、管理センター、NPOとの業務・工事連絡会
- 4、総合防災訓練 9月 関東地方整備局の防災訓練の現地支部
- 5、沼まつり（イベント）10月 国（スターター、挨拶）、滑川町、管理センター
- 6、完走マラソン大会 2月 国、管理センター（スターター、挨拶）

苦情、要望等対応処理

【H27】

期間	件数
4月	33件
5月	43件
6月	21件
7月	21件
8月	42件
9月	51件
10月	50件
11月	55件
12月	18件
1月	16件
2月	8件
3月	13件

平成27年4月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価		マイナス評価			提案要望等			その他			計				
	H27年度		H26		H27年度		H26		H27年度		H26		H27年度		H26	
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計	
料金										1	1		1	1		
駐車場																
施設	2	2		4	4		5	5	2			1	11	11	3	
遊具施設	3	3	4				1	1	1				4	4	5	
案内図・標識等							1	1	3				1	1	3	
園路	1	1								1	1		2	2		
清掃																
動植物管理	3	3		1	1	1	4	4		1	1	1	9	9	2	
行催事							1	1	1	1	1		2	2	1	
植物園																
売店	1	1							1				1	1	1	
自動販売機																
サイクリング									2						2	
レストラン				2	2								2	2		
園内バス						1									1	
職員																
開園時間																
ドッグラン																
券売・改札																
その他			1						1						2	
計	10	10	5	7	7	2	12	12	11	4	4	2	33	33	20	

特記事項

平成27年5月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金			1								1			1	1
駐車場												1			1
施設	5	7	1	1	5		8	13	1				14	25	5
遊具施設	2	5	3	1	1	1	4	5	4				7	11	13
案内図・標識等				3	3	4	4	5	2				7	8	9
園路		1									1			2	
清掃			1												1
動植物管理	1	4	1	1	2	2	3	7			1	1	5	14	6
行催事	1	1					2	3	2		1		3	5	3
植物園															
売店		1				1	2	2					2	3	2
自動販売機															
サイクリング						2	1	1	2				1	1	6
レストラン				1	3	2			1				1	3	3
園内バス			2			2									5
職員															
開園時間															
ドッグラン				1	1	1	1	1	1				2	2	2
券売・改札															
その他			2			1	1	1	1				1	1	6
計	9	19	11	8	15	16	26	38	14		4	2	43	76	63

特記事項

平成27年6月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金						1					1			1	2
駐車場												1			1
施設	2	9		1	6	1	3	16					6	31	6
遊具施設		5	1		1	1		5						4	15
案内図・標識等					3	1	2	7					2	10	10
園路		1							1		1			2	1
清掃															1
動植物管理		4		1	3	3	1	8			1	1	2	16	9
行催事	1	2	1				1	4			1		2	7	4
植物園	1	1											1	1	
売店	3	4					3	5					6	9	2
自動販売機															
サイクリング								1						1	7
レストラン					3	1								3	4
園内バス															5
職員			1												1
開園時間							2	2					2	2	
ドッグラン					1			1						2	2
券売・改札															
その他			1					1	1					1	8
計	7	26	4	2	17	8	12	50	2		4	2	21	90	78

特記事項

平成27年7月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金											1			1	2
駐車場															1
施設		9		1	7	1	1	17	1				2	33	8
遊具施設	2	7		1	2		2	7					5	9	15
案内図・標識等					3			7						10	10
園路		1									1			2	1
清掃															1
動植物管理	2	6			3	2		8			1		2	18	11
行催事	1	3						4			1		1	8	4
植物園	1	2				1							1	2	1
売店	1	5				1		5					1	10	3
自動販売機										1					1
サイクリング								1						1	7
レストラン					3	1	1	1					1	4	5
園内バス								5							10
職員	1	1		2	2								3	3	1
開園時間								2						2	
ドッグラン					1			1						2	2
券売・改札															
その他	1	1	2	1	1		3	4					5	6	10
計	9	35	2	5	22	11	7	57	2		4		21	111	93

特記事項

平成27年8月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金											1			1	2
駐車場															2
施設	6	15			7	1	8	24	1				14	46	11
遊具施設		7	4		2	1	3	8		1	1		4	8	21
案内図・標識等				1	4	1		7					1	11	11
園路		1									1			2	1
清掃															1
動植物管理	2	8	1		3	1	2	10			1		4	22	13
行催事	1	4	2				3	7			1		4	12	7
植物園		2	1											2	2
売店	3	8		1	1	1	2	7					6	16	4
自動販売機						1				1					3
サイクリング			1					1						1	8
レストラン				2	5	1							2	5	6
園内バス						1	1	1					1	1	11
職員	5	6	2		2	2							5	8	5
開園時間								2						2	
ドッグラン					1			1						2	2
券売・改札															
その他	1	2	3		1			1					1	4	14
計	18	53	14	4	26	10	19	69	2	1	5		42	143	124

特記事項

平成27年9月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金							1	1			1		1	2	2
駐車場							1	1					1	1	2
施設	1	16	1	6	13	3	6	30	1				13	59	16
遊具施設	2	9			2		1	9	2		1		3	7	23
案内図・標識等				1	5	1	2	9					3	14	12
園路		1				1			1		1			2	3
清掃															1
動植物管理	1	9	1		3	2	4	14			1	1	5	27	17
行催事		4	1				2	9	1		1	1	2	14	10
植物園		2												2	2
売店	3	11		2	3		4	11					9	25	4
自動販売機															3
サイクリング				1	1	1	1	2	2				2	3	11
レストラン	2	2		3	8	5	3	3	1				8	13	12
園内バス						1	1	2					1	2	12
職員	2	8			2	1							2	10	6
開園時間								2						2	
ドッグラン					1	2		1						2	4
券売・改札															
その他	1	3	2		1	1		1				1	1	5	18
計	12	65	5	13	39	18	26	95	8		5	3	51	190	158

特記事項

平成27年10月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金								1	1		1	1		2	4
駐車場							1	2					1	2	2
施設	1	17	1	2	9		2	32	2				5	58	19
遊具施設		9			2		1	10	2		1		1	5	25
案内図・標識等				1	5	2	4	13	1				5	18	15
園路		1		2	2						1		2	4	3
清掃															1
動植物管理		9		1	4	1	3	17	1		1		4	31	19
行催事	5	9	1			4	6	15	3	1	2	1	12	26	19
植物園	1	3											1	3	2
売店	1	12		1	2		5	16					7	30	4
自動販売機															3
サイクリング								2				1		2	12
レストラン		2		3	8	3	2	5					5	15	15
園内バス								2						2	12
職員	1	9	1		2	1			1				1	11	9
開園時間								2						2	
ドッグラン				1	2		1	2	1				2	4	5
券売・改札															
その他		3			1	1	4	5	1				4	9	20
計	9	74	3	11	37	12	29	124	13	1	6	3	50	224	189

特記事項

平成27年11月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金			1					1	1		1			2	6
駐車場				1	1	2	1	2					2	3	4
施設	1	17	2	1	8	1	2	32	1				4	57	23
遊具施設	2	11	1		2		2	11	1		1		4	8	27
案内図・標識等			1	1	5		7	16	1				8	21	17
園路		1									1			2	3
清掃	1	1				1							1	1	2
動植物管理	1	10			3	4	2	16	2		1		3	30	25
行催事	8	12	11	1	1	2	4	13	7		1		13	27	39
植物園	1	3					2	2					3	5	2
売店		11		2	3	3	2	13					4	27	7
自動販売機															3
サイクリング	1	1		1	1	1	1	3	3				3	5	16
レストラン	1	3	1	1	6	3	1	4					3	13	19
園内バス						1		2						2	13
職員	1	9			2	2							1	11	11
開園時間								2						2	
ドッグラン				1	2			1					1	3	5
券売・改札															
その他	2	5		1	2		2	3				1	5	10	21
計	19	84	17	10	36	20	26	121	16		5	1	55	229	243

特記事項

平成27年12月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金								1			1			2	6
駐車場								2						2	4
施設		17	2		7		1	33	4				1	57	23
遊具施設		11	1		2			11			1			4	27
案内図・標識等			1		4			16						20	17
園路		1									1			2	3
清掃		1												1	2
動植物管理		10			3		1	17	1		1		1	31	25
行催事	9	21	11				4	17	2		1		13	39	39
植物園		3						2						5	2
売店	1	12		1	2			13	2				2	27	7
自動販売機															3
サイクリング		1				1		3						4	16
レストラン		3	1		5			4						12	19
園内バス								2						2	13
職員	1	10			2	1							1	12	11
開園時間								2						2	
ドッグラン					1			1						2	5
券売・改札															
その他		5			1			3				1		9	21
計	11	95	16	1	27	2	6	127	9		5	1	18	233	243

特記事項

平成28年1月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金							1	2			1		1	3	6
駐車場								2	1					2	5
施設		17		1	8	1		33					1	58	28
遊具施設		11			2		1	12			1		1	5	27
案内図・標識等	1	1			4			16					1	21	17
園路		1									1			2	3
清掃		1												1	2
動植物管理	1	11			3			17	2		1		1	32	28
行催事		21		1	1		2	19	1		1		3	42	42
植物園		3						2						5	2
売店	2	14			2	1	1	14					3	30	10
自動販売機															3
サイクリング		1						3						4	17
レストラン		3			5	1		4						12	20
園内バス								2						2	13
職員		10			2									12	13
開園時間							1	3					1	3	
ドッグラン					1		1	2					1	3	5
券売・改札															
その他		5		1	2		2	5	2				3	12	23
計	4	99		3	30	3	9	136	6		5		16	249	264

特記事項

平成28年2月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金			2			1		2	2		1	1		3	6
駐車場						2		2	2			1		2	5
施設		17	5		8	9	1	34	14			1	1	59	29
遊具施設		11	13		2	3		12	10		1	1		4	27
案内図・標識等		1	1		4	10		16	9					21	20
園路		1				1	1	1	2		1		1	3	3
清掃		1	1			1								1	2
動植物管理	1	12	5	1	4	16	1	18	6		1	4	3	35	31
行催事	1	22	16		1	9		19	18		1	3	1	43	46
植物園		3	2			1		2	1					5	4
売店		14			2	7		14	3					30	10
自動販売機						1			2						3
サイクリング		1	1			5		3	9			3		4	18
レストラン		3	1		5	17		4	2					12	20
園内バス			2			11		2						2	13
職員	1	11	5		2	8			1				1	13	14
開園時間								3						3	
ドッグラン					1	3		2	2					3	5
券売・改札															
その他		5	11	1	3	3		5	10			3	1	13	27
計	3	102	65	2	32	108	3	139	93		5	17	8	256	283

特記事項

平成28年3月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26	H27年度		H26
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金	1	1	2			1	1	3	2		1	1	2	5	6
駐車場						2		2	2			1		2	5
施設	1	18	5		8	9	2	36	14			1	3	62	29
遊具施設		11	13		2	3		12	10		1	1		4	27
案内図・標識等		1	1		4	10		16	9					21	20
園路		1				1		1	2		1			3	3
清掃		1	1			1								1	2
動植物管理	2	14	5		4	16		18	6		1	4	2	37	31
行催事	1	23	16		1	9		19	18		1	3	1	44	46
植物園		3	2			1		2	1					5	4
売店		14			2	7		14	3					30	10
自動販売機						1			2						3
サイクリング		1	1			5		3	9			3		4	18
レストラン	1	4	1		5	17		4	2				1	13	20
園内バス			2			11	1	3					1	3	13
職員	2	13	5		2	8			1				2	15	14
開園時間								3						3	
ドッグラン					1	3		2	2					3	5
券売・改札															
その他		5	11		3	3	1	6	10			3	1	14	27
計	8	110	65		32	108	5	144	93		5	17	13	269	283

特記事項

【H28】

期間	件数
4月	22件
5月	33件
6月	23件
7月	15件
8月	19件
9月	5件
10月	15件
11月	24件
12月	16件
1月	11件
2月	16件
3月	8件

平成28年4月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金							1	1				1	1	1	1
駐車場							1	1					1	1	
施設	1	1	2			4	1	1	5				2	2	11
遊具施設			3	1	1		1	1	1				2	2	4
案内図・標識等				1	1		1	1	1				2	2	1
園路			1									1			2
清掃															
動植物管理	2	2	3	1	1	1	2	2	4			1	5	5	9
行催事	2	2					1	1	1			1	3	3	2
植物園															
売店			1												1
自動販売機															
サイクリング							2	2					2	2	
レストラン						2									2
園内バス				1	1								1	1	
職員															
開園時間															
ドッグラン							1	1					1	1	
券売・改札															
その他							2	2					2	2	
計	5	5	10	4	4	7	13	13	12			4	22	22	33

特記事項

平成28年5月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金							1	2					1	2	1
駐車場								1						1	
施設	1	2	5			1	1	2	8				2	4	25
遊具施設	3	3	2		1	1	1	2	4				4	6	11
案内図・標識等					1	3	4	5	4				4	6	8
園路															2
清掃							1	1					1	1	
動植物管理	3	5	1		1	1	1	3	3				4	9	14
行催事		2	1	1	1			1	2				1	4	5
植物園															
売店							2	2	2				2	2	3
自動販売機															
サイクリング							2	4	1				2	4	1
レストラン				1	1	1							1	1	3
園内バス				1	2								1	2	
職員	1	1		1	1								2	2	
開園時間															
ドッグラン						1		1	1					1	2
券売・改札															
その他	3	3		1	1		3	5	1	1	1		8	10	1
計	11	16	9	5	9	8	16	29	26	1	1		33	55	76

特記事項

平成28年6月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金								2						2	
駐車場								1						1	
施設		2	2			1		2	3					4	6
遊具施設	2	5		2	3		3	5					7	13	
案内図・標識等	1	1			1			5	2				1	7	2
園路															
清掃								1						1	
動植物管理	2	7		1	2	1	3	6	1				6	15	2
行催事	3	5	1		1			1	1				3	7	2
植物園			1												1
売店			3				1	3	3				1	3	6
自動販売機															
サイクリング								4						4	
レストラン					1		1	1					1	2	
園内バス				1	3		1	1					2	4	
職員	1	2			1								1	3	
開園時間									2						2
ドッグラン								1						1	
券売・改札															
その他		3			1		1	6			1		1	11	
計	9	25	7	4	13	2	10	39	12		1		23	78	21

特記事項

平成28年7月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金	1	1						2					1	3	1
駐車場								1						1	
施設		2					1	3					1	5	33
遊具施設		3	2		1	2		2	2			2		6	9
案内図・標識等					1			2	7				2	8	10
園路															2
清掃								1							1
動植物管理		5	2	1	2	2		3	2			2	1	10	18
行催事		2	1		1	1	1	2	1			1	1	5	8
植物園			1			1			1			1			2
売店			1			1	1	3	1			1	1	3	10
自動販売機															
サイクリング								4						4	1
レストラン	1	1			1								1	2	4
園内バス					2									2	
職員	3	4	1		1	1			1			1	3	5	3
開園時間															2
ドッグラン								1						1	2
券売・改札															
その他	2	5	1	1	2	1	1	6	1		1	1	4	14	6
計	7	23	9	2	11	9	6	35	9		1	9	15	70	111

特記事項

平成28年8月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金		1						2	1					3	1
駐車場				1	1			1	1				1	2	
施設		2	1			6		3	6					5	46
遊具施設		3	2		1			2	1					6	8
案内図・標識等				1	2	1	1	8	2				2	10	11
園路							1	1					1	1	2
清掃								1						1	
動植物管理	1	6	1		2			3	4				1	11	22
行催事	1	3			1		1	3	2				2	7	12
ホームページ				1	1		2	2					3	3	
植物園			3			2			4						2
売店							2	5					2	5	16
自動販売機						1			1						
サイクリング			2			3		4	3					4	1
レストラン		1		1	2		1	1	1				2	4	5
園内バス			2	1	3								1	3	1
職員		4			1									5	8
開園時間															2
ドッグラン								1						1	2
券売・改札			1												
その他		5	12		2	13	4	10	26		1		4	18	4
計	2	25	24	5	16	26	12	47	52		1		19	89	143

特記事項

平成28年9月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金		1						2						3	2
駐車場					1			1						2	1
施設		2						3						5	59
遊具施設		3	2		1	2		2	2			2		6	7
案内図・標識等					2			1	9					1	11
園路								1	2					1	2
清掃									1						1
動植物管理		6	2		2	2		1	4	2			2	1	12
行催事		3	1		1	1			3	1			1		7
ホームページ					1				2						3
植物園			1			1				1			1		25
売店			1			1			5	1			1		5
自動販売機															3
サイクリング								1	5					1	5
レストラン		1			2				1					4	2
園内バス					3									3	10
職員		4	1		1	1				1			1		5
開園時間															2
ドッグラン									1						1
券売・改札															5
その他		5	1		2	1		10	1	1	2	1	1	19	190
計		25	9		16	9		4	51	9	1	2	9	5	94
特記事項															

平成28年10月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金		1						2						3	2
駐車場					1			1	1					2	2
施設		2	1			2	4	7	2				4	9	58
遊具施設	1	4			1		1	3	1				2	8	5
案内図・標識等					2	1		9	4					11	18
園路						2		2						2	4
清掃								1						1	
動植物管理		6		1	3	1	1	5	3				2	14	31
行催事		3	5		1		1	4	6			1	1	8	26
ホームページ			1		1			2						3	
植物園			1			1			5						3
売店							1	6					1	6	30
自動販売機															
サイクリング						3	1	6	2			2	1	6	2
レストラン	1	2			2			1					1	5	15
園内バス	1	1	1		3								1	4	2
職員		4			1									5	11
開園時間						1			1						2
ドッグラン							1	2					1	2	4
券売・改札									4						
その他		5	1		2	1	1	11	1		2	1	1	20	9
計	3	28	10	1	17	12	11	62	30		2	4	15	109	224

特記事項

平成28年11月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金		1						2						3	2
駐車場					1			1	1					2	3
施設	1	3	1			2	3	10	2				4	13	57
遊具施設		3			1		1	4	1				1	9	8
案内図・標識等					2	1		9	4					11	21
園路						2		2						2	2
清掃								1						1	1
動植物管理		6			3	1	1	6	3				1	15	30
行催事	1	4	5		1		3	7	6			1	4	6	27
ホームページ			1	1	2			2					1	4	
植物園	3	3	1			1			5				3	3	5
売店	1	1					3	9					4	10	27
自動販売機															
サイクリング						3	1	7	2			2	1	7	5
レストラン	1	2			2			1					1	6	13
園内バス	1	1	1		3		1	1					2	6	2
職員	2	6			1								2	7	11
開園時間						1			1						2
ドッグラン								2						2	3
券売・改札									4						
その他		5	1		2	1		11	1		2	1		20	10
計	10	35	10	1	18	12	13	75	30		2	4	24	127	229

特記事項

平成28年12月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金		1						2						3	2
駐車場					1			1						2	2
施設		3						10	1					13	57
遊具施設	1	4			1			4					1	10	4
案内図・標識等					2			9						11	20
園路								2						2	2
清掃								1	2					1	2
動植物管理		6			3			2	8	1				2	17
行催事	4	8	9	2	3			1	8	4				7	13
ホームページ					2			2						4	
植物園		3												3	5
売店		1	1	1	1	1	1	10						2	12
自動販売機															
サイクリング									7					7	4
レストラン		2			2			1						6	12
園内バス		1			3			1						6	2
職員	1	7	1		1								1	8	12
開園時間															2
ドッグラン									2					2	2
券売・改札															
その他	1	6			2			1	12			2	1	2	22
計	7	42	11	3	21	1	6	81	6		2	1	16	143	233

特記事項

平成29年1月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金		1					2	1						3	3
駐車場					1		1							2	2
施設		3				1	4	14					4	17	58
遊具施設		4			1		4	1						9	5
案内図・標識等			1		2		9							11	21
園路							2							2	2
清掃							1							1	1
動植物管理		6	1	1	4		2	8					3	18	32
行催事		8			1	1	7	2						6	42
ホームページ					2		2							4	
植物園		3												3	5
売店		1	2				2	11	1				2	12	30
自動販売機															
サイクリング							7							7	4
レストラン		2			2		1							6	12
園内バス		1			3		1							6	2
職員		7			1									7	12
開園時間									1						3
ドッグラン							2	1						2	3
券売・改札															
その他		6			2	1	2	13	2		2		2	22	12
計		42	4	1	19	3	10	85	9		2		11	138	249

特記事項

平成29年2月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金		1						2						3	3
駐車場					1			1						2	2
施設		3					1	15	1				1	18	59
遊具施設		4			1			4						9	4
案内図・標識等					2		2	11					2	13	21
園路								2	1					2	3
清掃								1						1	1
動植物管理	1	7	1		4	1	1	9	1				2	20	35
行催事		8	1		1			7						6	43
ホームページ					2		1	3					1	5	
植物園		3												3	5
売店		1						11						12	30
自動販売機															
サイクリング							2	9					2	9	4
レストラン		2			2			1						6	12
園内バス		1			3		1	2					1	7	2
職員	1	8	1		1								1	8	13
開園時間							1	1					1	1	3
ドッグラン				1	1			2					1	3	3
券売・改札															
その他	2	8			2	1	2	15			2		4	26	13
計	4	46	3	1	20	2	11	96	3		2		16	154	256

特記事項

平成29年3月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27	H28年度		H27
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金		1						2						3	5
駐車場					1			1						2	2
施設		3					2	17	1				2	20	62
遊具施設		4			1			4						9	4
案内図・標識等					2		1	12					1	14	21
園路								2	1					2	3
清掃								1						1	1
動植物管理		7	1		4	1	1	10	1				1	21	37
行催事	1	9	1		1			7					1	7	44
ホームページ					2			3						5	
植物園		3												3	5
売店		1						11						12	30
自動販売機															
サイクリング								9						9	4
レストラン		2			2			1						6	13
園内バス		1			3			2						7	3
職員	1	9	1		1								1	9	15
開園時間								1						1	3
ドッグラン					1			2						3	3
券売・改札															
その他		8			2	1	2	17			2		2	28	14
計	2	48	3		20	2	6	102	3		2		8	162	269

特記事項

【H29】

期間	件数
4月	17件
5月	23件
6月	11件
7月	9件

※平成29年7月分まで掲載

平成29年4月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28
	今月	累計	当月		累計	当月		累計	当月	今月	累計	当月		累計	累計
料金									1						1
駐車場									1						1
施設			1					1	1					1	2
遊具施設					1	1		1	1					2	2
案内図・標識等						1			1						2
園路		1						1						2	
バリアフリー								2						2	
清掃															
動植物管理		2	2			1		2	2					4	5
行催事			2						1						3
ホームページ					1									1	
植物園								1						1	
売店															
自動販売機															
サイクリング								1	2					1	2
レストラン															
園内バス						1		1						1	1
職員		1												1	
開園時間															
ドッグラン								1	1					1	1
券売・改札															
その他									2						2
計		4	5		2	4		11	13					17	22
特記事項															

平成29年5月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金									1						2
駐車場															1
施設			1					1	1					1	4
遊具施設			3		1		1	2	1				1	3	6
案内図・標識等							2	2	4				2	2	6
園路		1					1	2					1	3	
バリアフリー								2						2	
清掃									1						1
動植物管理	1	3	3				3	5	1				4	8	9
行催事	1	1				1	1	1					2	2	4
ホームページ					1									1	
植物園								1						1	
売店									2						2
自動販売機															
サイクリング							1	2	2				1	2	4
レストラン						1	1	1					1	1	1
園内バス						1	1	2					1	2	2
職員	2	3	1			1							2	3	2
開園時間															
ドッグラン								1						1	1
券売・改札															
その他	3	3	3	3	3	1	2	2	3			1	8	8	10
計	7	11	11	3	5	5	13	24	16			1	23	40	55
特記事項															

平成29年6月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金							1	1					1	1	2
駐車場							1	1					1	1	1
施設				1	1		2	3					3	4	4
遊具施設			2		1	2		2	3					3	13
案内図・標識等			1	1	1		1	3					2	4	7
園路		1						2						3	
バリアフリー								2						2	
清掃															1
動植物管理		3	2			1		5	3					8	15
行催事		1	3					1						2	7
ホームページ					1		1	1					1	2	
植物園	1	1						1					1	2	
売店									1						3
自動販売機															
サイクリング				1	1			2					1	3	4
レストラン								1	1					1	2
園内バス						1	1	3	1				1	3	4
職員		3	1											3	3
開園時間															
ドッグラン								1						1	1
券売・改札															
その他		3			3			2	1					8	11
計	1	12	9	3	8	4	7	31	10				11	51	78

特記事項

平成29年7月 ご意見集計一覧

評価/ 年度集計 項目	プラス評価			マイナス評価			提案要望等			その他			計		
	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28	H29年度		H28
	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	当月	今月	累計	累計
料金														1	3
駐車場														1	1
施設							1	2	1					1	5
遊具施設			1		1			2						3	6
案内図・標識等								2	2					4	8
園路		1						2						3	
バリアフリー								2						2	
清掃															1
動植物管理		3		1	1	1	3	8					4	12	10
行催事		1						1	1					2	5
ホームページ					1		1	1					1	3	
植物園								1						2	
売店							1	1	1				1	1	3
自動販売機															
サイクリング								2						3	4
レストラン			1					1						1	2
園内バス						1		2						3	2
職員	1	4	3										1	4	5
開園時間							1	1					1	1	
ドッグラン								1						1	1
券売・改札															
その他		3	2		3			2						8	14
計	1	12	7	1	6	2	7	31	5				9	60	70

特記事項

紙媒体（種類、発行部数）

【H27】

内容	平成 27 年度発行部数	
	ポスター(枚)	チラシ(部)
わかばフェスタ	B3 2,450	B4 500,000
	B1 100	
・都市緑化植物園 ・わかばフェスタ (5・6月版)	B3 2,450	A4 20,000
	B1 3	
	A1 2	
やまゆり&涼風まつり	B3 2,450	A4 500,000
	B1 100	
みのりフェスタ	B3 2,450	A4 500,000
	B1 100	
紅葉見ナイト& スターライトクリスマス	B3 6,250	A4 1,250,000
	B1 100	
スターライトクリスマス	B3 6,250	A4 350,000
	B1 100	
早春フェスタ	B3 2,450	A4 630,000
	B1 100	
計	25,355	3,750,000

【H28】

内容	平成 28 年度発行部数	
	ポスター(枚)	チラシ(部)
わかばフェスタ	B3 6,250	A4 500,000
	B1 100	
やまゆり開花 ～速報版～		A4 10,000
やまゆり遊歩道&植物園	B3 2,450	A4 250,000
	B1 100	
涼風まつり	B3 6,250	A4 500,000
	B1 100	
みのりフェスタ	B3 2,450	A4 500,000
	B1 100	
紅葉見ナイト& スターライトクリスマス	B3 6,250	A4 1,050,000
	B1 100	
スターライトイルミネーション	B3 6,250	500,000
	B1 100	
早春フェスタ	B3 2,450	A4 500,000
	B1 100	
計	33,050	3,810,000

記者投げ込み実績

【H27】

	リリース 件数	訪問数	内 容
4月	3	183	「桜」見頃、「アイスランドポピー」開花、「チューリップ」開花
5月	3	131	累計入園者数 4,000 万人達成、シライトソウ、梅ジャム体験
6月	3	173	バーベキュー食べ放題、ギンリョウソウ、流しうどん体験
7月	2	127	やまゆり開花、早朝開園
8月	2	148	オミナエシ見頃、ひまわり摘み取り・工作教室開催
9月	2	154	ブルーサルビア見頃、紅葉見ナイト
10月	2	129	10/18 無料開園日、紅葉見ナイト(点灯式)
11月	2	125	アウトドアパーク、紅葉見ナイト(紅葉見頃)
12月	2	99	スターライトクリスマス、シモバシラ
1月	2	102	12 月入園者数過去最高、里山体験塾「まゆ玉づくり」
2月	3	207	福寿草見頃、梅見頃、アイスカービングショー
3月	4	256	椿コレクション、カタクリ、ハッピースプリングパーク、桜
合計	30	1834	

【H28】

	リリース 件数	訪問数	内 容
4月	3	234	アイランドポピー、ネモフィラ、ルピナス
5月	2	156	シライトソウ、アリウム・ギガンチウム
6月	2	160	バーベキュー食べ放題、キキョウ
7月	2	160	やまゆり開花、やまゆり見ごろ
8月	4	320	オミナエシ、ケーキ体験、ケイトウ、ナンバンギセル
9月	2	160	ガーデニング展、森のハロウィンナイト
10月	2	160	コキア&赤ソバ&無料開園日(沼まつり)、紅葉見ナイト
11月	2	160	アウトドアパーク、紅葉見ナイト
12月	2	160	スターライトイルミネーション、新年は1月2日から開園
1月	4	320	12月入園者歴代最高、シモバシラ、鳥展、梅・福寿草開花
2月	1	75	早春の草花展
3月	2	144	早咲きチューリップ開花、ハッピーズプリングパーク、秘蔵の椿コレクション
合計	28	2209	

【H29】

	リリース 件数	訪問数	内 容
4月	4	271	ヤマザクラ開花、アイランドポピー、ネモフィラ、ルピナス
5月	3	231	シライトソウ、シャーレーポピー&リナリア、アリウム・ギガンチウム
6月	3	231	ギンリョウソウ、初夏のガーデニング展、秋の七草「キキョウ」
7月	2	154	やまゆり開花、やまゆり見頃
合計	17	1272	

※平成 29 年度については 7 月分まで掲載

○HP維持管理費について

H27年度	HP改修・追加機能	1,422,293
	レンタルサーバー	18,720
	Webセキュリティー診断	50,544
	合計	1,491,557

H28年度	HP改修・追加機能	1,188,207
	保守	127,000
	レンタルサーバー	37,700
	Webセキュリティー診断	50,544
	合計	1,403,451

※HP改修費用は毎年必要な経費ではない

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

入口	乳母車(台)	車いす(台)	手押し車(台)	三又杖(本)	傘(本)
南	12	5	5	3	15
中央	15	5	5	3	15
西	15	5	4	3	15
北	5	2	1	1	5

巡視計画書

国営武蔵丘陵森林公園利用指導及び巡視計画書

1. 利用者指導及び巡視の目的

国営公園維持管理実施要領にもとづき、入園者の安全利用の確保と公園施設の維持を効果的かつ能率的に行なうため、定期的に巡視を実施し利用者への指導及び利用者サービスを行なうとともに災害事故等不測の緊急事態に備えた措置をとることを目的とする。

2. 体制

公園内の具体的な利用指導及び巡視は、利用サービス係長指揮のもと、係長又は、指定した巡視員によって行なうものとする。また巡視の際は入園者が一目瞭然、パトロール車及び巡視員であることがわかるような所定の服装及び名札を着用するものとする。

3. 巡視時における点検事項

- イ. 巡視は次の事項について調査、点検、指導、措置を行い、巡視時間は原則として開園前・開園中・閉園後とする。また天候や利用状況等、現状に適応するよう柔軟な体制の下に全園くまなく巡視するものとする。
 - (1) 園路広場の路面等及びこれらの路肩、路側、法面等の維持状況、特に排水機能の状況調査並びに橋梁、擁壁、階段、その他構造物の維持状況確認。
 - (2) 芝生、草花等植物の成育状況及び流水等の修景施設の異常の有無確認。
 - (3) 「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」に基づき、樹木の異常の有無確認。
 - (4) 休憩所、ベンチ等休憩施設、運動施設の維持状況確認。
 - (5) 駐車場、便所、水飲場等便益施設の維持状況確認。
 - (6) 門扉、柵、案内板、標識、くずかご等管理施設の以上の有無確認。
 - (7) 清掃の状況確認。
 - (8) 維持修繕等の実施状況確認。
 - (9) 電気、放送、給排水設備、塵芥処理施設等の維持状況確認。
 - (10) 災害事故等不測の事態発生の有無確認。
 - (11) サイクリングコースの路面状況の安全確認。
 - (12) 遊具施設の維持状況確認。
 - (13) 巡視中に気付いた簡易な事項等についての措置及び処理するものとする。
 - (14) 閉園後及び休園日巡視において、事故又は不測の災害等を認知した場合は、別紙「緊急連絡網」に従い、緊急の連絡を行うものとする。
- ロ. 以上の各項の調査点検は定期的に行い必要に応じて随時巡視を行うものとする。なお、簡易な措置等については、事後報告とする。

4. 利用指導及び利用者サービスにおける実施要領

イ. 各業務と連携し次の事項について積極的に実施するものとし、その際は入園者に対して、不快の念を与えないように常に親切丁寧に接するものとする。

- (1) 発券及び改札業務における混雑時状況等の情報伝達の実施。
- (2) 来園者に対する利用案内、利用指導及びクレーム対応を行うほか、トラブルの防止に努めるものとする。
- (3) 園内における病人、負傷者等の応急処置及び、迷子等の収容を行うほか、原因の究明及び、二次災害の防止に努めるものとする。
- (4) 災害時の応急対策及び緊急事案発生時の連絡の実施。
- (5) 園内巡回点検時における危険箇所等の発見及び、安全対策の実施。
- (6) 園内の動植物の突発的な事案発生における状況観察及び連絡。
- (7) 多客時における園内の清掃状況の観察、及び状況報告。
- (8) 園内施設の損傷及び老朽化にともなう来園者への安全確保及び状況報告。
- (9) 遊具施設における危険行為等の利用指導の実施。
- (10) 来園者の持ち込み禁止物及び禁止事項等における利用者指導の実施。
- (11) 来園者の危険箇所への立入り及び危険行為に対する制止及び安全指導の実施。
- (12) 巡視員は、都市公園法11条の2、3及び都市公園法施行令18条—19条に定める違反行為を認知した場合は、制止しなければならない。又制止に応じない場合は、退園を求めるものとする。
- (13) その他、来園者の安全及び利便に資するための利用サービスの実施。

5. 救急活動及び事故、災害等の緊急時における実施要領

- (1) 巡視の際、常に点検用具、消火用具及び小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し必要に応じ直ちに処理するものとする。
- (2) 病人、迷子、負傷者、災害等の発見又は届出うい受けた場合は、速やかに措置及び報告等を行い、必要に応じて救急車両の要請を行う。又、病人や負傷者の状態に応じて心肺蘇生及び自動体外除細動器(AED)の実施を行うものとする。
- (3) 周辺病院等と連携し、負傷者の状態に応じて病院の紹介及び病院への搬送、報告を行うものとする。
- (4) 事故及び救護等が発生した場合は原因の究明及び二次災害の防止に努めるものとする。
- (5) 原則、繁忙期及び土日祝日は看護師を配置し、救護活動に当たる。救護措置の際、巡視員は救護活動の補助を行い、当日の救護措置内容については救護日誌に記録し報告するものとする。

6. 報告書の提出

イ. 巡視点検の結果は、毎日利用サービス日誌に記録するものとし、翌朝速やかに管理センターを経由して調査職員に報告するとともに、必要に応じて措置を受けるものとする。

7. 日常及び休日等の巡視要領

(1) 日常巡視

日常巡視は、本計画書に基づいて実施する。(以下、休園日巡視、困障巡視、混雑時巡視についても同様)また、ゴールデンウィーク等繁忙期間は利用者が多く、混雑することが予想されるため特に入園者の安全利用の確保と、災害事故等不測の事態に備えて適切な対処を行うものとする。

(2) 休園日巡視

休園日巡視は、休園日について、園内全般の見回りを行い、不法侵入者の取締り、事故及び災害の予防並びに器物、施設内(管理棟、売店等)の盗難防止の措置を行うものとする。

(3) 時間外巡視

閉園後は、不法侵入者の取締り、事故及び災害の予防並びに器物、施設(管理棟、売店等)の破損の有無等を点検するとともに盗難防止等についても十分な注意を払うものとする。なお、必要に応じて臨時巡視をおこなう場合がある。

(4) 困障巡視

困障巡視は、基本的に年に2回(2人1組で2日間)行うものとし、困障(L=17.7km)、仮門、仮柵等の巡視及び保守を行うものとする。

(5) その他

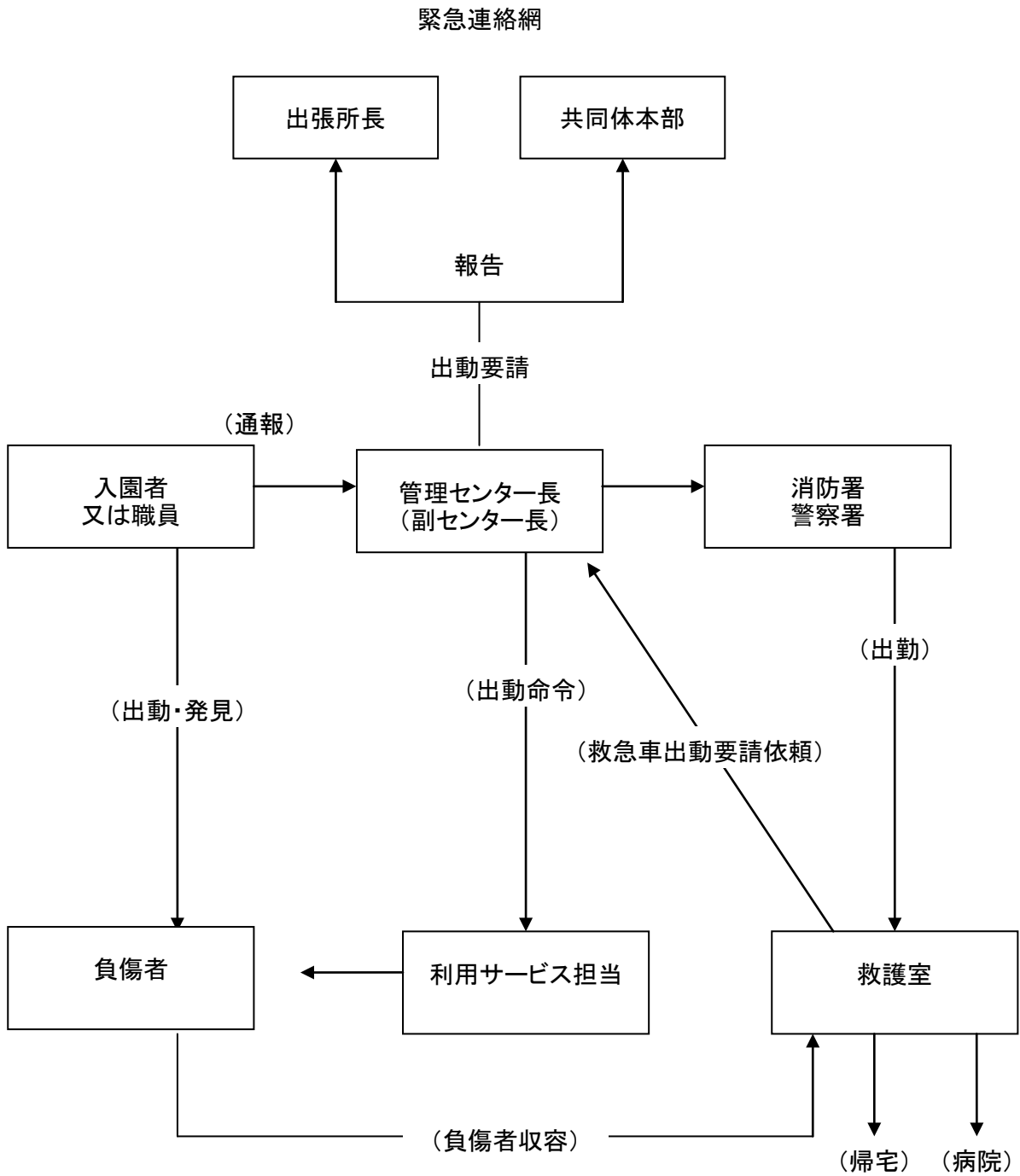
巡視員は公園管理事務所利用サービス室に常時待機するものとする。

巡視時間については別紙巡視時間表参照。

なお、日報には巡視内容(コース、時間)、措置事項等を記録する。

また、パトロール車、園内構造物及び、各出入口の鍵は、確実に保管し盗難防止に努め、その保管場所は同利用サービス室とする。

救急時連絡体制組織図



国営武蔵丘陵森林公園

都市緑化植物園 年報



平成 28 年度

目次

I. 概要	
A. 概要	3
B. 沿革	5
C. 組織体制	10
1. 森林公園管理センター 管理運営組織図	10
2. 都市緑化植物園 組織図	10
II. 業務実施の記録	11
A. 教育・普及分野	11
1. 展示業務	11
a. 常設展示	13
(1) 都市緑化植物の展示（収集・保存）	11
(2) その他の常設展示	13
b. 企画展示	13
2. イベント業務	16
a. ガイドツアー	16
(1) 植物園じっくりガイド	16
(2) 専門家ガイド	18
(3) 今が見ごろガイド	19
(4) セルフガイド	21
i) やまゆりセルフガイド	21
ii) ハーブ&ボーダー花壇スタンプラリー	21
iii) カエデ園紅葉セルフガイド	22
b. 講演会	23
(1) 桜草講演会	
c. 体験イベント	23
(1) 里山体験塾	23
i)	23
(2) 里山マイスター講座	25
i)	26
(3) その他の体験プログラム	
i)	26
d. その他のイベント	23
(1) ボタニカルマルシェ	26
3. 教育業務	30
a. 環境学習の受け入れ	
b. 依頼ガイドの受け入れ	
c. 博物館実習・インターンシップ	30
d. その他の実習等の受け入れ	32
4. 緑化相談業務	33
5. 地域連携活動	34
a. ボランティア活動	34
(1) 山野草ボランティアの活動	
(2) 雑木林ボランティアの活動	
(3) 環境学習ボランティアの活動	
(4) 植物園ボランティアの活動	34
(5) 里山サポータークラブ全体の活動	

b. 地域懇談会	35
c. 知的障がい者更生施設の地域活動の受け入れ	35
B. 調査・研究分野	37
1. 自然資源管理業務	37
a. 域外保全業務	37
(1) ムラサキ（環境省絶滅危惧 I B類）	37
b. 自生動植物の保全業務	37
(1) ヤマユリの保全	37
(2) 自然資源保全管理	37
2. 他研究機関との共同活動、ネットワーク	38
a. (社) 日本植物園協会との活動協力	38
b. 緑の相談所事業への参加	38
c. 全国やまゆりサミット会への参加	39
C. 収集・保存分野	40
1. 都市緑化植物の収集・保存	40
2. 苗圃・温室管理	40
3. 資料の収集・保存	40
D. その他の業務	42
1. 国への申請の手続き業務	42
a. 学術研究における入園に関する手続き（視察等依頼）	42
b. 植物分譲の手続き	42
c. 許可行為の申請手続き	42
d. 学校マラソン	42
2. 情報発信業務	43
a. ホームページ	43
b. 植物園花あるきMAPの発行	43
3. 植物園情報の掲載等	43
4. 原稿執筆・寄稿	36

I. 概要

A. 概要

明治百年記念事業の1つとして計画され、昭和49年7月に開園した国営武蔵丘陵森林公園は、埼玉県のほぼ中央に位置する比企丘陵にあり、東西約1km、南北約4km、面積304haの規模を誇る全国で初めての国営公園である。

比企丘陵は従来アカマツ林をはじめ、コナラ林等の人と自然が共生する豊かな二次林に覆われていたが、近年周辺地域では離農等による放置のため二次林本来の姿が失われるばかりか、約半分の水田や畑が利用されないままとなっている。しかし、自治体の事業として「谷戸の里づくり事業」が進められるなど、二次林が地域づくりのキーワードとなっており、森林公園は人と自然が共生する場として、貴重な空間となっている。

都市緑化植物園は、この森林公園のほぼ中央に約45haの区域をもって整備され、展示棟を中心にカエデ園など9つの樹木見本園、4つの圃場、ハーブガーデン、ボーダー花壇、資料館（研修宿泊施設）から構成されている。

図1. 都市緑化植物園 施設配置図

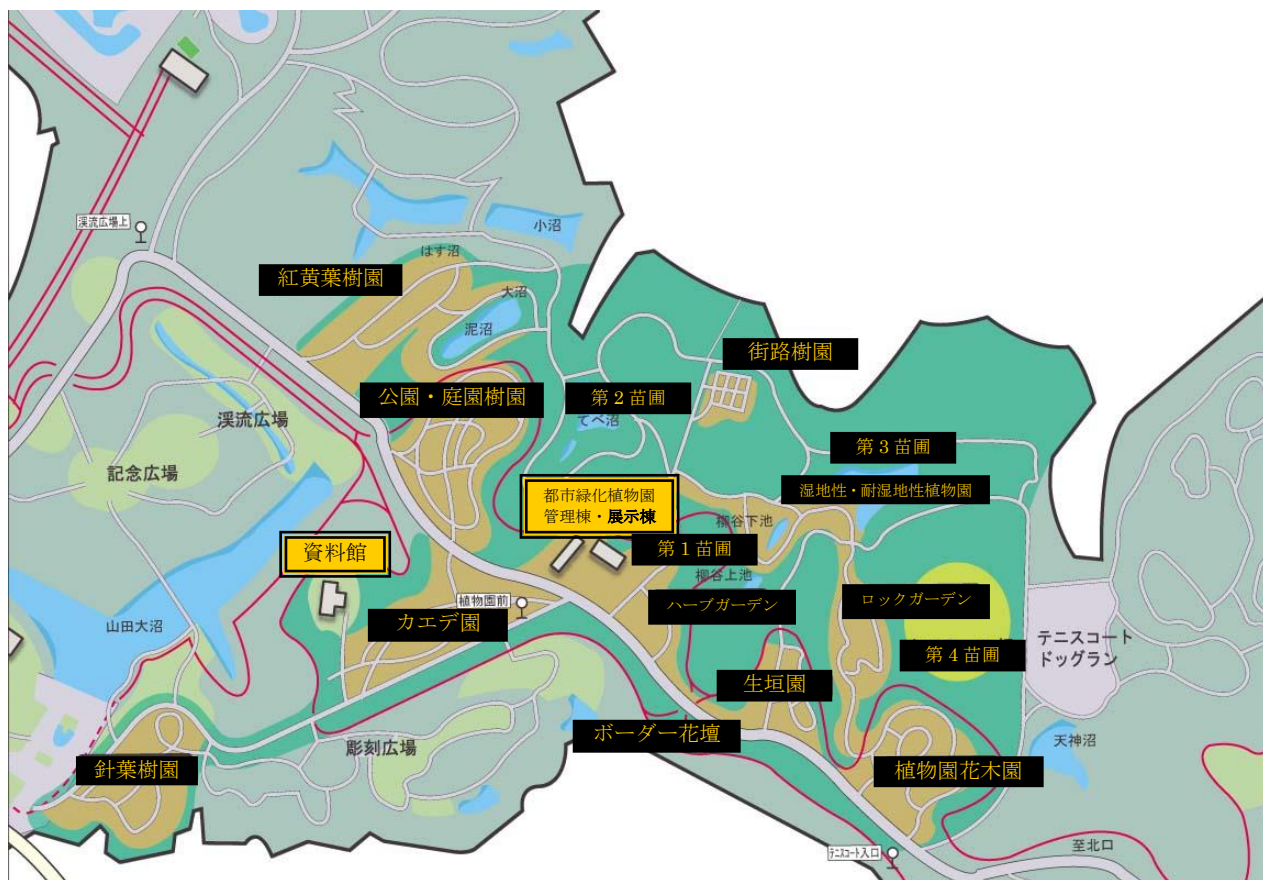


表 1. 都市緑化植物園 施設一覧

名称	規模 (m2)	特徴	備考
見本園	120,460	用途別・種類別	9箇所
展示棟前広場	13,000	一年草の花壇あり。ピザ釜などもあり、イベントのスペースとしても利用。	各種企画展示、ミニガーデン展示等
ボーダー花壇	1,960	関東地方で生育可能な宿根草本類等の展示	
ハーブガーデン	2,500	花や葉色別・用途別等の展示解説	
苗圃	30,000	収集保存・育苗	4箇所
都市緑化植物園管理棟	683.1	R C平屋建	
閲覧室	25	応接室として使用	
第1執務室	50	事務室として使用	
第2執務室	50	スタッフルームとして使用	
標本室	50	標本・資材収蔵	
資料室	50	雑誌・図書等資料収蔵	
実験室	50		
会議室	25	ボランティアルームとして使用	
研修棟		R C平屋建	
第1研修室	100	50名	間仕切りを外して100名同時使用可能
第2研修室	100	50名	
展示棟	250	R C平屋建	
展示室 ボタニカルショップ	200	テーマ展示、軽食・物販	18㎡ (ボタニカルショップ)
手作り工房	40	お絵かき・クラフトコーナー	来園者が自由に製作可能
サンルーム	100	ガラス張り・レンガ舗装の軒先	休憩所、展示にも使用
資料館 (研修宿泊施設)	1,166.7		
宿泊室		6帖22部屋	予備室 (講師用) 1部屋
集会室	60		
第1談話室	60		
第2談話室	28		
食堂	60		
浴室		男女2箇所	
作業棟	224.53	R C軽量鉄骨建	
作業室	40.7	屋内作業	
資材置き場	113.3	機械・資材	
倉庫	56.6	道具類	
育苗温室	108	鉄骨アルミニウム造	スチームボイラー暖房
ミストハウス	108	〃	ミスト、温風暖房
作業管理棟 (ハーブガーデン)	23.7	鉄骨造平屋建	
四阿 (生垣園)	25	木造	
〃 (紅黄葉樹園)	25	〃	
〃 (公園・庭園樹園)	25	〃	
〃 (街路樹園)	32	〃	
〃 (カエデ園)	25	〃	
〃 (ハーブガーデン)	12	〃	
便所 (展示棟前広場)	34.49	C B	
〃 (植物園花木園)	27.62	〃	

B. 沿革

昭和 50 年 9 月、建設省（現国土交通省）都市局長通達「緑の相談所—都市緑化植物園—の設置及び運営について」に基づき、都市住民の都市緑化意識の高揚、植栽知識の普及等を図ることを目的に、全国に整備される都市緑化植物園の中核施設として、昭和 50 年度より建設省によって調査・設計が進められ、昭和 53 年度に概成した。

管理運営は昭和 52 年度より平成 23 年度まで財団法人公園緑地管理財団（現、一般財団法人公園財団）に委託された。市場化テストの実施により、平成 24 年度から 3 年間の管理運営業務には西武造園（株）・（株）プリンスホテル共同体、平成 27 年度からは森林公園里山パークス共同体（構成団体：一般財団法人公園財団、西武造園株式会社、株式会社プリンスホテル）が管理にあっている。

- 昭和 50 年 「緑の相談所—都市緑化植物園—の設置および運営について」都市局長通達
緑の相談所の調査・設計業務開始
- 昭和 51 年 都市緑化植物園建設着手
- 昭和 52 年 都市緑化植物園主要施設完成
財団法人 公園緑地管理財団に管理業務委託を開始
管理センターに調査役（植物園担当）を配置
発行：「国営武蔵丘陵森林公園の植物」100 科 450 種（初版）
- 昭和 53 年 ウメ園整備開始
全国緑の相談所連絡会議開催
都市緑化技術（初級）講習会開講
展示棟の展示活動開始
蔵書資料の整理開始
催事：植物に親しむ会開催
導入：導入植物の決定（ツバキ、カエデ、ウメ）同定開始（ラベル付け作業開始）
発行：都市緑化植物園の概要初版発行
- 昭和 54 年 全国緑の相談所連絡会議開催
社団法人 日本植物園協会 入会
導入：導入植物（ツバキ、カエデ、ウメの園芸品種）梅林品種植栽
腊葉標本作成開始
調査：緑化樹木の挿し木に関する研究開始
発行：蔵書目録初版発行
発行：「植物目録」（都市緑化植物園）初版
- 昭和 55 年 全国緑の相談所連絡会議開催
公園設計実務（初級）講習会開講
見本園樹木同定作業及びラベル設置
ウメの品種同定作業ラベル設置
NHK—E T V 情報提供及び番組作成協力
外部委員委嘱（NHK E T V 番組テキスト委員会（理科教室小学校 2 年生 ～S58 まで）
調査：動物相（鳥類）調査開始
調査：下水汚泥の都市緑化への応用調査開始（5 ヶ年調査）
発行：緑化樹木の挿し木に関する研究報告書
発行：ガイドブック「林の観察」

- 発行：「植物目録」（都市緑化植物園）再版
- 昭和 56 年 展示棟オートスライドプロジェクター設置
調査：昆虫・鳥類季節変化調査開始
調査：植物相調査開始（公益 3 ヶ年調査）
発行：蔵書目録（増加分）発行
発行：ガイドブック「四季の野鳥」発行
- 昭和 57 年 調査：ツバキ園構想調査開始
導入：ツバキ園芸品種 500 品種導入
発行：ガイドブック「木の実・草の実」「草木遊び」発行
発行：「植物目録」（都市緑化植物園）第 3 版
- 昭和 58 年 業務課植物園係設置（係長 1—主任 1—係員 1 計 3 名）
夏休み野外学習会（1 泊 2 日）開始
園芸教室開始及び材料生産開始
公園管理運営講習会開講
調査：都市緑化植物園管理運営計画調査（2 ヶ年調査）
発行：ガイドブック「昆虫」「街路樹」発行
- 昭和 59 年 アゲハチョウ類生態飼育展示
育苗温室期間限定一般開放
昆虫及び野鳥観察調査 8 目 6 0 科 1 8 1 種 1 5 1 種の標本作成
1 4 目 3 2 科 1 0 4 種確認（概要で報告）
導入：欧州の樹木導入育成調査（日本庭園協会小形研三氏より寄贈 5 1 種）
調査：樹木の特性調査（ヤマツツジの変異）
調査：マツノマダラカミキリ密度分布調査
調査：ジャカランダ導入育成調査（インドネシア大使館より）
発行：ガイドブック「林の野草」
発行：「植物園エリアマップ」
- 昭和 60 年 第 3 講習室を標本室に変更
見本園サイン設置
サンルーム設置
サルスベリ街路樹整備
ご意見箱設置及びご意見揭示開始
緑化推進（緑の相談所）講習会開講
調査：全国緑化樹木開花展葉調査開始（土木研究所と共催）
調査：都市緑化植物園運営調査（公益 2 ヶ年調査）
日曜観察会開催、毎月植物に親しむ会開催
導入：ムラサキ導入育成調査開始
発行：「国営武蔵丘陵森林公園の植物」109 科 611 種（再販）
発行：「野生植物目録」「展示植物目録」
- 昭和 61 年 東武東上業務部共催「森林公園の昆虫展」東武百貨店で開催（夏休み期間中）
埼玉県共催「森林公園ツバキ百選展」大宮公園緑の相談所
導入：ツツジ類導入 103 種 400 本
導入：ツバキ園芸品種導入及び同定調査 568 品種 2,100 本
導入：ロックガーデンにシャクナゲ 63 品種 250 本追加植栽
導入：カエデ園に 67 品種 106 本追加植栽
導入：針葉樹見本園に 22 種 106 本導入追加植栽
発行：蔵書目録（増加その 2）発行
- 昭和 62 年 展示棟内相談所常設開始
社団法人 日本植物園協会第 1 回技術講習会開講
展示棟オートスライドプロジェクターソフト「草木遊び」制作上映
博物館学実習生受け入れ開始
NHK TV（趣味の園芸等）放映 22 件

調査：植物情報活性化調査（公益調査3ヵ年）

- 昭和63年 埼玉県緑化相談機関等連絡協議会発足
展示棟オートスライドプロジェクターソフト「夏の昆虫たち」制作上映
NHK（趣味の園芸等）TV放映32件
導入：花木園ツツジ類導入103種400本植栽
発行：「野生生物チェックリスト」発行
- 平成元年 野鳥観察舎設置
NHK（他文化放送）TV放映15件
催事：ムラサキ出展（国際花と緑の博覧会）
催事：春・秋都市緑化月間（手作り教室）毎日開催
催事：水鳥観察会（定点ガイド）開催
調査：緑化樹木及び導入樹木の展葉、開花調査
調査：植物園展示棟等利用状況調査
- 平成2年 導入：導入樹木セイヨウシヤクナゲ 45品種 263本（ロックガーデンに植栽）
ツツジ 19品種 64本（カエデ見本園に植栽）
カエデ 95品種 146本（カエデ見本園に植栽）
標本 剥製1体、昆虫27種作成、写真2740点、野草ドライフラワー37点
展示棟オートスライドプロジェクターソフト「鳥を探そう」制作上映
NHK（他文化放送）TV放映19件
- 平成3年 都市緑化植物園園長（課）設置（園長1—係長1—係員4—臨職1 計7名）
カエデ解説板設置（2箇所）
調査：温室植物開花調査30科73種（概要で報告）
調査：見本園の樹木開花調査46科241種（概要で報告）
調査：公園で見える野鳥調査15目35科126種（概要で報告）
調査：公園で見られる昆虫調査9目95科375種（概要で報告）
調査：公園のキノコ調査10目23科52属107種（概要で報告）
調査：樹林管理の体系化に関する調査（公益調査3ヵ年）
- 平成4年 調査研究係設置（園長1—係長2—係員5—臨職2 計10名）
調査：展示樹木生育調査及び固体番号設置、植物ラベル更新
調査：コナラ属、夏咲く花木導入植物の検討（中国植物園調査団報告書）
導入：花木の導入38種312本
- 平成5年 社団法人 日本植物園協会国立園運営会議開催
導入：ツバキ園の新設（ツバキ114品種サザンカ24品種253本他10種314本）
導入：ボーダー花壇の新設（184品種11,407株）
調査：樹林地管理技術調査（公益調査3ヵ年）
発行：「樹林地管理の体系化に関する調査（その2）」
- 平成6年 公園緑地における環境学習講習会開講
催事：自然と友達クラブ開催
発行：「都市緑化植物に関する研究」
発行：「樹林地管理技術調査」
- 平成7年 調査研究係増員（園長1—係長2—係員6—臨職2 計11名）
発行：見本園植物目録改訂版発行（73科346種106品種、総数536種）
- 平成8年 ハーブ園新設（83種導入展示）
社会福祉法人むさしの郷「むさしの青年寮」の活動受け入れ
催事：植物に親しむ会廃止
調査：国営武蔵丘陵森林公園ビオトープ創出のための基礎研究（公益調査3ヵ年）
発行：「調査研究報VOL. 1」発行
- 平成9年 発行：自然資源保全リスト発行
発行：「調査研究報VOL. 2」発行

- 平成 10 年 展示棟内に植物園売店を開設
植物園ボランティア新設
催事：「遊びの学校」新設（700 名応募のため抽選）
催事：自然と友達クラブ廃止
導入：導入植物種の追加（コナラ属 69 種 182 本）導入
発行：「調査研究報 VOL. 3」
- 平成 11 年 発行：「調査研究報 VOL. 4」
発行：「ハーブ園ボーダー花壇植物図鑑」（200 種）
- 平成 12 年 調査研究係減員（園長 1—係長 2—係員 6—臨職 1 計 10 名）
催事：森の教室 企画係より移譲
発行：「調査研究報 VOL. 5」
サクラソウの導入
植物園ボランティア発足
- 平成 13 年 コリウスガーデン開設（庭園公園樹見本園）
カモミール畑開設（第 4 圃場）
調査：希少植物の増殖・栽培に関する調査（公益調査 3 ヶ年）
- 平成 14 年 東京近県植物園技術交流会開催
催事：コンテナガーデンコンテスト開催（夢プラン：小さな小さな花博）
発行：「希少植物の増殖・栽培に関する調査報告書」発行
サクラソウの導入（鳥居氏）
- 平成 15 年 植物園係減員（園長 1—係長 2—係員 6 計 9 名）
都市緑化・地域連携研究会発足
導入：ボーダー花壇改植（116 種 219 品種）
- 平成 16 年 財団法人 東京都公園協会・東京パークフレンド植物観察会開始
クラブツーリズム「園長と行くガイドツアー」開始
生垣見本園のティーガーデン、花木園のサルビアガーデン廃止
TV 放映（NHK 生中継）2 件
導入：希少植物の保全・活用に関する調査（公益調査 2 ヶ年）
導入：シクラメン 4 種 5410 株（針葉樹見本園）
催事：「植物園ガイドツアー」開始（毎週土曜日）
催事：「遊びの学校」、「森の教室」廃止
- 平成 17 年 日本ツバキ協会、日本植木協会との交流
テクノ・ホルティ園芸専門学校実習受け入れ
調査：希少植物の保全・活用に関する調査（公益調査 2 ヶ年）
- 平成 18 年 針葉樹・生垣見本園再整備
「都市緑化・地域連携研究会」を「地域連携協議会」へ
催事：地球温暖化防止野外展示
催事：コンテナガーデンコンテストを「都市緑化・地域連携研究会」の行事として実施
催事：国営越後丘陵公園と共催で「雪国の妖精 雪割草展」開始
発行：都市緑化植物園リーフレット改訂版（8,000 部）
催事：紅葉期のカエデ見本園ライトアップ「紅葉見ナイト」開始（公園全体のイベント）
- 平成 19 年 地域との連携キャンペーン「比企やまゆり浪漫街道」開始、バスツアー誘致（公園全体）
発行：「調査研究報 VOL. 6」
出版：農文協「新特産シリーズ ヤマユリ」共同執筆（調査研究係 永留氏）
催事：「植物園ガイドツアー」毎週土曜日開催から各月第 2・第 4 土曜日開催に移行
- 平成 20 年 催事：「第 43 回（社）日本植物園協会大会・総会」主催（深谷市共催）
展示：「都市緑化植物園 30 周年記念展」
発行：「平成 19 年度 都市緑化植物園年報」を 30 周年記念号として発行
発行：新版都市緑化植物園リーフレット
都市緑化のための植栽管理講習会開講（都市緑化技術講習会からの名称・内容変更）

調査：生物多様性に配慮した樹林地景観管理計画に関する調査（公益調査3ヵ年）開始
さくらそう展において埼玉さくらそう会との交流
武蔵丘陵森林公園HPリニューアル、都市緑化植物園HPはブログ形式に移行

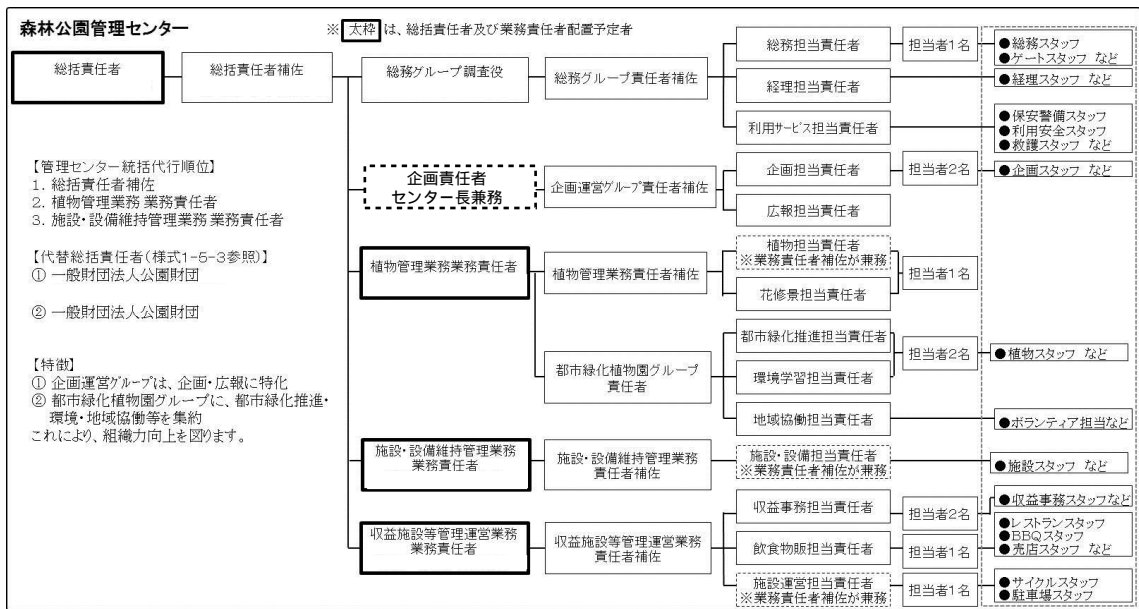
- 平成 21 年 調査研究係廃止、植物園係に統合（園長1—係長1—係員2—臨時職員3 計7名）
展示：「最新緑化植物展」（協力：（社）日本植木協会）
展示：「最新都市緑化技術展」（協力：（財）都市緑化技術開発機構）
展示：「里山ルネッサンス 森のゼロ年展」
展示：ハンギングバスケット展（夢プラン）（日本ハンギングバスケット協会）
公園緑地リニューアル—再生備—講習会開始
公園施設製品整備士特別認定審査講習会（（社）日本公園施設業協会）受け入れ
緑の相談所ネットワーク、メーリングリスト立ち上げ
日本植物園協会 植物多様性保全拠点園 関東拠点園活動への参加
（種子採取活動、シンポジウム等）
企画イベント： 「花とみどりの楽校」実施。
- 平成 22 年 植物園係員減員 上級専門職増員（園長1—上級専門職1—係長1—係員1—臨時職員3
計7名）
見本園名称変更。
企画展示：「ハーブ展」開催
企画展示：「昆虫展」をCOP10パートナーシップ事業として開催。
企画展示：「野菜展」開催（協力：株式会社NHK出版）
企画展示：「木の実何の実？展」開催
企画展示：「干支展」開催（協力：熊谷凧同好会）
企画展示：「鳥展」開催
企画展示：「早春里山展」開催
企画イベント：「ミニ講座」実施
常設展示：「みんなの生き物マップ」設置。
図書コーナー開設。
IFPRA ジャパン グッドプラクティス事例の優良実践事例に認定
（※やまゆり、里山管理について）
東日本大震災（3/11）により、一時休園。3月下旬のイベントが中止。
- 平成 23 年 ハーブ・ボーダー花壇みどころスタンプラリーの実施
第59回公園設計実務講習会の中止
第30回公園管理運営講習会の中止
第4回都市緑化のための植栽管理講習会の中止
花とみどりの楽校 6回連続講座の実施
「花をとどける夢の折鶴」プロジェクトへの参加
マヤラン（*Cymbidium nipponicum*、絶滅危惧Ⅱ類）の発見
緑の相談所メーリングリストの終了
- 平成 24 年 西武造園（株）・（株）プリンスホテル共同体が公園管理者に
催事：「専門家ガイドツアー」（全11回）、「著名ガーデナーによるガイドツアー」（全5
回）、「森のハーバルライフ教室」（全3回）の実施
催事：夏季ライトアップイベント「ゆらゆらファンタジー」実施（公園全体のイベント）
水生植物の池オニバス・ミズオオバコの初開花
植物園ボランティア・ガーデンコンシェルジュ班の新設
- 平成 25 年 催事：「専門家ガイドツアー」（全13回）、「著名ガーデナーによるガイドツアー」（全5
回）、「森のハーバルライフ教室」（全9回）の実施
催事：秋季ライトアップイベント「紅葉見ナイト」実施（公園全体のイベント）

植物園ボランティア・ガーデンコンシェルジュ班が活動を開始
記録的積雪（2/14）により、一時休園、植物園エリア封鎖。2月下旬のイベントが中止。

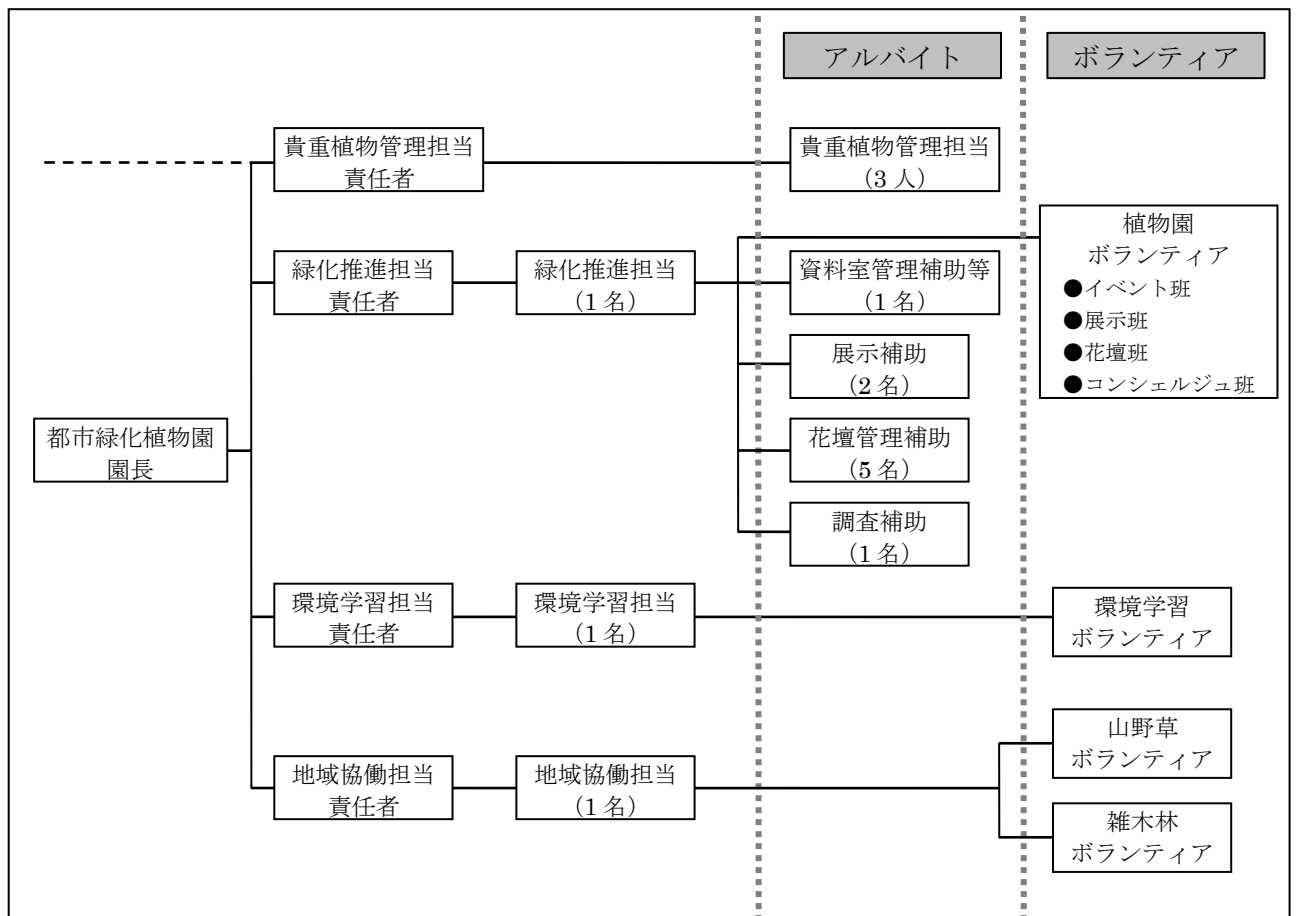
- 平成 26 年 催事：「専門家・著名ガイドツアー」（全 13 回）、「森のハーバルライフ教室」（全 12 回）の実施。
催事：秋季ライトアップイベント「紅葉見ナイト」実施（公園全体のイベント）
植物園ボランティア・ガーデンコンシェルジュ班が活動を継続（2 期目）。
植物園管理棟のアスベスト撤去工事実施。
- 平成 27 年 森林公園里山パークス共同体（一般財団法人公園財団、西武造園株式会社、株式会社プリンスホテル）に委託。
環境学習係、地域協働係が管理センターより都市緑化植物園に移設、3 係体制に。
緑化推進係が 1 名減員。
企画展示「エディブルフラワー展」、「初めての盆栽展」開催。
ダイオウショウ（針葉樹園）が初めて堅果を付ける。
植物園管理棟の事務室、研修室およびその他内装等修繕実施。
- 平成 28 年 植物園マルシェ（ミニフェスタ）開催。
「里山に関する分科会」、「バリアフリーに関する分科会」開催。
「里山マイスター講座」開催。
企画展示「きのこ展」、「インテリアプランツ展」、「LOVE&リース展」、「早春草花展」開催。
企画展示において滑川町エコミュージアムセンターの協力を得て、ミヤコタナゴの展示を行った。
ガーデニング雑誌「BISE」に森林公園のツバキ特集が掲載される。

C. 組織体制

1. 森林公園管理センター 管理運営組織図



2. 都市緑化植物園 組織図



II. 業務実施の記録

A. 教育・普及分野

1. 展示業務

a. 常設展示

(1) 都市緑化植物の展示（収集・保存）

用途別・種類別に植栽した公園・庭園樹見本園等の9つの見本園と4つの苗圃において、都市緑化植物等の収集・保存を行い、展示を行っている。

展示エリアおよび展示植物の概要

展示エリア	面積 (ha)	植物		内容
		品 種 数	本 数	
見本園				
針葉樹園	1.10	51	187	緑化樹として用いられる代表的針葉樹やマンサク類を展示
紅黄葉樹園	2.00	71	299	秋の紅葉、春の芽吹き等、葉の色彩変化の美しい樹木を中心に展示
公園・庭園樹園	2.20	186	701	緑化樹に用いられる樹木を科ごとにまとめて展示 その他、春、秋の花修景を行う
生垣園	0.60	75	145	生垣に適した樹木を高生垣・混垣等実際に仕立てて展示
植物園花木園	1.40	108	552	庭木として使われる花の美しい樹木を展示
街路樹園(分散式)	0.60	24	219	園路沿いに、景観を考慮し列植展示
街路樹園(集中式)	0.80	89	139	一般的に街路樹として用いられる樹種の展示
カエデ園	1.50	59	695	カエデ 22 種(変種含む)のほか園芸品種 50 品種を展示
ロックガーデン	0.40	29	128	西洋ジャクナゲ類を中心に、比較的水はけの良い土に適した植物を展示
湿地性植物園	1.00	53	190	土中の水分が比較的多いところに生育する植物のほか、谷間に自生する野生の植物群を展示
その他の花壇				
展示棟前広場	1.30	季節展示		入手の容易な植物を利用した修景花壇の展示、 また、野草花壇にて園内の自生植物を展示
ボーダー花壇	0.20	50 科 255 種類*		宿根草類を中心に展示
ハーブガーデン	0.25	52 科 466 種類*		野菜なども含めた広義のハーブ類を用途別テーマ別に展示
水生植物の池		13 種		園内及び近隣地域において見られる水生植物 13 種を保護増殖し、栽培展示。

*種、品種、園芸品種を含む総種類数

b. 企画展示

回	展示名	展示概要	実施期間
1	森林公園ナショナル 椿コレクション	展示棟にてツバキに関するパネルの展示や椿花図譜（レプリカ）などの展示を行った。また、普段は非公開のツバキのバックヤードにてクイズラリーを開催した。	3/19 ~ 4/17
2	江戸の花 さくらそ う展	展示棟外に小屋を設け、江戸時代のさくらそう花壇を再現した。同時に展示棟内に折り紙を使った切り絵や、スタンプを使ったポストカード作りのコーナーを設けた。	4/23 ~ 5/8
3	ハーブ展	展示棟内にハーブに関する解説のパネルや、森林公園のハーブガーデンの紹介、ボタニカルアートの展示を行った。	5/14 ~ 6/5
4	出会えるきのこ展	展示棟内にきのこに関する解説のパネルや標本を展示した。併せて、きのこの本を落ち着いて読めるコーナーや、きのこの塗り絵のコーナーも設けた。	6/11 ~ 7/3
5	里山の宝石 やまゆ り展	展示棟内にヤマユリに関する解説のパネルを展示した。併せて、園内の最新の開花情報の掲示や、見どころセルフガイドマップの配布を実施した。	7/9 ~ 7/31
6	森林公園のいきもの 展	セミを中心とした昆虫写真のパネル展示や、西口から植物園までを巡る「虫ユラスタンプラリー」を実施した。また、滑川町エコミュージアムセンターの協力を受け、ミヤコタナゴの生体展示を実施した。	8/6 ~ 8/28
7	小さな秋のガーデ ニング展	(一社)日本植木協会、アトリエかれん、木ごろの3社の協力を得て、展示棟前花壇に秋の実りや香り、収穫をテーマとしたモデルガーデンを設営した。また、展示棟内には各ガーデンの解説パネルを展示した。	9/3 ~ 9/25
8	インテリアプランツ 展	展示棟内に屋内でも楽しめるインテリアプランツを、ビンや木枠、パラソルといった雑貨と組み合わせて展示した。また、インテリアプランツの楽しみ方やコツなどを解説するパネルを設置した。	10/1 ~ 10/30
9	ミニ展示 紅葉を楽 しむ	展示棟内に紅葉のしくみなどを解説するパネルを展示した。また、俳句や一言コメント、もみじ万華鏡づくりなど、お客様が参加できるようなコーナーも設けた。カエデ園ではセルフガイドマップを配布し、歌仙楓などと合わせて多くのお客様に楽しんでいただいた。	11/5 ~ 11/27
10	LOVE&リース展	クリスマスに限らずリースを楽しんでいただけるよう、エアプランツや花を使ったものなど、様々なリースの実物を展示した。主に園内で採れる材料を使用しており、どのあたりで見られる植物かについても紹介している。	12/3 ~ 1/9
11	鳥展	初心者でも野鳥観察が楽しめるような解説パネルや、谷津干潟よりお借りした鳥の模型によるミニジオラマ、園内で見られる鳥についての解説パネルなどを展示。また、常設のバードカフェでは期間限定で野鳥のエサなどを設置して室内からもご覧いただけるような設えとした。セルフクラフトとしてバードコール作りも行っている。	1/14 ~ 2/12
12	春をさきどり！早春 の草花展	サンルーム内に早春をテーマにした著名ガーデナーによる寄せ植え、ミニガーデンを展示し、クリスマスローズやプリムラといった早春に見頃を迎える花を植栽。また、展示棟内では園内で見られる早春草花とおすすめ散策ポイントの紹介を行った。	2/18 ~ 3/12

13	秘蔵の椿コレクション	展示棟においてツバキの解説パネルやドライフラワーのオブジェ、品種紹介の写真パネル展示を行った。また、併せて非公開の第二苗圃を特別公開し、開花中のツバキをより楽しめるようセルフガイドマップやクイズラリーの配布を行った。	3/18 ~ 4/16 (予定)
----	------------	--	---------------------

企画展示 実施状況



LOVE & リース展



早春草花展

2. イベント業務

a. ガイドツアー

(1) 植物園じっくりガイド

毎月第2・第4土曜日の定例イベントとして、都市緑化及び緑と花の文化への理解を深めるために、都市緑化植物園スタッフによるガイドツアーを実施し、季節の園芸植物、雑木林などに息づく自生植物の生態など、お客様に楽しんでいただきながらわかりやすく案内を行った。

植物園じっくりガイドの実施記録

実施日		テーマ	担当	参加者数 (人)
回	月日			
1	4/9 (土)	ヤマザクラ、スマレ		25
2	4/23 (土)	エビネ		20
3	5/14 (土)	自生ラン		34
4	5/28 (土)	自生ラン、レダマ、ヤマボウシ		21
5	6/11 (土)	ギンリョウソウ、ウメガサソウ		18
6	6/25 (土)	ギボウシ、マヤラン		24
7	7/9 (土)	ヤマユリ、リョウブ		12
8	7/23 (土)	ヤマユリ		56
9	8/13 (土)	ガガブタ		14
10	8/27 (土)	ナンバンギセル		4
11	9/10 (土)	ツリフネソウ		30

12	9/24 (土)	イヌショウマ		11
13	10/8 (土)	オケラ		31
14	10/22 (土)	センブリ		26
15	11/12 (土)	リンドウ		34
16	11/26 (土)	サザンカ		28
17	12/10 (土)	コウシンバラ		19
18	12/10 (土)	ローズマリー		24
19	1/14 (土)	ツバキ		12
20	1/28 (土)	スイセン		30
21	2/11 (土)	マンサク		30
22	2/25 (土)	ウメ		32
23	3/11 (土)	原種シクラメン		28
24	3/25 (土)	アマナ		29
				592

植物園じっくりガイド 実施状況



(2) 専門家ガイド

植物に携わる各分野の専門家を講師に迎えたガイドツアーを、展示や季節に合わせて実施した。

専門家・著名人ガイドの実施記録

実施日		テーマ	講師	参加人数 (人)
回	月日			
1	4/2 (土)	ツバキ		29
2	5/22 (日)	初めての植物画教室		7
3	6/5 (日)	ハーブガーデン・ボーダー花壇		24
4	7/2 (土)	初夏のキノコ観察会		45
5	7/16 (土)	ヤマユリ		48
6	7/17 (日)	ヤマユリ		41

7	7/18 (月)	ヤマユリ		48
8	9/11 (日)	オータムガーデンガイド		22
9	9/22 (木)	秋のキノコ観察会		35
10	11/19 (土)	カエデ		11
11	11/23 (水)	カエデ		33
12	11/27 (日)	絵ごころ紅葉ガイドツアー&植物画教室		9
13	12/11 (日)	リース作り		29
14	2/4 (土)	ウィンターガーデンの楽しみ方		25
15	3/5 (日)	ウメ		28
16	3/26 (日)	ツバキ		18
				534



(3) 今がみごろガイド (企画型) 【地域】

開花状況、広報状況、利用状況等により、企画展に関するガイドや体験講座を取り入れたガイドを実施した。

今が見ごろガイド (企画型) の実施記録

回	実施日	テーマ	担当	参加人数 (人)
	月日			
1	4/17 (日)	桜草と育て方教室		41
2	4/20 (水)	桜草と育て方教室		34
3	4/23 (土)	桜草と育て方教室		68
4	5/7 (土)	桜草、ラッカセイの育て方教室		132
5	5/8 (日)	春の山野草ガイド		25
6	5/14 (土)	ハーブガーデン・ボーダー花壇スタン プラリー		350
7	6/11 (土)	ラッカセイの育て方教室、きのこ クイズ		33
8	6/14 (火)	きのこクイズ、ハーブガーデン、ボー ダー花壇		17
9	7/9 (土)	ヤマユリセルフガイド		8

10	7/16 (土)	やまゆりと折り紙		40
11	7/19 (火)	やまゆりと折り紙		14
12	8/6 (土)	昆虫生態ガイド		21
13	8/6 (土)	藍のたたき染め		16
14	8/6 (土)	ムッシュランスタンプラリー		962
15	8/8 (月)	昆虫生態ガイド		14
16	8/8 (月)	藍のたたき染め		12
17	8/13 (土)	里山の生き物		6
18	3/20 (月)	早春の生き物探し		17
合計				1,810



(4) セルフガイド

数多くの方がセルフで楽しめるようコースの設定と、見所を解説したガイドマップの配布を行った。

i) やまゆりセルフガイド

ヤマユリの開花期間に合わせ、利用者へのマップ配布とヤマユリの見所ごとに掲示した解説・誘導看板により、公園内のヤマユリの見所を見て回れるセルフガイドを設置した。南口コース、中央口コースに分け、マップにはそれぞれの見所ポイントなどを記載した。

やまゆりセルフガイド ガイド用紙の配布状況

コース	配布場所	配布枚数
南コース	南口、西口、水遊び場	1,200 枚
中央コース	中央口、植物園、西口、水遊び場	1,000 枚
合計		2,200 枚

ii) カエデ園紅葉セルフガイド

カエデ展の期間に合わせ、カエデ園内のカエデの位置などが記載されたマップ配布とカ

エデ園内に掲示した解説看板により、様々な種類のカエデに関する話題を楽しめるセルフガイドを実施した。

紅葉セルフガイド ガイドマップ配布状況

コース	配布場所	配布枚数
カエデ園	カエデ園入口、展示棟、中央口	3,500 枚

iii) 巨木めぐりマップ

森林公園巨木 100 選展の期間に合わせ、園内の巨木を巡るセルフガイドマップを配布した。

巨木めぐりマップ 配布状況

コース	配布場所	配布枚数
園内全域	展示棟	500 枚

b. 講演会

i) さくらそう講演会

を講師に招き、江戸の花 さくらそう展に併せ、サクラソウの歴史や育て方についての講演会を行った。(場所:管理棟研修室およびさくらそう展示小屋)

さくらそう講演会 実施記録

日時	参加人数
5月3日(火・祝)	17名

さくらそう講演会 実施状況



c. 体験イベント

(1) 里山体験塾

企画展示等にあわせたクラフトなどを、来園者にお楽しみいただくイベントを実施した。

実施日	イベント名	参加人数
-----	-------	------

回	月日		(人)
1	4/16 (土)	タケノコ堀り体験	39
2	4/23 (土)	タケノコ堀り体験	30
3	4/29 (金)	昔懐かし昭和あそび	511
4	6/11 (土)	田んぼ体験	26
5	6/18 (土)	梅ジャム	17
6	6/25 (土)	七夕飾りを作ろう	25
7	6/26 (日)	七夕飾りを作ろう	34
8	7/23 (土)	夜の森探検	42
9	7/30 (土)	夜の森探検	48
10	8/7 (日)	竹の水鉄砲	19
11	8/13 (土)	竹の水鉄砲	12
12	8/20 (土)	夏休み工作	10
13	8/21 (日)	夏休み工作	15
14	9/17 (土)	葉っぱプリント	15
15	10/2 (日)	田んぼ体験稲刈り	22
16	10/15 (土)	田んぼ体験脱穀	9
17	11/12 (土)	竹ごはんづくり	23
18	11/19 (土)	もみじランプシェード	12
19	11/20 (日)	もみじランプシェード	18
20	12/11 (日)	お正月かざり作り	14
21	12/17 (土)	ミニ門松づくり	19
22	1/14 (土)	ミニどんど焼き	20
23	1/28 (土)	コキアのほうきづくり	4
24	2/4 (土)	竹でバウムクーヘンを焼こう	18
25	2/12 (日)	鳥を観察してみよう	19
合計			1,021

里山体験塾 実施状況



夜の森探検



門松づくり

(2) 里山マイスター講座

一般来園者（大人）を対象に里山に関する講義を実施した。

実施日		テーマ	担当	参加人数 (人)
回	月日			
1	4/10 (日)	里山案内人講座 「ヤマザクラ、カスミザクラの生態について」		7
2	5/11 (水)	里山案内人講座 「キンラン」		9
3	5/22 (日)	里山案内人講座 「サイハイラン」		9
4	6/8 (木)	里山案内人講座 「ウメガサソウ、ギンリョウソウ」		11
5	6/19 (日)	草花勉強会 「オカトラノオ」		4
6	7/6 (水)	草花勉強会 「タシロラン」		7
7	7/12 (火)	草花勉強会 「ヤマユリ健康調査」		5
8	8/28 (日)	草花勉強会 「アイナエ分布調査」		3
9	9/18 (日)	草花勉強会 「ナンバンギセル調査」		2
10	10/16 (日)	里山案内人講座 「センブリ」		3
11	11/2 (木)	里山案内人講座 「シロヨメナ鑑賞会」		3
12	12/11 (日)	里山案内人講座 「巨木測定回」		5
13	1/8 (日)	里山案内人講座 「巨木の看板設置」		2
14	1/18 (水)	里山案内人講座 「巨木の看板設置・南方面」		4
15	2/12 (日)	草花勉強会 「梅林・梅の花調査」		3
16	3/8 (水)	草花勉強会 「椿園・椿の花調査」		5
17	3/19 (日)	里山案内人講座 「アマナの個体数調査」		5
合計				87

里山マイスター講座 実施状況



(3) その他の体験（環境学習）プログラム

実施日時	テーマ	参加人数 (人)	備考
4/24 (日)	チューリップ球根掘り取り 「チューリップを育てよう」	51	
4/23 (土)～ 5/8 (日)	さくらそうカードづくり	866	4月(284名)、5月(582名)
6/18 (土)	ハーブサシェづくり	24	
6/18 (土)	森のピザ作り	26	
6/19 (日)	森のピザ作り	35	
6/19 (日)	きのこのキーホルダー作り	34	
6/13 (月)～ 6/30 (木)	きのこの塗り絵に挑戦	61	
9/16 (金)	ちいさな森の花屋さん 「ラベンダークラフト」	7	
9/17 (土)	ちいさな森の花屋さん 「ラベンダークラフト」	24	
10/16 (日)	小さな森の花屋さん 「ススキでミミズクを作ろう」	21	
10/19 (水)	小さな森の花屋さん 「ススキでミミズクを作ろう」	15	
10/22 (土)	小さな森の花屋さん 「数珠玉クラフト」	45	
12/17 (土)	小さな森の花屋さん 「松ぼっくりツリーを作ろう」	22	
合計		1,231	

体験プログラム「ススキでミミズク作り」 実施状況



d. その他の企画イベント

i) ボタニカルマルシェ

6/18 (土)、19 (日) と、9/17 (土) に、植物園展示棟前広場において、地域の飲食店や、雑貨店、園芸店、地元高等学校等の出店や、コンサート、ピザ焼き体験、ハーブを楽しむサシェ作り体験等のブースを設け、ミニフェスタを開催した。

※9/18 (日)、19 (月・祝) は荒天のため中止

ボタニカルマルシェ 開催状況



3. 教育業務

a. 環境学習の受け入れ、環境学習プログラムの実施

学校や、自治体主催イベントの団体受入を行い、環境学習プログラムを実施した。

月	活動概要	件数	体験人数
4月	小学校や学童の受入等を行い、「里山探検隊」や「ピザ作り」などのプログラムを実施した。	7件	744人
5月	幼稚園や小中学校の受入等を行い、「里山探検隊」や「木の実のクラフトづくり」などのプログラムを実施した。	10件	1,421人
6月	幼稚園や小中学校の受入等を行い、「ネイチャーハント」や「木の実のクラフトづくり」などのプログラムやセルフプログラム「キノコの塗り絵」等を実施した。	10件	678人
7月	小学校や公民館の受入等を行い、「里山探検隊」や「木の実のクラフトづくり」などのプログラムを実施した。	4件	187人
8月	スポーツクラブや役場主催の団体活動の受入等を行い、「ナイトハイク」や「木の実のクラフトづくり」などのプログラムを実施した。	4件	276人
9月	小学校や役場主催の団体活動等の受入を行い、「木の実のクラフトづくり」などのプログラムを実施した。また、展示棟前にブースを設置し、ススキを使ったミミズク作りやラベンダーを使ったカード作りの教室を実施した。	15件	1,025人
10月	小学校や役場主催の団体活動等の受入を行い、「木の実のクラフトづくり」、「ネイチャーハント」などのプログラムを実施したほか、一般来園者向けの環境学習プログラムを実施した。	21件	1,418人
11月	小学校や役場主催の団体活動等の受入を行い、「木の実のクラフトづくり」、「ネイチャーハント」、「里山探検隊」などのプログラムを実施した。	10件	1,042人
12月	小学校、高校、大学、役場主催の団体活動等の受入を行い、「木の実クラフト」「竹ごはん」、「小枝の写真たてづくり」などのプログラムを実施した。また、展示棟前でまつぼっくりを使った工作教室も実施した。	6件	217人
1月	ガールスカウトの団体に向けて、セルフのオリエンテーリングを実施した。	1件	14人
2月	受入なし	0件	0人

3月	小学校や役場主催の団体活動等の受入を行い、「木の実クラフト」「葉っぱのカルタ」などのプログラムを実施した。	2件	162人
合計		88件	7,184人

環境学習の受入 実施状況



ピザ作り



ネイチャーハント

b. 依頼ガイド（今が見ごろガイド）の受け入れ

実施日		テーマ	依頼団体	担当	参加人数 (人)
回	月日				
1	4/2 (土)	湖水巡りと三角点と山崎城跡を訪ねる	会		12
2	4/7 (木)	森林公園と都市緑化植物園	大学		92
3	4/8 (金)	森林公園の地史、民俗学	会 同好		23
4	5/8 (日)	森林公園の野草	会		12
5	5/9 (月)	森林公園の植物	会		15
6	5/11 (水)	シライトソウ、ユリノキ、ルピナス、 ハーブガーデン	会		11
7	5/19 (木)	初夏の植物	会		12
8	5/26 (木)	森林公園の植物	大学		74
9	5/27 (金)	都市緑化植物園の樹木	校		42
10	7/7 (木)	ハーブガーデン・ボーダー花壇、都市 緑化植物園	一般財団法人		11
11	7/17 (日)	レンゲショウマ、ヤマユリ	会		18
12	7/26 (火)	レンゲショウマ、アイナエ、ヤマユリ、 キツネノカミソリ	大学		20
13	7/27 (水)	レンゲショウマ、アイナエ、ヤマユリ、 キツネノカミソリ	会		26
14	11/2 (水)	都市緑化植物	会		17
15	11/2 (水)	ハーブガーデン、ボーダー花壇	大学		30
16	11/5 (土)	紅葉	会		120
17	11/13 (日)	樹木観察	会		20

18	11/18(金)	紅葉ガイド			22
19	11/29(火)	紅葉ガイド		会	20
20	3/10(金)	ウメ、早春の植物、森林公園	学園		25
21	3/17(金)	春の花ガイド		センター	21
合計					643

今が見ごろガイド 実施状況



c. 博物館実習・インターンシップ 【地域】

夏休み期間中において、博物館学芸員養成課程の学生の受け入れ及びインターンシップの受け入れと合わせて、博物館実習を実施した。※今年度は博物館実習の希望者なし。

期間： 平成28年8月17日(水)～8月27日(土) 10日間(※22日は休み)

受入実習生： 2名

大学	所属学科など	人数
大学	法生命科学部応用植物科学科	2名

博物館実習・インターンシップ 実施状況



d. その他実習等の受け入れ

中学生・高校生の社会体験や、専門学校生のインターンシップなど、研修・実習の受入を行った。

その他実習等の受け入れ記録

開催日	イベント名	人数 (人)	依頼者	属性
7/4 (月) ～ 7/6 (水)	職場体験	4	中学校	中学生
7/7 (木) ～ 7/9 (土)	職場体験	7	中学校	中学生
8/25 (木)	インターンシップ	2	出張所	大学生
8/25 (木), 26 (金)	西部地区5年経験者 研修	22	会	教職員
11/7 (月) ～ 11/10 (木)	職場体験	1	高校	高校生
11/16 (水) ～ 11/18 (金)	職場体験	2	高校	高校生
2/7 (火) ～ 2/9 (木)	職場体験	5	中学校	中学生

その他実習等の受け入れ状況



4. 緑化相談業務

平成28年4月から平成29年3月までに都市緑化植物園に寄せられた相談件数は129件であった。なお、公園内の開花状況や園内植物の名前等の問い合わせについては、公園スタッフが日常的に対応している事項であり、集計には含んでいない。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	15件	19件	25件	7件	7件	6件	11件	3件	7件	3件	8件	18件	129件

5. 地域連携活動

a. ボランティア活動

(1) 山野草ボランティア

月	活動概要	活動回数	活動人数
4月	野草コースにて山野草の補植、除草、ササ刈りなど、春の野草のメンテナンスを実施した。	2回	24人
5月	野草コースにて山野草の補植、除草、ササ刈りなど、春の野草のメンテナンスを実施した。	3回	30人
6月	野草コースの南入口付近の除草を行った。	1日	8人
7月	レンゲショウマ、ナツズイセン、入り口付近の除草を行った。	3日	32人
8月	雨天のため活動中止。	0日	0人
9月	シライトソウエリアの除草。	1日	8人
10月	シライトソウエリアの除草、ドングリポット作り、シユンランのマーキングなど。	3日	33人
11月	シライトソウエリアの除草、補植など。	1回	9人
12月	腐葉土作り、散布、落葉かきなど実施。	3回	29人
1月	笹刈り、除草、落葉かきなど実施。	2回	23人
2月	植え付け、寒肥、笹刈りなど実施。	3回	24人
3月	シライトソウエリア、コース入口付近、カタクリエリアの笹刈りなど実施。	3回	32人
合計		25回	252人

山野草ボランティア 活動状況



(2) 雑木林ボランティア

月	活動概要	活動回数	活動人数
4月	4月は活動なし	0回	0人
5月	運動広場の竹林の管理を実施	1回	5人
6月	野草コースの雑木の伐採を実施	1日	5人
7月	道具類の使い方研修と野草コースの笹刈りを実施	1日	5人
8月	熱中症対策のため活動休止。	0日	0人
9月	野草コース内の竹林環境維持管理。	1日	5人
10月	北エリアの葛取りなど。	1日	7人
11月	雨天のため活動中止	0回	0人
12月	竹の間伐、倉庫の整理など行った。	1回	6人
1月	竹の間伐を行った。	1回	4人
2月	ロックガーデンの樹木の手入れ。	1回	6人
3月	雨天のため中止。	0回	0人
合計		8回	43人

雑木林ボランティア 活動状況



(3) 植物園ボランティアの活動

月	活動概要	活動回数	活動人数
4月	除草、腐葉土づくりなどの花壇作業、クイズラリー景品の作成、ガイドツアーなどの各種イベントサポートやガーデンを中心とした園内の案内活動を行った。また、全体活動として植物園ボランティアミーティングを実施した。	16回	116人
5月	除草、腐葉土づくりなどの花壇作業、クイズラリー景品の作成、ガイドツアーなどの各種イベントサポートやガーデンを中心とした園内の案内活動を行った。また、全体活動として植物園ボランティアミーティングを実施した。	21回	98人

6月	ボーダー花壇、ハーブガーデンの除草、植栽、オオヤマレンゲ等見頃の植物の案内、ハーブのサシェ作りの準備、ガイドツアーの補助など。	18日	88人
7月	ボーダー花壇、ハーブガーデンの除草、植栽、見どころマップの更新、セルフクラフトの準備、ガイドツアーの補助など。	15日	69人
8月	ボーダー花壇、ハーブガーデンの除草、切り戻し、見どころマップの更新、ガイドツアーの補助など。	15日	56人
9月	ボーダー花壇、ハーブガーデンの除草、切り戻し、見どころマップの更新、ガイドツアーの補助など。	23日	73人
10月	ボーダー花壇、ハーブガーデンの耕耘、植栽、除草、切り戻し、見どころマップの更新、ガイドツアーの補助など。	21日	64人
11月	ボーダー花壇、ハーブガーデンの耕耘、植栽、除草、切り戻し、見どころマップの更新、ガイドツアーの補助など。	26回	79人
12月	ボーダー花壇、ハーブガーデンの耕耘、植栽、除草、切り戻し、見どころマップの更新、ガイドツアーの補助など行った。	19回	56人
1月	ボーダー花壇、ハーブガーデンの除草、切り戻し、バラの剪定、見どころマップの更新、ガイドツアーの補助など行った。	17回	71人
2月	ボーダー花壇、ハーブガーデンの除草、バラの剪定、チップ敷き、椿のドライフラワー作りの準備、見どころマップの更新、ガイドツアーの補助など行った。	19回	59人
3月	ボーダー花壇、ハーブガーデンの除草、チップ敷き、養生シートの撤去、ラベンダーの剪定、見どころマップの更新、ガイドツアーの補助など行った。	26回	72人
合計		236回	901人

植物園ボランティア 活動状況



(4) 環境学習ボランティア

月	活動概要	活動回数	活動人数
4月	小学校や学童などの受け入れを行い、環境学習プログラムを実施した。	4回	25人
5月	小学校や学童などの受け入れを行い、環境学習プログラムを実施した。	9回	56人
6月	小学校や学童などの受け入れを行い、環境学習プログラムを実施した。	5日	32人
7月	小学校や公民館などの受け入れを行い、里山探検隊等の環境学習プログラムを実施した。	3日	16人

8月	スポーツクラブや役場主催の団体活動の受入を行い、自然観察ビンゴ等の活動を行った。	2日	8人
9月	小学校や役場主催の団体活動の受入を行い、木の実のクラフト作り等の活動を行った。	9日	51人
10月	小学校や役場主催の団体活動の受入として、竹細工や虫さがし、木の実クラフト、ネイチャーハント等の活動を行った。	12日	69人
11月	小学校や役場主催の団体活動の受入として、落ち葉ふとんや葉っぱのカルタ、木の実クラフト、ネイチャーハント等の活動を行った。	7回	41人
12月	小学校、高校、大学、役場主催の団体活動等の受入を行い、「木の実クラフト」「竹ごはん」などのプログラムを実施した。	4回	19人
1月	活動なし	0回	0人
2月	今年度の活動についての意見交換や、次年度に向けての話し合いを行った。	1回	9人
3月	小学校や役場主催の団体活動等の受入の際、「木の実クラフト」「葉っぱのカルタ」などのプログラム実施をサポートした。	2回	17人
合計		58回	343人

環境学習ボランティア 活動状況



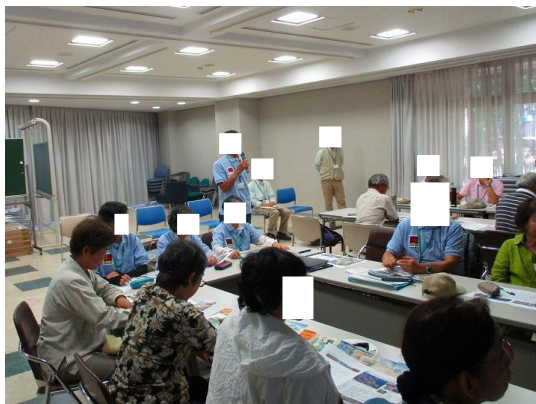
(5) 里山サポータークラブ全体の活動

本公園の各ボランティアグループが属する「里山サポータークラブ」の共通の活動として、体験イベント（里山体験塾等）の事前研修や、園外研修等を行った。

月	活動概要	活動回数	活動人数
4月	プランター植栽研修及び里山体験塾「たけのこ掘り」「昭和遊び」のボランティア研修のほか、イベントサポート、交流会を行った。	7件	93人
5月	特になし。	-	-
6月	ボタニカルマルシェのイベントとしてハーブサシェづくりと、ピザづくりのサポートを行った。	2回	5人
7月	里山体験塾「夜の森探検」の事前研修を行った。	1回	7人

8月	里山体験塾「水鉄砲づくり」、「工作教室」の事前研修及びイベントサポートを行った。	5日	24人
9月	外部研修のほか、里山体験塾「葉っぱプリント」の事前研修及びイベントサポートを行った。	3日	51人
10月	里山体験塾「稲刈」、「脱穀」のイベントサポートを行った。	2回	6人
11月	里山体験塾「竹でご飯を炊こう！」および「もみじランプシェード」の事前研修、イベントサポートを行った。	5回	27人
12月	里山体験塾「お正月飾り」および「門松作り」の事前研修、イベントサポートを行った。	5回	64人
1月	里山体験塾「どんど焼き」および「コキアほうきづくり」の事前研修、イベントサポートを行った。	4回	21人
2月	里山体験塾「竹でバウムクーヘン作り」および「鳥を観察してみよう」の事前研修、イベントサポートを行った。	3回	26人
3月	ボランティア説明会と交流会、味噌作りの研修会を実施した。	3回	72人
合計		40回	396人

里山サポータクラブ全体活動 活動状況



外部研修（ひたち海浜公園）



里山体験塾「門松づくり」

b. 地域懇談会

公園の利・活用の促進を目的に、地域の自治体や住民、関係団体の方々と意見交換の場を設けた。

開催日	名称
7/28（木）	「第2回バリアフリーに関する分科会」の開催
9/16（金）	「バリアフリーに関する分科会（臨時会）」の開催



c. 知的障がい者更生施設の地域活動の受け入れ

国営武蔵丘陵森林公園に隣接した知的障がい者更生施設の寮生を地域活動の一環として受け入れ、植物園スタッフやボランティアと協働で、花壇の管理、堆肥作り等の園芸作業を行っている。なお、今年度は受入が無かった。

B. 調査・研究分野

調査・研究分野としてムラサキの域外保全業務、ヤマユリを中心とした森林公園の自生動植物の保全業務、緑の相談所連絡会議および（公社）日本植物園協会の関東拠点園会議への参加等、他の研究機関との連携業務を行った。

1. 自然資源管理業務

a. 域外保全業務

(1) ムラサキ（絶滅危惧 I B類）

植物園で保全しているムラサキは長野県菅平産の栽培種をもらいうけたもので、現在（社）日本植物園協会の植物多様性保全事業と連携し保全を継続している。8月から9月にかけて採種を行い、2月に播種、200鉢の作成を行った。

b. 自生動植物の保全業務

(1) ヤマユリの保全

ヤマユリの生育箇所の中で、特に修景効果が高いと考えられる区画（ヤマユリの小径）における開花個体数調査、および種子による更新が行われやすいよう、落ち葉かきを行った。

抽だい個体数：914株（着花個体634株、未着花個体280株）

(2) 自然資源保全管理

公園内の貴重動植物を中心として、生息地等について個体数調査や生育地の維持・増加を図るため、生態系に配慮した適切な環境整備（ササ刈り等）を行った。

自然資源保全管理の記録

月	対象	内容
4	ノコンギクやエビネ、キンラン等	草刈り
5	サイハイランやエビネ、キキョウ等	草刈り
6	オケラやシロヨメナ、ノカンゾウ等	草刈り
7	キキョウやヌマトラノオ、ノコンギク等	草刈り
8	キキョウやオケラ等	つる取りやササ刈り
9	ツリフネソウやオケラ、水生植物等	生育環境整備
10	メハジキ、センブリ等	種子採取や播種、自生地の復元管理や草刈等
11	センブリ、オケラ、シロヨメナやノコンギク等	播種床準備や種取り蒔き、植栽地の草刈り等
12	センブリ、リンドウ、キキョウ等	種子採集および播種、鉢植えの管理
1	センブリ、アマナ、野草鉢等	播種、植栽箇所の笹刈り、野草鉢の管理等
2	野草鉢、エビネ・サイハイラン等	日常管理、植栽箇所の笹刈り等
3	野草鉢、アマナ等	日常管理、個体数確認、ササ刈り等

2. 他研究機関との共同活動、ネットワーク

a. 緑の相談所事業への参加

※平成 28 年度、都市緑化植物園（緑の相談所）連絡会議は未開催。

b. (社) 日本植物園協会との活動協力

会員として地域拠点園（関東）および特定植物保全拠点園（ムラサキ）として植物多様性保全拠点園ネットワークに参加した。

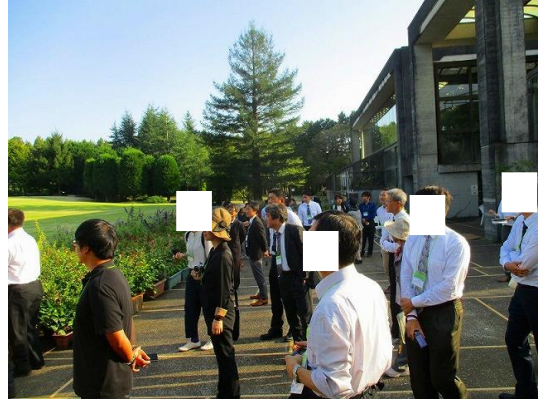
(社) 日本植物園協会事業への参加・活動記録

日付	活動概要	場所
6/16, 17	第 51 回定時総会に出席。	白馬五竜
7/12	絶滅危惧種の種子採取活動に参加。	秩父地域
10/6	絶滅危惧種の種子採取活動に参加。	秩父地域
10/20, 21	第二分野運営会議に出席。	茨城県水戸市
12/21	関東拠点園担当者会議に出席。	新宿御苑
3/23	関東拠点園担当者会議に出席。	神代植物公園

(公社) 日本植物園協会事業への参加状況



第 51 回定時総会（白馬）



第二分野運営会議（水戸）

c. 全国やまゆりサミット会への参加

やまゆりおよび里山の管理における技術交流を目的として、全国やまゆりサミット会総会に参加した。

全国やまゆりサミット会 参加活動記録

日付	活動内容	場所
10月18日	2016年全国やまゆりサミット会総会	長野県御代田町

全国やまゆりサミット会 参加状況



C. 収集・保存分野

1. 都市緑化植物の収集・保存

用途別・種類別に植栽した公園・庭園樹見本園等の9つの見本園と4つの苗圃において、都市緑化植物等の収集・保存を行い、展示を行っている。

※ (1) 教育・普及分野 A. 展示業務 (a) 常設展示 の頁参照。

2. 苗圃・温室管理

苗圃と温室において、見本園植栽樹木の育成や花壇修景用植物の播種・挿し穂・株分け等による栽培、系統保存栽培の対象としている自生植物の増殖等を行っている。

苗圃・温室管理植物

場所	栽培種	育成株数	活用用途	備考
第2 苗圃	ツバキ属 園芸品種	987 本	園芸植物の系統保存、展示 開花期には一般公開	462 品種
	サクラソウ 園芸品種	290 品種 839 鉢	園芸植物の系統保存 企画展にて展示実施	282 品種 野生 8 系統
	ムラサキ	643 鉢	絶滅危惧種の系統保存、展示 イベント等材料用栽培	伝長野県内 自生地由来
	ヤマユリ	20 ケース 18 鉢	園内自生系統保存、増殖実験	他約 2000 株 を第一苗圃 で育成
	ノハナショウブ	150 ポット	園内自生系統保存、修景材料	
	リンドウ	35 鉢	園内自生系統保存、修景材料	
	ホタルカズラ	315 ポット	園内自生系統保存、修景材料	
	リュウノウギク	37 ポット 3 鉢	園内自生系統保存、修景材料	
	キンミズヒキ	135 ポット	園内自生系統保存、修景材料	
	タツナミソウ	42 鉢	園内自生系統保存、修景材料	
第4 苗圃	コナラ類	50 種 7 品種 8 本	系統保存、展示用材料育成	

3. 資料の収集・保存

都市緑化植物園の管理棟内にある資料室では、都市緑化や造園、園芸、植物等に関する書籍や雑誌、調査研究文献の収集・保存を行っている。

また標本室において植物・動物・昆虫標本を収集・保存している。写真データについては公園内の動植物についてポジフィルムとデジタルデータを保管している。

収集・保存資料

項目	内容	
資料室管理	植物や都市緑化等に関する資料の収集	図書の収集整理 ・ 図書 3, 314 冊 ・ 雑誌 92 種 ※ 1 発行・購読廃止の既存資料も含む ※ 2 サンプルームにて一般閲覧に供する雑誌は含まない ・ 資料 2, 261 冊
標本室管理	動植物の記録・標本の整理保存	標本等の個体整理及び動植物の観察記録 ・ ポジフィルム（植栽植物、野生生物等）6606 点 デジタル写真データ化 CD に編集 6606 点 ・ 植物標本（錯葉・種子）1391 点 ・ 昆虫標本 2076 点 ・ 哺乳類、鳥類標本 59 点

D. その他の業務

1. 国への申請の手続き業務

a. 学術研究における入園に関する手続き（視察等依頼）

国営武蔵丘陵森林公園をフィールドとする調査研究について6件の手続きを行った。

学術研究における入園に関する手続き（視察等依頼）の記録

	テーマ	申請期間	所属
1	国営武蔵丘陵森林公園 都市緑化植物園における植物病害相に関する調査研究	4/1～3/31	大学生命科学部 植物医科学専修

b. 植物分譲の手続き

各種機関、団体等から園芸植物および希少植物等の分譲の依頼が1件あり、国への手続きを行った。

植物分譲の手続き記録

	分譲日	植物名	分譲量	目的	依頼機関・団体
1	7月14日	ツバキ	枝葉 軽トラック荷台2台分	ムラサキ染めの普及活動のため	会

2. 情報発信業務

a. ホームページ

毎週1回（概ね金曜日）、イベントの更新、見頃の花の案内等の情報発信を行うため、ホームページの更新を行った。

b. 見どころMAPの配布

植物園エリアのみどころ紹介のため、コメント入りのマップを作成し、園内各所に掲示した。

c. みんなの生き物マップの更新

来園者から提供された情報をもとに、森林公園で観察できる生物について、大型の園内マップに観察ポイントを掲示した。またその情報を元に月に一回レポートの作成と掲示を行った。

インターン・地域活動

平成 27 年度 職場体験・インターンシップ等研修受入状況

受入日	イベント名	参加者 (人)	依頼者・所属	学年等
7/6~8	職場体験	7	中学校	2年
7/9~11	職場体験	6	中学校	2年
7/13~15	職場体験	7	中学校	2年
8/13, 14	インターンシップ	2	短期大学部	1年
8/17~27 ※8/22 除く	博物館実習・インターン	1	大学文芸学部文芸学科文芸教養コース	3年
10/27~30	職場体験	2	高校	2年
12/9~11	職場体験	2	高校	2年
4/1~8/31	インターンシップ	2	専門学校	1年

平成 28 年度 職場体験・インターンシップ等研修受入状況

受入日	イベント名	参加者 (人)	依頼者・所属	学年等
7/4~7/6	職場体験	4	中学校	2年
7/7~7/9	職場体験	7	中学校	2年
8/17~27 ※8/22 除く	博物館実習・インターンシップ	2	大学法生命科学部応用植物科学科	2年
8月25日	インターンシップ	2	国営武蔵丘陵森林公園出張所	大学生
8/25, 26	西部地区5年経験者 研修	22	教育委員会	教職員
11/7~11/10	職場体験	1	高校	1年
11/16~11/18	職場体験	2	高校	2年
2/7~2/9	職場体験	5	中学校	2年

建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）

	平成27年度	平成28年度
修繕に要した 総費用(円) (税抜)	15,513,132	16,553,080

修繕履歴(平成27年度)

工種区分	工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(税別)		
総計								15,513,132		
建物管理	建物維持修繕工	建物維持修繕工	管理事務所修繕	H27.10	中央口管理棟	外壁	木板固定	51,677.32		
				H27.12	旧中央口管理棟	屋根	雨漏り養生材交換	5,167.732		
				H28.3	西口管理棟	排水管、倉庫内壁	排水管修繕、内壁交換	3,898.160		
										1,103.000
			休憩所等修繕	H27.11	植物園展示棟	サンルーム天井	ガラス交換	117,000		
				H28.3	南口休憩所	外壁、フロアー、内壁	サイン・オブジェ設置、内壁装飾	725,000		
										210,000
			車庫・倉庫等修繕	H27.8	植物園第一苗圃	育苗温室	ガラス交換	210,000		
										1,179.500
			便所修繕	H27.7	中央レストン便所、展望広場下便所他	小便器、大便器	自動水栓・FV修繕	56,100		
				H27.9	中央口管理棟(外)便所	女子便所	シャッター鍵交換	18,000		
				H27.10	西口管理棟便所、運動広場休憩所便所他	小便器、ペーパーホルダー	自動水栓修繕、ペーパーホルダー交換	49,000		
				H27.10	ドッグラン休憩所便所	女子扉	扉補強	128,000		
				H27.10	日本庭園付近便所、展望広場下便所他	小便器、大便器、ハイタンク、扉	自動水栓、FV、鍵修繕	45,000		
				H27.12	ドッグラン休憩所便所、南サイクリングセンター便所他	大便器、手洗い器、扉	大便器・手洗い器・鍵交換、自動水栓修繕	221,000		
		H28.1		管理事務所	男子便所	入口扉交換	88,000			
		H28.2		西サイクリングセンター便所、森林広場便所他	小便器、手洗い器	自動水栓、給水管、止水レバー修繕	62,000			
		H28.3		水遊び場休憩所便所	男子、女子	木部補強	42,000			
		H28.3		西口管理棟多目的便所	入口引き戸	不具合による修繕	83,000			
		H28.3		管理事務所、笹沼便所	多目的扉	鍵修繕	91,000			
		H28.3		むさしキッズドーム便所、水遊び場休憩所便所他	多目的	フェンシングボード、ビデオキーフ設置	296,400			
		その他修繕	H27.5	西口管理棟	券売機	紙幣ユニット、丸ベルト交換	91,660			
			H27.7-9	南口、中央口、西口、北口	改札、券売機前	日除け設置、撤去	274,000			
			H27.9	中央口管理棟	券売機	システム操作部の点検修繕	45,000			
			H27.9	中央口管理棟	券売機	紙幣ユニット交換	100,000			
			H27.11	南口管理棟	券売機	釣銭搬送部ベアリング交換	53,000			
		建物設備維持修繕工	空調設備維持修繕等	H27.6	管理事務所、西口・中央口・北口管理棟、植物園管理棟・展示棟他	空調機器	年2回の点検清掃	874,572		
				H27.8	植物園展示棟	手づくり工房空調機器	室外機・室内機交換	180,000		
			消防設備維持修繕等	H28.2	西口管理棟	自火報設備修繕	発信機交換	70,000		
				H28.2	西口管理棟	自火報設備修繕	発信機交換	30,000		
				H28.2	西口管理棟	自火報設備修繕	感知器交換	20,000		
			昇降機等設備維持修繕	H27.9	展望広場休憩所、西口管理棟	エレベーター	部品交換	325,000		
									325,000	
		工作物管理	建物維持修繕工	園路・階段維持修繕	H27.4	水遊び場	水張部床面、人工芝、階段部	塗装・人工芝・階段修繕、目地打ち	10,345.400	
					H27.4	駐輪場	裸地部	駐輪場の拡張、外周ロープ設置	8,580.800	
					H27.8	西田沼脇、雅の広場、サイクリングコース他	ILB・AS舗装、雨水樹	土砂除去、洗浄、除草	5,288.700	
					H27.9	大・中園路、サイクリングコース他	ILB・AS舗装、丸太階段他	土砂除去、洗浄、不陸修繕	2,910.700	
					H27.10	中央口広場	レンガ舗装	不陸修繕	130,000	
					H27.10	植物園展示棟入口	レンガ舗装	段差修繕	160,000	
					H27.10	大・中・小園路他	AS・砕石・土舗装	落枝の集積、運搬	583,200	
H27.11	大・中園路、サイクリングコース他				アスファルト・砕石・土舗装他	土砂・落葉・落枝除去、砕石補充他	179,700			
H27.12	花木園、泥沼付近				木製階段	腐食部の交換	270,000			
H27.12	冒険コース、大園路、サイクリングコース他				AS舗装、丸太階段他	落葉除去、腐食部の交換	42,000			
H27.1	大園路、冒険コース、運動広場管理棟周辺他				AS・平板舗装、丸太階段他	落葉除去、砂補充、不陸修繕他	360,600			
H28.2	大園路、梅林、あざみくぼ沼脇他				AS舗装、丸太階段・土留め他	落枝除去、砕石・土補充、不陸修繕他	206,400			
H28.3	大・中園路、サイクリングコース他				AS舗装、丸太階段、血型側溝他	土砂・落葉・落枝除去、砕石補充他	300,000			
舗装維持修繕	H27.10				北口～西口方面	砕石舗装	不陸修繕	94,900		
	H27.12				野草コース、梅林前～ふれあい広場	砕石・AS舗装	不陸修繕	90,100		
	H28.2			旧中央サイクリングセンター入口	砕石舗装	不陸修繕	148,600			
手摺・柵等維持修繕	H27.9			中央口	自動門扉	先端カバー交換	345,200			
	H27.12			中央口広場脇	木製土留め柵	土留め木柵交換	607,000			
	H27.12			冒険コース プランコ滑車脇	木製土留め柵	土留め木柵交換	110,000			
	H27.12			公園外周、駐輪場	開閉、ロープ柵	支持ワイヤー張直し、下部隙間埋め他	110,000			
	H28.1			西口駐車場アプローチ路	車止め	ポール交換	367,000			
	H28.2			花木園水生池	ロープ柵	ロープ柵交換	130,000			
	H28.2			あざみくぼ沼脇、駐輪場	ロープ柵、四ツ目垣	ロープ柵設置、四ツ目垣撤去	100,200			
	H28.3			中央入口管理棟(外)前	アーチフェンス	傾斜修繕	95,000			
	H28.3			公園外周	開閉	破損箇所の交換	80,000			
サイン・ファニチャー維持修繕	H27.10			むさしキッズドーム	木製デッキ(ベンチ)	座板、根太交換	42,500			
	H27.12			野外炊飯広場	木製標識	標識交換	20,000			
	H27.12			むさしキッズドーム前	ベンチ	サポートベンチ設置	200,000			
	H28.3			北口サイクリングセンター入口付近他	木製ドッグトイレ	ドッグトイレ交換	130,000			
	H28.3			ドッグラン、植物園展示棟前他	看板	看板の基礎部修繕	100,200			
遊具維持修繕	遊具維持修繕			H27.5	冒険コース	プランコ滑車	ロープ交換	1,367,200		
				H27.7	冒険コース	空中散歩、びよんびよんとび他	円盤板、木ステップ、軸ホルト交換	1,367,200		
				H27.7	冒険コース	ローラー滑り台	ローラー交換	54,000		
				H27.8	冒険コース、ぼんぼこマウンテン	ピラミッドロープ他	下部・外周耕耘、整地、除草	313,800		
				H27.9	冒険コース、むさしキッズドーム	空中散歩他	土充填	11,000		
				H27.9	冒険コース	ネットマウンテン、ピラミッドロープ他	砂地耕耘、不陸修正、安全マット修繕他	175,600		
				H27.11	ぼんぼこマウンテン	外幕	水滴除去	240,000		
				H27.12	冒険コース	ふらさがりシーソー	ロープ交換	35,700		
				H27.12	ぼんぼこマウンテン	外幕	水滴除去	79,400		
				H28.1	ぼんぼこマウンテン	外幕	水滴除去	15,000		
		H28.2	ぼんぼこマウンテン	外幕	水滴除去	21,100				
		H28.2	ぼんぼこマウンテン	外周砂地	砂充填	21,200				
		H28.2	冒険コース	ピラミッドロープ	ネット修繕	180,000				
		H28.2	ぼんぼこマウンテン	外幕	水滴除去	92,000				
		H28.3	むさしキッズドーム	基礎部	土充填	58,400				
その他修繕	その他修繕	H27.8	水遊び場	上流池、水飲み	土砂汲取り	70,000				
		H27.9	冒険コース、ふれあい広場	ベンチ、木橋	ベンチ撤去、木橋修繕	1,924.900				
		H27.10	運動広場、水遊び場	バーゴラ、木製デッキ	腐食部の交換	21,200				
		H27.10	ふれあい広場	木橋	腐食部の交換	10,600				
		H27.10	ドッグラン、南口休憩所脇	排水管、水飲み	腐食部の交換	88,000				
		H27.11	花木園倉庫、野外炊飯広場他	倉庫屋根、野外卓、流末池	排水管詰り除去、水飲み塗装	161,000				
		H27.12	展望広場下	血型側溝	野外卓撤去、流末池の落葉除去他	95,400				
		H27.12	ドッグラン	アジリティ	破損部の修繕	94,200				
		H27.12	ドッグラン	シェルター	破損部の修繕	100,000				
		H27.12	日本庭園付近	木橋	腐食部の交換	23,000				
		H27.12	サイクリングコース中央橋脇	トンネル、被覆コンクリート	テント張替、腐食部塗装	264,000				
		H28.1	ドッグラン西サイクリングセンター脇他	アジリティ、裸地、野外卓、木橋	腐食部の交換	106,000				
		H28.2	ドッグラン、ふれあい広場他	裸地、木橋、側溝、ベンチ、緑石	クモの巢除去、クワック部マルチ打ち	15,800				
		H28.3	南入口噴水	水張部	破損部の修繕、腐食部の修繕他	47,700				
		H28.3	大園路脇	血型側溝	腐食部の交換、隙間埋め他	111,500				
H28.3	ハーブガーデン付近	ボックスカルバート	漏水修繕	470,000						
H28.3	中央入口管理棟(内)便所脇他	砕石、緑石、植樹樹	安全柵設置	92,000						
設備維持修繕工	電気設備維持修繕工	電気設備維持修繕等	H27.9	北自転車休憩所	分電盤	分電盤ボックス、ブレーカー交換	384,000			
			H27.12	管理事務所周辺	足元灯	足元灯交換	183,000			
			H28.3	南口前、管理事務所周辺	街路灯、分電盤	街路灯修繕、分電盤ボックス交換	167,000			
			H28.3	塵芥処理場詰所	蛍光灯	街路灯修繕、分電盤ボックス交換	121,000			
			H28.3	管理事務所周辺	電気配管	蛍光器具交換	46,600			
	汚水・排水設備維持修繕工	汚水・排水設備維持修繕	H27.6	西口管理棟	汚水処理設備	ブローア交換	126,000			
			H27.6	南口休憩所便所	男子小便器排水管	詰り修繕	384,000			
			H27.12	植物園展示棟横便所	排水管	詰り修繕	183,000			
			H28.1	水遊び場休憩所	汚水処理設備	詰り修繕	35,000			
								8,000		
	設備維持修繕工			H27.6	水遊び場休憩所	汚水処理設備	ブローア交換	158,000		
									676,000	
									676,000	
									501,600	
									501,600	

工種区分	工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(税別)		
		給水設備維持修繕工	給水設備維持修繕等	H27.8	運動広場休憩所脇	給水管	漏水修繕	42,000		
				H27.10	運動広場管理棟付近、水遊び場	仕切弁ボックス	段差修繕	90,000		
				H28.1	資料館高架水槽	清掃、水質	清掃、水質検査	35,000		
				H28.1	西口ひろば付近	給水管	漏水点検	176,000		
				H28.1	分山沼便所	仕切弁	仕切弁交換	127,000		
				H28.2	むさしキッズドーム水飲み	仕切弁	仕切弁交換	77,000		
				H28.2	植物園展示棟授乳室	温水浄水器	フィルター交換	88,000		
				H28.3	管理事務所付近、水遊び場休憩所付近	仕切弁、給水管、手洗い	埋設点検、蛇口交換	41,000		
									203,000	
				その他設備維持修繕	水循環設備維持補修	H27.10	中央口噴水	配管	漏水修繕	76,000
		H27.10	ハーブガーデン噴水			ポンプ	ポンプ交換	89,000		
		H28.3	中央口噴水			配管	漏水修繕	38,000		

修繕履歴(平成28年度)

工種区分	工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(税別)								
総計								16,553,080								
建物管理	建物維持修繕工	建物維持修繕工	管理事務所修繕	H28.9	南口入園券売所	シャッター	鍵修繕	15,000								
				H28.12	中央口管理棟(外)	地下ピット	配管点検、排水トラップサビ落とし	15,000								
				H29.3	管理事務所、資料館	ガス設備	不具合箇所修繕	66,000								
				H29.3	西口・植物園管理棟	照明・換気扇設備	照明・換気扇交換	175,000								
				H29.3	西入口管理棟	パーゴラ屋根	アクリル板交換	75,000								
												833,000				
				休憩所等修繕	H28.6	溪流広場四阿	支柱	腐食修繕	246,000							
					H29.3	北自転車休憩所	屋根	腐食修繕	190,000							
					H29.3	ドッグラン休憩所	壁面	トイレピット設置	103,000							
					H29.3	日本庭園付近四阿	床	腐食修繕	294,000							
												164,000				
				車庫・倉庫等修繕	H29.1	管理事務所車庫	照明設備	スイッチ増設	53,000							
					H29.3	管理事務所車庫	シャッター	スイッチ増設	56,000							
					H29.3	植物園第一苗圃倉庫	引戸	フレーム修繕	55,000							
												1,085,400				
				便所修繕	H28.4	むさしキッズドーム便所	多目的	ベビーシート設置	122,600							
					H28.7	花木園(梅林)便所	多目的屋根	雨漏り修繕	40,000							
					H28.11	南サイクリングセンター便所、花木見本園便所他	多目的扉	ガイドローラー交換	88,200							
					H29.2	わんぱく広場便所、城口沼便所他	衛生器具	凍結破損修繕	337,000							
					H29.3	笹沼便所、植物園展示棟横便所他	衛生器具	不具合箇所修繕	117,600							
					H29.3	運動広場管理棟・休憩所便所	壁面	扉・白壁・鏡修繕	150,000							
					H29.3	運動広場管理棟便所	男子、女子	ベビーシート設置	230,000							
													1,438,800			
				その他修繕	H28.4	南口入園券売所、中央口管理棟	券売機	紙幣ユニット交換	240,000							
					H28.4	西口管理棟	休憩所自動ドア	ヒアングル交換	22,000							
					H28.4	北口管理棟	券売機	発券ボタン交換	33,300							
					H28.5	西口管理棟	2階壁面	日除けネット設置撤去	214,000							
					H28.5	南口入園券売所	券売機	電圧調整	62,500							
					H28.6	西口管理棟	休憩所自動ドア	センサー交換	112,000							
					H28.6	南口、中央口、西口、北口	改札、券売機前	日除け設置、撤去	320,000							
					H28.6	中央口管理棟	券売機	発券ユニット交換	110,000							
					H28.9	中央口管理棟	券売機	基盤、レバーパネ交換	60,000							
					H28.9	北口管理棟	券売機	コインセレクター交換	65,000							
					H28.9	中央口管理棟	券売機	硬化投入ロールノイド・コインメック交換	80,000							
					H29.3	南口、中央口、西口、北口	券売機	データをマルチへ変更	120,000							
												1,587,180				
				空調設備維持修繕等	H28.6	管理事務所、西口、中央口、北口管理棟、植物園管理棟、展望広場	空調機器	年2回の点検清掃	690,000							
					H28.7	西口管理棟	休憩室空調機器	室外機・室内機交換	555,000							
					H28.7	植物園管理棟	研修室空調機器	漏水修繕	23,000							
					H28.8	展望広場休憩所	機械室空調機器	送風ダクト結露点検	18,000							
					H28.9	中央口管理棟	券売所	室外機漏水修繕	25,000							
												160,000				
				消防設備維持修繕等	H28.6	資料館	誘導灯	誘導灯交換	160,000							
												116,180				
				昇降機等設備維持修繕	H29.2	西口管理棟	エレベーター	部品交換	116,180							
												11,098,700				
				園路広場維持修繕工	園路広場維持修繕工	園路・階段維持修繕	H28.4	水遊び場修繕	塗装部、タイル、石張部、階段	不具合箇所修繕	600,000					
							H28.4	溪流広場～記念広場	木製階段	腐食部交換	82,500					
							H28.4	各広場、大園路、サイクリングコース他	ILB・AS・CO舗装他	不陸修繕、除草、花柄除去他	302,900					
							H28.5	中央レストラン横広場	ILB舗装	不陸修繕	50,000					
							H28.5	むさしキッズドーム	周辺部	砂充填、転圧	110,000					
							H28.5	各広場	石張舗装、階段	不陸・破損箇所修繕	191,200					
							H28.6	秋の七草園	アプローチ斜路	丸太階段設置	187,500					
							H28.6	各広場、大園路、サイクリングコース他	AS舗装、側溝、階段他	土除去、洗浄他	159,200					
							H28.7	各広場、大園路、サイクリングコース他	ILB・AS舗装、側溝他	ガラ・土除去、不陸修繕、除草他	310,800					
							H28.8	各広場、大園路、サイクリングコース他	ILB・AS舗装、側溝、階段他	落枝・土除去、洗浄、除草他	356,800					
							H28.9	各広場、大園路、サイクリングコース他	ILB・AS舗装、階段他	不陸修繕、落枝・土除去、除草他	259,600					
							H28.10	各広場、大園路、サイクリングコース他	ILB・AS舗装、階段、側溝他	不陸修繕、落枝除去、除草他	341,400					
							H28.11	各広場、大園路、サイクリングコース他	ILB・AS・砕石舗装、側溝他	不陸修繕、落枝除去他	101,800					
							H28.12	各広場、大園路、サイクリングコース他	ILB・AS舗装、丸太階段他	不陸修繕、落枝除去、階段修繕他	331,300					
							H29.1	大・中園路	AS舗装	落枝・葉、土除去	30,700					
							H29.2	各広場、大園路、サイクリングコース他	ILB・AS舗装、丸太階段他	不陸修繕、落枝除去、土補充他	237,400					
															190,000	
							舗装維持修繕	H28.11	北口～西口方面	砕石舗装	不陸修繕	190,000				
															2,110,700	
							手摺・柵等維持修繕	H28.4	サイクリングコース	四ツ目垣、ロープ柵	劣化部交換、疑木更新	266,000				
								H28.4	冒険コース	ロープ柵	腐食木杭交換	214,000				
								H28.4	天神沼、ドッグラン他	疑木柵、門扉他	傾斜修正他	101,000				
								H28.5	西入口ロータリー付近	木製手摺	研磨・塗装修繕	227,200				
								H28.5	サイクリングコース	土留木柵	腐食部交換	640,000				
								H28.6	むさしキッズドーム、南口バス亭付近他	ロープ柵、チェーン柵	更新、傾斜修正	10,600				
								H28.7	緊急対応業務(7月)	囲障柵、四ツ目垣他	劣化部交換、傾斜修正	127,400				
								H28.8	公園外周	囲障柵	倒木破損部交換	443,000				
								H28.10	ドッグラン	フェンス	クズ除草	56,000				
								H28.12	西田沼脇、展望広場休憩所	ロープ柵、手摺	木杭交換、がたつき固定他	25,500				
																1,398,200
								サイン・ファニチャー維持修繕	H28.4	各広場、サイクリングコース他	ベンチ、救命浮き輪、アジリティ等	洗浄、破損修繕、移設他	42,500			
							H28.5		南口休憩所付近、日本庭園南他	看板	表示部・支柱交換、ペイント他	256,000				
							H28.5		西入口ゲート付近他	木製ベンチ	研磨・塗装修繕	270,000				
							H28.6		むさしキッズドーム	木製デッキ(ベンチ)	座板、根太交換	198,600				
							H28.6		西口、中央口	ドッグトイレ	ドッグトイレ更新	226,000				
							H28.6		花木園、水遊び場他	ベンチ	不具合箇所修繕	58,400				
							H28.7		サイクリングコース	看板	がたつき固定	15,300				
							H28.8		南口休憩所前、運動広場他	ベンチ	不具合箇所修繕	91,800				
							H28.9		雅の広場	ベンチ	劣化ベンチ撤去	5,100				
							H28.10		花木園	野外卓	歪み修正	5,100				
							H28.11		中央レストラン前広場、西口ひろば他	ベンチ、看板	洗浄、劣化物撤去他	50,900				
							H28.12		彫刻広場、溪流広場他	ベンチ、野外卓	不具合箇所修繕、劣化物撤去他	158,000				
							H29.1	中央口	木製ドッグトイレ	支柱固定	10,200					

工種区分	工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(税別)		
工作物管理				H29.2	南口休憩所前	ベンチ、野外卓	ささくれ修繕	10,300		
									1,358,000	
				遊具維持修繕工	遊具維持修繕	H28.4	冒険コース	ローラー滑り台	不良部ローラー交換	11,000
						H28.4	ぼんぼこマウンテン	外幕	水滴除去	5,300
						H28.5	冒険コース	ローラー滑り台	不良部ローラー交換	11,000
						H28.5	ぼんぼこマウンテン	外周砂地	砂充填	80,000
						H28.5	ぼんぼこマウンテン	外幕	水滴除去	5,300
						H28.6	むさしキッズドーム	チューブスライダー、ロープウェイ	不良部交換	202,400
						H28.6	冒険コース	ピラミッドロープ	除草	74,300
						H28.7	遊具土充填作業他	基礎部、外周砂地	土充填、耕耘	360,000
						H28.7	むさしキッズドーム、ぼんぼこマウンテン	天幕、外幕	洗浄作業	61,200
						H28.8	冒険コース	ブランコ滑車	堆積土除去	20,400
						H28.9	冒険コース	ローラー滑り台	ローラー交換	450,000
						H28.11	ぼんぼこマウンテン	外幕	水滴除去	20,300
				H29.2	むさしキッズドーム	デッキ、スライダー	固定ネジ増締め、亀裂部養生	56,800		
									433,200	
				その他修繕工	その他修繕	H28.4	北口	コーン、置柵	不要物撤去	5,300
						H28.5	ドッグラン、ハーバゲーション他	アジリティ、噴水他	破損部修繕、汚れ除去	42,500
						H28.6	日本庭園、西口管理棟	排水管他	詰り除去他	26,500
						H28.7	水遊び場、ドッグラン他	流末他、アジリティ	破損部修繕他	71,300
H28.9	ふれあい広場、中央レストラン北	木橋、側溝他	破損部修繕他			71,300				
H28.10	ドッグラン、展望広場休憩所他	アジリティ他	破損部修繕他			25,500				
H28.11	ドッグラン、西口ひろば他	アジリティ、水飲み他	破損部修繕、開口部碎石充填他			58,000				
H28.12	ドッグラン、彫刻広場他	アジリティ、タイル他	破損部修繕他			112,200				
H29.1	花木園(梅林)便所他	排水管	詰り除去			5,100				
H29.2	ドッグラン	アジリティ	破損部修繕			15,500				
設備維持修繕工								1,955,500		
									242,700	
				電気設備維持修繕工	電気設備維持修繕等	H26.5	管理事務所車庫	エンジン付投光器	点検、不具合箇所交換	98,700
						H26.5	北入口管理棟	汚水処理設備制御盤	扉ハンドル交換	11,000
						H28.10	植物園管理棟	分電盤、配線	漏電点検、配線敷設替	103,000
						H28.12	西入口管理棟休憩所	照明器具	点検、蛍光管交換	30,000
				汚水・排水設備維持修繕工	汚水・排水設備維持修繕	H28.5	北サイクリングセンター便所	汚水処理設備	ブレーカー交換	50,000
						H28.5	三叉路広場便所	汚水処理設備	ブローア交換	196,000
						H28.5	西口管理棟	汚水処理設備	流水配管高圧洗浄作業	21,000
				給水設備維持修繕工	給水設備維持修繕等	H28.4	植物園展示棟授乳室	温水浄水器	点検、タンク清掃、フィルター他交換	45,800
						H28.5	南入口噴水	自動給水装置	マンホール蓋設置	48,000
						H28.5	水遊び場第2機場	給水・塩素供給装置	仕切弁修繕	45,000
						H28.7	南入口広場付近便所	手洗配管	漏水修繕	160,000
						H28.7	溪流広場	水飲み	水栓交換	23,000
						H28.8	水遊び場第2機場	給水装置	仕切弁交換	45,000
						H28.12	南サイクリングセンター付近	給水管	漏水修繕	70,000
						H29.1	資料館	高架水槽	清掃、水質検査	35,000
						H29.2	南入口休憩所裏	給水管	漏水修繕	77,000
							897,000			
その他設備維持修繕	水循環設備維持補修	H28.4	水遊び場第2機場	循環ポンプ	フート弁交換	108,000				
		H28.5	水遊び場第2機場	ろ過設備	空転防止回路増設、ろ過砂補充他	770,000				
		H28.7	中央口噴水	電極棒	パイプ交換	19,000				
							897,000			

清掃場所、箇所、内容、方法及び頻度等

■清掃内容、方法、頻度等

【H27, 28】

清掃箇所	頻度	備考
園内清掃	毎日1回	<最繁忙期(4月~5月)> 平日7人/日、休日10人/日 <繁忙期(10月~11月)> 平日6人/日、休日8人/日 <通常期(6月~9月、3月)> 平日4人/日、休日5人/日 <閑散期(12月~2月)> 水・土・日4人/日
便所清掃① (4月~5月、7月後半~8月、3月後半:平日・休日、 6月~7月前半、9月~3月前半:休日)	毎日1回	6人/日
便所清掃② (7月前半、9月~11月:平日)	2回/週	6人/日
便所清掃③ (6月、12月~3月前半:平日)	1回/週	6人/日
休憩所清掃 (休日)	毎日1回	1人/日
休憩所清掃 (平日)	1回/週	1人/日
南入口噴水	6回/年	
中央入口噴水	8回/年	
雅の広場噴水	1回/年	
疎林滝流れ	1回/年	
溪流流れ	2回/年	
日本庭園流れ	6回/年	
水遊び場	15回/年	
園路	120回/年	路面清掃車

【H29】

清掃箇所	頻度	備考
園内清掃	毎日1回	<最繁忙期(4月~5月)> 平日7人/日、休日10人/日 <繁忙期(10月~11月)> 平日6人/日、休日8人/日 <通常期(6月~9月、3月)> 平日4人/日、休日5人/日 <閑散期(12月~2月)> 水・土・日4人/日
便所清掃① (4月~5月、7月後半~8月、3月後半:平日・休日、 6月~7月前半、9月~3月前半:休日)	毎日1回	6人/日
便所清掃② (7月前半、9月~11月:平日)	2回/週	6人/日
便所清掃③ (6月、12月~3月前半:平日)	1回/週	6人/日
休憩所清掃 (休日)	毎日1回	1人/日
休憩所清掃 (平日)	1回/週	1人/日
南入口噴水	6回/年	
中央入口噴水	8回/年	
雅の広場噴水	1回/年	
疎林滝流れ	1回/年	
溪流流れ	6回/年	下流部5回/年、上流部1回/年
日本庭園流れ	6回/年	
水遊び場	15回/年	
園路	120回/年	路面清掃車

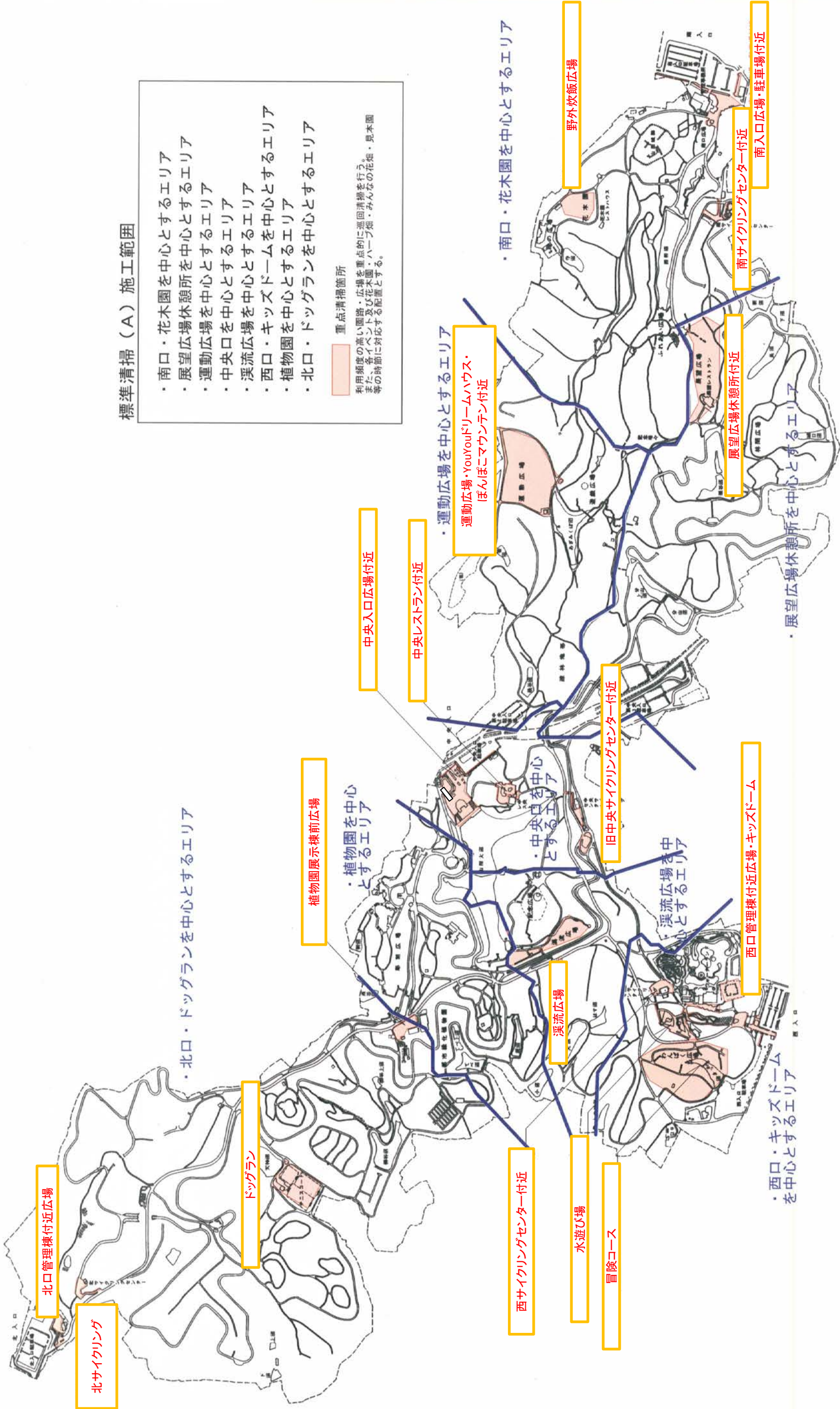
標準清掃管理図

標準清掃 (A) 施工範囲

- ・南口・花木園を中心とするエリア
- ・展望広場休憩所を中心とするエリア
- ・運動広場を中心とするエリア
- ・中央口を中心とするエリア
- ・溪流広場を中心とするエリア
- ・西口・キッズドームを中心とするエリア
- ・植物園を中心とするエリア
- ・北口・ドッグランを中心とするエリア

重点清掃箇所

利用頻度の高い園路・広場を重点的に巡回清掃を行う。
また、各イベント及び花木園・ハーブ苑・みんなの花畑・見本園等の時期に対応する配置とする。

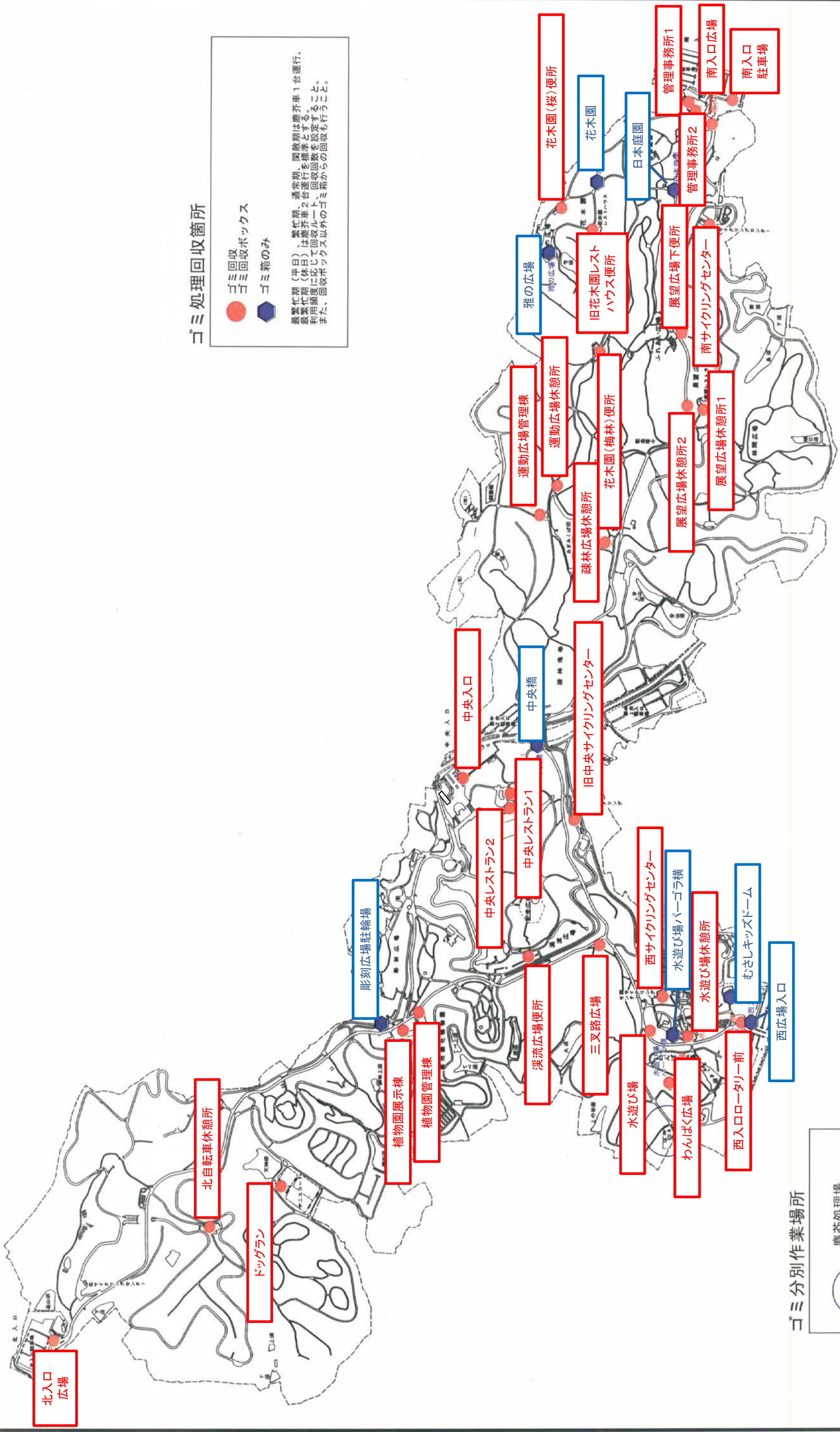


ゴミ処理管理図

ゴミ処理回収箇所

- ゴミ回収
- ゴミ回収ボックス
- ゴミ箱のみ

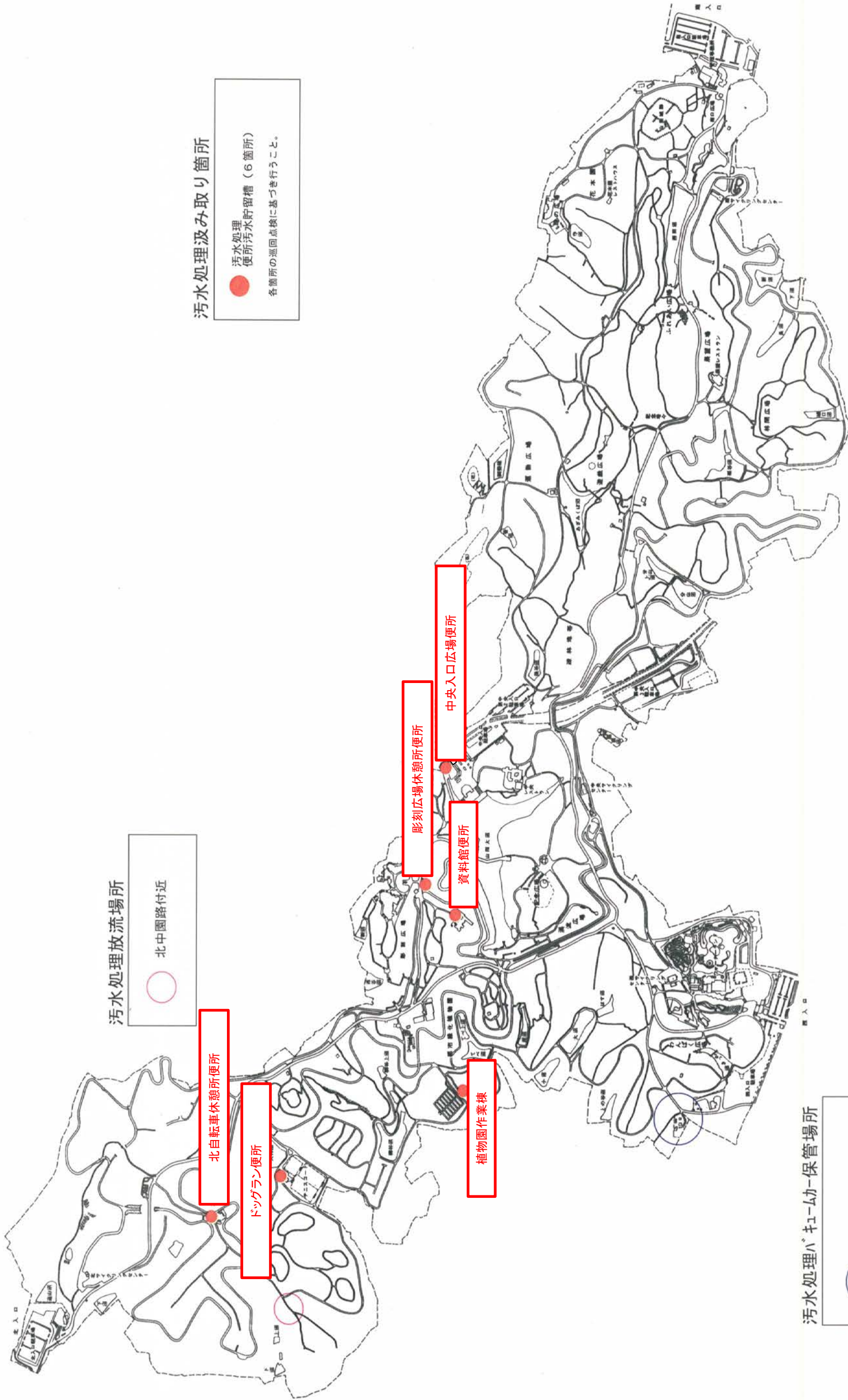
最繁忙期（平日）、最繁忙期（休日）は應芥車2台運行を標準とする。利用頻度に応じて回収ルート、回収回数を設定すること。また、回収ボックス以外のゴミ箱からの回収も行うこと。



ゴミ分別作業場所

- 應芥処理場
- 應芥車保管場所
- 回収・分別場所

図 理 管 理 處 理 水 汚



汚水処理汲み取り箇所

● 汚水処理
便所汚水貯留槽 (6箇所)
各箇所の巡回点検に基づき行うこと。

汚水処理放流場所

○ 北中園路付近

北自転車休憩所便所

ドッグラン便所

植物園作業棟

資料館便所

彫刻広場休憩所便所

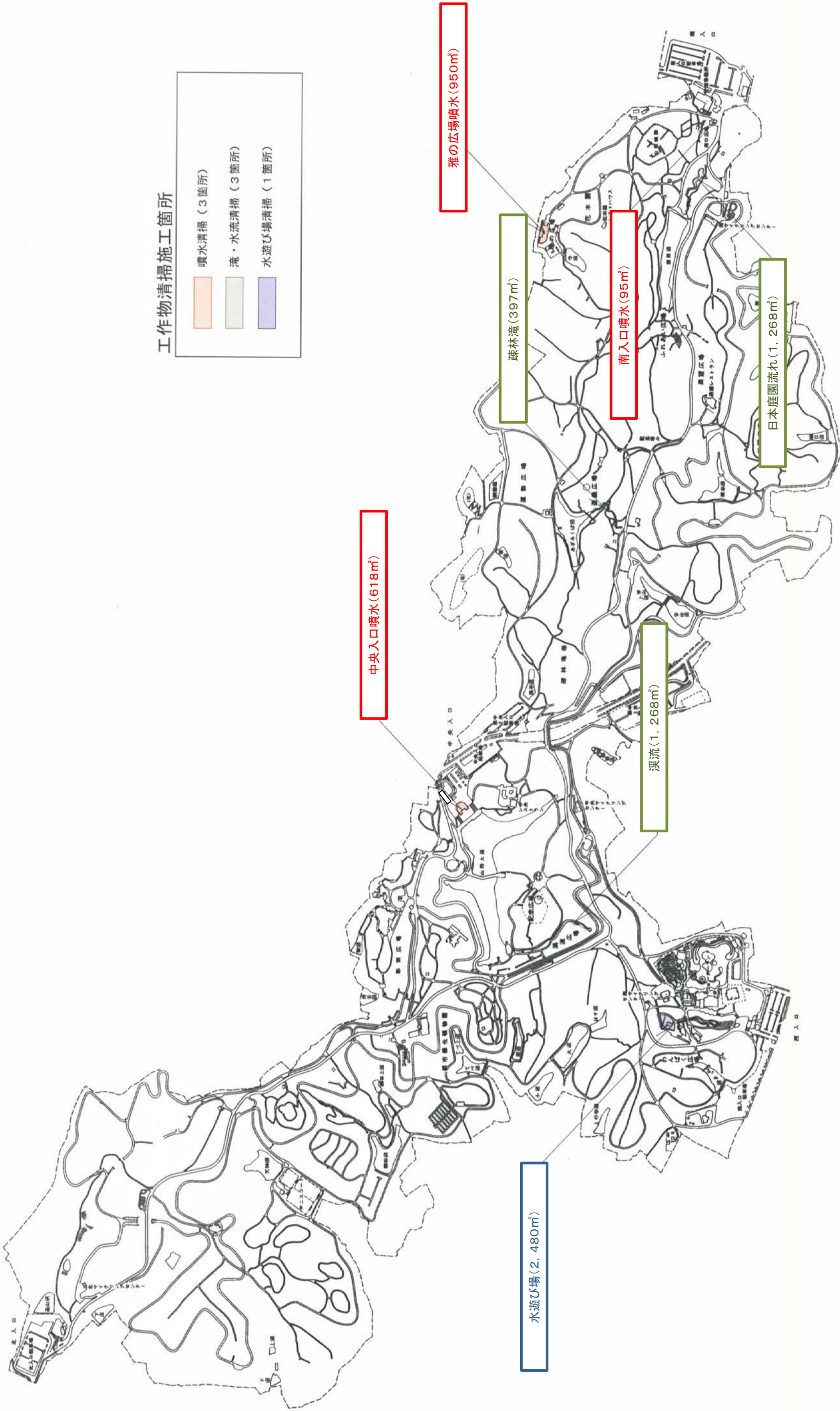
中央入口広場便所

汚水処理バキュームカー保管場所

塵芥処理場

工作物清掃施工箇所

	噴水清掃 (3箇所)
	滝・水流清掃 (3箇所)
	水遊び場清掃 (1箇所)



緑のリサイクル

【H28】

緑のリサイクル(植物発生材) 実施状況

日付	プログラム名	利用者数 (人)	利用資材
4/1(金)	ピザ作り	13	間伐材
4/16(土)	たけのご掘り	39	竹
4/23(土)	たけのご掘り	30	竹
4/24(日)	チューリップ球根掘り取り	51	球根
5/10(火)	木の实クラフト	61	間伐材、種子・果実
5/15(日)	竹細工	40	竹
5/16(月)	木の实クラフト	101	間伐材、種子・果実
5/17(火)	木の实クラフト	101	間伐材、種子・果実
5/22(日)	竹細工	47	竹
5/26(木)	木の实クラフト	72	間伐材、種子・果実
6/9(木)	木の实クラフト	118	間伐材、種子・果実
6/18(土)	梅ジャム作り	17	種子・果実
6/18(土)	ハーブサシェづくり	24	ハーブ
6/18(土)	ピザ作り	26	間伐材
6/19(日)	ピザ作り	35	間伐材
6/25(土)	七夕飾りを作ろう	9	竹
6/26(日)	七夕飾りを作ろう	34	竹
7/8(金)	木の实クラフト	54	間伐材、種子・果実
8/1(月)	木の实クラフト	87	間伐材、種子・果実
8/7(日)	竹の水でっぽう作り	19	竹
8/11(木)	木の实クラフト	16	間伐材、種子・果実
8/13(土)	竹の水でっぽう作り	12	竹
8/20(土)	夏休み工作教室	10	間伐材、種子・果実
8/21(日)	夏休み工作教室	15	間伐材、種子・果実
9/6(火)	木の实クラフト	71	間伐材、種子・果実
9/13(火)	木の实クラフト	63	間伐材、種子・果実
9/16(金)	ラベンダークラフト	7	ハーブ
9/17(土)	ススキでミズクをつくろう!	24	草本
9/17(土)	葉っぱプリント	15	枝・葉
9/21(水)	木の实クラフト	62	間伐材、種子・果実
9/26(月)	木の实クラフト	99	間伐材、種子・果実
9/29(木)	木の实クラフト	104	間伐材、種子・果実
10/1(土)	竹でバウムクーヘンを焼こう	50	竹
10/5(水)	竹細工	72	竹
10/6(木)	竹細工	100	竹
10/7(金)	木の实クラフト	73	間伐材、種子・果実
10/12(水)	木の实クラフト	54	間伐材、種子・果実
10/16(日)	ススキでミズクをつくろう!	21	草本
10/18(火)	木の实クラフト	79	間伐材、種子・果実
10/19(水)	ススキでミズクをつくろう!	15	草本
10/20(木)	木の实クラフト	66	間伐材、種子・果実
10/21(金)	竹細工	67	竹
10/22(土)	ジュズダマのクラフト	45	種子・果実
10/27(木)	木の实クラフト	120	間伐材、種子・果実
10/28(金)	木の实クラフト	79	間伐材、種子・果実
11/9(水)	木の实クラフト	28	間伐材、種子・果実
11/11(金)	木の实クラフト	110	間伐材、種子・果実
11/12(土)	竹ごはん	23	竹
11/19(土)	竹細工	62	竹
11/19(土)	もみじランプシェード作り	12	枝・葉
11/20(日)	もみじランプシェード作り	18	枝・葉
11/21(月)	木の实クラフト	74	間伐材、種子・果実
12/3(土)	竹でバウムクーヘンを焼こう	40	竹、間伐材
12/7(水)	木の实クラフト	56	間伐材、種子・果実
12/10(土)	竹ごはん・竹細工	60	竹
12/11(日)	リース作り	29	剪定枝
12/11(日)	お正月飾り作り	14	竹
12/17(土)	ミニ門松づくり	19	竹
12/15(木)	小枝の写真たてづくり	11	剪定枝
12/17(土)	松ぼっくりツリーをつくろう	22	種子・果実
12/18(日)	竹細工	28	竹
1/28(土)	コキアでほうきをつうろう	4	草本
2/4(土)	竹でバウムクーヘンを焼こう	9	竹、間伐材
3/1(水)	木の实クラフト	102	間伐材、種子・果実
3/28(火)	竹細工	60	竹

産業廃棄物（排出量、経費）

【H27】

		月日	内容	数量	金額
産業廃棄物処分	平成27年度	H27.6	管理事務所 産業廃棄物収集運搬処理	1台	110000
		H28.1	管理事務所 産業廃棄物収集運搬処理	1台	110000
		H28.3	塵芥処理場 産業廃棄物収集運搬処理	4台	519000
		H28.3	旧炭焼き施設分 産業廃棄物収集運搬処理	4台	321000
			計		1,060,000

【H28】

		月日	内容	数量	金額
産業廃棄物処分	平成28年度	H29.2	管理事務所 産業廃棄物収集運搬処理	1台	138000
		H29.3	管理事務所 産業廃棄物収集運搬処理	1台	113100
		H29.3	塵芥処理場 産業廃棄物収集運搬処理	9台	700000
			計		951,100

薬剤、肥料、土壌改良材リスト

【H27】

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要
芝生	施肥	1.0 回	17,460.0 m ²	西口広場	化成肥料(14:14:14)
中低木	施肥	1.0 回	22,932.0 m ²	園内全域	大粒園芸(10:12:10:2)
高木	施肥	1.0 回	687.0 本	椿園、梅林	まるやま3号
高木	農薬	1.0 回	105.0 本	梅林	トップジンペースト
草花	施肥	1.0 回	3,171.0 m ²	梅林花畑	普通化成
草花	土壌改良	1.0 回	4,700.0 m ²	西口広場花畑	苦土石灰、化成肥料(14:14:14)、ピートモス
草花	土壌改良	1.0 回	4,910.0 m ²	運動広場花畑	草炭質栄養腐植、苦土石灰、普通化成
草花	土壌改良	1.0 回	2,800.0 m ²	公園庭園樹花畑	苦土石灰、化成肥料(14:14:14)
草花	施肥	1.0 回	7,500.0 m ²	西口広場、公園庭園樹花畑	強カスペースエージ、化成肥料(14:14:14)
草花	土壌改良	1.0 回	7,145.0 m ²	西口広場、公園庭園樹花畑	苦土石灰、化成肥料(14:14:14)
草花	土壌改良	1.0 回	4,910.0 m ²	運動広場花畑	苦土石灰、大粒園芸(10:12:10:2)

【H28】

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要
芝生	施肥	1.0 回	17,554.0 m ²	梅林	化成肥料(14:14:14)
芝生	施肥	2.0 回	35,108.0 m ²	梅林	硫安
草花	施肥	1.0 回	2,835.0 m ²	公園庭園樹花畑	普通化成
中低木	施肥	1.0 回	22,932.0 m ²	園内全域	大粒園芸(10:12:10:2)
高木	施肥	1.0 回	422.0 本	花木園(さくら)	グリーンパイプ
草花	土壌改良	1.0 回	4,910.0 m ²	運動広場花畑	苦土石灰、大粒園芸 (10:12:10:2)
草花	土壌改良	1.0 回	4,700.0 m ²	西口広場	牛ふん堆肥、サトゲン(コ ンポスト改良材)、普通化 成
草花	土壌改良	1.0 回	800.0 m ²	針葉樹 ダリア花畑	牛ふん堆肥、サトゲン(コ ンポスト改良材)、普通化 成
草花	土壌改良	1.0 回	4,527.0 m ²	運動広場花畑(ソバ)	苦土石灰、大粒園芸 (10:12:10:2)
草花	土壌改良	1.0 回	1,510.0 m ²	花木園花畑	苦土石灰、大粒園芸 (10:12:10:2)
草花	施肥	1.0 回	358.0 m ²	原種シクラメン花畑	化成肥料(14:14:14)
草花	土壌改良	1.0 回	9,610.0 m ²	運動広場花畑、西口広場花畑	牛ふん堆肥、サトゲン(コ ンポスト改良材)、大粒園 芸(10:12:10:2)

薬剂散布（位置、数量、時期、頻度等）

【H27】

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(薬剂名等)
草花	殺虫剂	1.0 回	9,610.0 m ²	運動広場花畑、西口広場花畑	オルトラン顆粒剂

【H28】

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
草花	殺虫剂	2.0 回	10,926.0 m ²	運動広場花畑	オルトラン顆粒剂
	殺菌剂	1.0 回	3,289.0 m ²	運動広場花畑	ユニフォーム粒剂
	殺虫剂	1.0 回	1,284.0 m ²	秋の七草園	オルトラン顆粒剂
	殺虫剂	1.0 回	4,700.0	西口広場花畑	スミチオン乳剂、展着剂(ラビデン 3S)
	殺虫剂	2.0 回	3,400.0	西口広場花畑	オルトラン水和剂
	殺虫剂	1.0 回	3,289.0 m ²	運動広場花畑	オルトラン水和剂
	殺虫剂	1.0 回	1,634.0 m ²	運動広場花畑(コスモス)	ディプテレックス乳剂

マツ枯れ等防止薬剤樹幹注入 実績

【H27】

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(薬剤名等)
林地	樹幹注入	1.0回	1,856本	日本庭園,西田沼,三叉路	グリーンガード NEO

【H28】

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(薬剤名等)
林地	樹幹注入	1.0回	1,672本	野草コース、水遊び場	グリーンガード NEO

植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）

【H27】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、 植替（刈取）草花 等	1,566 m ³	1,566 m ³	管理ヤード ストック	1,566.0 m ³	中央バックヤードに集積	0.0 m ³
		-m ³	堆肥化	-m ³	草類の堆肥化はせず場外処分 （直轄工事）	0.0 m ³
		直轄工事 で搬出	園外処分	直轄工事 で搬出	園外リサイクル施設へ搬出し、 施設でリサイクル処理される	
剪定枝、伐採木 等	925 m ³ +直轄工事	925 m ³	チップ化処 理	555.0 m ³	堆肥化後花畑等の土壌改良材、園 路、広場への敷き込み材	555.0 m ³
		直轄工事	園外処分	直轄工事 で搬出	園外リサイクル施設へ搬出し、 施設でリサイクル処理される	

【H28】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、 植替（刈取）草花 等	2,241 m ³	2,241 m ³	管理ヤード ストック	2,241.0 m ³	中央バックヤードに集積	0.0 m ³
		-m ³	堆肥化	-m ³	草類の堆肥化はせず場外処分 （直轄工事）	0.0 m ³
		直轄工事 で搬出	園外処分	直轄工事 で搬出	園外リサイクル施設へ搬出し、施設 でリサイクル処理される	
剪定枝、伐採木 等	987 m ³ +直轄工事	987 m ³	チップ化処 理	592.0 m ³	堆肥化後花畑等の土壌改良材、園 路、広場への敷き込み材	592.0 m ³
		直轄工事	園外処分	-m ³	園外リサイクル施設へ搬出し、施設 でリサイクル処理される	

収益施設利用者数、売り上げ等

■収益施設利用者数

<レストラン>

【H27】

(単位:人)

	中央レストラン	展望レストラン	月計
4月	3,054	2,414	5,468
5月	5,975	3,816	9,791
6月	2,490	1,708	4,198
7月	1,758	1,695	3,453
8月	2,685	2,524	5,209
9月	3,784	2,550	6,334
10月	4,989	3,393	8,382
11月	3,767	3,428	7,195
12月	1,553	1,102	2,655
1月	1,164	864	2,028
2月	1,550	2,326	3,876
3月	2,768	2,624	5,392
合計	35,537	28,444	63,981

【H28】

(単位:人)

	中央レストラン	展望レストラン	月計
4月	3,664	3,875	7,539
5月	6,615	5,735	12,350
6月	2,356	2,001	4,357
7月	2,564	2,261	4,825
8月	2,277	2,057	4,334
9月	1,755	1,711	3,466
10月	4,104	3,778	7,882
11月	4,640	3,907	8,547
12月	1,579	1,337	2,916
1月	1,435	1,204	2,639
2月	1,622	2,036	3,658
3月	2,896	3,122	6,018
合計	35,507	33,024	68,531

【H29】

(単位:人)

	中央レストラン	展望レストラン	月計
4月	3,786	4,361	8,147
5月	6,002	5,421	11,423
6月	2,198	1,862	4,060
7月	1,876	1,688	3,564
合計	13,862	13,332	27,194

※平成 29 年については 7 月分まで掲載

<サイクリング施設>

【H27】

(単位：台)

	貸出数	最大貸出日	貸出数
4月	12,836	4/29	2,352
5月	21,232	5/4	2,924
6月	6,832	6/7	1,442
7月	3,851	7/12	796
8月	6,982	8/15	838
9月	14,927	9/22	2,698
10月	12,878	10/12	2,235
11月	10,862	11/22	1,954
12月	3,580	12/6	533
1月	5,105	1/10	1,110
2月	3,721	2/28	874
3月	10,145	3/20	1,663
年度計	112,951		

【H28】

(単位：台)

	貸出数	最大貸出日	貸出数
4月	14,794	4/30	2,560
5月	23,883	5/3	3,175
6月	7,244	6/26	1,233
7月	6,630	7/24	823
8月	7,221	8/14	1,099
9月	6,194	9/10	1,650
10月	14,695	10/10	2,186
11月	12,231	11/13	2,000
12月	4,408	12/11	486
1月	4,674	1/3	782
2月	4,071	2/26	1,113
3月	12,071	3/19	1,962
年度計	118,116		

【H29】

(単位：台)

	貸出数	最大貸出日	貸出数
4月	17,191	4/30	2,331
5月	21,708	5/5	3,036
6月	8,097	6/4	1,499
7月	4,649	7/2	882
年度計	51,645		

※平成29年については7月分まで掲載

<パークトレイン> ※フリー：1日乗り放題チケット使用

【H27】

(単位：人)

H27 年度	大人	小人	フリー	計
4 月	4,566	2,991	440	7,997
5 月	8,083	5,431	782	14,296
6 月	2,002	1,392	598	3,992
7 月	1,998	1,029	321	3,348
8 月	2,126	2,650	920	5,696
9 月	5,203	3,711	558	9,472
10 月	4,384	2,875	912	8,171
11 月	4,479	1,956	634	7,069
12 月	737	642	222	1,601
1 月	803	827	258	1,888
2 月	918	499	126	1,543
3 月	3,083	2,626	610	6,319
年度計	38,382	26,629	6,381	71,392

【H28】

(単位：人)

H28 年度	大人	小人	フリー	計
4 月	5,522	3,258	810	9,590
5 月	10,232	4,799	779	15,810
6 月	1,826	1,566	705	4,097
7 月	2,066	1,586	854	4,506
8 月	1,708	2,198	1,009	4,915
9 月	1,473	966	629	3,068
10 月	3,959	2,529	846	7,334
11 月	4,181	2,080	691	6,952
12 月	507	402	185	1,094
1 月	551	638	200	1,389
2 月	770	521	183	1,474
3 月	3,449	2,655	683	6,787
年度計	36,244	23,198	7,574	67,016

【H29】

(単位：人)

H29 年度	大人	小人	フリー	計
4 月	6,039	3,306	799	10,144
5 月	8,355	4,328	907	13,590
6 月	1,921	1,299	560	3,780
7 月	1,335	1,025	632	2,992
8 月				
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月				
3 月				
年度計	17,650	9,958	2,898	30,506

■修繕履歴【H27】

施設区分		年間修繕金額	主な修繕	備考
レストラン				
	国修繕			
	センター 修繕	708,000	厨房修繕、消防設備点 検等	
売店				
	国修繕			
	センター 修繕	428,000	什器修繕等	
駐車場				
	国修繕			
	センター 修繕	30,000	自動ゲート修繕等	
サイクリング				
	国修繕			
	センター 修繕	3,125,000	自転車修繕等	
		10,000,000	自転車購入	
園内交通				
	国修繕	2,422,440	車両点検、修繕等	
	センター 修繕	810,000	車両点検、修繕等	

■修繕履歴【H28】

施設区分	年間修繕金額	主な修繕	備考
レストラン			
国修繕			
センター 修繕	417,000	厨房修繕、消防設備点 検等	
売店			
国修繕			
センター 修繕	365,000	什器修繕等	
駐車場			
国修繕			
センター 修繕	171,000	自動ゲート修繕等	
サイクリング			
国修繕			
センター 修繕	2,160,000	自転車修繕等	
園内交通			
国修繕	2,655,288	車両点検、修繕等	
センター 修繕	508,000	車両点検、修繕等	

< 駐車場 >

【H27】

	大型車	小型車	二輪車	計	最大日	最大日の駐車 台数	満車になった回数	南	中央	西	北
4月	118	11,055	42	11,215	4/26	1,413	0	0	3	3	0
5月	188	18,069	65	18,322	5/4	2,859	1 (全駐車場)	2	7	7	1
6月	82	6,483	31	6,596	6/7	1,127	0	0	0	2	0
7月	38	5,756	12	5,806	7/19	975	0	0	0	2	0
8月	25	8,240	19	8,284	8/15	794	0	0	0	0	0
9月	84	11,527	50	11,661	9/22	2,023	0	1	4	4	0
10月	168	12,769	73	13,010	10/12	1,736	0	0	5	2	0
11月	86	16,404	79	16,569	11/22	2,375	0	0	12	3	0
12月	2	9,530	24	9,556	12/6	840	0	0	10	0	0
1月	6	5,832	24	5,862	1/10	953	0	0	1	0	0
2月	48	6,093	27	6,168	2/11	1,467	0	1	1	0	0
3月	52	8,511	40	8,603	3/20	1,227	0	0	1	0	0
年度計	897	120,269	486	121,652							

【H28】

	大型車	小型車	二輪車	計	最大日	最大日の駐車 台数	満車になった回数	南	中央	西	北
4月	93	12,517	84	12,694	4/30	1,721	0	0	2	1	0
5月	158	22,008	165	22,331	5/5	2,655	2 (全駐車場)	3	12	9	2
6月	70	6,619	49	6,738	6/26	1,010	0	0	0	1	0
7月	38	8,120	42	8,200	7/24	889	0	0	0	0	0
8月	23	8,398	25	8,446	8/14	847	0	0	0	0	0
9月	80	6,038	33	6,151	9/25	1,099	0	0	1	0	0
10月	171	15,905	82	16,158	10/23	2,135	0	0	10	4	0
11月	120	18,013	68	18,201	11/20	2,163	0	0	13	1	0
12月	9	10,577	26	10,612	12/4	930	0	0	11	0	0
1月	7	5,326	13	5,346	1/3	735	0	0	2	0	0
2月	55	5,669	32	5,756	2/11	1,026	0	0	1	0	0
3月	40	10,493	49	10,582	3/19	1,637	0	0	3	2	0
年度計	864	129,683	668	131,215							

【H29】

	大型車	小型車	二輪車	計	最大日	最大日の駐車 台数	満車になった回 数	南	中央	西	北
4月	77	15,075	82	15,234	4/30	1,939	0	0	5	5	0
5月	147	19,976	108	20,231	5/4	3,110	2 (全駐車場)	3	7	7	2
6月	54	6,877	42	6,973	6/4	1,073	0	0	0	1	0
7月	58	6,574	45	6,677	7/16	786	0	0	0	0	0
年度計	336	48,502	277	49,115							

※平成 29 年については 7 月分まで掲載

■事故等報告件数

【H27】

項目	事故等原因	内容	件数
事件	自販機荒らし	自販機破損、金品盗難	1件
事故	駐車場ポール接触	お客様の自損事故	2件
事故	サイクリング	お客様の自損事故(転倒、接触)	4件
合計			7件

【H28】

項目	事故等原因	内容	件数
事故	消費期限シール誤表示	納品業者の表示シール誤入力	1件
事件	自販機荒らし	自販機破損、金品盗難	4件
事故	駐車場接触	お客様の自損事故	1件
事故	サイクリング	お客様の自損事故(転倒、接触)	7件
合計			13件

■収益施設資産一覧 (1/8)

施設名	区分	詳細	数量等	所有者
レストラン				
中央レストラン				
	躯体	建物躯体	一式	国
	設備	空調設備		
		エアコン	一式	国
		換気設備	一式	国
		給排水設備	一式	国
		電気設備		
		躯体付属設備	一式	国
		厨房機器		
		冷蔵庫、フライヤー等	一式	事業者
		シンク、調理台等(洗浄機入替)	一式	事業者
	内装	テーブルセット		
		テーブルセット(室内用・室外用)	一式	国
		各種什器類		
		ケータリングワゴン等	一式	事業者
		ショーケース	一式	事業者
		食器類	一式	事業者
		営業機材		
		店舗看板等	一式	事業者
		レジスター、メニュー板等	一式	事業者
		その他内装設備等	一式	事業者
	外構	オープンデッキ	一式	国
		バーベキュー用セット一式	一式	事業者
		倉庫	2棟	国

■収益施設資産一覧 (2/8)

展望レストラン			
躯体	建物躯体	一式	国
設備	空調設備		
	エアコン	一式	国
	換気設備	一式	国
	給排水設備	一式	国
	電気設備		
	躯体付属設備	一式	国
	EV 設備		
	乗用エレベーター	一式	国
	荷物用エレベーター(ダムウェーター)	一式	国
	厨房機器		
	冷蔵庫、フライヤー等	一式	事業者
	シンク、調理台等	一式	事業者
内装	テーブルセット		
	テーブルセット(室内用・室外用)	一式	国
	各種什器		
	ケータリングワゴン等	一式	事業者
	ショーケース	一式	事業者
	食器類	一式	事業者
	営業機材		
	店舗看板等	一式	国
	レジスター、メニュー板等	一式	事業者
	その他内装設備等	一式	事業者
外構	1階保冷库置場	一式	国
	1階保冷库本体	一式	事業者

■収益施設資産一覧 (3/8)

売店			
南入口休憩所内売店			
躯体	建物躯体	一式	国
設備	空調設備		
	エアコン	一式	国
	換気設備	一式	国
	給排水設備	一式	国
	電気設備		
	躯体付属設備	一式	国
内装	各種什器	一式	事業者
	営業機材	一式	事業者
	その他内装設備等	一式	事業者
運動広場管理棟売店			
躯体	建物躯体	一式	国
設備	空調設備		
	エアコン	一式	国
	換気設備	一式	国
	給排水設備	一式	国
	電気設備		
	躯体付属設備	一式	国
内装	各種什器	一式	事業者
	営業機材	一式	事業者
	その他内装設備等	一式	事業者

■収益施設資産一覧 (4/8)

水遊び場売店			
躯体	建物躯体	一式	国
設備	空調設備		
	エアコン	一式	国
	換気設備	一式	国
	給排水設備	一式	国
	電気設備		
	躯体付属設備	一式	国
内装	各種什器	一式	事業者
	営業機材	一式	事業者
	その他内装設備等	一式	事業者
西入口管理棟売店			
躯体	建物躯体	一式	国
設備	空調設備		
	エアコン	一式	国
	換気設備	一式	国
	給排水設備	一式	国
	電気設備		
	躯体付属設備	一式	国
内装	各種什器	一式	事業者
	営業機材	一式	事業者
	その他内装設備等	一式	事業者
南入口自転車管理棟売店			
躯体	建物躯体	一式	国
設備	空調設備		
	エアコン	一式	国
	換気設備	一式	国
	給排水設備	一式	国
	電気設備		
	躯体付属設備	一式	国
内装	各種什器	一式	事業者
	営業機材	一式	事業者
	その他内装設備等	一式	事業者

■収益施設資産一覧 (5/8)

西入口自転車管理棟売店				
	躯体	建物躯体	一式	国
	設備	空調設備		
		エアコン	一式	国
		換気設備	一式	国
		給排水設備	一式	国
		電気設備		
		躯体付属設備	一式	国
	内装	各種什器	一式	事業者
		営業機材	一式	事業者
		その他内装設備等	一式	事業者
溪流広場売店				
	躯体	建物躯体	一式	国
	設備	空調設備		
		エアコン	一式	国
		換気設備	一式	国
		給排水設備	一式	国
		電気設備		
		躯体付属設備	一式	国
	内装	各種什器	一式	事業者
		営業機材	一式	事業者
		その他内装設備等	一式	事業者

■収益施設資産一覧 (6/8)

中央入口売店				
	躯体	建物躯体	一式	国
	設備	空調設備		
		エアコン	一式	国
		換気設備	一式	国
		給排水設備	一式	国
		電気設備		
		躯体付属設備	一式	国
	内装	各種什器	一式	事業者
		営業機材	一式	事業者
		その他内装設備等	一式	事業者
遊戯施設				
パークトレイン				
	車体	トレイン駆動車、車輛	1式	事業者
	設備	停留所	8箇所	国
	躯体	乗務員控室、車庫	1棟	国

■収益施設資産一覧 (7/8)

駐車場			
駐車場			
躯体	料金ブース(南口)	一式	国
	料金ブース(西口)	一式	国
	料金ブース(中央口第二)	一式	国
設備	自動ゲート(中央口第一)	一式	国
舗装	舗装(南口)	一式	国
	舗装(西口)	一式	国
	舗装(中央第一)	一式	国
	舗装(中央第二)	一式	国
	舗装(中央第三)	一式	国
	舗装(北口)	一式	国
看板	注意看板		国
	移動式	一式	事業者
	固定式		
	案内看板		国
	移動式	一式	事業者
	固定式		
	標識		国
	移動式	一式	事業者
	固定式		国
	営業機材	一式	事業者
その他内装設備等	一式	事業者	

■収益施設資産一覧 (8/8)

サイクリング施設			
サイクリング施設			
躯体	建物躯体(南)	一式	国
	建物躯体(西)	一式	国
	建物躯体(中央)	一式	国
設備	空調設備(南・西・中央)	一式	国
	給排水設備(南・西・中央)	一式	国
	電気設備(南・西・中央)	一式	国
備品 類	自転車	1,257 台	事業者
	券売機	4 基	事業者
	コンプレッサー	4 台	事業者
	コインロッカー	6 台	事業者
	営業機材	一式	事業者
	その他内装設備等	一式	事業者

■収益施設売上額

1. 固定的収益施設【H27・H28 実績】

施設区分		売上額(千円) (H27・28 平均)	備考
施設区分	施設名/内訳		
レストラン	①中央レストラン ②展望レストラン	39,297	
売店	①南口休憩所売店 ②運動広場管理棟売店 ③溪流広場売店 ④水遊び場売店 ⑤南口自転車管理棟売店 ⑥西口管理棟売店 ⑦西口自転車管理棟売店 ⑧中央口売店 ⑨植物園売店	126,584	
駐車場	①南口駐車場 ②中央口駐車場 ③西口駐車場 ④北口駐車場	66,266	
サイクリング施設	①南口自転車管理棟 ②中央口自転車管理棟 ③西口自転車管理棟 ④北口自転車管理棟	42,407	
園内交通施設		12,131	

2. 臨時収益施設

施設区分		売上額(千円) (H27・28 平均)	備考
施設区分	施設名/内訳		
	①自動販売機	14,385	
	②臨時売店等	売店収入に含む	

臨時物販施設等一覧

【H27】

施設名称	営業場所	開設期間
南口広場売店	南口	平成27年4月1日～平成28年3月31日（通年）
ドッグラン休憩所売店	ドッグラン休憩所	平成27年4月1日～平成28年3月31日（通年）
水遊び場臨時売店	水遊び場	平成27年7月11日～平成27年8月31日（夏休み）
紅葉見ナイト臨時売店	旧彫刻広場売店	平成27年11月3日～平成27年12月6日（紅葉）
移動販売車	園内各所	平成27年4月1日～平成28年3月31日（通年）

【H28】

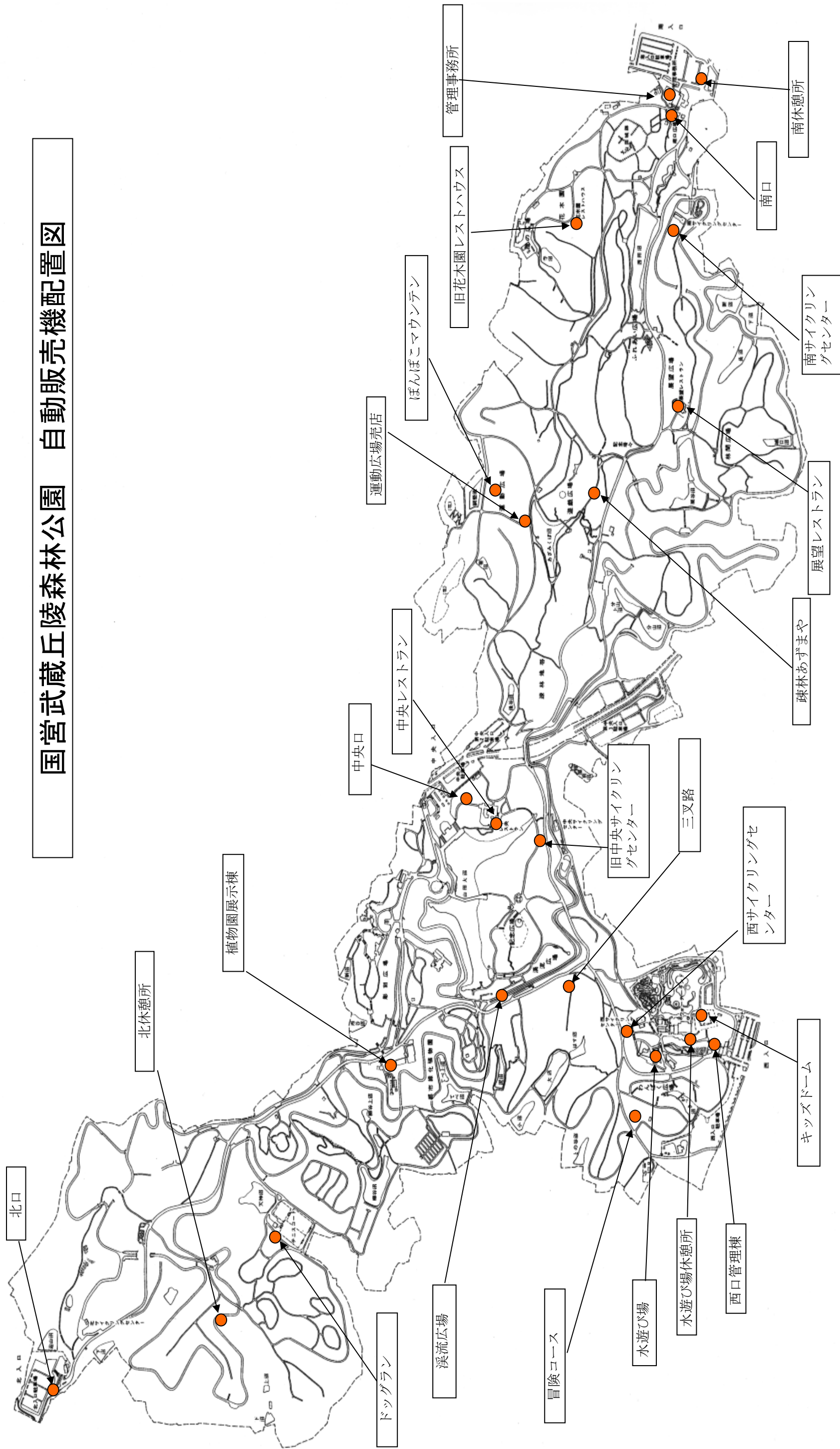
施設名称	営業場所	開設期間
ドッグラン休憩所売店	ドッグラン休憩所	平成28年4月1日～平成28年9月30日
水遊び場臨時売店	水遊び場	平成28年7月9日～平成28年8月31日（夏休み）
紅葉見ナイト臨時売店	旧彫刻広場売店	平成28年11月3日～平成28年12月3日（紅葉）
スターライトクリスマス臨時売店	〃	平成28年12月9日～平成28年12月25日（クリスマス）
移動販売車	園内各所	平成28年4月1日～平成29年3月31日（通年）

【H29】

施設名称	営業場所	開設期間
水遊び場臨時売店	水遊び場	平成28年7月9日～平成28年8月31日（夏休み）
移動販売車	園内各所	平成28年4月1日～平成29年3月31日（通年）

※自動販売機については、別図参照。

国営武蔵丘陵森林公園 自動販売機配置図



〇〇公園運営維持管理業務 平成〇〇年度業務評定

【概要】

公園名	〇〇公園
所在地	
事業者	
履行期間	自;平成〇〇年〇月〇日 至;平成〇〇年〇月〇〇日
評価対象年度	平成〇〇年度

【目標達成状況】

目標指数	事業者が設定した 目標値	達成状況	備考
① 公園利用者数	年間〇〇万人		
② 満足度	年間〇〇%		
③ 〇〇	〇〇		

【運営状況】

評価内容	
評価ランク	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
特記事項 (特に評価すべき 事項、改善が望 まれる事項、今後 の課題等を記載)	
備考	

(提出様式1-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(担当者)
所属部署
氏 名
電話番号
FAX番号
E-mail
印

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地
商号又は名称 H30-34国営武蔵丘陵森林公園
運営維持管理業務◇◇・○○共同体
代表者氏名 印

平成30年●月●日付けで入札公告のありました「H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出様式1-2)
 ○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
会社名:○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2)				
内容種別 1) 2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入)				
平成30年●月●日時点 ○名				

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。
 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
 注5:記載する業務件数による評価は行わない。
 注6:内容種別欄は実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
 注7:実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。
 注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(提出様式1-3)

○業務責任者の業務実績

担当する分担業務： ○○業務

ふりがな 氏名							
生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士 (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 【同種】1) 2) 【類似】3) 4) 5)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 【同種】1) 2) 【類似】3) 4) 5)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～5)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(提出様式1-4) 守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(提出様式 1 - 5) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

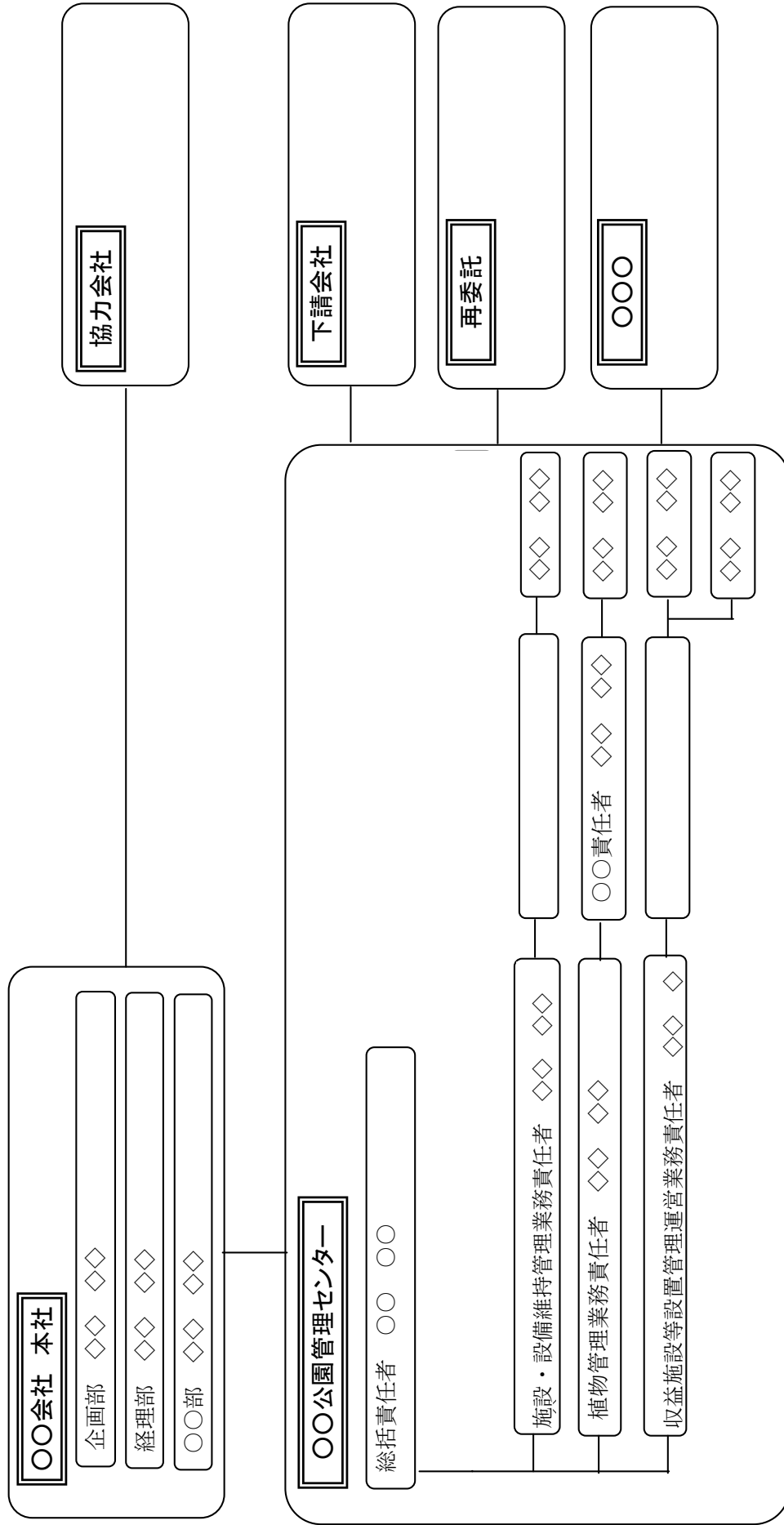
実施要項3.3.に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
		常勤	非常勤	委託		その他(具体的に)	月	火	水	木	金	土		日
総括責任者		○	—	—		8	8	8	8	8	0	0	40	代表企業 ○○会社 関東 太郎
施設・設備維持 管理業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○ ○○
植物管理 業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○ ○○
収益施設等設置管理 運営業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○ ○○

- ※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
- ※ 実施要項 3. 3. に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。
- ※ [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合には、別紙に記入すること。
- ※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病気・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同以上の者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。
- (注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。)

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	業務責任者の下 △△業務責任者の下 ○○係長	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
			常勤	非常勤	委託		その他(具体的に)	月	火	水	木	金	土		日
			○	—	—		8	8	8	8	8	0	0	40	〇〇会社 〇〇 〇〇
							月	火	水	木	金	土	日	計	〇〇会社 〇〇 〇〇
							月	火	水	木	金	土	日	計	〇〇会社 〇〇 〇〇

- ※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するの責任区分を明確にすること。
- ※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。
- ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい)
- ※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



注1：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。
 注2：災害、繁忙期等の緊急時における体制（責任体制、現地体制）についても分かるように記載すること。

提出様式1-5-2) 業務実施体制における提案

- ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を付带的に記載すること。

※A4版1枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※白黒片面印刷で提出すること。

(提出様式1-5-3)

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

<small>ふりがな</small> 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○ 業務 内容種別 【同種】 1) 2) 【類似】 3) 4) 5)	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年○月 ~ 平成○年○月
○○○○○○○○○ 業務 内容種別 【同種】 1) 2) 【類似】 3) 4) 5)	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年○月 ~ 平成○年○月	○月 ~ 平成○年○月
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)~5)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注6:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

(提出様式1-6)実施方針



- ※A4版 2枚以内にまとめる(図表含む。)
- ※文字寸法は10.5ポイント以上。
- ※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。
- ※白黒片面印刷で提出すること。

年間業務計画 (作成例)

工種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	●回/年												
	低木管理	●回/年												
	高木管理	●回/年												
	草花管理	●回/年												
●●●●														
●●●●														
●●●●														
●●●●														

(提出様式1-7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務※を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官
関東地方整備局長 殿

念書 (例)

株式会社〇〇〇〇と関東太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省関東地方整備局で、平成30年●月●日付けで入札公告のあった「H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成 年 月 日

住所
電話番号
会社名 株式会社〇〇〇〇
代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所
氏名 関東 太郎 印

(提出様式1-8)業務経験証明書

氏名 <small>ふりがな</small>	関東 太郎 (年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

平成 年 月 日

住 所

電話番号

会社名 □□□□株式会社

代表者 役職名 氏名 印

収益施設運営実績書

国土交通省 関東地方整備局 殿

(申請者) 社 名
代表者
所在地
TEL (FAX)

印

下記収益施設等について、運営実績書を提出します。

記

(記入例)

	国営武蔵丘陵森林公園 収益施設名	収益施設運営実績 (※1)		収益施設運営予定 (※2)	
		企業としての実績	配置予定者としての実績	申請者 (共同体構成員を含む)	申請者以外の者 (再委託・下請け等)
1	駐車場				○ ((株)○○)
2	サイクリング施設				○ (未定)
3	飲食施設	◎ ((株)○○)	◎ (○○太郎)	○ ((株)○○)	
4	物販施設	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
5	園内交通施設				○ ((株)○○)
6	野外炊飯広場	◎ ((株)○○)	◎ (○○太郎)	○ ((株)○○)	
7	自動販売機	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
8	コインロッカー			○ ((株)○○)	

(提出様式1-9-1)の注意事項

- ※1 収益施設運営実績について、実施要項3.2. 企業の業務実績に関する要件、及び3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件の「④収益施設等設置管理運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「◎（○○太郎）」）
又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式1-9-3）に記入すること。
- ※2 収益施設運営予定について、国営武蔵丘陵森林公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設運営実績の申請者と収益施設運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でもよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）
又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式1-7）に記載すること。
- ※3 「H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、H30-34国営武蔵丘陵森林公園収益施設等設置管理運営規定書の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。
また、「H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。
- ※4 共同体として参加する者が提出する場合は、H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

(提出様式1-9-2)

収益施設名：○○

会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- | | | | |
|----------|---|---------------|--------|
| ①社名 | (| |) |
| ②業種(主・副) | (| ・ |) |
| ③設立 | (| 年 | 月) |
| ④資本金 | (| | 円) |
| ⑤従業員数 | (| | 人) |
| ⑥株式 | (| 上場 | ・ 非上場) |
| ⑦株主数 | (| | 人) |
| ⑧営業範囲 | (| 東京都・関東甲信地方・全国 |) |
| ⑨年商 | (| | 円) |

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表(過去3ケ年分)

- ※ 提出様式1-9-1で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。(収益施設運営実績、収益施設運営予定を含む)
- ※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ケ年分)を提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者については、上記(2)②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時までには提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者が未定の場合は、上記(1)①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記(2)①～③を業務計画書提出時までには提出するものとする。

(提出様式 1 - 9 - 3)

〇〇施設運営実績

項 目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・施設名 ・所在地 ・開設年 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇 〇〇店 ・東京都〇〇市〇〇 1 - 2 - 3 ・平成〇年〇月
<ul style="list-style-type: none"> ・業態 ・取扱品目 ・主な客層 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
<ul style="list-style-type: none"> ・構造 ・規模 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・構 造 RC構造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席 数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐 車 場 平面駐車場 普通車20台
<ul style="list-style-type: none"> ・売上高 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・120,000千円/年 (過去3ヶ年の平均)
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・社員3人、補員5人

※ 提出様式 1 - 9 - 1 の収益施設運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ 1 件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設 (別の施設) の場合は、それぞれ記載すること。又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※ 売上高は、過去 3 ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去 2 年又は 1 年でもよい。又 1 年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※ 実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を 2 ~ 3 枚添付すること。

なお、自由様式は、A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

関東地方整備局長 殿

平成 年 月 日
住所
商号又は名称
氏名 印
(法人にあつては、代表者氏名)

〔 法定代理人
氏名 印 〕

誓約書

平成30年●月●日付けで公告のありました「H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
- 再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - 会社と子会社の関係にある場合
 - 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 国営昭和記念公園事務所で平成29年度に実施の「H29昭和・武蔵公園運営維持管理実施要項他改善検討業務」の受託者である株式会社プレック研究所及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。また、平成30年度に実施の「H30国営昭和記念公園他運営維持管理履行確認等業務」の受託者である株式会社URリンケージ又は「H30昭和・武蔵・有明公園運営維持管理に関するモニタリング調査他業務」の受託者である株式会社エイト日本技術開発東京支店及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。
- 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

記載が必要な事項一覧表

		記載対象 ^(※1)	記載必要事項				
落 札 予 定 の 事 業 者	個人 の 場 合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号				
		② ①の法定代理人 ^(※2)	・氏名、生年月日、性別、住所				
	法 人	落 札 予 定 の 事 業 者	③ 落札予定事業者	・商号又は屋号 ・主たる事業所の所在地			
			④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名			
			⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所			
		合 合	法 人	⑥ ③の主要株主等 ^(※3) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所		
				⑦ ③の主要株主等(法人)	・商号又は屋号		
				⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する	・氏名、生年月日、性別、住所		
			事 場 合	落 札 予 定 の 事 業 者	⑨ ③の親会社等 ^(※4) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所	
					⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所	
					⑪ ③の親会社等(法人)	・商号又は屋号	
				合 合	落 札 予 定 の 事 業 者	⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
						⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
						⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

- ※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。
- ※5 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。
- ※6 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
- ※7 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。
- ※8 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。
- ※9 前記※6の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
- ※10 電磁的記録媒体の作成要領
電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。
- ① 電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第3面により第2面に記載された者とする。
 - ② 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
 - ③ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
 - ④ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
 - ⑤ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
 - ⑥ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
 - ⑦ 記載例（データ上の記載）
昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コウキョウ 知ウ	公共 太郎	S	38	7	14	M

申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。
(例 1/10, 2/10…9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体のマネジメント及び企画立案」、「施設・設備維持管理」、「植物管理」とし、さらに細かく業務を分担する場合には、「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
 - ③本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実績については、説明書1.(2)1)で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
 - ④共同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「業務責任者の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②「本業務全体のマネジメント及び企画立案」、「施設・設備維持管理」、「植物管理」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
 - ③共同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」
 - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5「業務実施体制」
 - ①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
 - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
 - ③実施要項3.3.表2に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 提出様式1-5-2「業務実施体制における提案」

A4版片面1枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。
7. 提出様式1-6「実施方針」

A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。

8. 提出様式1-10（第2面）等

開札後、落札者となるべき者（落札予定者）は、開札後速やかに様式1-10（第2面）及び電磁的記録媒体（CD-R等）を提出すること。

なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

(提出様式2-1)

企画書

業務の名称 H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長 殿

提出者)住 所
電話番号
会社名
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署
氏 名
電話番号
F A X
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)
住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号: 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : ○○○○業務
△△・○○共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2 - 2 - 1)

1) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針
 ○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者数【数値目標】 (単位：人)

年度	H30	H31				H32				H33				H34		
年間 公園利用者数																
四半期毎 公園利用者数	—	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3

1. 企画提案項目：○○○の活用
 ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
 ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

3. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

4. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

5. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
 ※目標とする数値を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
 ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。
 ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

公園利用者の満足度【数値目標】

(単位：%)

年度	H30	H31				H32				H33				H34		
年間 公園満足度																
四半期毎 公園満足度	—	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-1 2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 3)

3) 公園特性を活かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 4)

4) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

都市緑化植物園に関する満足度【数値目標】

(単位：%)

年度	H30	H31	H32	H33	H34
年間満足度					

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、本公園の「都市緑化植物園」の機能を発揮させるための維持管理方法に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 5)

5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案

基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○イベント・行事等利用プログラムの種類・開催数、参加人数【数値目標】

年度	H30	H31	H32	H33	H34
学校等対象の環境学習プログラム開催回数					

年度	H30	H31	H32	H33	H34
都市緑化植物園で実施するガイドツアー開催回数					

1. 企画提案項目：○○○の実施

- 具体的な企画提案：○○○において、・・・○○○を実施します。
- 期待される効果：○○○を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

3. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

4. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

5. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1に、学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校等）対象の環境学習プログラムの開催回数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2に、都市緑化植物園で実施するガイドツアーの開催回数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※自主事業の自主イベントの企画提案については「(提出様式 2 - 2 - 10) 自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事（材料代等実費を公

園利用者から徴収すること等ができるものを含む)のみを記載すること。

※「体験イベント」と「環境学習プログラム」、「ガイドツアー」の内容及び実施回数は重複してはならない。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 6)

6) 情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

マスコミ報道件数【数値目標】 (単位：件)

年度	H30	H31	H32	H33	H34
年間					
マスコミ報道件数	—				

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※マスコミ報道件数の目標を設定の上、それら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 7)

<p>7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案</p> <p>基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○</p> <p>1. 企画提案項目：○○○と連携 ・具体的な企画提案：○○○と連携し、・・・・実施します。 ・期待される効果：○○○と連携することにより、・・・・が期待されます。</p> <p>2. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p> <p>3. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p> <p>4. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p> <p>5. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p>
--

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. ～2. に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. ～5. に、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

(提出様式 2 - 2 - 8)

8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. ～2. に、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. ～4. に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 9)

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇について、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇をすることにより、・・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、繁忙期において、混乱回避のための体制構築を含めた対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 0)

1 0) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果
を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提
案も行うこと。

※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認するこ
と。

(提出様式 2 - 2 - 1 1)

1 1) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **サイクリング施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **飲食施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4. **物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. **園内交通施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 2)

1 2) 各業務の最低水準 (現行基準) として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目：〇〇〇工

- ・設計数量：〇〇m²
- ・変更数量：〇〇m²
- ・変更可能な理由：〇〇〇を導入し、・・・の質が向上 (〇〇を削減) します。
- ・期待される効果：〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

3. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

4. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

5. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果

※各改善提案項目には通し番号を付けること。

※改善提案による質の維持向上又は経費の削減 (あるいはその両方) に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 3)

1 3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指摘について適合状況	
ワーク・ライフ・バランス 関連認定制度の認定の 有無	あり なし (どちらか一方を記入すること) ※下記のいずれかの認定を受けている場合に「あり」と記載する。
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定企業)	
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が3(全認定基準5つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が2(全認定基準4つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が1(全認定基準2つ〇)
<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。 ※行動計画策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の人数が300人以下のもの)に限る。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	プラチナくるみん(特例)認定企業
<input type="checkbox"/>	くるみん認定企業
3. 若者雇用推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)企業

※ 1～3の項目について、該当するもの全てをチェック欄を「■」とすること。
 ※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
頁数は、上記2.によるものとする。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

8. 自主事業において、施設を新設し、管理運営する提案を行う場合には、別紙4（基本方針）に沿ったもの、かつ別添54（自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲）の範囲でなければ評価しない。

9. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの

②入園料、使用料等の増減を変更させるもの

③開園日時を変更させるもの（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）

10. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

11. 白黒片面印刷で提出するものとする。

12. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例 1/n, 2/n・・・n/n）。

13. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表9に示す「区分」は加点評価対象としない。やむを得ず法人名を用いる場合には以下の例のように記載するものとする。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

(例) ▲▲会社 → 当法人
 ■ ■財団 → 当法人
 ◇◇共同体 → 当法人
 □□グループ → 関連グループ 等
 ※固有の名称は用いないこと。

13. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所に「(再掲)」と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表9に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園
収益施設等運営計画書

提 出 様 式

国土交通省 関東地方整備局

【企画書提出時に提出すること】

(提出様式3-1)

平成 年 月 日

収益施設運営計画書

国土交通省 関東地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園収益施設等運営計画書を提出します。

記

(1) 所在地 埼玉県比企郡滑川町、熊谷市

(2) 対象施設 駐車場 (6 箇所)、レンタサイクル施設 (3 箇所)、飲食施設 (2 箇所)、
物販施設 (10 箇所)、園内交通施設 (停留所8 箇所、車庫)、
野外炊飯広場、自主事業、自動販売機、コインロッカー

*ただし、野外炊飯広場、展望レストラン付帯のバーベキュー
コーナーの運営については、義務付けを行わない。

*共同体として参加する者が提出する場合は、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務について、
業務全体のマネジメント及び企画立案業務をする者とする。

収益施設運営計画

(1) 運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 繁忙期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、繁忙期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：。
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **サイクリング施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **飲食施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4. **物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. **園内交通施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-11と同様な内容とする。

(3-1) 駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

(3-2) サイクリング施設の運営期間、運営時間、安全対策、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
安全対策、料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、安全対策、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-3) 飲食施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

※ただし、展望レストラン付帯バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

(3-4) 物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

(3-5) 園内交通施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-6) 野外炊飯広場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

※野外炊飯広場バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

(3-7) 自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-8) コインロッカーの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

平成 年 月 日

自主事業施設運営計画書

国土交通省 関東地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園自主事業施設運営計画書を提出します。

記

- (1) 所在地 埼玉県比企郡滑川町、熊谷市
- (2) 対象施設

* 共同体として参加する者が提出する場合は、H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務について、業務全体のマネジメント及び企画立案業務をする者とする。

自主事業施設運営計画

(1) 自主事業施設運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 繁忙期、閑散期に対応した運営方針

※自主事業施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、繁忙期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 自主事業施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. ～2. **自主事業施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-10と同様な内容とする。

(3) 自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

収入及び支出の見込み

○自主事業の実施における収入及び支出の見込みについて、具体的に記載すること。

- ※1 需要予測及びそれに基づく収入想定について、その概要を明示し、さらに下表の書式を用いて記載すること。
- ※2 提案する事業実施方針を踏まえた支出想定とすること。
- ※3 収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方策について記載すること。
- ※4 本事業に付随するその他の収益活動を提案する場合には、その内容・金額等について記載すること。

【収入記載書式】

単位：千円

収入項目	金額/10年※1	根拠等
収益施設運営収入		
その他収入※2		
合計		

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他収入」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

【支出記載書式】

単位：千円

支出項目		金額/10年※1	根拠等
設備 投資 費	建設費		
	内装費		
	その他		
	小計		
人件費			
光熱 水費	電気		
	ガス		
	水道		
	その他		
小計			
保険料			
土地・施設使用料			
その他支出※2			
合計			

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他支出」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

収支計画書													金額 (単位: 千円)	
(1) 売上高													合計	備考
区分	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度			
公園施設 (自主事業施設)													0	
合計 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 売上原価													金額 (単位: 千円)	
区分	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度		合計	備考
公園施設 (自主事業施設)													0	
合計 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 売上総利益													金額 (単位: 千円)	
	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度		合計	備考
(C) = (A) - (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 販売費及び一般管理費その他費用													金額 (単位: 千円)	
区分	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度		合計	備考
人件費													0	
自主事業施設・設備管理費													0	
維持管理費 (除草・清掃費)													0	
通信費													0	
修繕費													0	
光熱水費													0	
イベント催事費													0	
広告宣伝費													0	
支払保険料													0	
固定資産税													0	
減価償却費													0	
土地・施設使用料													0	
その他費用													0	
支払利息													0	
原状復旧費													0	
合計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) 損益													金額 (単位: 千円)	
	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度		合計	備考
(C) - (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

*該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままとしてください。
*新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。

資金調達・償還計画

- 自主事業の実施における資金調達・償還計画について具体的に記載すること。
- ※1 資金調達計画、外部調達計画の概要について、下表の書式を用いて記載すること。
 - ※2 劣後ローン等による調達をする場合はそれぞれ明示すること。
 - ※3 予備的資金の確保の考え方について明示すること。

【資金調達計画】

調達総額	(合計) ア+イ+ウ	千円
内訳	出資金(計) …ア	千円
	外部調達(計) …イ	千円
	その他(計) ※1 …ウ	千円

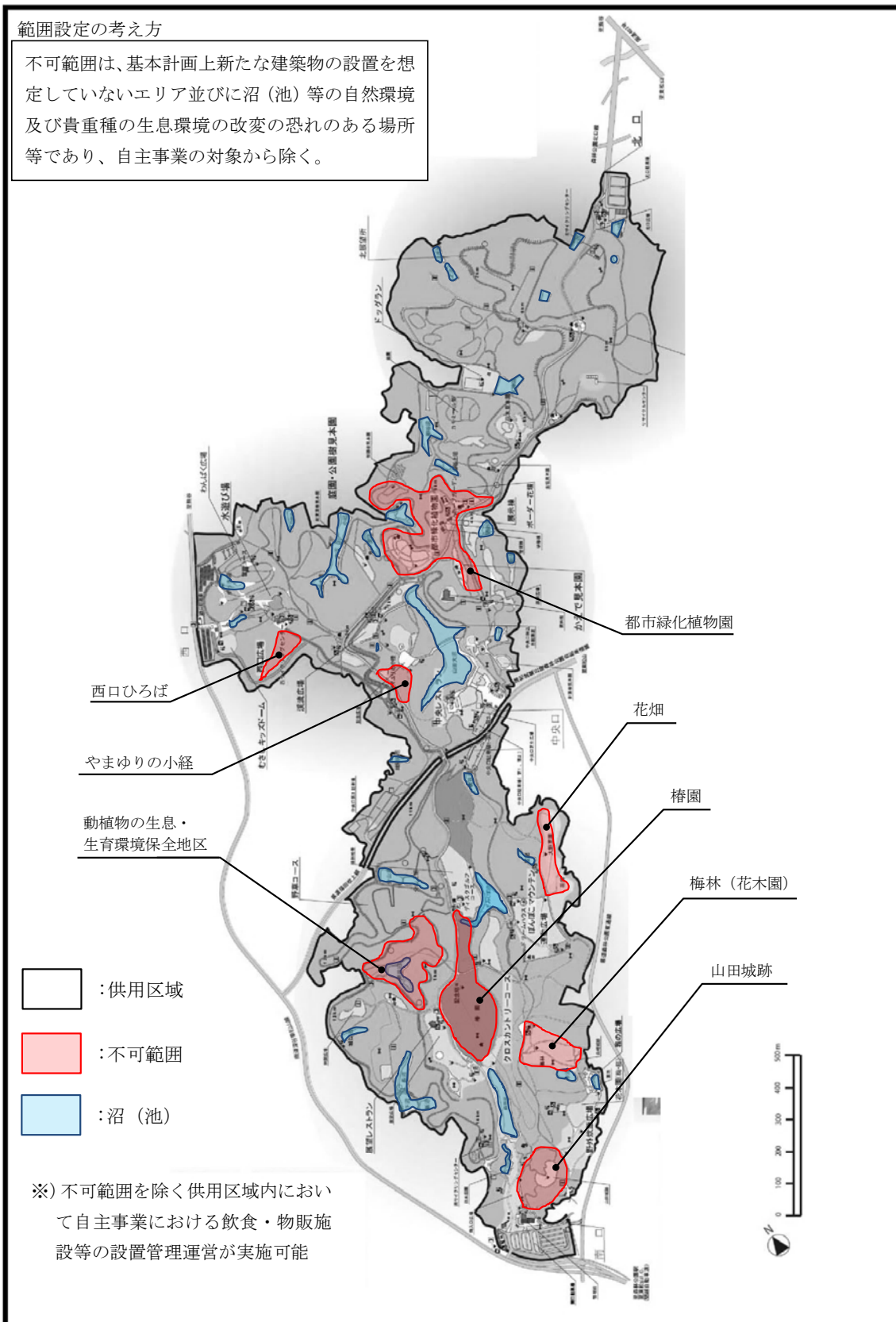
※1 その他の調達がある場合には、下表に準じて記載すること。

【外部調達計画の概要】

金融機関等の名称	調達予定金額	条件 (実行予定時期・ 返済方法・金利等)	備考 (優先ローン・劣後ローンの 別、優先順位など)
	千円		
	千円		
	千円		
	千円		
外部調達(計)…イ	千円		

自主事業施設の設置場所

○自主事業施設の設置場所について図示すること。



H30-34 国営武蔵丘陵森林公園
運営維持管理業務

別添資料

平成30年4月

国土交通省関東地方整備局

仕様書に関連する別添・様式

分類	(新)資料No	資料名	頁番号	
別添	共通仕様書	別添1	公園平面図	別添 1
		別添2	国土交通本省委託契約取扱要領	別添 2
		別添3	管理事務所図	別添 6
		別添4	持ち込み禁止物品	別添 9
		別添5	植物管理計画(案)	別添 11
		別添6	航空制限	別添 17
		別添7	閉園判断基準	別添 19
		別添8	利用サービス業務日誌等	別添 20
		別添9	都市緑化植物園業務日報	別添 21
		別添10	事故報告様式	別添 23
		別添11	危機管理マニュアル	別添 24
		別添12	苦情、要望等対応(マニュアル等)	別添 26
		別添13	園内施設(設備等)位置図	別添 28
		別添14	H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務実施に要する提供施設等の取扱いについて(案)	別添 39
		別添15	H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務実施における備品等の取扱いについて(案)	別添 43
	マネジメント業務及び企画立案	別添16	業務入園について	別添 47
		別添17	園内車両入園規則	別添 48
		別添18	団体、持ち込みイベント、ロケーション、資料館利用の手続き	別添 69
		別添19	入園料徴収フロー	別添 74
		別添20	国営武蔵丘陵森林公園消防計画	別添 75
		別添21	入園者数報告様式	別添 88
		別添22	継続必要性の高いイベント対応	別添 90
		別添23	許認可事務	別添 91
		別添24	環境・体験学習手引き	別添 93
		別添25	行催事について	別添 102
		別添26	行催事実施計画書例	別添 104
		別添27	ボランティア活動(規約、業務内容 等)	別添 109
		別添28	グラフィックマニュアル	別添 119
		別添29	マスコミ取材報告様式	別添 122
		別添30	消防設備月次点検表(案)	別添 123
		別添31	ペット対応	別添 125
		別添32	団体下見対応	別添 127
		別添33	パスポートの運用について	別添 128
		別添34	巡視ルート等	別添 129
		別添35	植物分譲願	別添 134
		別添36	サクラソウ管理マニュアル(案)	別添 136
		別添37	ムラサキ管理マニュアル(案)	別添 137

別添	施設・設備維持管理	別添38	建物に係る点検整備(位置図)	別添 138
		別添39	工作物に係る点検整備(位置図)	別添 142
		別添40	建物・工作物に係る冬季対応(積雪、氷結対応等)	別添 152
		別添41	建物・工作物に係る点検整備計画	別添 159
		別添42	国営武蔵丘陵森林公園わんぱく広場利用指導日誌	別添 161
	植物管理	別添43	芝生管理区域図	別添 162
		別添44	中低木管理区域図	別添 163
		別添45	高木管理区域図	別添 164
		別添46	林地管理区域図	別添 165
		別添47	草地管理区域図	別添 166
		別添48	草花管理区域図	別添 167
		別添49	除草範囲図	別添 168
		別添50	貴重種一覧	別添 179
	収益施設運営規定書	別添51	都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)	別添 181
		別添52	収益施設運営対照区域図	別添 182
別添53		園内交通基本ルート図【各停留所】	別添 183	
別添54		自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲	別添 184	
様式	別添55	収益施設収支報告	別添 185	
	様式1	管理月報	別添 186	
	様式2	管理四半期報	別添 189	

国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正	平成17年6月 2日	国官会第321-2号
改正	平成17年9月 1日	国官会第823号
改正	平成20年8月 1日	国官会第836-2号
改正	平成20年9月17日	国官会第984号
改正	平成22年3月23日	国官会第2117号
改正	平成23年3月31日	国官会第2994号
改正	平成24年3月30日	国官会第3383号
改正	平成25年3月25日	国官会第3677号
改正	平成26年3月28日	国官会第3395号
改正	平成27年3月31日	国官会第4049号

(通 則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書

- 四 実施体制書(別記様式第3)
- 五 その他担当官が必要とする書類

(契約の締結)

- 第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。
- 2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

(再委託等)

- 第6 受託者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託(変更等)承諾申請書(別記様式第4)を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面(別記様式第5)を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

(報告書等の提出)

- 第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。
- 一 完了報告書(別記様式第6)二
精算報告書(別記様式第7)
 - 三 委託費経費内訳報告書(別記様式第8)四
残存物件報告書(別記様式第9)
- 2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。
- 一 補正完了報告書(別記様式第6に準ずる様式)二 精
算報告書
 - 三 残存物件報告書

(検査等)

- 第8 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則(以下「細則」という。)第33条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。
- 2 前項により検査を命じられた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の検査の結果不合格と認めるときは、細則第34条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。
- 一 不合格である旨
 - 二 不合格と認めた理由
 - 三 その措置についての意見
- 3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めるとき、又は前項の検査調書を受領したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。

- 4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。
- 5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めたときは、細則第34条により検査調書を担当官に提出するものとする。

（担当職員の任命等）

- 第9 担当官は、必要があると認めたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。
- 一 委託業務の処理状況についての調査
 - 二 委託料の経理状況についての監査
 - 三 その他委託業務についての必要な指示

（概算払）

- 第10 担当官は、必要があると認めたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

（委託費の精算）

- 第11 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

（請求書の受理）

- 第12 担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則（平成20年8月1日国官会第836-2号）

1. この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則（平成20年9月17日国官会第984号）

1. この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成22年3月23日国官会第2117号）

1. この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月31日国官会第2994号）

1. この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日国官会第3383号）

1. この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年3月25日国官会第3677号）

1. この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年3月28日国官会第3395号）

1. この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月31日国官会第4049号）

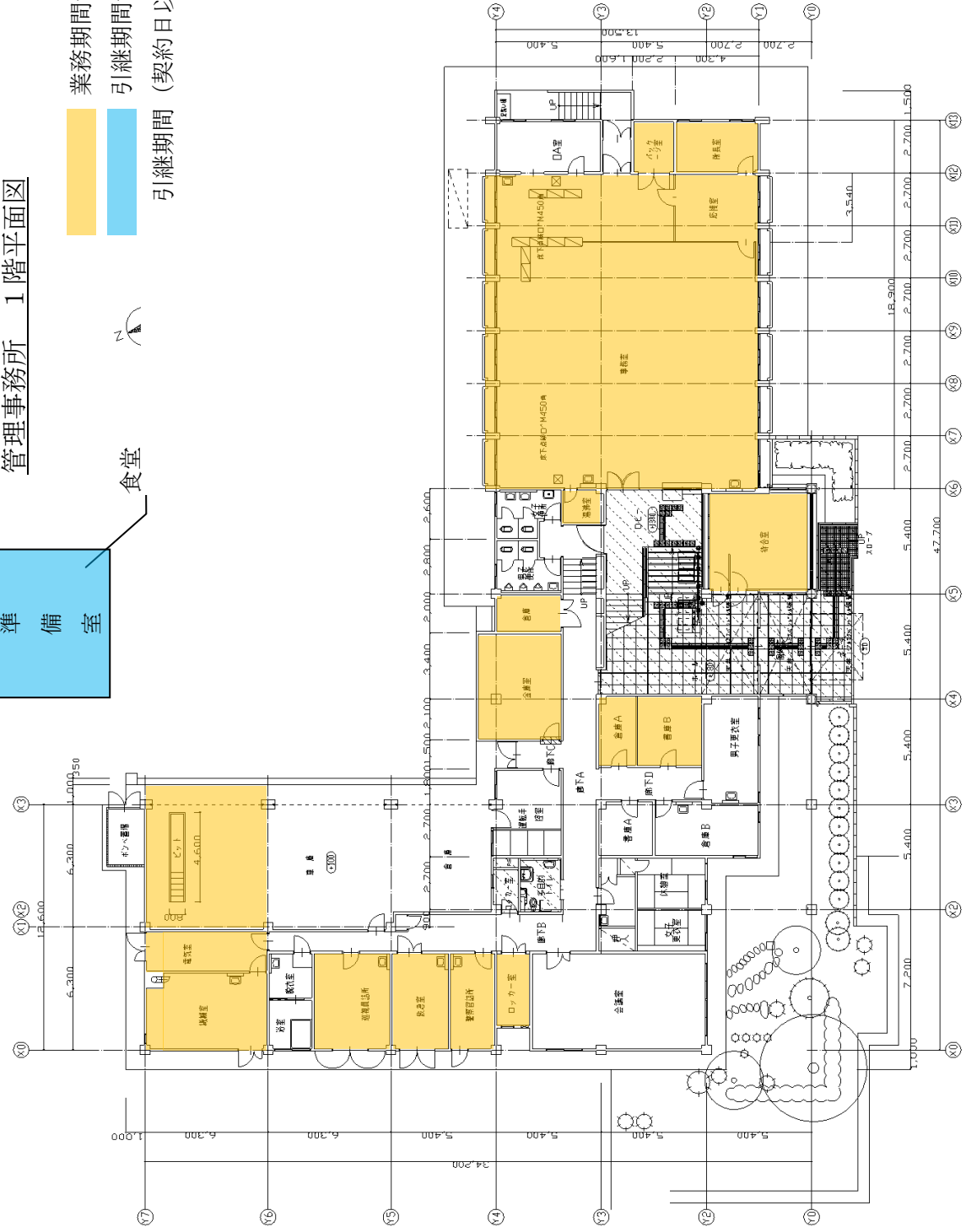
1. この要領は、平成27年4月1日から適用する。

管理事務所 1階平面図

準備室

- 業務期間貸与部分
- 引継期間貸与部分
- 引継期間 (契約日以降~業務開始日)

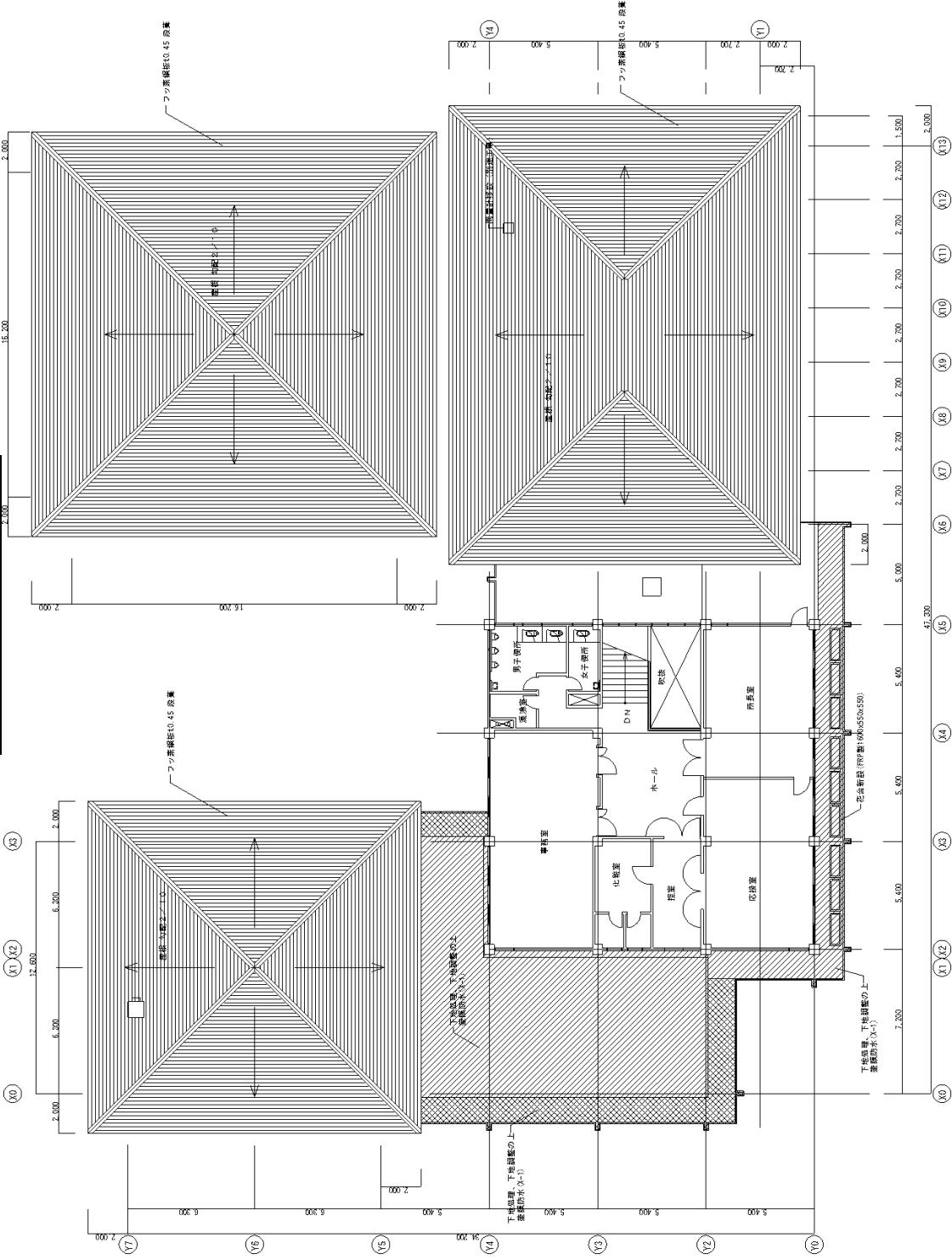
食堂



1階平面図 S=1/100

完成図		管理棟	
工事名	中央レストラン7Fの構造改修工事	図面名	1階平面図
縮尺	1:100	図番	45/88
作成日	昭和16年5月19日	図名	1階平面図
図主	昭和16年6月31日	設計者	株式会社 日野建設
図主		監理者	株式会社 日野建設
図主		監理者	株式会社 日野建設
図主		監理者	株式会社 日野建設

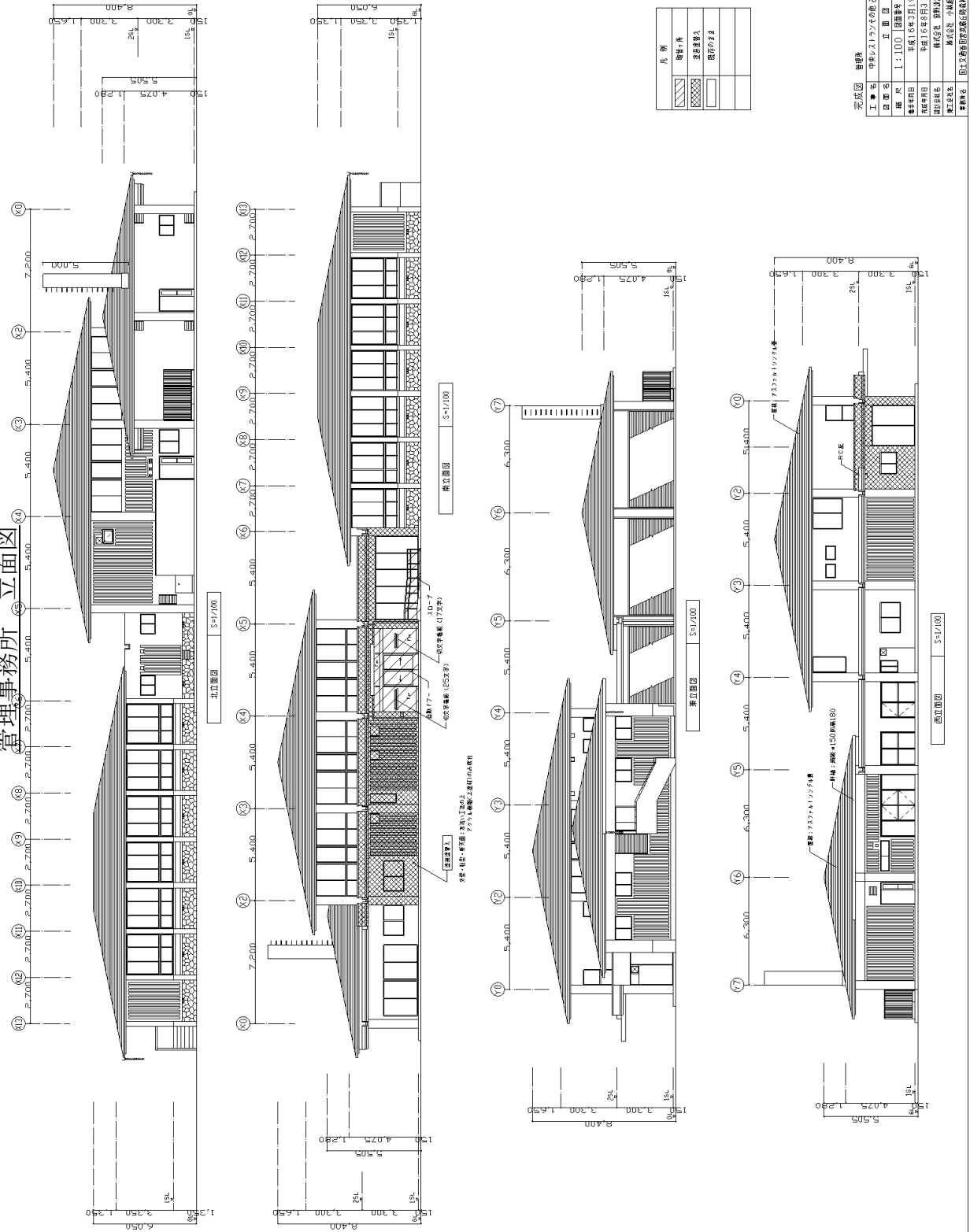
管理事務所 2階平面図



2階平面図

工事名	H18管理開始改修工事(管理事務所)		
図号	2階平面図(2階図)		
縮尺	S=1/100	図面番号	44/06
発注年月日	平成18年12月20日		
設計年月日	平成19年3月30日		
発注会社名	岩崎建設工業株式会社		
設計者名			
確認者名	国等成層三層株式会社 監理事務所		

管理事務所 立面図



× 持ち込み禁止、△ 条件付きで可 持ち込み禁止物品

区分	規制物品		備考
銃刀・火器類	銃刀類	×	木刀、竹刀、包丁、モデルガンなど(模造品含む)
	火器類	×	コンロ、花火、など
	燃料類	×	ガス、ガソリン、など
	パチンコ	×	
	弓矢	×	
スポーツ用具	木製または金属バット	×	ビニール製は可
	野球用硬球	×	
	野球用軟球	△	西口ひろばブルペン内での使用に限定
	テニスラケット	×	
	ラクロス	×	
	球技用ネット	×	バレー、テニスなど
	ゴルフ道具	×	
テント類	大型テント	△	許可申請が必要
	タープ	×	
	ビーチパラソル	×	
	ハンモック	△	自立式は可、広場内での使用に限定
採取用具	植物採取道具	×	ハサミ、シャベル類など
	補虫道具	×	網、虫かごなど
	釣り道具類	×	釣竿、網など
自転車類	自転車	△	サイクリングコースのみ可
	障害者用自転車	△	サイクリングコースのみ可
	変形自転車	△	サイクリングコースのみ可(長さ190cm、幅60cm以内で突起物がないもの)
	補助輪付自転車	△	保護者付き添いで可(サイクリングコースは使用禁止)
	2人乗り自転車(タンデム車)	△	サイクリングコースのみで障害者用のみ可
	ブレーキがない自転車	×	ピスト、フィクシー類
	原動機付・バッテリー駆動自転車	×	電動アシストは可
	サイクルトレーラー	×	自転車の後方に連結し、荷物や子供を運搬する被牽引車
車輪系遊具	一輪車	△	広場内での使用に限定(園路、サイクリングコースは使用禁止)
	三輪車(子供用)	△	保護者付き添いで可(サイクリングコースは使用禁止)
	スケートボード	×	
	ランニングバイク	×	ストライダーなど
	キックボード	×	
	Jボード、Sボード	×	その他類似品
	セグウェイ、ナインボットなど電動車両	×	
その他遊具	ソリ	×	
	ボート	×	ゴムボート、ヨットなど(模型含む)
	ブーメラン	×	
	スポーツカイト	×	
	スラックライン	×	
	電動・エンジン付き模型	×	ラジコンカー、ヘリコプターなど(※ドローンを除く)
	ドローン	△	原則禁止。添付資料1に示す目的及び条件等を遵守し、事前に許可・承認証を取得する場合にのみ可。
音響機器	カラオケ	×	
	PA装置	△	許可申請が必要
	ハンドマイク	△	音量に配慮して使用可

ドローン（マルチコプター）の取扱いについて

公園内でのドローン等小型無人機の持ち込みは、別添4「持ち込み禁止物品」において原則禁止とされているが、以下に示す目的及び条件等を遵守する場合において、別添4の適用を除外する。なお、ドローン(マルチコプター)の取扱いについては、国土交通省航空局策定の「無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン」を参照すること。

(目的)

国営武蔵丘陵森林公園におけるドローン(マルチコプター)の飛行は、公園内の見頃の花々の撮影等を行うことで、公園の利用促進、管理運営に資することを目的とする。

(対象)

人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であつて、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもののうち、撮影機能を有しているもの。

(ドローンの公園内への持込及び飛行条件)

- 一 ドローン等小型無人機を飛行させる場合、飛行させる約14日前までに、事務所に許可を得る必要がある。
- 二 公園内へドローン(マルチコプター)を持ち込む際には、各ゲートで許可証を提示し、ドローン(マルチコプター)を飛行させている際も許可を得ていることがわかる状態にしておく。
- 三 飛行にあたっては以下の注意事項を遵守することとする。

<注意事項>

- ・原則として、開園時間内の飛行は行わないこと
- ・日中(日出から日没まで)に飛行させること
- ・目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること(目視外飛行の例:FPV(First Person's View)、モニター監視)
- ・第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離(30m)を保って飛行させること
- ・祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと
- ・爆発物など危険物を輸送しないこと
- ・無人航空機から物を投下しないこと
- ・別添6の航空制限エリアについては、原則、飛行させないこと

ただし、上記注意事項によらず飛行させる場合は、必要に応じ、国土交通大臣や公園管理者の承認を得ること。

植物管理計画（案）

国営武蔵丘陵森林公園

植物管理計画 (案)

※マニュアル本体は閲覧資料

平成27年3月

国土交通省 関東地方整備局

昭和記念公園事務所 国営武蔵丘陵森林公園出張所

目次

序章 植物管理計画の策定の目的と構成.....	1
1 策定の背景と目的	2
2 本計画の構成.....	3
3 用語	5
第1章 本公園の整備・管理の基本事項.....	7
1 公園建設の基本理念及び基本方針.....	8
2 運営維持管理の基本方針	9
3 本公園の土地利用と緑地区分.....	10
3.1 土地利用	10
3.2 緑地区分.....	11
3.3 主な緑地空間とその特徴.....	12
第2章 植物管理の基本的考え方.....	15
1 基本的考え方.....	16
1.1 公園のあるべき目標・将来像.....	16
1.2 植物管理の基本方針.....	18
1.3 本公園の植物（植生）の特徴と管理の方向.....	20
2 計画対象と管理区分.....	21
2.1 本計画の対象.....	21
2.1.1 管理区分の考え方.....	22
2.1.2 管理区分の設定.....	23
第3章 植物管理計画（里山緑地編）.....	27
1 里山緑地管理の考え方.....	28
1.1 本公園における里山緑地の役割.....	28
1.2 本公園における里山緑地の望ましい目標像.....	28
1.3 本公園における里山緑地の問題・課題と対応の方向.....	31
2 里山緑地管理計画.....	32
2.1 管理目標と管理内容.....	32
3 管理標準.....	54
4 里山緑地管理に係る留意事項.....	58
4.1 コナラ林・アカマツ林	58
4.2 竹林、植林地.....	63
4.3 粗放管理林	63
4.4 草地.....	64
第4章 植物管理計画（植栽緑地編）.....	65
1 植栽緑地管理の考え方.....	66
1.1 本公園における植栽緑地の役割.....	66
1.2 本公園における植栽緑地の望ましい目標像.....	66
1.3 本公園における植栽緑地の問題・課題と対応の方向.....	67
2 植栽緑地管理計画.....	68

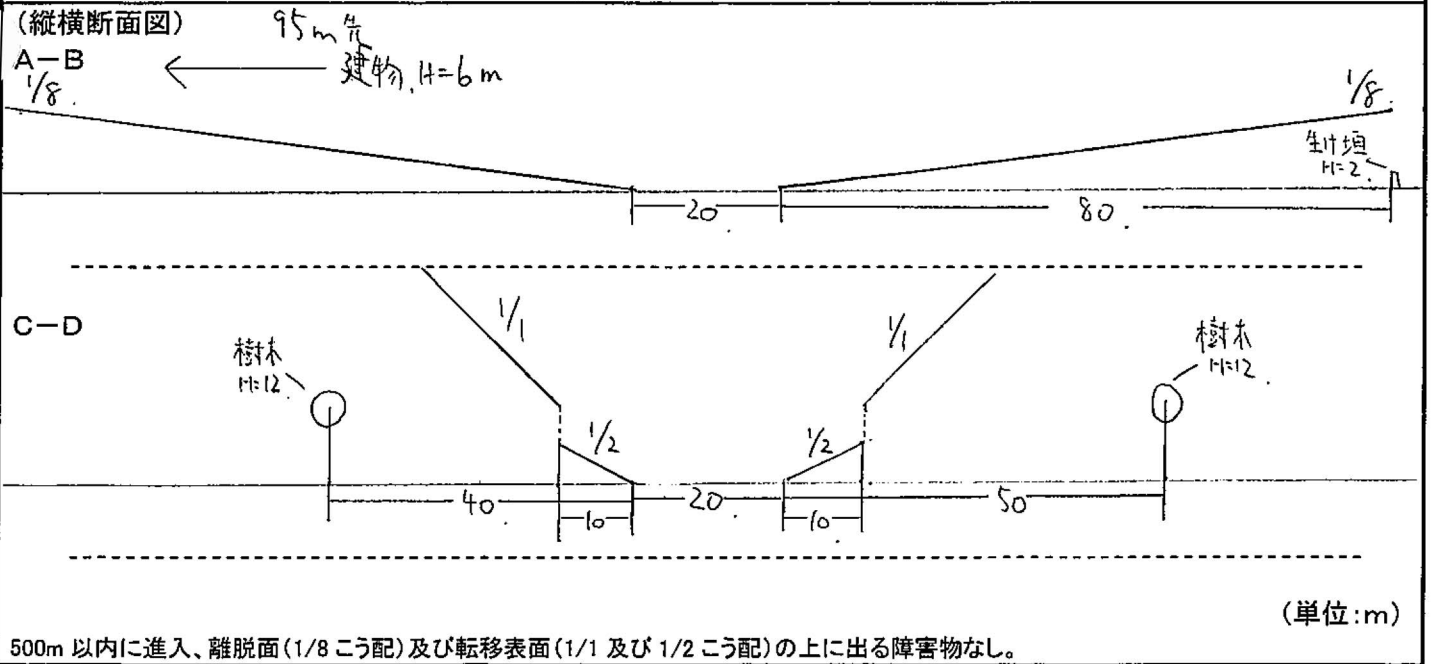
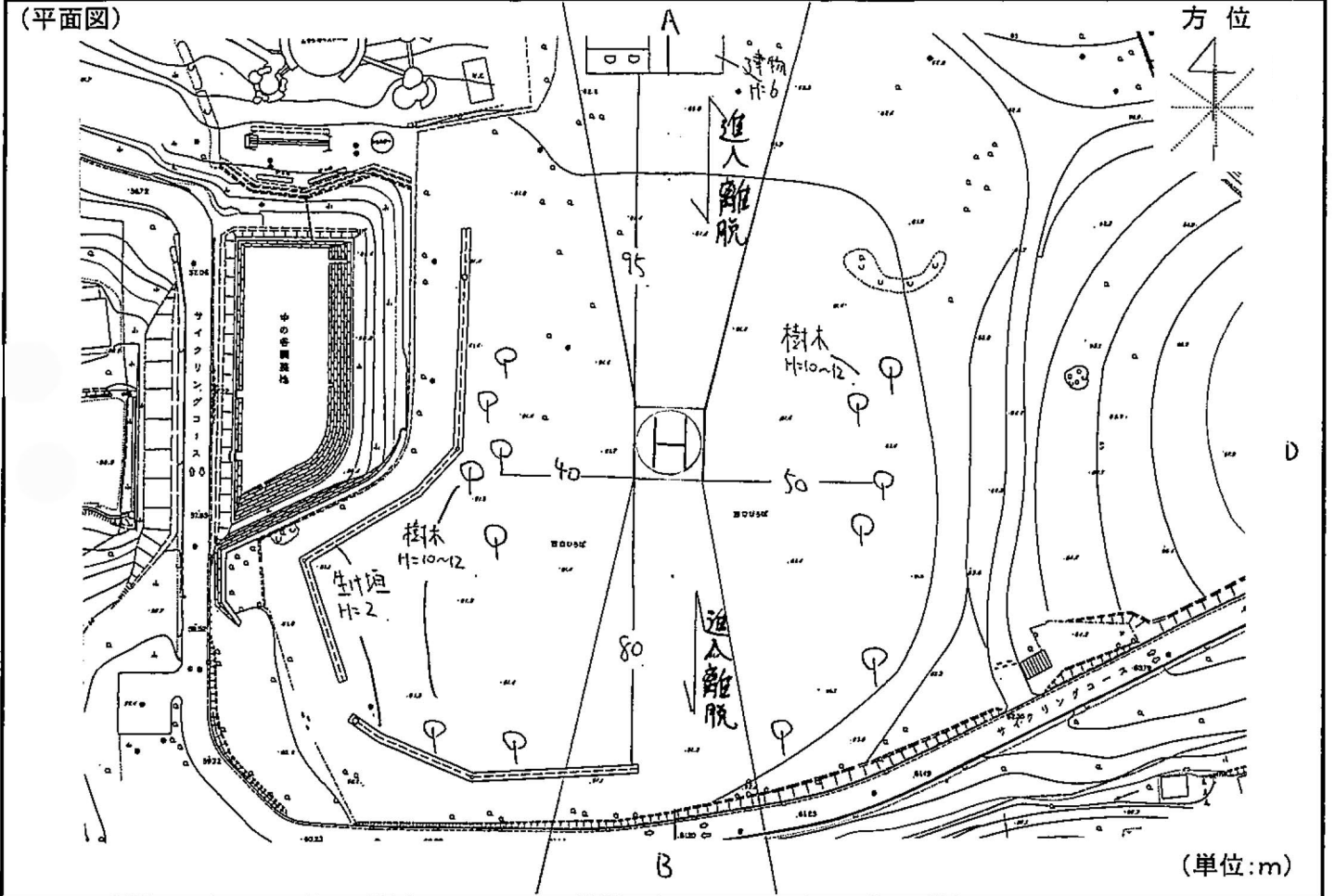
2.1 管理目標と管理内容.....	68
2.2 高木管理・中低木管理・草花管理・花壇管理の留意事項.....	75
3 管理標準.....	78
4 植栽緑地管理に係る留意事項.....	81
4.1 利便性への対応.....	81
4.1.1 植栽種群.....	81
4.1.2 芝生地・広場等の低茎草地.....	82
4.1.3 園路沿い等.....	82
4.2 健全性の回復や生物多様性への対応.....	83
4.2.1 植栽種群.....	83
4.2.2 重要種が生育する芝生地・広場.....	83
4.2.3 園路沿い等.....	84
4.3 公園利用と自然環境保全の両立に向けた藪の管理.....	85
4.3.1 利用施設における藪の状況.....	85
4.3.2 各利用施設における藪の必要性.....	86
第5章 重要種への対応.....	93
1 重要種対応の考え方.....	94
1.1 本公園における重要種.....	94
1.2 本公園における重要種の望ましい目標イメージ.....	95
1.3 本公園における重要種の問題・課題と対応の方向.....	95
1.4 植物重要種の管理.....	96
1.4.1 植物重要種の特性と管理に係る基本事項.....	96
1.5 動物重要種の管理.....	100
1.5.1 動物重要種の特性と管理に係る基本事項.....	100
2 重要植物生育地の管理内容.....	102
第6章 外来種への対応.....	121
1 外来種対応の考え方.....	122
1.1 本公園における外来種.....	122
1.2 本公園における外来種の望ましい対応.....	122
1.3 本公園における外来種の問題・課題と対応の方向.....	123
1.4 外来種の対応.....	124
1.4.1 国としての対応方針.....	124
1.5 外来種の防除対象地と対応方法.....	125
1.5.1 特定外来生物.....	125
1.5.2 その他の外来生物.....	126
2 外来種防除の管理目標と管理標準.....	127
第7章 更新計画.....	129
1 更新計画の基本的考え方.....	130
1.1 樹林更新の必要性.....	130
1.2 樹林更新の考え方.....	131
1.2.1 更新に関わる課題と更新の方向性.....	131
1.2.2 更新の範囲.....	131

1.3 更新の方法	138
2 アカマツ林の更新計画.....	140
2.1 更新計画	140
2.1.1 事前準備	140
2.1.2 更新の実施	140
2.1.3 更新後の育成管理.....	140
2.2 試行計画.....	143
2.2.1 試行箇所	143
2.2.2 更新方法	144
2.2.3 管理作業	145
2.2.4 更新説明資料.....	145
3 コナラ林の更新計画.....	147
3.1 更新計画	147
3.1.1 事前準備	147
3.1.2 皆伐更新の実施	147
3.1.3 更新後の育成管理.....	147
3.2 試行計画.....	151
3.2.1 更新範囲の設定	151
3.2.2 更新方法	152
3.3 既存皆伐更新試行区の管理.....	153
3.3.1 現状	153
3.3.2 育成管理	153
3.3.3 更新説明資料.....	153
第8章 モニタリング等	155
1 モニタリング・点検とは	156
2 モニタリング.....	157
2.1 モニタリングの目的.....	157
2.2 モニタリング方法	157
2.2.1 評価と対応	158
3 巡視・点検	159
3.1 巡視・点検項目.....	159
3.2 巡視・点検結果の対応	160
4 試行調査.....	163
4.1 下刈方法に関する試行調査.....	163
4.1.1 目的	163
4.1.2 試行方法・評価	163
4.2 アカマツ林の更新に関する試行調査.....	164
4.2.1 目的	164
4.2.2 試行方法	164
4.2.3 コナラ林の更新に関する試行調査	167
資料編.....	171
1 自然環境等の概要	172
1.1 植物.....	172

1.1.1 植生・植栽の概要.....	172
1.1.2 相観植生.....	175
1.1.3 コナラ林、アカマツ林の種組成のタイプ.....	182
1.1.4 コナラ林とアカマツ林の変遷.....	184
1.2 動物.....	190
1.2.1 哺乳類.....	190
1.2.2 鳥類.....	190
1.2.3 爬虫類.....	190
1.2.4 両生類.....	190
1.2.5 昆虫類.....	191
1.2.6 クモ類.....	191
1.2.7 水生昆虫.....	191
1.3 利用施設の状況.....	192
2 重要種の概要.....	197
2.1 植物.....	197
2.2 動物.....	200
3 外来種の現況.....	204
3.1 植物.....	204
3.2 動物.....	205
3.2.1 特定外来生物.....	205
3.2.2 要注意外来生物.....	206
3.2.3 その他の外来生物.....	206
4 管理実施範囲の見直し.....	207
5 各管理区分の面積.....	210
6 管理区分図（A3判）.....	211

飛行場外離着陸場 概要図

離着陸場名	武蔵丘陵森林公園	標高	60m	離着陸地帯	寸法	20m×20m	こう配	無し
		所在地	N 36° 05.23 E139° 21.49 埼玉県比企郡滑川町山田 1920		路面の状況	芝生		
所有または管理者	関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所国営武蔵丘陵森林公園出張所 Tel 0493-57-2115				凹凸、亀裂の有無	無し		



500m 以内に進入、離脱面(1/8 こう配)及び転移表面(1/1 及び 1/2 こう配)の上に出る障害物なし。

閉園判断基準

国営公園の災害・異常気象時における閉園判断・連絡体制について

各公園において、以下の災害・異常気象時において閉園を決定し、また状況に応じ地整あてに連絡を行う場合は下記の表に基づき実施する。地震については、気象庁の発表によるものとし、統一するものである。

平成30年度〇月現在

閉園判断	災害 連絡		
			武蔵丘陵
		震度計観測地点	滑川町福田
		観測气象台	熊谷地方気象
○	○	午前閉園の判断時間	8時30分までに閉園判断をする
○	○	午後閉園の判断時間	開園時間が14時以降になる場合は開園しない
△	○	地震	
		地震観測地点 (気象庁発表地区)	熊谷
△	○	大雨	气象台において「警戒区域に入る確率」が50%以上
○	○	台風	
○		強風及び暴風	气象台において「警戒区域に入る確率」が50%以上
○	○	つなみ	
○		大雪	气象台において「警戒区域に入る確率」が50%以上
○		雷	气象台において「雷注意報」が断続的に発令される場合
○	○	原子力	
○	○	大規模火災 (園内火災)	部分閉鎖や安全確保が困難と判断される場合
		備考	途中閉園が予想される場合の開園にあたっては途中閉園しても払い戻しが無いことを来園者に了解頂く。 なお、最終的には事務所長の判断となる

利用サービス業務日誌等

国営武蔵丘陵森林公園利用サービス日誌

【H29】

出張所長	建設監督官	技術係長	管理センター長	主任 (兼総務課長)	業務課長	企画課長	総務係長	利用サービス係長	年月日	作成者	
氏名								巡視箇所	記事	措置結果	
利用サービス時間								園路施設			
								サイク道			
利用者サービス及び利用者指導・救急・その他取扱事項								ぼんぼこ マウンテン	内圧測定	内圧	利用人数
									(内圧標準値)	内圧 0.45~0.8	名
								その他			名
迷子取り扱い 救護対応 拾得物 遺失物届け											テロ対策不審物点検及び広場等の点検結果 については2枚目参照

都市緑化植物園 業務日報

別添9

		天候		作成者	
出勤者					
アルバイト 出勤者					
園内巡回点検者	異常有無	報告・指示事項			
AM	—				
PM	—				

主要業務

種 別	対 応 者	内 容		
年間活動計画の作成 講習会・実習・研修・講演会等の実施・受入れ 展示・講演会の実施 ガイドツアーの実施 植物園マップ・見頃植物の紹介マップ作成配布 緑化相談対応記録 植物分譲の調整 ボランティア育成・管理 日本植物園協会としての活動 園内植物の最新情報の把握 資料の収集・保存 希少植物管理の補助(調査補助) 園内樹林地景観タイプ構成要素調査・ヤマユリ固体調査等 花壇等維持管理 展示棟前花壇 ボーダー花壇 ハーブガーデン 貴重植物管理 ムラサキ サクラソウ その他 行催事・環境学習 その他の業務				
購入資材名	形状規格	数量	単位	使用目的

事故報告様式

事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 〔地面の状態、公園施設の構造、利用者の行動、服装・持ち物等〕			
保護者等の見守り状況			

～抜粋～

国営武蔵丘陵森林公園 危機管理マニュアル（案）

※マニュアル本体は閲覧資料

平成 2 8 年 4 月
国営武蔵丘陵森林公園出張所

国営武蔵丘陵森林公園 危機管理マニュアル

- 1 安全管理の基本事項
 - 1-1 公園管理の概要
 - 1-1-1 (1) 公園管理の体系
 - 1-1-1 (2) 公園管理の内容
 - 1-1-1 (2)-① 一般公園施設の管理
 - 1-1-1 (2)-② 収益施設等の管理
 - 1-2 管理の責務
 - 1-2-1 (1) 国土交通省
 - 1-2-1 (2) 森林公園里山パークス共同体
- 2 災害・事故等発生時の対応
 - 2-1 事故発生時の対応区分と連絡体制
 - 2-2 事故発生時の対応
 - 2-3 重大事故発生時の対応
 - 2-4 その他
 - 2-5 【対応フロー】災害・事故等発生時の対応
- 3 支所等設置基準等
 - 3-1 災害時体制表（風水害・地震）
 - 3-2 災害等体制表（その他）
 - 3-3 支所の設置及び体制
 - 3-4 体制区分別人員配置
 - 3-5 支所組織及び掌握事務
 - 3-6 地震後行動（初期活動項目、支所行動概要）
 - 3-7 その他（異常気象時における公園の開園・閉園の判断基準、入園者避難誘導経路）

資料編 緊急連絡網、事故調査会議、安全協議会会則

苦情、要望等対応（マニュアル等）

■ 苦情対応について

お客様からの苦情は、お客様がその公園に抱いている期待や願望です。

苦情を避けるのではなく、逆に尊重して、誠実に対応することにより、公園への信頼が高まり、公園の再利用が期待できます。

■ 苦情の種類

1) モノ・サービスに関する苦情

製品の品質やサービスそのものに対するもの

2) 接客に関する苦情

対応が悪い、不親切など、感情に関するもの

3) 情報に関する苦情

情報の内容、職員の知識に関するもの

4) 金銭に関する苦情

情報や接客とも関連するもの

5) システムに関する苦情

受け取り、連絡などのシステムに関するもの

※私たちはつい、苦情を言うお客様を「わがまま」「自分勝手」と考えがちです。しかし何も言わない人が我慢していて、はっきり言う人が正直だという考え方もできます。

■ 苦情になりやすい状況（説明の仕方の大切さ）

1) お客様に選択権が無い

（喫煙者の方へ）「ここでは吸えません」 相手は無言を言わず我慢させられる

「ここでは吸えませんが、園内には喫煙所が3箇所ございますのでそちらをご利用頂けますか」

相手に選択権を与える状況をつくる

2) お客様の期待を無視する

「切手を下さい」というお客様に対して…

「切手はありません」

相手の期待を無視する

「あいにく切手は置いておりませんが、近くに郵便局がありますので、そちらでお求め下さい」

相手の期待に応えようとしている

■ 苦情対応のポイント

< 3Kの原則 >

苦情を未然に防ごうと努力していても、苦情に発展してしまった場合には、誠実に対応しましょう。苦情対応時には相手が「聴いてくれている」と感じるような反応を示すことが重要です。

<3Kの原則> 相手が「聴いてくれている」と感じるような「反応を示す」ことが重要

1) 共感する → 同情ではなく、相手と同じところに立つということ

※ 2) 傾聴する → 相手の話を評価・判断したりしないで白紙の状態話を聴くことが大切

※ 3) 確認する → お客様の言い分のポイントを整理・確認する

※特に2, 3は電話応対で重要

<三変の原則>

誠意ある対応を検討する前に、まず腹を立てているお客様に冷静になってもらうことも大切です。相手が冷静になるのを助ける効果的な方法として一般的に言われているのが、この「三変の原則」です。

<三変の原則> 相手が冷静になるのを助ける効果的な方法

1) 人を変える → お客様の言い分を十分に聴いてから対応する人を(上司・責任者に)変える

2) 時を変える → 特に電話での対応は、時を変える方が効果的

3) 場所を変える → 応接室・別室等へ案内し、気持ちを落ち着けてもらう

■ 苦情対応時の注意事項

・ 議論しない

「お客様の言われるようなことはないと思います」という言い方は避けるべきです。自分が嘘をついていると思われる・・・と感じたら怒りはさらに難しい段階に入ってしまいます。

・ その場を早く収めようとしな

面倒臭がっている、早く終わらせたいと思っているとお客様が感じたら、新たな怒りを呼んでしまい、かえって早期解決が困難になってしまいます。

・ よくあること、と逃げない

お客様の怒りが公園スタッフにとってあまりめずらしいことではない場合、つい、「それはよくあることで」と言ってしまうがちです。

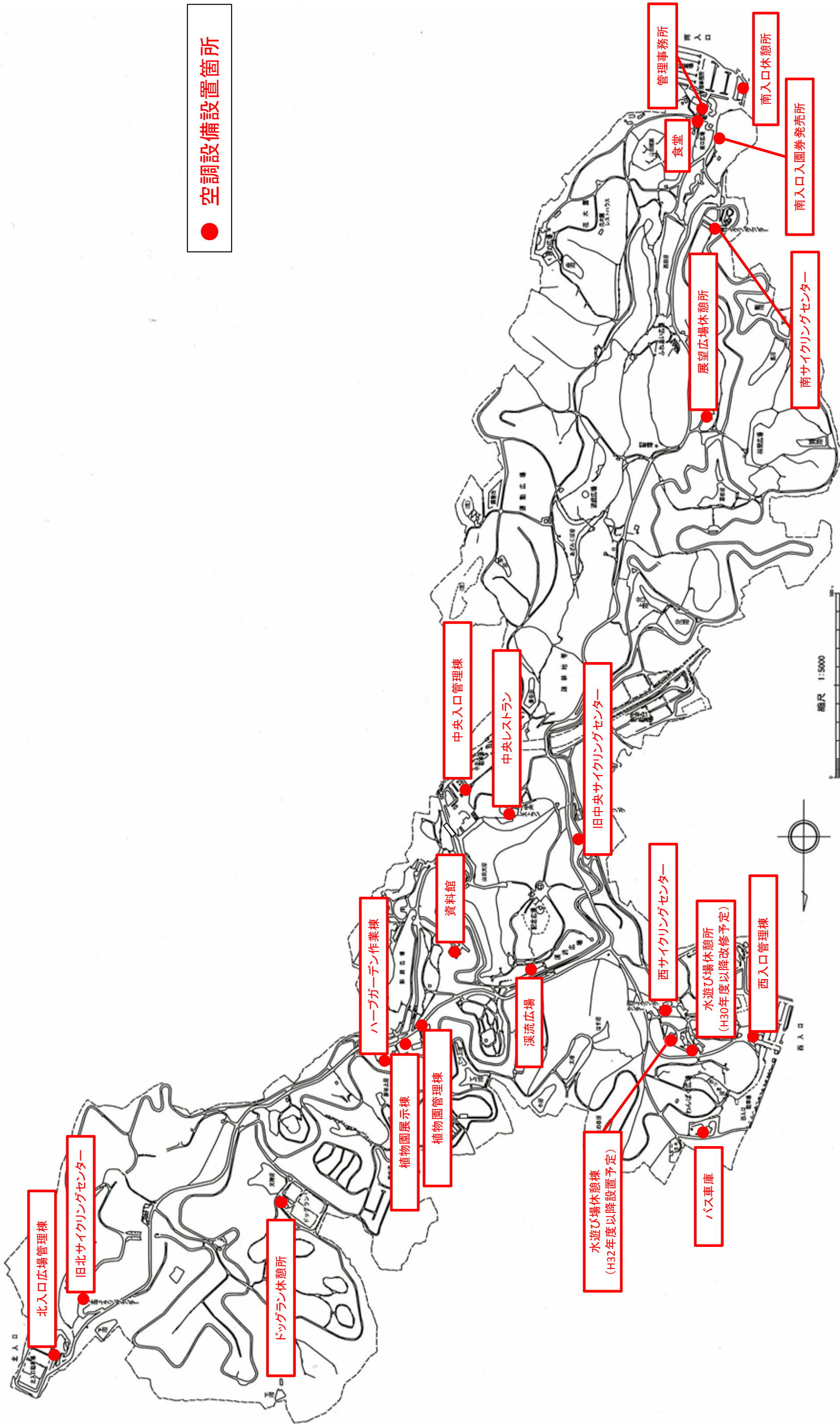
・ 話の途中でさえぎらない

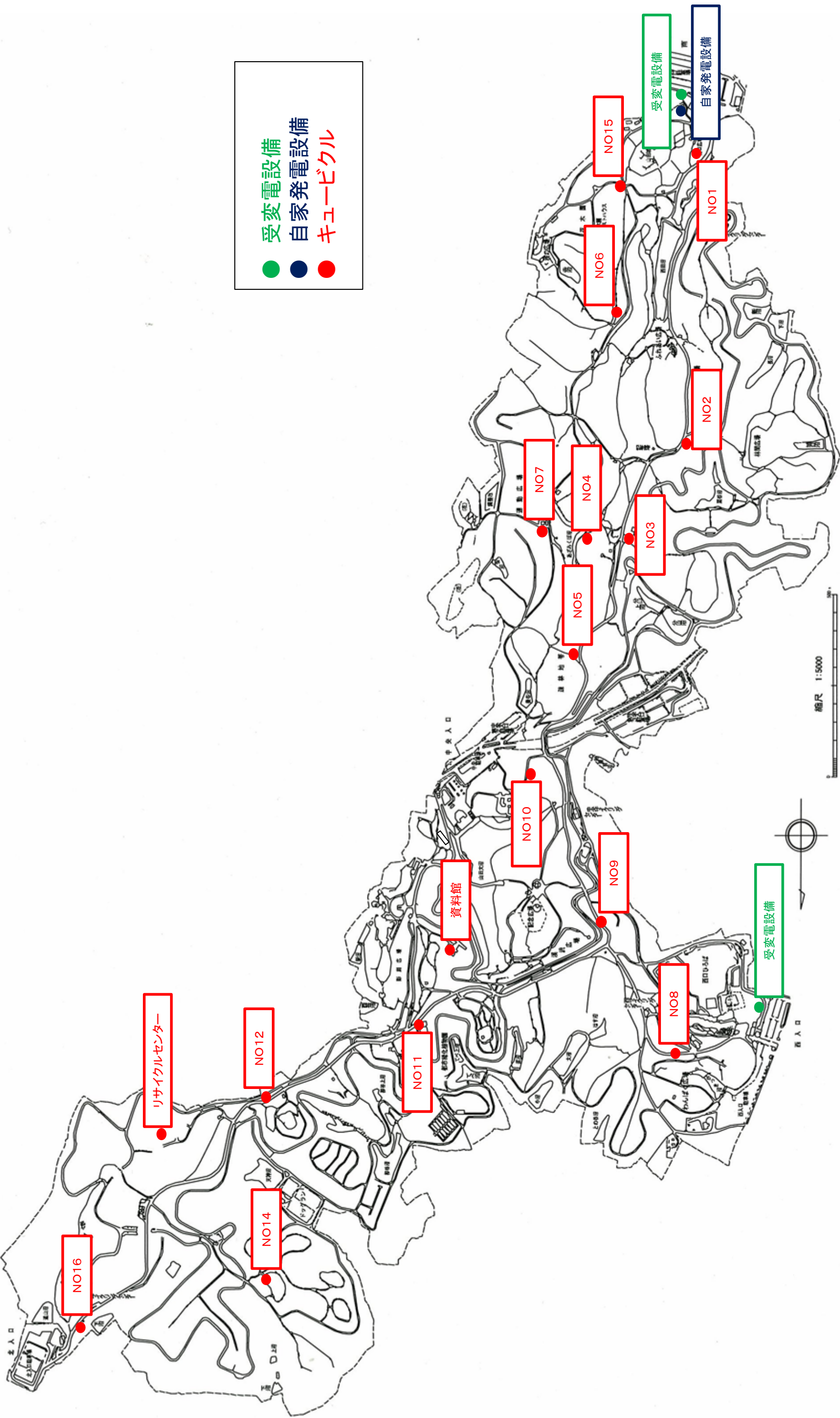
お客様の言い分が間違っていると感じても、途中で遮ってはいけません。

全て聴いてからでも遅くありません。お客様は全て言ってしまいたいものなのです。

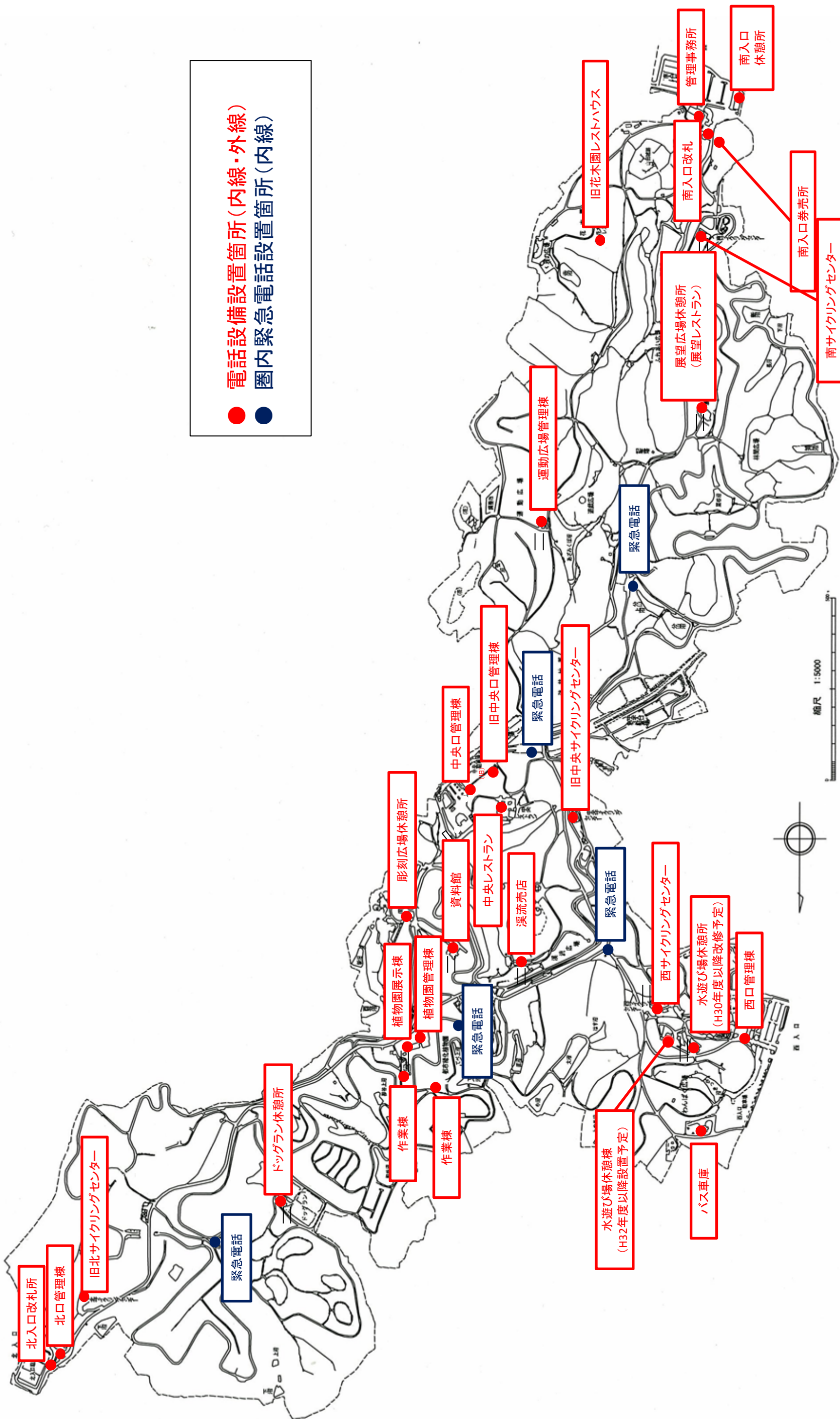
空調設備設置箇所位置

● 空調設備設置箇所



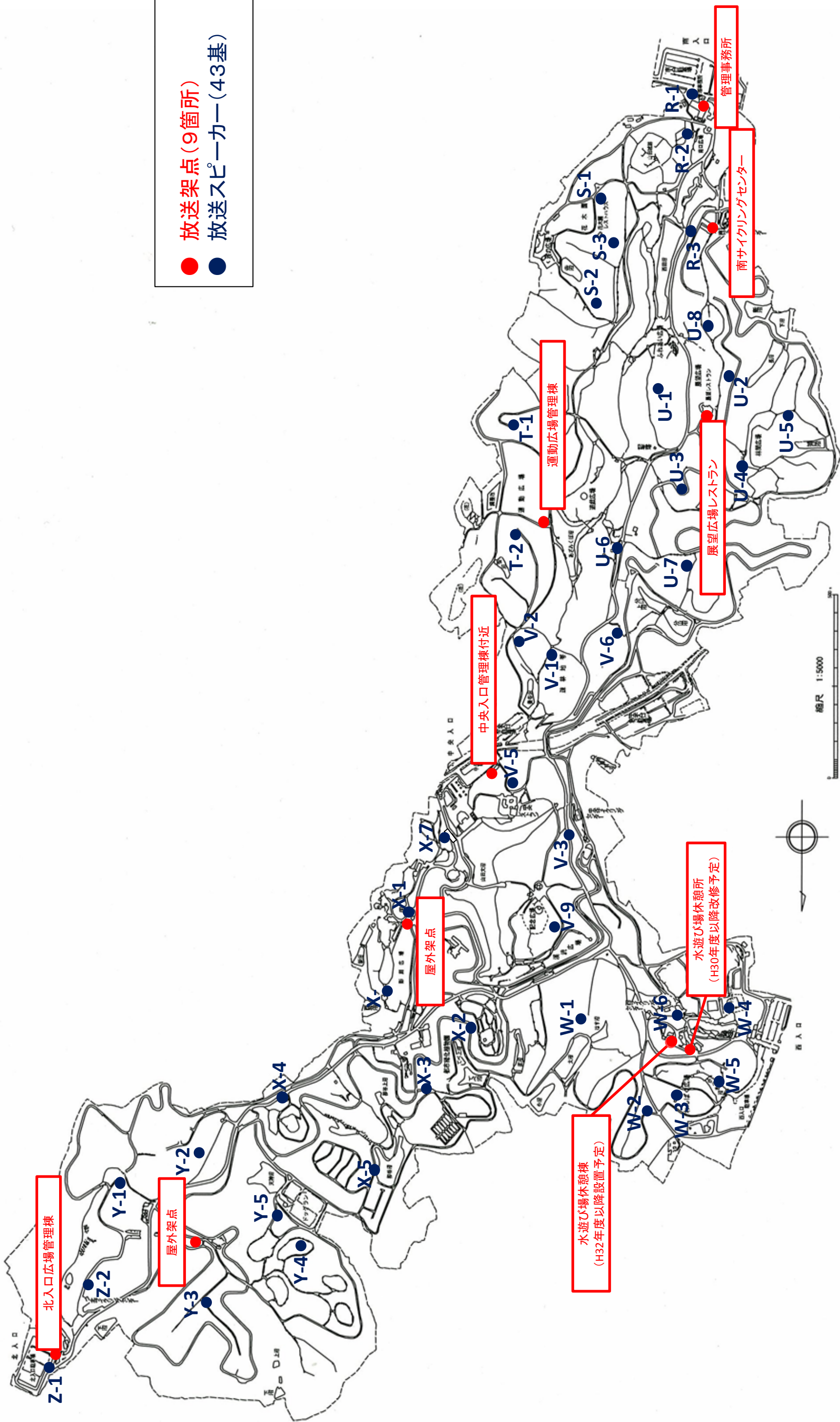


電気設備位置

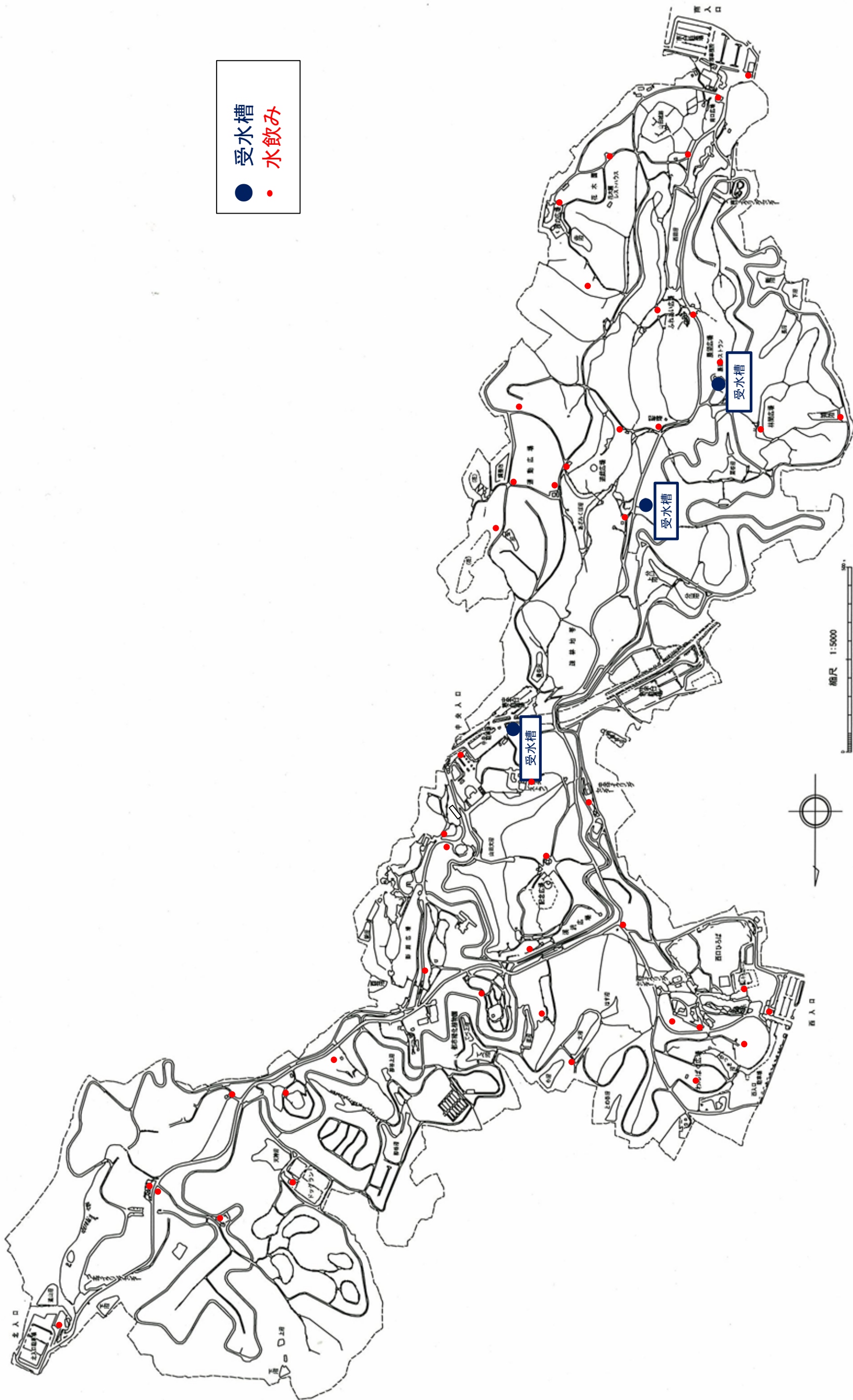


電話設備位置

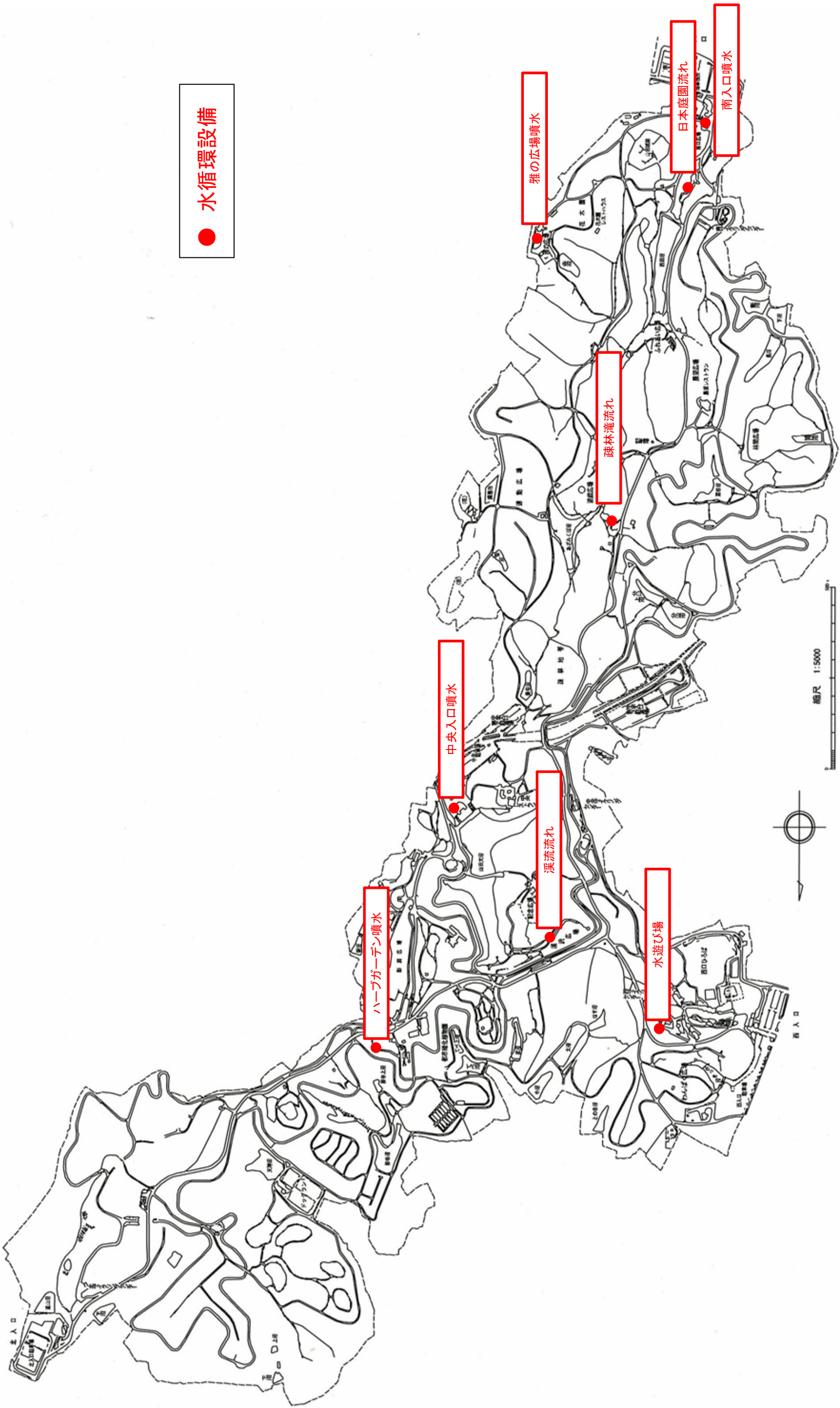
放送設備位置

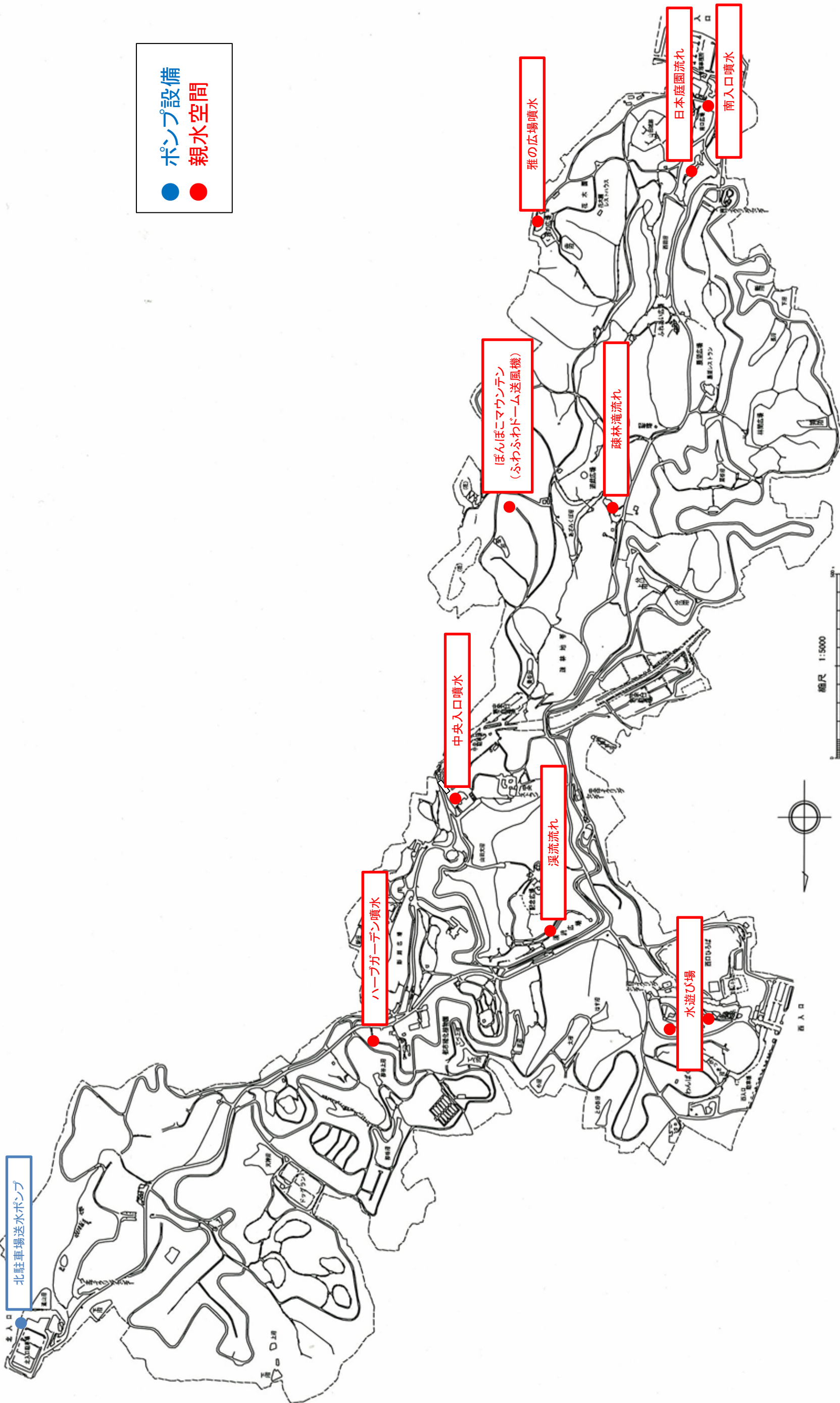


水道設備位置



水循環設備位置





● ポンプ設備
● 親水空間

ポンプ設備位置

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務実施に要する

提供施設等の取扱いについて（案）

別紙5「H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 共通仕様書」第32条1に基づく提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取り扱い

- (1) 事業者（以下「乙」という。）は、提供施設等を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を業務委託契約書第1条の業務以外に使用してはならない。
- (3) 乙は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
- (4) 乙は、提供施設等の修繕（維持のための修繕等で軽微なものを除く。）をしようとするときは、国事務所（以下「甲」という。）の承認を受けなければならない。
- (5) 乙の責に帰すべき理由により提供施設等を滅失し又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

2. 物品の取り扱い

- (1) 乙は、物品の貸付を受けたときは、借受書（別紙様式第1）を甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、業務が完了した場合、又は解除になった場合は、返納書（別紙様式第2）により、直ちに甲に返納しなければならない。

3. 報告及び検査

- (1) 乙は、提供された機械器具について、当月分の提供施設等使用実績報告書（別紙様式第3）を翌月初めまでに甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を返納する場合、甲の行う検査に合格しなければならない。

(別紙様式第1)

借 受 書

借 受 物 品				
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)			
借 受 場 所				

上記物品を借り受けました。

なお、国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第4条に定める貸付条件を遵守します。

平成 年 月 日

物品管理官等

殿

氏名

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(別紙様式第2)

返 納 書

平成 年 月 日

物品管理官等

殿

氏名

印

下記物品を返納しました。

借 受 物 品				
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)			
返 納 場 所				

受 領 書

平成 年 月 日

上記物品を受領しました。

殿

物品管理官等

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 正副2部作成し、物品管理官等に提出するものとする。

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務における

備品等の取扱いについて（案）

H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務における備品等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取扱い

- (1) 事業者（以下「乙」という。）は、委託費を充当して取得した備品を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 乙は、各年度の業務を完了した時は、備品を業務請負契約書第 8 条に基づく検査の結果、合格通知があった後、備品引渡書（様式第 1）により、国事務所（以下「甲」という。）に引き渡さなければならない。ただし、当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書（様式第 2）により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。また、「備品以外の残存物品一覧」（別紙 24）についても同様とする。
- (4) 乙は、乙の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、乙の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

2. 処 分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - ①備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。
 - ②備品が乙の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
 - ③備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合
- (2) 処分の方法
乙は、前号に該当する備品を売り払った場合は、その内容を証する書類を添えて甲に書面により報告し、甲の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。
また、売り払うことが不利（備品の売払価格が、当該備品の売り払いのために要する費用に満たないと認められる場合）又は、売り払うことができないものは、廃棄することができる。
また、廃棄した場合はその都度その旨を書面により甲に報告しなければならない。

(様式第1)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 引 渡 書

H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務にかかる別紙を引渡します。

(備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(様式第2)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 継 続 使 用 承 認 申 請 書

H30-34国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務にかかる別紙について、

平成 年 月 日まで継続して使用したく申請いたします。

(備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

業務入園について

業務入園について

業務入園については、車輛申請とともに運転者氏名も記載してもらい業務入園者を把握している。
 国、センター発注工事等については、作業員名簿の提出により入園を許可している。
 ボランティアについては、ボランティア証を発行しゲートで確認に上、入園。
 視察等については、出張所に公文書提出により許可

平成 年 月 日

臨時車両入園申請受付簿

※記載例

1. 会社名等 (株)森林建設
2. 依頼主(該当するものを○で囲むか、その他の欄に直接記入してください。)
 国土交通省・管理センター・その他()
3. 今年度の安全運転講習について(該当するものを○で囲む)
 受講済(受講者氏名 森林 太郎)
4. 輪留め・コーンの携帯(該当するものを○で囲む)
 有・無(貸出返却確認) ← 輪留め等なく貸出の場合は記入
5. 申請車両及び運転者等記入欄

運転手氏名	運転手または会社の連絡先	車両ナンバー	車種	目的地	申請理由	カテゴリ	入園時刻	退園時刻	許可証番号	貸出鍵番号	貸出用具(輪留め・コーン)	受付確認者	返却確認者
森林 太郎	080-888-8888	熊谷444あ12-34	軽バン	運動広場	困糟修繕	国・維持管理 収益・企画	10:15	16:00	1	1	○	南	
						国・維持管理 収益・企画	:	:					
						国・維持管理 収益・企画	:	:					
						国・維持管理 収益・企画	:	:					
						国・維持管理 収益・企画	:	:					

※国営武蔵丘陵森林公園 園内車両入園規則に基づき、事故又は破損等による損害賠償請求が発生した場合は、全ての損害賠償の責を負うことを確約するとともに、臨時通行許可証裏面に記載している「公園内車両通行と作業心得」を遵守すること。

	承認	承認時間

園内車両入園規則

国営武蔵丘陵森林公園 園内車両入園規則（案）

施行 平成18年10月19日

改定 平成29年08月09日

（目的）

第1条 国営武蔵丘陵森林公園内（以下「公園内」という。）における車両（二輪車、原付自転車、自転車を含む。）入園を制限等することにより、入園者の安全を確保し、快適な公園利用を図るとともに、公園内の施設や動植物等自然環境の保全に寄与することを目的とする。

（通行許可）

第2条 入園に際し公園内を車両で通行する場合には、事前に国土交通省国営武蔵丘陵森林公園出張所（以下「出張所」という。）の通行許可を受けるものとする。

- 2 通行許可を受ける場合には、車両入園許可申請書（別紙－1以下「申請書」という。）をもって申請するとともに、車両入園の内容、期間、台数及び責任者について明示しなければならない。ただし、一時的な作業や商品等の搬入のため車両入園する場合、車両入園期間が1ヶ月以内の入園（以下「臨時入園」という。）する場合は、臨時車両入園申請受付簿（別紙－2）に必要事項を記入のうえ申請することにより、許可申請手続きを省略することができる。
- 3 第1項に定める許可を受け園内を通行する者（以下「許可を受けた者」という。）は、車両入園許可書を入園時に携帯するとともに、通行を許可された入園車両に対し同じく発行される車両入園許可証をその車両に表示すること。
- 4 許可証の種類は、申請者、車両入園の内容等により次のとおり区分するものとし、その許可証に基づき通行できる園路は許可園路指定区域図（別紙－3）で示す範囲内とする。

（1）車両入園許可証 管理車両用（様式－1）

（2）車両入園許可証（赤） 工事・請負業者用（様式－2）

（3）車両入園許可証（青） 商品搬入業者用、臨時通行車両用（様式－3）

- 5 出張所は、前項に定める車両入園許可証の種類のうち（1）を除く許可証についてはその事務手続を公園管理センター（以下「管理センター」という。）に代行させることができるものとする。
- 6 申請者が第4項（2）の車両入園許可証を管理センターに申請し、管理センターが申請書を受理した場合には、2週間以内に出張所に提出し許可を得るものとする。

- 7 申請者が第4項(3)の車両入園許可証を申請する場合には、管理センター受付窓口にて備え付けの臨時車両入園申請受付簿に記入し、別途定める「園内交通安全向上講習会修了証」と「運転免許証」を提示し、「公園内車両通行と作業心得」について説明を受ける事により車両入園許可証を発行する。
- 8 公園内を通行できる車両の型式等については、荷物積載重量が4トン以下の車両で荷台型式または商業バン及びハッチバック型式の車両とし、乗用車(セダンタイプ等)の車両の乗り入れは原則として認めない。ただし、消防・救急・警察等の緊急車両についてはこの限りではない。
- 9 許可を受ける者は、事前に出張所が別途定める「園内交通安全向上講習」を受講しなければならない。

(許可期間)

第3条 許可期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 工事・請負者等の場合は工期または履行期間。
- (2) 商品搬入業者等定期的に公園内を通行する者及び臨時入園の場合は、1日(目的が達成された場合は速やかに退園する)
- (3) その他許可の内容により出張所が必要と認めた期間。

(遵守事項)

第4条 通行許可を受けた者は次の事項について遵守しなければならない。

- (1) 入退園できる時間は原則、午前8時45分から午後5時30分までとし、特定イベント開催日や日曜、祝祭日等の混雑時は、原則開園時間内に車両通行してはならない。ただし、前述の時間外に入退園する場合には、出張所あるいは管理センターの事前了解を得るものとする。
- (2) 公園内へ車両入園する場合は、目的地に近い6箇所の出入口(南口通用門、運動広場東口通用門、中央口通用門、中央バックヤード通用門、西口通用門、北口通用門)のうちいずれかを利用し、公園内での車両移動距離を極力少なくするよう配慮する。また、車両の出入り後は必ず門扉の開閉及び施錠を行うこと。なお、管理センター用務のための南口業務通用門は準中型車以上の利用を禁じる。
- (3) 入園する車両には「20km/h 制限車」と記載された速度制限表示ステッカーを車両前面の見やすい位置に明示し、車両入園許可証をフロントガラス部に掲示して入園すること。
- (4) 園内の通行については、第2条第4項に定められた車両入園許可証を発行

する際に指定された通行ルートを必ず走行すること。通行速度は、主園路（大園路）は時速20km以下、その他の園路は10km以下で通行するよう制限するとともにこれを厳守し、追い越しは禁止とする。なお、走行中は入園者に十分注意し公園内の混雑状況等によっては徐行運転又は一時停止を心掛けること。また、やむを得ず指定された通行ルート以外を通行する場合には、事前に出張所及び管理センターの許可を得ること。

- (5) 園内は、歩行者・自転車優先でありクラクションは原則として使用してはならない。また、歩行者が近くにいるところを通行する場合には、間隔等十分注意を払うとともに、入園者に道を譲ってもらった場合等は必ずお詫びと感謝の気持ちを込めて窓を開けて挨拶を行い、入園者に不快感を与えないよう配慮すること。
- (6) 開園区域内の園路は、原則として駐車を禁ずる。ただし、許可を受けて駐車する場合は、車輪に車止めを嘯ませ車両の前後にセーフティーコーンを設置し、斜路においてはハンドルを山側にきるものとする。また、駐停車の際には公園利用者や他車両の妨げにならないよう十分配慮するとともに、野草等の動植物に細心の注意を配らなければならない。
- (7) 園路を走行中に誤って路肩（側溝等舗装面でない部分）を走行した際には、タイヤ跡を確認し、轍跡ができていようであれば速やかに現状復旧するとともに担当部署に連絡すること。
- (8) 園内を走行する場合は、シートベルトを必ず締めること。
- (9) 園内において運転中の車内では禁煙とし、携帯電話・ラジオの使用は禁止とする。
- (10) 園内にて後退しようとする時は、運転者のみの場合は車両範囲の安全を確認して後退する。また、2名以上乗車の場合は1人が必ず誘導をすること。
- (11) 園内においては担当職員・利用サービス係員（巡回員）の指示に従うこと。
- (12) 園内において第三者に被害を与えた場合、または公園施設や動植物に損害を与えた場合は速やかに担当職員・利用サービス係員に報告するとともに応急処置等必要な措置を行うこと。
- (13) 園内における目的が達成した場合は、速やかに園外に退出しなければならない。
- (14) 許可期限が到来した場合においては、速やかに車両入園許可証を出張所または管理センターに返還しなければならない。
- (15) 出張所または管理センターから指示又は指導が行われた場合はそれを遵守しなければならない。

(通行目的別遵守事項)

第5条 前条に定められた遵守事項のほか、次の各号に掲げる通行許可を受けた者については、それぞれ当該各号に定める事項についても遵守しなければならない。

(1) 第2条第4項(2)に規定する工事・請負業者

- ① 工事箇所により、適切な入口・通行路の設定を行うこと。
- ② 許可通行路以外の園路を通行しないこと。
- ③ 協力業者に対し、園内通行について適切な指導を行うこと。

(2) 第2条第4項(3)に規定する物品搬入業者

- ① 公園内が混雑している時の納品等を避ける納品計画(納品日時、納品方法等)を策定すること。
- ② 公園内が混雑している時、やむを得ず納品を行う場合の運搬ルートを策定すること。

(許可の取り消し)

第6条 出張所及び管理センターは、通行許可を受けた者が次に該当する場合には許可を取り消すことができる。

- (1) 車両入園許可証及び許可園路指定区域図を携行していない場合
- (2) 通行速度を遵守しない場合
- (3) 担当職員や利用サービス係員から二度以上注意を受けた場合
- (4) 園内で重大な事故を起こした場合
- (5) 許可された園路以外の園路を通行した場合
- (6) その他重大な違反等があった場合

(通行の制限)

第7条 出張所及び管理センターは、特定イベント開催日や日曜、祝祭日等において園内が混雑することが予測される場合には、許可された車両であっても通行を一時制限することができる。

(損害賠償請求等)

第8条 許可を受けた者が、公園利用者等第三者が負傷する事故を起こした場合又は公園施設を損傷させた場合等において、損害賠償請求等が発生した場合は全て損害賠償の責を負うこと。

(申請部署等)

第9条 車両通行許可申請に関する所掌部署はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 国営武蔵丘陵森林公園出張所

(2) 森林公園管理センター

2 前項で定める部署においては車両入園許可証の発行、車両通行許可台帳の作成など、申請者に対する必要な許可事務手続を行うものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 施行 平成18年10月19日

一部改定 平成22年 4月 1日

一部改定 平成27年 4月 1日

一部改定 平成28年 3月 1日

最終改定 平成29年 8月 9日

車輛入園許可申請書（新規・追加）

平成 年 月 日

国営武蔵丘陵森林公園出張所長 殿

申請者
(会社名及び
代表者名) _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

内 容		期 間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
台 数		責任者		

車 輛 入 園 許 可 書

平成 年 月 日

_____ 殿

国営武蔵丘陵森林公園出張所長

上記の申請について、下記入園規制を付して許可します。

記

車輛入園規制
運転者は常に安全運転に心掛け、事故防止に万全を期するとともに本許可書を携行のうえ下記事項を厳守すること。

- 1 入退園及び時間
 - ・指定されたゲートより入退園するとともに、車輛の出入り後は必ず門扉の閉鎖及び施錠を行うこと。
 - ・入退園できる時間は午前8時45分より午後5時30分を原則とするが、その時間外に入退園する場合には、事前に了解を得ること。
- 2 指定園路以外の立入禁止
 - ・指定された区域外の園路及び芝生には、絶対に立ち入らないこと。
 - ・指定された許可園路指定区域図（運行経路）を携行し、その経路を走行すること。
- 3 交通規制
 - ・車輛の前面ボンネット部分の見やすい位置に速度制限表示ステッカーを明示するとともに、通行許可証をフロントガラスの近い位置に掲示して通行するとともに、園内標識に従い車両通行すること。
 - ・通行速度は主園路（大園路）は時速20km以下、その他の園路は10km以下で通行するよう制限するとともにこれを厳守し、追い越しは禁止とする。なお、走行中は入園者に十分注意し公園内の混雑状況等によっては徐行運転又は一時停止を心掛けること。
 - ・特定イベント開催日や日曜、祝祭日等は、原則開園時間内に車両通行してはならない。
 - ・園内は、歩行者・自転車優先でありクッションは原則として使用してはならない。また、歩行者が近くにいるところを通行する場合には、間隔等十分注意を払うとともに、入園者に道を譲ってもらった場合等は必ずお詫びと感謝の気持ちを込めて窓を開けて挨拶を行い入園者に不快感を与えないよう配慮すること。
 - ・開園区域内の園路は、原則として駐車を禁ずる。ただし、許可を受けて駐車する場合は、車輪に車止めを噛ませ車両の前後にセーフティーコーンを設置し、斜路においてはハンドルを山側にきるものとする。また、駐停車の際には公園利用者の妨げにならぬよう十分配慮するとともに野草等の動植物に細心の注意を配らなければならない。
- 4 その他
 - ・園路を走行中に誤って路肩（皿側溝等舗装面でない部分）を走行した際には、タイヤ跡を確認し、わだち跡ができていようであれば速やかに現状復旧するとともに担当部署に連絡すること。
 - ・園内においては担当職員、利用サービス係員（巡回員）の指示に従うこと。
 - ・園内において第三者に被害を与えた場合、または公園施設や動植物に損害を与えた場合はすみやかに担当職員、利用サービス係員に報告するとともに応急処置等必要な措置を行うこと。
 - ・園内における目的が達成した場合は、速やかに園外に退出しなければならない。
 - ・許可期限が到来した場合においては、速やかに車両入園許可証を出張所または管理センターに返還しなければならない。
 - ・出張所または管理センターから指示又は指導が行われた場合はそれを遵守しなければならない。
 - ・公園利用者等第三者が負傷する事故を起こした場合又は公園施設を損傷させた場合等において、損害賠償請求等が発生した場合は全て損害賠償の責を負うこと。

上記許可条件を遵守しない場合には、車両入園許可を取り消すものとする。

平成 年 月 日

臨時車両入園申請受付簿

- 会社名等 _____
- 依頼主(該当するものを○で囲むか、その他の欄に直接記入してください。)
国土交通省・管理センター・その他(_____)
- 今年度の安全運転講習について(該当するものを○で囲む)
受講済(受講者氏名 _____)
- 輪留め・コーンの携帯(該当するものを○で囲む)
有・無(貸出返却確認 _____)
- 申請車両及び運転者等記入欄

運転手氏名	運転手または会社の連絡先	車両ナンバー	車種	目的地	申請理由	カテゴリ	入園時刻	退園時刻	許可証番号	貸出電話番号	貸出用具(輪留め・コーン)	受付確認者	返却確認者
						国・維持管理 収益・企画	:	:					
						国・維持管理 収益・企画	:	:					
						国・維持管理 収益・企画	:	:					
						国・維持管理 収益・企画	:	:					
						国・維持管理 収益・企画	:	:					

※国営武蔵丘陵森林公園 園内車両入園規則に基づき、事故又は破損等による損害賠償請求が発生した場合は、全ての損害賠償の責を負うことを確約するとともに、臨時通行許可証裏面に記載している「公園内車両通行と作業心得」を遵守すること。

	承認	承認時間

平成 年 月 日

臨時車両入園申請受付簿

※記載例

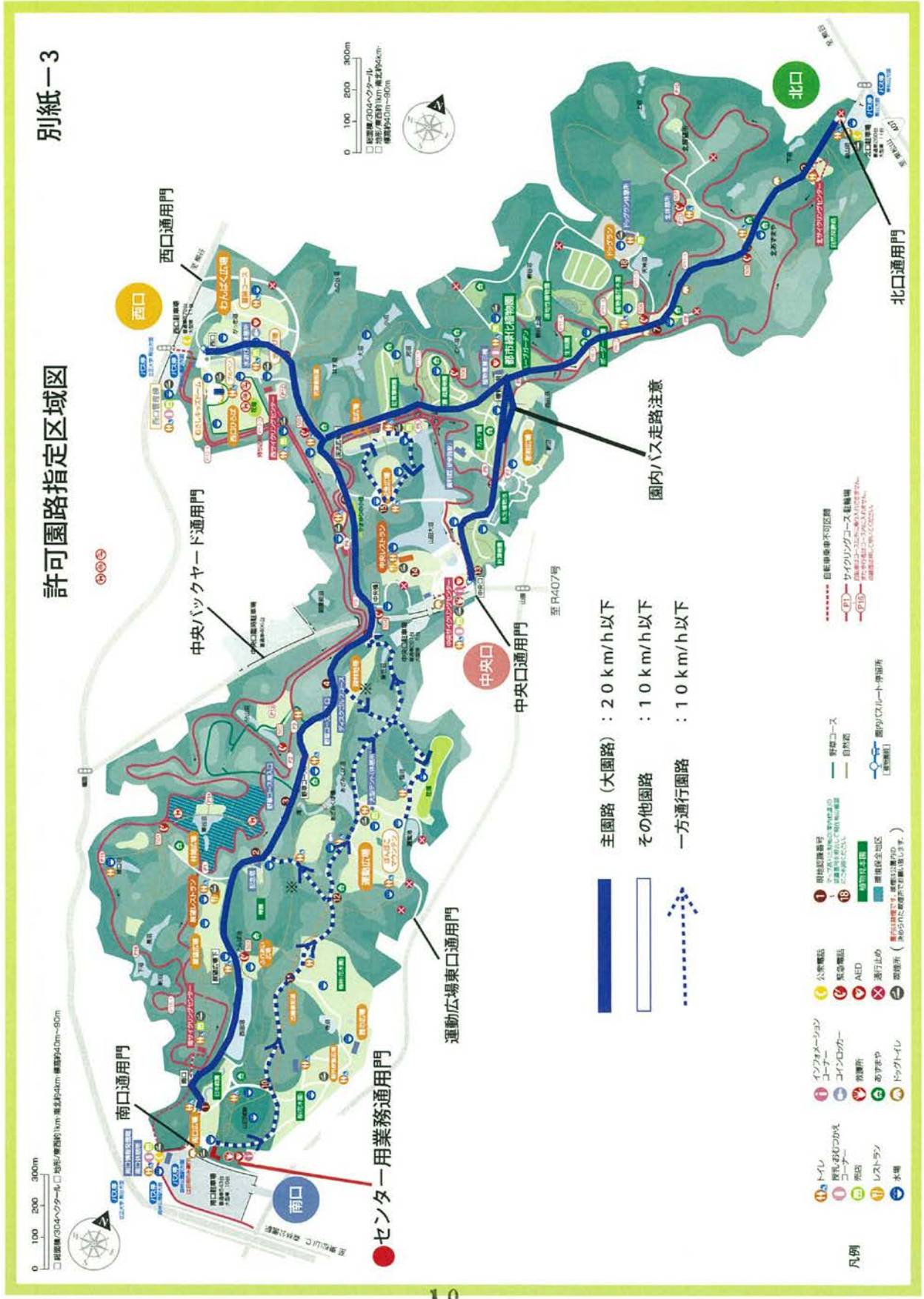
- 会社名等 (株)森林建設 _____
- 依頼主(該当するものを○で囲むか、その他の欄に直接記入してください。)
国土交通省・管理センター・その他(_____)
- 今年度の安全運転講習について(該当するものを○で囲む)
受講済(受講者氏名 森林 太郎 _____)
- 輪留め・コーンの携帯(該当するものを○で囲む) ← **輪留め等なく貸出の場合は記入**
有・無(貸出返却確認 _____)
- 申請車両及び運転者等記入欄

運転手氏名	運転手または会社の連絡先	車両ナンバー	車種	目的地	申請理由	カテゴリ	入園時刻	退園時刻	許可証番号	貸出電話番号	貸出用具(輪留め・コーン)	受付確認者	返却確認者
森林 太郎	080-888-8888	熊谷444 あ12-34	軽バン	運動広場	園路修繕	国・維持管理 収益・企画	10:15	16:00	1	1	○	南	
						国・維持管理 収益・企画	:	:					
						国・維持管理 収益・企画	:	:					
						国・維持管理 収益・企画	:	:					
						国・維持管理 収益・企画	:	:					

※国営武蔵丘陵森林公園 園内車両入園規則に基づき、事故又は破損等による損害賠償請求が発生した場合は、全ての損害賠償の責を負うことを確約するとともに、臨時通行許可証裏面に記載している「公園内車両通行と作業心得」を遵守すること。

	承認	承認時間

許可園路指定区域図



No.7

公園管理車両

森林公園管理センター

熊谷300ま・・55



国営武蔵丘陵森林公園

キャラバン 総務 平成25年4月1日発行

No. **017**

車両入園許可証

有効期限 平成29年3月31日まで

会社名 森林公園里山パークス共同体

工事名 H24-26国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務

車両番号 熊谷 480 こ 37-21

国営武蔵丘陵森林公園



車両入園許可証

臨-026



国営武蔵丘陵森林公園

臨時入園通行車両 業務入園申請者 平成23年4月1日 発行

公園内車両通行と作業心得

1. 公園内を通行できる車両の形式等については、荷物積載重量が4トン以下の車両で荷台形式または商業バン及びハッチバック形式の車両とし、乗用車（セダンタイプ等）の車両の乗り入れは原則として認めない。
2. 公園内を車両通行できる園路は許可園路指定区域図で指定する園路のとおりであり、それ以外の園路は原則車両通行してはならない。
3. 公園内の通行速度は、主園路（大園路）は時速20km以下、その他の園路は10km以下で通行するよう制限するとともにこれを厳守すること。なお、走行中は入園者に十分注意し公園内の混雑状況等によっては徐行運転又は一時停止を心掛けること。
4. クラクションは原則として使用してはならない。
5. 公園内では歩行者・自転車優先とする。なお入園者に道を譲ってもらった場合等は必ずお詫びと感謝の気持ちを込めて窓を開けて挨拶を行うこと。
6. 公園利用者および諸施設の安全に細心の注意を払わなければならない。
7. 公園利用者の快適な公園利用を妨げないよう運転及び作業態度に留意する。
8. 入園中は速度制限表示ステッカーを車両前方に明示しなければならない。
9. 所定の時間内に所定の出入口から出入し不必要な場所に立入らないこと。
10. 開園区域内の園路は、原則として駐車を禁ずる。ただし、許可を受けて駐車する場合は、車輪に車止めを噛ませ車両の前後にセーフティーコーンを設置し、斜路においてはハンドルを山側にきるものとする。また、駐停車の際には公園利用者の妨げにならぬよう十分配慮するとともに野草等の動植物に細心の注意を配らなければならない。
11. 車両入園許可証の有効期限が切れた時は直ちに返却し、もしくは更新手続をとること。
12. 特定イベント開催日や日曜、祝祭日等の混雑時は、原則開園時間内に車両通行してはならない。

国土交通省

国営武蔵丘陵森林公園出張所

“道譲ってもらったらお詫びと感謝の気持ちを込めて
窓を開けて挨拶をしましょう！”

園内車両入園規則補足案

施行 平成 26 年 4 月 1 日

改定 平成 29 年 8 月 9 日

現在、園内に車両入園する運転者は、国営武蔵丘陵森林公園 園内車両入園規則（以下「規則という。」）に基づき、事前に「園内交通安全向上講習」（以下「講習」という。）を受講しなければならないと記載されているが、さらに安全管理を徹底しスムーズな管理運営を行うため、講習会ほか園内車輛入園規則に対し次のように補足する。

1 園内交通安全向上講習

- ① 園内に車両入園する場合は事前に講習を受講後、初めて管理センター受付にて車両入園手続きして入園できるものとする。
- ② 講習を受講する場合は、「園内交通安全向上講習会出席者名簿」に指定された事項を記入する。（別添-1 参照）
- ③ 講習講師は、出張所及び管理センター長が認めた者が行うものとする。
- ④ マラソンやイベントにて自転車しか使用しない場合は、規則にあるとおり自転車も対象としているため、自転車のみ入園は簡易な講習を受講するものとする。
- ⑤ 講習は原則開園時間内で行い、管理センターへ車両を乗り入れる場合は南口駐車場を利用すること。
- ⑥ 受講態度が不良の場合や公園敷地内で事故・違反等を起こした場合、当事者の運転は認めない。

2 園内交通安全向上講習修了証

- ① 講習を終了した運転者には、園内交通安全向上講習修了証（以下「修了証」という。）を発行する。ただし、有効期限は受講後その年度末までとする。（別添-1 参照）
- ② 車両入園する際運転者は、管理センターにて運転免許証及び修了証を提示し、ない場合は入園できない。
- ③ 管理センターは、車両入園受付時その他必要に応じて、運転者の運転免許証及び修了証を確認し、運転者および講習修了者氏名との照合を行う。
- ④ なお、これに抛りがたい場合は、出張所及びその委託を受けた者または管理センター担当者（以下「関係者」という）車両の誘導にて入園できるものとする。この場合は、受講は義務づけず、また修了証は発行しない。
- ⑤ 「これに抛りがたい場合」は以下のとおりとする。
 - I 緊急車両（消防車・救急車・警察関係車両）。車両入園手続きは不要。
 - II 定期的に入園することなく、初めてでなおかつ当日しか車両入園せず、さらに開園前に入園し、開園中は車輛を動かすことがないような工事・イベント関係などの車両入園において、関係者立会いの下、車両入園手続きを行う場合。
 - III 特定イベント開催日、日曜・祝日等混雑時において開園時間中に車両入園せざるを得ない理由及び必要性があり、事前に出張所に協議し了解を得た上、関係者立会いの下、車両入園手続きを行い関係者の車両にて先導及び誘導する場合。
- ⑥ センターにて車輛入園手続きする際に、運転者にはアルコールチェック器による測定を行う。測定値が規程 0.15mg/l 以上の場合は、運転及び入園はできない。

3 入園時間

- ① 「規則第4条第1項」において、車両入退園は原則8:45~17:30としているが、18:00~翌8:00の間は、関係者の車両以外の走行は原則禁止とし、走行する場合は、事前に申請をして許可を得ること。
- ② 上記理由は次のとおりである。
 - ・路面清掃車など関係車両が早朝5:00から走行しているため、事故の防止対策として。
 - ・強風や大雨等による巡回点検を8:00前に実施するため。などによる。

4 臨時車両入園許可手続き

- ① 臨時車両入園許可については、より事故防止・安全管理等図るため、管理センター受付時間(8:45~17:45)外は原則手続きを行わない。
- ② 上記受付時間外に手続きする場合は、関係部署等立会いのもと「臨時車両入園申請受付簿」に必要事項を記載し、入園手続きを行うこと。

5 駐停車禁止場所

- ① 園内車両入園規則により、開園区域内の園路は原則駐車禁止となっているが、特に通年を通して事故防止・安全対策として駐車禁止場所を次の場所とし、周辺の指定された場所に駐停車すること。
(別添-2参照)
 - ・水遊び場休憩所前 ・南口ゲート付近 ・中央口園内バスロータリー
 - ・西口園内バスロータリー ・植物園展示棟前 ・運動広場売店前
- ② 特に注意が必要な場所については、担当部署と事前に打合せ・調整し、事故防止・安全管理等を図ること。(別添-3及び別添-4参照)

6 一方通行園路

- ① 規則第2条第4項に定められた「許可園路指定区域図」における通行できる園路には、一方通行園路が指定されている。(別紙-3及び別添-5参照)
- ② 一方通行園路においては、園路幅が狭いため全ての車両を対象とする。そのため、業務管理上やマラソン・イベント等において自転車で通行する場合は十分注意すること。
- ③ ただし、許可園路指定区域図における※印の園路については、自転車から下車し押して歩く場合には逆通行は可とする。

7 園内バス(パークトレイン)の優先

- ① 園内バスが前方を走行している場合は、追い越しはしないこと。
- ② 園内バスが前方より走行してきた場合は、歩行者の有無と安全を確認後左に車両を寄せ、一時停止し園内バスが通過するのを待つこと。
- ③ 植物園~中央口の植物園寄りの2車線に分かれている園路については、園内バスはサイクリングコース側を走行するため注意し、前項のとおり優先すること。(別添-5参照)
- ④ ただし、利用安全パトロール車両が青色パトライトを点灯させ走行している場合は、怪我人搬送など緊急時のため、園内バスも一時停止するなど利用安全パトロール車両を優先すること。

8 通行の制限

規則第7条において、許可された車両であっても通行を一時制限することができるとしているが、特に次の時期は平日含め規制が行われるため、注意すること。

- ・GWなど繁忙期。
- ・春の梅や桜シーズンである花木園エリア。
- ・冬期学校等マラソン大会開催時。

9.管理センター業務通用門の利用

- ① 準中型車以上の車両は、緊急車両を除き、いかなる時間帯においても利用を禁止する。
- ② 普通車以下であっても、下記に該当する車両は利用を禁止する。
 - ・園内交通運転向上講習（更新講習含む）を未受講の車両
 - ・通行許可証又は駐車証を所持していない車両
 - ・その他、管理センター担当者の事前了承を得ていない車両※事前了承を得た車両であっても、「徐行・対向車注意・安全確認」を厳守すること。

10 事前打合せ・調整

園内車両入園について、工事やイベント開催時などにおける必要事項については、事前に関係部署と十分打合せ・調整し、事故防止・安全管理等徹底すること。

公園で働く全ての人がお客様から見ると「公園スタッフ」です。お互いに注意し、事故のないよう安全運転を徹底してください。

■園内交通安全向上講習会出席者名簿

平成28年度 園内交通安全向上講習会出席者名簿						
平成 年 月 日 ()						
項目	担当	氏名	会社名	入園目的	運転車両番号	備考
記入例	施設	森本 知子	株(有)会社名等(勤務会社名)	工事名又は物品、講習等事由を記入	番号44次12-34	講習業務の方は直近上位会社名/職長名記入 職長連絡先記入
1	国交省 企画 施設 植物管理 収益 植物園 総務					
2	国交省 企画 施設 植物管理 収益 植物園 総務					
3	国交省 企画 施設 植物管理 収益 植物園 総務					
4	国交省 企画 施設 植物管理 収益 植物園 総務					
5	国交省 企画 施設 植物管理 収益 植物園 総務					
6	国交省 企画 施設 植物管理 収益 植物園 総務					
7	国交省 企画 施設 植物管理 収益 植物園 総務					
8	国交省 企画 施設 植物管理 収益 植物園 総務					
9	国交省 企画 施設 植物管理 収益 植物園 総務					
10	国交省 企画 施設 植物管理 収益 植物園 総務					

■園内交通安全向上講習修了証

講習の際に免許証提示が条件と説明し、運転者から了承を得るものとする。

運転には免許証は必需であり、運転者の免許不携帯確認も行うことで、より安全管理を徹底する。

<p>園内交通安全向上講習修了証</p> <p>有効期限：平成 30 年 3 月 31 日まで</p> <p>受講年月日：平成 29 年 ○月 ○日</p> <p>受講者氏名：○○ ○○</p> <p>所 属 ：○○株式会社</p> <p>入園目的：○○○○のため</p> <p>国営武蔵丘陵森林公園管理センター</p>

■駐車禁止場所

- ・下記場所は、入園者が多く往来・滞留する場所でもあるため、また園内バスが通行する場所でもあるため、救急車など緊急車両以外は駐車禁止とする。
- ・物品搬入・商品積み下ろし等のため、一時車両を離れる場合は駐車とみなす。

○水遊び場休憩所前（別添-4 参照）



○南口ゲート付近



○中央口園内バスロータリー付近



○西口園内バスロータリー付近



○植物園展示棟前



○運動広場売店前

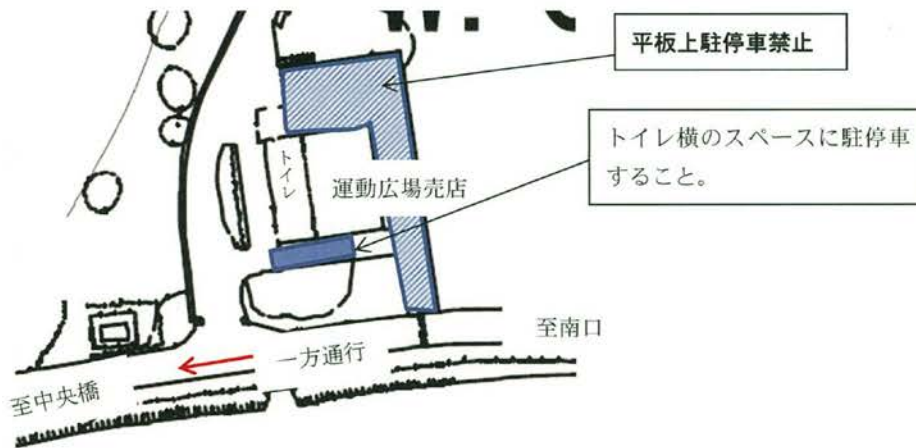


■特に注意が必要な場所

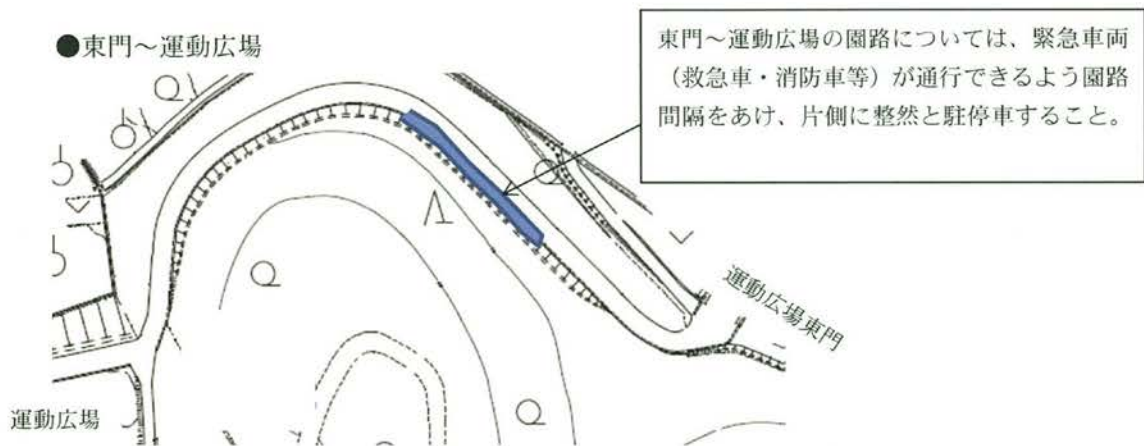
●水遊び場休憩所前

別添-4「水遊び場案内所前・大園路駐停車規制及び表示版の新設について」参照

●運動広場売店裏



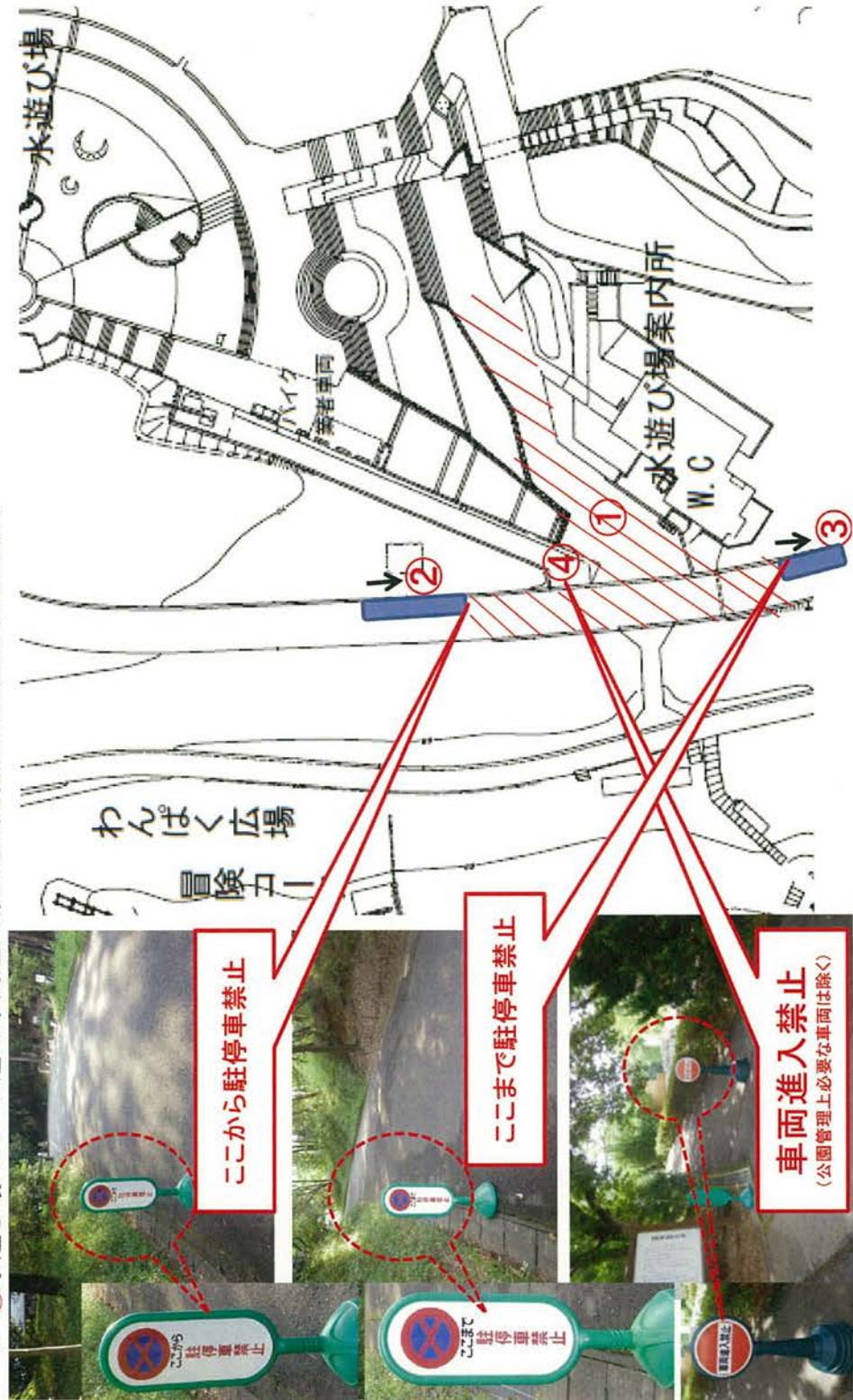
●東門～運動広場



水遊び場案内所前・大園路の駐停車規制及び表示版の新設について

水遊び場案内所前・大園路の駐停車位置を規制する

- 1 水遊び場前・大園路の①斜線部は駐停車禁止
- 2 ②③位置を駐停車位置とし、西口方面に向けて左側の安全走行を考慮
- 3 ④水遊び場スロープ道は車両進入禁止(公園管理上必要な車両は除く)



■一方通行園路

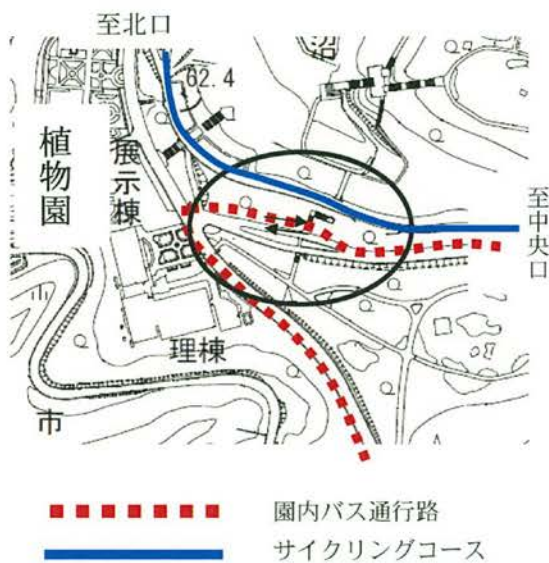
許可園路指定区域図に赤く印した一方通行園路は時速 10km以下とし、下記一方通行進入禁止表示及び一方通行矢印が設置してあるため、逆走は禁止とする。

ただし、許可園路指定区域図における※印の園路については、自転車から下車し押して歩く場合は、逆通行は可とする。



■植物園～中央口（園内バス通路2車線要注意箇所）

園内バスは、常にサイクリングコース寄り側を走行するため、対向車は一時停止し園内バスを優先するなど注意すること。



団体、持ち込みイベント、ロケーション、資料館利用の手続き

●学校の遠足や職場、サークルのレクリエーションなど、20名以上の団体で公園をご利用いただく場合「団体利用届」へご記入のうえ、事前に情報をお寄せください。また、下見や利用に関するご相談は、管理センターへお問い合わせください。

〈許可申請が必要な事例〉

- 物品を販売、または頒布する。
- 参加者を一般募集したり大会形式で利用する。
- 競技会、集会、展示会などのために、公園の一部を独占して使用する。
- 100名以上でマラソン大会やオリエンテーリング大会などを行う(学校団体は除く)。
- 通常の公園利用には不必要とされる物品を園内に持ち込み、設置する場合(机、椅子、音響、ステージ、テントなどの臨時・仮設物)。
- 公園内に標識や横断幕などを設置する。
- アンケート調査、または植生調査などの調査を行う。
- 会費などを徴収して写真または映画などの撮影会を行う。
- ドラマやCM撮影などのロケーションをする(取材は除く)。
- 大会などで器材の運搬や救護のための車輛を園内に乗り入れる(乗用車不可)。
- その他、公園管理者が許可申請を必要と判断した場合。

〈許可申請の手順〉

1. お問い合わせ

内容や日程など事前確認のため、申請書提出前に管理センターへご連絡ください。ご利用日の1ヵ月半～2ヵ月前がお問合せの目安です。

※申請手続きは担当のスタッフと相談しながら進めていきます。

2. 申込手続き

「許可申請書」と「実施計画書」に必要事項をご記入いただき、1ヵ月前までに各2部ずつ提出してください。

※すでに実施要領などを作られている場合は、その要領でも結構です。

3. 許可の判断

「許可申請書」の内容を確認した後、許可書を発行いたします。

※承認前に告知や参加者の募集などはできませんのでご注意ください。

- **貸出物品の一例** ※設置・組立は申請者で行ってください。

テント、机、イス、セーフティーコーン、コーンバー、拡声器、コードリール、リヤカー、矢印看板など。

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

公園管理者
関東地方整備局長 殿

〒 -

申請者 住所 _____

氏 名 _____ 印

都市公園法第 12条第1項
6条 の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

12条第1項申請記載欄

行為の種別	
日時又は期間	平成 年 月 日() : ~ :
目 的	
場 所	
内 容	
その他参考となるべき事項	

6条申請記載欄 (新規 更新 変更) 第 号 年 月 日

占有物件の名称、規模、数量及び外観	
占有物件の管理方法	
復旧方法	
<input type="checkbox"/> 占有目的 <small>* 12条第1項と同様の場合、 □にチェックを入れて省略可能</small>	
<input type="checkbox"/> 占有場所 <small>* 12条第1項と同様の場合、 □にチェックを入れて省略可能</small>	
<input type="checkbox"/> 占有期間 <small>* 12条第1項と同様の場合、 □にチェックを入れて省略可能</small>	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
工事方法	
<input type="checkbox"/> 工事期間 <small>* 12条第1項と同様の場合、 □にチェックを入れて省略可能</small>	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
その他	

イベント等一般用

実施計画書(催事用)		
1	催事名	
2	実施日	
3	時間	
4	人数	スタッフ 名 参加者 名
5	実施場所	
6	入・退園口	入園口 退園口
7	雨天時の対応	
8	実施内容	
9	当日のスケジュール	
10	貸出物品およびその数	
11	仮設置物の有無	なし あり * 別途図面を提出
12	参加料徴収の有無	なし あり * 別途収支計画表を提出
13	緊急連絡先	
14	その他記載事項	

ロケーション用

実施計画書(ロケ・撮影用)		
1	媒体名	
2	撮影日	
3	時間	
4	人数	スタッフ 名 出演者 名
5	実施場所	
6	入・退園口	入園口 退園口
7	雨天時の対応	
8	媒体について	・媒体名 ・放映・掲載日 ・発行部数
9	撮影目的 内容	
10	当日の スケジュール	
11	撮影機材	
12	仮設置物の有無	なし あり * 別途図面を提出
13	緊急連絡先	
14	その他 記載事項	

入園料徴収フロー

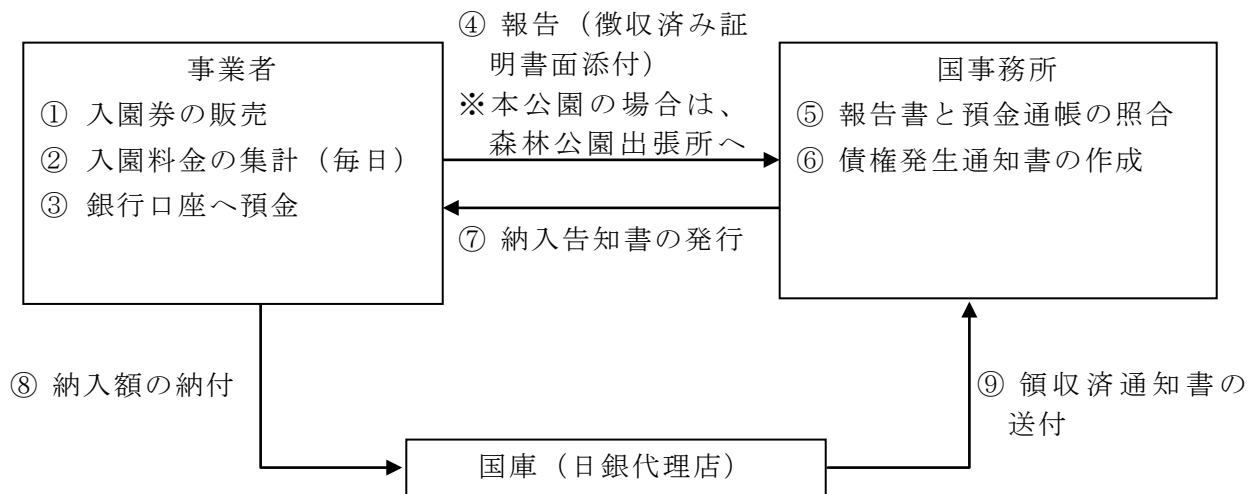
■入園料の徴収手続き

- 1 入園料の徴収は、運営維持管理業務の委託先である事業者が行っており、これをまとめて国庫に納入している。
 - ① 事業者が入園券を販売する。枚数等は手売り入園券、団体入園券、自動券売機等において各々確認される。
 - ② 事業者は入園料金の集計業務を毎日行い、管理センター内にある金庫で保管。事業者本部が近傍に銀行がなく、夜間多額の現金を搬送することが難しい等の事情により管理センター職員が直接銀行へ入金できない公園について、それらの入金業務を一括して警備会社と契約している。
 - ③ 保管している入園料は、翌日（銀行が休日の場合は翌営業日）警備会社が現金を搬送し、普通預金口座へ入金する。
 - ④ 事業者は月2回（15日及び月末日）国土交通省に対して入園料金収入報告を行う。
 - ⑤ 国事務所は報告書と預金通帳の照合等を行い、債権発生通知を行ったうえで事業者に対して納入告知書（CRMS）を発行する。
 - ⑥ 事業者は自らの口座より国庫（日銀代理店）に納入する。
 - ⑦ 日銀代理店から国土交通省に領収済通知書（CRMS）が送付される。

- 2 なお、事業者の口座で発生する利息も、年2回同様の手続きを経て国庫に納入される。

（注意）

納入告知書については、債権発生通知を行った上で財務省会計センターから直接発行される（アダムスを使用）



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年2回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。

国営武蔵丘陵森林公園消防計画

第1 目的及び適用範囲等

1 目的

この計画は、国営武蔵丘陵森林公園管理センター（以下管理センターという。）が国営武蔵丘陵森林公園出張所と協力し、国営武蔵丘陵森林公園（以下公園という。）における防火管理について必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画は、国営武蔵丘陵森林公園に勤務し、または出入りするすべての者に適用する。

第2 管理権限者及び防火管理者の責務と権限

1 管理権限者（以下管理センター長という。）

- (1) 管理センター長は、国営武蔵丘陵森林公園の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理センター長は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理センター長は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行について、すべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練と監督
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の事項を検査し、不備欠陥箇所がある場合は改修を図る。

ア 建物	基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段等
イ 防火施設	防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁等
ウ 避難施設	階段、避難施設等
エ 電気設備	分電盤等
オ 危険物施設	少量危険物貯蔵取扱所等
カ 火気設備器具	給湯設備、ガス設備、ボイラー等
キ 消防用設備等	消火器、屋内（外）消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、避難器具、誘導灯、連結送水管等

- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 全従業員（職員）に対する防災教育の実施
- (9) 防火管理業務従事者（火元責任者）に対する指導、監督
- (10) 管理センター長への提案や報告
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) その他

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

- (1) 防火管理者選任（解任）届出（防火管理者の選任及び解任したとき）
- (2) 消防計画作成（変更）届出（消防計画の作成及び変更したとき）
- (3) 自衛消防訓練実施の報告（訓練を実施するとき、年2回）
- (4) 消防用設備等点検報告（総合点検終了後、年1回又は3年に一回）
- (5) その他

2 防火管理業務資料等の整備

防火管理者は、消防機関へ報告または届出や書類及び防火管理業務に必要な書類等を、本計画と一括して整理し、保管する。（防火管理維持台帳）

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

防火管理者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防と注意事項」のとおりとする。

2 自主的に行う点検

(1) 火災予防上の自主点検

ア 日常的に行う点検は、別表2「自主点検チェック票（日常）」に基づき、火元責任者がチェックする。（毎日点検）

イ 定期的に行う点検は、別表3「自主点検チェック票（定期）」に基づき、火元責任者がチェックする。

ウ 実施時期は、8月と2月の年2回以上とする。

(2) 消防用設備等の自主点検（法定点検「年2回」のほかに、自主点検を「年2回」を実施）

ア 自主点検は、別表4「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき、火元責任者がチェックする。

イ 実施時期は、9月と3月の年2回以上とする。

3 消防用設備等の法定点検

- (1) 消防用設備等の法定点検は、別表5「消防用設備等点検計画表」に基づき、国発注の別途業務にて実施する。
- (2) 防火管理者は消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。

4 報告等

- (1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に管理センター長または防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに報告する。
- (2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理センター長に報告し改修しなければならない。
- (3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理センター長の指示を受け、改修計画を樹立する。

第5 厳守事項

- (1) 全従業員（職員）は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火施設が、有効に機能するように次の事項を行わなければならない。
 - ア 廊下、階段、通路には、物品を置かない。
 - イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（自閉式を含む）を妨げる物は置かない。
 - ウ 防火シャッターの降下位置に、物を置かない。
 - エ その他
担当階の非常口の管理状況について、常に確認しておく。
- (2) 火気管理等
 - ア 喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合せて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。
 - イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
 - ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
 - エ 火気設備器具は、指定された場所で使用する。
 - オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。
 - カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
 - キ その他
調理担当者は、火気使用中絶対に持ち場を離れない。
- (3) 防火管理者への連絡、承認事項
 - ア 指定された場所以外で、火気を使用するとき。
 - イ 火気設備器具を新設または増設するとき。
 - ウ 危険物品等を使用するとき。
 - エ カーテン、じゅうたん等を設置しまたは交換しようとするとき。
 - オ その他
展示品、装備品等の配置替えによる売場の模様替えをするとき。

(4) 放火防止対策

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- イ 物置、会議室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ウ 建物内外の整理整頓を行う。
- エ トイレ、洗面所の巡視を定期または不定期に行う。
- オ 火元責任者又は最終退庁（館）による火気及び施錠の確認を行う。

2 防火管理者等が守るべき事項

- (1) 収容人員の管理
- (2) 工事中の安全対策の樹立
- (3) 火気の使用制限
- (4) 防火戸、防火シャッターの閉鎖位置を床面などに明示する。
- (5) 避難経路図を作成し、出入口付近、各階段付近に掲出する。

第6 自衛消防組織

1 組織の編成

自衛消防組織の編成は、別表6のとおりとする。

2 自衛消防活動

(1) 通報・連絡

- ア 火災が発生したときは、通報連絡担当または火災を発見した者は、119番通報（または管理センターへ火災の状況を連絡）するとともに、周囲の者に連絡する。
- イ 管理センターの職員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により出火場所や消火・避難誘導などを指示する。
- ウ ぼやで消えた場合でもあっても、消防機関に通報する。
- エ 管理センター長、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、連絡する。

(2) 初期消火

初期消火班は、出火場所に急行し、近くにある消火器、屋内消火栓設備を用いて積極的に初期消火活動を行う。

(3) 避難誘導

- ア 避難誘導班は、避難経路図に基づいて避難誘導する。
- イ 放送設備、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- ウ 避難方向がわかりにくいときは、曲がり角に誘導員が立ち誘導する。
- エ 負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- オ エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

(4) 安全防護

- ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
- イ 空調設備と常用エレベーター運転は、中止する。

(5) 応急救護

- ア 救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

イ 救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

ウ 原則として、屋外駐車場に救護所を設置する。

(6) 救出・救護

救護担当は、地震時において前述(5)の任務のほか、次の活動を行う。

ア 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。

イ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は救出作業が容易な人を優先する。

ウ チェーンソー等の危険が伴う資機材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が取り扱う。

第7 休日、夜間の防火管理体制

- 1 休日、夜間に無人となる場合は、近隣住民からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

第8 地震対策

1 日常の地震対策

(1) 地震対策を実施する責任者は、管理センター長とする。

(2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を実施する。

イ 窓ガラスの飛散防止及び看板、広告等の落下防止措置を行う。

ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

オ その他

(3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに定期的に、点検整備を実施する。

備蓄品目		備蓄場所
1	飲料水	利用・安全サービス
2	非常用食料(ビスケット)	
3	医薬品	
4	懐中電灯	
5	携帯ラジオ	
6	携帯用拡声器	

2 地震後の安全措置

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 出火防止

火気設備器具の元栓、器具栓を閉止又は電源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認する。

(3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

(4) 地震後、責任者等は二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険

物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

3 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集等

- ア テレビ、ラジオ等により、情報の収集を行う。
- イ 混乱防止を図るため、必要な情報は在館者に知らせる。
- ウ その他

(2) 救出、救護

- ア 救出、救護活動にあたっては、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
- イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被災状況により救護所、医療機関に搬送する。
- ウ その他

(3) 避難誘導等

- ア 来園者を落ち着かせ、安全な場所で待機させる。
- イ 来園者を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- ウ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- エ 避難誘導には、在館者の先頭と最後尾に従業員を配置する。
- オ 避難には、車輛等は使用せず全員徒歩とする。
- カ その他
避難は一時集合場所に集合して、人員確認後、避難する。

第9

1 防災教育の実施時期と担当者

対象者	実施時期	実施回数	防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新入社員	採用時	採用時	○		
正社員	11月・3月	年2回	○		
	朝礼・終礼時	必要に応じて		○	○
アルバイト パート	採用時	採用時	○		
	朝礼・終礼時	必要に応じて		○	
備考	○印は、対象者に対する実施者を示す。				

第10 訓練

1 訓練の実施時期等

- (1) 基本訓練 年2回以上
消火訓練・通報訓練・避難誘導訓練
- (2) 総合訓練 年1回以上

上記訓練を連携した訓練

- ※ 訓練を実施しようとするときは、事前に「自衛消防訓練通知書」を消防機関に届出ること。

この計画は、2012年4月1日から施行する。

別表 1

日常の火災予防の担当者任務と注意事項

担 当 者 の 任 務	
防 火 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火管理業務の統括責任者 ・ 火元責任者に対し指揮監督を行う。 ・ その他
火 元 責 任 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災予防について「自主検査チェック票」にもとづいてチェックし、防 ・ 火管理者に報告する。 ・ その他
従 業 員 等 の 注 意 事 項	
<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器、屋内消火栓など設置してある場所の周辺には物品を置かないこと。 2 防火戸付近には閉鎖となる物品は置かないこと。 3 火気設備機器の周辺は、整理整頓して燃えるものを近くに置かないこと。 4 休憩室、事務室等から最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 5 従業員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。 6 死角となる廊下、階段室、トイレ等に燃える物を置かないこと。また建物内外にゴミやダンボールなど燃えやすい物を放置しないこと。 7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。 9 火元責任者は、担当区域の火気の状態を責任を持って管理すること。 10 その他 	

別表 2

自主点検チェック票（日常）

実施責任者		担当区域							
日	曜日	実施項目							
		ガス器具のホースの老化・損傷	電気器具の配線の老化・損傷	火気設備器具の異常の有無	吸殻の処理	終業時の火気確認	その他(トイレ内の可燃物・ごみ箱等の確認)	避難障害	閉鎖障害
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

※不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告すること。
 (凡例)○……良 ×……不備 △……即時改修

防火管理者 確 認

自主点検チェック票（定期）

2回以上/年

	実施項目および確認箇所	検査結果
建物構造	1 基礎部に沈下・傾き・ひび割れ・欠損等はないか。 2 天井・柱・壁・床等に剥落・落下・たるみ・ひび割れ等がないか。 3 窓枠・サッシ・ガラス・外壁等の落下、腐食、変形等がないか。	
防火施設	1 防火区画を構成する壁・天井に破損がないか。 2 防火戸は隙間なく最後まで閉まるか。 3 防火シャッターは、隙間なく最後まで閉まるか。	
避難施設	廊下・通路 1 有効幅員が確保されている。 2 避難上支障となる機器等の傷害物を設置してないか。	
	階段 1 手すりのゆるみ、および破損はないか。 2 階段に機器等の障害物を設置してないか。 3 非常用照明はバッテリーで点灯するか。	
	避難階の出入口 1 扉の解放方向は避難上支障はないか。 2 避難扉の鍵は内部から容易に開けられるか。 3 避難口の通ずる通路・屋外への出入口に障害物はないか。	
火気設備器具	厨房施設(大型レンジ等)、ガスコンロ、湯沸器 1 可燃物品から保有距離は適正か。 2 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 3 ガス配管は亀裂、老化、破損してないか。 4 排気ダクトの排気能力は適当か。また清掃はされているか。 5 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
危険物施設	少量危険物貯蔵取扱所 1 標識・掲示板(類・数量等)は、正しく掲示・記載されているか。 2 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 3 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 4 整理清掃状況は適正か。	
検査実施者		防火管理者確認
検査実施日		

消防用設備等自主点検チェック票

2回以上/年

役職・氏名 実施責任者	年 月 日 点検実施日	
実施設備	確 認 箇 所	点検結果
消火器	1 指定場所に置いてあるか。 2 薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 3 ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部の詰まりがないか。 4 圧力計が指示範囲内にあるか。(圧力計がある場合)	
屋内消火栓設備	1 消火栓扉は確実に開閉できるか。 2 ホース・ノズルが接続されており、変形、損傷はないか。 3 表示灯は点灯しているか。	
自動火災報知設備	1 表示灯は点灯してるか。また、ベル停止になっていないか。 2 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分はないか。 3 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
非常ベル	1 表示灯は点灯しているか。 2 操作上支障となる物がないか。 3 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷等がないか。	
誘導灯	1 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 2 誘導灯の周囲に視認障害となる物がないか。 3 変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取付け状況か。 不点灯、ちらつき等がないか。	
その他		

※ 不備・欠陥がある場合は、直ちに管理権原者または、防火管理者に報告すること。

凡例 ○……良 ×……不備、欠陥 △……即時改修

消防用設備等点検計画表

消防法設備等の点検及び報告(消防法17条の3の3)

点検	機器点検	総合点検
消防用設備		
消火器	機器点検の予定日は9月とする。	総合点検の予定日は3月とする。
屋内(外)消火栓設備		
自動火災報知機		
非常警報設備		
避難器具(救助袋)		
自家発電設備		
その他		
<p>注1 法令による1又は3年に1回の消防用設備等の点検結果の報告時期は3月とする。</p> <p>注2 法令等の点検用紙が定められているときは、これにより点検を実施すること。</p> <p>注3 火災予防上必要があると認められたときは、この基準に関係なく速やかに所要の点検および措置をすること。</p>		
<p>点 検 業 者 名 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>電 話 番 号 _____</p>		

自衛消防隊編成表

自衛消防隊長		管理センター長		
↓				
自衛消防副隊長		総務担当責任者(防火管理者)		
↓				
班名	総員	責任者	担当	任務
通報・連絡班	3名	総務担当責任者	臨時職員2名	1 内部連絡・園内放送 2 消防署への通報 3 関係機関へ連絡 4 消防隊への状況提供
初期消火班	6名	施設設備業務責任者 収益施設業務責任者	職員3名 職員1名	1 消火器等による初期消火 2 屋内消火栓等による消火 3 公設消防隊への連携及び協力
避難誘導班	8名	企画運營業務責任者	職員3名 臨時職員4名	1 非常口の開放 2 避難誘導、逃げ遅れの確認
救出・救護班	6名	利用安全リーダー	臨時職員5名	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急手当 3 消防・救急隊との連携・情報の提供
防護班	5名	都市緑化植物園園長	職員3名 施設・設備(電気)担当	1 電気設備・危険物関係施設の安全装置・門扉の開放 2 消防活動の障害物撤去

入園者数報告様式

■月別

月間入園者数報告書		
■平成〇〇年 〇月実績		(単位：人)
	項目	国営〇〇公園
今年度	大人	
	シルバー	
	小人	
	無料入園者※	
	有料区域 小計	
	無料区域	
	入園者数合計	
昨年度 (参考)	大人	
	シルバー	
	小人	
	有料区域 小計	
	無料区域	
	入園者数合計	
対前年差		
対前年比		
※特記事項		
・入園者数に大きな影響を及ぼす要因(イベント、気象等)があれば記入		
・入園者数合計の値に前年比で大きな変動があった場合、その要因分析結果を記入。		

■大型連休

■公園名: 国営〇〇公園

(単位:人)

日付		4月24日	4月25日	4月26日	4月27日	4月28日	4月29日	4月30日
項目	曜日	土	日	月	火	水	木	金
開園時間帯の天気								
今年度	大人							
	シルバー							
	小人							
	有料区域 小計	0	0	0	0	0	0	0
	無料区域							
	入園者数合計	0	0	0	0	0	0	0
前年度同曜日(参考)	大人							
	シルバー							
	小人							
	有料区域 小計	0	0	0	0	0	0	0
	無料区域							
	入園者数合計	0	0	0	0	0	0	0
対前年差		0	0	0	0	0	0	0
対前年比								
日付		5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日
項目	曜日	土	日	月	火	水	木	金
開園時間帯の天気								
今年度	大人							
	シルバー							
	小人							
	有料区域 小計	0	0	0	0	0	0	0
	無料区域							
	入園者数合計	0	0	0	0	0	0	0
前年度同曜日(参考)	大人							
	シルバー							
	小人							
	有料区域 小計	0	0	0	0	0	0	0
	無料区域							
	入園者数合計	0	0	0	0	0	0	0
対前年差		0	0	0	0	0	0	0
対前年比								
日付		5月8日	5月9日	期間中合計	※特記事項 ・入園者数に大きな影響を及ぼす要因(イベント、気象等)があれば記入。 ・入園者数合計の値に対前年度比で大きな変動があった場合、その要因分析結果を記入。			
項目	曜日	土	日					
開園時間帯の天気								
今年度	大人							
	シルバー							
	小人							
	有料区域 小計	0	0	0				
	無料区域							
	入園者数合計	0	0	0				
前年度同曜日(参考)	大人							
	シルバー							
	小人							
	有料区域 小計	0	0	0				
	無料区域							
	入園者数合計	0	0	0				
対前年差		0	0	0				
対前年比								

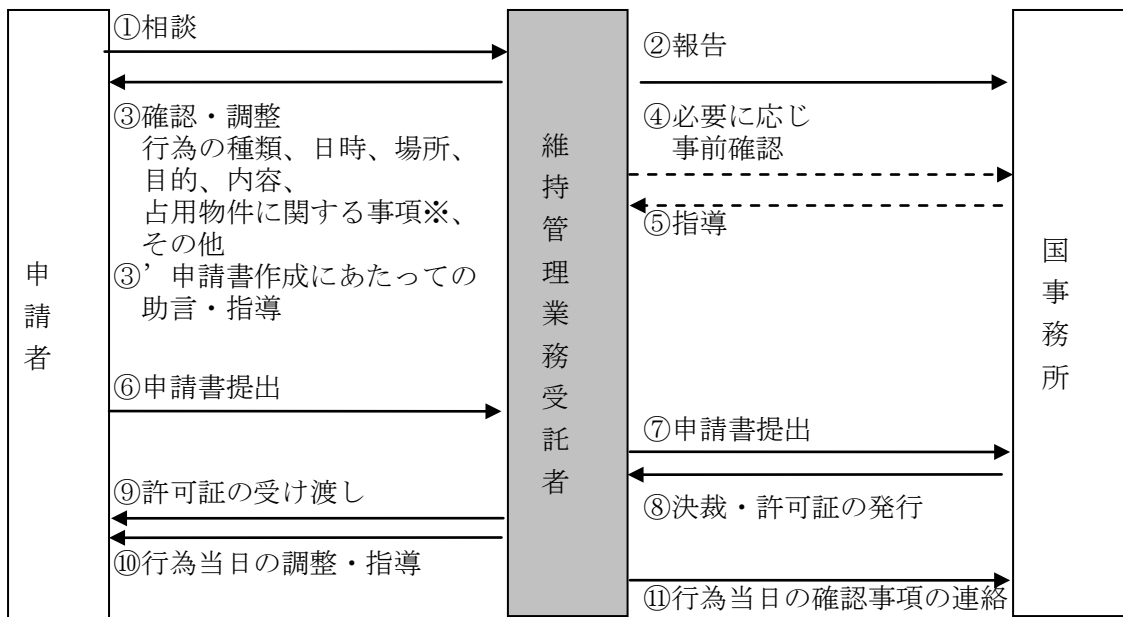
継続必要性の高いイベント対応

	イベント名	時期	イベント内容・連携対応(H28)
大型 主催 継続	わかばフェスタ(仮称)	4月～5月	春の行楽シーズンや木々の新緑・春の草花開花にあわせ、家族連れをターゲットにしたイベント展開を行う。アイランドポピーやルピナス、里山の自然を代表するヤマツツジや山野草等、里山の豊かな自然環境の中で1日中楽しめる公園の魅力を訴求する。
	涼風まつり	7月～8月	涼をテーマにしたイベントを中心に、園内に自生する「やまゆり」を地域振興のシンボルと位置づけ、周辺施設と連携を図りながら広域的な広報活動を展開し、森林公園並びに比企地域への誘客を図る。また、夏休みの自由研究として公園の資源を活用したクラフト教室や自然観察会、カブトムシの展示等を実施する。
	みのりフェスタ(仮称)	9月～11月	行楽のベストシーズンである9月下旬から11月初旬にかけて、「スポーツの秋」「芸術の秋」「食欲の秋」をキーワードに、豊かな自然環境の中で楽しめる魅力を訴求する。
	紅葉見ナイト&スターライトイルミネーション	11月～12月	「カエデ見本園」内のカエデ類のライトアップや、竹やキャンドル等を用いた装飾による夜間開園イベント「紅葉見ナイト」を開催する。また、紅葉終了後はアートなイルミネーションをお楽しみいただく「スターライトイルミネーション」を開催する。
	森林公園完走マラソン大会	2月	健康の維持と体力の向上を図ることを目的に、ゆるやかな時間制限の中で車両や制限時間を心配せずに自己の体力に合わせ走り、完走することを目指したマラソン大会を実施する。
	早春フェスタ	2月～4月	福寿草や梅、桜の開花シーズンである2月中旬から4月上旬にかけて、「里山の春」をテーマに、豊かな森林公園の自然環境の中で楽しめる魅力を訴求する。

許認可事務

物品の販売等または展示会等により本公園の全部又は一部を独占して利用する場合等の行為については、都市公園法第 12 条に基づく公園管理者の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。

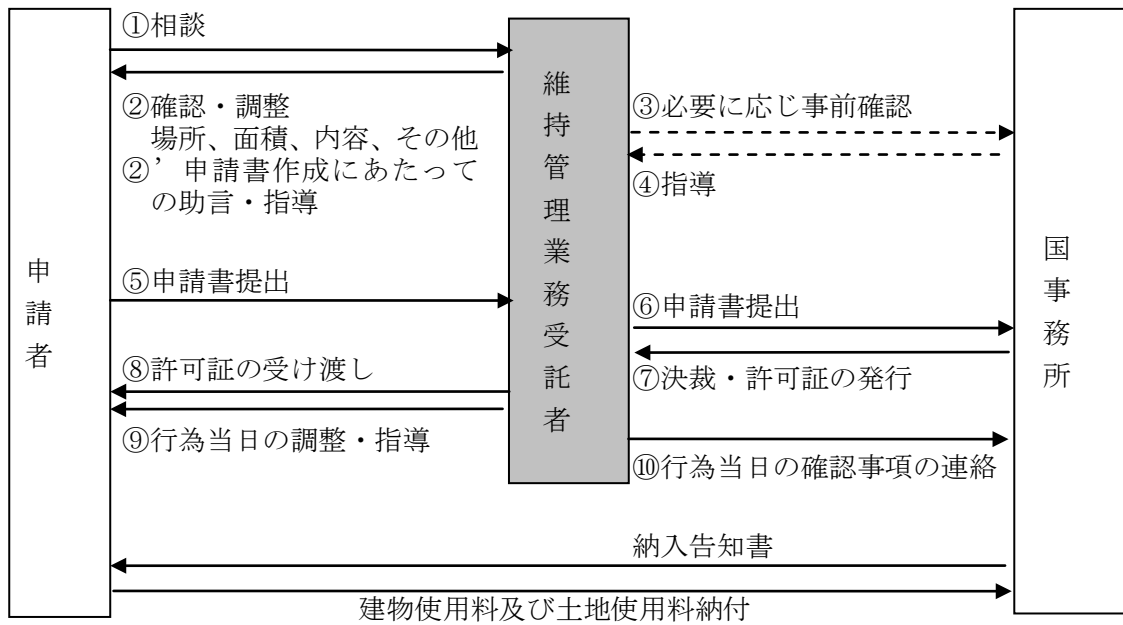
<都市公園法第 1 2 条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第 6 条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）

また、占用物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく公園管理者の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途国事務所で行う。

<都市公園法第6条に基づく占用の許可に関する手続きフロー>



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする。

環境・体験学習手引き

国営武蔵丘陵森林公園

環境学習ガイド

2017





環境学習プログラムメニュー

■ 森林公園における環境学習活動について

国営武蔵丘陵森林公園は、比企丘陵の里山のおもかげが残る自然豊かな公園です。

森林公園では雑木林やその資源を活かして自然のさまざまな姿にふれるための活動を用意しています。クラフトをはじめ、自然観察や簡単な料理などバラエティーに富んだ活動があり、それらを組み合わせて1つのプログラムとして学校の授業や校外学習活動の一環に、また子供会などの地域団体の活動に利用できます。

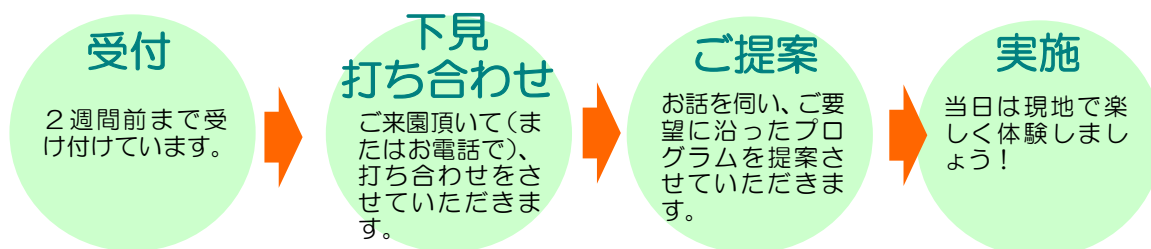
どんな活動を組み合わせるかは皆さんの目的やねらいに応じて好きなように選べる、いわばオーダーメイドの環境学習を行うことができます。小・中学生に限らず、幼稚園や保育園、高校生や大学生、そして企業や一般団体などの大人の団体でもご利用になれます。(原則、10名以上の団体様を対象に実施しております)

なお、特別支援の学校などについては、掲載プログラムをアレンジして実施することも可能です。お気軽にお問い合わせください。

★こんな活動に適しています。

- 総合的な学習の時間・生活科・理科・社会などの授業の一環として
- 遠足の一環として
- 子供会やスポーツクラブ等の地域活動の一環として

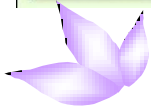
受付から実施まで



雨天対応について

園内には雨天対応が可能な施設として、大型テントや都市緑化植物園があります。





S. セルフガイド

このプログラムは公園の職員がつかず、参加する皆さんだけで体験し、気軽に楽しむことができます。

セルフガイドプログラムの特徴

★目的地に移動する時間も充実させることができます。

ただ歩くのではなく、途中にある自然にも目を向けると面白い発見があちらこちらにあります。そんな発見を促すプログラムも用意していますので、移動時間も「自然に触れて楽しむ時間」にすることができます。」

★遠足のスケジュールに無理なく組み込むことができます。

通常の環境学習活動には時間や体験する日に関してある程度の制約がありますが、セルフガイドプログラムはほとんど制約がありません。そのため、遠足等のスケジュールに無理なく自由に組み込むことができます。また、体験するのに必要な用具や資料は公園側で準備しますので気軽に楽しむことができます。

※学校団体にオススメのものには、★ マークがついています。

メニュー	対象	所要時間	人数	費用	雨天時	概要
★ S-1 自然観察ビンゴ	小学生	約1時間～ 約1時間半	20人～	無料	△	五感を使った自然体験 ビンゴ表に書かれてある植物や虫等を観察したり、生き物に関するクイズに答えたりしながら、ビンゴ表を完成させます。見つけたものにに応じて点数をつけて、その総合点を競う形式にもできます。
★ S-2 里山ネイチャー オリエンテーリング	小学生 (高学年)～大人	約1時間～ 約3時間	30人～	無料	△	オリエンテーリング&里山クイズ 常設のオリエンテーリングコースを利用したゲームです。自然環境に関するクイズを解きながらオリエンテーリングを楽しみます。決められた時間までにゴールを目指します。





A. クラフト系 (いろいろなものづくりにチャレンジ!)

※学校団体にオススメのものには、★マークがついています。

メニュー	対象	所要時間	人数	費用	雨天時	概要
★ A-1 竹細工教室	小学生 ～大人	約1時間	40人 程度	無料	○	ノコギリ体験 園内で伐採した竹を利用してコップや花瓶、お皿などを作ります。竹は木と違って、中が空なので低学年でも容易に切れます。
★ A-2 ノコギリ&木の実クラフトに挑戦! (旧: コースター)	幼児・小学生 ～大人	約1時間	40人 程度	無料	○	ノコギリ体験 園内の間伐材をノコギリで輪切りし、それを土台に、木の実等の季節に応じた自然物を飾ります。金具をつけて、ペンダントにもできます。
A-3 フォトスタンドづくり	小学生 (高学年)～大人	約1時間 半	40人 程度	無料	○	自然資源を使った工作 園内の間伐材の小枝を利用した写真立て「森のかざり窓」を作ります。木の実や葉っぱで飾りつけをし、時間があれば木の実拾いもできます。
★ A-4 小枝のキーホルダーづくり	小学生 (中学年)～大人	約1時間	30人 程度	無料	○	自然資源を使った工作 園内の間伐材の小枝を利用します。小枝の特徴を活かして工夫し、人形や鉛筆、虫を作ります。フックをつければ世界に一つしかないキーホルダーになります。
A-5 草木染め	小学生 ～大人	約3時間	30人 程度	400円	○	草木染の全過程を体験 クサギ、セイタカアワダチソウ、スダジイ等の園内で生育している植物を利用して染色をします。染料材の採取から煮詰め、媒染、水洗い、乾燥までの全過程が体験できます。
A-6 柿渋染め	小学生 ～大人	約1時間 半	30人 程度	200円	○	簡単な染色体験 青柿から絞った柿渋液を使い、色々な木の葉をハンカチ等に染めることができます。木綿でも良く染まり、簡単にできる染物です。
A-7 葉っぱのハガキづくり 葉っぱのしおりづくり	小学生 ～大人	約1時間	40人 程度	100円	○	葉の形に着目した工作 園内の草や葉を利用して、ハガキやしおり等にプリントします。小さなお子様でも簡単にオリジナルのハガキやしおりを作ることができます。
A-8 アースアート	小学生 ～大人	30分程 程度	30人 程度	100円	○	自然資源を使った工作 小枝やマツボックリ等の自然の素材を使って、オーナメントや小物など、自由な表現で作品を作ります。





B. 自然観察系（森林公園の自然を感じてみよう！）

※学校・幼稚園団体にオススメのものには、★マークがついています。

メニュー	対象	所要時間	人数	費用	雨天時	概要
★ B-1 自然とあそぼう 季節：春～秋	幼稚園・ 保育園生	45分	50人 程度	無料	×	身近な自然遊び 草ずもうや草笛に挑戦したり、簡単なスタンプを作ったり…その季節に見られる身近な草花で遊び、自然に親しみます。
★ B-2 里山探検隊	小学生～ 中学生	約1時間 半～2時間	150人 程度	無料	×	五感を使った自然観察フィールドワーク グループを作って探検に出発！「任務書」に基づき、フィールド内に隠されたお題を探し、五感を使って解いていきます。探検の中で見つけたものは、クラスに戻ってお互いに発表します。
★ B-3 ネイチャーハント 季節：春～秋	小学生～ 中学生	約1時間 半～2時間	150人 程度	無料	×	自然観察 ハント表で指定された木の実や葉っぱ、虫等の自然物（ハント品）を決められたフィールドの中で探し集め、グループで競います。最後に集めてきた自然物を観察し「ふりかえり」を行ないます。
★ B-4 ネイチャーピング	小学生～ 中学生	約1時間 半～2時間	80人 程度	無料	×	五感を使い、自然に関心を持つ 雑木林の中を自然観察しながらピング表を完成させます。鳥の鳴き声、葉っぱの色や匂い、樹皮の感触等、五感を使って自然を感じることができます。
★ B-5 虫さがし 季節：春～初秋	小学生	約30分 ～ 1時間	40人 程度	無料	×	実際に生き物に触れる体験 園内の自然の中でバッタやコオロギ等の虫を捕まえて、ルーペや実体顕微鏡などで観察します。観察した虫は元の場所に戻します。
★ B-6 野鳥の観察 季節：冬	中学生～ 大人	約1時間 半～2時間	20人 程度	無料	×	水鳥などの観察 冬の雑木林を散策しながらシジュウカラやコゲラ等の野鳥を観察します。また、山田大沼や西田沼等ではマガモ、アオサギ等の水鳥を観察することもできます。
★ B-7 落ち葉ボックスの 観察 季節：1年中	小学生～ 中学生	約30分 ～ 1時間	30人 程度	無料	×	土壌動物などの分解者に興味を持つ 園内各所にある落ち葉ボックスの中の落ち葉が土に変化していく様子を観察し、その要因を考えます。また、落ち葉の中の目に見えない虫を実体顕微鏡で観察することができます。
B-8 植物の不思議 季節：春～初秋	小学生～ 中学生	約30分 ～ 1時間	20人 程度	無料	×	里山の植物と人間との関わり ヨモギ、クズ、カタバミ、オオバコ等の里山の植物と人間との関わりについて、簡単な実験をしながら学ぶことができます。
★ B-9 葉っぱのカルタ 季節：春～秋	小学生 (低学 年)	約30分 ～ 1時間	40人 程度	無料	○	葉っぱの形を通して植物に興味を持つ 葉っぱを使い、グループ対抗でカルタをします。その後、カルタに使用した植物を探し、観察します。身近な植物に接し、自然を大切にしたり、遊びや生活を工夫する態度を育てます。
B-10 落ち葉のふとん 季節：秋	幼児～小 学生	約30分 ～ 1時間	30人 程度	無料	×	秋～冬の森を全身で体験 森の中で落ち葉かきをし、落ち葉のふとんで遊びます。落ち葉の中であたたかさを感じながら、森の音を聞き、落ち葉の役割について考えます。
B-11 森林の管理 季節：1年中	小学生 (高学 年)～大 人	約40分 ～ 1時間	30人 程度	無料	×	間伐作業を実際に経験 雑木林や竹林で間伐作業を体験します。間伐体験や雑木林の観察を通して里山（森林）の管理の大変さ、必要性について学びます。





C 環境ゲーム系 (学ぼう! 環境 自然!)

※学校・幼稚園団体にオススメのものには、★マークがついています。

メニュー	対象	所要時間	人数	費用	雨天時	概要
★ C-1 動物の親子	小学生(低学年)	約 30～45分	20～40人程度	無料	○	生き物の親と子の形態と関係性 神経衰弱ゲームの要領でさまざまな動物の親子を当ててカードを集めます。集めたカードを見ながら、動物の特性についてふりかえりをします。
★ C-2 森のうさぎ	小学生(高学年)～大人	約 30～45分	20～40人程度	無料	○	野生生物の生態 ゲームをしながら野生生物が生きていくために必要な要素を学びます。またそれらのバランスが保たれることの重要性も学びます。
C-3 瞬間冷却動物	小学生(高学年)～中学生	約 30～45分	20～30人程度	無料	○	食物連鎖 「渡り鬼」を応用したゲームです。野生生物の「食う」、「食われる」の関係を、ゲームを通じて学びます。
C-4 死のつながり	小学生(高学年)～大人	約 30～45分	20～40人程度	無料	○	食物連鎖と農薬の影響 「鬼ごっこ」を応用したゲームです。食物連鎖やその中に入り込んだ農薬の影響についても学びます。
C-5 渡りはつらいよ	小学生(高学年)～大人	約 30～45分	20～40人程度	無料	○	渡り鳥の生活 ゲームを通して渡り鳥たちが遭遇する出来事やそれがいかに鳥たちの生死に関わっているのかについて学びます。
C-6 みんなのトンボ池	小学生(高学年)～大人	約 1時間～1時間半	10～40人程度	無料	○	ワークショップ トンボ池の自然を保存した「町作り」を工場主や農家、公園職員、住民等の立場になって考え、人間のライフスタイルについても見直します。
C-7 魚をつくろう	小学生(低学年)～大人	約 30分～1時間	10～40人程度	無料	○	魚の形態と適応 カードに描かれた特徴をもとに、オリジナルの魚をデザインしてみます。デザインした魚の性質や生息地などを考え、環境への適応能力について学びます。





D 食べ物系（森の中で 作ろう！ 食べよう！）

メニュー	対象	所要時間	人数	費用	雨天時	概要
D-1 窯焼きピザ	小学生～大人	約3時間 ～3時間 半	40人 程度	300円 ☆	×	オリジナルのピザを生地作りから焼き上げまで行います。園内で伐採した間伐材を薪として利用し、屋外にある石窯で焼きます。窯に火を入れたり、薪を割る作業も体験できます。 ☆トッピング具材込み・一人4分の1枚 ※7～9月不可
D-2 竹パン	小学生～大人	約2時間 半～3時間	40人 程度	200円	×	園内で伐採した細めの竹にパンの生地を巻いて焼く方法と、竹の中にパンの生地を入れて焼く方法があります。いずれの場合もパンの生地作りから体験します。同時に火おこし体験もできます。 ※7～9月不可
D-3 竹ごはん	小学生～大人	約1時間 半～2時間	40人 程度	100円	×	園内で伐採した竹の中にお米を入れてご飯を炊きます。ご飯を炊いている間に試食用のお皿やお箸、コップ等の用具を作ります。竹の香りのするご飯をぜひ味わってください。 ※7～9月不可
D-4 竹バウム	小学生～大人	約3時間	30人 程度	200円 ☆	×	園内で伐採した竹を使ってバウムクーヘンを焼きます。ホットケーキミックス、卵、牛乳、生クリーム、油を混ぜた生地を竹に巻きつけながら（10回程度）、おき火で焼きます。おいしいバウムクーヘンを味わうことができます。 ☆ 1人4分の1本
D-5 手打ちうどん	小学生～大人	約2時間 ～3時間	40人 程度	300円	○	うどん粉を使って手打ちうどんを作ります。うどん作りの全過程を体験します。夏は「冷汁」や「流しうどん」として、冬は「煮込みうどん」としても味わえます。
D-6 焼き芋	小学生～大人	約1時間 ～1時間 半	40人 程度	200円	×	サツマイモをおき火で焼き、温かいうちに焼き芋を試食します。森の中で薪集めをし、火の管理を通じて焚き火の大変さ、暖かさを体験します。 ※7～9月不可





ご利用をお待ちしています！



【環境学習プログラムガイドについてのお問合せ・お申込み先】

国営武蔵丘陵森林公園 管理センター

住所 埼玉県比企郡滑川町山田 1920

TEL 0493-57-2122 / FAX 0493-57-2121

2017年3月 改訂

行催事について

1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 国営武蔵丘陵森林公園維持管理基本方針に則していること
- 2) 公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行催事としてふさわしいもの

2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。

なお具体には以下のとおりとする。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食費については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1) 参加者に配付する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

4. 主催イベント

1) 大型主催イベント

国営武蔵丘陵森林公園主催の行催事のうち、以下の6つを「大型主催イベント」という。

あらかじめ年間行事計画書に記載した上で、打合せ簿及び予算書（支出項目内訳）、詳細な実施計画書により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

- ・わかばフェスタ（仮称）（4月～5月）
- ・涼風まつり（7月～8月）
- ・みのりフェスタ（仮称）（9月～11月）
- ・紅葉見ナイト&スターライトイルミネーション（11月～12月）
- ・森林公園完走マラソン大会（2月）
- ・早春フェスタ（2月～4月）

なお上記期間中に開催する主催イベントについては、各大型主催イベント名を冠につけて、広報

してもよい。

2) 主催イベント

国営武蔵丘陵森林公園主催の行催事のうち、大型主催イベント以外のものを「主催イベント」という。なお、材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものも含み、その場合は予算書（支出項目内訳）により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

5. 自主イベント

公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局長の許可（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可）を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により行う事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントに実施にあたっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令 290 号）第 20 条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載するものとする。

6. 持ち込みイベント

第 3 者が都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。

7. 行催事の件数の数え方

- 1) 原則当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる行催事を対象とする。事前申し込みによる制限はできるものとする。
- 2) 1 年未満の期間続けて行う展示等は 1 回と数える。当該年度内に 1 度撤去し、再設置した場合は設置する毎に 1 回と数える。
- 3) ほぼ同じ内容で 1 日数回行う行催事は 1 回／日と数える。異なる日に実施した場合は、日毎に 1 回と数える。
- 4) 自主事業による行催事も、1)～3)の方法で実施回数に加えるものとする。

8. 行催事の参加者数の数え方

- 1) 参加者数は延べ人数とする。
- 2) ほぼ同じ内容で 1 日数回行う行催事は当該日の延べ人数とする。異なる日に実施した場合は、日毎の延べ人数とする。
- 3) 展示は参加者数を数えない。

9. 行催事の協力体制について

行催事の協力体制については、これまで協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

平成〇〇年度 〇〇イベント

実施計画書(案)

※表記例として「完走マラソン大会」を参考

第43回 国営武蔵丘陵森林公園完走マラソン大会
実施計画書(案)

1. 目的

健康の維持と体力の向上を図ることを目的に、国営武蔵丘陵森林公園の恵まれた自然の中で、車両の通行や排気ガスを気にせずに自己の体力に合わせて走り、緩やかな時間制限の中で、完走することを目指したマラソン大会を実施する。

2. 日時

平成30年2月11日(祝) 8:00~16:00 ※少雨(雪)決行 荒天中止

3. 場所

国営武蔵丘陵森林公園内、特設マラソンコース及び運動広場

4. 主催等

- (1) 主催：国営武蔵丘陵森林公園
- (2) 協賛：飲料メーカーほか
- (3) 協力：地元陸上協会、大学、高校など

5. 参加資格

- ・全ての部門において健康な男女であること。
- ・視覚障害者及び知的障害者も伴走者がいれば出場可能(走路幅に限りがあるため、車椅子の方は不可)
- ・18歳未満の方は保護者の同意書が必要

6. 各部門の参加資格

各部門の参加資格は下記のとおりとする。

- (1) 10km・ハーフの部：高校生以上
- (2) 5kmの部：男子中学生以上・女子高校生以上
- (3) 1.7kmの部：小学生高学年(4年生~6年生)、女子中学生
- (4) 1.2kmの部：小学生低学年(1年生~3年生)
- (5) 1.2kmの部：親子ペア*子供は4歳~小学生

7. 競技種目及び定員

- (1) ハーフ 定員：2,000名
 - ① 男子高校生以上、29歳以下の部
 - ② 男子30歳以上、39歳以下の部
 - ③ 男子40歳以上、49歳以下の部
 - ④ 男子50歳以上の部

⑤ 女子高校生以上 39 歳以下の部

⑥ 女子 40 歳以上の部

(2) 10 km 定員：1,100 名

① 男子高校生以上、29 歳以下の部

② 男子 30 歳以上、39 歳以下の部

③ 男子 40 歳以上、49 歳以下の部

④ 男子 50 歳以上の部

⑤ 女子高校生以上 39 歳以下の部

⑥ 女子 40 歳以上の部

(3) 5 km 定員 300 名

① 男子高校生以上 29 歳以下の部

② 男子 30 歳以上、49 歳以下の部

③ 男子 50 歳以上の部

④ 女子高校生以上 39 歳以下の部

⑤ 女子 40 歳以上の部

⑥ 男子中学生の部

(4) 1.7 km 定員：200 名

① 男子小学生 4 年の部

② 女子小学生 4 年の部

③ 男子小学生 5 年の部

④ 女子小学生 5 年の部

⑤ 男子小学生 6 年の部

⑥ 女子小学生 6 年の部

⑦ 女子中学生の部

(5) 1.2 km 定員：200 名

① 男子小学生 1 年の部

② 女子小学生 1 年の部

③ 男子小学生 2 年の部

④ 女子小学生 2 年の部

⑤ 男子小学生 3 年の部

⑥ 女子小学生 3 年の部

(6) 1.2 km 定員：200 組 (400 名)

① 親子ペアの部

8. 表彰

(1) 成績優秀賞

各種目の成績優秀者へは賞状、賞品を授与する。各種目の表彰対象者は下記のとおりとする。

① ハーフ 各部門 1 位～5 位

② 10 km 各部門 1 位～5 位

③ 5 km 各部門 1 位～3 位

④ 1.7 km 小学生の部 1 位、女子中学生の部 1 位～3 位

⑤ 1.2 km 小学生の部 1 位

⑥ 1. 2 k m 親子ペアの部 1 位～ 3 位

(2) 特別賞

長寿賞、ゲストランナー賞など

(3) 完走賞 完走証

(4) 参加賞 スポーツタオル

9. 大会申込規約

- ① 自己都合による申込後の種目変更、キャンセルはできない。また過剰入金、重複入金の返金を行わない。
- ② 地震、風水害、降雪、事件、事故、疫病等による開催縮小・中止、参加料返金の有無・額、通知方法についてはその都度主催者が判断し、決定する。
- ③ 参加者には心疾患・疾病等なく、健康に留意し、十分なトレーニングをして大会に臨む。傷病、事故、紛失等に対し、自己の責任において大会に参加する。
- ④ 参加者は、大会開催中に主催者より競技続行に支障があると判断された場合、主催者の競技中止の指示に直ちに従う。またその他、主催者の安全管理・大会運営上の指示に従う。
- ⑤ 参加者は大会開催中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることに異議を唱えない。その方法、経過等について主催者の責任を問わない。
- ⑥ 参加者は大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等の請求を行わない。
- ⑦ 参加者は、大会開催中の事故、傷病への補償は大会側が加入した保険の範囲内であることを了承する。
- ⑧ 参加者の家族・親族・保護者（参加者が未成年の場合）、またはチームメンバー（代表エントリーの場合）は、申込者の本大会への参加を承諾したものとみなす。
- ⑨ 年齢・性別の虚偽申告、申込者本人以外の出場（不正出場）は認めない。それらが発覚した場合、出場・表彰の取り消し、次回以降の資格の剥奪等、主催者の決定に従う。また主催者は虚偽申告・代理出走者に対する救護・返金等、一切の責任を負わない。
- ⑩ 参加者は大会の映像、写真、記事、記録等（参加者の氏名、年齢、性別、記録、肖像等の個人情報）が新聞、テレビ、雑誌、インターネット、パンフレット等に報道、掲載、利用されることを承諾する。またその掲載権は主催者に属する。
- ⑪ 大会申込者の個人情報の取り扱いは 別途主催者が定める規則に則る。
- ⑫ 主催者は上記の申込規約の他、大会規則に則って開催する（齟齬がある場合は大会規約を優先する）。

10. 参加費

- ・ハーフ 3,900 円
- ・10 k m 3,700 円
- ・5 k m 3,400 円
- ・1.7 k m 1,700 円
- ・1.2 k m 1,700 円
- ・親子ペア 3,000 円

(いずれも団体入園料・保険料を含む、駐車料金は別途)

11. 参加申込要領

事前申込制（先着 4,000 件、4,200 名）

※申込方法：インターネット予約サイトよりお申込み

- ・ランネット、スポーツエントリー、ローソン Do スポーツ、スポーツナビ Do、
JTB スポーツステーション

(8月中旬～1月中旬まで受付：定員に達し次第受付終了)

1 2. 当日のプログラム（メイン会場・本部：運動広場）

開園	8：00	（駐車場オープン 7：30）
受付	8：30～	スタート50分前（運動広場ドームテント）
開会式	9：30～	10：00
スタート	・5km	10：10
	・10km	10：30
	・ハーフ（第1部）	11：10
	・ハーフ（第2部）	11：20
	・1.7km	11：40
	・1.2km	11：50
	・親子	11：55
表彰式	12：00～	終了競技の部より随時
閉会式	14：10～	
ゴール	15：00	

1 3. 記録

完走者の記録（順位・タイム）は計測チップを使用して、電算処理にてネットタイムで計測する。また当日完走証を全員に配布する。

ネット、スマホへのリアルタイム配信も実施。

1 4. サービスコーナー

煮込みうどんまたは豚汁など温かい食べ物（地元産の名物）、湯茶、お汁粉、ミネラルウォーター、協賛品による甘味などをご用意。

1 5. 安全管理上の配慮

- ・ 緩やかな時間制限を設ける。
- ・ 怪我等については、主催者において応急処置のみ行う。
- ・ 救護所へは、医師1名、看護師1名を配置のうえ、自転車でコースを巡回しながら救護にあたるモバイル救護隊も3名導入する。
- ・ 準備体操を実施。
- ・ 1kmごとに距離表示を行う。

- ・ 大会当日は安全を考慮し、パークトレインの運行を終日休止するとともに、大会開催時間中の緊急車両以外の通行を制限する。
- ・ コース上に4箇所の給水所を用意する（ドッグラン付近、北あずまや付近、三叉路、記念塔付近）
- ・ コースについては、歩行者の妨げにならないよう、交差点などにカラーコーン・バーを使用し、片側通行とする。
- ・ コース分岐点には立て看板を設置するとともに協力学校生徒、陸上競技協会からのボランティアスタッフ、センター職員等をコース係員として配置し、ランナーを誘導する。
- ・ コース係員は、一般入園者と走者の接触に十分注意を払う。
- ・ 荷物及び貴重品を預かるコーナーを準備する。

1 6. 時間制限について

- ・ ハーフ2周目、19.0km地点（記念塔前）に関門を設置。制限時間を14：20とし、ゴールタイムは15：00までとする。関門を通過できなかった参加者は、徒歩で運動広場までお戻りいただく。

1 7. 保険への加入

- ・死亡 300 万
- ・入院日額 3,000 円
- ・通院日額 2,000 円

18. 参加者入園の流れ

- ・参加者は、大会事務局から事前に送付された葉書大の「参加通知書」を持参し、ゲートにて提示する。忘れた参加者のためにはゲート前に再発行所を設置し、お名前、種目をリストと照合の上、確認できたら「参加通知書」をお渡しする。
- ・お連れさまは、ゲートにて人数を確認の上、団体料金をお支払いいただく。
- ・マラソン参加者は、運動広場ドーム内の受付デスクにて「参加通知書」を提出しゼッケン、チップ、参加賞などと引き換えし参加受付をする。

ボランティア活動（規約、業務内容 等）

国営武蔵丘陵森林公園里山サポータークラブ規約

（目的）

第1条 本規約は、国営武蔵丘陵森林公園のボランティア活動（以下「活動」という。）の円滑な推進に資することを目的とする。

（名称）

第2条 本活動に参加するボランティア総称は、「里山サポータークラブ」とし、活動内容に応じて、「雑木林ボランティア」「山野草ボランティア」「環境学習ボランティア」「植物園ボランティア」（以下「ボランティア」）に分類する。

（活動内容）

第3条 活動内容は、次の各号のとおりとする。

- 一 維持管理作業のサポート
- 二 都市緑化植物園の運営サポート
- 三 自然教室の運営サポート及び準備
- 四 動植物調査およびパトロール
- 五 環境学習活動の運営サポート
- 六 公園主催イベントの運営サポート
- 七 里山づくり事業（里山保護・育成に関する事業、相互交流およびスキルアップに関する事業、情報提供に関する事業、里山に関するイベント）のサポート
- 八 その他管理センターが認可するボランティア活動

（認定）

第4条 ボランティアは、国営武蔵丘陵森林公園管理センター（以下「管理センター」という。）が認定し、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所が承諾した者とする。

（ボランティア認定証）

第5条 ボランティアには、ボランティア認定証（以下「認定証」という。）を発行する。

- 1 ボランティアは、その活動に参画する時に限りその掲示をもって入園料金、駐車料金を免除される。園内バス料金については一部の利用に際して免除される。
- 2 認定証の有効期間は、登録日からその年度の終了日までとし更新を妨げない。
- 3 更新期は3月とする。
- 4 認定証の活動以外の使用を禁止する。

（リーダーの選任および役割）

第6条 各ボランティア活動にリーダーを置くこととし、リーダーは、ボランティアの中から立候補または推薦により選任されるものとする。

2 リーダーは、ボランティアを代表して、公園担当者との連絡調整を行い、活動の円滑な運営を図る。

3 リーダーの任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

(活動費)

第7条 活動に必要と認められる材料費等の経費については、管理センターが実費を負担する。

2 ボランティアは、ボランティア活動保険に加入する。加入手続き等は事務局が行う。

尚、ボランティア保険の登録費用は自己負担とする。

(報酬)

第8条 ボランティアへの人件費及び交通費等の報酬は支給しないこととする。

(事務局)

第9条 本活動の事務局は管理センターに置く。

(個人情報の取扱)

第10条 ボランティアの個人情報(名前、住所、連絡先)は、個人情報保護法に則り適切に管理する。個人情報は、ボランティアの認定及びボランティア証の発行許可にかかる国への協議、ボランティア保険加入手続き、活動に関する連絡のためのみに用い、その他の用途には使用しない。

付則 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

付則 第3条、第6条は平成20年4月1日に改訂、施行する。

付則 第3条の三は平成20年5月1日に改訂、施行する。

付則 第5条の2および3、第7条は平成21年3月1日に改訂、施行する。

付則 第2条、第3条の七および第6条は平成22年3月1日に改訂、施行する。

付則 第4条、第10条は平成24年4月1日に改訂、施行する。

付則 第4条、第10条は平成27年4月1日に改訂、施行する。

付則 第5条の2および3は平成28年1月1日に改訂、施行する。

平成28年度 雑木林ボランティア活動例

月	日	内容	詳細	参加人数
4月		定期委員会・定例会		
		定期活動		
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
5月		定期委員会・定例会		
		定期活動	竹林の管理	5
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
6月		定期委員会・定例会		
		定期活動	実生木、雑木の伐採	5
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
7月		定期委員会・定例会		
		定期活動	ササ刈り、道具のメンテナンス	5
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
8月		定期委員会・定例会		
		定期活動		
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
9月		定期委員会・定例会		
		定期活動	竹林の管理	5
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
10月		定期委員会・定例会		
		定期活動	葛つるの除去	7
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
11月		定期委員会・定例会		
		定期活動		
		その他の活動		

		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
12月		定期委員会・定例会		
		定期活動	竹林の管理	6
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
1月		定期委員会・定例会		
		定期活動	竹林の管理	4
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
2月		定期委員会・定例会		
		定期活動	実生木、枯損木等の伐採作業	6
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
3月		定期委員会・定例会		
		定期活動		
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		

平成28年度 山野草ボランティア活動例

月	日	内容	詳細	参加人数
4月		定期委員会・定例会		
		定期活動	野草コース内植物の植付、除草等維持管理作業。	24
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
5月		定期委員会・定例会		
		定期活動	野草コース内植物の植付、除草等維持管理作業。	30
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
6月		定期委員会・定例会		
		定期活動	野草コース内の除草等維持管理作業。	8
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
7月		定期委員会・定例会		
		定期活動	野草コース内の除草等維持管理作業。	32
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
8月		定期委員会・定例会		
		定期活動		
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
9月		定期委員会・定例会		
		定期活動	野草コース内の除草等維持管理作業。	8
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
10月		定期委員会・定例会		
		定期活動	野草コース内の除草等維持管理作業。	33
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		

		研修		
11月		定期委員会・定例会		
		定期活動	野草コース内の除草等維持管理作業。	9
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
12月		定期委員会・定例会		
		定期活動	野草コース内の除草等維持管理作業。	29
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
1月		定期委員会・定例会		
		定期活動	野草コース内の除草等維持管理作業。	23
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
2月		定期委員会・定例会		
		定期活動	野草コース内の除草、施肥等維持管理作業。	24
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
3月		定期委員会・定例会		
		定期活動	野草コース内の除草等維持管理作業。	32
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		

平成28年度 環境学習ボランティア活動例

月	日	内容	詳細	参加人数
4月		定期委員会・定例会		
		定期活動	幼稚園、小学校等団体活動の受け入れサポート。	25
		その他の活動		
		市民イベント教室	里山体験塾「たけのこ掘り」「昭和あそび」の実施サポート。	46
		その他実施イベント		
		研修		
5月		定期委員会・定例会		
		定期活動	幼稚園、小学校等団体活動の受け入れサポート。	56
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
6月		定期委員会・定例会	幼稚園、小学校等団体活動の受け入れサポート。	32
		定期活動		
		その他の活動		
		市民イベント教室	里山体験塾「田植え」「梅ジャム作り」「七夕飾り」の実施サポート。	27
		その他実施イベント		
		研修		
7月		定期委員会・定例会		
		定期活動	幼稚園、小学校等団体活動の受け入れサポート。	16
		その他の活動		
		市民イベント教室	里山体験塾「夜の森探検」の実施サポート。	10
		その他実施イベント		
		研修		
8月		定期委員会・定例会		
		定期活動	幼稚園、小学校等団体活動の受け入れサポート。	8
		その他の活動		
		市民イベント教室	里山体験塾「竹の水鉄砲作り」「夏休み工作教室」の実施サポート。	12
		その他実施イベント		
		研修		
9月		定期委員会・定例会		
		定期活動	幼稚園、小学校等団体活動の受け入れサポート。	51
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント		
		研修		
10月		定期委員会・定例会		
		定期活動	幼稚園、小学校等団体活動の受け入れサポート。	69
		その他の活動		
		市民イベント教室	里山体験塾「稲刈り」「脱穀」の実施	6

		サポート。	
		その他実施イベント	
		研修	
11月		定期委員会・定例会	
		定期活動	幼稚園、小学校等団体活動の受け入れサポート。 41
		その他の活動	
		市民イベント教室	里山体験塾「竹ご飯」「もみじランプシェード作り」の実施サポート。 12
		その他実施イベント	
		研修	
12月		定期委員会・定例会	
		定期活動	幼稚園、小学校等団体活動の受け入れサポート。 19
		その他の活動	
		市民イベント教室	里山体験塾「お正月飾り」「ミニ門松作り」の実施サポート。 27
		その他実施イベント	
		研修	
1月		定期委員会・定例会	
		定期活動	
		その他の活動	
		市民イベント教室	里山体験塾「まゆ玉作り」「コキアほうき作り」の実施サポート。 11
		その他実施イベント	
		研修	
2月		定期委員会・定例会	
		定期活動	幼稚園、小学校等団体活動の受け入れサポート。 9
		その他の活動	
		市民イベント教室	里山体験塾「バームクーヘン作り」「野鳥観察」の実施サポート。 14
		その他実施イベント	
		研修	
3月		定期委員会・定例会	
		定期活動	幼稚園、小学校等団体活動の受け入れサポート。 17
		その他の活動	
		市民イベント教室	
		その他実施イベント	
		研修	

平成28年度 植物園ボランティア活動例

月	日	内容	詳細	参加人数
4月		定期委員会・定例会	全体ミーティング	35
		定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	116
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント 研修		
5月		定期委員会・定例会	全体ミーティング	17
		定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	98
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント 研修		
6月		定期委員会・定例会	全体ミーティング	21
		定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	88
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント 研修		
7月		定期委員会・定例会	全体ミーティング	19
		定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	69
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント 研修		
8月		定期委員会・定例会	全体ミーティング	28
		定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	56
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント 研修		
9月		定期委員会・定例会	全体ミーティング	31
		定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	73
		その他の活動		
		市民イベント教室		
		その他実施イベント 研修		

10月	定期委員会・定例会	全体ミーティング	26
	定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	64
	その他の活動		
	市民イベント教室		
	その他実施イベント		
	研修		
11月	定期委員会・定例会	全体ミーティング	21
	定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	79
	その他の活動		
	市民イベント教室		
	その他実施イベント		
	研修		
12月	定期委員会・定例会	全体ミーティング	30
	定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	56
	その他の活動		
	市民イベント教室		
	その他実施イベント		
	研修		
1月	定期委員会・定例会	全体ミーティング	24
	定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	71
	その他の活動		
	市民イベント教室		
	その他実施イベント		
	研修		
2月	定期委員会・定例会	全体ミーティング	28
	定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	59
	その他の活動		
	市民イベント教室		
	その他実施イベント		
	研修		
3月	定期委員会・定例会	全体ミーティング	31
	定期活動	植物園周辺花壇のメンテナンス、イベントサポート、一般来園者へのガイド。	72
	その他の活動		
	市民イベント教室		
	その他実施イベント		
	研修		

グラフィックマニュアル

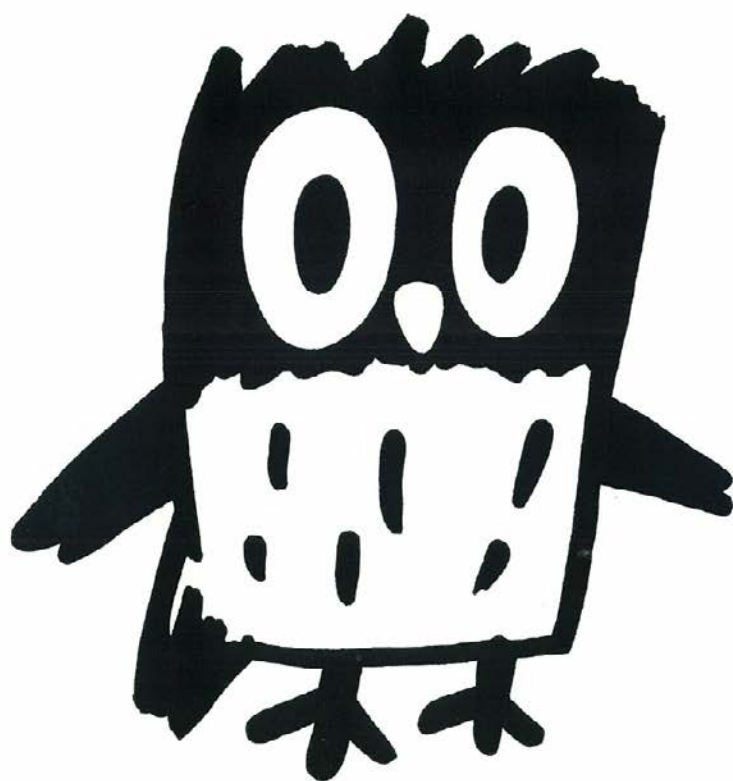
※表紙～P2 まで抜粋



国営 武蔵丘陵森林公園

グラフィックマニュアル

このキャラクターは「フクロウ」がモデルです。これが「基本キャラクター」で目的に応じて、表情、動作の変化は可能です。



シグネチャシステムとは、ロゴタイプは、シンボルマークと組み合わせて表記するシステムのことを言います、ロゴタイプは、文字及びその組み合わせで表現するもので、和文には一般的に縦組、横組があります。英文には、横組のみが指定されています。いずれも、字間、字体を変えないで使用して下さい。これが最も基本となるシグネチャシステムです。



タイプ1



タイプ2

MUSASHI-KYURYO NATIONAL GOVERNMENT PARK

マスコミ取材報告様式

2012/10/1 改定

取材（掲載）報告書

		報告日	平成 年 月 日 ()		
事業所名		報告者			
取材概要	依頼日	平成 年 月 日 ()			
	取材日	平成 年 月 日 ()			
	社名・連絡先				
	担当者名		来園 人数		
	媒体名・番組名				
	掲載日・放映日(時間)	平成 年 月 日 ()			
	連絡先 (TEL)		企画 対応者		
	取材目的・内容等				
添付資料 (依頼書・計画書・台本等)					
管理センター意見					
		確認欄			

消防設備月次点検表（案）

消火栓点検票

業務名	H30-34 国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務							センター長	副センター長	総務責任者	業務責任者	担当者
業務場所	埼玉県比企郡滑川町山田 1920											
施設名	園内消火栓											
点検日								点検者				
NO.	点検項目確認							点検内容(現象、状況、対応策等)				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦					
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								

点検項目確認欄/○異常なし ●欠品 △軽微な異常あり ×修理、交換が必要 ■使用不可 /該当なしの判定をする。

点検項目欄/①外観、②内観、③筒先1本、④連結ホース3巻、⑤開栓ハンドル1個、⑥吐水状況、⑦その他状況を確認する。

ペット対応

以下のルールをお守りいただき、入園口で同意書にご署名をお願いします。



- 入園口で「ペット同伴誓約書」の内容をご確認いただき、必要事項をご記入のうえ入園していただきます。
- 万一、他の入園者に迷惑や危害を及ぼした場合、全て飼い主の責任において解決していただきます。
- 西口ひろば、水遊び場、レストラン、自然保護区域(栗谷沼周辺)への立ち入りはご遠慮ください。
- ペット同伴での園内バス乗車はご遠慮いただいております。
- リードから放したい場合はドッグランをご利用ください。

誓約書（表）

【ペット同伴誓約書】

わんちゃん用

私は、ペットを同伴して入園するにあたり、次の事項について遵守することを誓約いたします。
※次の各項目を確認して、()にチェックを入れてください。

《愛犬をお連れの方》 ※ドッグランを利用する方・しない方どちらも記入

- () 愛犬に関する事故やトラブルは、飼い主の自己責任として全て解決します。
- () 1年以内に狂犬病の予防接種を受け、三種以上の混合ワクチンの予防接種を受けています。
※狂犬病の予防接種は、狂犬病予防法により義務付けられています。
- () 愛犬のフンなどの排泄物は、全て飼い主が処理し持ち帰ります。
- () ドッグラン以外では、絶対にノーリードにしません。また、人ごみや園路を歩くときには、他の人に迷惑とならないようリードは1.5m以内で使用します。
- () 水遊び場・西口ひろば・レストランや売店等の建物内・自然保護区域（栗谷沼周辺）など立入禁止エリアには愛犬を入れません。
- () 草むら等に入り、園内の動植物などを傷つける行為はいたしません。
- () サイクリングコースでの伴走・愛犬を連れての遊具施設の利用はいたしません。
- () ペットのルール・マナー向上に協力します。

《さらにドッグランを利用される方》

- () 他の人や犬に攻撃性のある愛犬を入れません。
- () 発情中（出血中と出血終了後2週間以内）は、利用できないことを了承します。
- () エリア内は、人・愛犬ともに飲食できないことを了承します。
- () エリア内には、ベビーカーやおもちゃ類は持ち込みません。
- () 脱走防止のため、二重扉や扉は必ず全て閉めて利用します。
- () エリア分けのルールを守り、愛犬の体の大きさは異なる基準のエリアへ愛犬を入れません。
- () 他の愛犬を大切にし、お互い譲り合って利用します。
- () 愛犬から目を離しません。また、小学生以下のお子様から目を離しません。
- () ドッグランのルール・マナー向上に協力します。

【上記のルール・マナーを守って頂けない場合は、ご利用をお断りします】

記入日	平成	年	月	日
入園口	南口・中央口・西口・北口 *〇印を記入			
氏名	_____		利用人数	_____名
電話	_____			
犬種	_____		頭数	_____頭

※個人情報の取扱いについて及び愛犬以外のペットに関しては、裏面をご覧ください。

誓約書（裏）

ペット同伴誓約書

その他のペット用

私は、ペットを同伴して入園するにあたり、次の事項について遵守することを誓約いたします。
※次の各項目を確認して、()にチェックを入れてください。

《愛犬以外のペットをお連れの方》

- () ペットに関する事故やトラブルは、飼い主の自己責任として全て解決します。
- () ペットのフンなどの排泄物は、全て飼い主が処理し持ち帰ります。
- () 絶対にノーリードにしません。また、人ごみや園路を歩くときには、他の人に迷惑とならないようリードは1.5m以内で使用します。
- () 水遊び場・西口ひろば・レストランや売店等の建物内・自然保護区域（栗谷沼周辺）など立入禁止エリアにはペットを入れません。
- () 草むら等に入り、園内の動植物などを傷つける行為はいたしません。
- () サイクリングコースでの伴走・ペットを連れての遊具施設の利用はいたしません。
- () ペットに関しては、1年以内に感染症等の予防接種を受けています。

記入日	平成	年	月	日
入園口	南口・中央口・西口・北口 *〇印を記入			
氏名	_____		利用人数	_____名
電話	_____			
犬種	_____		数	_____

【上記のルールを守って頂けない場合は、ご利用をお断りすることもございます】

注) 個人情報の取扱いについて

利用目的	お客様から頂いた個人情報は、国営武蔵丘陵森林公園管理センターの個人情報保護方針に則り適切に管理します。この個人情報は、緊急時（事故発生時等）の連絡にのみ使用し、その他の用途には使用しません。また、お客様のご理解及び法令等に基づき要請された場合を除き、第三者へは提供しません。
お問合せ先	ペット同伴誓約書にかかる個人情報の問合せ先は、国営武蔵丘陵森林公園 管理センター 総務責任者 TEL.0493-57-2111までお願い致します。

(総務 2016-5 改訂)

団体下見対応

当日の入園者数	100名以上の場合	20名以上100名未満の場合	20名未満の場合
入園料	10名まで免除	5名まで免除	1名のみ免除
駐車料金	全車両免除	全車両免除	全車両免除
自転車貸出料金	人数分免除	人数分免除	人数分免除

※下見の為の入園料等の免除は1回限りとする。

申し出があった場合の各箇所での対応は、以下を参考にしてください。

1. 南口駐車場

- ①学校や企業の職員(スタッフ)であることの証明書等を提示していただく。ただし、持参していなかったり、嫌がられたりする場合は強制しないこと。
- ②管理センターを訪ねていただくよう案内すること。

2. その他の駐車場

- ①学校や企業の職員(スタッフ)であることの証明書等を提示していただく。ただし、持参していなかったり、嫌がられたりする場合は強制しないこと。
- ②入園窓口をご案内すること。
- ③管理センターを通してお見えになった方に対しては管理センターが発行した「入園証」の提示を求め、確認のうえ入園窓口をご案内する。

3. 管理センター

- ①利用申込書に必要事項をご記入願う。(ご質問等にはわかりやすくお答えすること)
- ②「入園証」を発行し、改札係員へ提出していただくよう説明する。南口以外から入園される場合は、駐車場係員に「入園証」を提示していただくよう説明する。
- ③当日の貸自転車利用予定又はマラソン大会等実施予定で、下見のために自転車利用希望の申し出があった場合は、希望台数分の許可旗を発行し、今回のみ無料で利用できる旨を説明し、サイクリングセンターへ連絡する。

4. 各入口

管理センターが発行した「入園証」の提示を求め、それを回収する。

5. 各サイクリングセンター

管理センターから事前に連絡が入っている下見利用者へは、許可旗を確認し人数分の自転車を貸し出すこと。ただし、他の利用者には十分ご注意願うことをいねいかつ念入りに説明すること。また、許可旗は返却先のサイクリングセンターで回収し、夕方事務所へ届ける。

パスポートの運用について

公園の利用者に対し、当該公園に限り 1 年間有効な年間パスポート券を発行する。
なお、以下の料金等については物価上昇等を勘案して変更する可能性がある。

【対 象】 一般入園料

【料 金】 大人 4,500 円（一般の入園料の 10 回分）
 シルバー（65 歳以上）2,100 円

※なお、本料金は平成 30 年度（1 年間）の試行を予定しており、平成 31 年度以降については、別途指示する。

【使用について】 年間パスポートは、以下の国営公園で使用し入園が可能である。また、発行した公園が以下の国営公園であれば、国営武蔵丘陵森林公園で使用し入園が可能である。

1. 滝野すずらん丘陵公園
2. 国営みちのく杜の湖畔公園
3. 国営常陸海浜公園
4. 国営昭和記念公園
5. 国営アルプスあづみの公園
6. 国営越後丘陵公園
7. 国営明石海峡公園
8. 国営備北丘陵公園
9. 国営讃岐まんのう公園
10. 国営海の中道海浜公園

【有効期限】 購入日より 1 年間有効

【発行方法】 公園発券窓口において申込みを行う。

窓口では申込者の顔写真を撮影のうえ、氏名、有効期間、顔写真、登録番号を記載したカードに硬質フィルム・コーティングしたものを発行する。

【チェック方法】 入園ゲートにおいて、顔写真により本人であることを確認する。

【備 考】 年間パスポート券の発行に必要な機械費及び材料費については、公園運営維持管理業務の事業者が負担する。

巡視ルート 等

巡視コース (開園前)

1. 一般園路巡視コース

サービス室 → (1)南入口広場付近トイレ → (2)日本庭園付近トイレ → (3)花木園(桜)トイレ → (4)旧花木園レストハウストイレ → (5)雅の広場 → (6)梅林トイレ → (7)旧遊戯広場トイレ → (8)笹沼トイレ → (9)運動広場東側通用門 → (10)運動広場東側トイレ → (11)運動広場休憩所トイレ、ロッカー室 → (12)運動広場管理棟トイレ、売店 → (13)中央レストラン、自販機 → (14)溪流広場トイレ、自販機 → (15)記念広場トイレ → (16)三叉路付近トイレ、自販機 → (17)彫刻広場トイレ → (18)植物園花木園トイレ → (19)北四阿トイレ → (20)北口通用門、北口管理棟 → (21)北休憩所、自販機

(1)水案内所トイレ、売店、自販機 → (2)冒険コース遊具、トイレ、自販機 → (3)キッズドーム遊具、トイレ、自販機 → (4)西口ひろば → (5)北展望所 → (6)ドッグラン休憩所、自販機 → (7)西口通用門 → (8)中央バックヤード通用門 → (9)疎林広場トイレ、自販機 → (10)林間広場四阿 → (11)展望レストラントイレ

2. サイク道巡視

南サイクリングセンターの進入口を起点とし、公園1周コースにより中央、北、西サイクリングセンターを経由しながら全てのサイクリング道路を周回、第2、第1折り返しコースも確認の上、南サイクリングセンターに戻る巡回コースとする。

巡視コース (開園中)

1. 一般園路巡視コース

サービス室 → (1)南入口休憩所 → (2)南入口広場付近トイレ
→ (3)日本庭園付近トイレ → (4)花木園(桜)トイレ → (5)旧花木園レストハウストイレ → (6)雅の広場 → (7)梅林トイレ →
(8)旧遊戯広場トイレ → (9)笹沼トイレ → (10)運動広場東側通用門
→ (11)運動広場東側トイレ → (12)運動広場休憩所トイレ、ロッカー室 →
(13)運動広場管理棟トイレ、売店 → (14)中央レストラン、自販機 →
(15)溪流広場トイレ、自販機 → (16)記念広場トイレ →
(17)三叉路付近トイレ、自販機 → (18)彫刻広場トイレ → (19)植物園花木園トイレ →
(20)北四阿トイレ → (21)北口通用門、北口管理棟

(1)水案内所トイレ、売店、自販機 → (2)冒険コース遊具、トイレ、自販機 →
(3)西口通用門扉 → (4)キッズドーム遊具、トイレ、自販機 →
(5)西口ひろば → (6)北展望所 → (7)ドッグラン休憩所、自販機 →
(8)西口通用門 → (9)中央バックヤード通用門 → (10)疎林広場トイレ、自販機 →
(11)林間広場四阿 → (12)展望レストラントイレ

2. サイク道巡視

南サイクリングセンターの進入口を起点とし、公園1周コースにより中央、北、西サイクリングセンターを経由しながら全てのサイクリング道路を周回、第2、第1折り返しコースも確認の上、南サイクリングセンターに戻る巡回コースとする。

巡視コース（閉園後）

【南コース】

サービス室 → (1)南入口休憩所 → (2)南入口広場付近トイレ → (3)日本庭園付近トイレ → (4)花木園（桜）トイレ → (5)旧花木園レストハウストイレ → (6)雅の広場 → (7)梅林トイレ → (8)旧遊戯広場トイレ → (9)笹沼トイレ → (10)運動広場東側通用門 → (11)運動広場東側トイレ → (12)運動広場休憩所トイレ、ロッカー室 → (13)運動広場管理棟トイレ、売店 → (14)中央レストラン、自販機 → (15)溪流広場トイレ、自販機 → (16)記念広場トイレ → (17)中央バックヤード通用門 → (18)疎林広場トイレ、自販機 → (19)林間広場四阿 → (20)展望レストラントイレ → (21)展望広場下トイレ → サービス室

【北コース】

(1)水案内所トイレ、売店、自販機 → (2)冒険コース遊具、トイレ、自販機 → (3)西口通用門扉 → (4)キッズドーム遊具、トイレ、自販機 → (5)西口ひろば → (6)彫刻広場トイレ → (7)植物園花木園トイレ → (8)北四阿トイレ → (9)北口通用門、北口管理棟 → (10)北展望所 → (11)ドッグラン休憩所、自販機 → サービス室

2. サイク道巡視

南サイクリングセンターの進入口を起点とし、公園1周コースにより中央、北、西サイクリングセンターを経由しながら全てのサイクリング道路を周回、第2、第1折り返しコースも確認の上、南サイクリングセンターに戻る巡回コースとする。

(開園前—安全点検)

サイクリングコース

サービス室

→ (1) 南サイクルセンター 施設、自販機点検

→ (2) 分山沼トイレ点検 (P3)

→ (3) 旧中央ハイク 施設、トイレ、自販機点検

→ (4) 旧北サイクルセンター 施設、トイレ、自販機点検

→ (5) 城口沼トイレ点検 (P15)

→サービス室

(毎日)

- ・ 枯木、倒木、雑草の繁茂等
- ・ サイク道のクラック等、業者による作業状況
- ・ 施設及び、工作物等の点検
- ・ 冬期は路面凍結

(週一)

- ・ 空気入れ点検

(月2回)

- ・ 非常電話通話点検

(冬期)

- ・ 水道栓の開閉作業

(昼一安全点検)

サイクリングコース

サービス室

→ (1) 南サイクルセンターより一周コース

(毎日)

- ・ 枯木、倒木、崖崩れ、石等
- ・ 歩行者進入等利用指導
- ・ 冬期は路面凍結

植物分譲願

植 物 分 譲 願

平成 年 月 日

●●●●●●●● (管理者名)
森林公園管理センター
管理センター長 ×××××× 殿

分譲依頼者 所属機関名
住 所
電 話
氏 名 印

下記の植物を分譲下さるようお願いいたします。

記

- 1. 植 物 名
- 2. 数 量
- 3. 受取人住所
- 4. 受取人氏名
- 5. 使用目的

6. 受取方法 郵送 ・ 来園 (来園受取希望日 平成 年 月 日)

以上、よろしく申し上げます。

受領確認書

国営武蔵丘陵森林公園
森林公園管理センター 殿

以下の植物を受領いたしました。

植物名：

数量：

受領日： 平成 年 月 日

所属：

受領者署名 印

サクラソウ管理マニュアル（案）

※マニュアル本体は閲覧資料

目次

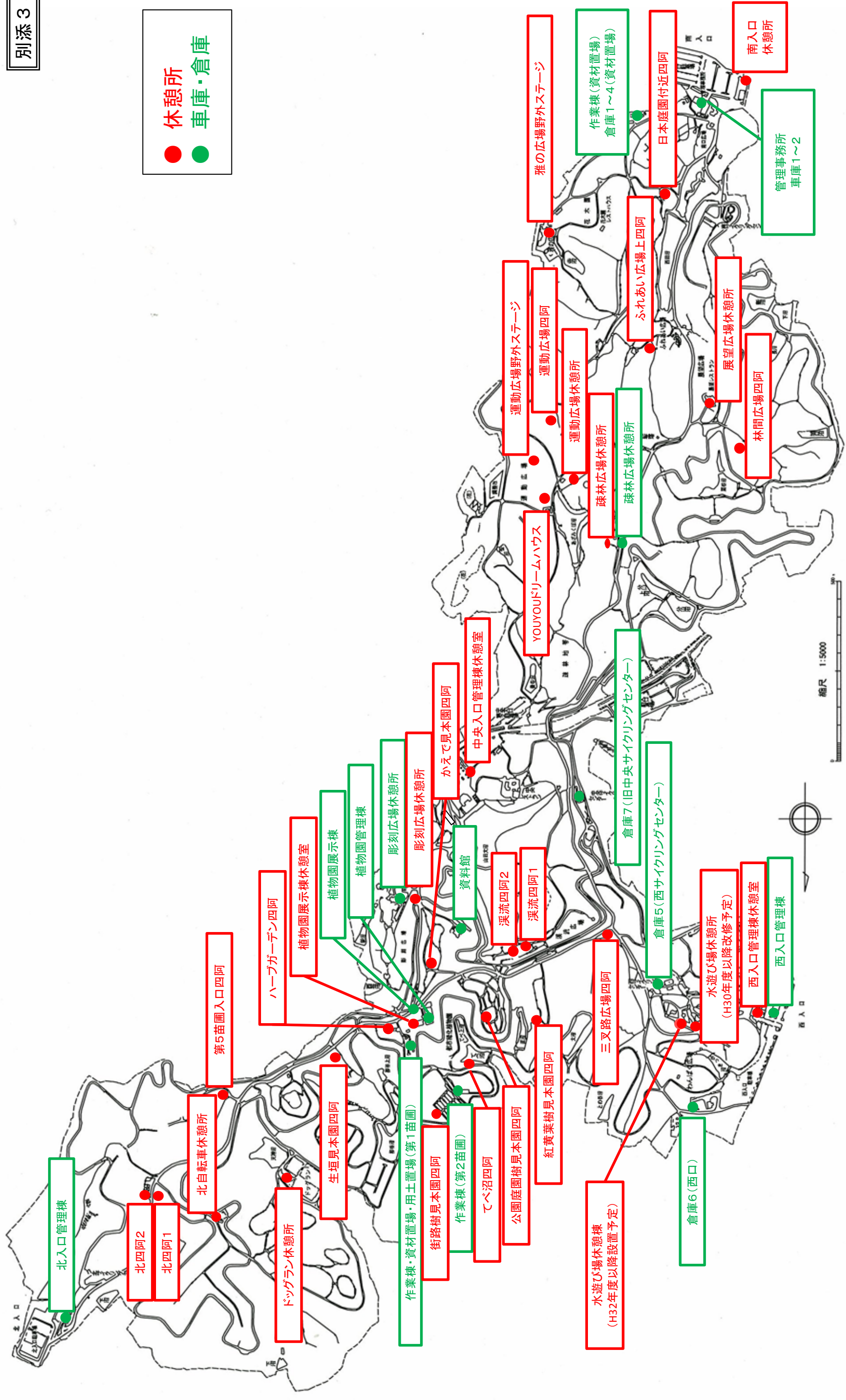
1.	はじめに.....	
1.1	位置づけ.....	
1.2	管理対象の概要と管理の現状.....	
1.2.1	保有するサクラソウの品種、鉢数等について.....	
1.2.2	維持管理作業の実施概況.....	
1.2.3	管理場所（圃場）の位置.....	
2.	サクラソウの維持管理作業について.....	
2.1	サクラソウにかかる基本事項の整理.....	
2.1.1	サクラソウの生活史.....	
2.1.2	サクラソウの栽培.....	
2.1.3	開花.....	
2.2	栽培管理マニュアル：具体的な管理内容や留意すべき事項等.....	
2.2.1	用土.....	
2.2.2	株分け.....	
2.2.3	管理保全.....	
2.2.4	病虫害とその防除.....	
2.2.5	鉢の管理.....	
2.3	今後の管理について.....	
3.	管理の記録等様式や報告等について.....	
3.1	チェックシートについて.....	

ムラサキ管理マニュアル（案）

※マニュアル本体は閲覧資料

目次

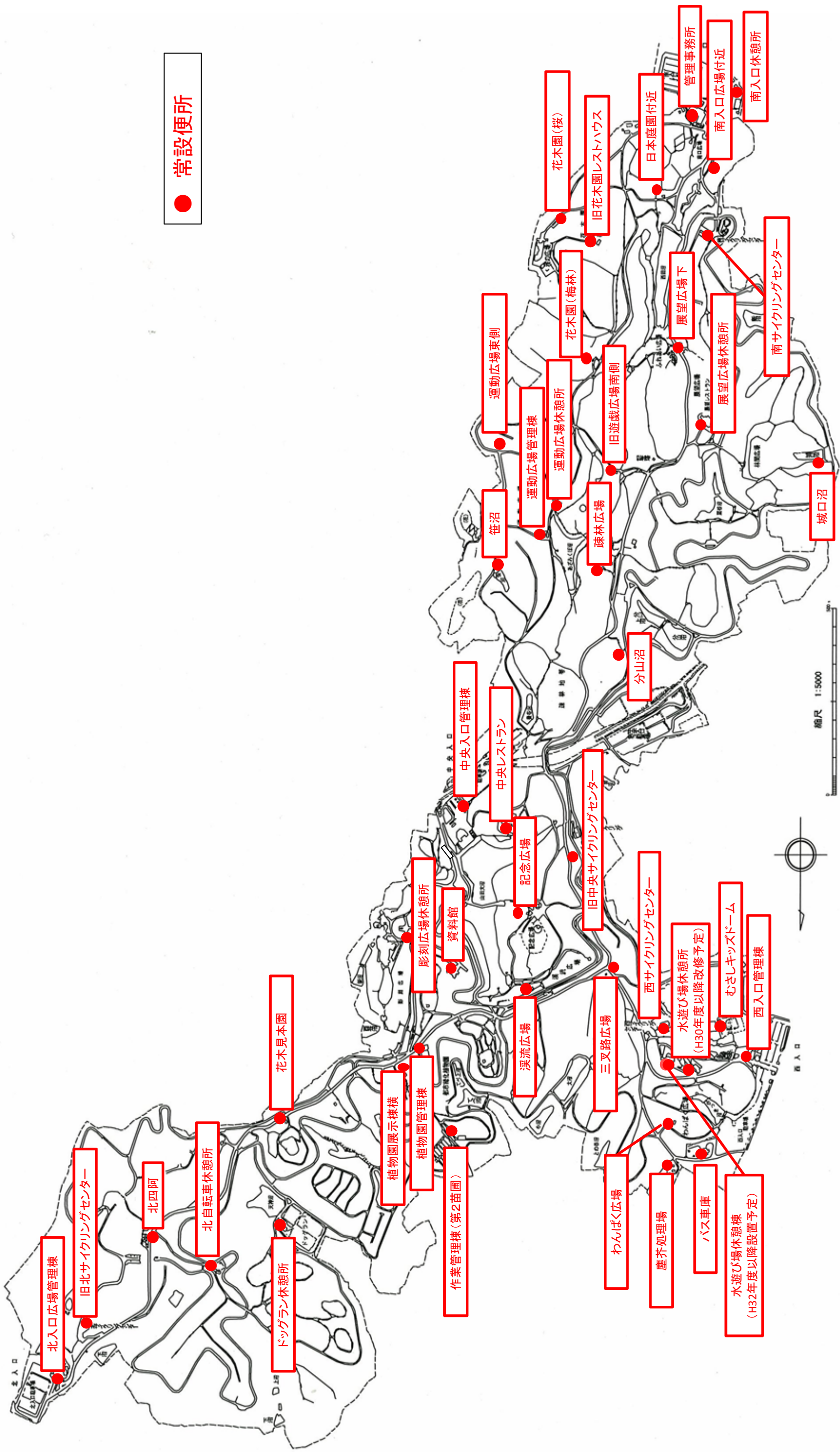
1.	はじめに
1.1	位置づけ
1.2	管理対象の概要と管理の現状
1.2.1	保有するムラサキの種、数等について
1.2.2	維持管理作業の実施概況
1.2.3	管理場所（圃場）の位置
1.3	ムラサキにかかる基本事項の整理
1.3.1	ムラサキの分布及び自生地
1.3.2	ムラサキの栽培
1.3.3	発芽
1.3.4	開花
1.3.5	結実
1.3.6	増殖
1.4	栽培管理マニュアル：具体的な管理内容や留意すべき事項等
1.4.1	用土
1.4.2	播種
1.4.3	管理保全
1.4.4	病虫害とその防除
1.4.5	鉢の管理
1.5	今後の管理について
2.	管理の記録等様式や報告等について
2.1	チェックシートについて

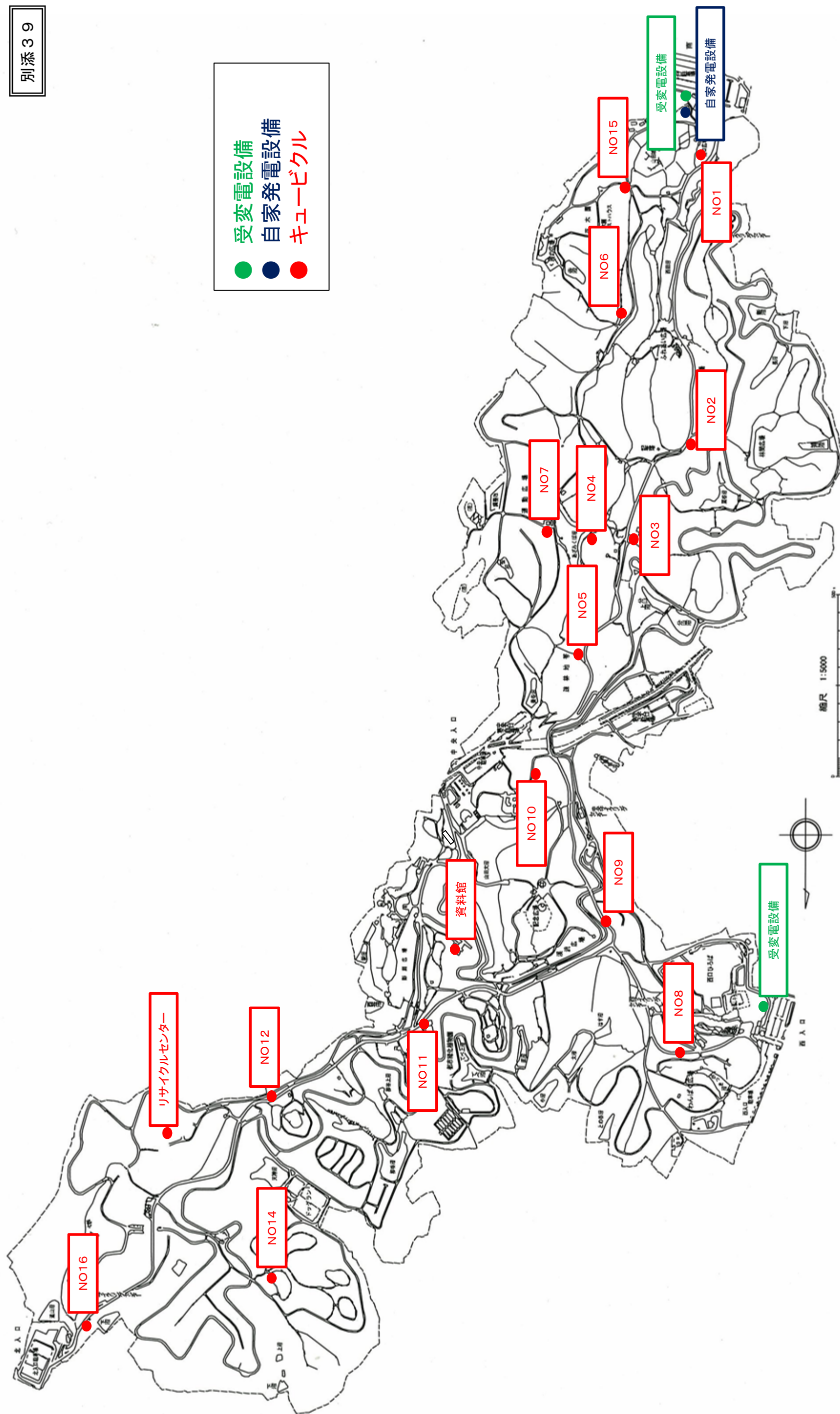


休憩所・車庫倉庫位置

便所位置図

● 常設便所

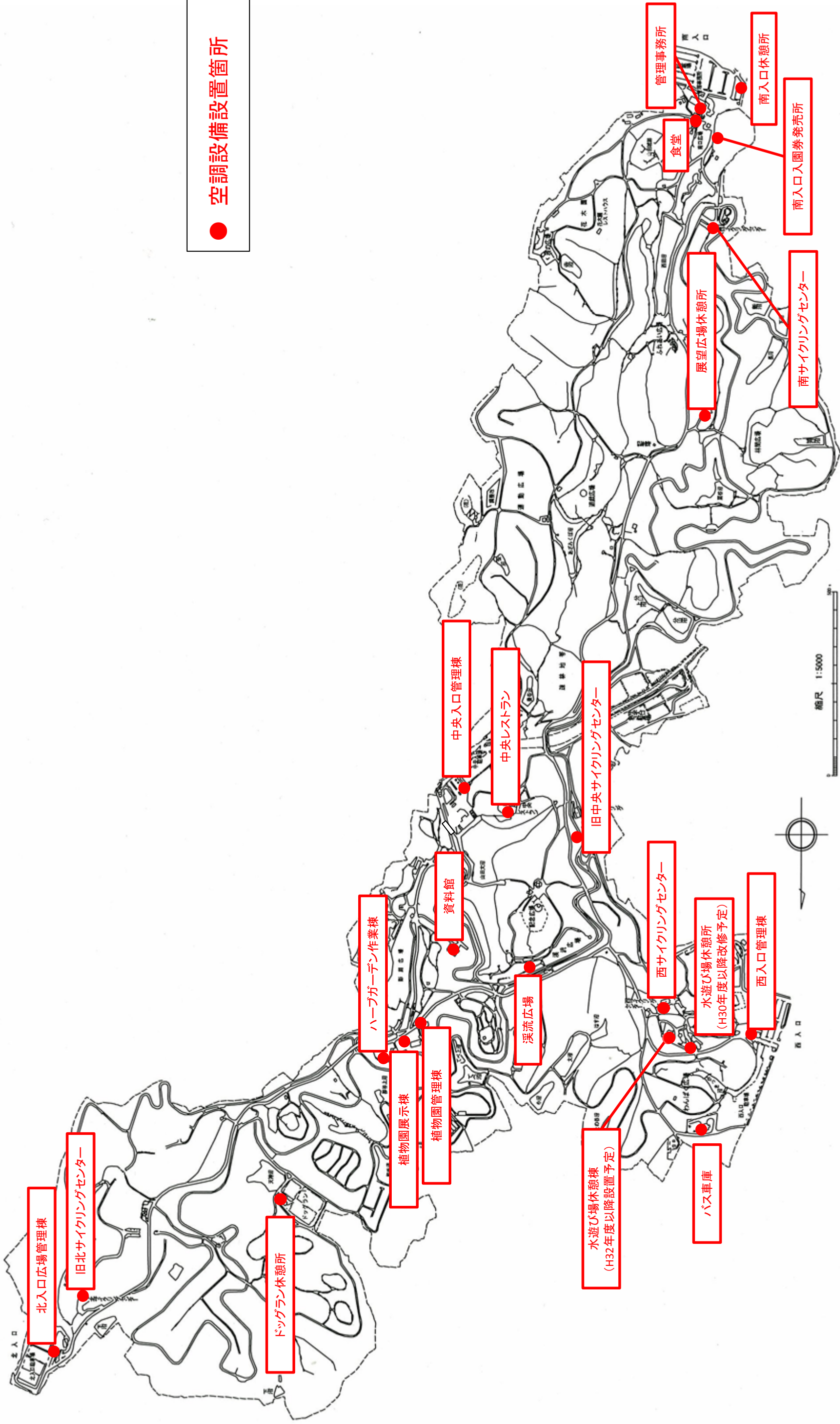




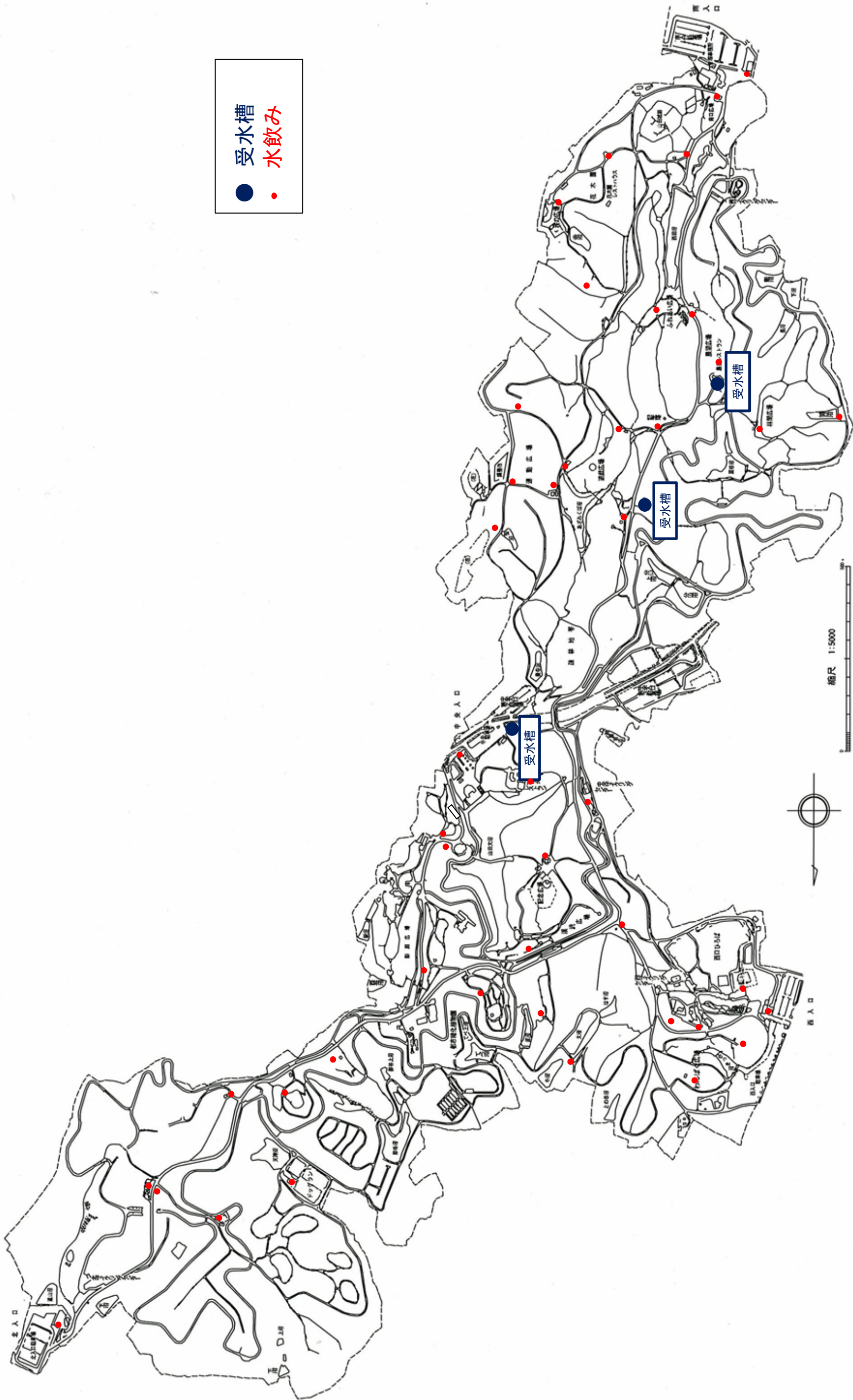
電気設備位置

空調設備設置箇所位置

● 空調設備設置箇所

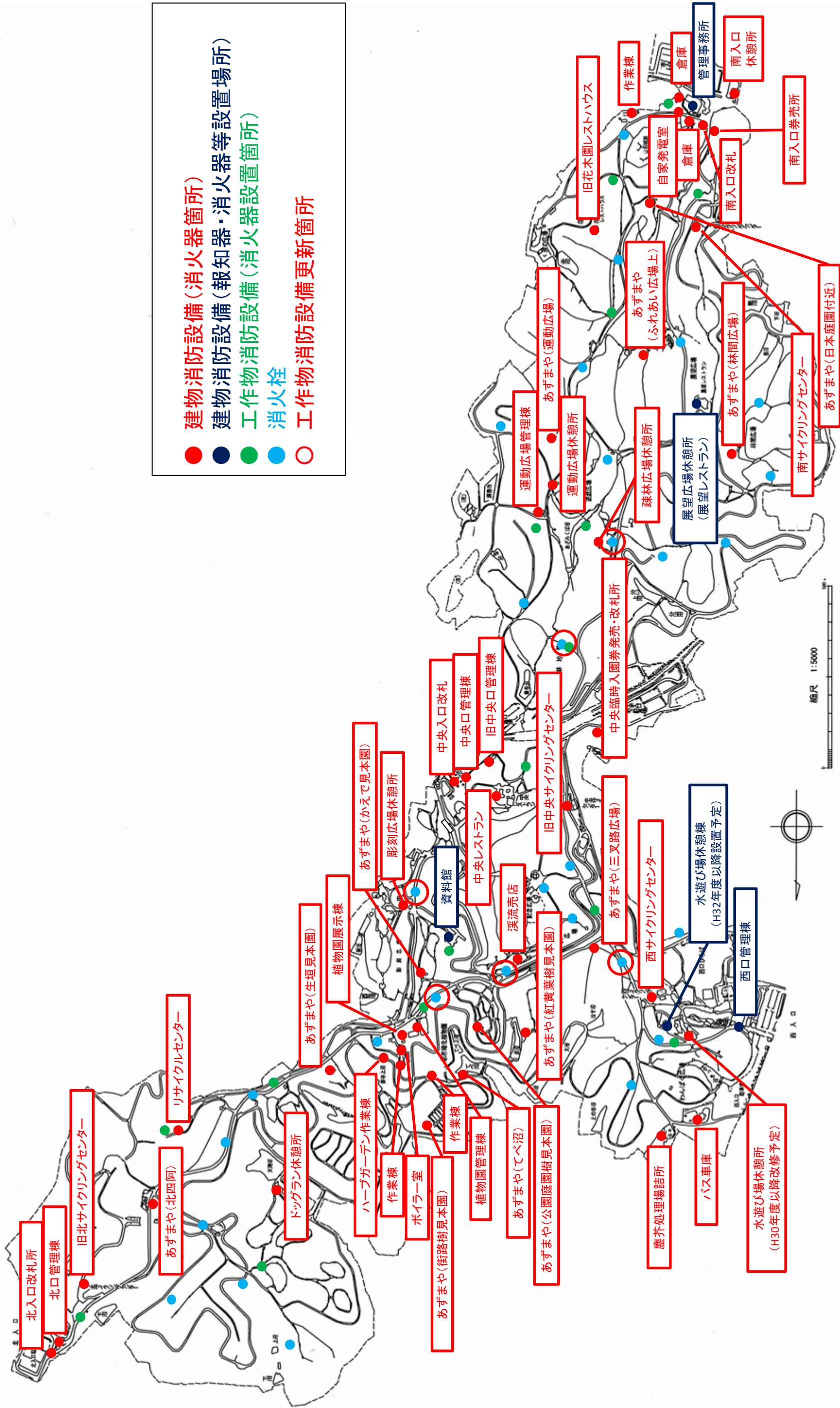


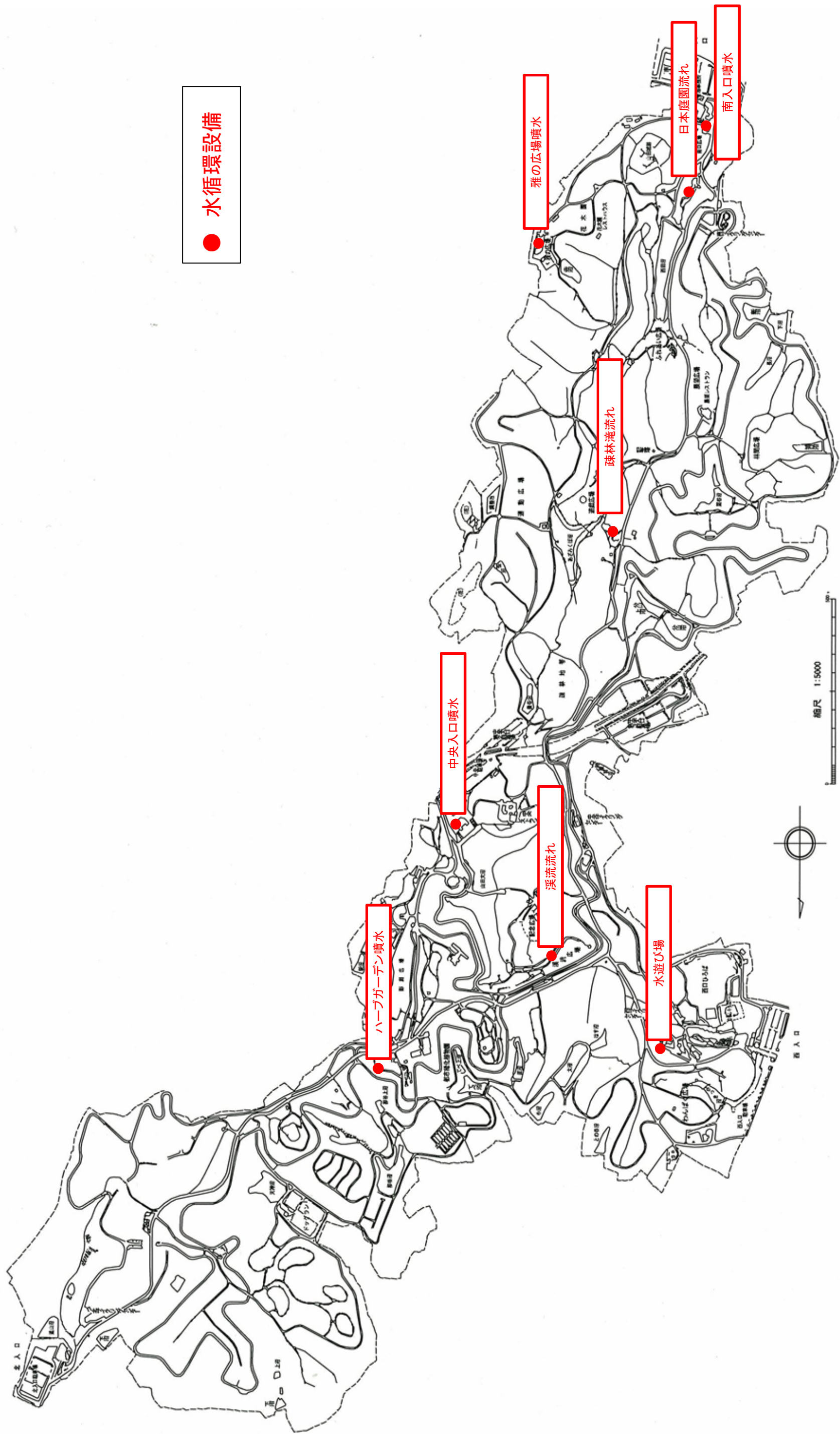
水道設備位置



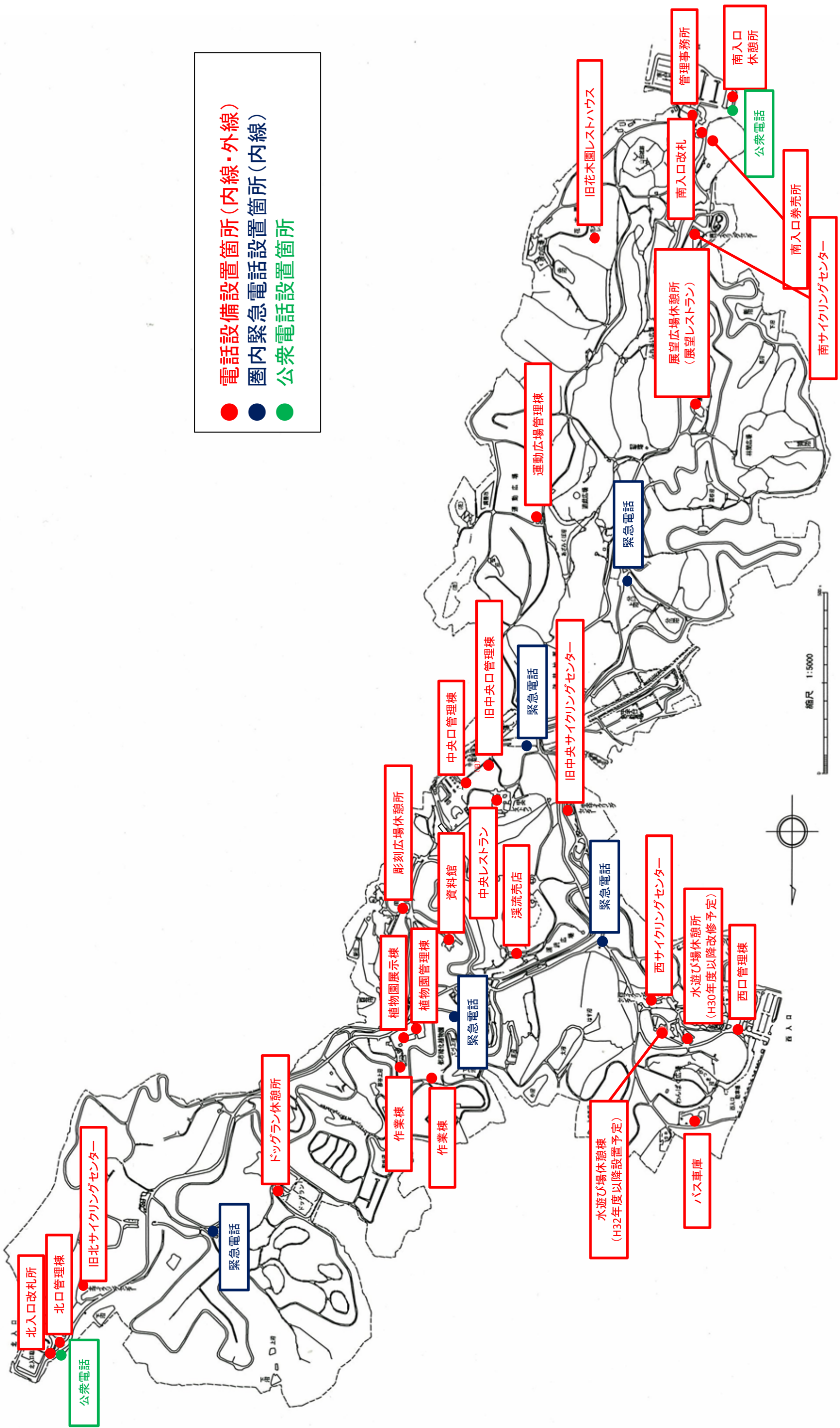
消防設備位置

- 建物消防設備(消火器箇所)
- 建物消防設備(報知器・消火器等設置場所)
- 工作物消防設備(消火器設置箇所)
- 消火栓
- 工作物消防設備更新箇所



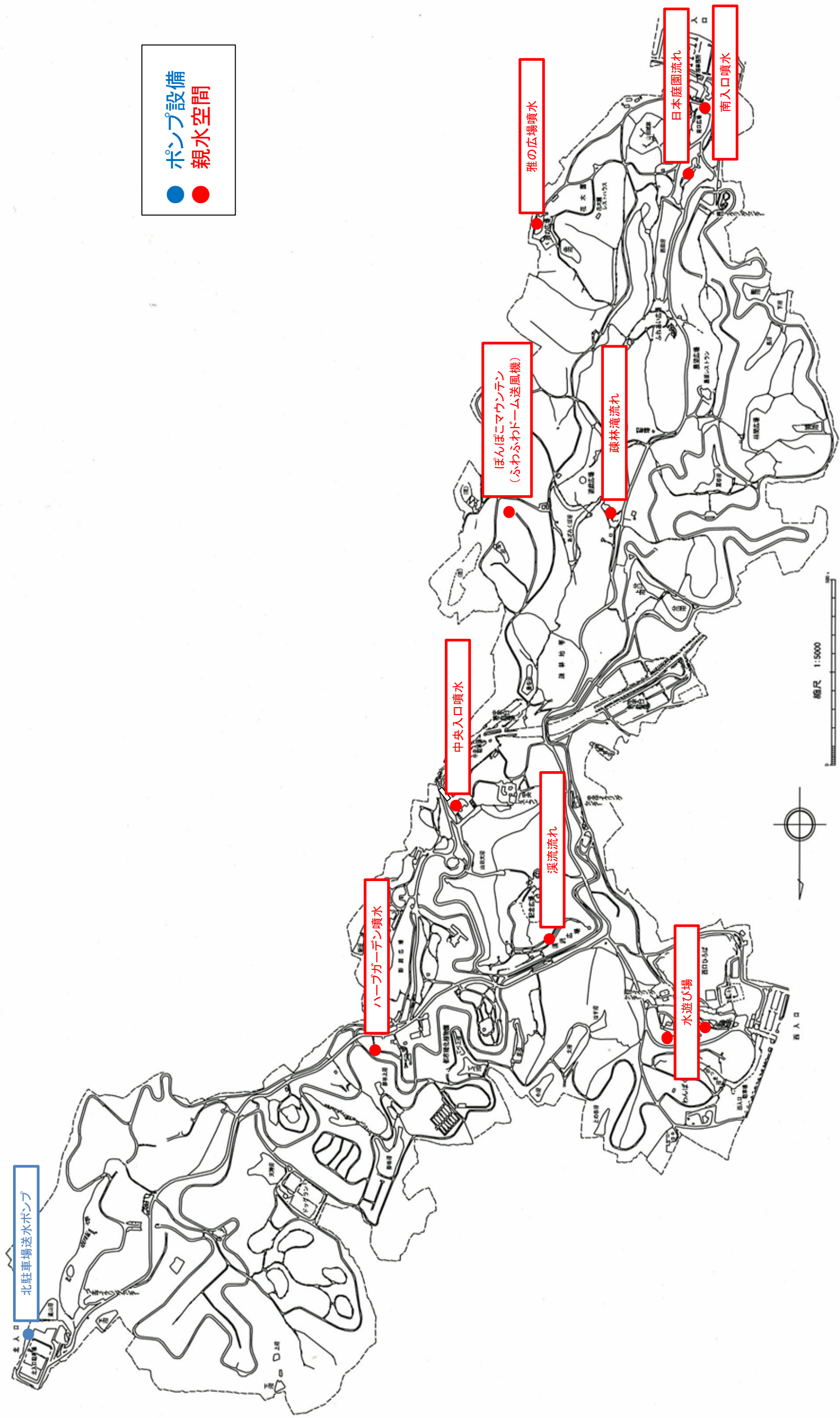


水循環設備位置



- 電話設備設置箇所(内線・外線)
- 圏内緊急電話設置箇所(内線)
- 公共電話設置箇所

電話設備位置

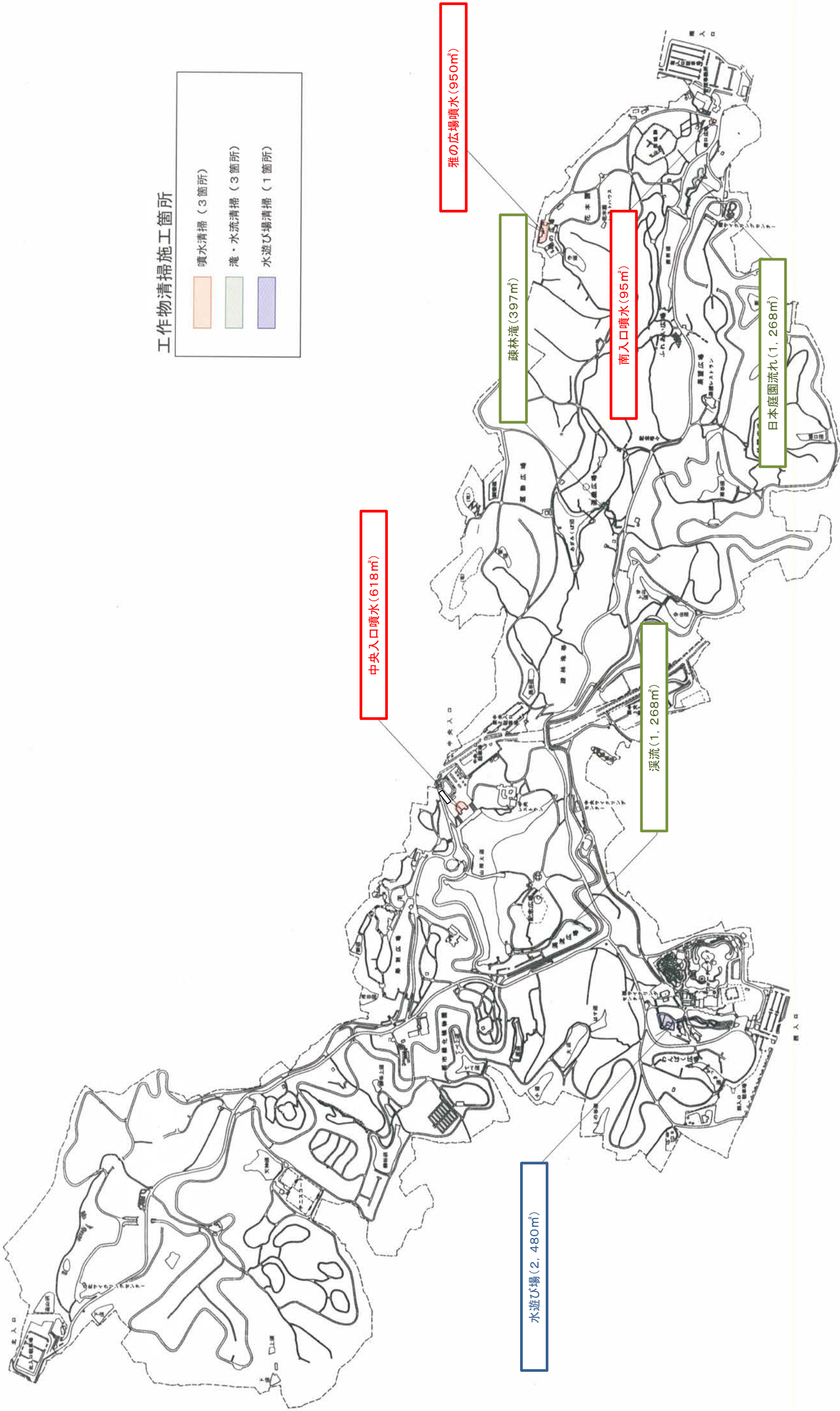


● ポンプ設備
● 親水空間

ポンプ設備位置

工作物清掃施工箇所

	噴水清掃 (3箇所)
	滝・水流清掃 (3箇所)
	水遊び場清掃 (1箇所)



建物・工作物に係る冬季対応（積雪、氷結対応等）

水道凍結防止作業実施及び水飲み閉栓 計画書

園内水道設備凍結による断水及び器具の破損を防止するため、下記のとおり凍結防止作業を実施する。尚、実施期間中、別紙2に記された水飲み・手洗いは、閉栓(使用中止)とする。

1. 便所水道凍結防止作業

- 実施期間

平成28年12月22日(木)～平成29年 3月 4日(土)

※気温により変更する場合あり

- 実施場所

園内全37箇所中の30箇所の便所 : 別紙1

園内全62箇所中の37箇所の水飲み: 別紙2

- 作業分担(案)

別紙3のとおり

- 作業内容

- ★始業時

- ・ 不凍栓(白)を開ける

- ★終業時(参考写真貼付)

- ・ 不凍栓(白)を締める
- ・ 大便器のペダルを踏み、タンクに溜まっている水を全部流す
- ・ 手洗いの蛇口を少し開ける

- 注意事項

- ・ 各担当で責任をもち、必ず作業を実施して下さい。
- ・ 作業の担当日時を変更する際は、必ず引継を行って下さい。

※チェック表添付

別紙1

武蔵丘陵森林公園管理センター

便所凍結防止作業 分担一覧

No.	場 所	朝	夕	備 考
1	南入口休憩所便所	—		凍結なし作業不要
2	日本庭園付近便所	施設	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	
3	南入口広場付近便所	施設	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	
4	南サイクリングセンター便所	利用安全	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	
5	旧花木園レストハウス便所	利用安全	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	
6	花木園(桜)便所	利用安全	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	
7	花木園(梅林)便所	利用安全	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	
8	展望広場下便所	施設	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	2箇所
9	展望広場休憩所便所	収益		
10	遊戯広場南側便所	施設	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	
11	運動広場休憩所便所	利用安全	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	
12	運動広場管理棟便所	利用安全	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	
13	運動広場東側便所	利用安全	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	
14	笹沼便所	利用安全	施設、植物、総務、企画、森林公園観光	
15	疎林広場便所	施設		
16	中央入口管理棟便所	—		凍結なし作業不要
17	中央レストラン便所	収益		
18	旧中央サイクリングセンター便所	利用安全		
19	記念広場便所	植物園		
20	西サイクリングセンター便所	利用安全		
21	水遊び場休憩所便所	利用安全		
22	わんぱく広場便所	利用安全		
23	むさしキッズドーム便所	—		凍結なし作業不要
24	溪流広場便所	利用安全		
25	三叉路広場便所	施設		
26	彫刻広場休憩所便所	植物園 / 企画・植物園		※夜間開園期間(12/29まで)は企画・植物園(消灯担当)で夕のみ対応
27	植物園展示棟横便所	植物園 / 企画・植物園		
28	花木見本園便所	植物園		
29	北四阿便所	植物園		
30	北自転車休憩所便所	植物園		
31	バス車庫便所	収益		
32	旧北サイクリングセンター便所	—		使用中止
33	北入口管理棟便所	—		凍結なし作業不要
34	分山沼便所	利用安全		
35	城口沼便所	利用安全		
36	ドッグラン休憩所便所	—		凍結なし作業不要
37	西入口管理棟便所	—		凍結なし作業不要

※ 「No.32旧北サイクリングセンター便所」は、期間中に止水し使用中止

※ 担当者は、各便所内の点検を実施

※ 「No.2日本庭園付近便所」「No.7花木園(梅林)便所」「No.8展望広場下便所」の多目的便所は、凍結状況に応じて使用禁止の措置をとる

別紙2

武蔵丘陵森林公園管理センター

水飲み場 冬季使用禁止箇所 一覧

No.	場 所	備 考
1	南入口休憩所脇	
2	南入口広場	
3	日本庭園付近便所	使用中止
4	山田城跡東側	
5	山田城跡	使用中止
6	花木園	使用中止
7	野外炊飯広場	使用中止
8	南サイクリングセンター	
9	雅の広場	使用中止
10	梅林	
11	花木園(梅林)便所付近	
12	ふれあい広場	使用中止
13	記念塔付近	
14	展望広場下便所付近	
15	展望広場	使用中止
16	林間広場	使用中止
17	城口沼便所付近	使用中止
18	遊戯広場南側便所付近	使用中止
19	運動広場東側便所付近	使用中止
20	運動広場休憩所	
21	運動広場管理棟付近	
22	運動広場調整地付近	
23	運動広場花畑付近	使用中止
24	疎林広場便所付近	
25	中央橋バス停留所	
26	旧中央サイクリングセンター	使用中止
27	記念広場	
28	三叉路	
29	記念広場芝生地東側	使用中止
30	溪流広場東側	使用中止
31	溪流広場中央	

No.	場 所	備 考
32	溪流広場西側	使用中止
33	水遊び場休憩所	
34	水遊び場東側	使用中止
35	水遊び場南側	使用中止
36	水遊び場西側	使用中止
37	水遊び場流末池付近	使用中止
38	わんぱく広場便所付近	使用中止
39	ローラー滑台西側	使用中止
40	ローラー滑台東側	
41	西サイクリングセンター西側	
42	西入口広場	
43	むさしキッズドーム	
44	西口ひろば	使用中止
45	大沼	使用中止
46	水生植物池西側	使用中止
47	針葉樹園	使用中止
48	彫刻広場付近駐輪場(P-7)	使用中止
49	カエデ園	使用中止
50	公園・庭園樹園	使用中止
51	紅黄葉樹園	使用中止
52	植物園管理棟前	
53	生垣園	使用中止
54	植物園花木園	使用中止
55	リサイクルセンター入口	使用中止
56	天神沼付近	使用中止
57	ドッグラン	
58	北四阿便所	使用中止
59	北自転車休憩所	使用中止
60	北あずまや	
61	北入口広場	
62	記念広場芝生地西側	使用中止

武蔵丘陵森林公園管理センター

平成28年度 凍結防止作業当番

<2016年12月22日～2017年3月4日>

日	月	火	水	木	金	土
				16/12/22	23	24
				施設	植物	総務
25	26	27	28	29	30	16/12/31
森林公園観光	植物	植物	施設	施設	施設	休園日
17/1/1	2	3	4	5	6	7
休園日	植物	植物	施設	施設	植物	企画
8	9	10	11	12	13	14
森林公園観光	植物	植物	施設	施設	植物	総務
15	16	17	18	19	20	21
森林公園観光	休園日	植物	施設	施設	植物	企画
22	23	24	25	26	27	28
森林公園観光	休園日	植物	施設	施設	植物	総務
29	30	17/1/31	17/2/1	2	3	4
森林公園観光	植物	植物	施設	施設	植物	企画
5	6	7	8	9	10	11
森林公園観光	植物	植物	施設	施設	植物	総務
12	13	14	15	16	17	18
森林公園観光	植物	植物	施設	施設	植物	企画
19	20	21	22	23	24	25
森林公園観光	植物	植物	施設	施設	植物	総務
26	27	17/2/28	17/3/1	2	3	4
森林公園観光	植物	植物	施設	施設	植物	企画

参考写真添付(バルブBOXの位置と閉栓時の諸注意)



2.日本庭園付近便所



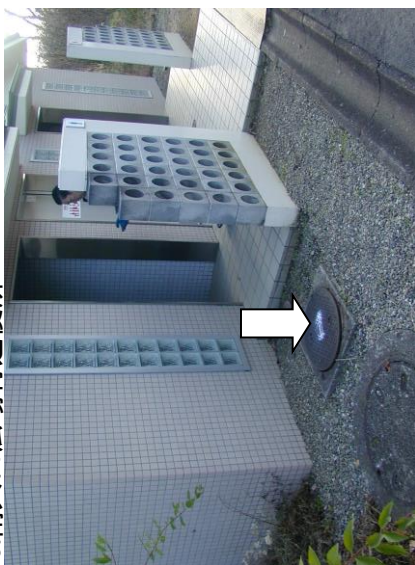
3.南入口広場付近便所



4.南サイクリングセンター便所



5.旧花木園レストハウス便所



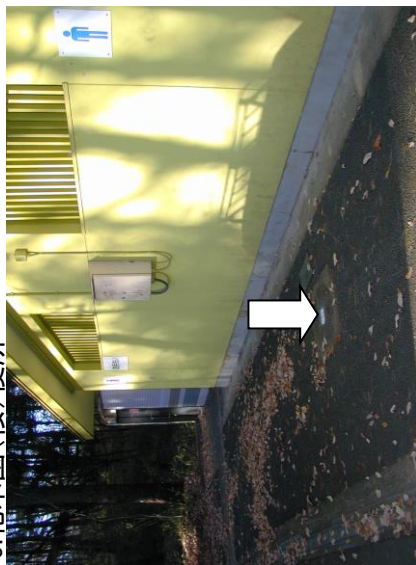
6.花木園(桜)便所



7.花木園(梅林)便所



8.展望広場下便所 ※2箇所



10.遊戯広場南側便所

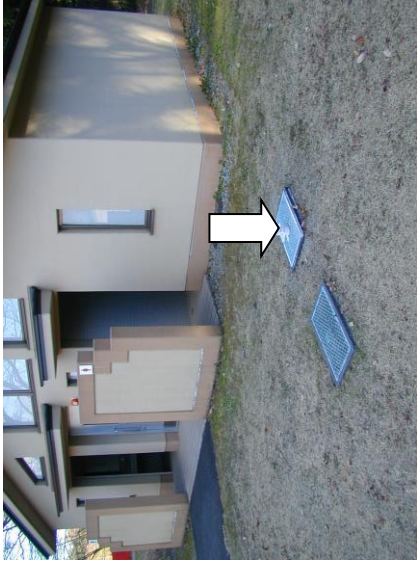


11.運動広場休憩所便所

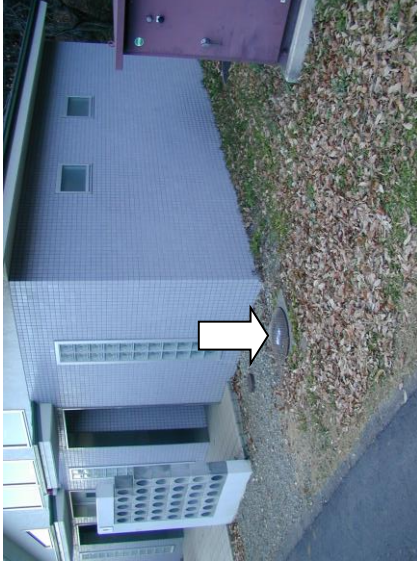
参考写真添付(バルブBOXの位置と閉栓時の諸注意)



12.運動広場管理棟便所



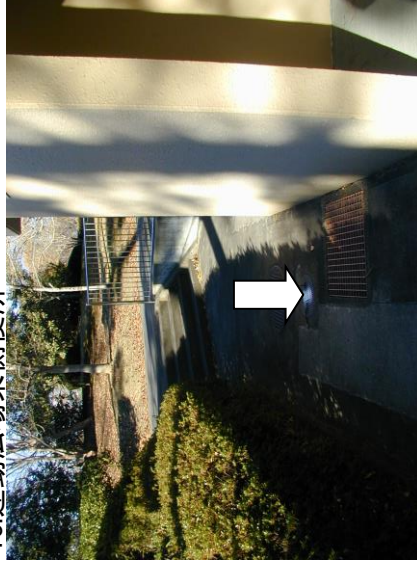
13.運動広場東側便所



14.笹沼便所



15.疎林広場便所



19.記念広場便所



25.三叉路広場便所



1. バルブを閉める際は、**ゆっくりとしっかりと**締めてください。
※破損防止のため、手で閉めるのを原則としますが、動かない場合は
開栓器を使用してください。
2. 閉める際に、バルブから水が噴き出しますので注意して下さい。
3. しっかりと閉まると水も止まります。
4. 閉めても水が噴き出している場合は、**バルブを再度開栓して、もう一度やり直してください(力づくできつく締めないで下さい)**。
5. 閉栓後、手洗い、便器の水が出ないことを確認して下さい。

建物・工作物に係る点検整備計画

区分	名称	内容	適用	点検者	対象	点検項目	頻度 時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全施設	内点検	内自給等の巡回による 点検外観・機能点検		管理センター職員	国内全施設	全施設の構造・形状の欠陥、設備等の異常 の発見	年 2 回	■				■							
	内日常点検	自給等の巡回による 点検外観・機能点検		全職員 (主に担当係及び施設 管理グループ)	国内全施設	全施設の構造・形状の欠陥、設備等の異常 の発見 入居者の利用指導、安全指導、災害事故等 の予防の事柄の防止・措置	日常業務		■										
全施設	内巡回点検	自給等の巡回による 点検外観・機能点検		利用サービス係	国内全施設	全施設の構造・形状の欠陥、設備等の異常 の発見 入居者の利用指導、安全指導、災害事故等 の予防の事柄の防止・措置	日常業務												
	管理棟	管理棟自給等の巡回による 点検外観・機能点検		施設管理グループ	管理事務所、植物園 管理棟、各コート管 理棟等	外観の欠陥・ひび割れ、白蟻、雨の流出・鉄 筋腐食等の発生 手摺、手摺、屋根、付属金物等の劣化 外観の欠陥・ひび割れ、白蟻、雨の流出・鉄 筋腐食等の発生	週												
休憩所	休憩所	休憩所自給等の巡回による 点検外観・機能点検		施設管理グループ	各コート休憩所、 シエルトー、四回等	外観の欠陥・ひび割れ、白蟻、雨の流出・鉄 筋腐食等の発生 手摺、手摺、屋根、付属金物等の劣化 内装・天井・床等の劣化	週												
	車庫倉庫	車庫倉庫自給等の巡回による 点検外観・機能点検		施設管理グループ	管理事務所車庫、植 物園作業等、各倉庫 等	外観の欠陥・ひび割れ、白蟻、雨の流出・鉄 筋腐食等の発生 手摺、手摺、屋根、付属金物等の劣化 内装・天井・床等の劣化	週												
便所	便所	便所自給等の巡回による 点検外観・機能点検		施設管理グループ	国内各所3箇所	外観の欠陥・ひび割れ、白蟻、雨の流出・鉄 筋腐食等の発生 手摺、手摺、屋根、付属金物等の劣化 内装・天井・床等の劣化	週												
	建物その他	自動ドアの外観・機 能点検		自動ドア業者	管理事務所、西入口 管理棟	建具部・感温部、制御部、センサー部等の破 損、腐食、剥離等の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検	年 4 回						■						■
空調	空調	空調設備の外観・機 能点検		施設管理グループ	国内各所12棟	エアコン室内・室外機等の設備、腐食、剥離 等の点検 リモコン等設備機器の作動の良否を判定す る機能点検	週												
	空調	空調設備の外観・機 能点検及び清掃		空調設備業者	国内各所12棟	エアコン室内・室外機等の設備、腐食、剥離 等の点検 リモコン等設備機器の作動の良否を判定す る機能点検 フィルターの配管等の清掃・確認	年 2 回			■									
昇降機	昇降機	昇降機設備の外観・機 能点検		昇降機設備業者	管理事務所、西入口 入口管理棟	かご、車場、昇降機等の設備、腐食、剥離等 の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検	年 12 回												
	消防	消防設備の外観・機 能点検		施設管理グループ	防火報知設備 防煙設備 非常器具 消火装置	設備機器、器具の破損、腐食、剥離等の点検 設備機器、器具の作動の良否を判定する機 能点検	週												
消火	消火	消火設備の外観・機 能点検		施設管理グループ	屋外消火栓48箇所	設備機器、器具の破損、腐食、剥離等の点検 設備機器、器具の作動の良否を判定する機能 点検	年 12 回												
	道路・広場	道路・広場自給等の巡回による 点検外観・機能点検		施設管理グループ、 利用サービス係	道路・階段、舗装、 サイン、フアン チャアー、手摺、欄干、 ベンチ等	舗装の陥没・ひび割れ、不陸、空凹露・表示 の剥離、排水溝、構の不陸、清掃、その他老 朽・腐敗・破損、ベンチ等工作物の破損・クラック 等・表示の褪け等の点検	週												

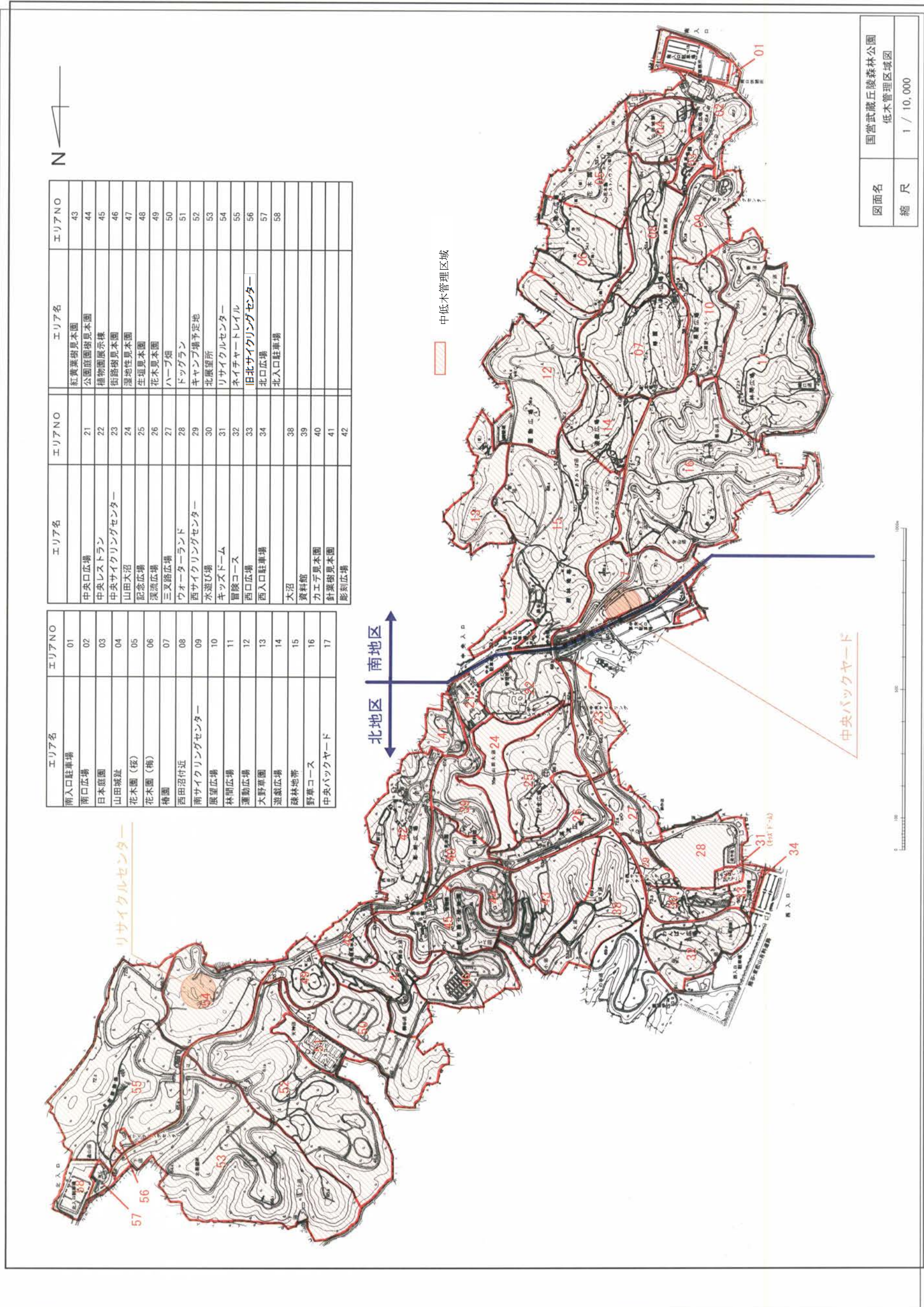
国営武蔵丘陵森林公園わんぱく広場利用指導日誌

管理センター長 副センター長 (兼 施設責任者)	総務リーダー 企画責任者	総務責任者 利用安全リーダー	係	記載月日	天候
				平成 年 月 日 ()	

エリア	回数・時刻	巡回箇所	利用指導等その他取扱事項	施設点検	措置結果
水遊び場	1回	扇形地			
	2回				
	3回	1. 2号水路			
	4回				
	5回	便所・休憩所			
	6回				
	7回	園路・池沼			
	8回				
	9回	ベンチ看板等工作物			
冒険コース	1回	むさしキッズドーム	利用人数 名	利用人数 名	
	2回				
	3回				
	4回	西口ひろば			
	5回				
	6回				
	7回	木製遊具			
	8回				
	9回				
備考					

※看護師対応及び個人情報記録する物件については別冊「救護日誌」参照
 救護対応 件 迷子取扱い 件

中低木管理区域図

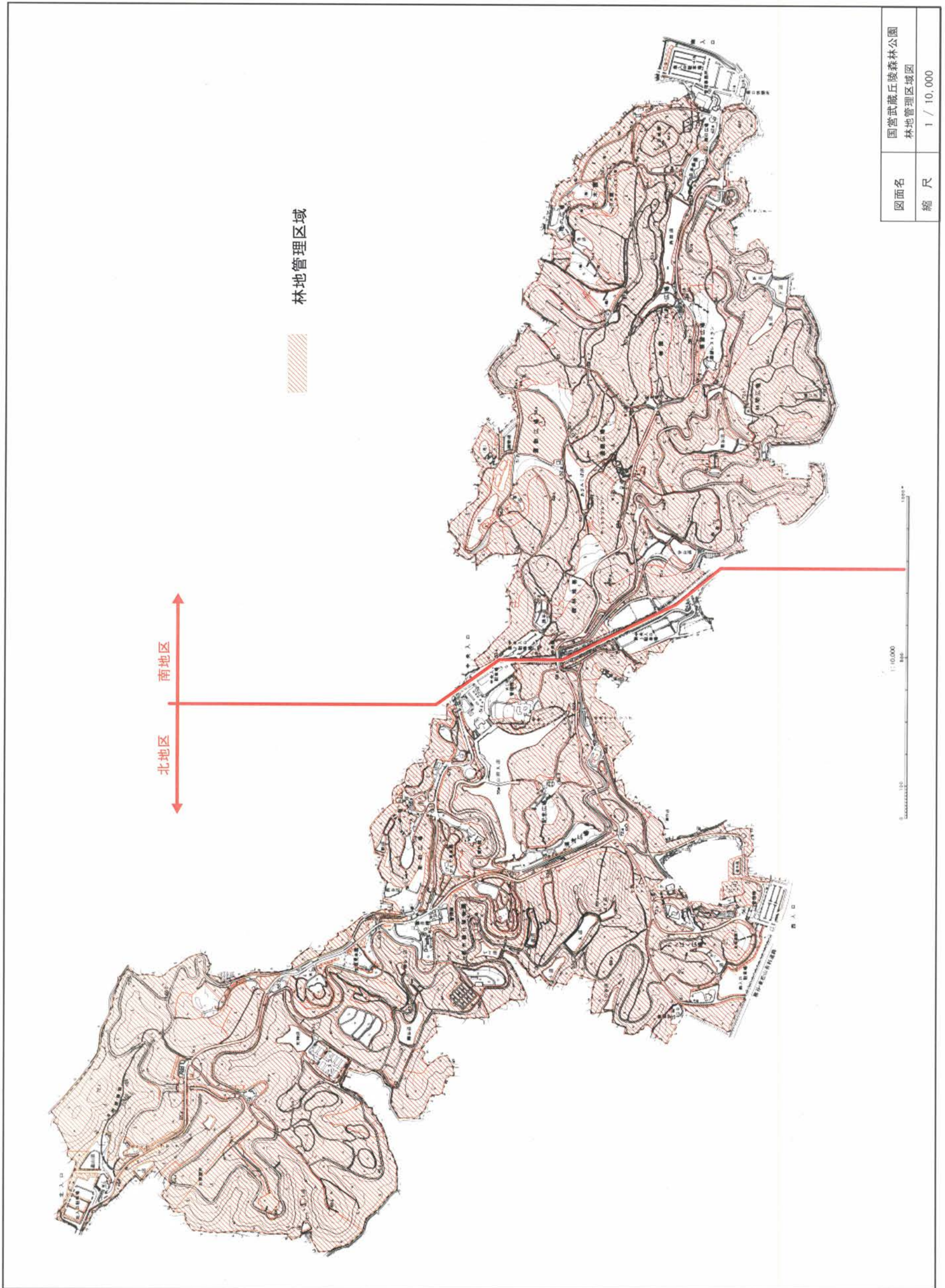


図面名 国営武蔵丘陵森林公園
低木管理区域図
縮尺 1 / 10,000

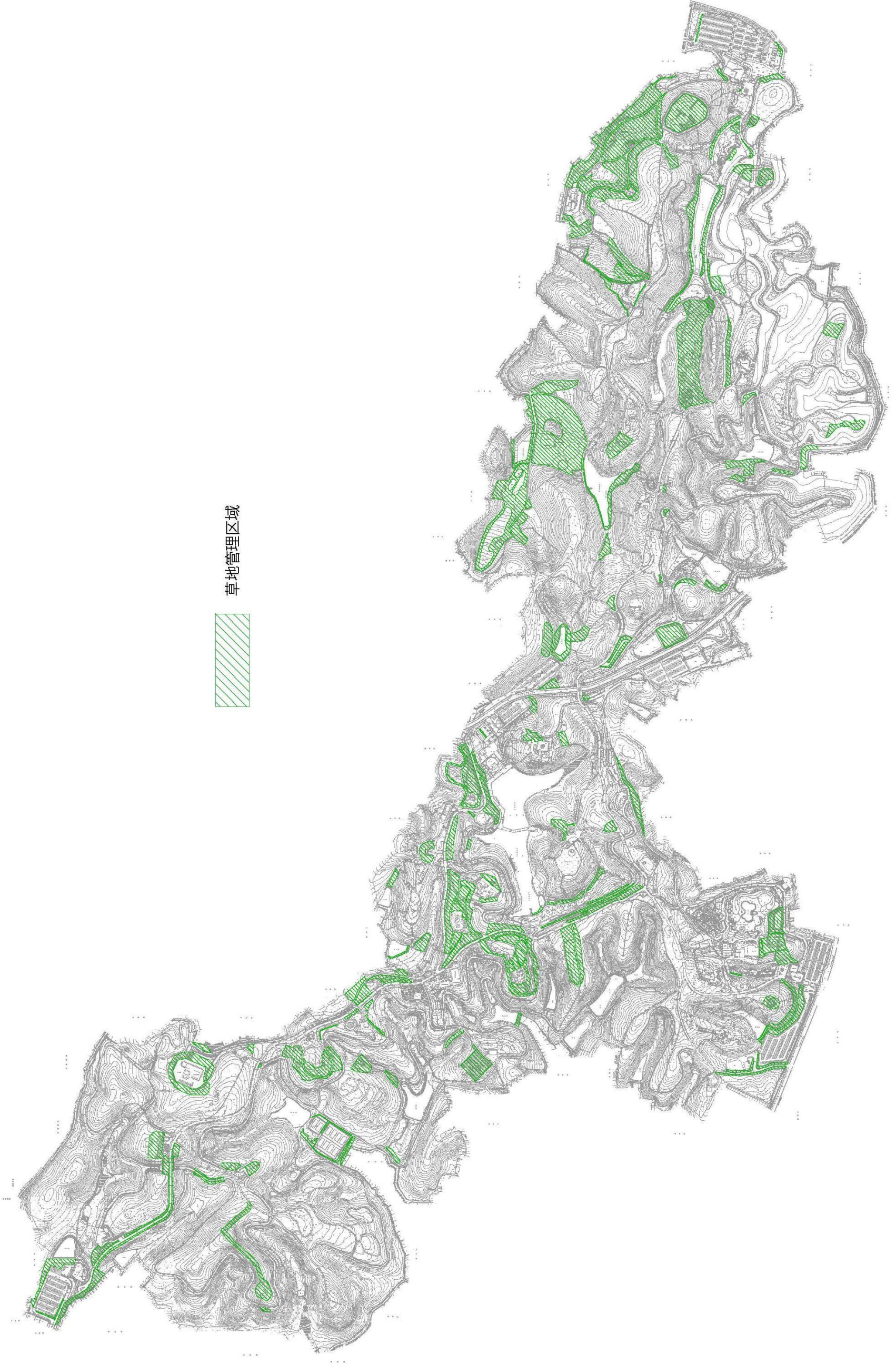
高木管理区域図



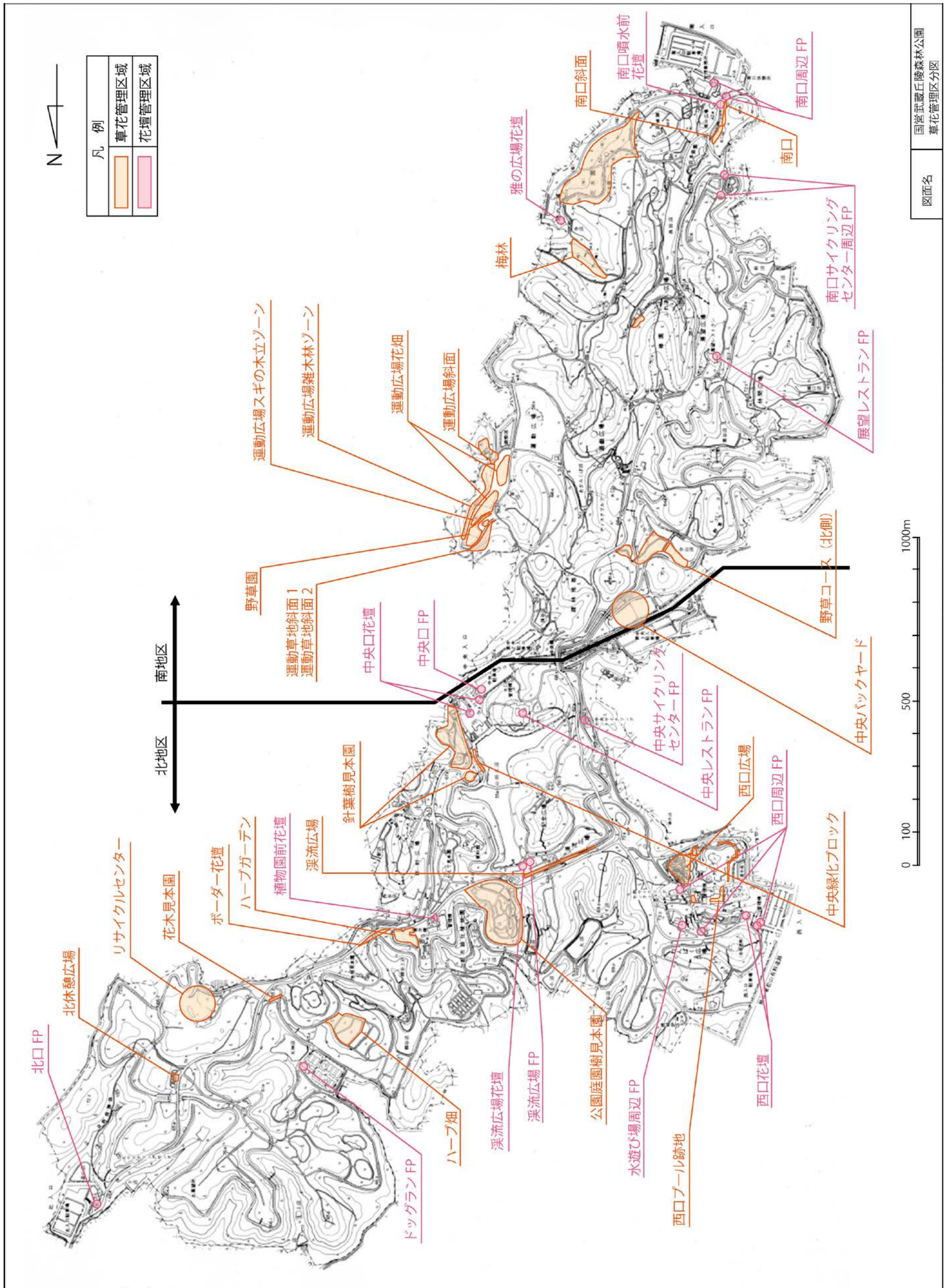
林地管理区域図



草地管理区域図

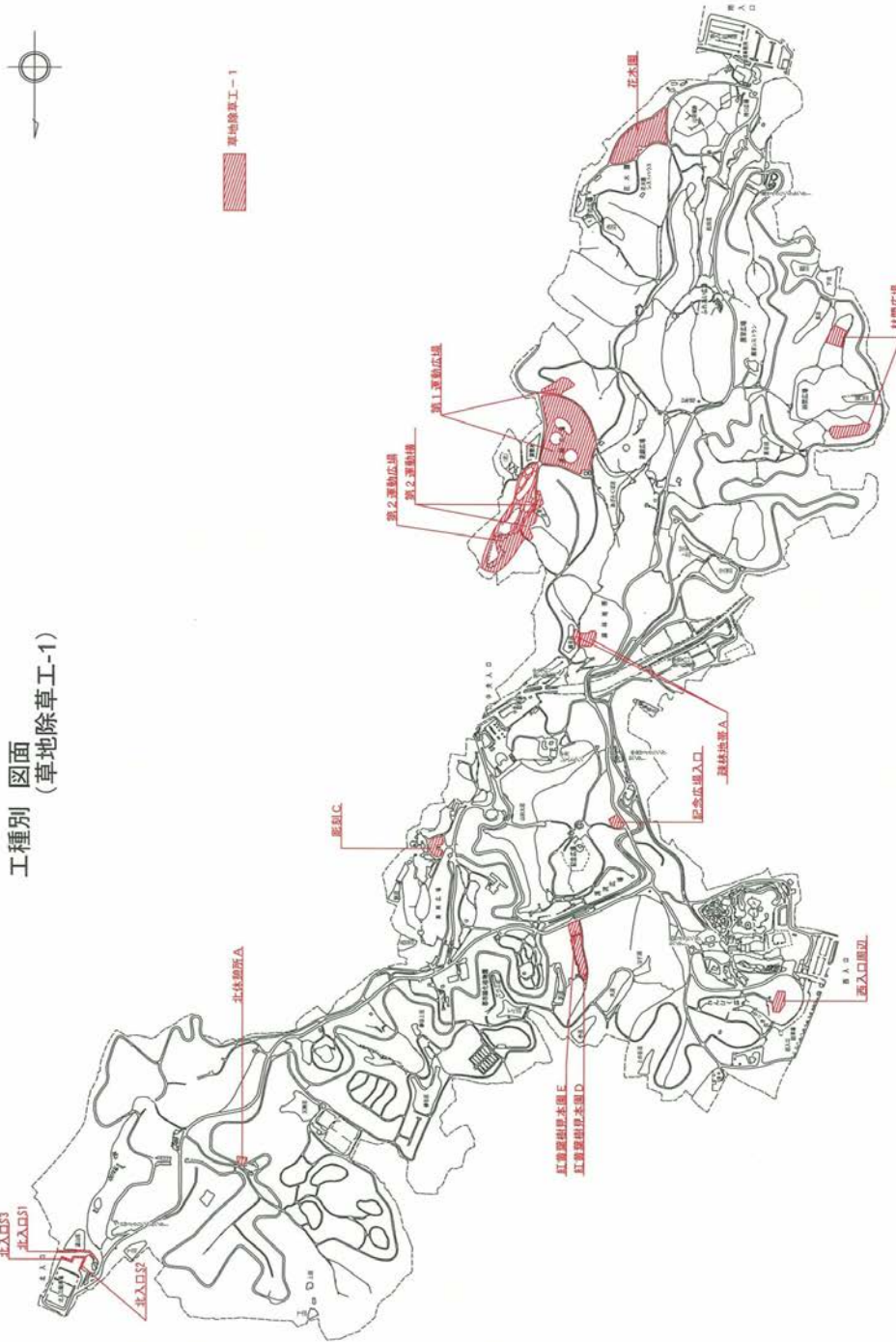


草花管理区域図



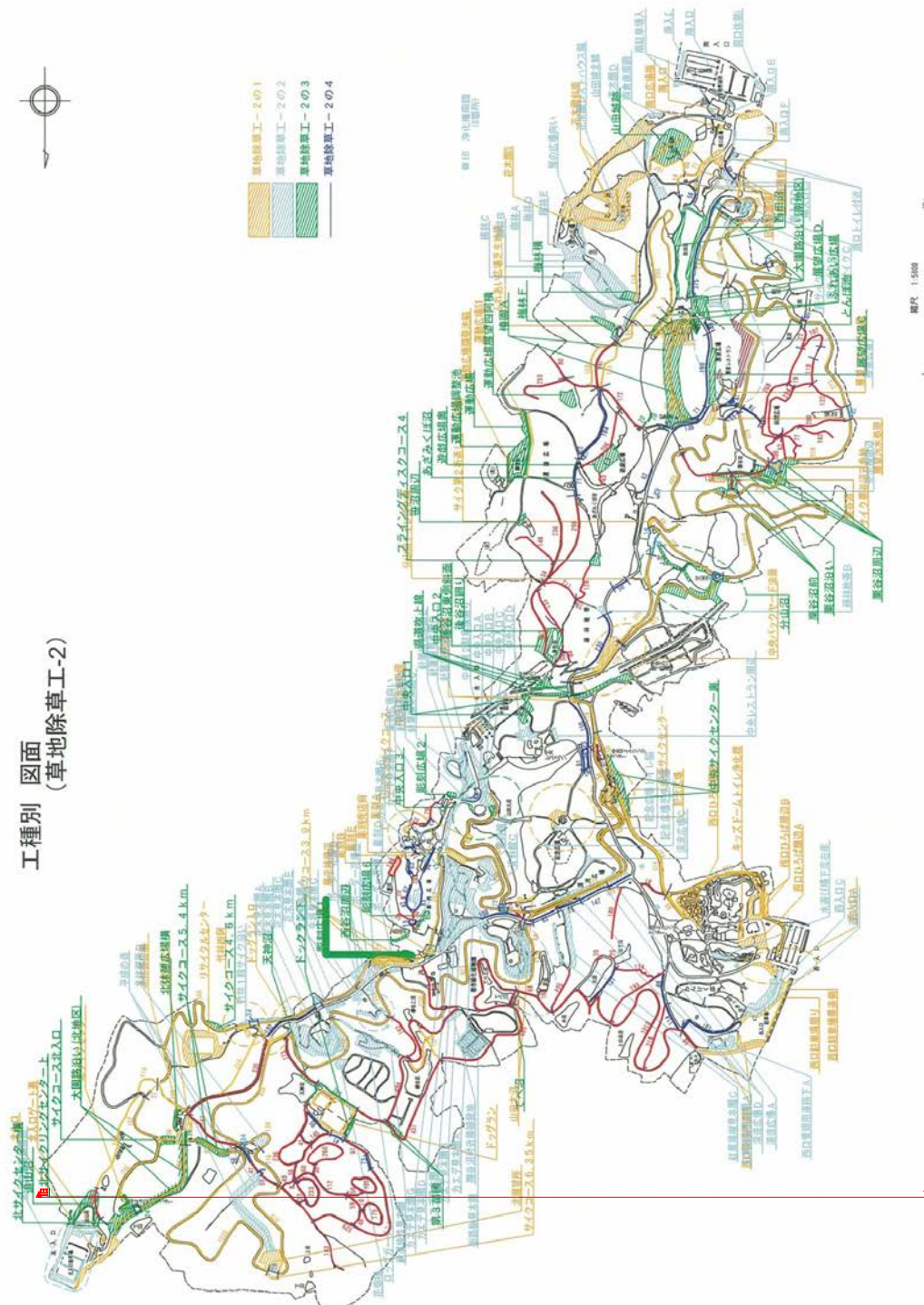
図面名 国営武蔵丘陵森林公園 草花管理区分図





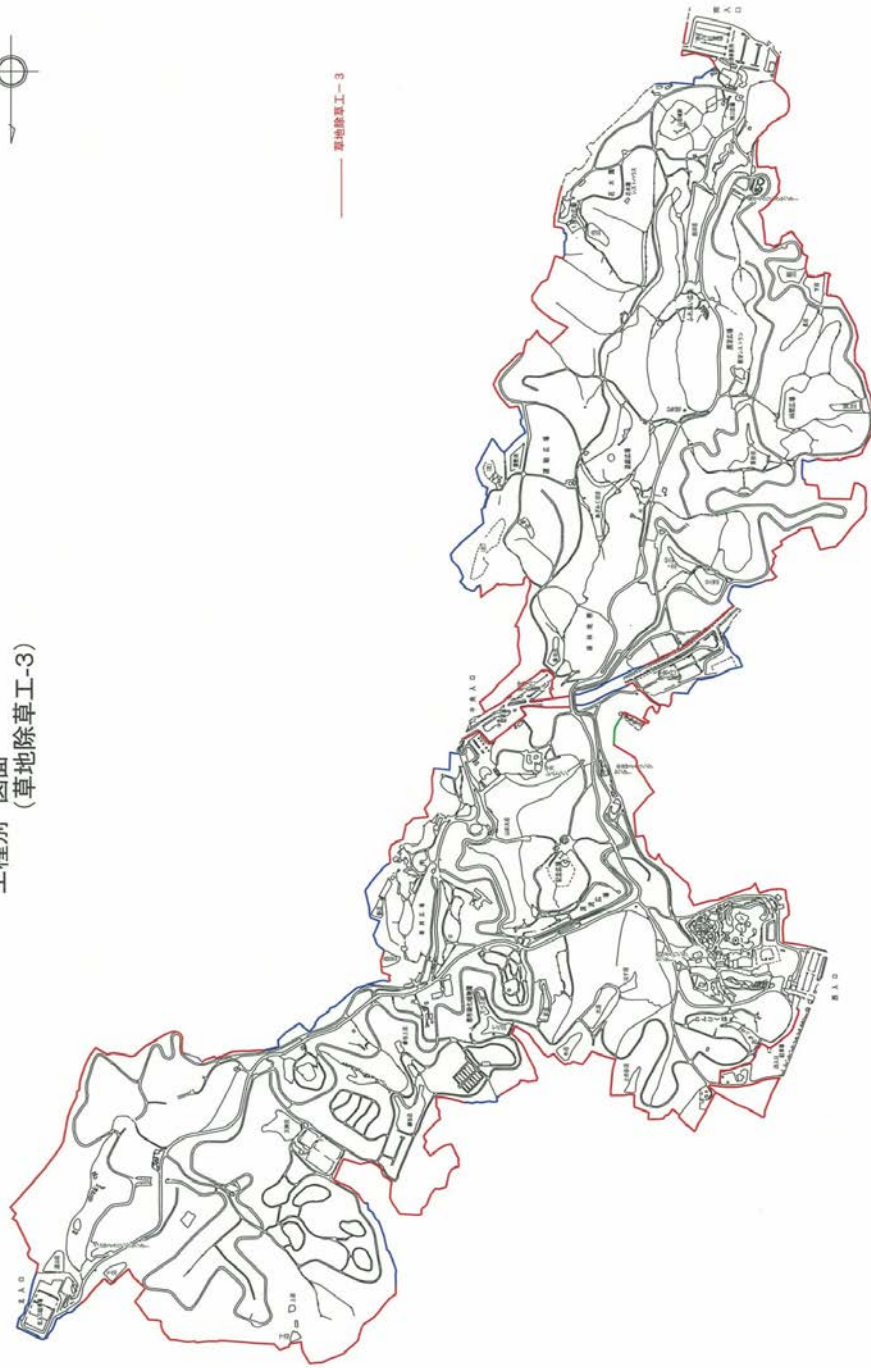
工種別 図面 (草地除草工-1)

工種別 図面 (草地除草工-2)

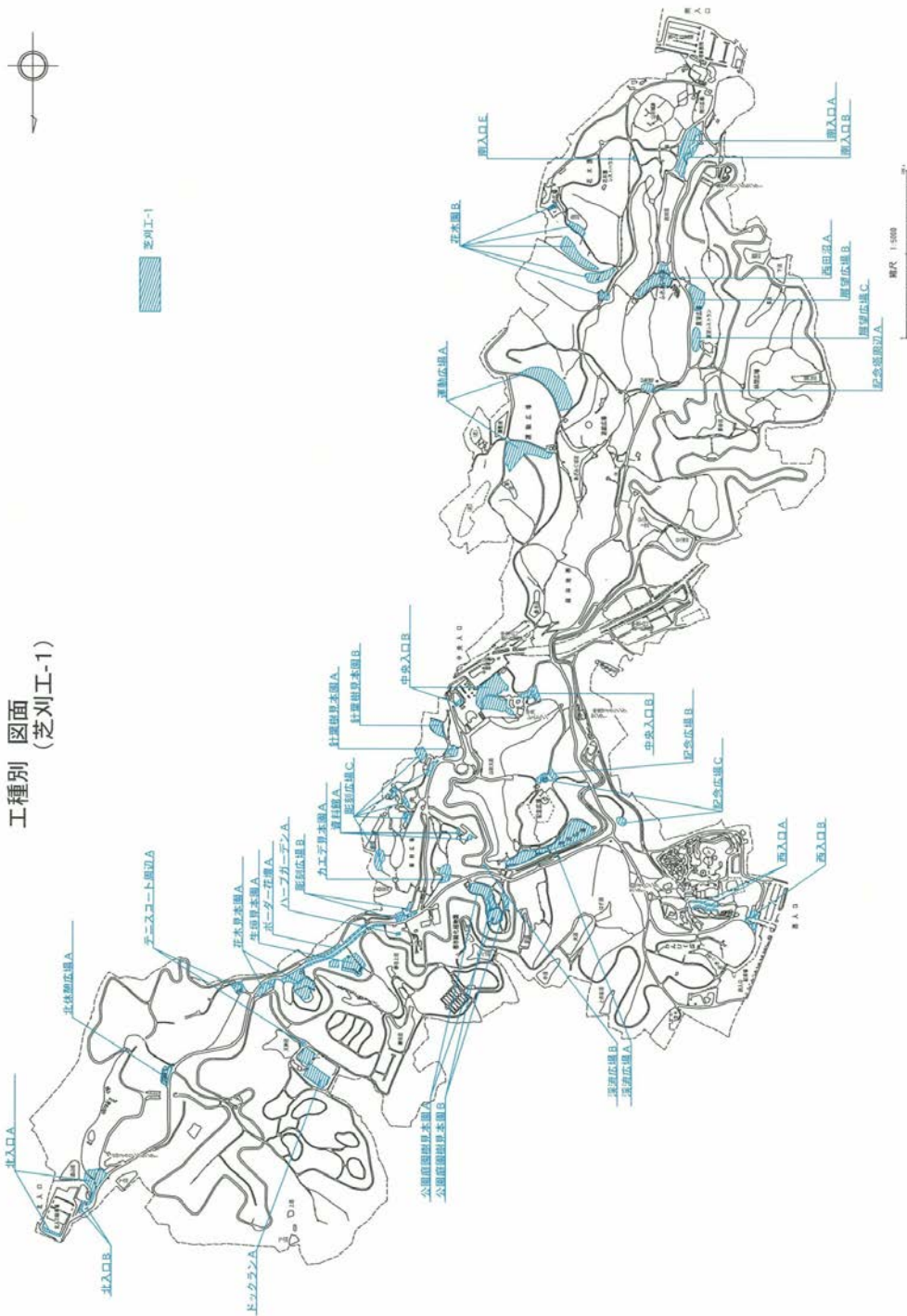


書式変更: フォント: (英) MS Pゴシック, (日) MS Pゴシック, 5 pt, 太字, フォントの色: 緑
 書式変更: 中央揃え, 行間: 固定値 7 pt

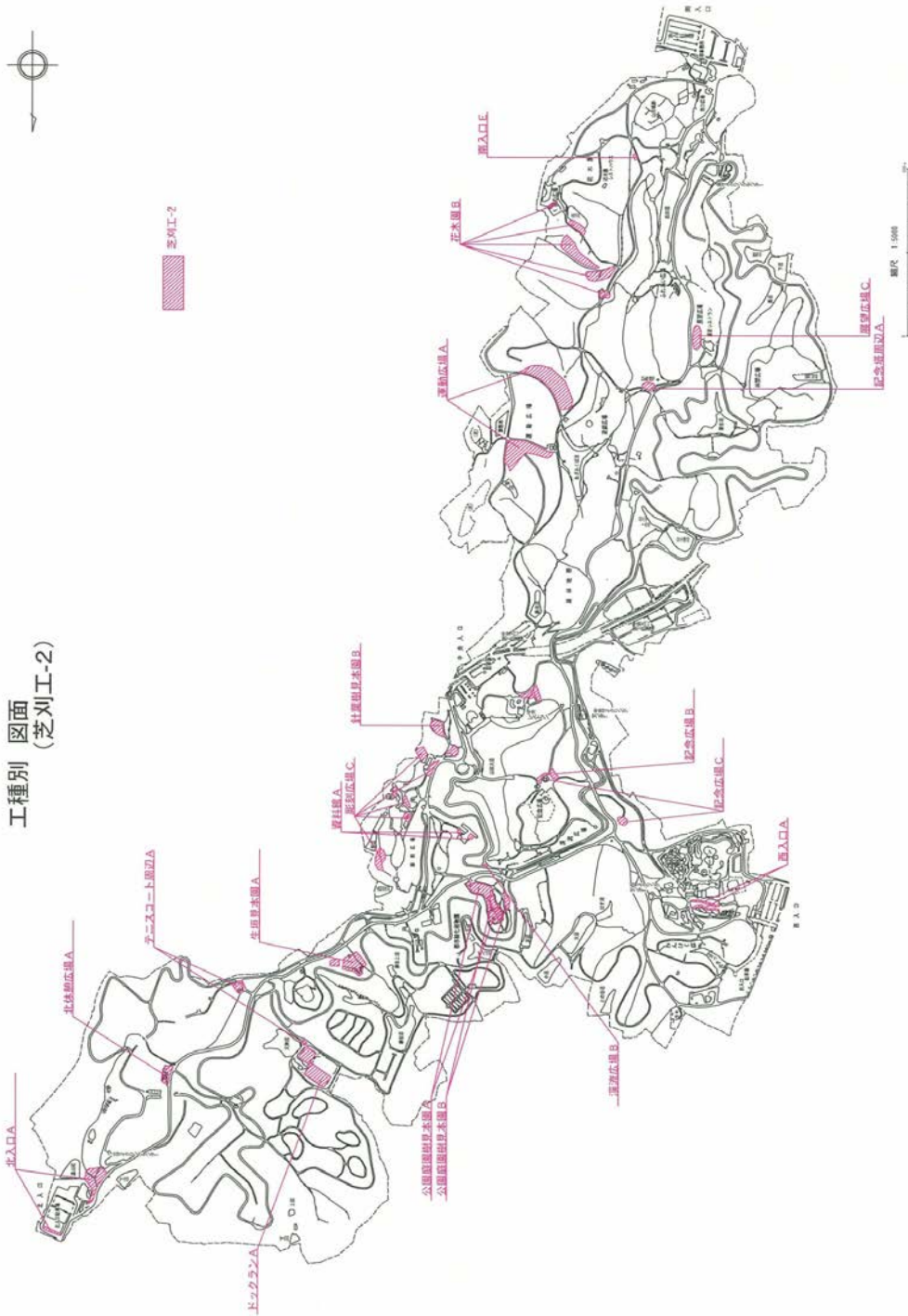
工種別 図面 (草地除草工-3)



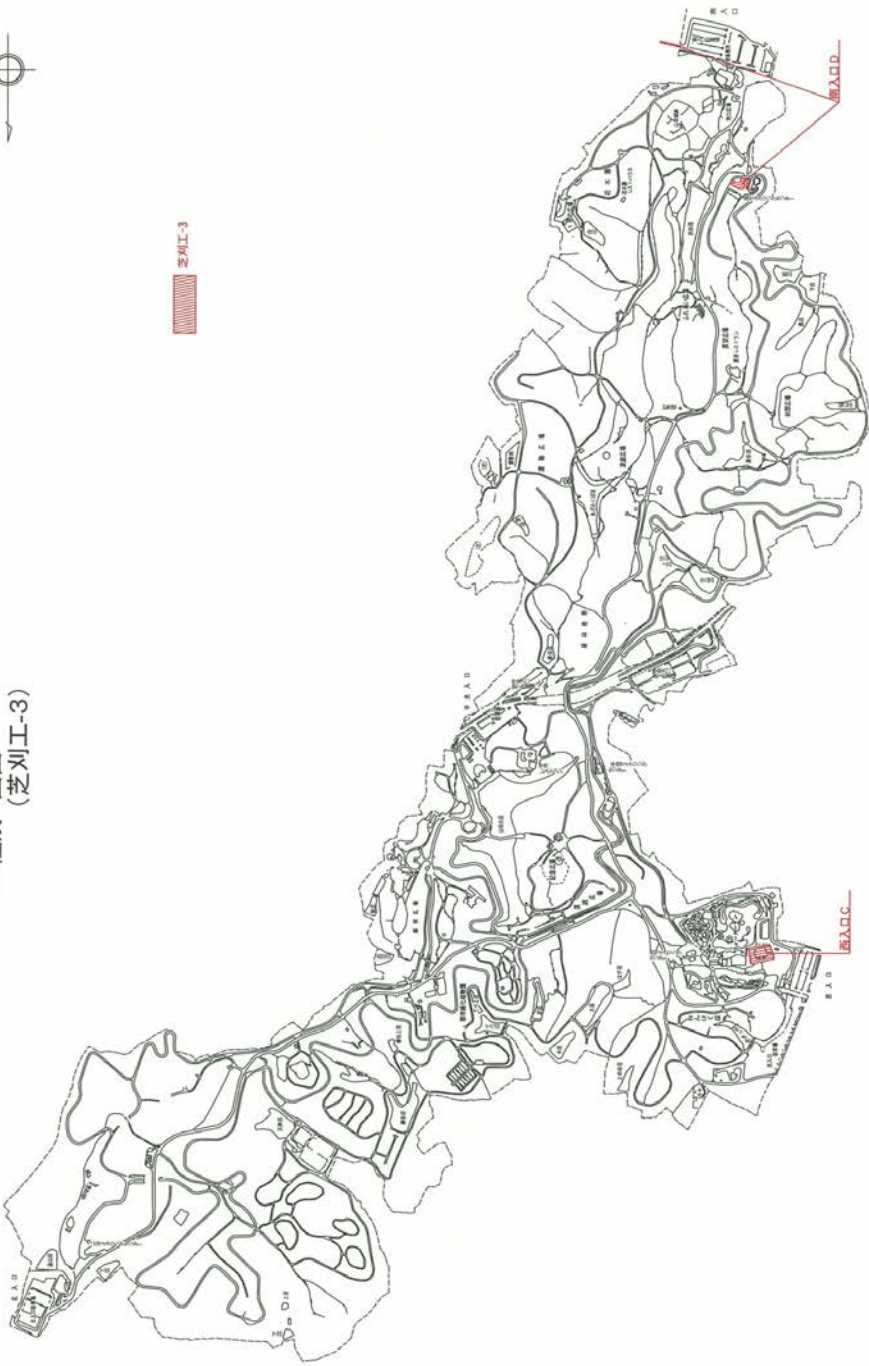
工種別 図面
(芝刈工-1)



工種別 図面
(芝刈工-2)



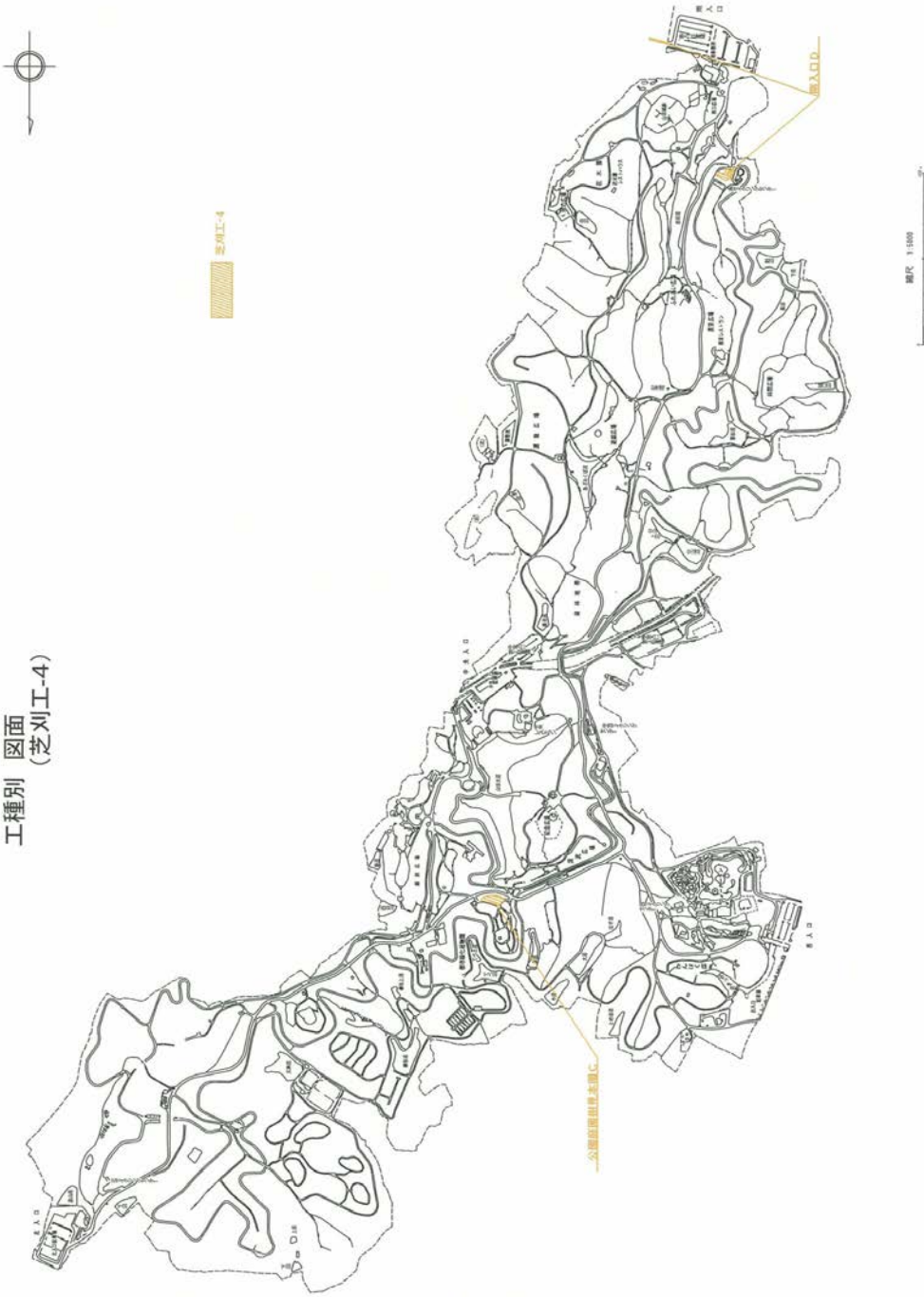
工種別 図面
(芝刈工-3)



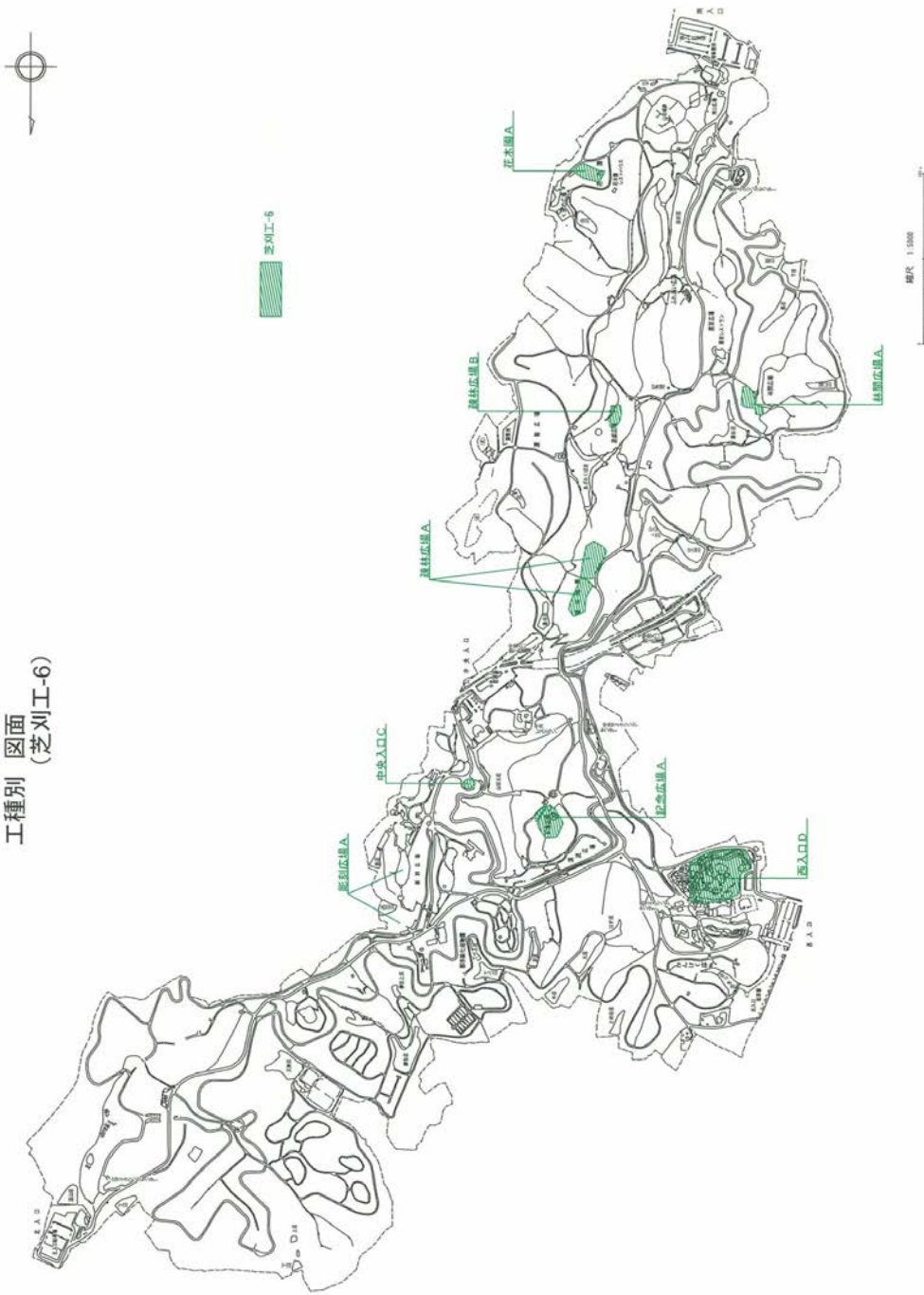
芝刈工-3

縮尺 1:1,000

工種別 図面
(芝刈工-4)



工種別 図面
(芝刈工-6)



貴重種一覧

森林公園に存在する種のレッドデータブック記載概況（環境省 2000・埼玉県 2005）

和名	レッドデータブック・リストの分類		出典先	
	環境省RDB	地域版RDB	野生or栽培	栽培
スズカケソウ	絶滅危惧ⅠA類(CR)		ボーダー	栽培
オオベニウツギ	絶滅危惧ⅠA類(CR)		見本園	栽培
トキワマンサク	絶滅危惧ⅠA類(CR)		見本園	栽培
トダスゲ	絶滅危惧ⅠA類(CR)	埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	栽培	栽培
ムラサキ	絶滅危惧ⅠB類(EN)	埼玉県 絶滅類(EW)	栽培	栽培
ヒイラギソウ	絶滅危惧ⅠB類(EN)	埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野草コース	栽培
アマギツツジ	絶滅危惧ⅠB類(EN)		見本園	栽培
シロヤマブキ	絶滅危惧ⅠB類(EN)		見本園	栽培
キエビネ	絶滅危惧ⅠB類(EN)		野草コース	栽培
ジシゲウツツジ	絶滅危惧ⅠB類(EN)		見本園	栽培
カノコユリ	絶滅危惧ⅠB類(EN)		野草コース	栽培
オニバス	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	栽培	栽培
ヒメシロアサザ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	栽培	栽培
クマガイソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	野草コース	栽培
シャジクモ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	野生	野生
サクラソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	栽培	栽培
キキョウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野草コース	栽培
オオヒキヨモギ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
キンラン	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
アサザ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	栽培	栽培
ミスアオイ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	栽培	栽培
ガガブタ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	栽培	栽培
タコノアシ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
エビネ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
カキツバタ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
ミズマツバ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
メダカ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
ギハチ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
ハンショウオオイデモジシマゲンゴロ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
オオタカ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
チョウジソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	ボーダー	栽培
ヤマシャクヤク	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野草コース	栽培
セツブンソウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野草コース	栽培
トウテイラン	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		ボーダー	栽培
エゾヨモギギク	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		ボーダー	栽培
シオン	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		ボーダー	栽培
エノムラサキツツジ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		見本園	栽培
タチバナ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		見本園	栽培
ハナノキ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		見本園	栽培
シマサルズベリ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		見本園	栽培
トサミズキ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		見本園	栽培
シテコブシ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		見本園	栽培
ゲンカイツツジ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		見本園	栽培
フジバカマ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)		野草コース	栽培
トウキョウサンショウウオ	地域個体群(LT)	埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
ニホトカゲ	地域個体群(LT)		野生	野生
オオムラサキ	準絶滅危惧(NT)	埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
シラン	準絶滅危惧(NT)	埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野草コース	栽培
ホタルカズラ		埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	野生	野生
ミヤマビャクシン		埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	見本園	栽培
イブキトラノオ		埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	ボーダー	栽培
オキナグサ		埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	野草コース	栽培
マメダオン		埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	野生	野生
キバナツトシボ		埼玉県 絶滅危惧ⅠA類(CR)	野生	野生
ヒメシャガ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野草コース	栽培
ヤマアイ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	見本園	栽培
ヒロハアマナ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	見本園	栽培
サラサドウタン		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	見本園	栽培
ヒメコマツ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	見本園	栽培
コウホネ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	蘆池	栽培
カリガネソウ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野草コース	栽培
ウメガサソウ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
コオニユリ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
ギンリョウソウ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
ヒトツボクロ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
オミナエシ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
ギンラン		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
ミヤマウスラ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
アマナ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
キクムグラ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
カセンソウ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
タチスゲ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
ハシドイ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
クツワムシ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
オオオカメウロギ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
サシバ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
クマタカ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
コアジサシ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
コガネグモ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	野生	野生
トチカガミ		埼玉県 絶滅危惧ⅠB類(EN)	栽培	野生
ミソコウジュ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
ハバヤマボクチ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
エゾスズラン		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
カキラン		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
ノギラン		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
ケセウタ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	ボーダー	栽培
ベニドウタン		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	見本園	栽培
イチイ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	見本園	栽培
カワラナデシコ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野草コース	栽培
フクジュソウ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野草コース	栽培
レンゲショウマ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野草コース	栽培
ヤマオダマキ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野草コース	栽培
カンアオイ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	栽培	栽培
ササハモ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	栽培	栽培
ヒルムシロ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	栽培	栽培
ミズオオバコ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	栽培	栽培
カタクリ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野草コース	栽培
クリソウ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野草コース	栽培
シユンラン		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
レンゲツツジ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
オオバトシボソウ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
アイナエ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
サクラスミレ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
シャクジョウソウ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
ニッポニイヌヒゲ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
ヤマアゼスゲ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生
センブリ		埼玉県 絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生	野生

ナンバンギセル	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
ノハナシヨウブ	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
サイハイラン	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
キツネノカミソリ	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
ベニドウタン	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	栽培	栽培	
ニュウナイスズメ	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
ハヤブサ	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
ハチクマ	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
トモエガモ	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
サンコウチョウ	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
ヌカエビ	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
ウラナミアカシジミ	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
オシドリ	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
イシガメ	埼玉県	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	野生		野生
トウゴクミツバツツジ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	栽培	栽培	
ネズミサン	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	見本園	栽培	
アスナロ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	見本園	栽培	
フシグロセンノウ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野草コース	栽培	
イチリンソウ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野草コース	栽培	
アスマイチゲ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野草コース	栽培	
シキンカラマツ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野草コース	栽培	
ハンゲショウ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	桜園	栽培	
ヤマブキソウ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野草コース	栽培	
ヒゴスミレ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野草コース	栽培	
カラタチバナ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
イカリソウ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ヒメニラ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ヌマトラノオ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ヤマホロシ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ミツバツツジ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ヒシ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ササバギラン	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
クモキリソウ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
オグルマ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ゴマキ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
オナモミ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
アギスミレ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
サラシナショウマ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
イヌショウマ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
メスグロヒョウモン	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
オオウラギンシジミ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
アサマイチモンジ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
コムラサキ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ミヤマホウジロ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
アオジ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ノスリ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ハイタカ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ツミ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
タゲリ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
イソシギ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ヤマシギ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
クルマハツタ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ハルセミ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ヘイケボタル	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
サラサヤンマ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
キリギリス	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ミドリシジミ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
オオミドリシジミ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
アカイトリノフンダマシ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
キイトンボ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ツミ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
フクロウ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ホンドカヤネズミ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
アオダイショウ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
ヤマカカシ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
クサカメ	埼玉県	準絶滅危惧(NT)	野生		野生
カワセミ	埼玉県	地域個体群(LP)	野生		野生
スズムシ	埼玉県	地域個体群(LP)	野生		野生
ナキイナゴ	埼玉県	地域個体群(LP)	野生		野生
ヤママユ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
ルリビタキ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
ウグイス	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
トラツグミ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
エナガ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
ヒガラ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
ヤマガラ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
ゴジュウカラ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
ホオジロ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
スジエビ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
ヒバカリ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
ニホントカゲ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
ニホンマムシ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
シロマダラ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
タヌキ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
ノウサギ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
イタチ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生
ホンドキツネ	埼玉県	地域別危惧種	野生		野生

樹木の点検・診断マニュアル

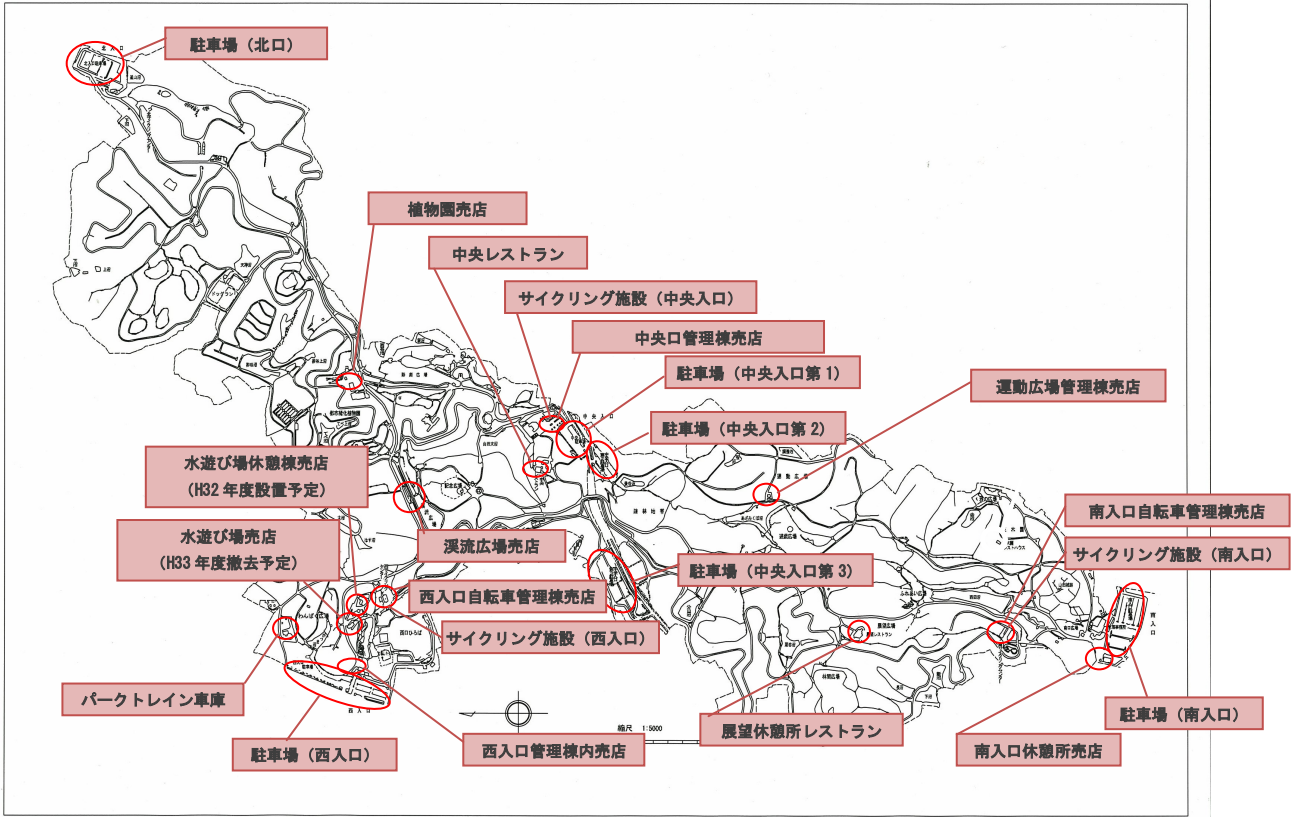
■都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)

(平成 29 年 9 月、国土交通省)

http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/tenken.html

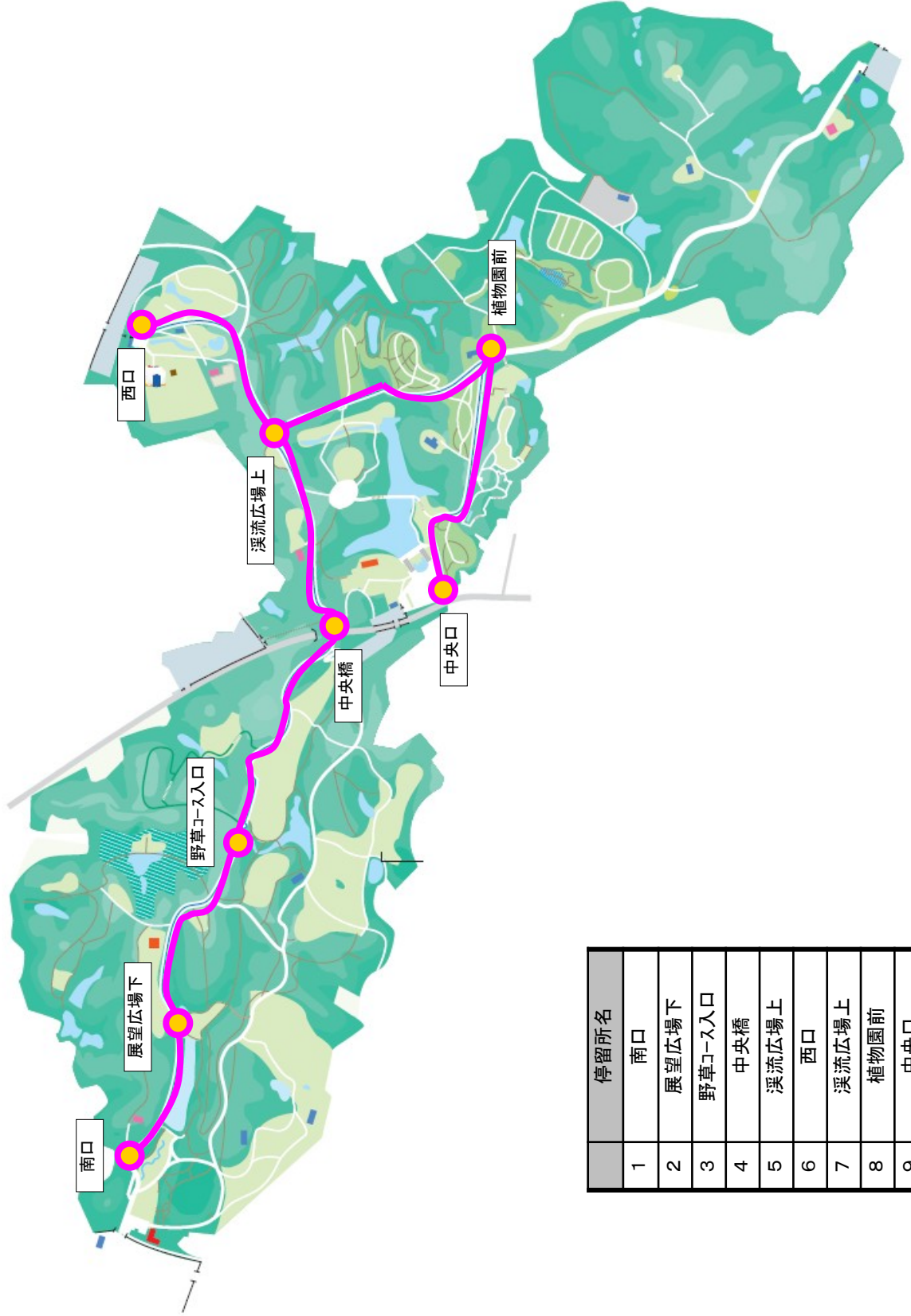
※都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)については上記 URL を参照

収益施設運営対象区域図



園内交通基本ルート図【各停留所】

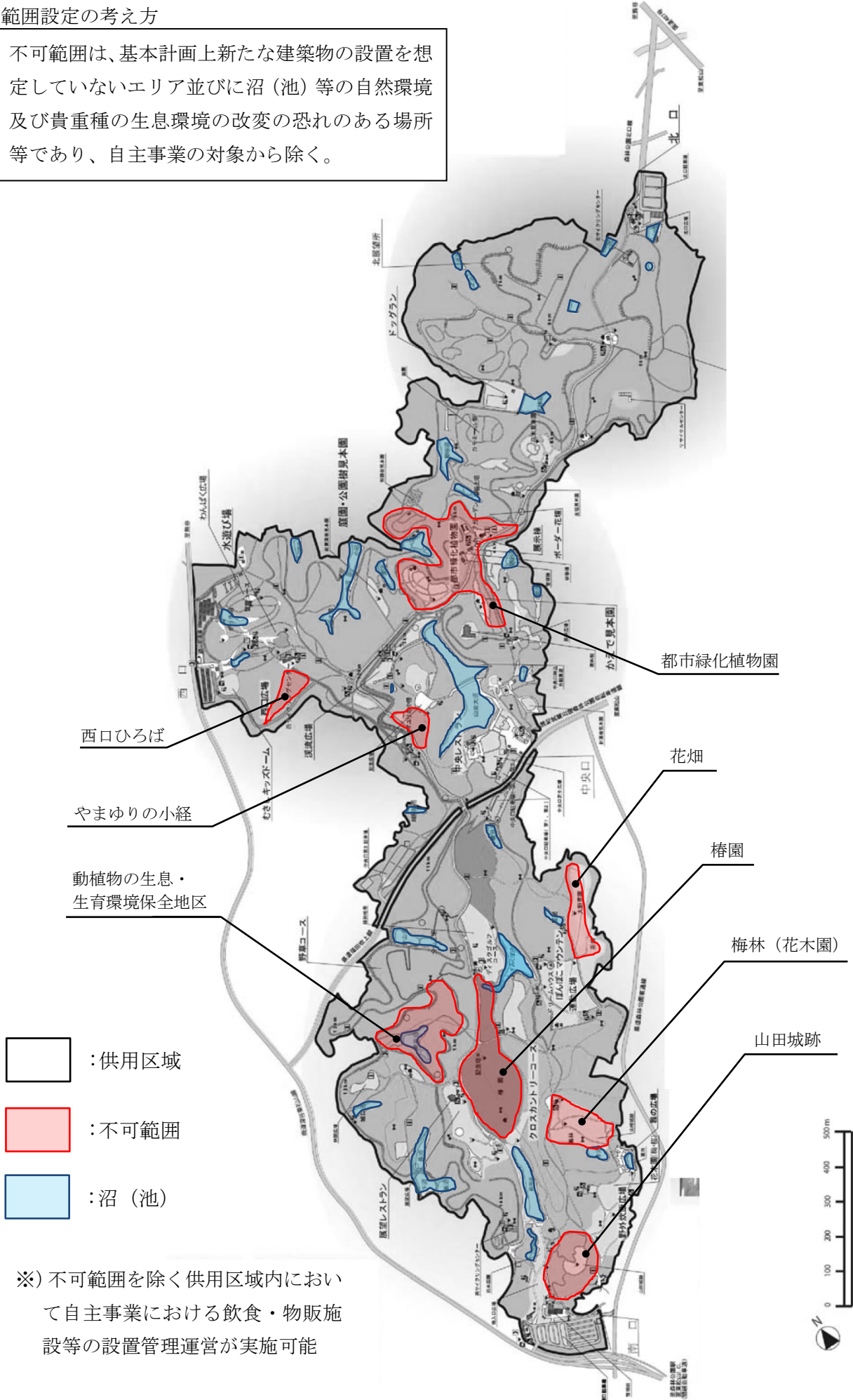
別添53



停留所名
1 南口
2 展望広場下
3 野草コース入口
4 中央橋
5 溪流広場上
6 西口
7 溪流広場上
8 植物園前
9 中央口

範囲設定の考え方

不可範囲は、基本計画上新たな建築物の設置を想定していないエリア並びに沼（池）等の自然環境及び貴重種の生息環境の改変の恐れのある場所等であり、自主事業の対象から除く。



平成〇年〇月〇日

国営〇〇公園 〇〇施設 〇年度収支状況

(単位:千円)

科目	金額	備考
売上高(A)	0	
売上原価(B)	0	
使用料	0	
仕入れ代	0	
人件費	0	
通信運搬費	0	
水道光熱費	0	
備品費	0	
消耗品費	0	
委託費	0	
その他	0	
売上総利益(C=A-B)	0	
販売費及び一般管理費(D)	0	
営業利益(E=C-D)	0	

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成 年度 管理月報(月分)

公園名

担当者

連絡先

開園日数	当月	日	累計	日
入園者数	当月	人	累計	人
入館者数	当月	人	累計	人

管理所開所日数	当月	日	累計	日		
従事職員数	常勤	人	非常	人	バイト	人

	当月				累計			
問合せ件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
苦情件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
要望件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
賞賛件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件

通報件数	警察	件	救急	件	消防	件
------	----	---	----	---	----	---

	当月		累計	
占用許可				
写真撮影	件	円	件	円
映画等の撮影	件	円	件	円
その他の占用	件	円	件	円

利用状況	当月		累計	
	件	人	件	人
	件	人	件	人
	件	人	件	人
	件	人	件	人
	件	人	件	人
	件	人	件	人

行催事実施状況	
日	実施内容

自主事業の実施状況

特記事項

維持管理の実施状況			
直営 業務内容		委託 業務内容	
日	業務内容	日	業務内容

管理四半期報(平成〇年度 第〇半期)

運営維持管理業務

下記は記載例である

実施予定										当期までの契約状況			
項(例示)	単位	数量	予定額	契約額	業務名等	金額	業務等の内容	実施期間	請負業者名等				
植物管理													
芝生管理	式	1	〇〇	〇〇									
	式	1	〇〇	〇〇									
芝生管理	式	1	〇〇	〇〇									
					〇〇工事	〇〇	〇〇	HO.〇月~〇月	〇〇				
					〇〇工事(第1回変更)	〇〇	〇〇	HO.〇月~〇月	〇〇				
低木管理	式	1	〇〇	〇〇									
	式	1	〇〇	〇〇									
低木管理					〇〇工事	〇〇	〇〇	HO.〇月~〇月	〇〇				
高木管理	式	1	〇〇	〇〇									
	式	1	〇〇	〇〇									
高木管理					〇〇工事	〇〇	〇〇	HO.〇月~〇月	〇〇				
草花管理	式	1	〇〇	〇〇									
	式	1	〇〇	〇〇									
草花管理					〇〇工事	〇〇	〇〇	HO.〇月~〇月	〇〇				
清掃	式	1	〇〇	〇〇									
	式	1	〇〇	〇〇									
清掃	式	1	〇〇	〇〇									
					賃金等								
					諸材料購入								
体験学習施設管理	式	1	〇〇	〇〇									
	式	1	〇〇	〇〇									
体験学習施設管理	式	1	〇〇	〇〇									
					〇〇	〇〇	〇〇	HO.〇月~〇月	〇〇				
工作物管理	式	1	〇〇	〇〇									
	式	1	〇〇	〇〇									
〇〇管理	式	1	〇〇	〇〇									
					〇〇管理	〇〇	〇〇	HO.〇月~〇月	〇〇				
〇〇設備管理	式	1	〇〇	〇〇									
	式	1	〇〇	〇〇									
〇〇設備管理					〇〇設備管理	〇〇	〇〇	HO.〇月~〇月	〇〇				
					〇〇設備管理	〇〇	〇〇	HO.〇月~〇月	〇〇				

